

令和6年2月29日

令和5年度第11回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第11回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 小中学校における制服・新入学用品等の購入に関する提言について
- 第2号 松本市部活動地域移行推進計画の策定について
- 第3号 指導上の措置について【非公開】
- 第4号 松本市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- 第5号 あがたの森図書館の移転及び休館について
- 第6号 松本市指定文化財の指定に係る諮問について
- 第7号 史跡小笠原氏城跡整備基本計画の策定について
- 第8号 史跡松本城整備基本計画の策定について
- 第9号 松本市立博物館及び分館の臨時開館について

[報告]

- 第1号 図書館利用者登録等の電子申請の受付開始について

[周知]

- 1 「発掘された松本2023」の開催について

[その他]

教育委員会資料
6. 2. 29
教育政策課

議案第 1 号

小中学校における制服・新入学用品等の購入に関する提言について

1 趣旨

入学時の購入物品に係る保護者の負担を軽減するとともに、子どもの多様性を認めるため、松本市教育委員会（教育長及び教育委員4名で構成される行政委員会）として市立小中学校に提言することについて協議するものです。

2 提言の概要

(1) 多様な選択を許容できる仕組みづくりを

入学時購入物品の選択肢を拡大し、保護者も児童生徒も多様な選択ができることが大切と考えます。

(2) 学校と保護者及び児童生徒の意見交換の場づくりを

学校の実態に合わせて、保護者及び児童生徒の意見を聞き、学校に合った形に決めるのがよいと考えます。

3 小中学校における制服・新入学用品等の購入に関する提言書（案） 別添のとおり

4 今後の予定

(1) 市立小中学校の学校長及び生徒会長、「小中学校における制服・新入学用品等の購入」をテーマとした教育委員との意見交換会出席者（松本市PTA連合会、中学生代表）に、提言書を送付します。

(2) 松本市ホームページに提言書を公開します。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

小中学校における制服・ 新入学用品等の購入に関する 提言書（案）

保護者負担の軽減と
「すべての子どもにやさしいまち」のために

令和6年 月 日
松本市教育委員会

目 次

1	はじめに.....	1
	(1) 研究の背景と目的.....	1
	(2) 研究の方法.....	2
	(3) 研究の経過.....	2
2	松本市の公立小中学校における入学時購入物品の現状.....	4
	(1) 小学校.....	4
	(2) 中学校.....	5
	(3) 運動着販売の指定店の有無.....	6
3	関係者との意見交換会開催結果.....	7
	(1) 松本市PTA連合会との意見交換会.....	7
	(2) 市内中学生との意見交換会.....	8
	(3) 学校長及び学校事務職員との意見交換会.....	9
4	制服・新入学用品等の購入に関する課題.....	10
5	小中学校における制服・新入学用品等のあり方.....	12
6	おわりに.....	13
	【参考】意見交換会での関係者からの意見.....	14
	【参考】令和5年度第2回総合教育会議 開催概要.....	19
	【参考】第9期まつもと子ども未来委員会 市への提言（抜粋）	21

1 はじめに

(1) 研究の背景と目的

令和3年4月に松本市パートナーシップ宣誓制度(※)が導入された後、市立中学校の男女別の制服のあり方について、市長への手紙が相次いだことをきっかけに、教育委員会では、市立中学校の制服の状況についての調査を行いました。調査の趣旨は「ジェンダーフリーの推進」でしたが、令和3年度第3回定例教育委員会では、今求められているのはジェンダーフリーだけでなく「ダイバーシティ(多様性)」なのではないかとの議論がされました。

制服に関しては、保護者の経済的負担の観点から、平成29年11月に公正取引委員会が「公立中学校における制服の取引実態に関する調査」を公表し、これによりますと、保護者が入学にあたって準備する品目の中で、制服の購入に係る費用は比較的高額であり、その販売価格は、近年、上昇傾向にあることが指摘されています。制服の取引における公正な競争の確保のため、公正取引委員会が学校に対して期待する取組みとして、制服メーカー間や販売店の競争を促すことなどが示されています。

また、このことに関連して、保護者の教育費負担が重すぎることも課題となっています。文部科学省では、保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した1年間の経費の実態をとらえる「子供の学習費調査」を隔年で実施していますが、令和3年度の調査では、公立小学校の「学習費総額」は、年間約35万円(2年間で約3万円上昇)、公立中学校は年間約54万円(2年間で約5万円上昇)となっており、令和5年度の調査では、物価高騰を受けさらに上昇していくことが予想されます。

このような状況は、ひいては教育格差につながるものであり、社会全体でこれを是正していくことが必要です。平成30年3月には、文部科学省から学校及び教育委員会に対して、学校における通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意する旨を促す通知が出されましたが、学校の実態として、それらの取組みがなかなか進んでいないというのが、教育委員会としての問題意識の始まりとなりました。

令和4年松本市議会9月定例会一般質問においても、小中学校入学時及び1年次の必要購入品(制服・学用品)に係る保護者負担の軽減が全校で進むよう要望が出されています。

※ 松本市パートナーシップ宣誓制度：人生のパートナーシップ関係にあるお二人の宣誓を市が受け止め(一方又は双方が性的マイノリティであること等が宣誓の要件)、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付することにより、市営住宅の入居申込等が可能となる、性別にかかわらず個人が尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現を目指す制度

これらを受けて、教育委員会としては、“子どもの多様性を認めるとともに、入学時の購入物品に係る保護者負担軽減のためにどのような支援ができるか”というテーマを設け、学校の取組みを少しでも後押しできればと考え、研究・提言をすることにしました。

当初は、教育委員研究会において非公開で議論しながら研究を進め、教育委員会が考える望ましい方向性を提言する予定でしたが、突然それを受け取った学校側は対応に悩むのではないかという懸念が生まれました。そこで、研究の方法を再検討し、公開の場で保護者や子どもたち、学校関係者とも意見交換を重ね、それを公表するなどの過程を丁寧に踏みながら、提言を作成することとしたものです。

(2) 研究の方法

- ア 制服・新入学用品等に係る基礎資料（国の調査結果や通知等）を確認し、教育委員研究会で意見交換
- イ 制服のあり方を見直した学校の検討経過や現状等を聴取するため、教育委員研究会で当該学校長との意見交換
- ウ 松本市立及び松本市山形村朝日村中学校組合立の全小中学校を対象として、入学時又は1学年次に保護者に対して児童生徒全員に統一規格の物品購入を求めたものを調査するとともに、運動着の販売指定店の有無についても調査
- エ 制服・新入学用品等の購入について、保護者の意見を聴取するため、松本市PTA連合会の役員と意見交換会を開催
- オ 制服・新入学用品等の購入について、子どもたちの意見を聴取するため、市立中学校の生徒代表と意見交換会を開催
- カ 制服・新入学用品等の購入について、学校関係者の意見を聴取するため、学校長及び学校事務職員の代表者と意見交換会を開催
- キ 総合教育会議において、市長と提言（案）について意見交換

(3) 研究の経過

5.	6. 23	教育委員研究会 (制服・新入学用品等に係る基礎資料について)
	7. 20	教育委員研究会 (制服のあり方を見直した学校の事例について)
	9. 5～12	入学時（又は1学年次）の購入物品調査
	21	松本市PTA連合会と教育委員との意見交換会
10.	19	市内中学生と教育委員との意見交換会

- 1 1. 1 7 学校長及び学校事務職員と教育委員との意見交換会
- 6. 1. 2 5 教育委員研究会において提言（案）について協議
- 2. 6 令和5年度第2回総合教育会議

2 松本市の公立小中学校における入学時購入物品の現状

令和5年9月、松本市立及び松本市山形村朝日村中学校組合立の全小中学校を対象として、入学時又は1学年次に保護者に対して児童生徒全員に統一規格の物品購入を求めたものを調査した結果は、以下のとおりでした。

※ 副教材（ドリル、テスト等）、連絡帳、ファイル類、ノート類、シール類、休み帳、水着類、技能教科教材、洗濯ばさみは含めないものとししました。

(1) 小学校

ア 入学時に購入するもの

物品名	統一規格で購入している校数(全28校) [校]	購入費用の平均 [円]
引き出し	25	627
運動着（一式）	18	10,520
給食着（一式）	14	2,759
上履き	14	2,077
紅白帽子	12	908
名札	6	93
名前入鉛筆	5	863
給食トレイ	1	980
名札（運動着）	1	160
書写用鉛筆	1	105
ハンカチ	1	100

イ 1学年次に購入するもの

物品名	統一規格で購入している校数(全28校) [校]	購入費用の平均 [円]
探検バッグ	25	771
粘土セット	25	910
図工クレヨン	25	615
色鉛筆（全芯タイプ）	23	748
はさみ	18	362
鍵盤ハーモニカ	17	5,682
縄跳び	17	571
算数セット	11	2,255
工作マット	7	507

朝顔セット	6	907
のり	5	138
道具袋	3	127
連絡袋	3	307
色鉛筆	2	695
カスタネット	1	240
ネームペン	1	110
折り紙	1	80
ボンド	1	110

(2) 中学校

ア 入学時に購入するもの

物品名	統一規格で購入している校数(全20校) [校]	購入費用の平均 [円]
運動着(一式)	20	13,208
上履き	20	3,712
靴	19	7,126
帽子	19	1,403
制服(一式)	※ 16	38,084
名札	16	434
ポロシャツ	9	3,414
校章	9	438
給食着(一式)	8	2,663
通学靴	1	3,300

※ 20校中16校は「制服あり」、その他4校のうち1校は「制服なし」、残る3校は「標準服」を定めています。

「標準服」とは

生徒や保護者のさまざまな考え、多様性に対応するため、制服を一律に定めるのではなく、ブレザーやスラックス、スカート、ネクタイ、リボン等の学校専用品は設定するものの、それらに形や色などが適合していれば、市販品の着用も可能とするもの



イ 1学年次に購入するもの

物品名	統一規格で購入している校数(全20校) [校]	購入費用の平均 [円]
美術デザインセット	11	2,483

(3) 運動着販売の指定店の有無

運動着の指定販売店がある小学校数 (全28校) [校]	15
運動着の指定販売店がある中学校数 (全20校) [校]	18

3 関係者との意見交換会開催結果

(1) 松本市PTA連合会との意見交換会

ア 日時

令和5年9月21日（木）午後3時～4時30分

イ 会場

松本市役所大手事務所3階 教育委員室

ウ テーマ

市内小中学校における制服・新入学用品等の購入の現状について

エ 出席者

<松本市PTA連合会> 会長、副会長 計4名

<松本市教育委員会> 伊佐治教育長、小柳教育長職務代理者、
佐藤教育委員、春原教育委員、福澤教育委員、教育次長、教育監、
教育政策課長、学校教育課長ほか3名

オ 保護者からの主な意見

- ・卒業後、家に持ち帰ってきてても使い道がない（引き出し等）。
- ・制服（夏服）を買っているのに、ポロシャツも買わなければならないのは無駄が多い。
- ・使用頻度が低いにもかかわらず、兄弟全員分購入する必要があった（鍵盤ハーモニカ等）。
- ・学校内で使い回してほしい（引き出し等）。
- ・共働きの家庭が増える中で、算数セットに名前シールを貼る作業は大変。個人所有の必要はないのではないか。
- ・中学校の鞆の形はどの学校も似ているが、校章が違うので使用後に譲ることができない。校章がなければ校区を超えたりユースも可能になる。
- ・幼稚園や保育園で購入して持っているものを、小学校入学時にも購入する必要があった（色鉛筆、はさみ等）。
- ・安全に配慮されたものであれば、同じものでなくてもよい（はさみ）。
- ・必要なものだけ買えばよいなら、合理的・経済的で助かるのではないか。
- ・通学靴が指定されており、長い距離を歩くので買い替えも必要だったが、指定店でしか買えなかった
- ・指定の鞆とは別に、運動着等を入れた任意のスポーツバッグを持っているので、鞆も指定でなくてもよいのではないか。
- ・指定販売店が1～2店ずつしかないなので、もう少し競争や市場原理が入



ってもよいのではないか。食料品は毎日少しでも安いものを買うよう努力しているのに、学用品はワンプライスというのはいかがか。

- ・指定されたほうが楽というのはあるが、それによって値段が高くなっているかもしれない。
- ・大型店で買えるようになると、地元洋品店は経営が厳しくなる心配はあるが、保護者負担を減らすことを一番に考えると仕方ない部分もある。

(2) 市内中学生との意見交換会

ア 日時

令和5年10月19日（木）午後4時～5時30分

イ 会場

松本市役所大手事務所3階 教育委員室

ウ テーマ

市内小中学校における制服・新入学用品等の購入の現状について

エ 出席者

<中学生> 清水中学校（制服あり） 3年生3名

鎌田中学校（ジェンダーレス制服あり） 3年生3名

丸ノ内中学校（制服なし） 3年生2名

<松本市教育委員会> 伊佐治教育長、小柳教育長職務代理者、佐藤教育委員、春原教育委員、福澤教育委員、教育次長、教育監、教育政策課長、学校教育課長ほか3名

オ 中学生からの主な意見

- ・同じ服装で同じ行事（体育祭）に参加すると団結力につながるので、運動着は統一したほうが良い。
- ・そろっていることで校風が引き締まる面はあると思うので、統一したほうが良い。
- ・中学はいろいろな人が集まるので、校則を守ることが大事だと思う。
- ・みんなが同じものを着るのは、考える必要がなくて楽だが、自分はみんなと同じはあまり好きではない。自由な服なら個性を出す手段になる。
- ・指定されるよりも自由なほうが、機能性も見ながら、自分に合ったものを選べる。
- ・今の時代、個性を尊重する傾向にあるので、統一されすぎているのは時代にそぐわない。



- ・指定店が決まっているので、価格が高いと親が言っていた。
- ・制服は、特に女子はお金がかかる。制服も体操着も指定店でしか売っておらず、それで高すぎるということもあるのではないか。もう少し販売店を増やして価格の競争をすれば、今より価格も下がるのではないか。

(3) 学校長及び学校事務職員との意見交換会

ア 日時

令和5年11月17日（金）午前9時～10時30分

イ 会場

松本市役所大手事務所3階 教育委員室

ウ テーマ

市内小中学校における制服・新入学用品等の購入の現状について

エ 出席者

<学校長（松本市校長会役員）> 小学校長2名、中学校長3名

<学校事務職員（松本市小中学校事務研究会役員）> 小学校3名、
中学校1名

<松本市教育委員会> 伊佐治教育長、小柳教育長職務代理者、
佐藤教育委員、春原教育委員、福澤教育委員、教育監、教育政策課長、
学校教育課長ほか3名

オ 学校関係者からの主な意見

- ・保護者負担を減らすのはなかなか難しいが、まだ改善の余地はある。
- ・耐久性を考えたときに、保護者がお店で適切な物品を選ぶことは逆に難しい面もある。有名メーカーのものだともっと高くなってしまう。
- ・「学校で買わないので各自買ってきてください」と言うと、買ってこない家庭も出てくるだろう。だからと言って学年費で買うと、不要な家庭への返金を管理しなければならなくなる。
- ・子どもから「どうして制服が必要なの？」と聞かれたら、大人は答える責任がある。答えられないならやめたほうが良い。
- ・ルールをもっと柔軟に考えさせても良いが、その議論を子どもたちに持ち掛ける時間がなかったというのも現実。子どもたちにはいろいろな意見があるし、変えていく力もあるので、考えさせていくことは大切だと思う。
- ・生徒は制服があるとちゃんと着なければならぬという意識がものすごく高い。自由なほうが良いという意見と折り合いがついて、気持ちの良い状態で学校に通えるようになれば良い。

4 制服・新入学用品等の購入に関する課題

保護者、中学生及び学校関係者との意見交換会を通して、制服・新入学用品等の購入に関する現状について、以下の課題が見えてきました。

(1) 購入の必要性について

意見交換会での保護者からの意見として、「卒業後、家に持ち帰ってきても使い道がない（引き出し等）」、「制服（夏服）を買っているのに、ポロシャツも買わなければならないのは無駄が多い」等の声がありました。



本当に全員が購入しなければならないものか
前例踏襲に陥ることなく、必要性が検討されているか

(2) リユースについて

意見交換会での保護者の意見として、「使用頻度が低いにもかかわらず、兄弟全員分購入する必要があった（鍵盤ハーモニカ等）」、「学校内で使い回してほしい（引き出し等）」、「共働きの家庭が増える中で、算数セットに名前シールを貼る作業は大変。個人所有の必要はないのではないか」、「中学校の鞆の形はどの学校も似ているが、校章が違うので、使用後に譲ることができない。校章がなければ校区を超えたリユースも可能になる」等の声がありました。



家庭内、知人間、学校内で再利用できるものはないか
不用品を譲り合い、リユースを促す仕組みや機会をつくることができないか

(3) 統一規格である必要性について

意見交換会での保護者からの意見として、「幼稚園や保育園で購入して持っているものを、小学校入学時にも購入する必要があった（色鉛筆、はさみ等）」、「安全に配慮されたものであれば、同じものでなくてもよい（はさみ）」、「必要なものだけ買えばよいなら、合理的・経済的で助かるのではないか」、「通学靴が指定されており、長い距離を歩くので買い替えも必要だったが、

指定店でしか買えなかった」、「指定の鞆とは別に、運動着等を入れた任意のスポーツバッグを持っていくので、鞆も指定でなくてもよいのではないか」等の声がありました。

また、中学生からは、「みんなが同じものを着るのは、考える必要がなく、楽だが、自分はみんなと同じはあまり好きではない。自由な服なら個性を出す手段になる」、「指定されるよりも自由なほうが、機能性も見ながら、自分に合ったものを選べる」、「今の時代、個性を尊重する傾向にあるので、統一されすぎているのは時代にそぐわない」等の意見がありました。



全員が統一して同じものを用いる必要があるか

(4) 公平、公正な納入方法について

意見交換会での保護者意見として、「指定販売店が1～2店ずつしかないのも、もう少し競争や市場原理が入ってもよいのではないか。食料品は毎日少しでも安いものを買うよう努力しているのに、学用品はワンプライスというのはどうか」という声がありました。

また、中学生の意見には、「指定店が決まっているので、価格が高いと親が言っていた」、「制服は、特に女子はお金がかかる。制服も体操着も指定店でしか売っておらず、それで高すぎるということもあるのではないか。もう少し販売店を増やして価格の競争をすれば、今より価格も下がるのではないか」といった声がありました。



購入価格決定、業者選定に公平、公正な方法が採られているか

(5) 学校間の差について

市立中学校で一番高額な制服は約9万円であるのに対して、制服の指定のない学校や標準服の学校もあります。同じ松本市でも、地域・学区によって金額に大きな差があることについては、疑問の声もありました。



学校間において保護者負担に著しい差が生じていないか

5 小中学校における制服・新入学用品等のあり方

制服・新入学用品等の購入に関する現状を研究する中で見えてきた購入のあり方について、保護者の負担軽減という立場から、松本市教育委員会は、次のとおり提言します。

(1) 多様な選択を許容できる仕組みづくりを

統一規格の入学時購入物品の中に、類似の品物で代替できるものや、色や形だけを指定し、あとの判断は保護者に委ねることができるものがあれば、保護者も児童生徒も多様な選択が可能となります。

同じであることが楽な生徒もいますし、同じであることが苦しい生徒もいます。考え方はそれぞれあると思いますが、選択肢を拡大し、個人に合ったものを選択できることが大切と考えます。

一つの方法として、段階的に統一規格の指定をなくしていく方法も考えられます。例えば、運動着の場合、夏用の白いTシャツなどから指定をなくす、又は最初に購入する1枚は指定のものとし、買い替える際は類似品の購入を許容するなど、最初は指定販売店で購入し、次からはどこでも買えるようにするなどの方法も、検討の余地があると考えます。

制服についても、枠組みを外すと服装が乱れてしまうと危惧する見方がありますが、子どもたちは子どもたちなりに周囲とそろえ、華美に走ることはないと考えられます。

(2) 学校と保護者及び児童生徒の意見交換の場づくりを

学校で使用するものは、多様な選択を許容できる仕組みを望みますが、学校の実態に合わせて、保護者及び児童生徒の意見を聞き、学校に合った形に決めるのがよいと考えます。購入物品を指定する場合は、皆の意見を聞いた上で、業者選定に公平、公正な方法を採用することが望ましいと考えます。

いずれにしても、時間をかけて保護者・生徒・学校が遠慮せず話し合う機会をもつことが、良い結果に結びつきます。

特に、中学生との意見交換会で出された意見には「なるほど」と思うことがたくさんありました。保護者や学校の願いを伝えながら、同時に当事者である子どもたちの声をきちんと捉えて、じっくり考えてほしいと思います。

6 おわりに

今年度、教育委員会として、“子どもの多様性を認めるとともに、入学時の購入物品に係る保護者負担軽減のためにどのような支援ができるか”というテーマにそって調査・研究をしてきましたが、その過程の中で、ジェンダーの観点から制服から標準服への変更を進めてきた学校の校長から、次のような話がありました。

「標準服は、リボン、ネクタイ、ズボン、スカート、みんな着ているものが違います。今年の文化祭のステージは、みんなバラバラの服装で登壇しましたが、『バラバラでも) いいじゃないですか』と、先生方の意識が随分変わってきたと感じています。」

その話を聞き、制服や学用品にもう少し多様性を認めることが、学校の管理や統一を解いていく一つのきっかけになるのではないかと感じました。

もちろん制服は一つの象徴的なものであり、中学校で統一された制服が決まっているのは、その学校における歴史的な願いがあったものと思います。そのため、制服を変える時も、生徒や保護者、学校が話し合いながら、願いをもって決めていくことと思います。ただ、将来的には、小学校も中学校も高校も、7歳から18歳まで、学校に着ていく服が決まっていない松本市であれば素敵だなと思います。

社会人になってから大事なものは、TPOに合わせて服装や持ち物を整えていくことです。小学生の時から、子どもたちが保護者の方と相談しながら、自分で服装などをそろえ、自律的に判断していくことが大事だと考えます。

制服や新入学用品等の購入に関する見直しの取組みを進めることによって、保護者負担の軽減とあわせて、松本市教育大綱に定める「子どもが主人公 学都松本のシンカ」に向けて、一見遠回りに見えても、学校を柔らかくし、すべての子どもの違いが、「自分らしさ」として認められていく、「すべての子どもにやさしいまち」につながることを願っています。

【参考】意見交換会での関係者からの意見

<保護者からの意見>

- (1) 引き出し
 - ・卒業後、家に持ち帰って、雨の日の長靴置き場になっている。
 - ・学校内で使い回してほしい。
- (2) 色鉛筆（全芯タイプ）、はさみ
 - ・幼稚園で購入した方も多いのではないか。幼稚園の時に購入したものも含め、家に3セットくらいある。
 - ・例えば色鉛筆（全芯タイプ）などは、幼稚園や保育園からおそらく皆持っている。必要なものだけ買うのでもよいなら、合理的・経済的で助かるのではないか。
 - ・ハサミも安全に配慮されたものであれば、一律でなくてもいい。
- (3) 鍵盤ハーモニカ
 - ・音楽の先生によって、「兄弟が持っていれば買わなくてもよい」とか、「必ず買ってください」など対応が異なる。使用頻度が低いにもかかわらず、子どもが3人いると3つ溜まってしまう。
- (4) 算数セット
 - ・鍵盤ハーモニカより使わなかったという実感。名前シールを貼るのが大変
 - ・働いている保護者が多い中で、負担を減らせないかと思う。
- (5) 通学靴
 - ・通学靴が指定されており、真っ白な紐靴で、冬もそれで通っていた。長い距離を歩くので買い替えも必要になるし、指定店に連絡を取って受け取らなければならなかった。
- (6) 上履き
 - ・靴屋では指定でないものが売っている。今は何でも良いのではないか。
- (7) カバン
 - ・指定のカバンとは別に、運動着等を入れた任意のスポーツバッグを持っているので、カバンも指定でなくてもよいのではないか。学校ごとに素材も形も違うので、個人個人で違ってよい。
 - ・学校ごとにカバンの形は似ているが、校章が違うので、使用後におさがりで譲ることもできない。校章がなければリサイクルも可能になる。
- (8) ポロシャツ
 - ・制服（夏服）を高いお金を出して買っているのに、ポロシャツを買わなければならないのは無駄が多い。
- (9) 販売指定店について

- ・指定されたほうが楽というのはある。ただ、それによって値段が高くなっていくかもしれないし、難しい。
- ・指定販売店でズボンの丈のお直しなど親切な対応をいただいている。助かってはいるが、値段を見ると高いかなとも思う。大型店で買われてしまうと、地元洋品店は経営が厳しくなるという心配はある。
- ・指定販売店は、靴のサイズもそろっていて便利ではある。
- ・保護者の負担を減らすことを一番に考えると、仕方ない部分もあると思う。

<中学生からの意見>

(1) 新入学用品の買替え、買足しの有無について

- ・中学3年生までの間で、運動着を修学旅行や宿泊学習のために買い足した。
- ・買い足しはせず、兄のお下がりを使っている。
- ・部活動は週4回あるので、洗い替えのため最初に2着買った。
- ・上履きは買い替える人も多い。
- ・兄が2歳違いなのでお下がりをももらえず、かなりお金がかかった。

(2) 制服・運動着等は、統一規格のものを着たいか。自由なものを着たいか。

【統一したほうが良い】

- ・学校には校則があるし、校風委員の皆さんが学校のために頑張っている。ルールを守るという意味で学びになると思うので、統一したほうが良い。
- ・同じ服装で同じ行事（体育祭）に参加すると団結力につながるのだから、運動着は統一したほうが良い。
- ・校外学習で運動着などを着用した状態で移動する場合は、校章が付いていないと、はぐれたときに所属が証明できない。
- ・自分の学校では、「統一する」ことに対する優先順位は低いと感じる。しかしながら、そろっていることで校風が引き締まる面はあると思うので、統一したほうが良い。
- ・制服が決まっていたほうが、団体行動に支障をきたさないという意味では良い。私服での通学だと、帰り道で寄り道をしてバレないので、そういう人も出てくるのではないかな。
- ・個人的には、制服が嫌なら高校は私服で登校できる場所を選べばいいし、制服が良いなら制服のある高校に行けば良い。中学はいろんな人が集まるので、一つの校則を守ることが大事だと思う。自由は高校からでよいのではないかなと思う。

【自由なほうが良い】

- ・あまりデザインが違わないなら良い。
- ・あくまで運動のためだけに用いるのであれば、デザインが少し異なっていて

も、大まかな指標さえ決まっていれば良い。

- ・みんなが同じものを着るのは、考える必要がなくて楽。でも、自分はマジョリティよりもマイノリティに身を置きたいので、みんなと同じはあまり好きではない。自由な服なら個性を出す手段になる。
- ・指定されるよりも自由なほうが、機能性も見ながら、自分に合ったものを選べる。基本的に中学の制服は全体的にデザインや色が似ているので、統一されていなくても、自分だけ目立ったり疎外感を感じたりすることはない。
- ・今の時代、個性を尊重する傾向に世の中があるので、統一されすぎているのは時代にそぐわないと思う。
- ・制服が決まっていると、気候に応じた体温の管理がしにくく、過ごしやすさの妨げになるので、統一する必要はない。
- ・今年の1年生から制服が変わった。兄弟がいる場合、新しいものを買うことになる余計にお金がかかるので、制服を変えるくらいなら自由にしてほしい。
- ・運動着が白いTシャツならほとんど形も一緒なので、ビブスを着れば問題ない。
- ・学校の制服が決まっていなくて、自分のクラスには、細かな違いだが、シャツにレースのようなヒラヒラが付いている人もいる。個性を出しやすい環境だと思う。

【その他】

- ・指定店が決まっているので、親は「高い」と言っていた。
- ・制服は、特に女子はお金がかかる。制服も体操着も指定店でしか売っておらず、それで高すぎるということもある。もう少し売る店舗を増やして価格の競争をすれば、今より価格も下がって経済的に良いのではないかと思う。

< 学校長・学校事務職員からの意見 >

(1) 新入学用品について

- ・鞆は、昔は安かったが現在値上がりしている。生徒は通学鞆の倍くらいの大きさのバッグを二重背負いしているので、通学鞆をやめて一つの鞆にすることを検討している。保護者負担を減らすのはなかなか難しいが、まだ少し改善の余地はある。
- ・もし必要なものだけを買うことにする場合、各自買ってくださいますのが良いのか、学校で学年費からまとめて買うのが良いのか（不要な人には学年費を返金する必要もある）、どのような方法が良いか悩む。
- ・上履きを統一する理由は何か。
⇒・体育にも使うので、ある程度耐久性があつて値段も高くないものを望む。

上履きを自由にしている学校もあるが、運動に適さない靴（底が薄すぎる、厚すぎる等）を履いている子どももいるので、けがの面を考えると、今の状態は悪くないと思う。

- ・体育館は黒いソールがNG。耐久性を考えたときに、保護者がお店で適切な靴を選ぶことは逆に難しい面もある。値段は妥当なところだと思う。
- ・体育館シューズとして専用で作られており、運動能力や体格に適したものを作っていると思う。底の厚さなどを指定してしまうと保護者も大変になる。双方にとって選びやすい。3,740円だが、有名メーカーのものだともっと高くなってしまう。
- ・モデルチェンジや製造中止もあるので、昨年新しいモデルに変えたが、試し履きしたり、デザインを見たりして、みんなで考えて決めている。
- ・業者選定について、市から学校現場にアドバイスが欲しい。
- ・小学1年生は、ほかの学年より学年費を多く集めているので負担は大きいと思う。ただ、1年生の先生方が必要だと考えるものを購入している。
- ・一般企業なら経理がいるが、学校では学年ごとに学年費の管理を担当する先生がおり、本来の業務以外にそれを担っている。「学校で買わないので各自買ってきてください」と言うと、買ってこない家庭も出てくるだろう。だからと言って学年費で買うと、不要な家庭への返金を管理しなければならない（1学年100人以上）。
- ・以前は「そろばん」は個人持ちだったが、学校で買うようになった。そういった観点での見直しは必要

(2) 制服について

- ・制服は必要か。先生方の率直な思い、理由を聞かせてほしい。
- ⇒・意外と子どもたちや保護者は決まった服を着たいという意見が多かった。選べるように、ジェンダーフリーにした。学校の要望を伝え、モデルを作った上で、コンペで競争して決めた。価格は旧制服と同じくらいの価格に抑えてもらっている。女子の制服の費用負担は大きかったが、夏服を廃止して負担を軽減できた。
- ・制服の良さとしては、学校への所属感、誇り、希望をもって入学してくるということはある。
- ・高校に制服がない長野県が特異。逆に小学生でも制服がある地域もある。東京の私立学校は制服。その辺りに答えがあるのかなと思う。高校の制服を有名デザイナーのデザインに変えたら志願者が増えたという話もある。
- ・制服の効用は、所属がわかるので地域の大人が守ってくれること
- ・標準服に変えたので、リボン、ネクタイ、ズボン、スカート、みんな違う。

文化祭のステージも皆バラバラの服装で登壇したが、「(バラバラでも)いいじゃないですか」と、先生方の意識が随分変わってきた。以前は生徒指導主事が「こうなさい」と言っていたが、冬でも半袖を着たい子もいる。それぞれなので、うまくやっていきたい。

- ・子どもから「どうして制服が必要なの?」と聞かれたら、大人は答える責任がある。答えられないならやめたほうが良い。制服のない中学校は、もっと皆いろいろなものを着ているのかと思ったら、案外似たようなものを着ていた。高い制服でもいいし、量販店で買ってでもいいが、多分皆と違うものを買うのは勇気がいると思う。ルールをもっと柔軟に考えさせてもいいが、その議論を子どもたちに持ち掛ける時間がなかったというのも現実。子どもたちにはいろいろな意見があるし、変えていく力もあるので、考えさせていくことは大切だと思った。
 - ・子どもたちはとても真面目。以前勤めていた学校で、トイレで鼻血を出している子がいたので話を聞くと、「ベストを着ていて暑い。でもみんなが着ているから脱がない」と言っていた。その後、生徒指導の先生から、夏はベストを脱ぐよう話してもらったが、生徒は制服があるとちゃんと着なければならぬという意識がものすごく高いと思った。自由なほうが良いという意見と折り合いがついて、気持ちの良い状態で学校に通えるようになれば良い。
- (3) その他、保護者負担軽減の観点から
- ・今、消耗品や行事のバス代等が値上がりしていて、ただでさえ保護者負担は増える傾向にある。負担を減らすためには、公費負担できるものが他にないか、予算も限られていると思うが、子育て支援として検討してほしい。
 - ・各学校で公費で買っているものを調査し、公費負担で学校に備え付けることが妥当と考えるものについては、根拠となるデータをまとめて提案したい。

【参考】令和5年度第2回総合教育会議 開催概要

1 日時

令和6年2月6日（火）

午後3時30分～5時

2 会場

松本市役所本庁舎3階 第一応接室

3 テーマ

小中学校における制服・新入学用品等の購入に関する提言（案）について

4 出席者

臥雲市長、伊佐治教育長、小柳教育長職務代理者、佐藤教育委員、春原教育委員、福澤教育委員、荒井教育顧問（信州大学教職支援センター准教授）、宮之本副市長、総務部長、行政管理課長、教育次長、教育監、教育政策課長、学校教育課長ほか3名



<提言案についての市長からの意見>

- ・極めて違和感のない提言であるという印象を持った。
- ・教育委員会（教育長及び教育委員4名で構成される行政委員会）の皆さんが、関係者と協議しながら政策形成を進める意義は大きい。
- ・この提言が空証文になってはいけない。
- ・「子どもが主人公」、多様性・創造性・主体性を大切にする学びを掲げている「松本市教育大綱」が松本市の教育政策の軸になっていることを、改めて強く感じた。
- ・この提言書で一番印象に残ったのは、「将来的には、小学校も中学校も高校も、7歳から18歳まで、学校に着ていく服が決まっていない松本市であれば素敵だなと思います」というフレーズ。私たちが「松本らしさ」と思うのは、東京の私立の学校が素敵で高価な制服で子どもたちを引きつけるのと対峙する、このフレーズにあるようなことだと思う。
- ・このテーマを一つの土台にしながら、行動する教育委員会として、ぜひさまざまな活動をしていただきたい。

<提言案についての荒井教育顧問（信州大学教職支援センター准教授）からの意見>

- ・教育委員会の教育委員の皆さんが、主体的に課題を設定し、時間をかけて丁寧に当事者の方とコミュニケーションをとり、政策形成につなげていく取り組みは、とても貴重である。特に、この取り組みが、松本市の教育大綱のコ

ンセプトとの関係を考慮して展開されている点が素晴らしく、教育委員の活動として全国に発信すべき取組事例であると言える。

- ・中学生の意見のうち、「制服があったほうが良い」という声が多かった点について意外だったとの受け止めがあったが、「制服」の存在自体が学校生活の象徴として位置付けられ、「隠れたカリキュラム」として機能していると考えられる。教科などの「公式」のカリキュラム以上に、教員の日々の振る舞いや、同じペースで学ぶスタイル、一列に整列をする行為、声の大きさなど、日常的な一コマ一コマが子どもたちの人格形成や価値観に大きな影響を与えているという点に、私たち教育関係者はもっと自覚的である必要がある。
- ・松本市の教育大綱のキーワードのうち、「多様性」という観点から考えると、教育現場では、「均一的・強制的に物事を揃えることで得られる美しさ」よりも、「多様な個性に基づく自己表現が共存・共生することで得られる美しさ」をより重視していく必要がある。
- ・現在、全国的にもこれまでの「当たり前」を見直していく取組みが学校レベル、教育行政レベルで進められている。今回の提言を、今後どのように生かしていくのかが問われているため、全国的な取り組みの内容とともに、その取組みの進め方・生かし方、周知・広報の仕方、評価の仕方も学んでいくことが、ご協力いただいた子どもたちや保護者の皆様に対する説明責任をきちんと果たしていくという点で重要である。
- ・教育費をめぐるっては、全国的にも無償化や一部無償化など様々な動向がある。その負担軽減の方法についても、教育行政として重要なテーマの一つとして議論を深めてほしい。

【参考】第9期まつもと子ども未来委員会 市への提言（抜粋）

令和5年11月19日 

まつもと子ども未来委員会 市への提言

第9期まつもと子ども未来委員会 

まつもと子ども未来委員会とは…？

- ◆ 「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて開催
- ◆ 委員：小学5年～高校3年生
学校、地域、年代を越えて活動しています！
- ◆ 松本市の取り組みや、地域の課題を学び、話し合い、松本のまちづくりを自分たちで考えています



< 日常生活の改善グループ ～私たちを取り巻く環境～【校則の改善】から >

松本市の課題 【校則の改善】

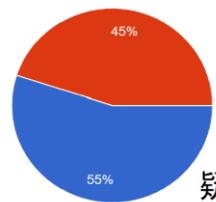
- ・先生の見解ばかりが反映され、生徒の意見を話す機会がない
- ・意見を話してもそれが校則に反映された経験がない
- ・生徒は校則を知る機会が少なく全て把握していないため校則違反で先生に指導されても…




中学校の校則についてのアンケート

自分の学校の校則に疑問がありますか
60件の回答

はい	55%
いいえ	45%



疑問を持っている人は
全体の半数以上！

疑問のある校則の具体例

- ・手首に髪の毛のゴムをつけてはいけない
- ・整髪剤を使用してはいけない

～服装の色の指定について～

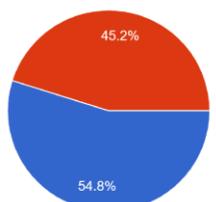
- ・靴下
- ・髪の毛のゴム
- ・カーディガン




中学校の校則についてのアンケート

学校生活の中で先生や友達と校則について話したことがありますか
62件の回答

はい	54.8%
いいえ	45.2%

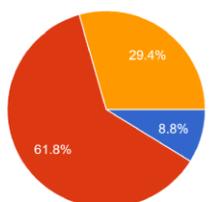


話したことがある人は
半数以上！
特に先生と話したことがある人は
20%未満！

中学校の校則についてのアンケート

はいと答えた人に質問です。いつ話しましたか
34件の回答

授業中	8.8%
休み時間	61.8%
放課後	29.4%



授業中に話した経験がある人は**1割未満**
休み時間や放課後に話した経験がある人は**9割以上！**

市への提言 【校則の改善】

- ・校則について話し合う時間を設けてほしい
- ・定期的なアンケートの実施

アンケート 



議案第 2 号

松本市部活動地域移行推進計画の策定について

1 趣旨

本市の学校部活動地域移行の円滑な推進を図るため、令和5年度に策定する松本市部活動地域移行推進計画（以下、「推進計画」という。）について、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会（以下、「検討協議会」という。）で議論を重ね、パブリックコメント等を経て、計画案がまとまりましたので、内容について協議するものです。

2 策定の目的

スポーツ庁及び文化庁が定めた『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン』（以下、「国のガイドライン」という。）に基づき、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等に対し、取組みの背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組内容、生徒自身や地域社会に対して見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知するものです。

3 経過

- 5. 11. 13 第3回検討協議会で推進計画（案）を協議
- 24 第8回定例教育委員会で推進計画（案）を協議
- 12. 16 パブリックコメントを実施（R6年1月16日まで）
- 6. 2. 5 第4回検討協議会で協議

4 パブリックコメント等の結果

パブリックコメント及び経済文教委員協議会における意見等
別紙1、2のとおり

5 部活動地域移行推進計画（案）

別紙3のとおり

6 今後の進め方

- (1) 次期開催の定例庁議で報告します。
- (2) 次期開催の市議会経済文教委員協議会で報告します。

担当

教育政策課 課長 小西 えみ

学校教育課 課長 清沢 卓子

電話 33-3980（教育政策課）

電話 33-9846（学校教育課）

松本市部活動地域移行推進計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間
令和5年12月18日（月）から令和6年1月16日（火）
- 2 閲覧方法
 - (1) 市ホームページ
 - (2) 窓口（行政情報コーナー、教育政策課、スポーツ事業推進課、文化振興課、生涯学習課、各地区地域づくりセンター）
 - (3) 広報、市公式LINE、保護者向け情報発信ツール（C4th Home&School）
- 3 実施結果
 - (1) 件数
96件（51人）
 - (2) 提出方法

ア 郵便	5件（1人）
イ ファクシミリ	1件（1人）
ウ Eメール	28件（6人）
エ 電子申請	62件（43人）
 - (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	13件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	21件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	38件
エ その他	案の内容に関する質問等	24件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	計画全般	教員の負担が減ることは賛成。 送迎の負担が心配。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
2	計画全般	保護者の送迎が難しいことを想定し、通学している学校や自転車で行ける範囲で選べるようにしてほしい。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
3	計画全般	クラブへの送迎について、平日は子どもが自力で移動して欲しい。保護者の就労の妨げにもならないか心配。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
4	計画全般	子どもが自分で通える距離のところで活動してほしい。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
5	計画全般	放課後の居場所が塾か家しかなくなるので、地区公民館や子ども会育成会の活動が受け入れ先としてなり得る。町会公民館を拠点に近所の小中学生・園児が勉強や遊ぶ機会を作れば、異世代交流、町会の絆づくりになる。	【ア 反映する意見】 公民館に中学生が集い多世代と地域活動を展開することは、地域移行で目指す姿であると考えます。P10の3(4)に、『公民館活動と連携した世代間交流活動』を追記します。
6	計画全般	部活のみで頑張っている子どもたちが基本から学べ、全力で打ち込める体制が必要。どこでどんなチームがあるのか、教えてほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 誰でも参加できる地域クラブ活動を通して、生涯に渡ってスポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備します。地域移行の受け皿となる地域クラブについては、今後、市公式ホームページ等で随時公表する予定です。
7	計画全般	部活動は生徒が主体の活動ですが、地域クラブ活動は指導者主体の活動になってしまう。部活動の存在意義を考えて検討してほしい。	【ウ 参考とする意見】 学校部活動には、生徒の自主的・主体的な活動を通じて異年齢の集団の中で人間関係を構築し、責任感や連帯感を育むといった教育的意義があります。地域クラブ活動においてもその意義が継承・発展されるために、市では、地域クラブの指導者に対して、学校部活動が担う教育的意義を含めた研修を実施する予定です。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
8	計画全般	競争が激しくなり断念してしまう子、やりたいことが見つからない子など、地域クラブに入らない子も多いと予想される。	【ウ 参考とする意見】 学校部活動と同様に、地域クラブ活動も子どもの自由意思により参加します。本計画でも運営団体の担い手については多様な団体を想定し、P8以降に記載済みです。
9	計画全般	現在中学1年生で、部活動がどうなるのか不安ではない。各学校で子どもも親も先生も解るように説明すべき。	【ウ 参考とする意見】 関係者、特に中学生の皆さんの不安を解消できるよう、丁寧な説明を重ねていきます。
10	計画全般	サッカーなどは必要人数が集まらなると、試合には出られない。部活動から地域への移行で子どもたちが目指すものがないよう配慮して欲しい。	【ウ 参考とする意見】 少子化の進展を見据えると、ある程度の地域を集約して一定の人数を集める必要があります。そのなかで、子どもの願いに沿った地域クラブを選択することができるよう、地域クラブの創設を促進します。
11	計画全般	どんなクラブがあるのか把握できるか心配。活動団体の紹介や見学が活発に行われるとよい。	【ウ 参考とする意見】 地域クラブについては、今後、市公式ホームページや保護者向け情報発信ツール（C4th Home&School）で随時公表する予定です。
12	計画全般	地域に移行することで本当に子どもの選択の幅が広がるか。地域の受け皿や指導者の確保が可能なのか、具体的な説明が欲しい。	【エ その他】 自分のやりたい種目や受けたい指導を市全域から選べることから、現状の学校部活動に比べて子どもの選択肢の幅が広がると考えます。できるだけ多様な活動が実施できるよう、市では地域クラブの創設を促進するとともに、指導者の確保や資質向上を支援します。
13	計画全般	送迎できないため、中学校から距離があると困る。習い事との違いがあるのか。	【エ その他】 習い事と同様に、参加する地域クラブは様々な条件のなかから生徒・保護者が主体的に選択し、参加費を負担し、自ら移動・送迎することを原則とします。
14	1 ページ 1 松本市の現状 (1)少子化の進展	スポーツ庁と文化庁で改革を進めているのであれば、多くの課で進めることが予算や人材の面でスムーズにいくのではないか。	【イ 趣旨同一の意見】 P15の5(3)に記載のとおり、関係部署が連携して取り組んでいます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
15	1 ページ 1 松本市の現状 (1)少子化の進展	近隣の県や市はどのくらいの規模や予算で進めているかを公表してほしい。	【ウ 参考とする意見】 今後、他自治体の事例も調査研究していくなかで必要に応じ公開を検討します。
16	1 ページ 1 松本市の現状 (1)少子化の進展	学生年齢層の減少が進んでいることが理解できるが、少子化、出生数の減少に対して、具体的な対応策を示していく必要があるのではないか。	【ウ 参考とする意見】 本計画は、学校部活動の地域移行の推進を目的とするため、そこまでは取扱いませんが、市の施策として総合的に取り組みます。
17	2 ページ 1 松本市の現状 (1)少子化の進展	部活動の枠にとらわれない持続可能な新しい体制とは、具体的にどうか。	【エ その他】 学校でなく地域の様々な活動を通じて、スポーツ・文化芸術に親しむことができる体制です。
18	2 ページ 1 松本市の現状 (2)教師の働き方と学校の改革	部活動が教師の長時間労働の一因ではあるが、それがすべてではない。長時間労働削減のために他にどのような取り組みをしているのか示してほしい。部活動を減らすことで削減できる時間を示すことが大事ではないか。	【エ その他】 本計画は、部活動地域移行が目的のため、他施策による教師の長時間労働改善は扱いません。部活動の地域移行で削減できる教師の労働時間は、一概には示すことは難しいですが、時間外勤務を大きく減らすことができます。
19	2 ページ 1 松本市の現状 (2)教師の働き方と学校の改革	教育課程外の活動である部活動のために、教師の、教材研究、授業準備、生徒との対話時間が削られている。部活動が無くなれば、本来の仕事に集中できるなど、様々な点で良い方向に向かう。	【イ 趣旨同一の意見】 部活動の地域移行により、部活動指導の時間を生徒と向き合う時間に変え、授業改善、学校改革に取り組むことが期待されます。
20	2 ページ 1 松本市の現状 (2)教師の働き方と学校の改革	教師の働き方改革に対しても部活動以外で前向きな提言をすべきではないか。	【ウ 参考とする意見】 本計画は、学校部活動の地域移行の推進を目的とするため、そこまでは取扱いませんが、教師の長時間労働改善は重要な課題であると捉えており、市の施策として総合的に取り組みます。
21	2 ページ 1 松本市の現状 (2)教師の働き方と学校の改革	教員も広い視野を持つために未経験の種目の部活動指導に取り組むことは必要ではないか。子どもにとって部活動は担任以外の先生と関われ、先生にとっても視野が広がる活動だと思う。今後は学校としてどういった取り組みをするか。	【エ その他】 専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める部活動の継続は、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。部活動の地域移行により、部活動指導の時間を生徒と向き合う時間に変え、授業改善、学校改革に取り組むことが期待されます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
22	3・4・5 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート結果から	アンケートの集計は、部活をやっている子とやっていない子など、条件を細かく絞って公表しないと誤解を招く。回答の割合が、回答者のなかの割合なのに、調査対象者全体の割合のような誤解を生じるのではないか。	【ア 反映する意見】 アンケートの細かい条件設定とその回答状況は、P3 の詳細版をご覧ください。回答率は同ページに記載していますが、P4 の回答結果の対象者項目にも回答率を追記します。
23	4 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート調査から	ほとんどが共働きの家庭のなかで送迎が難しい家庭が多い。地域移行で子どもの活動機会が失われないよう、送迎不可能な子の送迎方法を保障してほしい。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12 の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
24	4 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート調査から回答結果	平日の活動となると授業後に隣の学校まで親が送迎しないといけないのか。送迎がネックで活動参加を諦めることになる。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12 の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
25	4 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート調査から	子どもたちが通える範囲で活動ができればよい。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12 の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
26	4 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート調査から回答結果	学校教員の負担を減らすことは大賛成だが、自家用車がなければ実質参加不可能になると、義務教育の部活動としてどうなのか。	【エ その他】 中学校の部活動ではなく、地域の多様な団体による地域クラブ活動に移行していくため、習い事と同様に、参加する地域クラブは様々な条件のなかから生徒・保護者が主体的に選択し、参加費を負担し、自ら移動・送迎することを原則とします。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
27	5 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート調査から	先生たちもしっかり休める日が必要。良い指導者、ケガや緊急時に放置せずすぐに対応や処置ができる方がいるかが不安。	【イ 趣旨同一の意見】 地域クラブ自身での研修や資格取得促進に加え、市としても指導技術だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮及び行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修を実施するなど、指導者の資質向上に向けた支援を予定しています。
28	5 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート調査から	指導者数の確保や運営ガイドラインなどの運営団体で実現できるための対策案はあるのか。	【ウ 参考とする意見】 本計画に沿って、地域クラブとしての必要な要件等を検討します。
29	5 ページ 1 松本市の現状 (3)アンケート調査から 考察	指導したい先生も潜在的にいる。兼業届で教員が指導できること明記し、指導できる先生が松本市の旗のもとにクラブチームを立ち上げてほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 地域の指導者の数が限られるなかで、教師も指導者として活躍してほしいと考えます。兼職兼業により、自分が参加してみたい地域クラブの指導者になったり、自ら地域クラブを立ち上げたりすることも可能です。なお、市が公的なチームを立ち上げることは想定していません。
30	6 ページ 2 基本目標と基本方針 (1)基本目標	「誰もが指導者となり」とあるが、誰でもいいわけではないと思う。「多様な指導者により」などに修正してはどうか。	【ア 反映する意見】 P6 の 2(1)の『誰もが指導者となり』を『多様な指導者により』と修正します。
31	6 ページ 2 基本目標と基本方針 (1)基本目標	部活動の教育的意義を記述し、部活動によって子どもたちは何を得るのかなど、教育的な意味を押しやる必要があるのではないか。	【イ 趣旨同一の意見】 「はじめに」及び 9 ページに、学校部活動の教育的意義を明記しています。
32	6 ページ 2 基本目標と基本方針 (1)基本目標ほか	本当に「子どものやってみたい」を応援するなら、学校の楽器の使用と、学校の音楽室等で練習できるようにしてほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 学校の教室及び楽器等備品の使用について、地域クラブ活動で利用できるよう、必要な手続きと管理方法を検討します。
33	7 ページ 2 基本目標と基本方針 (2)基本方針	休日の確保は大事だと思う。	【イ 趣旨同一の意見】 国のガイドラインで適正な休養日と活動時間が設定され、週末はどちらか 1 日を休養日とすることとされています。
34	7 ページ 2 基本目標と基本方針 (2)基本方針	乗合バス「のるーと松本」の活用を検討してほしい。もしくは複数学校を巡回するバスを運行してほしい。	【ウ 参考とする意見】 「のるーと松本」の活用について、関係課と協議します。また、現時点では、送迎バスの運行は想定していません。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
35	7 ページ 2 基本目標と基本方針 (2)基本方針	モデル校や拠点校として活動する学校については、施設利用料減免でなく、免除してほしい。	【ウ 参考とする意見】 P13 のスケジュールに記載のとおり、モデルケースは令和 5 年度までであり、令和 6 年度からは地域クラブ活動が始まり、地域クラブの活動促進のために中学校施設の利用料免除を検討しています。ただし照明使用料は減免にはなりません。
36	7 ページ 2 基本目標と基本方針 (2)基本方針	多様な運営主体とあるが、民間事業者が運営主体となり部活動により利潤獲得をしてはならない。	【ウ 参考とする意見】 民間事業者による営利を目的とした活動が制限されることはありませんが、会費は可能な限り参加しやすい金額を各クラブが設定し、市では低廉な会費の設定を促します。
37	7 ページ 2 基本目標と基本方針 (2)基本方針	平日を含めた地域移行とあるが、平日は基本的に学校主体の部活動が残るのか、学校と地域クラブとが両立するのかなど、読み取れない。	【エ その他】 休日の移行が進めば、休日は地域クラブだけになり、平日は学校部活動と地域クラブが併存する見込みです。最終的には、平日も休日も地域クラブだけになることを目指します。
38	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	送迎の負担はかなり大きい。学校での活動でない限り、参加できない家庭もある。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12 の 3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
39	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	経済産業省から未来の子どもたちへの投資として補助金等を設置して、それを見守る仕組みを作ってほしい。	【ウ 参考とする意見】 本事業は国が推進していることから、県を通してスポーツ庁・文化庁・経済産業省などに対し必要な財政措置を求めていきます。
40	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	高校生も地域移行の対象に加えてほしい。高校も対象になれば中学生と高校生が一緒に活動できるメリットが生まれる。	【ウ 参考とする意見】 本計画は、国のガイドラインに沿って中学校を対象とします。ただし、中学生が他世代とともに活動する地域クラブ活動も想定しており、そこに高校生も参加することで世代間交流が生まれるなどのメリットが考えられます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
41	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	小学校の課外活動にかかわる顧問の負担は中学校と大差がない。「長野県中学校の文化部活動方針」に記載されているように、「小学校段階の課外活動についても、本方針に準ずる」という文言を入れてほしい。	【ウ 参考とする意見】 本計画は、国のガイドラインに沿って中学校を対象とします。ただし、小学校の課外活動についても今後の課題と捉え、本事業の知見を活用して、別途検討を進めていきます。
42	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	活動日数や時間を減らすなど、部活動あり方を見直すことはできないのか。また、部活動をなくす代わりにクラブ活動を週1回1時間行ったらどうか。	【ウ 参考とする意見】 本計画は、学校部活動の地域移行の推進を目的とするため、部活動の時間数や部活動に代わって校内同好会的なクラブ活動を実施するかは、各学校で検討します。
43	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	松本市と近隣市町村で実施される地域クラブの一覧があると、子どもたちの選択の幅が広がる。	【ウ 参考とする意見】 松本市で活動する地域クラブについては、今後、市公式ホームページや保護者向け情報発信ツール(C4th Home&School)で随時公表する予定です。近隣市町村の活動については、県に対しとりまとめと公表を求めています。
44	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	地域をまたいでの活動参加が可能とあるが、平日送迎等が困難な場合はバスなど出して貰えるのか。	【ウ 参考とする意見】 現時点では送迎バスの運行までは想定していませんが、市の公設民営のバス路線等の活用を検討していきます。
45	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	教員の負担を一般の方へ押し付けて責任転嫁している内容だと感じる。	【エ その他】 教師の負担解消だけが目的ではなく、少子化で学校部活動が継続できなくなる前に、地域で子どもを育む体制を整備するものです。市全体のスポーツ・文化芸術環境の整備を目指し事業を進めます。
46	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	近隣のシニアクラブへ入る場合も対象になるか。	【エ その他】 シニアクラブは本計画で対象とする地域クラブではありません。ただし、従前どおり、中学生が参加することは可能です。
47	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (1)対象者	「自分の興味関心に応じて地域クラブを選択し、参加することができます」や「地域クラブ活動への参加は生徒の自由意思」と書いてあるがその意思確認はどのように確認するのか。	【エ その他】 部活動や地域クラブへの参加・選択に対しては、子どもの自由意思が最大限尊重されます。これを関係者で共有し、同調圧力や強制がないよう進めます。クラブへの参加申込み以外で意思確認をすることは想定していません。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
48	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (2)地域クラブの運営団体・実施主体	部活の指導者（コーチを指す）はほとんどの場合1人であり、受け皿を団体に絞る理由が分からない。	【ウ 参考とする意見】 指導者が一人でも問題ありません。ただし、参加者募集や会場確保など適正な運営は持続可能な活動のために必要不可欠なことから、個人の活動ではなく、組織されたクラブ・団体として、活動していただきます。
49	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (2)地域クラブの運営団体・実施主体	現在でも地域にスポーツクラブや合唱などの多くの活動が見られる。例えば、書道塾などの民間団体が地域クラブとして活動することが可能か。	【ウ 参考とする意見】 既に活動している民間団体等が、本計画や国のガイドラインを遵守し、運営主体として地域クラブ活動を展開していくことを期待しています。
50	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (2)地域クラブの運営団体・実施主体	地域移行の経過措置の一案として、平日は校内同好会を作ることかどうか。体制を整えば校内同好会から地域での活動へ移行する。	【ウ 参考とする意見】 部活動に代わって校内同好会的なクラブ活動を実施するかどうかは、各学校で検討が可能です。
51	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (2)地域クラブの運営団体・実施主体	スポーツ保険の整備が不十分。加害者、被害者を助け、指導者確保の条件整備としても松本市が運営団体となるべき。	【ウ 参考とする意見】 市が運営団体となることは想定していませんが、地域クラブには、指導者や参加者の怪我等に対応する保険への加入を推奨していきます。
52	8 ページ 3 地域クラブの活動指針 (2)地域クラブの運営団体・実施主体	子どもがやってみたい種目は多岐に渡るが、運営団体で担うことができるかがカギ。現在、部活動で実施している種目が地域クラブに無い場合は、本末転倒になる。	【エ その他】 地域により活動状況に差が出る可能性があります。できるだけ多種目の活動が実施できるよう、地域クラブの創設を促進します。
53	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (2)地域クラブの運営団体・実施主体	市に管理権限がなく管理責任は地域クラブだけとなると、担い手がなくなり不適切な指導があったときの対応が心配。関連各課と地域クラブ双方が多面的に責任をもつシステムとすべき。	【エ その他】 地域クラブが自らの管理責任において活動を実施しますが、市として、適宜、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言・指導を行うとともに、指導技術だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮及び行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修を予定しています。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
54	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (2)地域クラブの運営団体・実施主体	各クラブの紹介事務等を学校が担った場合、教員の新しい業務が生じ負担が増えるのではないか。	【エ その他】 各クラブの紹介は、市公式ホームページ等で随時公表する予定です。合わせて、生徒へ広く情報提供するために、中学校でも周知にご協力をお願いします。
55	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	パワハラ、セクハラ、モラハラ、暴力などを起こす選手や指導者に対し、地域に移行しても生徒や保護者からの通報窓口を設けてほしい。	【ア 反映する意見】 生徒の安全面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメントの根絶のため、市による指導者研修を実施するとともに、トラブルに関しても市と学校と地域が連携して対応していきます。P11 の3(4)に『地域クラブは、指導者の暴力等への相談窓口を自ら設けるほか、統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。』を追記します。
56	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	理不尽に怒るなど不適切な指導がされないよう、指導者育成講習会を実施してほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 生徒の安全面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメントの根絶のため、市による指導者研修の実施を予定しています。
57	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	指導員の質を確実に担保できるような仕組みづくりが必要不可欠です。	【イ 趣旨同一の意見】 地域クラブ自身での研修や資格取得促進に加え、市としても教育的意義をはじめ、指導技術や生徒の安全・健康面への配慮及び行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修など、指導者の資質向上に向けた支援を予定しています。
58	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	指導者および活動環境の確保について、学校、地域および行政の具体的な役割分担を明確にした方針を記載する必要がある。	【ウ 参考とする意見】 本計画は、民間事業者など地域の多様な団体が主体的に行う活動に対し、行政が指導者研修などのサポートを行い、学校は生徒に地域クラブの情報提供を行うなどの役割を想定しています。今後、具体的な分担を検討します。
59	9 ページ 3 地域クラブの活動方針 (3)指導者	日本スポーツ協会（JSP0）や日本パラスポーツ協会（JPSA）に部活の地域移行の協力が出来るか案内を送ってみてはどうか。	【ウ 参考とする意見】 地域移行における指導者の確保は、全国的な課題です。ご指摘の日本スポーツ協会等に協力依頼することは潜在する指導者の発掘に繋がり、効果的な方法であるため、検討の上、活用していきます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
60	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	匿名性を重視できるような、電子アンケートの仕組みを整えたほうがよい。	【ウ 参考とする意見】 地域クラブ内及び第三者への相談・通報の体制・方法を検討します。
61	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	競技志向の活動は暴力やパワハラが起りやすいため、指導を希望する教師のみが従来通り行うのがよい。	【ウ 参考とする意見】 地域にも資格を取得し経験豊富な指導者がいることから、教師のみに限定することは考えていませんが、指導者の資質が非常に重要であることから、市が公表を予定する地域クラブの一覧には、指導者の資格や研修受講歴を掲載するなど、生徒・保護者がクラブ選択の参考にできる方法を検討します。
62	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	性被害防止や悩み相談のしやすさを考慮し、男性指導者と女性指導者の比率を1:2くらいで配置したほうが安心できる。	【ウ 参考とする意見】 指導者の男女比率を設定することまでは考えていませんが、ジェンダー平等や子どもの安心面を考慮すると、バランスの良い配置が必要だと考えます。
63	9 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	技量だけでなく教育的な主旨を理解した指導者の確保が一番の問題。指導者からの暴力等をチェックする体制をどう構築するか具体性が見られない。	【エ その他】 適正な地域クラブ活動が実施されるよう、市は、適宜、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言・指導を行います。
64	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	部活動顧問や小学校課外活動の顧問が校務分掌として位置づいてしまっている場合、兼職兼業届を出すことがさらに負担となってしまう。	【ウ 参考とする意見】 兼職兼業届の提出は教師が個人の意思で提出します。
65	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	地域に埋もれているボランティア志向の人材を活用し、地域づくり・地域活性化に繋げたい。	【ウ 参考とする意見】 地域クラブの指導者はボランティアを前提とせず、必要な謝礼を受け取りながら活動の継続性を高めることが必要と考えます。地域の人材を活用することで、地域活動が活性化することは、本事業が目指すところです。
66	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (3)指導者	小学校課外活動顧問も同じように負担を感じてやっているので併せて検討してほしい。	【ウ 参考とする意見】 本計画は、国のガイドラインに沿って中学校を対象とします。ただし、小学校の課外活動についても今後の課題と捉え、本事業の知見を活用して、別途検討を進めていきます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
67	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (4)活動内容	親の送迎しか移動手段がない場合、仕事を早めに切り上げなければならない収入減にもつながり月謝負担が大きい。収入格差でスポーツをしたくてもできない子が出てくるのではないか。	【イ 趣旨同一の意見】 参加者による費用負担を原則とし、会費は可能な限り参加しやすい金額を各クラブが設定します。なお、経済的理由によって参加を諦めることがないよう、市では低廉な会費の設定を促し、就学援助対象世帯に必要な支援を検討します。
68	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (4)活動内容	従来からあるスポーツに加え、ダンスや演劇など幅広い選択肢を望む。	【イ 趣旨同一の意見】 ダンスや演劇など、多様な種目・分野の地域クラブ活動の実施も促進します。
69	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (4)活動内容	障がいのある子にも選択肢があり、障がいのない子と同じ条件で通えるクラブが身近に複数あるのが理想。	【イ 趣旨同一の意見】 障がいの有無にかかわらず誰もが一緒にできる活動が数多く実施されるよう、環境整備を進めます。
70	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (4)活動内容	すべての環境を整えてからでは膨大な時間をかけての準備になるため、まずはレクリエーション志向の活動のみスタートすればよい。	【ウ 参考とする意見】 競技志向の活動だけに偏ることのないよう、レクリエーション志向の活動も充実も図りながら、子どもたちの選択肢を広げます。
71	10 ページ 3 地域クラブの活動指針 (4)活動内容	地域活動をしている様々な団体等の一覧表があるとよい。	【ウ 参考とする意見】 地域クラブについては、今後、市公式ホームページや保護者向け情報発信ツール（C4th Home&School）で随時公表する予定です。
72	11 ページ 3 地域クラブの活動指針 (4)活動内容	地域クラブが学校の備品や施設を使用する場合の防犯や災害、事故等は運営団体が責任を負うが、会場が変わる場合は手続きが必要だと思う。どこが管理センターなのか。	【エ その他】 学校施設の利用予約や保険加入手続きについては、地域クラブがそれぞれ行います。
73	11 ページ 3 地域クラブの活動方針 (4)休養日など	活動は土曜日のみ行うなど気軽に参加できる活動が良いと思う。	【イ 趣旨同一の意見】 学業との両立や行き過ぎた練習を防ぐために、適正な休養日と活動時間が国のガイドラインで設定され、週末はどちらか1日を休養日とすることとされています。生涯に渡ってスポーツ・芸術文化に親しむことができるよう、誰でも気軽に参加できる体制整備を進めます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
74	11 ページ 3 地域クラブの活動方針 (4)休養日など	既存のクラブでも練習量が減ることが考えられるため、強くなれるか心配。	【エ その他】 既に中学生が活動しているクラブが地域クラブに移行するかは、今後、各クラブで判断するものです。そのため、必ずしも既存のクラブの練習量が減るものではありません。
75	11 ページ 3 地域クラブの活動方針 (5)活動場所	活動場所は子ども自身に通える距離、時間で確保してほしい。保護者の送迎が必要となれば参加できない場合が増える。	【ア 反映する意見】 送迎が必要になることもありますが、その負担が過度にならないよう、P12の3(7)に『通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。』と追記します。
76	11 ページ 3 地域クラブの活動方針 (5)活動場所	施設の減免について、既に地域でクラブ活動を行い拠点場所がある場合、減免や半額と言われてもメリットがない。	【エ その他】 生徒の活動機会の確保を目指し新たな地域クラブの立上げを促進するため、既存の団体と同等に減免等を行うものです。
77	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (6)大会・コンクール等への参加・運営	クラブチームが中体連の大会に出ることは反対。部活動と制限のないクラブチームが同等に戦うことはできない。クラブチームが勝利至上主義になることは明らか。	【エ その他】 大会出場規定については、中体連事務局が判断します。地域クラブは、国のガイドラインで、学校部活動と同様の休養日や活動時間のほか、希望するすべての生徒が参加できることが定められており、強豪チームを作ることを目的として選抜等を行うことはできません。
78	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (6)大会・コンクール等への参加・運営	中体連が継続するということは、学校主体の部活動と地域主体の活動が併設されるという意味か。	【エ その他】 大会出場規定については、中体連事務局が判断します。
79	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (6)大会・コンクール等への参加・運営	大会や試合に、在籍する中学の部活動でしか参加できない、また、地域クラブが大会に出場できないことがないようにしてほしい。	【エ その他】 大会出場規定については、中体連事務局が判断します。また、大会に参加するかどうかは各クラブが判断します。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
80	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (7)費用負担と軽減策	費用は習い事と同様に受益者負担を第一に考え、日本スポーツ協会や各種目別協会からの補助や賛同企業からの支援も必要。	【イ 趣旨同一の意見】 企業等からの支援受入れの具体的方法等について、引き続き検討します。
81	12 ページ 3 地域クラブの活動方針 (7)費用負担と軽減策	先生の働き方改革として計画については納得できるが、地域クラブによっては親の送迎が必要だったり、学校部活動では用品だけだった費用が月謝となったり、家庭面での負担が出てくる。	【イ 趣旨同一の意見】 参加者による費用負担を原則とし、会費は可能な限り参加しやすい金額を各クラブが設定します。なお、経済的理由によって参加を諦めることがないよう、市では低廉な会費の設定を促し、就学援助対象世帯に必要となる支援を検討します。
82	12 ページ 3 地域クラブの活動方針 (7)費用負担と軽減策	就学援助金をもらっている家庭でも会費を支払うことが厳しい場合は、更なる支援が必要。	【イ 趣旨同一の意見】 参加者による費用負担を原則とし、会費は可能な限り参加しやすい金額を各クラブが設定します。なお、経済的理由によって参加を諦めることがないよう、市では低廉な会費の設定を促し、就学援助対象世帯に必要となる支援を検討します。
83	12 ページ 3 地域クラブの活動方針 (7)費用負担と軽減策	教育学部の実習の機会として学生から生徒に教えてもらう、宣伝も兼ねて地域クラブが体験会のように実施するなど、補完案を検討してほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 大学と連携するなかで学生が指導者となることも想定され、また、地域クラブが無料体験会を実施することも想定されます。しかし、参加費軽減のためではないことから、一定程度は各家庭で負担いただくようお願いします。
84	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (7)費用負担と軽減策	多くの生徒が参加できるよう、今までの学校部活動と同じ費用負担で参加できるように補助金を検討すべき。	【イ 趣旨同一の意見】 参加者による費用負担を原則とし、会費は可能な限り参加しやすい金額を各クラブが設定します。なお、経済的理由によって参加を諦めることがないよう、市では低廉な会費の設定を促し、就学援助対象世帯に必要となる支援を検討します。
85	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (7)費用負担と軽減策	部活同様に費用が掛からないようにしてほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 参加者による費用負担を原則とし、会費は可能な限り参加しやすい金額を各クラブが設定します。なお、経済的理由によって参加を諦めることがないよう、市では低廉な会費の設定を促し、就学援助対象世帯に必要となる支援を検討します。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
86	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (7)費用負担と軽減策	地域クラブが大会に参加する場合、日本スポーツ協会公認のコーチ資格が必須であり、その資格取得に5万円前後の費用が必要。新規地域クラブに参加する場合、こうした費用で参加者負担が多くなる。地域クラブへの支援の費用等を具体的に提示してほしい。	【ウ 参考とする意見】 指導者資格取得費用の補助など指導者の資質向上に向けた支援を予定しています。また、地域クラブの創設のための具体的な支援については引き続き検討します。
87	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (7)費用負担と軽減策	指導者に対しては公的予算から報酬を出すべき。	【ウ 参考とする意見】 現在、公的予算から指導者報酬を支払う予定はありませんが、参加者からの会費等によって安定的に運営できる仕組みづくりについて、引き続き検討していきます。
88	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (7)費用負担と軽減策 ほか	令和7年度末までの移行期間中に休日移行ができない場合は、学校部活動が無くなってしまふのか。また、地域クラブへの支援は令和7年度までで、事情によりそれより遅れて地域クラブが創設された場合は、支援がないのか。	【エ その他】 令和7年度末以降は、休日の学校部活動はできなくなりますが、平日は活動が可能のため学校部活動がなくなるわけではありません。現時点では、支援策は令和7年度末までを想定しています。
89	12 ページ 3 地域クラブの活動指針 (7)費用負担と軽減策	地域クラブ活動に活動費が必要なことが分かるが、クラブ内での金銭の管理や指導方法、活動時間、苦情などを厳重に管理するシステムを、公的な場を作る必要がある。	【エ その他】 適正な地域クラブ活動が実施されるよう、市として、適宜、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言・指導を行うとともに、指導技術をはじめ、生徒の安全・健康面への配慮や行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為根絶のための研修を予定しています。
90	13 ページ 4 移行スケジュール	休日移行後に平日移行を目指すところがあるが、平日のほうが送迎困難になると推測される。今現在から検討すべきでは。	【イ 趣旨同一の意見】 平日移行には送迎を含め課題が多いと考えることから、休日移行の検証を重ねながら進め方を検討します。
91	13 ページ 4 移行スケジュール	平日の移行も計画通り令和8年度に実施し、一刻も早く学校から部活動を切り離してほしい。	【ウ 参考とする意見】 教師の負担を少しでも軽減できるよう、休日の部活動を学校教育から地域に移行していきます。また平日についても、体制を整えば早期に移行できるよう協議を重ねていきます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
92	13 ページ 4 移行スケジュール	すぐに始めるのではなく、ある程度のガイドラインや運用マニュアルをあらかじめ決めることが潤滑な移行に繋がると思っています。そのために、モデルチームを複数運営し、それを見本として活動できる仕組みをつくってほしい。	【ウ 参考とする意見】 令和5年度にモデルケースを実施し、その成果を反映し本計画を策定しています。令和6年度からの地域クラブ活動開始に向け、安心して参加できるクラブ運営のためのルールを、別途定めます。
93	13 ページ 4 移行スケジュール	移行スケジュールに関して、誤解している保護者も多いが、淡々と進めてほしい。	【ウ 参考とする意見】 関係者、特に中学生や保護者の皆様の不安を解消できるよう、丁寧な説明を重ねていきます。
94	13 ページ 4 移行スケジュール	令和8年から完全移行となっていますが、部活動への入部を切らない限り、地域移行は進まないと思う。2年前には令和5年から完全移行と通達が出ていたはず。	【エ その他】 国では、休日の地域移行について、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」としており、本計画においても、同様のスケジュールを想定しています。
95	13 ページ 4 移行スケジュール	地域移行をするなら来年度は部活に子どもを入れないようにする等徹底して欲しい。	【エ その他】 生徒は、令和6年度から休日は学校部活動以外も選択できるようになります。徐々に学校部活動から地域クラブ活動等への移行を進め、令和7年度末までに休日移行を実現します。
96	14 ページ 5 その他 (1)移行検討協議会	委員の中のスポーツ関係で山雅が入っているだけで各競技団体の関係者は全く入っていない。改善すべきではないか。	【ウ 参考とする意見】 各競技団体と関わりの深い、松本市スポーツ協会の事務局長を委員として委嘱しています。また、各競技団体を構成員とするプロジェクトチームを組織し、スポーツ事業推進課を中心に地域移行後の受け皿などの環境整備について協議、検討を行っています。

経済文教委員協議会における意見等の概要及び市の考え方

1 意見に対する対応

区分	内容	件数
ア 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	2件
イ 参考とする意見	案の修正はないが、施策等の実施段階で参考とするもの	3件
ウ その他	案の内容に関する質問等	3件
計		8件

2 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	事業全般	地域移行はこれまでの部活動の概念とは異なるという意識の改革・転換を、しっかりと周知していく必要がある。	【イ 参考とする意見】 地域移行の趣旨・目指す姿などについて、説明会等のあらゆる機会でも周知を図ります。
2	事業全般	地域クラブを周知する仕組みは、いつからどのような形を想定しているか。	【ウ その他】 本計画策定後、地域クラブの募集を行い、市ホームページや、学校等で地域クラブ一覧を公開する予定です。
3	3 地域クラブの活動指針	指導の安全性を担保できるようなルール作りを進めてほしい。	【ア 趣旨同一の意見】 市は、指導者研修を実施するほか、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言・指導を行います。
4	3 地域クラブの活動指針	地域クラブの活動が軌道に乗るまでの間、経費について補助を検討しているか。	【ア 趣旨同一の意見】 地域クラブの創設に対する支援を検討します。
5	3 地域クラブの活動指針	指導者が重要と考える。指導者の研修受講歴などを公表する予定はあるか。	【イ 参考とする意見】 市ホームページ等で公表する地域クラブ一覧には、指導者の資格や研修受講歴などを掲載する予定です。
6	3 地域クラブの活動指針	保護者の送迎負担について、ヒアリングを進めてほしい。	【イ 参考とする意見】 地域クラブ活動の参加者から適宜ご意見をいただきながら、進めていきます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
7	3 地域クラブの活動指針	地域クラブと民間事業者との定義があいまい。実際に会費等の価格設定も幅が出ると思われる。市に地域クラブとして登録するということか。	【ウ その他】 民間事業者のうち、市に届出をし、国のガイドラインに沿っていると確認できた団体を地域クラブとして登録し、市ホームページ等で公表します。会費等は、可能な限り参加しやすい金額を各クラブが設定します。
8	3 地域クラブの活動指針	地域クラブの保険は、誰がとりまとめるのか。	【ウ その他】 地域クラブが指導者及び参加者の保険に加入します。

松本市部活動地域移行推進計画（案）

～子どもの“やってみたい！”を多様な主体で応援する～



令和6年 月

松本市・松本市教育委員会

はじめに

長年にわたって日本独自の教育システムとして発展してきた学校部活動（以下「部活動」という。）は、学校教育の一環として、生徒は比較的少ない費用負担で継続的・安定的な活動を実施してきました。部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて責任感や連帯感を養い、自主性の育成に寄与するものとして大きな教育的意義を有しています。しかし、少子化が進展する中、これまでと同じ運営体制では活動の維持が難しく、また、教師の献身的な指導に起因する長時間労働は、学校の働き方改革の議論を生んでいます。

社会情勢の変化を受け、スポーツ庁と文化庁では、適切な休養日の設定や外部指導者の採用など、部活動の改革を進めてきました。近年では、「部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務」という認識の下、特に、公立中学校における運営主体を学校から多様な団体へと移行することを検討しています。令和4年12月にスポーツ庁・文化庁は『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、「令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進する」としています。

こうした国の動向を受け、松本市では、市立中学校に部活指導員を配置し専門的指導者の確保と教師の負担軽減を進めつつ、地域移行については、令和4年度に休日部活動の「地域移行プロジェクトチーム」を立ち上げ、競技団体や学校関係者との協議を重ねてきました。令和5年度には取組みを加速させ、有識者による「松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会」（以下「移行検討協議会」という。）を開催し、合わせて、モデル事業の実施により効果的な移行方法の検討を進めています。

松本市部活動地域移行推進計画は、国のガイドラインや移行検討協議会での協議を踏まえ、地域移行で目指す姿を明らかにし、そのために必要となる地域クラブの運営や活動のほか、移行スケジュールなど、地域移行の具体的な方針をまとめました。本計画は松本市立中学校を主な対象としていますが、学校法人や国立大学法人等が設置する中学校とも連携しながら、着実に取組みを進めていきます。

目次

1 松本市の現状

- (1) 少子化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 教師の働き方と学校の改革・・・・・・・・・・ 2
- (3) アンケート調査から・・・・・・・・・・・・・ 3

2 基本目標と基本方針

- (1) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 地域クラブの活動指針

- (1) 対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 地域クラブの運営団体・実施主体・・・・・・・・ 8
- (3) 指導者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 活動場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (6) 大会・コンクール等への参加・運営・・・・・・・・ 12
- (7) 費用負担と軽減策・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4 移行スケジュール

- 移行スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

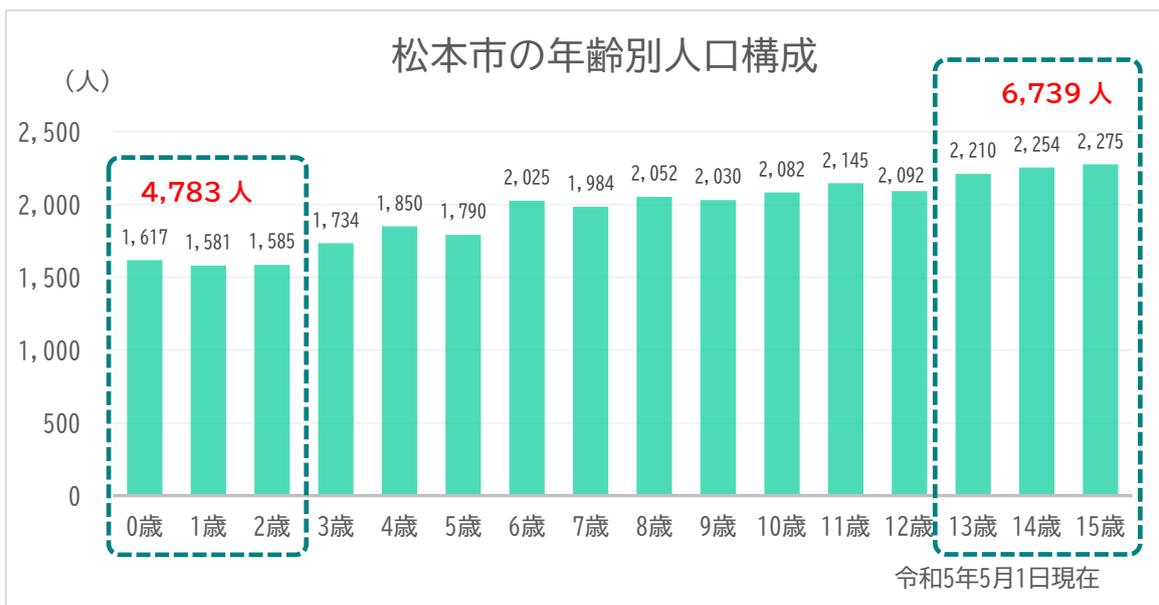
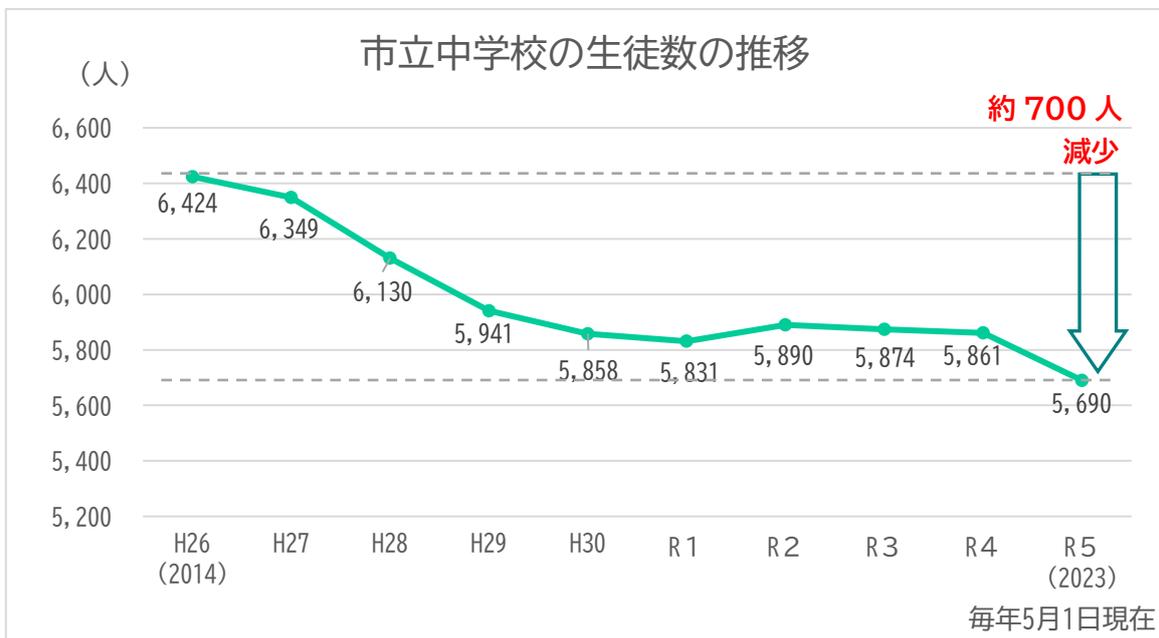
5 その他

- (1) 移行検討協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 推進計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

1 松本市の現状

(1) 少子化の進展

少子化の進展により、市立中学校の生徒数は大幅に減少しています。令和5年度は、平成26年度に比べ700人ほど減少しました。また、最新の人口構成を見ると、13年後には13～15歳の市民が現在より2,000人も減少するなど、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測されます。

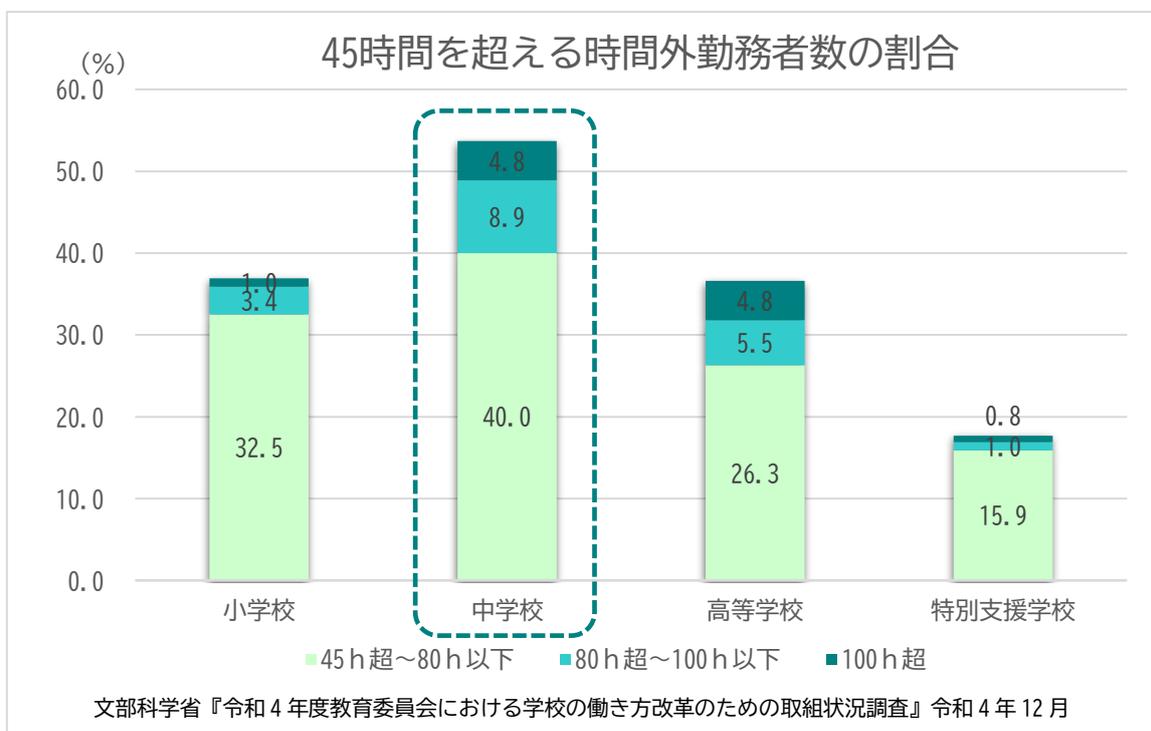


生徒が減った学校では、サッカーや野球など多人数で行う種目の活動が難しくなり、また、生徒の減少に伴う教師の減少により部活動の顧問が配置できなくなるなど、部活動の減少・活動低下を招いています。このようなことから、部活動は「専門的な指導が受けられない。」「自分のやりたい種目がない。」など、生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ場ではなくなりつつあります。

今後も更なる少子化の進展が予想される中、中学校の部活動をこれまでと同じ体制で運営していくことは困難です。しかし、単に部活動の運営をそのまま地域に移行するだけでは、参加者や指導者が確保できないといった課題は解決できません。そのため、部活動の枠にとらわれない、持続可能な新しい体制の構築が求められています。

(2) 教師の働き方と学校の改革

近年、教師の長時間労働が喫緊の課題として認識され、働き方の改革が求められています。特に、部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」(文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』令和2年9月)と指摘されています。



令和4年度の文部科学省の調査によると、中学校の教師の中で、1か月の時間外勤務の上限とされる45時間を超える者は全体の50パーセントを超え、小学校や高等学校と比べ突出して多いことが分かります。この要因の一つに部活動指導が考えられます。

また、令和3年度の長野県教育委員会の調査では、担当する運動部活動の種目経験がある教師は、全体の39パーセントしかおらず、61パーセントは全く経験のない種目を指導していることが明らかになりました。未経験種目の指導は、時間的・身体的な負担だけでなく、精神的にも大きな負担となっていることが想像されます。

松本市では、第3次松本市教育振興基本計画において、「子どもたちに効果的な教育活動を行っていくためにも、子どもと向き合う時間、教材研究の時間、教職員自身が自分のキャリアを展望する時間を確保し、教職員一人ひとりの人間性や創造性を向上させていく取組みを推進」することを明示しました。部活動地域移行により教師の負担を軽減し、教師が授業や学校の改革に注力できる環境を整備していきます。

(3) アンケート調査から

● 概要

松本市教育委員会では、部活動の地域クラブ活動移行へのニーズを把握するため、令和4年12月にアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

所属	対象者	回答者	回答率
小学5・6年生	3,746人	3,031人	80.9%
中学1・2年生	3,894人	2,922人	75.0%
中学3年生	2,003人	1,361人	67.9%
小学5・6年生保護者	3,746人	1,274人	34.0%
中学生保護者	5,897人	1,518人	25.7%
中学校教師	545人	204人	37.4%

アンケート調査結果

<p>詳細版</p> <p>https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/81006.pdf</p>		<p>概要版</p> <p>http://cms2021.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/81005.pdf</p>	
---	---	---	---

● 回答結果

主な回答結果は以下のとおりです。

小学5・6年生（回答率80.9%）

- 1 地域クラブ活動への参加希望
平日は81%が参加したいと回答したのに対し、休日は55%の参加希望
- 2 やってみたい種目
バドミントン、バスケットボール、サッカーが上位を占める中、休日活動はキャンプが4位
- 3 地域クラブ活動に望むこと
「楽しむこと」「いじめなどが無い」「自分のレベルにあった指導」を希望する回答が60～70%となる一方で、「勝利にこだわる」「将来プロになる」を希望する回答は20%ほど

中学生（回答率72.6%）

- 1 部活動に取り組んでよかったこと
「自分の技能を高めることができた」「友人関係が広がった」が上位
- 2 地域クラブ活動の心配なこと
「指導者の指導方法」「費用負担」が上位
- 3 地域クラブ活動に望むこと
「参加の可否を自分で決められる」「自分のペースで進められる」が上位

小学5・6年生保護者（回答率34.0%）、中学生保護者（回答率25.7%）

- 1 許容できる月謝額
中央値：5,000円（小学生保護者）、3,000円（中学生保護者）
平均値：4,715円（小学生保護者）、3,605円（中学生保護者）
- 2 地域クラブ活動の心配なこと
「費用負担」「指導者の指導方法」が上位
- 3 地域クラブ活動に望むこと
「丁寧な指導」「参加の可否を自分で決められる」「子どもの技能に合わせた指導」が上位
- 4 送迎の可否
「可能」「どちらかといえば可能」で合わせて75%の回答

中学校教師（回答率37.4%）

1 部活動指導への負担感

「負担」「どちらかといえば負担」で合わせて75%の回答。休日指導の方が負担を感じる回答が多い。

2 地域クラブ活動での指導希望

休日・平日ともに「希望しない」「どちらかといえば希望しない」で合わせて75%の回答。平日指導の方が「希望しない」の回答が多い。

● 考察

アンケート調査の結果からは、次の傾向を読み解くことができました。

①指導者の質

「指導者の指導方法」への懸念が多く、「丁寧な指導」や「子どものペースに合わせた指導」が求められていることが分かります。

②主体的な選択

競技志向かレクリエーション志向かなど、複数の地域クラブから所属クラブを選び、活動のペースや参加の可否も自分で決めるなど、生徒の主体的な選択を可能にする体制が必要です。

③受益者負担

地域クラブ活動に参加するための費用負担については、多くの保護者が金額を心配要素としながらも、負担については一定の理解を示していると考えられます。

④教師の負担軽減

部活動の指導に当たる教師の75%が負担を感じており、地域移行を速やかに進める必要があります。また、指導を希望しない教師が地域クラブ活動に携わらないような体制整備が求められます。

生徒・保護者・教師等の思いに寄り添いながら、生徒の多様な活動機会を提供できるよう検討を進めます。

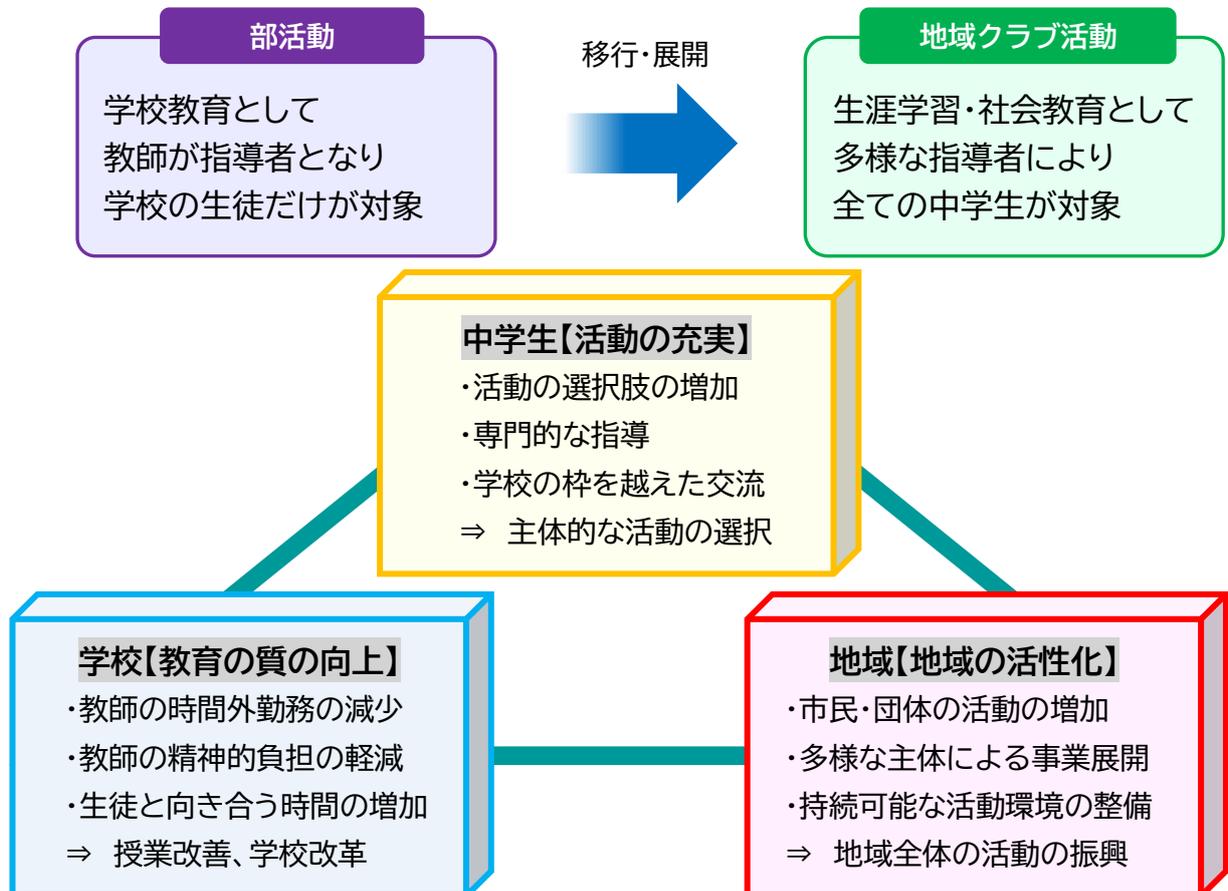
2 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

部活動は、これまで、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に触れ、競技力や技術を向上させるとともに、達成感や連帯感を育む活動として、長年、日本独自のシステムとして定着してきました。

しかし、少子化に伴う活動の停滞や経験のない教師が指導を担う状況など、これまでのシステムが機能しなくなりつつあり、近年、抜本的な改革が必要となっています。松本市では、令和4年に策定した『松本市教育大綱』において、「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を標榜^{ほう}しています。この改革を地域社会の変革のチャンスと捉え、これまで部活動が担っていた役割・機能を地域社会に移行・展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進めます。

子どもの“やってみたい！”を多様な主体で応援する



(2) 基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により地域移行を推進します。

方針 1

生涯に渡ってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

- ・全ての生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる。
- ・全年代の市民にとってのスポーツ・文化芸術活動を活性化させる。
- ・部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動を推進する。
- ・「三ガク（岳・楽・学）都」にふさわしい活動を推進する。

方針 2

あらゆる運営主体による多様な地域クラブ活動の展開

- ・民間事業者・企業・大学等の参入を促し、多様な活動を展開する。
- ・既存クラブや文化芸術団体等のノウハウや創意工夫を発揮できる。
- ・地域クラブ活動を実施したい市民・団体が、自主的に活動できる。
- ・教師等の兼職兼業による地域クラブ活動を支援する。

方針 3

適正な活動と持続可能な運営体制の構築

- ・指導者研修などにより、安全で適正な指導の質を確保する。
- ・受益者負担による自立的運営を継続できる仕組みを構築する。
- ・ボランティアを基本とせず有償による質の高い指導を行う。
- ・公共施設利用料の減免など、活動しやすい環境を整備する。

方針 4

平日も含めた地域移行の早期実施

- ・休日だけでなく平日の移行時期も検討し、着実に移行する。
- ・移行方法等の検証を重ね、地域の実情に応じた移行を進める。
- ・近隣市町村と連携するなど、広域的な視点で移行を進める。
- ・学校の働き方改革を推進するため、地域移行の早期実施を検討する。

3 地域クラブの活動指針

(1) 対象者

全ての中学生¹を対象とし、通学する中学校に関わらず、自分の興味関心に応じて地域クラブを選択し、参加することができます。複数の地域クラブ活動に参加することも可能であり、部活動と地域クラブ活動の2つが存在する移行期間においては、両方に参加することもできます。

地域クラブ活動への参加は生徒の自由意思によるものであり、参加しなくても問題ありません。また、生徒は、松本市ではなく近隣市町村の地域クラブ活動に参加することも可能です。近隣市町村や私立等の中学校に通う生徒が、松本市の地域クラブ活動に参加することもできます。

(2) 地域クラブの運営団体・実施主体

● 運営団体の担い手

地域移行の受け皿となる地域クラブの運営団体や活動の実施団体について、国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツクラブ、民間事業者、フィットネスジム、大学などのほか、地域学校協働本部や保護者会、同窓会などや、市町村が運営団体になることも想定しています。

松本市においては、スポーツ活動では、複数の総合型地域スポーツクラブや、松本市を拠点とするプロスポーツクラブ、大学など多様な団体が活動しています。また、文化芸術活動では、合唱や音楽などの文化団体のほか、公民館で活動する地域団体も数多くあります。こうした既存団体は、運営組織やノウハウ、指導者を備えていることが多く、地域クラブの運営団体となった場合における安定的な運営や適正な指導が期待できます。

一方で、市民や団体、民間事業者などが、新たに地域クラブを創設して活動を開始することも想定されます。こうした動きは、地域全体のスポーツ・文化芸術活動を底上げし発展に資すると考えられます。

以上のことから、松本市では、多様な主体が運営団体となることを想定し、

¹ 主に公立中学校を対象とします。私立中学校については、学校の実情に応じた対応となります。

意欲ある団体のノウハウと創意工夫を最大限に活用しながら多様な地域クラブ活動を展開します。

● 地域クラブの役割

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむために、地域クラブには持続可能な運営や安全で適正な指導が求められます。また、部活動が担っていた、異年齢の集団の中で人間関係を構築し、自己肯定感、責任感及び連帯感を育むといった教育的意義や役割を継承・発展する活動が期待されます。そのため、地域クラブは国のガイドラインや本計画を遵守し、運営体制や活動目標を示した規約・運営方針を策定して、具体的な年間活動計画、収支、活動実績などと合わせて公表するものとします。スポーツ団体等においては『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した活動を行うことが求められます。

● 地域クラブの活動状況の把握

松本市は、適正な地域クラブ活動が実施されるよう、適宜、地域クラブの活動状況を把握し必要に応じて助言・指導を行います。また、活動状況等について、学校や生徒・保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて地域クラブを選択できるよう情報提供を行います。

(3) 指導者

● 指導者の確保

地域クラブは、専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適切な活動を実施します。そのため、県や市、競技団体、文化芸術団体等と連携し、指導者の確保や養成等を進めます。

● 資格取得と研修

地域クラブは、所属する指導者に対し指導者資格の取得を促すとともに、クラブ内において、指導技術だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修を実施します。

なお、松本市では、部活動が担っていた教育的意義についての研修や、指導者資格取得費用の補助など、地域クラブ指導者の資質向上に向けた支援を検討します。

● 教師等の兼職兼業

地域クラブ活動での指導を希望する教師等は、教育委員会へ申請し兼職兼業が認められる場合には、報酬を受け取って指導することが可能です。この場合、運営団体と雇用契約又は業務委託契約を結ぶことになり、活動中の事故等の責任は運営団体又は個人が負うこととなります。なお、教師等が新たに運営団体を立ち上げる場合も兼職兼業の手続が必要です。

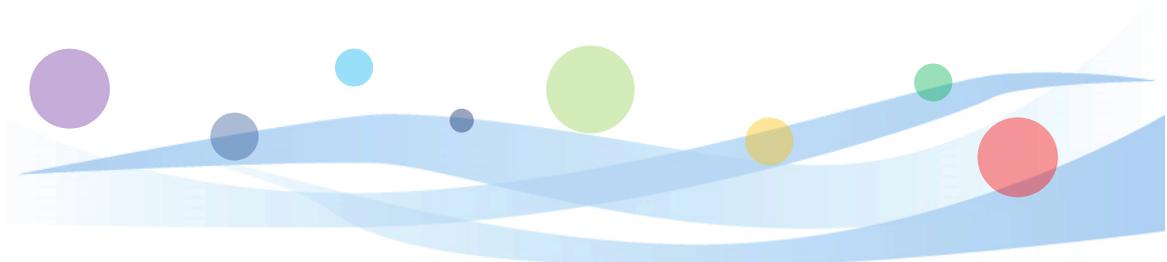
(4) 活動内容

● 種目・分野など

現に部活動で実施されている種目や実施方法に限らず、多様な種目・分野の活動が実施できます。競技・大会志向で特定の種目・分野に継続的に専念する活動だけでなく、例えば、長期休暇中に開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制で複数の種目・分野を経験できる活動などのほか、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動、スケートボードやスポーツクライミングのようなアーバンスポーツ、メディア芸術やアート活動などが挙げられます。

「三ガク（岳・楽・学）都」をうたう松本市においては、例えば、山岳エリアでのスキーや登山のほか、生物多様性を学ぶ動植物研究、松本城や旧開智学校等の歴史建造物をテーマにした建築研究や公民館活動と連携した世代間交流活動、吹奏楽や合唱をはじめとする音楽など、市民・団体の特性を活かした特徴的な活動が想定されます。

なお、活動に当たっては、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、他の世代向けの活動に生徒が参加するなどの交流も可能です。



● 休養日など

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるよう、国のガイドラインに準じた次の基準を遵守して活動を実施します。

休養日	学校の学期中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週当たり2日以上 ・ 平日は少なくとも1日 ・ 週末は少なくとも1日以上 ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を別の日に振替
	学校の長期休業中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の学期中と同様 ・ 生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設ける
活動時間	平日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長くとも2時間程度
	学校休業日（週末を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長くとも3時間程度

※ 活動時間には、会場への移動・準備・片付け等は含みません。

● 管理責任

地域クラブ活動は、学校の管理運営下での活動ではありません。活動中の生徒同士のトラブルや事故等は、地域クラブの管理責任において対応することから、指導者や参加者等に対してケガや事故等を補償する保険への加入を義務付けるなど、管理体制の整備が求められます。地域クラブは、指導者の暴力等への相談窓口を自ら設けるほか、統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。

(5) 活動場所

市内の市立中学校施設をはじめ、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が所有する施設などが想定されます。また、民間事業者や企業、大学などが、所有するグラウンドやプール、体育館などを活用して活動を実施することも可能です。

なお、松本市では、地域クラブ活動の促進と保護者負担の軽減を目的に、地域

クラブが市立中学校の施設を利用する場合の料金を減免します。また、利用に当たっては、現状の部活動に準じて優先的な利用予約を可能とするよう検討を進めています。スポーツ施設と文化施設については、中学生を対象とした団体の利用の場合は、利用料金が半額になります。施設予約に当たっては、施設ごとに利用団体登録を行うなどの手続が必要です。

一方、特定の会場を必要としないICTを活用した遠隔指導も、必要に応じた導入が想定されます。

(6) 大会・コンクール等への参加・運営

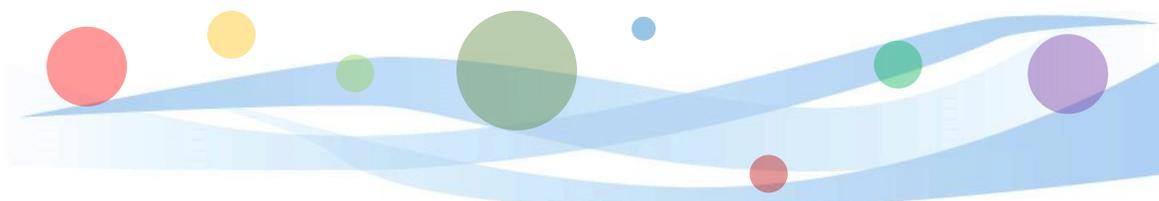
中学校体育連盟（以下「中体連」という。）主催の大会への参加は、大会要領などにより判断してください。なお、部活動と地域クラブが共に参加が認められる場合、両方に所属する生徒がどちらの団体で参加するかは、生徒の主体的な選択により決定してください。

これまで、中体連が主催する大会をはじめ、競技団体等が主催する大会やコンクール等についても、部活動顧問である教師がその運営を担ってきました。今後は、地域クラブの指導者が運営スタッフとして関わるとともに、参加する生徒自身が運営に協力する仕組みづくりが求められます。

(7) 費用負担と軽減策

地域クラブは、参加者からの会費等によって自立的な運営を行い、将来にわたって持続可能な活動を実施します。参加者による費用負担を原則としますが、会費は可能な限り参加しやすい金額を設定するよう努めることとします。なお、生徒が経済的理由によって活動参加をあきらめることがないよう、松本市では就学援助対象世帯に必要となる支援を検討します。また、通学する学校以外が会場となる場合があり、保護者の送迎が必要となることもありえます。送迎距離が遠距離にならないよう、様々なエリアでの地域クラブの創設を促進します。

令和8年度までの移行期間においては、地域クラブの創設を促進するとともに、活動に必要な初期費用に対する参加者負担を軽減するために、地域クラブ創設に係る費用の支援についても検討します。



4 移行スケジュール

国のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置付けた上で、まずは、各地域の実態に合わせて休日の部活動の地域移行を推進するとしています。一方、長野県は、山間部などの地域特性を鑑み令和8年度までに休日部活動の移行を進めるとしています。

令和5年度にモデルケースを実施している団体の中から、「地域クラブを立ち上げて、部活動と競合してしまい活動の継続が難しい。」という意見や「部活動と地域クラブが混在する状況がいつまで続くのか。」などの意見が出されました。移行検討協議会での協議や関係者との調整の中でも、安定的なスポーツ・文化芸術活動の環境整備と学校の働き方改革の両方を早期に推進する必要性が確認されているため、令和7年度までに休日部活動を、令和8年度には平日部活動も移行することを目指して取組みを進めていくこととします。なお、移行時期は一律に適用するのではなく、種目や地域の実情に応じて弾力的に進めるとともに、松本市立以外の中学校では各校の実情に応じて取り組むものです。

令和5年度 制度設計期

- ・モデルケース実施（指導者謝礼補助・指導者資格取得補助）
- ・地域クラブの運営団体・実施主体及び支援策を検討
- ・施設利用（学校・公民館・スポーツ・文化）の使用料・予約のルールを整備
- ・**地域移行推進計画を策定・公表**

令和6年度 移行準備期

- ・**地域クラブの活動開始**
- ・地域クラブの拡充（説明会開催、市ホームページ掲載）
- ・各種支援策の実施、指導者研修会の実施
- ・地域・種目による地域クラブの設置状況の調整

令和7年度 休日移行期

- ・地域クラブの活動の充実、拡充（説明会開催、市ホームページ掲載）
- ・各種支援策の実施、指導者研修会の実施
- ・**令和7年8～10月頃 全ての休日部活動を移行**
- ・休日移行の検証により、平日移行の進め方を再度検討

令和8年度 平日移行期

- ・**体制が整えば、令和8年8～10月頃 全ての平日部活動を移行**
- ※地域クラブの大会参加が認められた種目などから、段階的に平日移行を進める。

5 その他

(1) 移行検討協議会

松本市では、令和5年度から、地域移行を円滑に進めるために課題を検討し市の基本的な方針を協議することを目的に、有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者で構成する移行検討協議会（名称：松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会）を設置しています。これまでに3回の協議会を開催し、今後も、地域移行が完了するまで定期的に協議を重ねていきます。

<委員名簿>

区分	氏名	所属等
有識者	長沼 豊	日本部活動学会副会長、大日向中学校長
	新井 喜代加	松本大学健康科学研究科准教授
学校関係者	宮下 昌史	松本市校長会中学校長会長（丸ノ内中学校長）
	宮澤 陽子	松本市校長会山間小規模校代表（会田中学校長）
	加藤 慎介	松本市PTA連合会
	矢野 麻美	
スポーツ・文化関係者	横内 俊哉	松本市スポーツ協会事務局長
	柄澤 深	NPO法人松本山雅スポーツクラブ理事長
	青山 織人	一般財団法人松本市芸術文化振興財団理事長
教育委員会が必要と認める者	櫻井 貞文	松本市公民館長会会長（今井公民館長）

<開催経過>

回	開催日	協議内容
1	令和5年 6月 8日	取組状況、地域移行に係る課題の協議
2	8月21日	モデルケースの進捗状況、今後の進め方の協議
3	11月13日	地域移行推進計画案の協議
4	令和6年 2月 5日	地域移行推進計画案パブリックコメントの報告、協議

(2) 推進計画の見直し

この計画は、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』をもとに、移行検討協議会での検討を重ね、松本市の実情に即した移行プランとして策定したものです。今後、国や長野県の指針・方針が改定された場合などは、必要に応じて見直しを行います。

(3) 事務局

松本市及び松本市教育委員会の担当部署は以下のとおりです。なお、取組み全般に関するお問い合わせは、教育政策課までご連絡ください。

部局	課	役割
教育委員会	教育政策課 (TEL0263-33-3980)	・地域移行の計画 ・支援策の検討
	学校教育課 (TEL0263-33-9847)	・学校施設の利用 ・学校備品の取扱い
	学校支援室 (TEL0263-33-4397)	・学校との連携 ・指導者の研修
	生涯学習課 (TEL0263-32-1132)	・地域活動の地域クラブ ・公民館施設の利用
文化観光部	文化振興課 (TEL0263-34-3293)	・文化芸術の地域クラブ ・文化芸術の指導者 ・文化施設の利用
	スポーツ事業推進課 (TEL0263-45-9511)	・スポーツの地域クラブ ・スポーツの指導者
	スポーツ施設整備課 (TEL0263-34-1700)	・スポーツ施設の利用

(4) その他

これまでの取組み等を松本市ホームページに掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください。

部活動の地域移行サイト

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/chiikiikou/>



議案第 4 号

松本市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

1 趣旨

コミュニティ・スクール（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校をいう。）において、社会教育法第9条の7第1項に基づき、松本市教育委員会が委嘱する松本市地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を設置することに関して必要な事項を定める「松本市地域学校協働活動推進員設置要綱」を制定することについて協議するものです。

2 経過

5. 4. 1 大野川小中学校に国型コミュニティ・スクールをモデル導入
5. 1 5 第1回大野川小中学校学校運営協議会を開催。以後、第2回（9月15日）、第3回（令和6年2月9日）を開催

8. 3 0 文部科学省から、「社会教育法に基づく推進員の設置には、設置要綱などで推進員の役割や処遇などを明確にしたうえで、教育委員会で委嘱することが望ましい」旨の助言があった。

1 2. 1 8 松本市のコミュニティスクール事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を開催し、モデル校の取組みについて報告（資料1）があり、「学校と地域の連携には、双方のことをよく知っている人材がキーポイント」などを共有。なお、第2回検討会を3月に実施予定（モデル校の成果などの整理、今後の展開について検討）

3 推進員について

資料2のとおり

4 松本市地域学校協働活動推進員設置要綱（案）

資料3のとおり

5 施行期日

令和6年4月1日

担当 生涯学習課・中央公民館
課長 石川 善啓
電話 32-1132

松本市のコミュニティスクールのあり方検討会（2023. 12. 18）

大野川小中学校からの報告資料（抜粋）

1 学校運営協議会（5/15・9/15）で話題になったこと

(1) 学校行事

- ① 4年ぶりの町会合同運動会（6/14）
- ② 2泊3日の奥穂高岳登山（7/18・19・20）

(2) デュアルスクール

- ① 4家族7名の見学があったこと（6/2・8/18・8/21・9/12）
- ② 家族での利用があった場合の住宅の問題

(3) 登山に関わる予算

- ① 登山に関わる予算を地域でも負担できないか。
- ② 登山は隔年なので、登山のない年は、登山の費用を「ガイド育成費」にあて、地域と学校とで登山を実施することはできないか。

(4) 地域ボランティアの募集

2 登山セミナーの開催（11/29）

学校運営協議会主催の「学校登山の未来を考える会」を開催

3 その他

(1) コーディネーターの存在

- ① 総合的な学習のコーディネーターとして、地域の方の紹介や、地域の方とのつなぎ役を担っている。
- ② 会計事務全般を担当し、教頭の負担が大幅に軽減されている。
- ③ ①と②のことと、週3日学校での勤務により、コーディネーターの存在はとても大きい。

(2) 地域の魅力は学校の魅力・地域の課題は学校の課題、学校の魅力は地域の魅力・学校の課題は地域の課題

- ① 第2回の運営協議会での話し合いは、出席されたみなさんが「地域の魅力は学校の魅力、地域の課題は学校の課題」というスタンスで話げできたため、大変有意義な時間となった。
- ② R6年度は、ランドデザインに「運営協議会の願い」のスペースを作り、委員の皆さんの意見をランドデザインに反映させる予定

(3) 信州型と国型のコミュニティスクールの違い

- ① 国型を導入したことで、予算運用の自由度が高くなった。
- ② 予算運用以外については、信州型と国型の大きな違いは感じていない。

大野川小中学校地域学校協働本部活動報告（4～12月）

○地域学校協働本部事業

	5月	6月	7月	8月
小学校	・畑の苗・肥料購入 ・地域自然保護活動 (外来種駆除作業)	・歯科保健指導	・小5 乗鞍岳登山ガイド ・小3.4 環境教育 (シャワークライミング)	
中学校	・登山講習会	・アルプホルン演奏指導	・中 1.2 奥穂高登山ガイド	
共通	・耕運機修理			・小5～中3 キャリア教育(卒業生に 学ぶ会)
	9月	10月	11月	12月
小学校	・鷹の渡り観察会 ・クリアブック購入 ・まつぼっくり工作 教室	・豆腐づくり ・アルプホルン演奏指 導 ・秋の乗鞍散歩	・学習室置き畳購入	・絵具購入
中学校	・総合学習活動費	・カラー診断(家庭科)		
共通	・協働本部印鑑購入		・学校保健委員会講演(児 童生徒保護者向け)	

○推進員の業務

- ・大野川小中学校地域学校協働本部役員選出と口座開設
- ・会計業務(振込手続き、源泉徴収納付等)
- ・教員と地域講師との連絡、交渉、謝礼支払
- ・授業補助、総合学習のサポート、子どものサポート役
- ・協働本部のメールアドレス取得(onogawa.cs@gmail.com)
- ・インターネットバンキング(ゆうちょ)口座開設手続き→開設不可通知
- ・デュアルスクール利用受け入れ準備、教育政策課との連携
- ・のりくらミライズ移住推進チームとの連携(受け入れ可能住宅の開拓)
- ・地域講師募集チラシ作成
- ・学校運営協議会出席

○コーディネーターとして勤務して感じた業務の意義

- 地域との連携で地域の人や子どもたちと直接かかわることができ、一緒に学校のことを考えていくためにやりがいのある仕事である
- 教員の要望に応え、適当な地域講師を紹介できる
- 学校行事に地域の人に参加、地域行事に教員が参加できるように繋ぐ
- デュアルスクール利用者に住まいや暮らしのことについて紹介できる

地域学校協働活動推進員について

1 地域学校協働活動推進員とは

社会教育法第9条の7第2項から、地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）は、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者を指します。

<社会教育法>

第5条の2 市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動において地域住民その他の関係者（以下「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力関係の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

2 設置要綱の意義

地域学校協働活動の組織的・継続的な実施を図るためには、教育委員会と推進員との間で、推進員が行うべき職務や、遵守すべき事項等を明確にした上で教育委員会が委嘱することが望ましいことから、設置要綱を定めます。

3 推進員に期待される役割

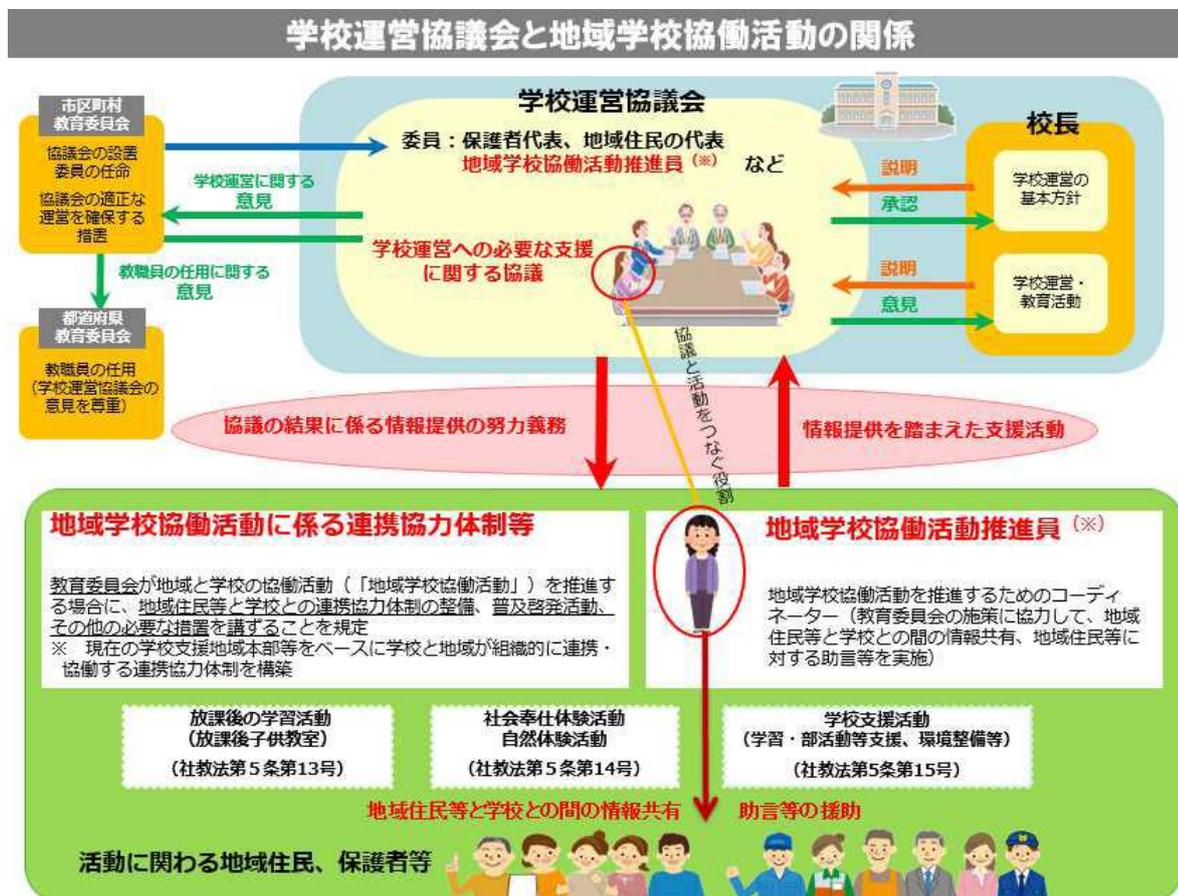
- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

4 推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

5 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の関係

文部科学省「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」より



※推進員の役割は、従来の松本版コミュニティスクールでは、地域のコーディネーターである公民館長と、地域連携担当教員（教頭先生など）が担っています。

松本市教育委員会告示第 号

松本市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

松本市教育委員会

松本市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する松本市地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、地域の実情を考慮した上で、学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会をいう。以下同じ。）の対象学校の通学区域（以下「学校区」という。）ごとに、当該対象学校の状況に応じて推進員を置くことができる。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(委嘱)

第3条 推進員は、地域において社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する者の中から、学校運営協議会の対象学校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(職務)

第4条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題の解決に必要な連絡調整に関する活動
- (2) 地域又は学校の教育活動への支援、企画又は参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他の必要な協議体との連携、調整に関する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める活動

(任期等)

第5条 推進員の任期は、委嘱された日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員に欠員が生じたときは、新たに推進員を委嘱することができる。この場合において、新たに委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第6条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及びこの告示の規定に従い、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

(2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(3) その職務上の地位を特定の目的のために利用しないこと。

(守秘義務)

第7条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該推進員を解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

(2) 前号に掲げるもののほか、推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動状況の管理)

第9条 推進員は、同一年度内における活動が終了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、地域学校協働活動推進員活動記録簿（別記様式）に必要事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 推進員に関する事務は、生涯学習課で行う。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

あがたの森図書館の移転に伴う作業及び特別整理のための休館について

1 趣旨

重要文化財旧松本高等学校本館耐震対策工事完了による図書館及び図書館事務室の移転に伴い、移転作業期間及び特別整理（蔵書点検）期間を休館することについて協議するものです。

2 移転先

別紙1のとおり

3 休館期間

令和6年3月15日（金）～令和6年3月29日（金）までの15日間
内訳は次のとおりです。

(1) 移転作業に伴う休館

令和6年3月15日（金）～令和6年3月26日（火）

(2) 特別整理（蔵書点検）に伴う休館

令和6年3月27日（水）～令和6年3月29日（金）

4 休館中の対応について

(1) ブックポストによる返却の継続（あがたの森文化会館の休館日は除く）

(2) 予約本貸出し

15日（金）～17日（日）、23日（土）、24日（日）、26日（火）
午前10時～午後5時

5 周知方法

(1) 館内掲示による周知

(2) 広報まつもと3月号へ掲載します。

(3) 市ホームページ、図書館ホームページ、図書館 Facebook 及び図書館X（旧 Twitter）へ掲載します。

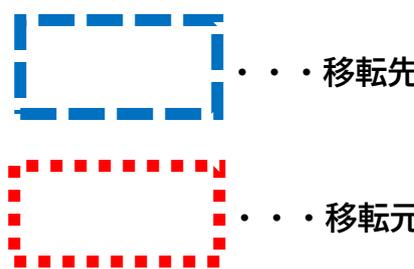
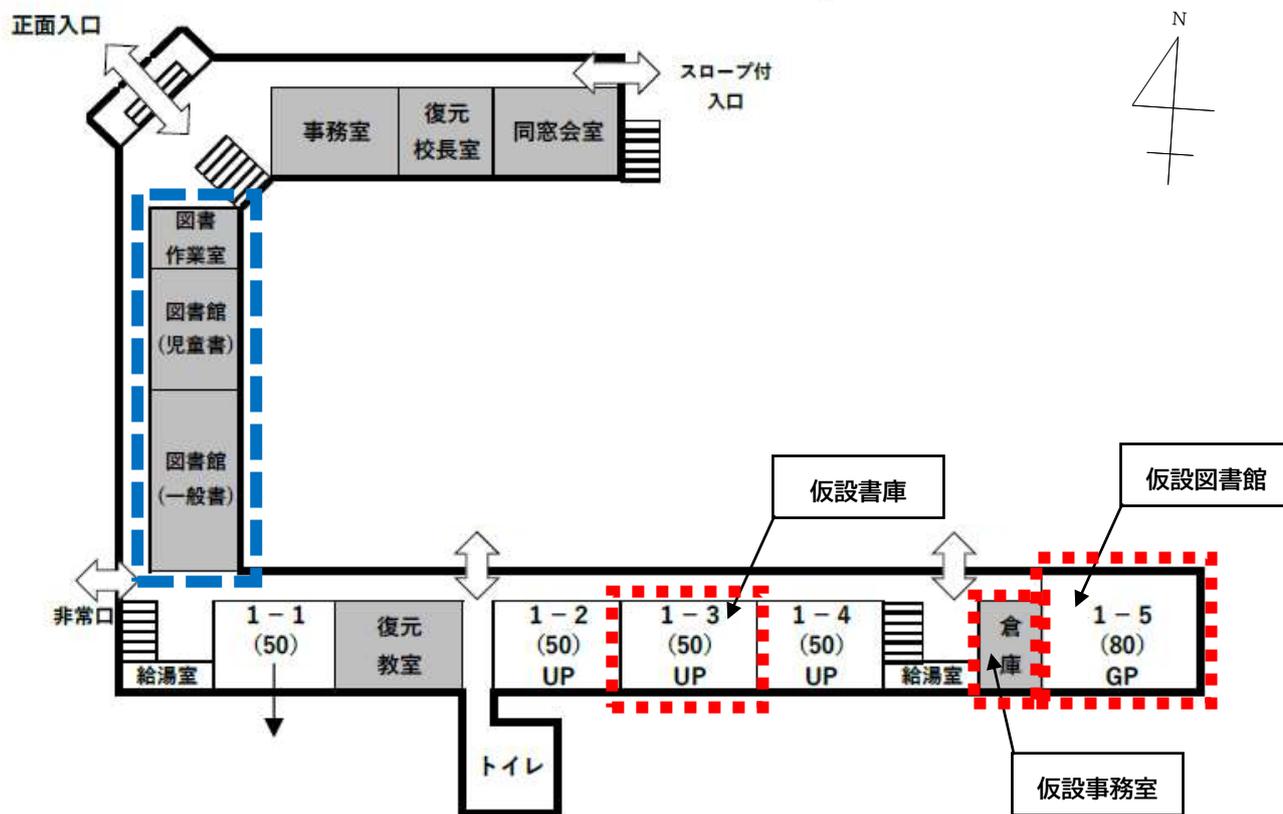
担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099

重要文化財旧松本高等学校本館（あがたの森文化会館）配置図

本館 1 階



議案第 6 号

松本市指定文化財の指定に係る諮問について

1 趣 旨

松本市文化財保護条例に基づく文化財の指定を行うため、同条例第7条第2項の規定により松本市文化財審議委員会へ諮問することについて協議するものです。

2 諮問物件

名称	指定区分	所在地
廣澤寺蔵 元版五燈会元	重要文化財	里山辺 5112 (廣澤寺)
師岡総本家伝来松本城中絵図 (水野氏時代松本城下町絵図)	重要文化財	大手 3 丁目 2 番 21 号 (松本市立博物館)
元禄期松本城下絵図	重要文化財	丸の内 4 番 1 号 (文化財課)

※別紙諮問書（案）及び諮問物件調書を参照

3 主な経過

令和4年 9月 第1回文化財審議委員会で指定候補とすることについて協議開始
 令和5年 1月～ 類例調査・資料状況確認の実施
 指定名称の調整
 指定後の管理体制についての検討
 11月 第3回文化財審議委員会で、当該物件を指定する方向で確認

4 今後の日程

令和5年度第4回文化財審議委員会に諮問します。



担当 文化財課
 課長 竹原 学
 電話 32-3292

(案)

松本市教育委員会諮問第5号

令和6年3月6日

松本市文化財審議委員会
委員長 山本 雅道 様

松本市教育委員会

松本市指定文化財の指定について（諮問）

下記の文化財について、松本市指定文化財の指定を行いたいので、貴審議委員会の意見を求めます。

記

1 指定の諮問をする物件

(1) 名称・指定区分・所在地

名 称	指定区分	所 在 地
廣澤寺蔵 元版五燈会元	重要文化財 (典籍類)	里山辺 5112 (廣澤寺)
師岡総本家伝来松本城中絵図 (水野氏時代松本城下町絵図)	重要文化財 (歴史資料)	大手3丁目2番21号 (松本市立博物館)
元禄期松本城下絵図	重要文化財 (歴史資料)	丸の内4番1号 (文化財課)

(2) 適用条文

ア 松本市文化財保護条例 第3条

イ 松本市文化財保護条例施行規則 第2条第1項（別表第1指定基準）

2 諮問調書

別紙のとおり

松本市指定文化財諮問物件調書

- 1 指定区分 松本市重要文化財
- 2 名称 廣澤寺蔵 元版五燈会元（こうたくじぞう げんぼんごとうえげん）
- 3 所在地 里山辺5112（廣澤寺）
- 4 所有者 廣澤寺

5 物件の概要

- (1) 員数 20巻
- (2) 年代 鎌倉時代
- (3) 形態 冊子
- (4) 内容

中国の南宋時代に成立した禅宗の歴史を記した書である。これは宋版と呼ばれており、廣澤寺所蔵のものは元の時代に編集・印刷されたもの(元版)である。元版の五燈会元は世界でも数点しか確認されておらず、貴重な典籍といえる。

6 指定理由および根拠

(1) 指定基準

ア 種別 4 典籍類

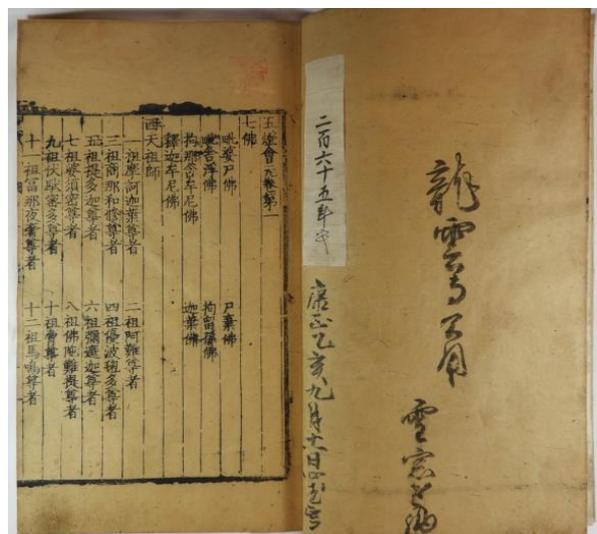
イ 基準 1 原本若しくは優秀な古写本又は系統的、歴史的にまとまったもので、この地方の文化史上重要と認められるもの

(2) 指定理由

『五燈会元』は日本や中国で版が重ねられているが、廣澤寺に伝わるものは初期の版に属すること、現存するものが少ないなかで完全な状態で残っていることで禅宗史上貴重な典籍である。また、松本地方に関係する武士と考えられる名前が寄進者等として書き込まれており、それら氏族の存在や当時の政治情勢を伺うことができる点で、地域史料としての価値も高い。

7 その他参考となる資料

廣澤寺誌編纂委員会『龍雲山廣澤寺誌』（令和2年5月）



松本市指定文化財諮問物件調書

- 1 指定区分 松本市重要文化財
- 2 名称 師岡総本家伝来松本城中絵図（水野氏時代松本城下町絵図）
- 3 所在地 大手3丁目2番21号（松本市立博物館）
- 4 所有者 松本市

5 物件の概要

- (1) 員数 1点
- (2) 年代 江戸時代前期（水野氏時代）
- (3) 形態 軸
- (4) 内容

紙本着色。城下町絵図のうち城郭を中心に詳しく描く。堀・河川を青色で描き、周囲の山に淡緑色を配する。薄茶色に塗った道の中に朱線を引き、中でも善光寺街道と城内へ通じる朱線を太く描く。町や堀には長さを表記し、武家地については間口と奥行き寸法を明示し、表門がどちらに開いているかを門の形で示す。歩行（徒歩）と足輕の屋敷にはその記載はない。

6 指定理由および根拠

(1) 指定基準

ア 種別 9 歴史資料

イ 基準 1 政治、経済、社会、文化等この地方の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

(2) 指定理由

この絵図は水野氏時代の城郭や武家地の様子を詳細に描いていて、松本城の城郭部分を見るうえで有益な資料である。また、道路には朱線が引かれており、当時の主要道路の様子も知ることができる。

7 その他参考となる資料

『松本城・城下町絵図集』（松本市教育委員会）

『国宝松本城 解体・調査編』（松本市教育委員会）

金井圓「松本城下絵図のこと」（『地方史のとびらを開く』北樹出版）



松本市指定文化財諮問物件調書

- 1 指定区分 松本市重要文化財
- 2 名 称 元禄期松本城下絵図
- 3 所在地 丸の内4番1号（文化財課）
- 4 所有者 松本市

5 物件の概要

- (1) 員 数 1点
- (2) 年 代 江戸時代前期（水野氏時代）
- (3) 形 態 巻
- (4) 内 容

紙本墨画。黒一色で描き一部に朱書きがある。武家地は徒士以上の屋敷には記名をし、北部の足軽屋敷地には記名がない。それに比して町人地の記述は詳しく、間口・住居者名・檀那寺名・居住する男女の数、ところによって職種が書かれている。これはこの絵図の大きな特徴である。

6 指定理由および根拠

(1) 指定基準

ア 種 別 9 歴史資料

イ 基 準 1 政治、経済、社会、文化等この地方の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

(2) 指定理由

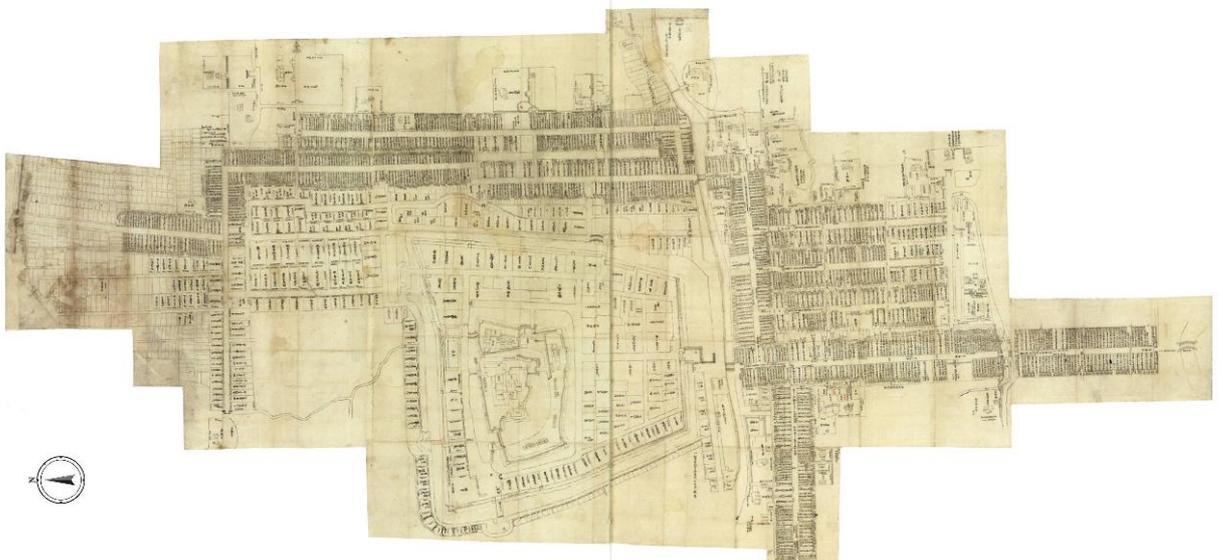
この絵図は水野氏時代に属するもので、地元に残る最古の絵図といえる。とくに町人地の様子が詳しく、屋敷割や住人の数や菩提寺が網羅されているので、元禄期松本城下の町人地の姿を究明する上で貴重な資料である。

7 その他参考となる資料

『松本城・城下町絵図集』（松本市教育委員会）

光成由佳・服部亜由未 「元禄期松本城下絵図」からみる町人地」

（『馬場家研究報告 2017』）



議案第 7 号

史跡小笠原氏城跡整備基本計画の策定について

1 趣 旨

史跡小笠原氏城跡整備基本計画（以下「計画」という。）（案）に対するパブリックコメント及び市議会経済文教委員協議会での協議結果等を踏まえ、計画を策定するものです。

2 経過

- 4. 1 2. 8 第1回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会を開催
- 5. 1 1. 20 第4回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会において、計画（案）を了承
 - 12. 2 2 教育委員会に計画（案）を協議
 - 2 6 庁議に計画（案）を協議
- 6. 1. 1 2 市議会経済文教委員協議会に計画（案）を協議
 - 1 3～ パブリックコメント実施（2. 1 1まで）
 - 2. 1 6 史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会において、計画（案）の修正を了承

3 パブリックコメント等の結果

- (1) パブリックコメントの結果及び対応
別紙1のとおり
- (2) 市議会経済文教委員協議会における意見及び対応
別紙2のとおり

4 修正後の計画（案）

- (1) 概要版
別紙3のとおり
- (2) 計画（案）
別冊のとおり

5 今後の予定

今後の庁議及び市議会経済文教委員協議会に計画策定を報告します。



担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292

史跡小笠原氏城跡整備基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間
令和6年1月13日（土）から令和6年2月11日（日）まで
- 2 閲覧方法
 - (1) 市ホームページ
 - (2) 窓口（文化財課、行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター）
- 3 実施結果
 - (1) 件数
15件（3人）
 - (2) 提出方法

ア 直接提出	1件	（1人）
イ ファクシミリ	12件	（1人）
ウ Eメール	2件	（1人）
 - (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	10
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	0
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	2
オ その他	計画内容に関する質問、意見なしとしたもの	2

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	第1章 第3節 2 計画策定の経過	(5)から(6)（地元説明会、策定委員会、パブリックコメントの実施）について記入すべき。	【ア 反映する意見】 それぞれ実施結果を記載します（4ページ）。
2	第1章 第4節他計画との関係 12 松本市観光ビジョン	計画期間が令和6年度からのものが策定されるので、記載を改めるべき。	【ア 反映する意見】 パブリックコメント時はビジョン策定前であったため記載していません。改定後のビジョンの内容に修正します（10ページ）。
3	第5章 第2節 3 整備の時代設定 (2) 林城跡	表10とあるが、表11の誤りではないか。	【ア 反映する意見】 ご意見のとおり誤記のため、表11に修正します。
4	第6章 第1節 1 全体計画 (1) 整備方針	「本質的価値の保存」とあるが、「遺構の保存」とすべきではないか。	【イ 趣旨同一の意見】 「本質的価値」の中に、遺構を含めているため、現在の記載のとおりとします。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
5	第6章 第1節 1 全体計画	「検討します」という表記はおかしいのではないか。	【エ 対応が困難な意見】 本計画内で実施が困難と思われるものについては、検討する旨の表記としています。
6	第6章 第1節 2 地区区分計画 (1) 地区区分の概要 エ 林城周辺エリア	エントランスエリアとして、「橋倉公民館エリア」を追加していただきたい。これに合わせて、119 ページ図 85、128 ページ図 86、132 ページ図 88 にエントランスエリア、駐車場を追加していただきたい。	【ア 反映する意見】 大城の地区区分に、橋倉公民館周辺を「橋倉エントランスエリア」として記載します。115 ページ図 83 (大城地区区分図) に「橋倉エントランスエリア」を、132 ページ図 88 (林城跡動線計画図) に駐車場想定地として橋倉公民館周辺をそれぞれ追加します。
7	第6章 第1節 2 地区区分計画 (1) 地区区分の概要 エ 林城周辺エリア	「橋倉公民館エリア」について、「また林道入り口(橋倉公民館付近)のエリアは高齢者や急な山道を歩くことが困難な方に優しいエントランスエリアとします。」という記載を追加してほしい。	【ア 反映する意見】 上記のように、大城の地区区分として「橋倉エントランスエリア」を追加し、「他の遊歩道と比べ傾斜が緩やかで歩きやすい橋倉ルートのエントランスとし、徒歩で見学することが困難な見学者の車両のエントランスとしても位置付けます。」と記載します(116 ページ)。
8	第6章 第1節 2 地区区分計画 (2) 地区別整備方針	短期(前期、後期)、中長期(167 ページでは長期)の記載の整合が取れていない。	【ア 反映する意見】 整合が取れていない箇所について、記載を修正します。
9	第6章 第2節 1 史跡全体の動線計画	「駐車場へ誘導します」とあるが、どこへ誘導するのかを記載すべき。	【ア 反映する意見】 誘導する駐車場として教育文化センター、針塚古墳を記載します(128 ページ)。
10	第6章 第2節 1 史跡全体の動線計画	動線の中に松本市立考古博物館(167 ページで山城等に関する展示を検討する旨記載)は入れないのか。	【エ 対応が困難な意見】 主要道路から史跡への動線を記載する箇所であるため、松本市立考古博物館は記載していません。
11	第6章 第2節 3 大城 (2) 管理用動線 (3) 見学路を徒歩で利用することが困難な見学者の動線	具体的に駐車場はどのように、車優先なのか等を記入すべき。	【ア 反映する意見】 橋倉ルート登り口周辺の駐車場の設置について検討する旨の記載、地区区分を行います(167 ページ)。なお、(1)に大城の見学動線は徒歩によることを原則とする旨を記載しています。
12	第6章 第8節 5 車両誘導サイン計画	「次期整備」とあるが、何を指しているのか。	【ア 反映する意見】 「中・長期計画」に修正します。
13	第6章 第10節 1 基本方針	「長期計画」とあるが、いつのことか。	【オ その他】 今後の検討事項であるため、具体的時期は未定です。なお、「長期計画」を「中・長期計画」に修正します。
14	第6章 第16節 2 短期事業計画	事業スケジュール表の前期・後期が短期であることを示すべき。	【ア 反映する意見】 前期・後期が短期計画の区分であることが分かるように記載します(179～183 ページ)。

市議会経済文教委員協議会における意見及び対応

1 意見に対する対応

区分	内容	件数
その他	計画（案）の内容に関する質問	2件
計		2件

2 意見等の概要及び市の考え方

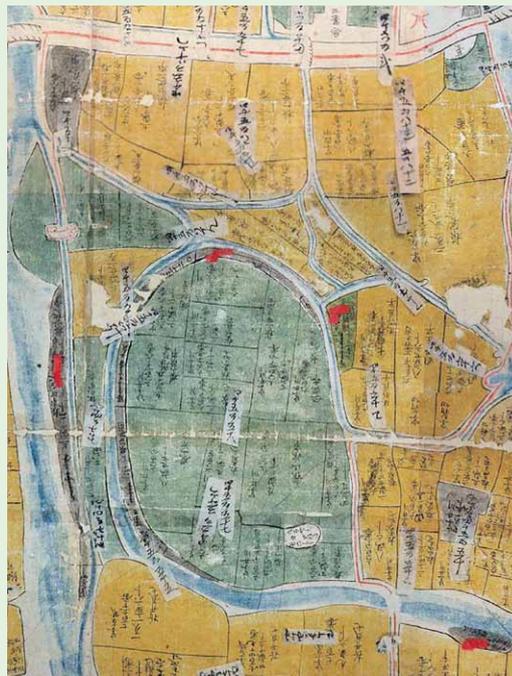
No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	事業全般	事業規模はどのくらいなのか。	設計ができていないので、大まかな数字になるが、10年間で6億円を見込んでいる。中でも、林城跡の枯損木伐採とウッドチップ化が事業費に占めるウェイトが大きい。
2	事業全般	10年間の計画期間でできないこととして、何を想定しているのか。	計画期間内で間に合わないものとして、駐車場やトイレの設置等がある。中期以降に取り組むことを考えている。

史跡小笠原氏城跡整備基本計画 概要版

松本城につらなる城の移り変わりを体感する



現在の井川城跡



明治時代の井川城跡（「小島村絵図」）



林城跡（左：大城 右：小城）

令和6年（2024）月
松本市教育委員会

おがさわらししろあと 史跡小笠原氏城跡の概要

史跡小笠原氏城跡は、平地に築かれた井川城跡と山地に築かれた林城跡からなり、室町時代に信濃守護であった小笠原氏の拠点として機能していました。

井川城跡は、発掘調査により、周囲を堀や川、土塁で囲まれた南北100メートル、東西70メートルの長方形を呈する大規模な居館跡であることがわかりました。居館跡の範囲は、大がかりな盛土造成により周囲より高く築かれていました。居館跡からは礎石建物跡等が確認され、中国産や瀬戸産の陶磁器（当時は高級品で所有者の権威を示すものでした。）が出土しています。

林城跡は、大城と小城の2つの城で構成され、周囲に石積を巡らせた主郭、尾根上に築かれた無数の曲輪群、塹堀と一体化した堀切等、松本平に特有な戦国時代の山城の姿を良好に残しています。

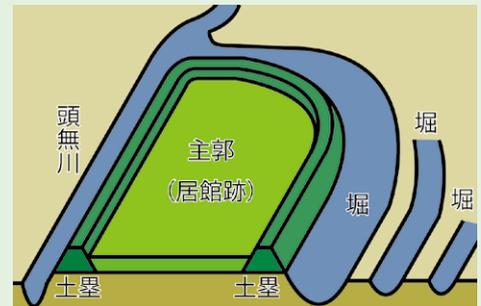
また、大城と小城の間の谷部には居館を始めとする小笠原氏の本拠があったと推測され、平成14年度に行われた林山腰遺跡の発掘調査では、その一端を示す中世の遺構や遺物が確認されました。井川城跡と林山腰遺跡の発掘の成果から、15世紀末までに小笠原氏の拠点が井川城から林城へと移動したことが明らかになりました。



井川城跡の礎石建物跡



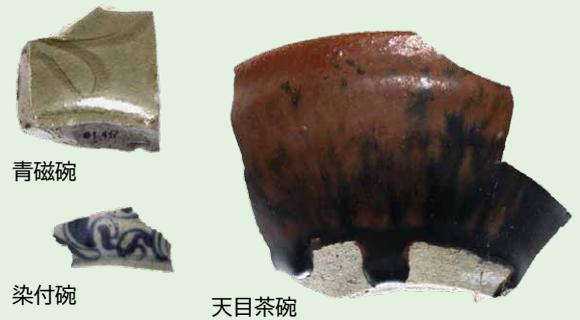
井川城跡の堀跡



井川城跡の遺構イメージ



井川城跡の遺構



青磁碗

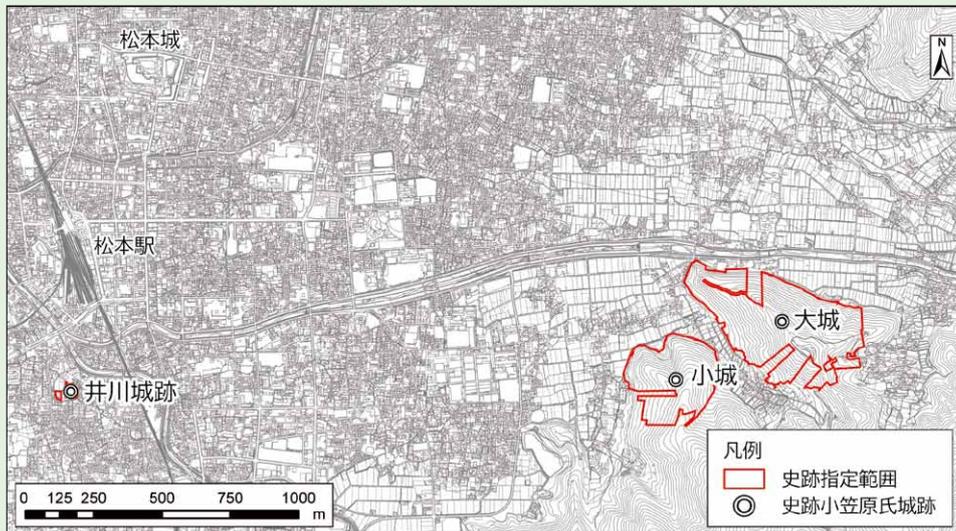
染付碗

天目茶碗

井川城跡で見つかった陶磁器
 青磁碗・染付碗：中国産 天目茶碗：国産



大城と小城に挟まれた林山腰遺跡



史跡小笠原氏城跡位置図



堀切 (大城)



きりぎし
切岸と曲輪 (大城)



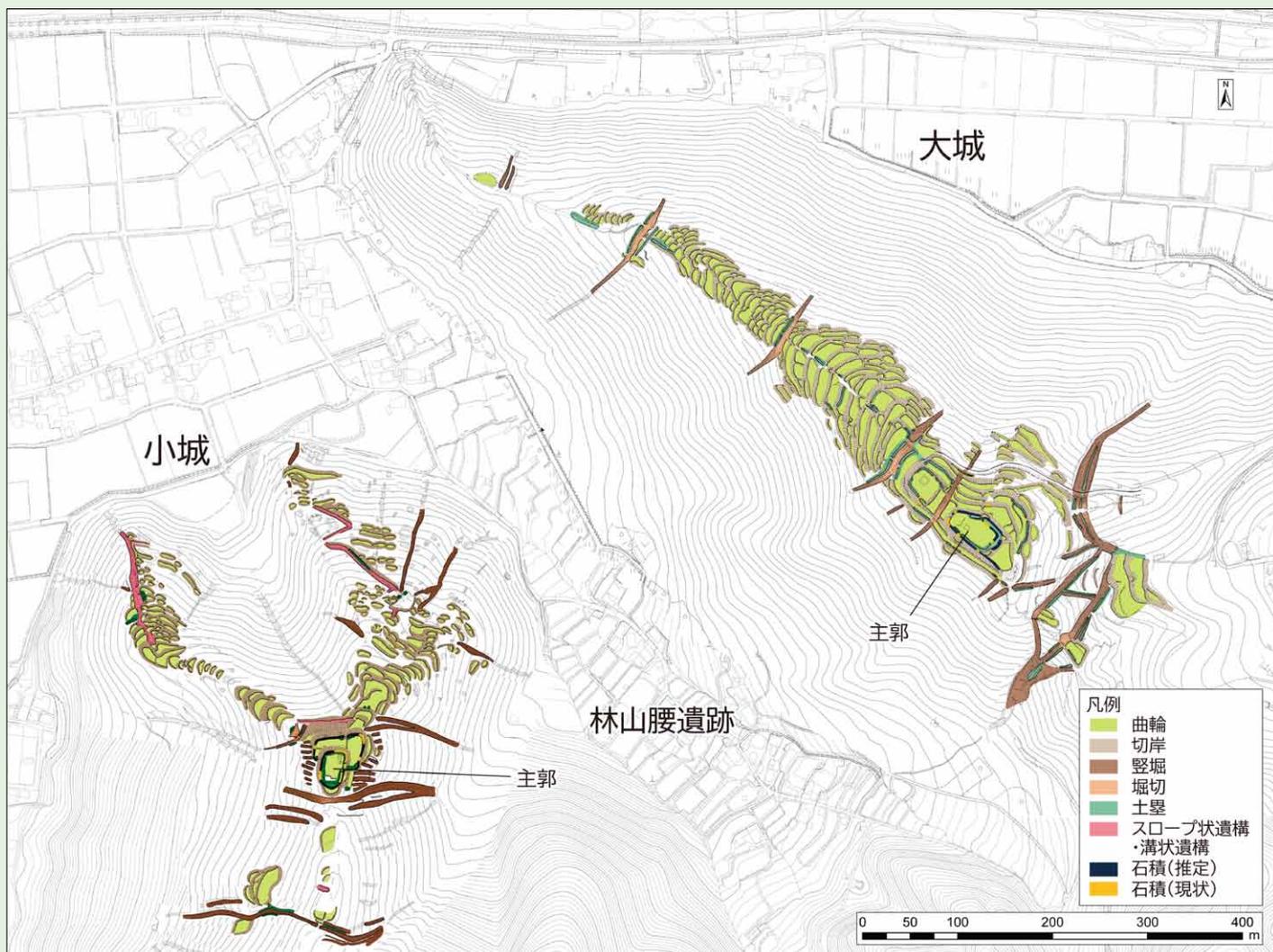
主郭 (小城)



石積 (小城)



主郭の土塁 (大城)



林城跡 (大城・小城) の遺構

計画の目的

史跡小笠原氏城跡整備基本計画は、令和3年度に策定した史跡小笠原氏城跡保存活用計画で整理した史跡の抱える現状と課題、基本方針等に基づき、史跡小笠原氏城跡の今後の具体的な整備の内容やスケジュールを示しています。史跡を適切に保存し、多くの人から大切にされ、次世代へ継承されていく魅力的な史跡となる整備を行うことを目的として策定するものです。

計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、史跡指定地及びその周辺とし、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とします。

史跡小笠原氏城跡の本質的価値（国指定史跡としての学術的価値）

1 信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）であること

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信（信玄）の侵攻により信濃を追われるまでの居城（本拠地）であることが、文献史料、発掘調査等により明らかにされています。

2 室町時代から戦国時代への領主の居城（本拠地）の変遷を知ることができる

中・近世の史料と井川城跡、林山腰遺跡の出土遺物から裏付けられた、小笠原氏の井川城から林城への拠点移動は、戦国時代の軍事的な緊張の高まりの中、列島規模で行われた平地居館から山城への地域領主の拠点移動の状況を具体的に示しています。我が国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城（本拠地）の在り方を示す典型例であり、保存状態も良好であることに極めて高い価値があります。

3 信濃を取り巻く諸勢力の軍事的、政治的な動向をうかがうことができる

3城跡は、信濃守護に任じられてからの小笠原氏による信濃支配、小笠原氏の分裂、武田晴信の信濃侵攻による小笠原氏の信濃退去に至るまでの変遷を示すとともに、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的な動向を知る上でも重要です。

4 中世的な支配構造から近世的な支配構造への変化を捉えることができる

戦国時代から江戸時代初めにかけて、方形居館や山城を中心とした中世的な支配構造から、平地の拠点城郭を核とする近世的な支配構造へと変化を遂げました。その過程を、松本市域の4キロメートル四方の中に所在する、小笠原氏城跡と松本城という中・近世の城郭遺産によって総体的に捉えることができます。

整備の基本方針

信濃守護小笠原氏の拠点移動や府中一帯の政治的、軍事的動向を城郭遺構から体感できる整備を目指す。

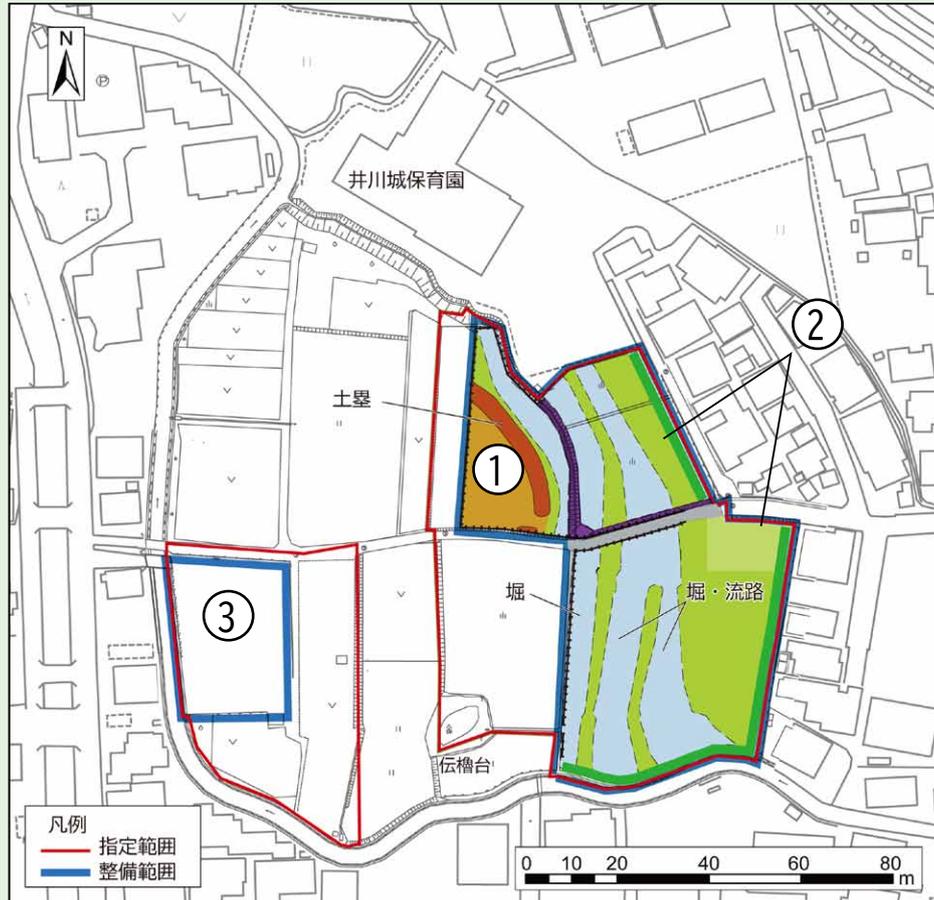
- 1 遺構の保存を第一とし、段階的な整備を行います。
- 2 史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら整備を行います。
- 3 史跡の景観に調和した整備を行い、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を活用できるよう、市民に親しまれる整備を行います。
- 4 室町時代から戦国時代までの城館の姿を体感できる整備を行います。



井川城跡の整備計画図

井川城跡整備の基本方針

- 周辺の土地利用状況や生活空間に配慮しながら、市有地を中心に段階的な整備を実施します。
- 居館跡であることが視覚的に分かるように、遺構表示やサイン類設置を行います。
- 市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域活動の場としての活用が可能となるよう整備を行います。



①・②土塁・堀跡等の遺構表示（令和11～14年度）

- ①主郭の土塁や堀跡等の遺構の範囲を、カラー舗装等を用いて表示し、居館の構造を現地で理解できるようにします。
- ②主郭東側の範囲は芝を張り、堀・流路等の遺構の範囲をカラー舗装等を用いて表示します。

②排水対策（令和11～14年度）

主郭東側の範囲の排水対策として、盛土や排水路整備を行います。

①～③発掘調査の実施（令和7～10、15年度）

整備範囲及び西側公有地の地下遺構の状況を確認するための発掘調査を実施します。

説明板、案内板等の整備（令和12～14年度）

居館跡の構造等を理解してもらえるよう、説明板、案内板等のサイン類を設置します。

管理・便益施設の設置（令和11～14年度）

生垣、柵等の管理施設、東屋・ベンチ等の便益施設を設置し、見学環境を整備します。

林城跡 大城・小城の整備計画図

林城跡整備の基本方針

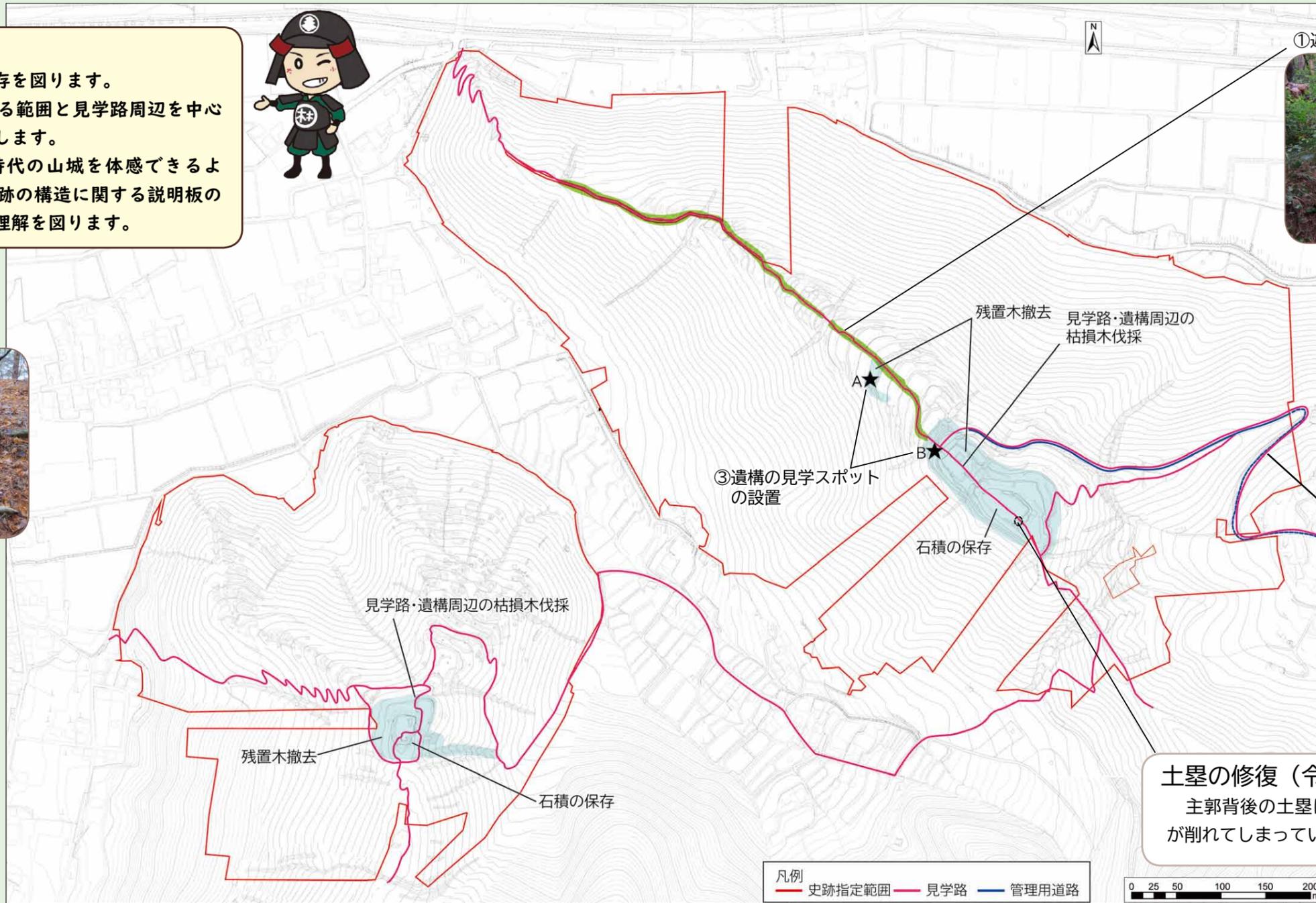
- 石積等の主要遺構の保存を図ります。
- 主要遺構が集中している範囲と見学路周辺を中心に段階的な整備を実施します。
- 遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるように、特徴的な遺構や城跡の構造に関する説明板の設置等によって史跡の理解を図ります。



石積（大城主郭）



松枯れ枯損木（大城主郭）



①遊歩道部分の遺構・遊歩道の修復



大城の遊歩道

②管理用道路の修復



車道法面のオーバーハング

土塁の修復（令和8～10年度）

主郭背後の土塁は、見学路が通っている部分が削れてしまっているため、修復を行います。

見学路・遺構周辺の枯損木の伐採、残置木の撤去(令和6～15年度)

見学路や主要遺構周辺の松枯れ等枯損木を伐採し、見学者の安全の確保、倒木による遺構の破損を防止します。また、曲輪等に残置されている伐採木を撤去し、遺構を見やすくします。

石積の保存（令和6年度～）

詳細測量による石積の現状記録、破損状況等の調査を行います。また、定点測量等により、石積の破損状況等の変化を経過観察します。

説明板、案内板等の設置（令和6～10年度）

見学者が、土塁や石積といった遺構を見ながら、山城の構造や史跡について理解を深めるための説明板や案内板等のサイン類を設置します。

①遊歩道部分の遺構と遊歩道の修復（令和7～13年度）

遊歩道が降雨時の水みちとなり、流水によって遺構や遊歩道が削られてしまっています。こうした部分を埋め戻し、遺構の修復を行った上で、遊歩道を修復します。

②管理用道路の修復（令和7～10年度）

橋倉地区から主郭へ通じている車道を史跡の見学路・管理用道路として位置付け、法面オーバーハング箇所の修復、路面補修等を行います。

③遺構の見学スポットの設置（令和8～10年度）

- A：曲輪を観察できるように、除草、ウッドチップの散布、説明板の設置等を行います。
- B：土塁の上から堀切を見下ろし、規模を体感できるように、階段等の設置を行います。

事業スケジュール

地区	項目	短期										中・長期	
		前期 (R6~R10)					後期 (R11~R15)						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~
井川城跡	発掘調査		東側郭外	主郭遺構表示	東側郭外	東側郭外							西側市有地
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備				
	地形造成 遺構表示 管理便益施設						基本設計	実施設計	整備				
林城跡(大城)	発掘調査	主体部	管理用道路	遊歩道		整備箇所							
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	土塁等修理			基本設計	実施設計	整備							
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次						
	残置木の撤去								1年次	2年次	3年次		
	毀損遺構・遊歩道の修復		表流水調査 測量	発掘調査		基本設計	実施設計	修復					
	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備							
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	見学スポット設置			基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査・見学路付替え	城内通路調査								見学路付替の検討・実施			
史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
林城跡(小城)	発掘調査	主体部											
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	枯損木等伐採	作業ヤード検討	1年次		2年次			3年次					
	残置木の撤去												
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査・見学路付替え	城内通路調査								見学路付替の検討・実施			
史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		

発行日 令和6年月

編集・発行者：松本市教育委員会文化財課（史跡整備担当） 〒390-0873 長野県松本市中山3738-1
Tel 0263-85-7064 / FAX 0263-86-9189 / E-mail:bunka@city.matsumoto.lg.jp

史跡小笠原氏城跡整備基本計画（案）

令和 6(2024) 年
松本市教育委員会

例 言

- 1 本書は、長野県松本市に所在する史跡小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡の整備基本計画書（以下「本計画」という。）です。
- 2 小笠原氏城跡には、同名の長野県史跡が存在します。両者を区別するため、本書中では国指定を「史跡」、長野県指定を「県史跡」と表記します。
なお、各史跡の構成は以下のとおりです。
 - (1) 史跡 小笠原氏城跡（おがさわらししろあと）井川城跡、林城跡（大城・小城）
 - (2) 長野県史跡 小笠原氏城跡（おがさわらしじょうあと）林城跡（大城の一部）、埴原城跡、山家城跡、桐原城跡
- 3 史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡は大城と小城の2城跡で構成されているため、本計画において、個別に示す場合には、大城、小城と表記し、併せて呼称する場合には、林城跡と表記します。なお、引用元に林大（小）城又は林大（小）城跡等の呼称がある場合は、引用元の表記のままとしています。
- 4 整備基本計画策定事業は、松本市教育委員会が歴史生き生き！史跡等総合活用事業として国庫補助金の交付を受け、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）の2か年で実施しました。
- 5 本計画策定に当たり、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会、文化庁文化資源活用課及び長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導及び助言を受けました。
- 6 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、松本市教育委員会文化財課が行い、関連業務の一部を株式会社イビソク長野営業所に委託しました。

目 次

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画策定の組織と経過	3
第4節 他の計画との関係	7
第5節 計画の対象範囲と期間	11
第2章 計画地の現状	12
第1節 自然的環境	12
第2節 歴史的環境	18
第3節 社会的環境	25
第3章 史跡の概要	36
第1節 史跡指定の状況	36
第2節 井川城跡の概要	46
第3節 林城跡の概要	60
第4節 史跡の本質的価値と構成要素	94
第4章 史跡の現状と課題	97
第1節 史跡指定地全体	97
第2節 井川城跡	97
第3節 大城	100
第4節 小城	104
第5章 基本理念と基本方針	107
第1節 基本理念	107
第2節 基本方針	107
第6章 整備基本計画	109
第1節 全体計画及び地区区分計画	109
第2節 動線計画	128
第3節 遺構保存に関する計画	134
第4節 遺構修復に関する計画	136
第5節 地形造成に関する計画	140
第6節 遺構の表現に関する計画	145

第7節	修景及び植栽に関する計画	149
第8節	案内解説施設に関する計画	154
第9節	管理施設及び便益施設に関する計画	164
第10節	公開活用及びそのための施設に関する計画	168
第11節	周辺地域の環境保全に関する計画	169
第12節	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	169
第13節	整備事業に必要となる調査等の計画	173
第14節	公開活用に関する計画	176
第15節	管理・運営に関する計画	176
第16節	事業計画	177
第17節	完成予想図	184

本文挿入図版

図1	松本市及び小笠原氏城跡の位置図	2	図26	土地所有区分図（井川城跡）	44
図2	松本市における施策の体系図	10	図27	土地所有区分図（大城）	45
図3	計画対象範囲図	11	図28	土地所有区分図（小城）	45
図4	松本市及び史跡小笠原氏城跡の位置	12	図29	小島村絵図	46
図5	井川城跡周辺水路図	14	図30	井川城跡発掘調査範囲図	48
図6	井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域で見る 井川城跡周辺の地形	14	図31	井川城跡遺構断面図	49
図7	林城跡周辺地質図と断面図 (小山俊滉氏作製図を一部加工)	15	図32	井川城跡遺構現況図	50
図8	井川城跡の土地利用	16	図33	井川城跡遺構復元図	51
図9	林城跡の植生	17	図34	伝檜台跡と土塁状盛土	53
図10	桐原城古図（部分：松本市立博物館蔵）	23	図35	井川城跡遺構断面模式図	53
図11	交通現況図	27	図36	井川城跡 東側虎口の遺構図	54
図12	井川城跡周辺施設図	28	図37	井川城跡 保存及び活用の現状図	56
図13	林城跡周辺施設図	28	図38	井川城跡 既存サイン類位置図	58
図14	井川城跡見学者動線図	29	図39	井川城跡 既存サイン類一覧図	58
図15	林城跡見学者動線図	30	図40	大城曲輪2 東屋建設に伴う記録調査平面図	61
図16	林城跡周辺の保安林と地域森林計画対象民有林	33	図41	小城試掘 主郭トレンチ配置図	62
図17	農地法による史跡指定範囲内の農地（井川城跡）	33	図42	小城 石積立面図・立面写真	62
図18	農地法による史跡指定範囲内の農地（林城跡）	34	図43	大城 遺構区分図	63
図19	史跡指定地周辺の農用地区域と農業地域（林城跡）	34	図44	大城 西北西尾根ブロック遺構現況図	64
図20	史跡指定地周辺の用途地域（市街化区域）と 市街化調整区域	35	図45	大城 主体部ブロック遺構現況図	65
図21	林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域	35	図46	大城 主体部南東側ブロック遺構現況図	66
図22	井川城跡史跡指定範囲図	38	図47	大城 昭和11年見取図	67
図23	大城史跡指定範囲図	38	図48	大城 想定城内通路	68
図24	小城史跡指定範囲図	39	図49	大城 遺構復元図	70
図25	林城跡史跡指定範囲図	39	図50	大城 遺構復元図（主体部）・ 昭和11年見取図（部分）	71
			図51	小城 遺構区分図	72
			図52	小城 主体部ブロック遺構現況図	73
			図53	小城 北西尾根ブロック遺構現況図	74

図 54	小城	北尾根斜面ブロック遺構現況図	75	図 89	大城	動線計画図(西北西尾根ブロック)	132
図 55	小城	南尾根ブロック遺構現況図	76	図 90	大城	動線計画図(主体部ブロック)	133
図 56	小城	昭和 11 年小城見取図	77	図 91	小城	動線計画図(主体部ブロック)	133
図 57	小城	推定城内通路図	78	図 92		石積保存範囲図	135
図 58	小城	遺構復元図	79	図 93	大城	遊歩道洗掘箇所・主郭土塁断面図	137
図 59	大城	保存及び活用現状図	81	図 94	大城	遊歩道 洗掘対策施工例	138
図 60	大城	保存及び活用現状図(西北西尾根ブロック)	81	図 95	井川城跡	現状断面測量箇所	141
図 61	大城	保存及び活用現状図 (主体部及び主体部南東側ブロック)	82	図 96		遺構断面模式図	141
図 62	大城	既存サイン類位置図	82	図 97	井川城跡	現状横断面図	142
図 63	大城	既存サイン類一覧 1	83	図 98	井川城跡	排水計画図	143
図 64	大城	既存サイン類一覧 2	84	図 99	井川城跡	遺構表示	146
図 65	大城	見学路現状図	85	図 100	大城	遺構観察スポット・主郭石段部分への階段設置	148
図 66	大城	主要遺構及び見学路周辺の 枯損木・残置木位置図	87	図 101	大城	枯損木等伐採計画図	151
図 67	小城	保存及び活用現状図	89	図 102	大城	残置木撤去計画図	152
図 68	小城	保存及び活用現状図(主体部ブロック)	90	図 103	小城	枯損木等伐採計画図	153
図 69	小城	既存サイン類位置図	90	図 104	小城	残置木撤去計画図	153
図 70	小城	既存サイン類一覧	91	図 105	井川城跡	サイン類計画図	157
図 71	小城	見学路現状図	92	図 106	大城	サイン類計画図	160
図 72	小城	主要遺構及び見学路周辺の 枯損木・残置木位置図	93	図 107	大城	サイン類計画図(西北西尾根拡大図)	161
図 73	井川城跡	の現状課題図	99	図 108	大城	サイン類計画図(主体部拡大図)	162
図 74	大城	現状課題図(全体図)	102	図 109	小城	サイン類計画図	162
図 75	大城	現状課題図(西北西尾根)	103	図 110	林城跡周辺	のサイン類計画図	163
図 76	大城	現状課題図(主体部)	103	図 111	井川城跡	管理・便益施設計画図	165
図 77	小城	現状課題図(全体図)	106	図 112	大城	管理用道路	166
図 78	小城	現状課題図(主体部)	106	図 113	小笠原氏城館群と松本平一円の城館群	(イメージ)	170
図 79	井川城跡	整備箇所	110	図 114	井川城跡周辺	の関連文化財群	171
図 80	小城	整備箇所	110	図 115	里山辺地区	の関連文化財群(林城下の遺構)	171
図 81	大城	整備箇所	111	図 116	入山辺地区	の関連文化財群 (山家氏、小笠原氏と山城)	172
図 82	井川城跡	地区区分図	113	図 117	里山辺林町会	作成の「歴史の里」散策マップ	172
図 83	大城	地区区分図	115	図 118	井川城跡	発掘調査計画箇所	175
図 84	小城	地区区分図	117	図 119	大城	発掘調査計画箇所	175
図 85	林城跡	周辺地区区分	119	図 120	小城	発掘調査計画箇所	176
図 86	広域	動線計画図	128	図 121	井川城跡	完成予想図	184
図 87	井川城跡	動線計画図	131	図 122	林城跡	完成予想図	185
図 88	林城跡	動線計画図	132	図 123	大城	完成予想図	186

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡小笠原氏城跡は、室町時代の平地居館である井川城跡と、戦国時代の山城であり、山麓の本拠と一体となって機能した林城跡からなります。いずれの城も正確な築城年代は不明ですが、井川城は小笠原貞宗が信濃守護となった14世紀前半、林城は、小笠原清宗によって15世紀中頃から後半の初め頃に築かれたと考えられています。林城の麓の林山腰遺跡（里山辺）の発掘調査では、15世紀末頃に築かれた林城の山麓拠点に関わる施設と推定される遺構が確認されました。林山腰遺跡の成立時期が、井川城の廃絶時期と合致することから、井川城から林城への小笠原氏の拠点移動が想定されます。

林城は、天文19年（1550年）の武田氏による府中（当時の松本周辺の呼称）^{ふちゅう}侵攻により周辺の城とともに自落（戦わずに逃亡又は降参すること。）しましたが、廃城時期は明らかになっていません。小笠原氏の後は、武田氏が深志城を拠点として府中一帯を統治しますが、天正10年（1582年）に武田氏が織田氏によって滅ぼされ、織田信長が本能寺の変で亡くなると、信濃は上杉・徳川・後北条・豊臣氏らによる勢力争いの場となりました。小笠原貞慶が深志城に入ると、領国支配を固めるため、木曾氏や仁科氏、府中を狙う上杉氏とも戦うなど不安定な情勢が天正13年（1585年）頃まで続くため、林城を始めとした周辺の山城が修築を受け、活用された可能性があります。

近世に入ると、井川城跡は、古城の伝承を残しながらも耕作地化が進み、宅地開発が進んだ現在も耕作地としてその景観を保っています。林城跡も近代に入り山腹の一部が桑畑等の耕作地として活用されましたが、遺構の多くが良好に残ります。

井川城跡及び林城跡は、昭和42年（1967年）にそれぞれ市指定史跡（昭和51年（1976年）、井川城跡は市特別史跡へ改称）となりました。更に林城跡は、小笠原氏が構築した規模の大きな山城で、当時の城館の在り方や小笠原氏の勢威を知る重要な資料であることを理由に、昭和45年（1970年）に埴原城跡とともに長野県史跡に指定されました。昭和55年（1980年）には、山家城跡、^{やまべ}桐原城跡が追加指定され、井川城跡を除く5城が県史跡小笠原氏城跡（以下「県史跡5城」という。）として保護されました。

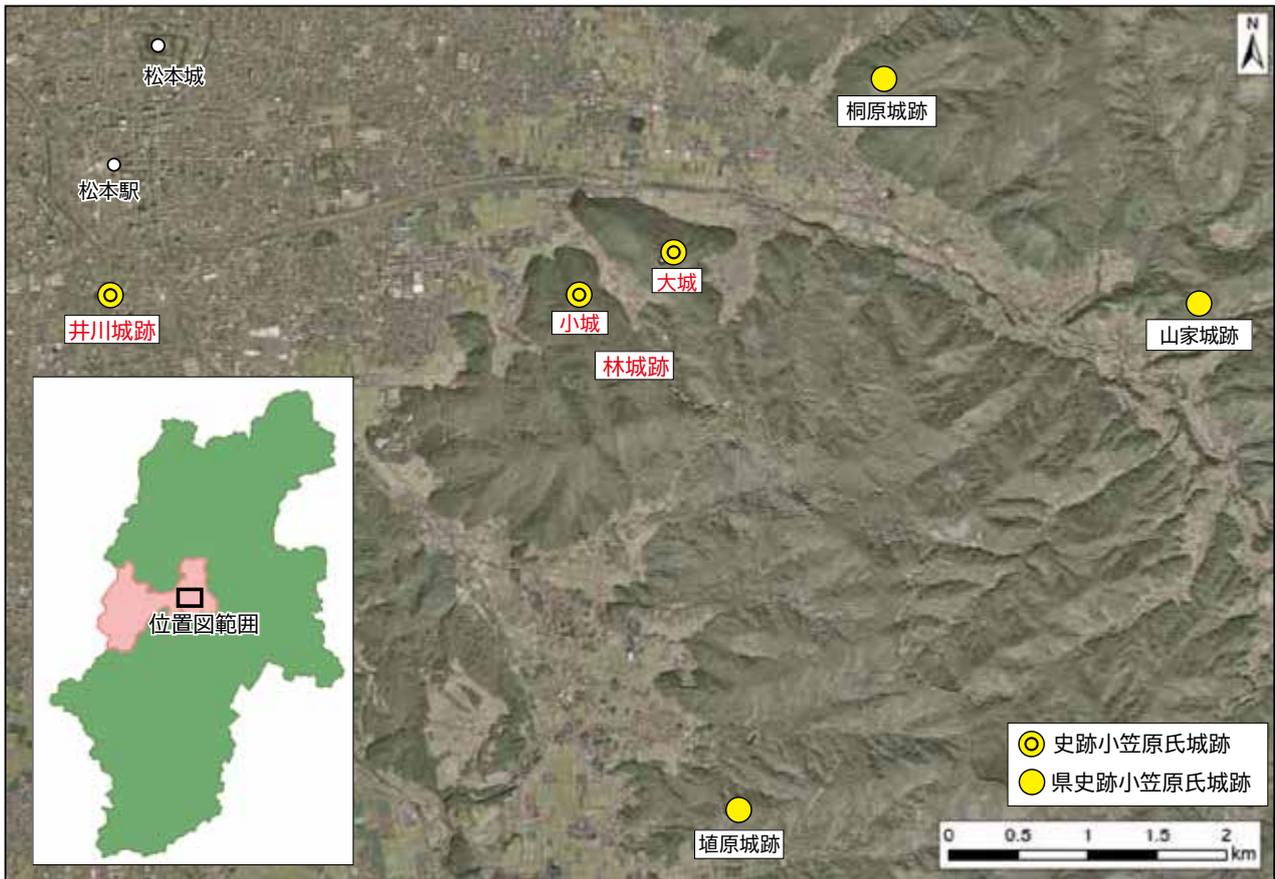
井川城跡は、平成25年（2013年）に、隣接地が松本市中条保育園の移転予定地となったことから、早急に井川城跡の実態解明と保護を図る必要が生じました。松本市教育委員会は、史跡指定を視野とした学術的な価値付けを目的として、平成25年度（2013年度）から平成27年度（2015年度）にかけて井川城跡の範囲・内容確認のための発掘調査を実施しました。調査の結果、周囲を堀で囲まれた、守護クラスにふさわしい規模の居館跡が良好に保存されている可能性が高いことから、「井川城跡の整備・活用方針」を策定し、遺跡の将来的な保存活用を図る方針を示しました。この方針では、井川城跡と県史跡5城を一体的に保存活用することを盛り込んでおり、地元町会からの国史跡指定要望を受け、指定に向けた取組みに着手していた県史跡5城と事業を統合し、「小笠原氏城館群史跡整備事業Ⅰ」として、6城の国史跡指定を目指しました。

その後、文化庁、長野県教育委員会、有識者と検討を重ねた結果、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに井川城跡と林城跡の3城に絞って指定を目指すこととなり、平成29年（2017

年) 2月9日に井川城跡及び大城が国史跡に指定され、平成31年(2019年)2月26日には小城が追加指定されました。

3城跡の史跡指定を受け、史跡を次世代へ継承するに当たっての保存活用の方針を定めるため、令和3年度(2021年度)に史跡小笠原氏城跡保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)を策定しました。

この保存活用計画で示した方針に基づき、具体的な保存活用、整備方針を定めた本計画を策定します。



【図1】松本市及び小笠原氏城跡の位置図

第2節 計画策定の目的

史跡小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田氏により信濃を追われるまでの居城(本拠地)の変遷を追うことができ、室町時代から近世初頭までの信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的動向を知る手掛かりを残す重要な史跡です。

本計画は、保存活用計画で整理した史跡の抱える現状課題、基本方針等に基づき、史跡を適切に保存し、多くの人から大切にされ、次世代へ継承されていく魅力的な史跡となる整備を行うことを目的として策定しました。

第3節 計画策定の組織と経過

1 委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者と地域関係者9名からなる「史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。委員会では、松本市教育委員会文化財課（以下「文化財課」という。）が事務局となり、本計画案を提示し、様々な見地から意見をいただくとともに、文化庁文化資源活用課並びに長野県教育委員会文化財・生涯学習課から指導・助言を得ました。



委員会の様子（第2回委員会）



林城跡（大城）現地指導の様子（第3回委員会）

2 計画策定の経過

- (1) 第1回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
 日程：令和4年（2022年）12月8日（木）
 場所：松本市大手公民館2階 大会議室
 内容：委嘱状交付、委員会設置目的及び経過報告について、計画策定のスケジュール、整備基本計画構成（案）について、整備基本計画案について（第1章～第5章）
- (2) 第2回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
 日程：令和5年（2023年）2月6日（月）
 場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2
 内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第1回委員会後の修正箇所について、整備基本計画案について（第6章 第1節～第2節）
- (3) 第3回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
 日程：令和5年（2023年）9月1日（金）
 場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2（委員会）、大城（現地指導）
 内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第2回委員会後の修正箇所について、整備基本計画案について（第6章 第3節～第16節）（委員会）
 城内通路調査成果の検討、遺構復元図の検討、遊歩道洗堀箇所の確認（現地指導）

(4) 第4回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会

日程：令和5年（2023年）11月20日（月）

場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2（委員会）

内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第1章～第5章の修正箇所について、第6章の修正箇所について

(5) 地権者及び地元町会等への説明

ア 井川城下区町会・地権者説明会

日程：令和6年（2024年）1月19日（金）

場所：井川城下区公民館

イ 里山辺林町会・地権者説明会

日程：令和6年（2024年）1月21日（日）

場所：林公民館

ウ 入山辺橋倉町会・地権者説明会

日程：令和6年（2024年）1月26日（金）

場所：橋倉公民館

(6) 第5回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会

日程：令和6年2月16日（金）

場所：松本市大手公民館大会議室

内容：パブリックコメント及び地元説明会の実施結果について、第1章から5章までの修正箇所について、第6章の修正箇所について

(7) パブリックコメントの実施

ア 募集期間

令和6年（2024年）1月13日（土）～令和6年（2024年）2月11日（日）

イ 閲覧方法

市ホームページ

窓口（文化財課、行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター）

ウ 意見募集方法

意見募集用紙を文化財課にEメール、ファックス、郵送又は窓口直接提出
電子申請（LoGo フォーム）

エ 実施結果

件数：15件（3人）

提出方法：Eメール2件（1人）、直接提出1件（1人）、ファクシミリ12件（1人）

松本市教育委員会告示第36号

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備の指針となる史跡小笠原氏城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

【表1】史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会名簿

委員

◎：委員長 ●：副委員長

氏名	所属・役職等	備考
◎笹本 正治	長野県立歴史館 特別館長	歴史学（日本中世史）
●原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	考古学
中井 均	滋賀県立大学 名誉教授	考古学（城郭史）
佐々木 邦博	信州大学 名誉教授	環境農学（造園・景観）
大塚 勉	信州大学 特任教授	地質学
小岩井 俊忠	林古城会 会長	地域関係者（林城跡保存団体）
寺澤 憲一	井川城下区町会長（令和4年度）	地域関係者
窪田 浩	井川城下区町会長（令和5年度）	地域関係者
赤廣 伴夫	入山辺橋倉町会長	地域関係者
横山 盛高	里山辺林町会長	地域関係者

オブザーバー

氏名	所属・役職等
岩井 浩介	文化庁文化資源活用課（整備部門）文化財調査官
馬場 伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 文化財専門員

事務局

氏名	所属・役職等
伊佐治 裕子	教育長
逸見 和行	教育次長
竹原 学	文化財課 課長
田多井 用章	文化財課 課長補佐 史跡整備担当係長
宮井 博樹	文化財課 史跡整備担当 主任
小山 奈津実	文化財課 史跡整備担当 主任
関沢 聡	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類
廣田 早和子	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類

第4節 他の計画との関係

本計画は、松本市に所在する国指定文化財のうち、史跡小笠原氏城跡を対象に、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた基本的な計画であり、松本市の既存の計画との整合を図っています。

1 松本市総合計画（基本構想2030第11次基本計画）

将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す、松本市の根幹となる計画です。

松本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画策定に際しては、総合計画との整合が図られます。

令和3年度（2021年度）に策定された松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）は、「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」をキャッチフレーズに、「三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる」を基本理念に掲げています。

まちづくりの具体的な各論である「基本施策」を7分野、47施策にまとめ、史跡小笠原氏城跡等の文化財の保存活用に係る施策は、「分野7 文化観光」の中の基本施策「7-2 歴史文化の継承」に位置付けられています。

この基本施策は、「歴史・文化資産の魅力の向上や周知を図り、教育・まちづくり・観光等に活用しながら保存し、後世に継承することを目指します。」を目標としています。施策の方向性として、「松本城や旧開智学校等の保存活用」、「文化財を活用した地域づくり」等掲げています。

2 松本市教育大綱

松本市教育大綱「子供が主人公 学都松本のシンカ」は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱で、令和4年（2022年）2月に策定されました。「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいくこととし、重点的に取り組む施策の一つとして、「遊び」や「体験」を大切にした学びの拡充」を掲げています。

3 松本市教育振興基本計画

教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

令和4年（2022年）から令和8年（2026年）までを計画期間とする第3次計画では、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本理念とし、子どもを主人公に据えた計画を推進しています。計画では、期間内に重点的に取り組む施策の方向性を9つの分野に分けて定めており、分野9「文化芸術・歴史」の方針2「文化遺産の保存と活用」の事業の一つとして、「小笠原氏城館群史跡整備事業」が提示されています。

4 松本まるごと博物館構想

松本市という空間を「屋根のない博物館」とみなし、自然環境や文化遺産を現地で保

存して活用するとともに、生活環境や景観、文化、産業等を一体として捉え、特徴ある地域のまちづくり等に寄与することを目的に、平成12年（2000年）に策定されました。

本計画の上位に位置する松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画は、松本まるごと博物館構想の理念を具現化するための計画として位置付けられています。

5 松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画

(1) 策定の経緯と概要

松本市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」という。）は、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持ち、更に観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、松本市の文化財の保存活用のマスタープランとして策定したものです。その後、文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、歴史文化基本構想に位置付けた各種施策のアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

策定に当たっては、地域に残る後世に伝えたい文化財を把握するために、市内35地区の公民館を拠点に、文化財調査組織を立ち上げ、住民主体の文化財^{しつかい}悉皆調査を実施しました。この調査で把握された11,632件の文化財の中から、165の関連文化財群を設定し、史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡、林城跡は表2のテーマを構成する要素として位置付けられています。

更に、これらの関連文化財を共通するテーマごとにグループ分けを行い、史跡小笠原氏城跡は、松本市全体の関連文化財群のテーマ区分において「松本平の城館群と館跡」として整理されるとともに、松本市の歴史や文化の特性を示す「8つの魅力」のうち「松本城と城館群」を構成する要素としても位置付けられています。

松本市は、こうして整理された関連文化財群に対し、一定の要件を満たしたものを「まつもと文化遺産」に認定し、保存活用事業に対して継続的な財政支援を行っています。

【表2】関連文化財群のテーマ一覧

地区	関連文化財群のテーマ	核となる文化財
鎌田	井川城と関連文化財群	井川城跡
里山辺	林城下の遺構	地形と地名、家並み、堰
山辺	山家氏、小笠原氏と山城	山城（城跡）と寺社

(2) 地域計画と本計画の関係

地域計画では、指定・未指定を問わず、文化財を末長く後世に伝えるために、松本市における文化財を取り巻く課題について整理を行い、それらを解決するための方針を定めています。本計画の作成は、課題に対する大方針「文化財の価値の共有」の中の、小方針「保存活用（管理）計画の策定の推進」に沿っています。

6 史跡小笠原氏城跡保存活用計画

史跡の本質的価値を明確にし、保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の在り方の基本方針を示すことを目的として、令和4年(2022年)3月に策定しました。

7 松本市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりのビジョンを具体的に定めるものです。平成22年(2010年)3月に策定後、令和4年3月に改訂を行い、松本市の20年後の都市将来像を示しました。

全体構想では、都市づくりの基本方針の一つに「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」が位置付けられています。また、地域ごとに設定された地域別構想の内、林城跡がある東山中部地域(里山辺・入山辺)では、まちづくりの方針として、山辺ぶどうなどの地域特有の資源や古墳、古寺、古城などの歴史資源を活かした地域産業づくりが挙げられています。

8 松本市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)に基づき、歴史文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事や伝統文化の保存継承等、文化財を活かしたまちづくりを目指し策定したもので、平成23年(2011年)6月に主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)の認定を受けました。

令和3年度(2021年度)に第2期計画の認定を受け、この計画に基づき、教育委員会と市長部局が連携して、重点区域に指定した中心市街地において、歴史的風致の向上に努めています。小笠原氏城館群は、重点区域外ですが、文化財の保存又は活用に関する事項において、国指定文化財の整備計画の策定が挙げられています。

9 松本市景観計画

恵まれた自然・歴史・文化遺産を活かし、松本市にふさわしい風格ある景観づくりに努め、本市を更に美しく魅力あふれた快適なまちとして、次代の市民に引き継いでいくために、平成20年(2008年)に策定(令和5年3月改定)した景観法に基づく計画です。

計画の中で、井川城跡及び林城跡の所在地域は、「市街地景観区域」と「山地丘陵景観区域」に区分され、景観形成方針が定められています。

10 松本市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づく市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のため施策等を策定した緑とオープンスペースに関する計画です。

平成27年(2015年)に策定され、本市全体の水と緑の将来像を定めたほか、市域を5つにエリア分けし、将来像と取り組む施策を定めています。井川城跡及び林城跡は、「市街地エリア」と「里山・森林エリア」に区分され、目指すべき将来の姿が示されています。

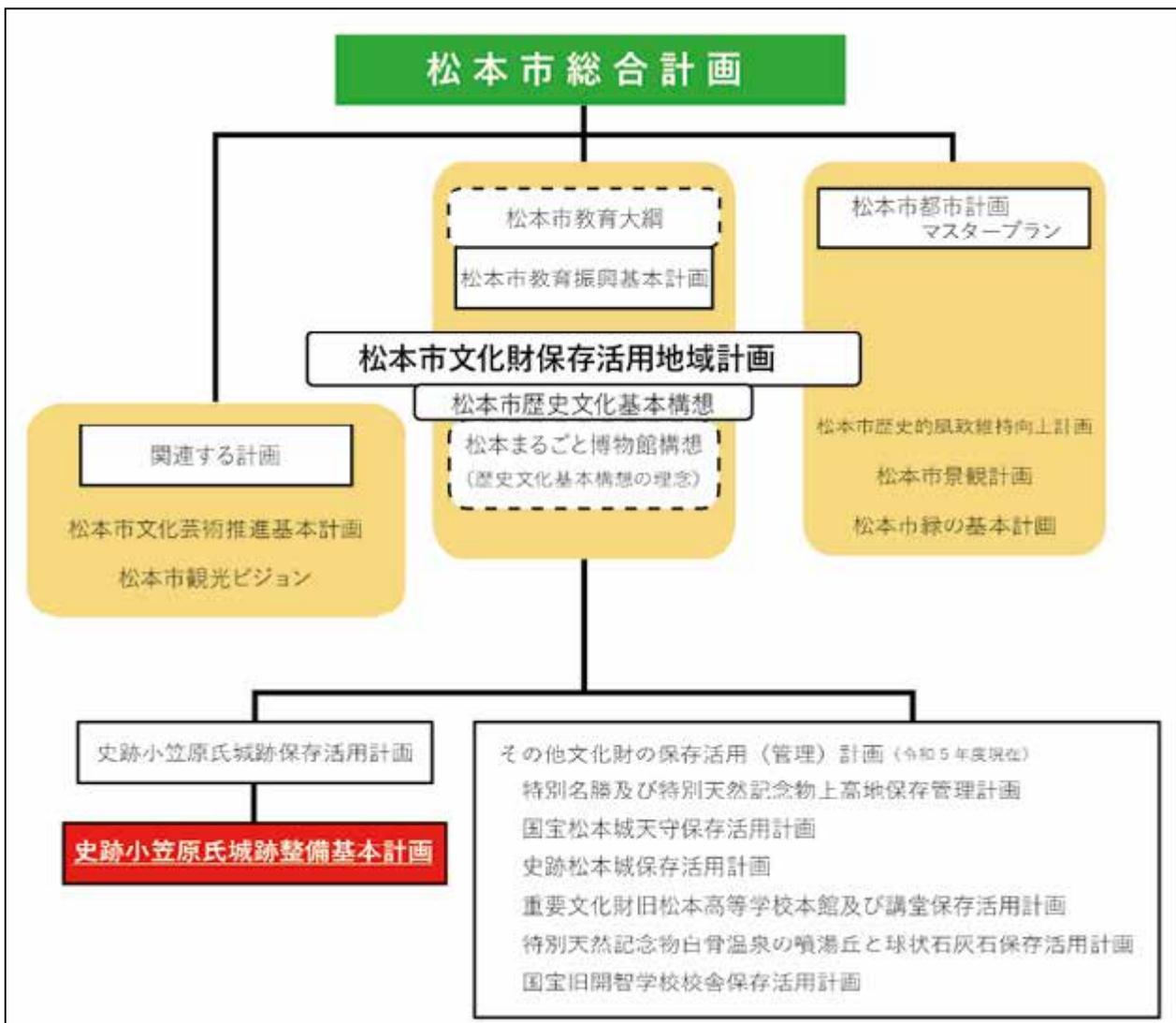
11 松本市文化芸術推進基本計画

松本市文化芸術振興条例及び松本市総合計画を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、令和3年（2021年）に策定されました。

「文化財の保存・活用」が重点施策の1つとされており、文化財の適切な保護と地域活性化への活用が目標とされています。

12 松本市観光ビジョン

松本市観光ビジョンは、松本市の観光の目指したい姿を改めて設定し、観光に携わる地域事業者、地域住民、観光関係団体等、全てのステークホルダー間で目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら、一体感を持って取り組むための指針として策定されました。令和5年度に改定され、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間としています。目指したい観光地像として、「あなたと“いきたい”まち～繋がる・触れる・彩る 松本～」を掲げ、5つの基本方針を定めています。

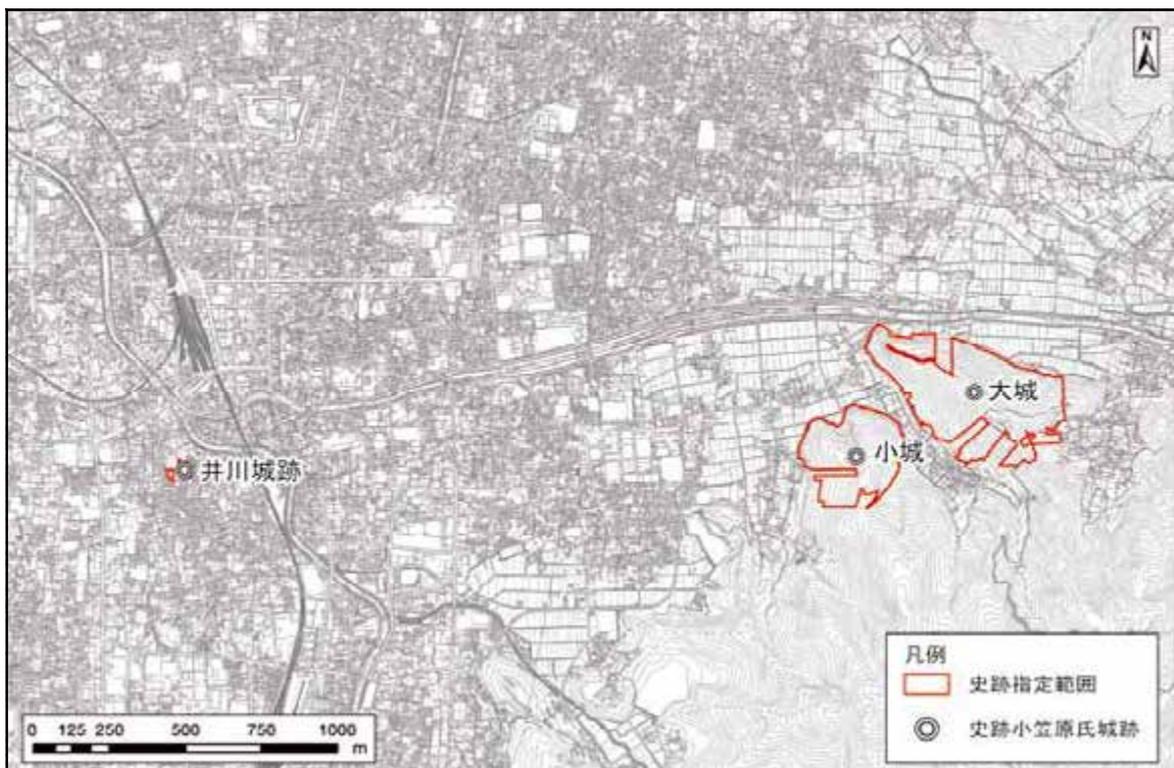


【図2】松本市における施策の体系図

第5節 計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、史跡指定地及びその周辺とし、期間は令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。この10年間の計画を短期計画、それ以降を中・長期計画とします。また、短期計画の前半の5年を前期、後半の5年を後期とします。

令和16年度（2034年度）以降の事業計画については、令和13年度（2031年度）に史跡小笠原氏城跡保存活用計画の見直しを行うとともに、整備の進捗状況、史跡追加指定の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間中に次期計画を策定します。



【図3】計画対象範囲図

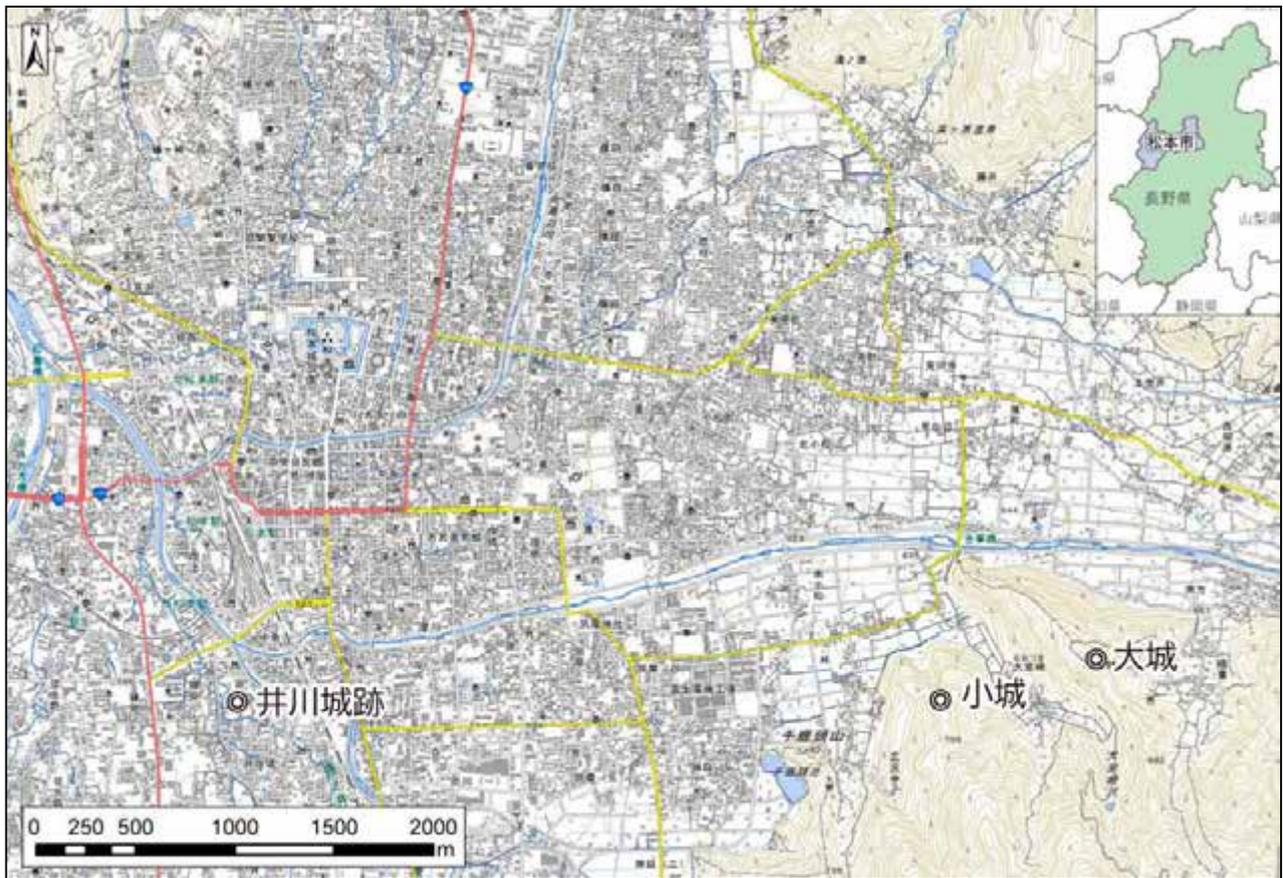
第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 立地

松本市は、長野県のほぼ中央部西側に位置し、東西 52.2 キロメートル、南北 41.3 キロメートル、面積 978.47 平方キロメートルの市域を有し、6 市 3 町 5 村に接しています。

井川城跡は、松本駅から南に約 1 キロメートルの田川と奈良井川に挟まれた標高 585 メートルに位置しています。また、林城跡は本市の東側にある高遠山（標高 1,317 メートル）から北西へ延び出た尾根の先端付近に築かれています。大嵩崎集落を挟んで大城（標高 844 メートル）、小城（標高 774 メートル）が南北に相對して位置しています。



【図4】松本市及び史跡小笠原氏城跡の位置（国土地理院電子地形図 25000 を使用 史跡名称等を加筆）

2 地形・地質

松本市は、西に北アルプス、東に筑摩山地^{ちくま}を配し、本州中央部を縦断する糸魚川－静岡構造線に沿って南北に伸びる松本盆地を中心とした地域に位置しています。地質は、糸魚川－静岡構造線を挟んで、西側は山岳部を中心に中・古生代（4億年前～6,500万年前）の堆積岩や花崗岩などの固い地層や岩石、東側は、フォッサマグナの海に堆積した砂岩・泥岩・凝灰岩などの新第三紀（2,303万年前～258万年前）以降の比較的柔らかい地層や岩石が主体です。

松本市街地は、深志盆地とも呼ばれ、筑摩山地やそこから派生する城山丘陵によって三方を囲まれた小盆地を成しています。ここに北側から女鳥羽川、東側から薄川が流れ込み、それぞれの河川からもたらされた堆積物によって形成された扇状地が接する複合扇状地を形成しています。扇状地末端には湧水帯があり、とりわけ、市街地東部の湧水は、近世の松本城下町の暮らしや、産業を支える生活基盤となっていました。

標高600メートル以下は、扇端部に位置し、低湿地となっており、井川城跡は、低湿地に位置しています。井川城跡は、田川の自然堤防の西側に広がる後背湿地中の微高地（周囲より1.0～1.5メートル程高い。）にあり、盛土により築かれました。発掘調査の結果、この微高地上には、古墳時代の遺物や平安時代の遺構・遺物が確認されており、古代以来安定した環境の下、生活領域として利用されていたことが考えられます。井川城跡は、安定した微高地を用いて、周囲の湿地や河川を用いて築かれたことが分かります。

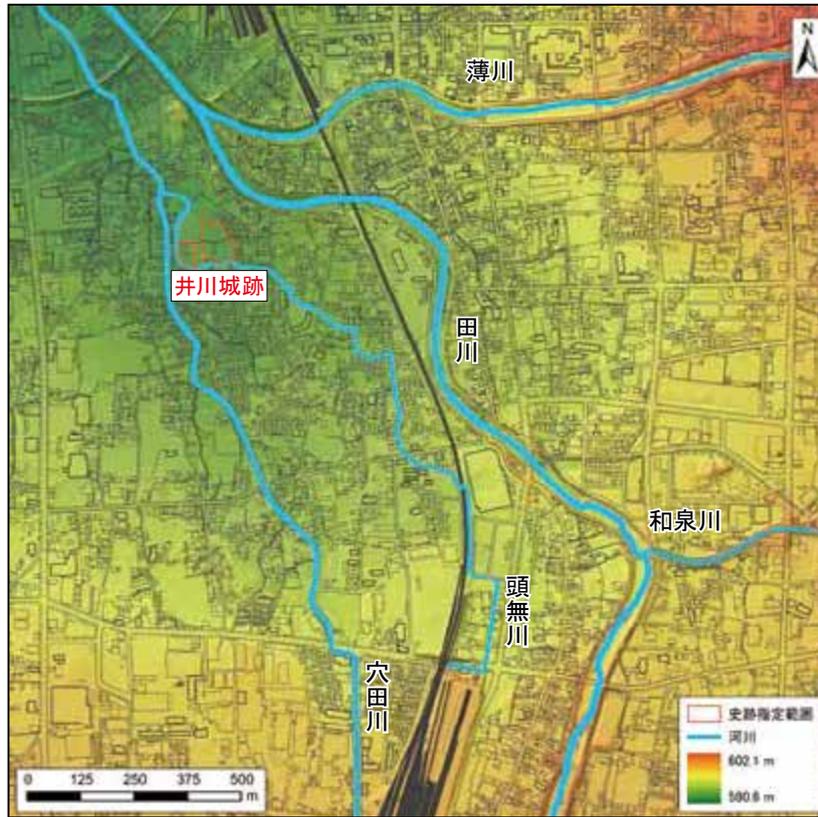
林城跡のある薄川流域の山塊は、地質学的には新第三紀前期中新世～中期中新世に形成された玄武岩や安山岩、砂岩、礫岩^{れき}等からなる内村層を主体とし、そこに貫入した後期中新世の閃緑斑岩^{せんりょくはんがん}や石英閃緑岩が各所に見られます。

林城跡は、盆地に面した急峻な尾根地形を利用して築かれました。大城と小城の間には、大嵩崎沢による狭く深い小谷があります。こうした地形景観は、山城と山麓拠点からなる戦国時代の領主拠点（一乗谷朝倉氏遺跡（福井県福井市）や小谷城跡（滋賀県長浜市）等）と類似した在り方となっています。

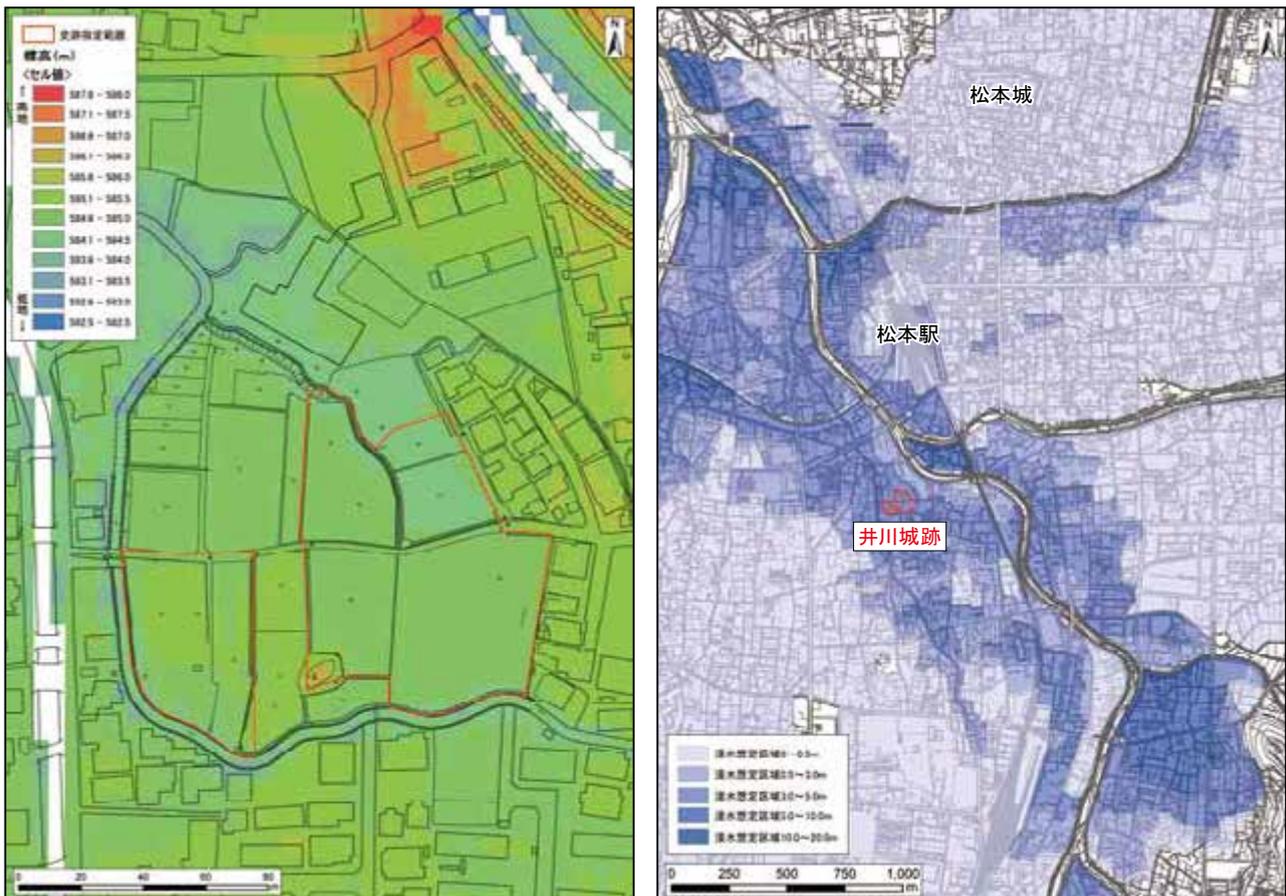
大城では、内村層の珪質泥岩^{けいしつ}や火山岩（安山岩など）の露頭や風化土壌が見られます。

また、小城にも同様に各所で内村層に属する岩石やその風化土壌が露出しています。

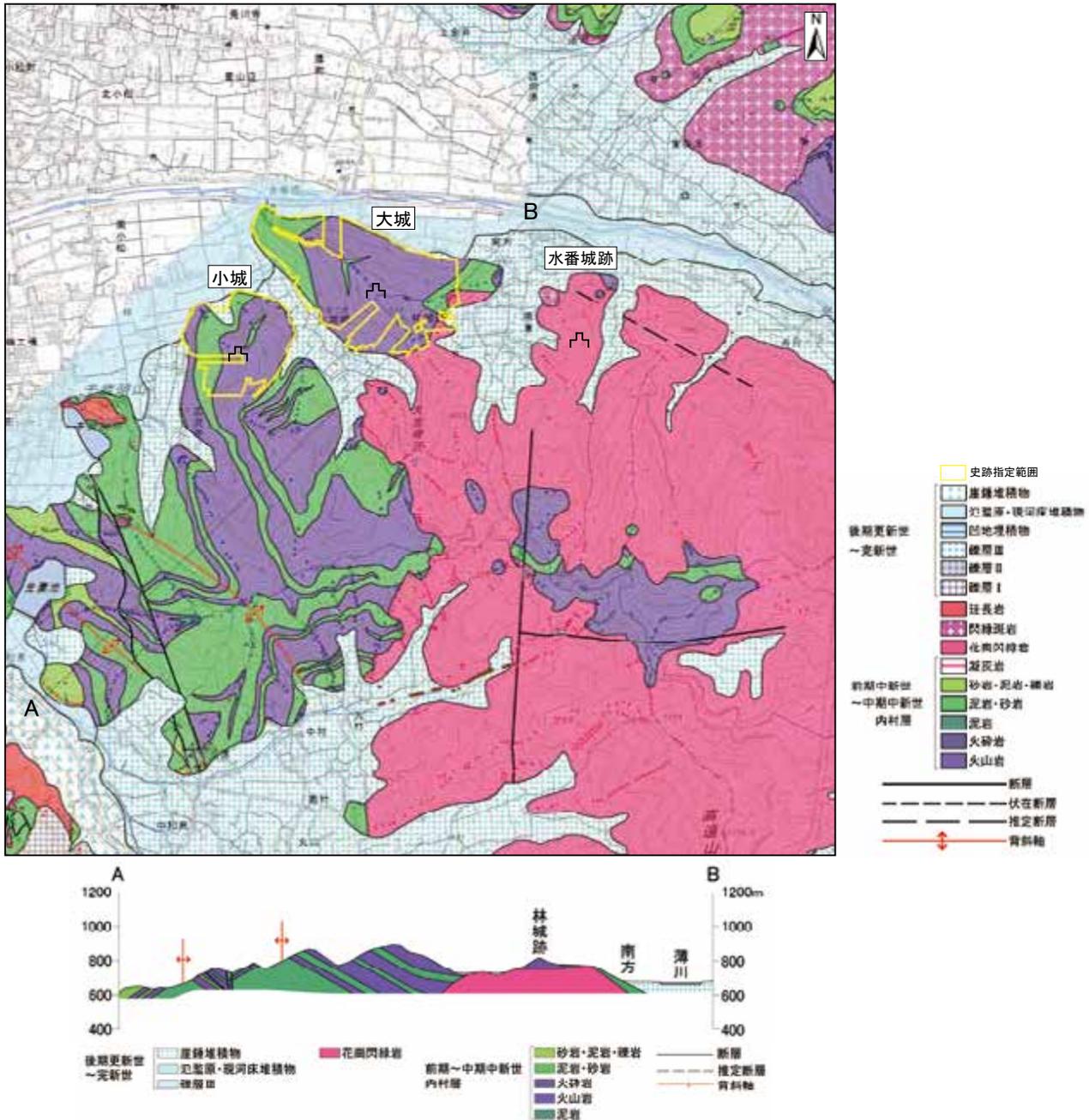
大城を含む山塊の後方、高遠山^{かこう}一帯には前記の新第三紀に貫入した花崗閃緑岩が広く分布し、大城の南東ではその露頭も観察できます。



【図5】井川城跡周辺水路図



【図6】井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域で見る井川城跡周辺の地形
 (「基盤地図情報(数値標高モデル)」(国土地理院)及び
 「国土数値情報(洪水浸水想定区域)」(国土交通省)を使用して作成)



【図7】 林城跡周辺地質図と断面図（小山俊滉氏作製図を一部加工）

3 植生

松本市中心部、四賀地区、梓川地区の山地帯下部（標高1,000メートル以下）では、人の手が加わったカスミザクラ・コナラ群落やアカマツ群落などの二次林が多く分布し、波田地区はカラマツ植林が広い面積を占めます。

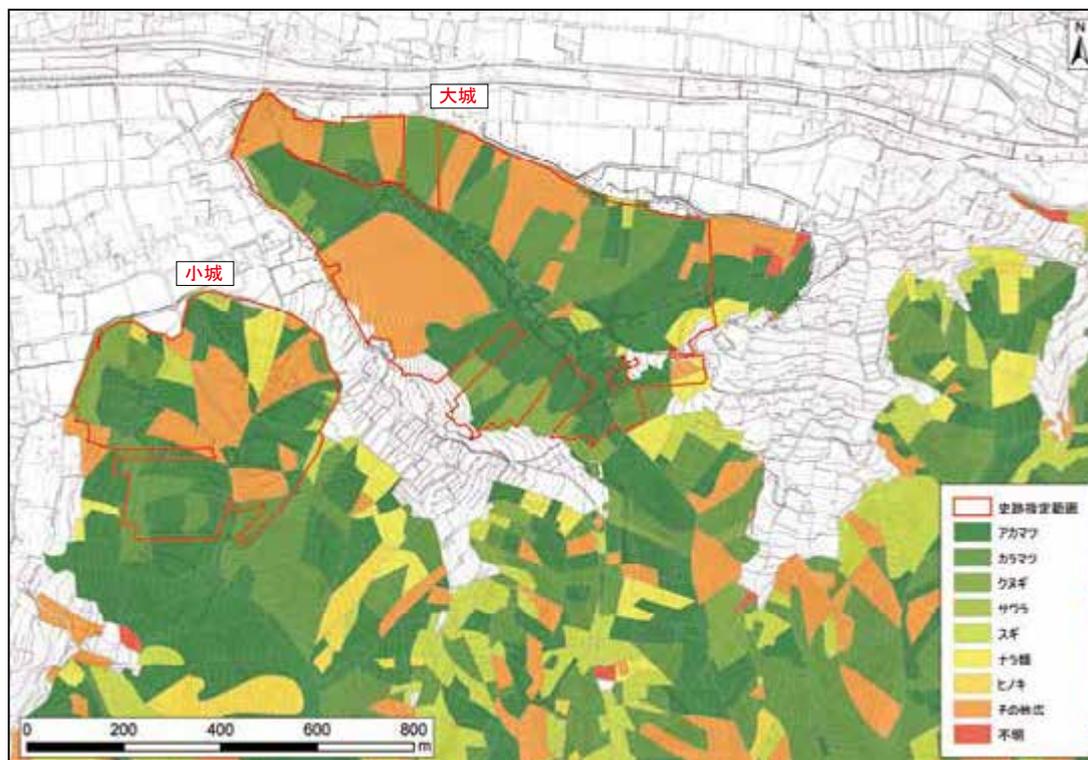
安曇^{あずみ}地区及び奈川の山帯上部（標高1,000メートル～1,600メートル）にはクリーミズナラ群落が分布し、安曇、奈川、波田地区の垂高山帯（1,600メートル～2,500メートル）は、シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹林が分布し、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹もわずかに分布します。安曇地区の高山帯（2,500メートル以上）は、ハイマツ群落や風衝草原となっています。

松本市では、平成16年度（2004年度）に初めて確認されて以降、松くい虫によるアカマツの枯損が問題になっています。アカマツは、市内民有林の16パーセント（平成29年（2017年））を占めているカラマツに次ぐ主要樹種です。林城跡の主要遺構が残る部分の大半がアカマツ群落であり、面的な枯損が発生しています。

井川城跡がある鎌田^{かまた}地区周辺は、市街地化されていますが、耕作地（水田、畑）が散在しており、史跡指定地周辺も耕作地として使用され、管理された環境です。



【図8】井川城跡の土地利用



【図9】 林城跡の植生（「信州暮らしのマップ（森林区域（松本市）」（長野県）を使用して作成）

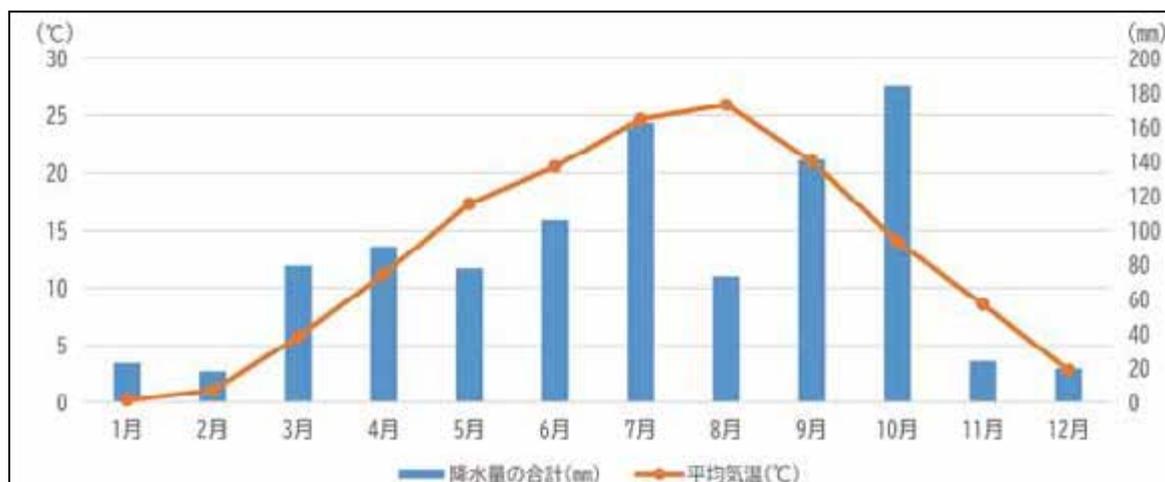
4 気候

松本市の気候は、日較差、年較差ともに大きい内陸性中央高地型気候で、湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。令和3年（2021年）を除く（降水量のデータ欠損により除外）平成29年（2017年）から令和4年（2022年）までの過去5年間では、年平均気温は12.8度、年間の平均降水量は999.7ミリ、平均湿度は66.4パーセント、日較差の平均は11.1度、年較差の平均は47度となっています。

夏は朝晩過ごししやすいものの、日中は30度を超える真夏日が続き、冬は放射冷却現象により朝方の冷え込みが厳しく、氷点下10度を下回ることもあります。

【表3】 松本市の年間気温と降水量（令和4年度までの過去5年間の平均）

※令和3年（2021年）は、降水量のデータ欠損のため除いています。



第2節 歴史的環境

1 旧石器時代から古墳時代

(1) 松本市域の様子

松本市域に人々が暮らし始めたことを確認できるのは、今から約14,000年から13,000年前までの旧石器時代と考えられ、この時代の石器が各所で採集されています。

縄文時代になると、市内にも数多くの遺跡が確認されるようになり、特に人口が増加し定住が進んだ中期の集落跡が山麓の高台や河岸段丘上に数多く見られます。

弥生時代には、稲作の普及により耕地が広がった結果、中期後半以降は低湿地を囲むように大きな集落が出現します。

古墳時代に入ると農業技術の発展により、耕作が可能な土地が広がるとともに、集落の在り方に変化が生まれ、地域を統率した首長層の墓である古墳が出現します。中でも、市街地を見下ろす中山丘陵の突端に築かれた東日本最古級、3世紀末の前方後方墳である史跡弘法山古墳（庄内）は、その象徴的な存在で、これと連動して出川周辺には大きな集落が形成されます。



史跡弘法山古墳

(2) 井川城跡周辺の様子

奈良井川と田川に挟まれ、低湿地が広がる井川城跡周辺では、縄文時代の遺跡は確認されていません。

弥生時代では、出川西遺跡（松南）や出川南遺跡（松南、芳川）など、井川城跡のある低湿地に臨む南松本駅一帯の微高地上に、弥生時代中期から後期の住居跡や墓跡が確認されています。古墳時代になると、更に集落が拡大し、古墳時代中期末の平田里古墳群（松南）や高宮遺跡（鎌田）の水辺の祭祀跡なども発見されています。また、井川城跡からは、古墳時代中期の甕が出土しています。

(3) 林城跡周辺の様子

大城と小城の間の谷部に位置する林山腰遺跡（里山辺）から縄文時代の柄鏡形敷石住居跡が発見されています。

弥生時代の遺跡は、再葬墓を伴う針塚遺跡（里山辺）、後期の集落遺跡である堀の内遺跡（里山辺）などが確認されており、薄川扇状地周辺は既にこの頃から開発されていたことが確認できます。

また、古墳時代の遺跡は、5世紀後半（古墳時代中期）に築造された県史跡針塚古



柄鏡形敷石住居跡（林山腰遺跡）

墳（里山辺）や7世紀前半（古墳時代後期）築造の南方古墳（入山辺）など、この地域の開発を主導した支配者層の墓があり、南方古墳の副葬品は松本市重要文化財に指定されています。

2 奈良・平安時代

(1) 松本市域の様子

奈良時代になると、松本市域には律令制度により国府を結ぶ官道として東山道が通り、郷里制による行政区画として筑摩郡と安曇郡が設置されました。また、『和名類聚抄』の記載から、小県郡にあった信濃国府は、8世紀末から9世紀前半までに筑摩郡に移されたと考えられています。

東山道のルートに近いと推定される県町遺跡では、多量の緑釉陶器や、越州窯系青磁、海老錠といった特殊な遺物が出土するなど、官衙的な性格がうかがえ、松本が東山道における重要な拠点であったと推察されます。

平安時代になると、市内の山中や、山麓に寺院が建立され始め、修験と関係の深い鉢伏山の山腹にある堂平から9世紀～12世紀の古い寺院跡が発掘され、山麓に成立する牛伏寺の前身と考えられています。また、松本市西部にある若澤寺跡や元寺場跡、松本市東部の桐原城跡に隣接した旧海岸寺などとともに、山岳信仰と密教に関わる古代～中世の山の寺の様子を伝えています。

(2) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南方に位置する史跡弘法山古墳北麓の平畑遺跡（庄内）や南松本の平田北遺跡（芳川）、出川南遺跡から奈良・平安時代の住居跡が見つかっています。

なお、井川城跡においても、中世の盛土の下から9～12世紀の遺物が出土しており、井川城が築かれる以前から低湿地に囲まれた微高地が生活の場として使われていたことが分かっています。

(3) 林城跡周辺の様子

林城跡周辺は筑摩郡山家郷に属し、「山家」の初見は奈良時代の天平勝宝4年（752年）の東大寺正倉院の白布の墨書に見られます。平安時代になると小笠原氏の祈願寺であった兎川寺が創建されました。この時代の遺跡は、薄川扇状地上にも拡大し、千鹿頭北遺跡（里山辺）、神田遺跡（庄内）、下原遺跡（里山辺）、薄町遺跡（里山辺）、堀の内遺跡をはじめ、林城跡付近でも林山腰遺跡から平安時代の住居跡が確認されています。

3 中世

(1) 松本市域の様子と小笠原氏

鎌倉時代は、国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、当初比企氏でしたが、後に北条氏に代わり、鎌倉幕府が倒れて北条氏が滅びると、建武政権成立のもとで小笠原氏が守護となりました。小笠原氏は、甲斐源氏の一族で、甲斐源氏加賀美遠光の子息である長清が、甲斐國小笠原荘（山梨県南アルプス市）を本拠として、小笠原氏を名乗ったことから始まりました。

小笠原氏が信濃守護に任ぜられたのは、建武3年（1336年）の小笠原貞宗の時

第2章

す。小笠原氏は、信濃国において伊那郡伊賀良庄（飯田市）を拠点としていましたが、中先代の乱（信濃に逃れていた、執権北条高時の遺児時行を担いで、諏訪頼重らが挙兵した乱）において、足利尊氏方として活躍した功績により、府中近辺の所領と、守護職を得ました。府中とは、当時の松本の呼び方で、古代以来国府が置かれた場所として政治上重要な地域でした。小笠原氏は、当初船山（千曲市）を守護所（守護が館を構え、政務を行った場所）とし、井川を本拠地に定めて信濃国を治めました。しかし、実際に支配の及ぶ範囲は主に中・南信地方に限られ、ほかの地域は在地の有力武士（国人）が勢力を張っていました。その緊張と対立の関係の中で、小笠原氏は、一時的に信濃守護の地位や府中周辺の所領を失うこともありましたが、小笠原政長、長基等一族が守護を継承していきました。こうした中、応永7年（1400年）には、守護として赴任した小笠原長秀（長基の子）に対し、各地の国人が反抗し大塔合戦が起き、長秀は敗北し守護を解任されています。長秀は京都に逃れ、守護職は斯波義将に替わり、その後信濃国は幕府料国（幕府の直轄地）となりました。

長秀の後は小笠原政康が、同32年（1425年）に信濃守護に補任されました。これにより、小笠原氏はおよそ20年ぶりに信濃守護としての勢力を取り戻しましたが、後継指名をせず没した政康の後に小笠原氏内部で伊賀良庄を拠点とする政康の子宗康（伊那小笠原氏）と、府中を拠点とする政康の兄長将の子持長（府中小笠原氏）による相続争いが起こりました。争いは、幕府の訴訟に持ち込まれ、宗康が勝訴しましたが、善光寺平の漆田原にて行われた合戦により、持長は宗康を破りました。宗康は、この合戦によって敗死したとされています。宗康の後は弟の光康が所領を受け継ぎ、守護職に補任されましたが、持長も守護を務めていた時期が確認されており、享徳の乱（関東管領上杉憲忠殺害がきっかけとなった、幕府と鎌倉公方との対立）により幕府から光康に出陣命令が出される康正元年（1455年）までに守護の交代がありました。

康正2年（1456年）、宗康の子政秀が足利義政から祖父政康の知行を安堵され、年不詳ですが信濃守護に補任されました。寛正2年（1461年）に光康、翌年に持長が亡くなると、それぞれの跡を清宗、家長が継ぎます。各勢力はそれぞれ本拠とするところが異なり、鈴岡（飯田市）を拠点とする宗康－政秀の系統（鈴岡小笠原氏）、松尾（飯田市）を拠点とする光康－家長の系統（松尾小笠原氏）、府中を拠点とする持長－清宗の系統（府中小笠原氏）の3家に分かれました。府中小笠原氏は、小笠原氏内部での対立が激しくなってきた頃（15紀後半）に、山城である林城を築き、平地の井川城から林（大嵩崎）へと本拠を移しました。

応仁元年（1467年）、政秀は伊賀良庄から府中に乱入して清宗を攻めましたが、府中を制圧することはできませんでした。清宗は翌年死去し、府中小笠原氏の跡目は長朝が継ぎました。

長朝は、仁科氏・西牧氏・山家氏の連合と戦い、山家城を攻めたほか、政秀の支援を受けて諏訪片山城に進軍してきた諏訪大祝家の繼満を、安曇・筑摩2郡の軍勢を率いて攻撃するなど、積極的な軍事行動をとるようになりました。しかし、長享3年（1489年）に府中は政秀の支配下に置かれており、この間までに政秀による府中攻撃が成功していたことがうかがえます。

政秀は、松尾小笠原氏との対立を深め、明応^{めいおう}2年（1493年）に小笠原定基（家長の子）と知久七郎らに急襲され討死し、鈴岡小笠原氏は事実上滅亡しました。定基は、長朝と下条氏に攻められ甲斐国の武田氏を頼りますが、その後松尾に復帰しました。

小笠原氏の対立は、しばらくの間松尾小笠原氏と府中小笠原氏の2家の間で続きますが、長朝の子貞朝以降、その子の長棟の代に府中小笠原氏の伊那郡への出兵が活発になってきます。長棟は、天文^{てんぶん}2年（1533年）に数度伊那郡へ侵攻し、知久氏や高遠衆らと合戦を行いました。同3年（1534年）頃までには、長棟が松尾小笠原氏を圧倒し、府中を中心に安曇・筑摩・伊那郡を押さえ、小笠原氏を統一しました。

天文14年（1545年）になると、武田晴信による府中への侵入が本格化してきます。当時小笠原氏は長棟から長時に家督が移っており、林城と林館を拠点としていました。同年6月に武田軍は、林近所に放火し、ついには小笠原氏の館までも放火されました。天文17年（1548年）、長時が塩尻峠で武田氏と戦い敗れると、武田氏は本格的に松本平へ攻め入り、村井の城（芳川）の普請（曲輪や堀を造る土木工事全般）を開始しました。天文19年（1550年）、武田氏が林城の出城であるイヌイの城（場所不明、犬甘城（島内）、埴原城（中山）等との説がある。）を攻め破ると、林城は周囲の城（深志、岡田、桐原、山家）とともに自落（戦わずに逃亡又は降参すること。）しました。晴信は府中に入ると、深志城を普請し、府中を支配下に置きました。

林城を追われた長時は、平瀬城（島内）に入り、深志城の奪還を図ろうとしましたが叶いませんでした。長時は、野々宮（梓川）で武田軍と戦った後、重臣である二木^{ふたつき}氏の中塔城（梓川）に籠城しました。武田氏は、天文20年（1551年）2月に平瀬城を陥落させ、翌21年（1552年）7月に小岩嶽城（安曇野市）^{こいわたけ}を落城させると、小笠原氏の領していた安曇・筑摩両郡の大半を支配下に置きました。

長時は、信濃を離れ、越後の長尾景虎の保護を受け、その後弟の信定がいた鈴岡城（飯田市）に入り、下条（下伊那郡下条村）、駿河、伊勢を経て同族の三好長慶を頼って摂津芥川城（大阪府高槻市）^{せつあきたがわ}に逃れました。

信玄は、深志城を松本平の領域統治の拠点として惣普請し、家臣（在城衆）を置きました。また、府中には武田氏の直轄領である御料所^{ごりょうしょ}が置かれ、深志城に御料所からの収入である兵糧が集められました。深志城は、先の平瀬城、小岩嶽城攻めのほか、刈谷原（四賀）や北信濃進出の際の軍事基地としての役割も果たしており、府中支配の拠点は、山城の林から平地の深志へ移りました。

(2) 考古資料から見る松本市域の様子

中世以降は、掘立柱建物に居住することが一般的になり、遺跡の変遷をたどることが難しくなりますが、市内では多くの中世遺跡が発掘されています。

一ツ家遺跡（内田）からは方形の区画溝を伴う竪穴状遺構・掘立柱建物・柱穴列が見つかったほか、隣接する小



土居尻で確認された溝跡

池遺跡（寿）から馬具や甲冑の小札が出土しており、武士の屋敷関連の遺跡と考えられています。また、墓域として、川西開田遺跡（神林）では1,748基の土坑墓が見つかり、12世紀末から16世紀初頭の焼物のほか刀装具などが出土しています。

宗教関係の遺跡では、^{もとてらば}元寺場遺跡（波田）で複数の平場、礎石建物や基壇などが調査され、鎌倉時代から戦国時代にかけての山岳寺院が明らかになりました。また、四賀地区の虚空蔵山を中心とする「虚空蔵山宗教遺跡群」（仮称）の調査で、13世紀から16世紀末の殿村遺跡、15世紀から16世紀初頭の虚空蔵山城跡（^{じゅうにはらさわ}十二原沢上流の平場群）下層遺構面から、寺院跡と考えられる石積を伴う平場、礎石建物跡、掘立柱建物跡などが確認されています。

松本城周辺には、低湿地が広がっており、中世前半（13世紀から14世紀）の人々は、微高地上に住んでいたことが分かってきました。深志城跡と断定できる遺構はまだ見つかりませんが、二の丸の近世土塁下から礎石が、土居尻と大名町では幅5メートル、深さ2メートル規模の堀の可能性のある溝が確認されています。大名町と土居尻では整地土内から笹塔婆（短冊形の木の薄片に仏や菩薩などの名号を墨書したもの）が、土居尻では流路の中から^{こけらきょう}柿経（短冊形の木の薄片に経文を墨書したもの）が見つかり、深志城前後の時期に、周辺で何らかの祭祀が行われたことが推定されます。

深志城のほかに松本市内の中世城館は、山城のほか砦・居館などあわせて約100か所が知られていますが、このうち赤木南城跡（寿）、桐原城跡（入山辺）、虚空蔵山城跡（四賀）などで、竪堀の一部が調査されています。また、虚空蔵山城跡では、平石積の石積や竪堀・土塁を伴う曲輪群が調査されています。

(3) 小笠原氏に関する寺社

寺伝では、小笠原政康が、^{かきつ}嘉吉元年（1441年）に里山辺林に竜雲寺を建てたとされます。竜雲寺は、後に小笠原長棟（長時の父）によって廣澤寺に名を改めたと伝わり、小笠原氏の菩提寺でもあります。小笠原氏は、^{つかま}筑摩神社を信仰しており、政康が寄進した筑摩神社本殿は、重要文化財に指定されています。また、大城の麓には小笠原清宗以来の祈願所とされた慈眼寺があり（廃仏毀釈により廃寺）、元々は金華山（林城山）福山の峰にあったと伝わります（『金華山慈眼寺縁起』）。江戸時代には、同寺が、ここを「堂平」と称し、文化13年（1816年）に観音堂を建てました（「文化三年五月林村古城地面願書控」）。

(4) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南東約1キロメートルの位置にある出川遺跡（庄内、松南）からは、遺物等の状況から16世紀前半～中頃と思われる住居跡を伴う集落跡が見つかり、住居跡からは、多量の炭化物や、焼土が検出されており、火災によって廃絶した痕跡がうかがえます。

(5) 林城跡周辺の様子

中世の山家郷の地頭は、山家氏が務めていました。山家氏は、諏訪上社と関わりのある神氏が定着したのが始まりとされています。山家氏は、小笠原氏と度々対立し、文明12年（1480年）に拠点とする山家城を攻められ、翌年には、山家光家が敗死し、^{ぶんめい}神氏系統の山家氏は滅びました。その後、播磨国から来たとされる折野山家氏が入り

ますが、小笠原氏に背き、天文17年（1548年）の塩尻峠の戦いでは武田氏に味方しました。

中世の遺跡としては、県史跡の山家城跡、桐原城跡などの山城のほか、前述の磐座や経塚を伴う山寺である旧海岸寺跡、地頭である神氏系山家氏が元弘元年（1331年）に開創した徳雲寺跡（入山辺）、儀礼に用いた多量のかわらけや輸入陶磁器を伴う住居跡が確認された入山辺南方遺跡（入山辺）があります。

4 近世

(1) 松本市域の様子

天正10年（1582年）、武田氏が織田信長に敗れ滅びると、府中は織田氏の支配下となり、信長は安曇・筑摩2郡を木曾義昌に与えました。しかし、本能寺の変により信長が亡くなると、信濃は上杉・徳川・後北条・豊臣氏らによる勢力争いの場となり、義昌は2郡の支配権を失い、上杉景勝の支援を受けた小笠原洞雪（貞慶の叔父）が深志城に入りました。洞雪は、徳川家康を後ろ盾とした長時の子貞慶によって追い出され、貞慶が深志城に入り、府中を

治めました。この際に深志の名を松本と改め、以降、松本の地名が用いられるようになりました。

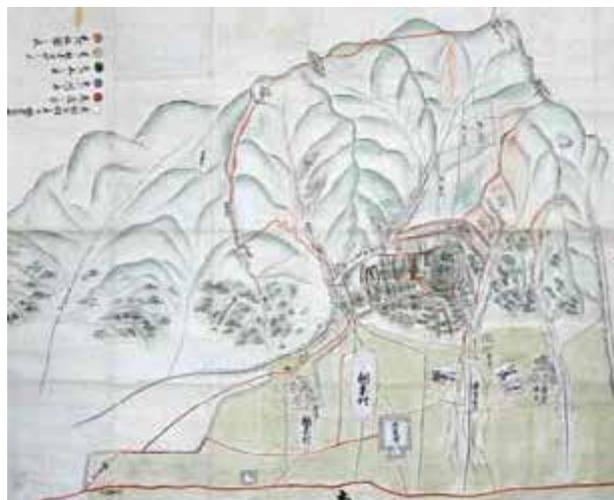
深志城への入城を果たした貞慶は、安曇・筑摩両郡の武士や寺院に所領安堵や知行宛行を行い、勢力の浸透を図りながら、本山（塩尻市）で義昌と戦い、日岐城（東筑摩郡生坂村）の仁科氏を攻めるなど、領域支配を進めていきました。

その支配領域も千国十人衆に小谷筋（北安曇郡小谷村）を警戒させるなど越後国境近くまで広がりました。一方、家臣の赤澤氏や古厩氏らを謀反や逆心の罪で殺害し、家臣団の処分も行っています。

天正11年（1583年）4月、上杉景勝が麻績城を攻め落とすなど、府中を狙った動きを見せると、貞慶は徳川氏との連携を密にしていきます。しかし、天正13年（1585年）になると石川数正が家康に背き、家康への人質となっていた貞慶の嫡男幸松丸（秀政）を連れて秀吉方に転じると、貞慶は家康と断交して秀吉方につき、家康との対立を深めましたが、天正15年（1587年）に秀吉の命令により貞慶と家康の関係

【表4】松本藩主と石高

藩主	在藩期間	石高
石川氏 2代	1590～1613年	8万石
小笠原氏 2代	1613～1617年	8万石
戸田氏 2代	1617～1633年	7万石
松平氏 1代	1633～1638年	7万石
堀田氏 1代	1638～1642年	10万石 (内松本7万石)
水野氏 6代	1642～1725年	7万石
戸田氏 9代	1726～1871年	6万石



【図10】桐原城古図（部分：松本市立博物館蔵）

修復が図られました。

天正18年(1590年)の小田原攻め(豊臣氏と小田原城の北条氏との合戦)では、秀吉が景勝に援軍派遣を命じるとともに、貞慶との争いをやめさせました。また、小田原攻めの結果、北条氏の遺領が家康に与えられると、家康指揮下の信濃の諸将が関東に移ることとなり、小笠原氏も下総古河に移りました。小笠原氏の後は石川氏が松本を統治しました。こうして信長が亡くなった後、信濃を巡って起こった動乱は終結しました。

信濃は、上野、甲斐、駿河とともに、関東にいる徳川氏への備えとして機能したことから、石川数正は天正19年(1591年)に松本城の城普請に着手しました。数正が文禄元年(1592年)に亡くなると、その子康長が城普請を継ぎ、文禄2～3年(1593～1594年)には天守、乾小天守を築造しました。また、城下町の設計も行われ、貞慶によって建設された方形区画の城下町を、主軸方向を変更し、近世的な短冊形地割の城下町に造り替えたことが分かっています。これにより城下町への集住も進み、松本城が政治、経済の中心となりました。

石川氏以降、松本藩を治めた藩主は6家23代で、その時の石高は表4のとおりです。小笠原氏より後の城主は、松平氏に代表されるように、徳川氏と関係の深い藩主が置かれました。

(2) 井川城跡周辺の様子

江戸時代の井川城跡周辺は、小島村でした。『信府統記』には、「小島村古城地」として井川城が紹介されています。

(3) 林城跡周辺の様子

享保3年(1718年)桐原村と薄町・兎川寺・上金井・荒町村の間で山論が起きました。山論は、桐原城跡がある大蔵山(大倉山)を巡って行われ、この時に書かれたとされる絵図(桐原城古図)が残っており、江戸時代の山城の様子をうかがうことができます。

5 近代

(1) 松本市域の様子

明治4年(1871年)、廃藩置県によって松本藩が廃され、松本県が置かれましたが、すぐに全国的に府県の改廃が行われ、松本県に代わって中南信と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生します。筑摩県は、明治9年(1876年)に廃止され、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併されました。

廃藩置県によって、松本城は不要となり、明治5年(1872年)に売りに出され、取壊しの危機を迎えました。しかし、市川量造の活躍や、人々の寄付によっ



半地下工場跡(林山腰遺跡)

て破却を免れます。その後も、荒廃した天守を憂えた小林有也が、有志とともに天守閣保存会を設立し、明治36年（1903年）から大正2年（1913年）にかけて、松本城天守の修理工事を行いました。

明治40年（1907年）、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。

当時の松本を代表する産業の一つとして、養蚕・製糸業が挙げられます。大正11年（1922年）には、市内に41か所の製糸工場が稼働していたほか、養蚕に使用する蚕網は松本の特産物として、明治28年（1895年）の第4回内国勸業博覧会に出品されました。



半地下工場屋根基部材（上）と床付近の部材（下）

製糸業は、昭和4年（1929年）に起きたニューヨーク株式市場の大暴落により波及した昭和恐慌、昭和13年（1938年）の国家総動員法、昭和17年（1942年）の企業整備令により、平和産業の軍需産業への転用により大打撃を受けました。松本市においても、製糸工場の軍需会社へ売却、賃貸又は転換が行われました。更に昭和17年から昭和19年（1944年）にかけては、工場疎開が行われ、企業整備令によって生じた遊休工場などが疎開先に利用されました。

製糸業は、昭和4年（1929年）に起きたニューヨーク株式市場の大暴落により波及した昭和恐慌、昭和13年（1938年）の国家総動員法、昭和17年（1942年）の企業整備令により、平和産業の軍需産業への転用により大打撃を受けました。松本市においても、製糸工場の軍需会社へ売却、賃貸又は転換が行われました。更に昭和17年から昭和19年（1944年）にかけては、工場疎開が行われ、企業整備令によって生じた遊休工場などが疎開先に利用されました。

(2) 井川城跡周辺の様子

明治8年（1875年）小島村は周辺7か村と合併し、筑摩村となり、明治21年（1888年）市制町村制が制定されると、翌年旧小島村のうち田川を挟んで東側は松本町に、井川城跡がある西側は松本村となりました。松本町が、明治40年（1907年）に市制を施行し松本市になると、大正14年（1925年）に松本村は松本市に合併されました。

(3) 林城跡周辺の様子

第2次世界大戦の際、先述のとおり松本市には軍事工場の疎開が計画されました。昭和20年（1945年）の三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所の松本市疎開に当たっては、中山、入山辺、里山辺などに、半地下・地下軍事工場の建築が行われました。特に里山辺については、林城山（大城）、向山（小城）に地下工場、林山腰遺跡がある大嵩崎集落に半地下工場が造られ、現在も痕跡が残っています。

第3節 社会的環境

1 人口

松本市の人口は、平成14年（2002年）の244,603人をピークに減少に転じ、令和4年（2022年）10月1日時点で人口236,566人、世帯数108,386世帯（「松本市統計月報」）となっています。

【表5】松本市の人口推移

年	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成17年（2005年）	242,541	94,082	21.1
平成22年（2010年）	243,037	97,303	23.7
平成27年（2015年）	243,293	100,173	26.7
令和2年（2020年）	241,145	104,934	28.2
令和4年（2022年）	236,566	108,386	28.4

出典： 人口及び世帯数は、総務省「国勢調査」（平成17年から令和2年まで）、松本市「統計月報10月号」（令和4年）

高齢化率は、松本市「松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）」IV松本市人口ビジョン（平成17年から令和2年まで）、令和4年は、松本市統計「地区別年齢別人口」10月1日から算出

【表6】史跡所在地区の人口推移

年	鎌田地区			入山辺地区			里山辺地区		
	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成27年（2015）	19,200	8,598	21.2	2,111	890	44.5	11,864	5,096	26.5
令和2年（2020）	19,616	9,089	21.5	1,907	847	47.3	11,955	5,397	27.6
令和4年（2022）	19,960	9,450	21.4	1,846	850	48.4	11,886	5,466	28.2

【表7】史跡所在町会の人口推移

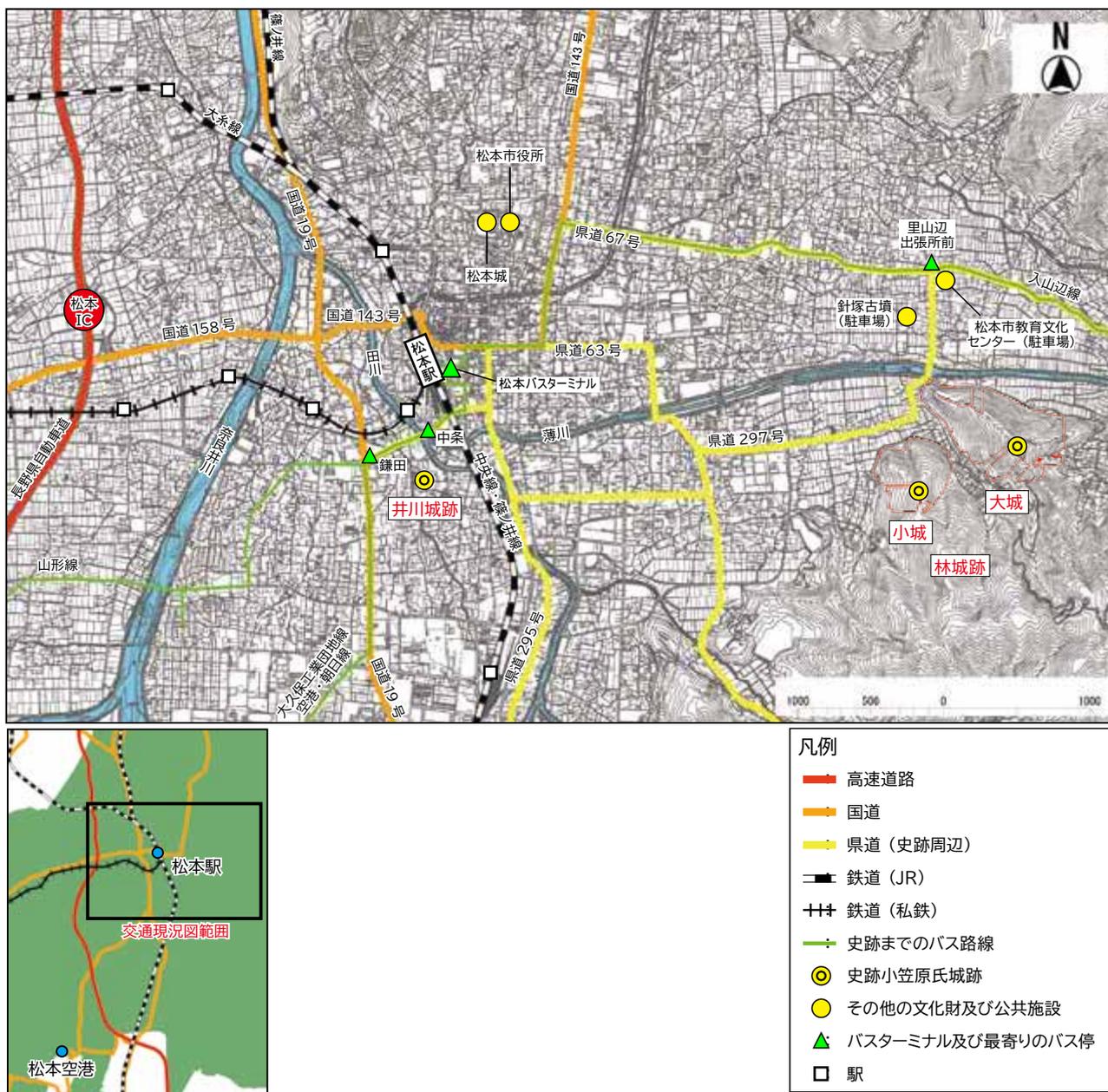
年	井川城下区			入山辺橋倉			里山辺林		
	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成27年（2015）	637	291	22.1	125	40	33.6	653	257	34.6
令和2年（2020）	642	307	22.0	125	43	38.4	620	261	35.6
令和4年（2022）	619	291	20.7	122	45	41.0	607	262	35.7

出典： 人口及び世帯数は、松本市統計「地区町会別人口・世帯数」10月1日時点
高齢化率は、松本市人口統計「町会別年齢別人口構成」10月1日時点で算出

令和4年（2022年）の高齢化率は、28.4パーセントとなっており、今後も高齢化が進むことが予測されています。井川城跡がある鎌田地区は、人口の増加が見られ、高齢化率も横ばいの傾向です。一方林城跡がある入山辺地区と里山辺地区は、人口の減少が見られ、入山辺地区の高齢化率は50%に近い状況になっています。

2 交通アクセス

松本駅から、JR篠ノ井線、中央本線、大糸線が運行しており、首都圏から松本市には2時間30分程でアクセスが可能です。また、アルピコ交通上高地線が新島々駅まで運行し、上高地方方面への交通手段となっています。鉄道以外の交通手段は、昭和40年（1965年）に県営松本空港が開港したほか、平成5年（1993年）に長野自動車道（岡谷～更埴^{こうしよく}）が開通し、松本インターチェンジから全国の高速道路網へ接続できるようになりました。



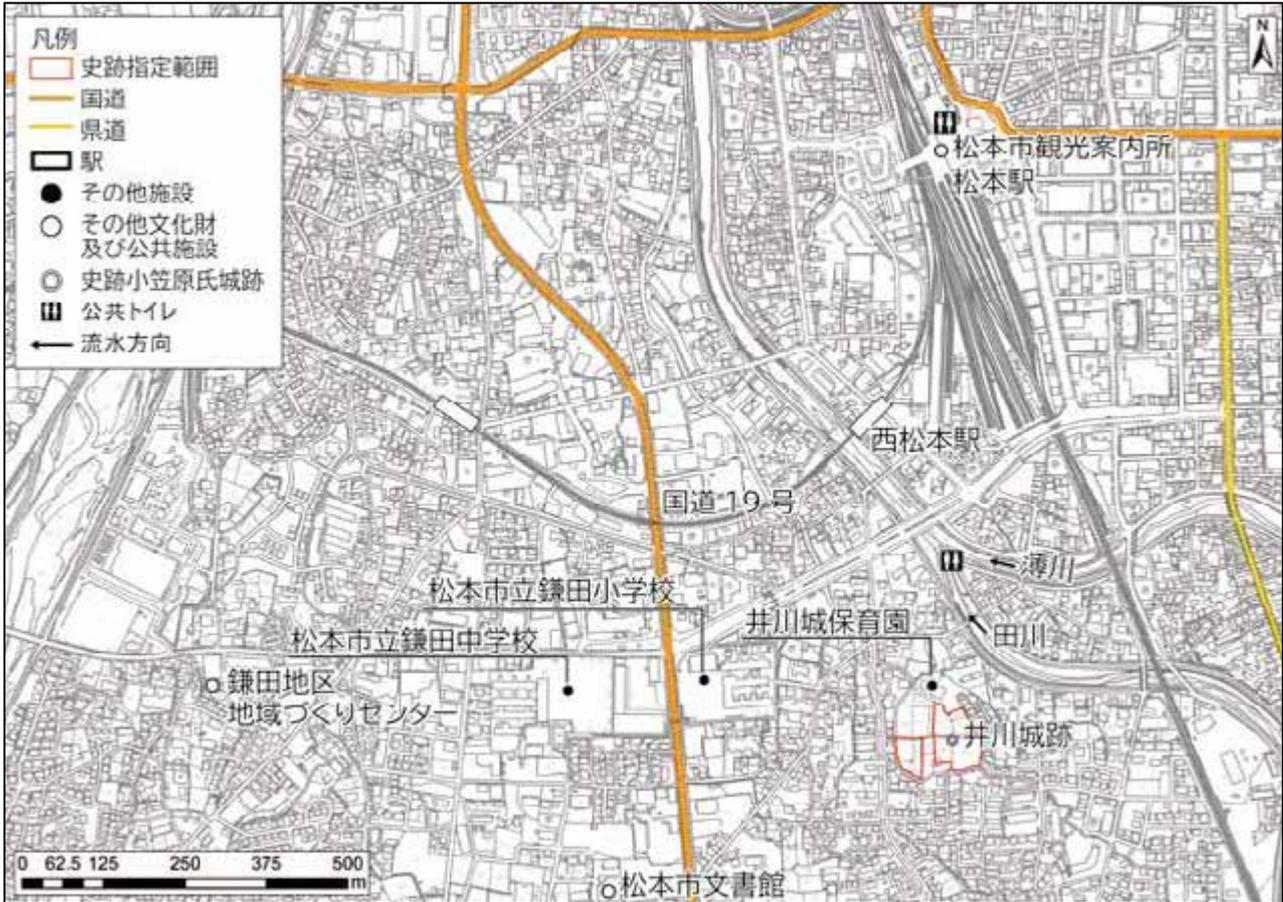
【図11】交通現況図

井川城跡は、松本駅から約1.2キロメートル、バス停「中条」「鎌田」から約500メートル、自動車では松本インターチェンジから約3キロメートルの位置にあります。専用の駐車場はありません。林城跡は、松本駅から直線距離で約3.4キロメートル、バス路線は、通勤・通学等の生活用路線であり、平日運行のみのため、見学者の利用は困難です。自動車では、松本インターチェンジから直線距離で約5.6キロメートルありますが、専用の駐車場はありません。

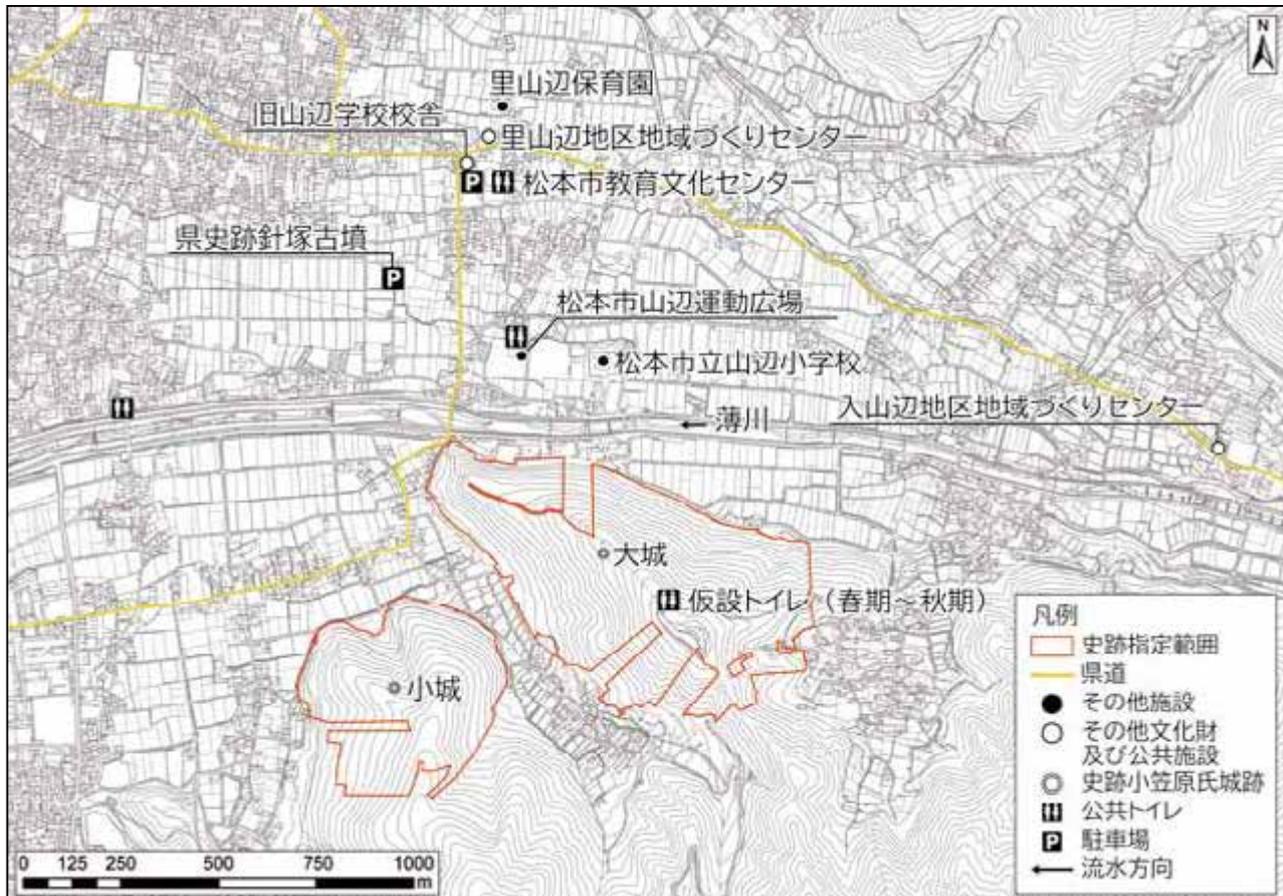
3 周辺施設

(1) 井川城跡

史跡周辺の公共施設及びトイレ等の便益施設の位置は、図12(28ページ)のとおりです。中心市街地に近く、周辺は住宅街となっており、公共施設やトイレ等の便益施設は史跡から離れた場所にあります。史跡の北側には井川城保育園が隣接し、1キ



【図12】井川城跡周辺施設図



【図13】林城跡周辺施設図

ロメートル圏内に松本市立鎌田小学校と中学校といった教育機関が近接しています。

ガイダンス施設はなく、史跡のマップ及びパンフレットは、松本市観光案内所（松本駅構内）と松本市観光情報センターに設置しています。見学者のための駐車場は史跡周辺にはなく、松本駅周辺の民間駐車場の利用が考えられます。

(2) 林城跡

史跡周辺の公共施設及び駐車場、トイレ等の便益施設の位置は、図13のとおりです。

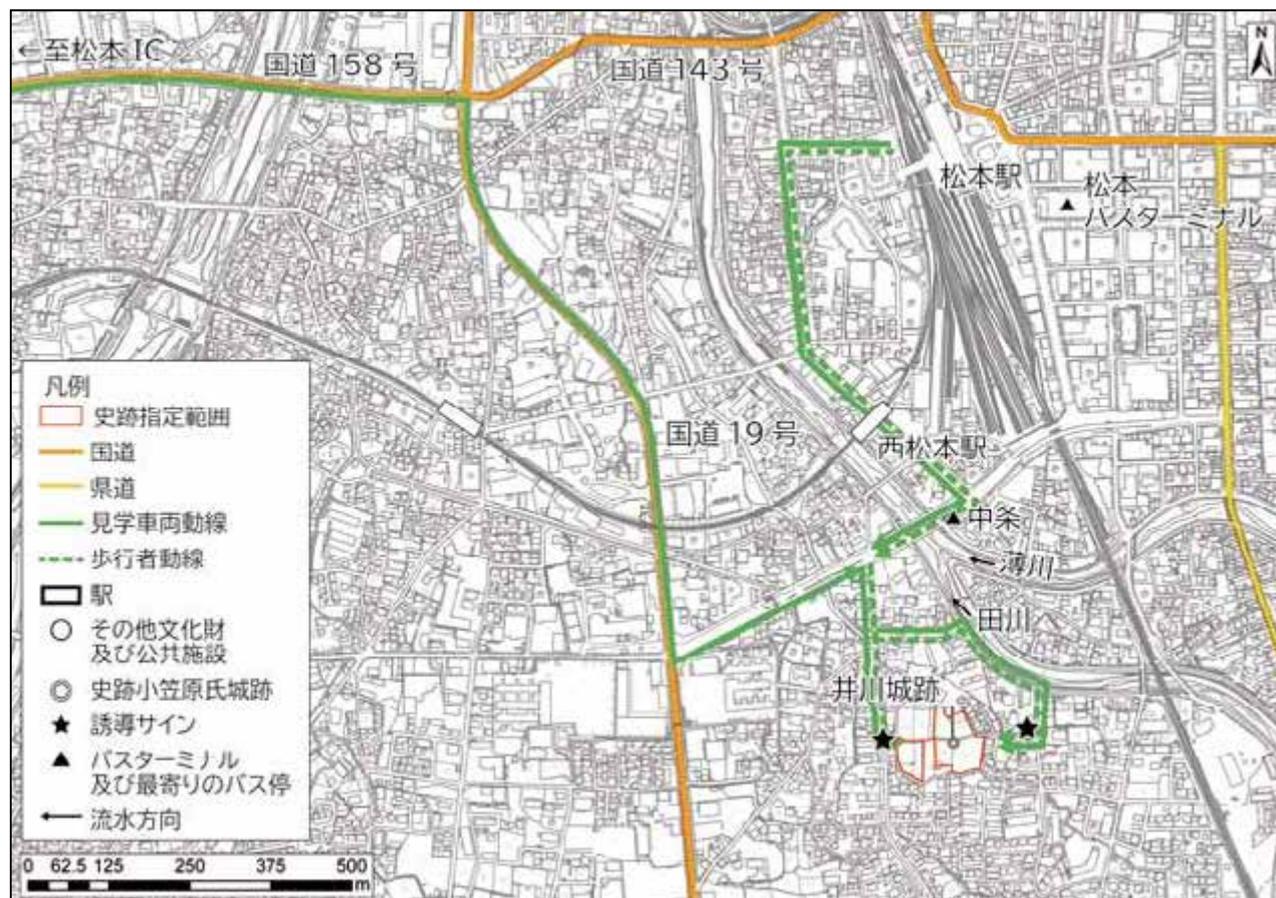
林城跡周辺は、集落と耕作地が広がっており、公共施設やトイレ等の便益施設は、薄川の対岸（北側）にあります。史跡の北側1キロメートル圏内に、松本市里山辺保育園や松本市立山辺小学校があるほか、旧山辺学校校舎、松本市教育文化センター等の社会教育施設があります。

ガイダンス施設はなく、パンフレットは松本市観光情報センターや松本市観光案内所のほか、松本市教育文化センター、里山辺地区地域づくりセンターや入山辺地区地域づくりセンターに設置しています。見学者のための専用駐車場はありませんが、松本市教育文化センターや県史跡針塚古墳の駐車場は、見学者も利用できます。

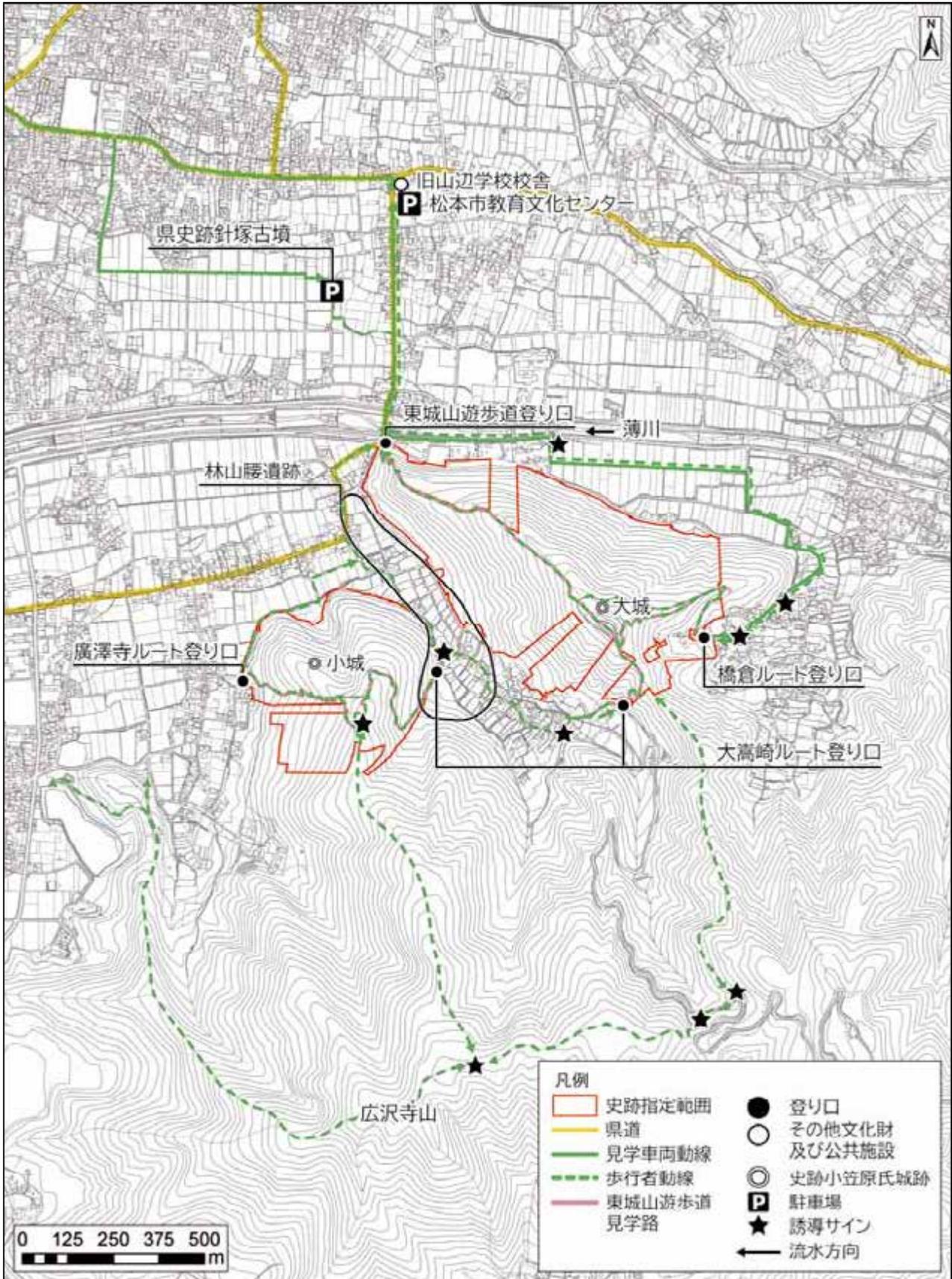
4 見学者動線

(1) 井川城跡

公共交通機関の利用者は、電車利用の場合「松本駅」が起点となります。バス利用の場合は「中条」のバス停が起点となります。いずれも駅、バス停からの誘導サイン



【図14】井川城跡見学者動線図



【図15】林城跡見学者動線図

はなく、史跡の東西の市道に1基ずつ建つのみです。自家用車は、専用の駐車場がないため、史跡西側の空きスペースや、東側から史跡内へ乗り入れ、史跡内に駐車して見学する様子が見られます。

(2) 大城

公共交通機関の利用は、前述のとおり難しいため、自動車でのアクセスが中心となります。専用の駐車場がないため、松本市教育文化センターや針塚古墳の駐車場が起点となります。しかし、橋倉側からの車道を利用し曲輪内への駐車や、金華橋登り口の空きスペース、薄川の堤防を走る道路への駐車が見られます。

史跡へは、薄川沿いから橋倉側車道を経由して、大城の曲輪内へ至る誘導サインが設置されています。現在駐車場として利用しているところからの誘導サインは未設置です。

(3) 小城

史跡までのアクセス方法は、大城と同様です。駐車場から距離があるため、大嵩崎側登り口周辺の空き地や道路への路上駐車が見られます。

小城は、大城と同様に駐車場から登り口に至るまでの誘導サインが未設置です。

(4) 広域動線

井川城跡と林城跡を周遊する動線は整備されておらず、両城をつなぐ誘導サインは未設置であり、モデルルートの設定も行っておりません。そのため、現状の見学者動線は不明です。

5 指定範囲における法令の規制等

史跡小笠原氏城跡に関わる法規制等を整理します。

(1) 文化財保護法

小笠原氏城跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

(2) 森林法（図16）

ア 保安林

史跡小笠原氏城跡のうち、大城及び小城の一部が保安林（土砂流出防備保安林）に指定されています。そのため、立木の伐採や土地の形質の変更を行う場合は、長野県知事の許可が必要です。

イ 地域森林計画対象民有林

松本市は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象地となる民有林に対し、同法第10条の5に基づき松本市森林整備計画を策定しています。史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡が該当しており、立木の伐採を行う場合は、松本市長に伐採及び伐採後の造林届出書を提出する必要があります。

(3) 農地法（図17、図18）

史跡内の農地は、地目変更、所有権の移転等を行う場合、松本市農業委員会の許可

又は届出が必要となります。

(4) 農業振興地域の整備に関する法律（図 19）

農業振興地域のうち、農用地区域に指定された土地を農地以外の用途に転用する場合は、農地転用許可申請に先立ち、長野県知事同意の上、松本市が定める農用地利用計画の変更（農振除外等）を行う必要があります。

(5) 都市計画法（図 20）

ア 市街化調整区域

林城跡が該当し、建築物の築造、開発行為等に制限がかかります。

イ 市街化区域、用途地域

井川城跡が該当し、住居の環境保護を定めた第1種住居地域に指定されています。

(6) 土砂災害防止法（図 21）

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行います。

イ 土砂災害特別警戒区域

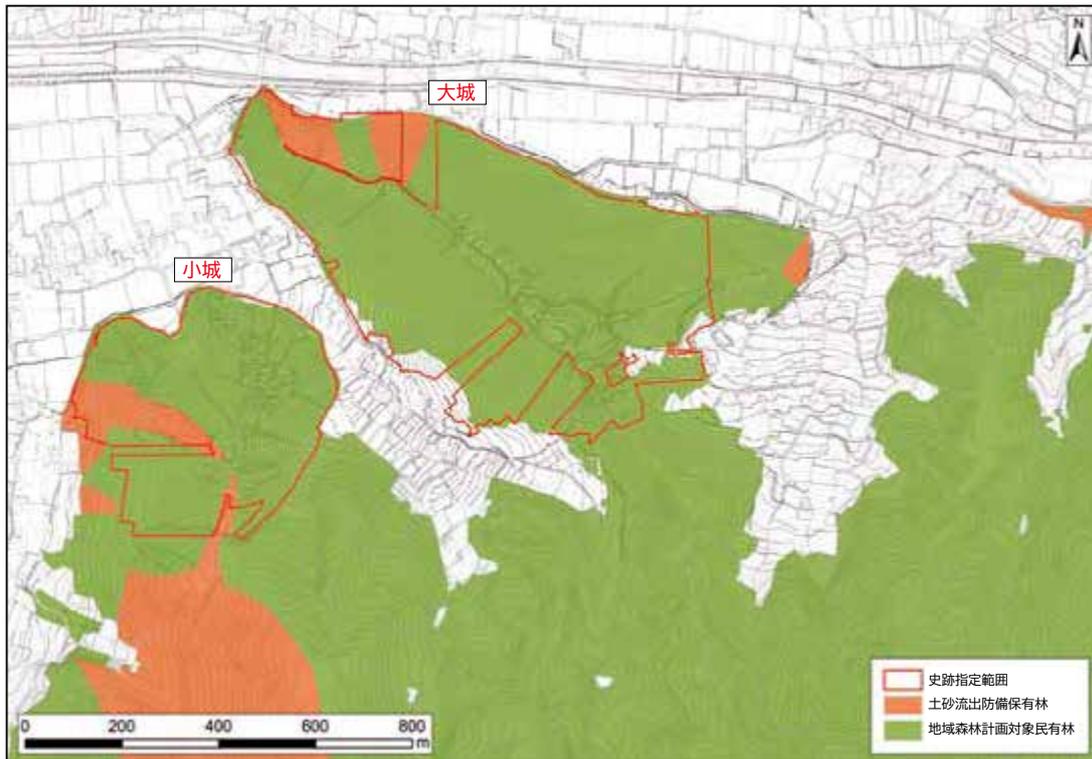
特定の開発行為が許可制となるほか、建築物の構造規制などの制限を県又は市が行います。

(7) 盛土規制法

盛土等による災害から国民の生命等を守るため、土地の用途にかかわらず危険と思われる盛土等を全国一律の基準で規制（設定）し、盛土等に伴う災害を防止することを目的とし、令和5年（2023年）5月から施行されています。この法律では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、区域内の盛土等が規制されます。規制区域には、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域があります。規制区域の設定について、現在検討が進められているため、区域指定はまだ行われていません。

【表 8】法適用現況一覧

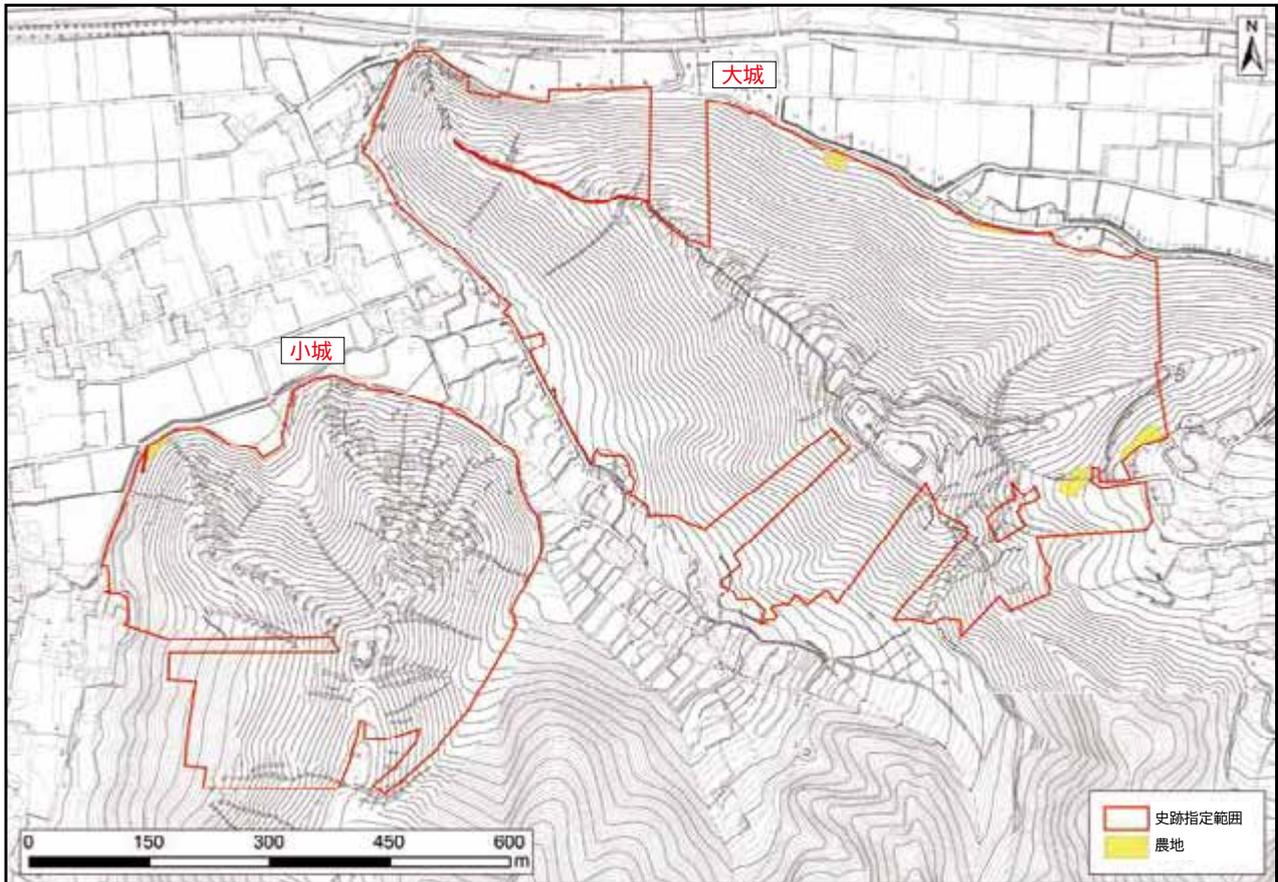
名称	法令	井川城跡	大城	小城
史跡	文化財保護法	○	○	○
保安林	森林法	—	○	○
地域森林計画対象民有林	森林法	—	○	○
農地	農地法	○	○	○
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	○	—
市街化調整区域	都市計画法	—	○	○
市街化区域	都市計画法	○	—	—
用途地域 (第1種居住地域)	都市計画法	○	—	—
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	盛土規制法	—	—	—



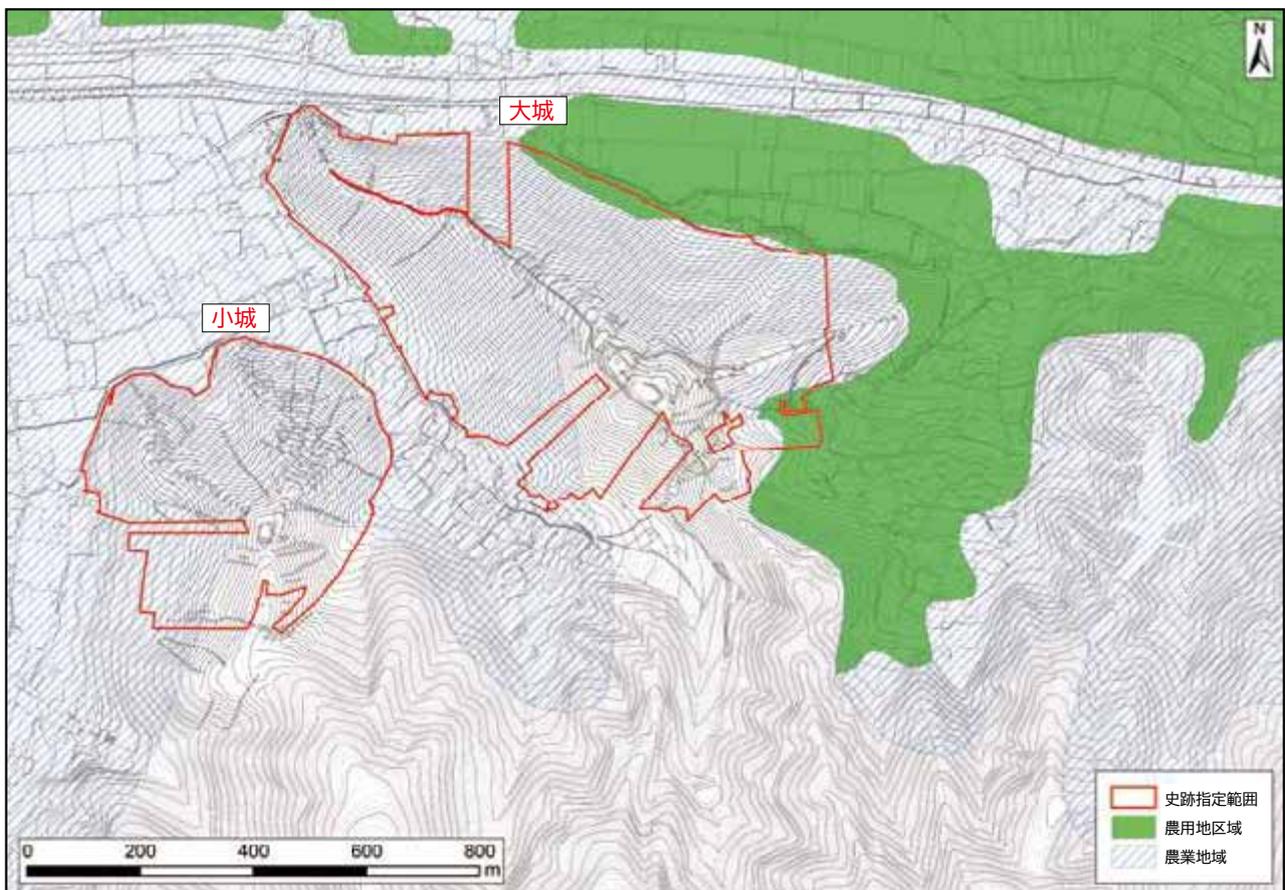
【図16】 林城跡周辺の保安林と地域森林計画対象民有林
 (「信州くらしのマップ (森林区域 (松本市))」(長野県) を使用して作成)



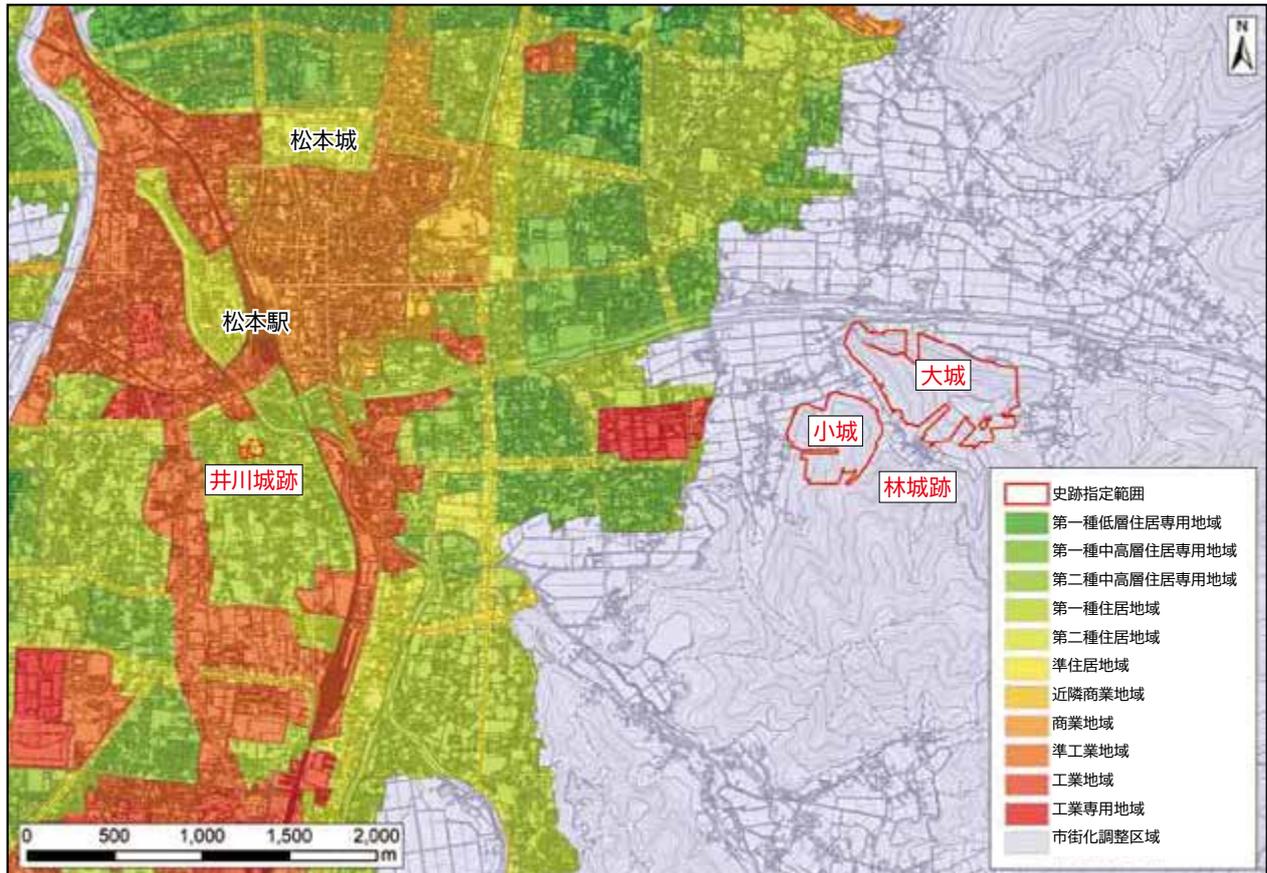
【図17】 農地法による史跡指定範囲内の農地 (井川城跡)



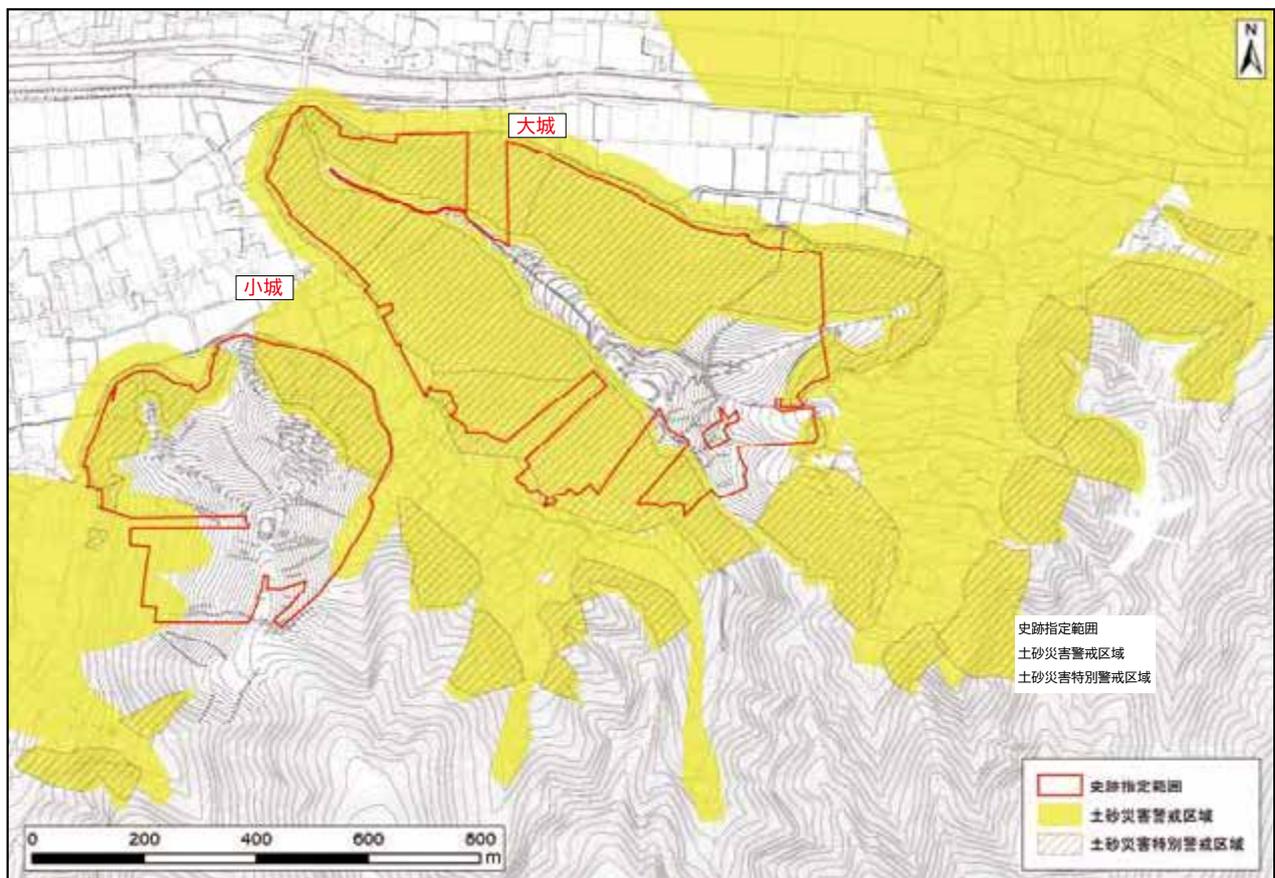
【図18】農地法による史跡指定範囲内の農地（林城跡）



【図19】史跡指定地周辺の農用地区域と農業地域（林城跡）



【図20】史跡指定地周辺の用途地域（市街化区域）と市街化調整区域
 （「国土数値情報（用途地域）」（国土交通省）を使用して作成）



【図21】林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 （「国土数値情報（土砂災害警戒区域）」（国土交通省）を使用して作成）

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定の状況

1 指定の状況

(1) 指定

名 称 小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡

種 別 史跡

所 在 地 長野県松本市井川城1丁目4551番2他
(井川城1丁目、大字里山辺、大字入山辺)

指定基準 史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)

(2) 追加指定

追加指定基準 史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準)

追加指定年月日 平成31年2月26日(平成31年文部科学省告示第26号)

(3) 管理団体の指定

名 称 松本市

所 在 地 長野県松本市丸の内3番7号

指定年月日 平成29年3月22日(平成29年文化庁告示第20号)

2 指定告示

小笠原氏城跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年をカッコ内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

(1) 平成29年(2017)文部科学省告示第7号

文化財保護法(昭和25年(1950)法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年2月9日

文部科学大臣 松野 博一

名称	所在地	地域
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	井川城跡 長野県松本市井川城1丁目	4551番2、4552番イ、4552番ロ、4553番、4554番2、4554番3、4554番4、4554番5、4554番6、4555番4、4556番、4557番、4562番1、4564番 長野県松本市井川城1丁目4551番2と同井川城1丁目4554番1に挟まれ同井川城1丁目4564番に南接するまでの道路敷を含む。

名称	所在地	地域
	林城跡	
	同 大字里山辺字山ゴシ	4849 番
	同 大字里山辺字山コシ	4854 番 1
	同 大字里山辺字本久保	5328 番口
	同 大字里山辺字日向山	5331 番、5332 番イ、5332 番口、5333 番、5334 番 1、5336 番 1、5337 番 2、5337 番 7、5338 番、5339 番 1、5339 番 2、5339 番 3、5339 番イの 1、5340 番 2、5340 番 3、5340 番イ、5340 番口、5340 番ハの 1、5340 番二、5340 番ホ
	同 大字里山辺字福山	5341 番
	同 大字里山辺字扇平	5347 番 1
	同 大字里山辺字城山	5348 番
	同 大字入山辺字石神	87 番
	同 大字入山辺字日影	7341 番、7342 番 1、7343 番イ、7343 番口、7343 番ハ、7344 番 1、7345 番 1、7345 番 2、7346 番 1、7346 番 2、7347 番イの 1、7347 番イの 2、7347 番口、7348 番、7349 番、7350 番、7351 番 1、7352 番 1、7352 番 2、7353 番 1、7353 番 2、7353 番 3、7353 番 4、7353 番 5、7354 番、7356 番、7357 番 1、7357 番 2、7358 番 1、7359 番 1、7360 番 1、7360 番 2、7361 番、7362 番、7363 番 1、7363 番 2、7355 番
	同 大字入山辺字城山	7371 番 1、7371 番 2、7373 番 1、7373 番イの 1、7373 番イの 2、7373 番口、7374 番、7375 番 1、7375 番 2、7375 番イの 1、7375 番口、7376 番 1、7376 番 2、7376 番イの 2、7376 番ハ、7376 番二、7376 番ホ、7378 番
	同 大字入山辺字日向	長野県松本市大字里山辺字本久保 5328 番口に東接し同大字入山辺字日向 7371 番 1 に北接するまでの道路敷、同大字里山辺字日向山 5331 番と同大字入山辺字日影 7352 番 1 に挟まれ同大字里山辺字日向山 5340 番イと同大字入山辺字城山 7355 番に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 1 と同大字入山辺字日向 7373 番口に挟まれ同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7376 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7374 番に挟まれ同大字入山辺字日向 7376 番 2 と同大字入山辺字日向 7376 番イの 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7378 番に北接する道路敷を含む。

(2) 平成 31 年 (2019) 文部科学省告示第 26 号

文化財保護法 (昭和 25 年 (1950) 法律第 214 号) 第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

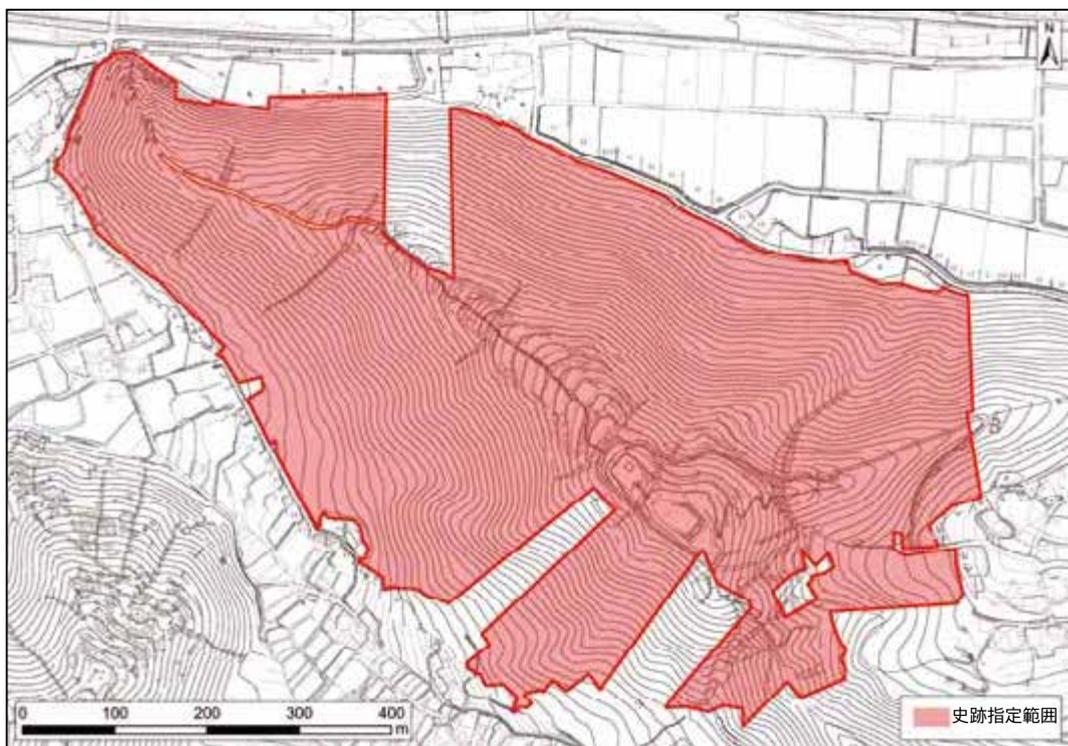
平成 31 年 2 月 26 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

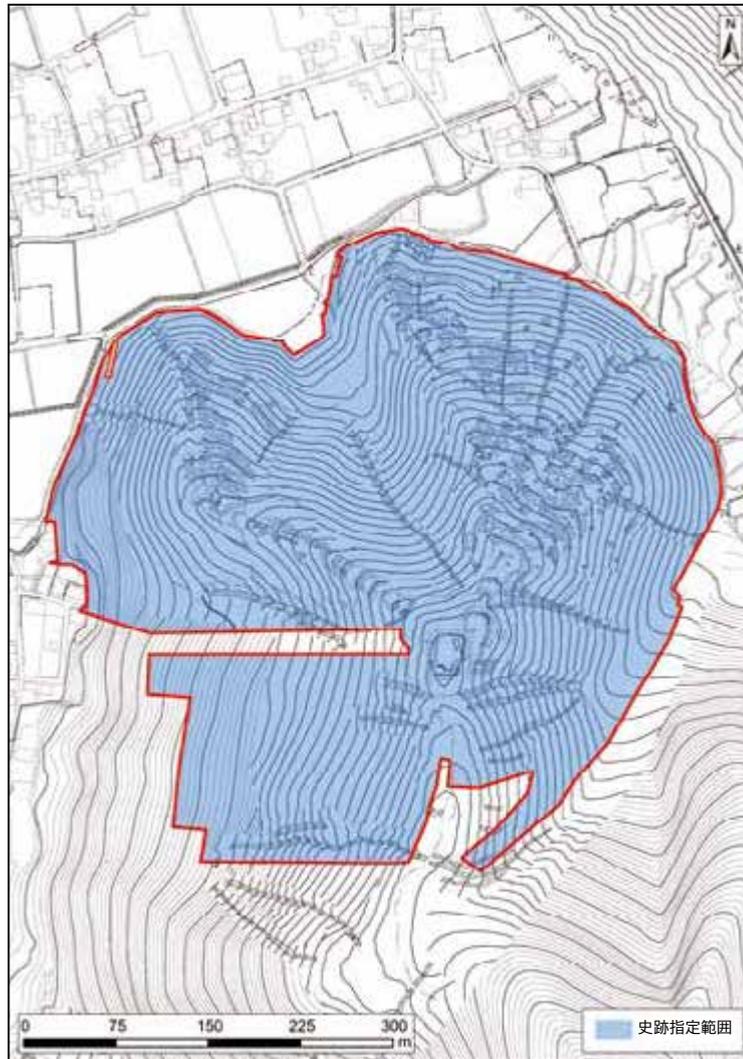
上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
小笠原氏城跡	平成 29 年文部科学省告示第 7 号	長野県松本市 大字里山辺	5234 番 3、5234 番 4、5234 番 6
井川城跡		同 大字里山 辺字前山	5237 番 1、5238 番 1、5238 番 2、5238 番 3、5239 番 1、5239 番 2、5240 番 1、5240 番 2、5240 番 3、5240 番 4、5240 番 5、5240 番 6、5242 番、5243 番、5244 番 1、5244 番 3、5245 番、5250 番 1、5251 番イ、5251 番 2、5251 番 3、5252 番 1、5253 番 1、5253 番 2、5254 番 1、5254 番 2、5255 番、5256 番 1、5256 番 2、5257 番、5258 番イ、5258 番口、5259 番、5260 番 2、5260 番 4、5260 番 7
林城跡		同 大字里山 辺字牛久保	5246 番 1、5246 番 2、5246 番 3、5247 番、5248 番、5249 番 1



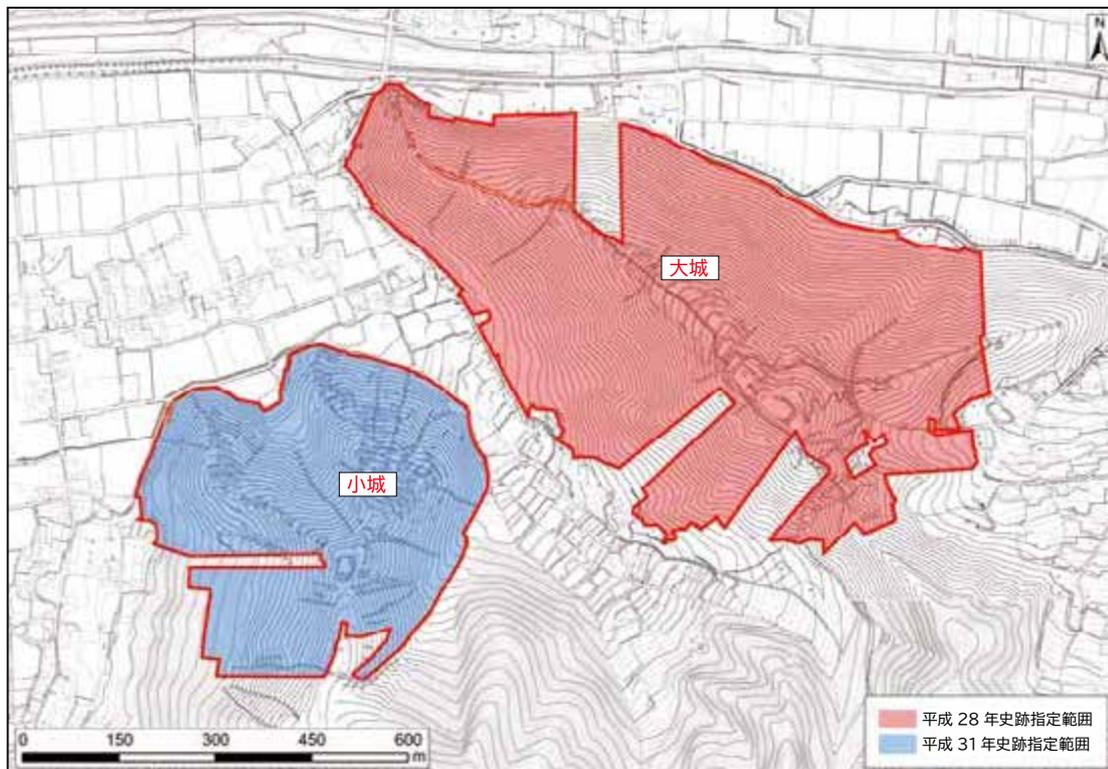
【図 22】井川城跡史跡指定範囲図



【図 23】大城史跡指定範囲図



【図 24】小城史跡指定範囲図



【図 25】林城跡史跡指定範囲図

3 指定理由

(1) 平成 29 年指定時

松本平の中央部から東部に位置する、室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の本拠となった城跡で、平地に築かれた井川城、山城である林城から成る。小笠原氏は、建武元年（1334年）に信濃守護に任命されたが、領国統治は安定せず、常に軍事的な緊張の中に置かれていた。文安3年（1446年）に勃発する小笠原一族内での家督相続争いは小笠原一族を三家に分裂させ、天文3年（1534年）に府中小笠原氏により再統一されたが、天文19年（1550年）には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。

こうした混乱の中、小笠原氏の居城は15世紀後半には平地の井川城から、防御性に優れた林城に移ったようであり、これは戦国期に全国的にみられる平地から山城へという領主の居城の変化の典型である。また、いずれの城跡もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。小笠原氏の動向を示すだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。

(2) 平成 31 年追加指定時

平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる、信濃守護小笠原氏の居城跡。室町から戦国時代にかけての信濃国の軍事的緊張関係及び信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要。今回、林城跡のうち小城について追加指定する。

4 指定説明

(1) 平成 29 年指定時

小笠原氏城跡は、松本平の中央部から東部に位置する室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の居城跡で、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡から成る。小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐國小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることから始まり、足利尊氏に従い建武政権の樹立に功績があった小笠原貞宗が、建武元年（1334年）に信濃守護に任命された。しかし、信濃国は室町幕府と鎌倉府の管轄の境界にあり、両者の対立にしばしば巻き込まれたことや、村上氏、高梨氏、諏訪氏など自立性の強い国人による反発にあい、守護職を何度か罷免されるなど、その支配は安定したものではなかった。

文安3年（1446年）には、小笠原一族の間で家督相続争いが起こり、府中、鈴岡、松尾の3家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文3年（1534年）に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放することにより終結するが、天文19年（1550年）には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。このときの小笠原氏の当主、長時は、三好長慶や上杉謙信の支援を得て信濃奪回を目指すが見事ならず、天正10年（1582年）の本能寺の変により起こった徳川、北条、上杉、真田らによる旧武田領をめぐる騒乱に乗じて、上杉景勝の支援を得た長時の弟、洞雪斎が木曾義昌から深志城（松本城）を奪還し、さらに徳川家康の支援を受け小笠原家旧臣の支

持を得た長時の三男、貞慶が深志城を奪った。貞慶の子秀政は、天正18年(1590年)小田原征伐で戦功をたて、家康の関東移封にともなって下総国古河に入り、関ヶ原の戦いの翌慶長6年(1601年)には加増されて信濃国飯田に移り、さらに同18年(1613年)には松本に帰還した。大坂の陣で秀政、忠脩父子は戦死し、秀政の次男忠真が元和3年(1617年)に加増されて播磨国明石に移封されるまでの5年間、小笠原氏は松本城に本拠を置くことになる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する室町時代の居城である。現在も南北100メートル、東西70メートルの範囲で周囲よりも一段高い不整長方形の高まりが認められ、この場所が井川城跡と伝えられてきた。享保9年(1724年)成立の『信府統記』には、館の周囲を井の字のように流れが囲んでいたことから「井河ノ城」と称したとある。文献上の初出は文安3年(1446年)から55年間にわたって諏訪大社の記録を書き継いだ『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468年)の記事である。応仁元年(1467年)に小笠原政秀が信濃守小笠原宗清(清宗)を府中に攻めたときに、合戦の最中に切られた櫓を捨てた場所として「井河堀」がみえる。

平成25・26年(2013、2014年)に松本市教育委員会が行った発掘調査では、不整長方形の高まりは、複数の河川が合流する低湿地に大規模な盛土を行って造成されたものであることが分かり、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを検出している。土塁は高まりの周囲を全周する可能性が高く、出入り口は東側で1か所確認している。堀は頭無川に流れ込む旧河川を付け替えたもので、その様子は明治に描かれた『小島村絵図』などからも知られる。

また、堀の埋土からは多量のサイカチの花粉やサイカチ近似種の立株を検出しており、堀に沿ってサイカチが植栽されていたことが分かった。サイカチは幹や枝に鋭い棘を持つことから、^{ぼうぎょ}防禦性を高めるために植栽されたと考えられる。出土遺物には、12世紀から16世紀初頭の土師器や国産陶器、輸入陶磁器があり、15世紀前半前後のものが最も多く、15世紀末以後のもの出土量は極めて少ない。青磁花瓶や青花碗等の威信財が含まれ、また京都系土師皿の出土が目立つ。

これらのことから、井川城跡は15世紀前半に築造され、15世紀末に廃絶した一町規模の方形館であり、位置、規模、構造などから、『信府統記』にみえる「井河ノ城」である可能性が高い。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、松本盆地の東部を形成する薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。狭小な大嵩崎谷を挟んで北東尾根上に林大城跡、南西尾根上に林小城跡が所在する。明治11年(1878年)の「入山辺村書き上げ」には、小笠原氏が3家に分裂した直後の長禄3年(1459年)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとある。また、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文14年(1545年)、松本平に侵攻した武田勢により、「林近所」「小笠原の館」が放火され、天文19年(1550年)には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が自落したとある。

林大城跡は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、標高846メートルの尾根頂部の主郭から、尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、

その間に豎堀と一体化した堀切や土塁を配している。城の保存状況は良好であり、主郭の側面から背面にかけては、鉢巻状の平石積の石垣を巡らせている。

発掘調査は松本市教育委員会が昭和 63 年度(1988 年度)に副郭で、平成 14 年度(2002 年度)に大嵩崎谷に所在する林山腰遺跡で行っている。副郭では時期不明の掘立柱建物等を検出している。林山腰遺跡では、戦国期に造成されたと考えられる複数の平坦面を確認し、15 世紀末から 16 世紀初頭の瀬戸産陶器の一括資料を伴う大小複数の礎石建物や土坑を検出している。林山腰遺跡の成立時期が井川城の廃絶時期にほぼ合致することから、井川城から林城への居城の移動が想定されている。

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城であり、平地に築かれた井川城から山城である林城への移動は、戦国期に全国的にみられる平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。また、いずれの城もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。さらに、これらの城は、小笠原氏の分裂から信濃退去までの間の軍事的緊張関係をよく示しているだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成 29 年(2017)2 月号(641 号)から引用)

(2) 平成 31 年追加指定時

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城である。松本平の中央部から東部にかけて、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる。

小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐国小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることに始まり、建武元年(1334 年)に小笠原貞宗が信濃守護に任命された。文安 3 年(1446 年)には家督相続争いにより、府中、鈴岡、松尾の三家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文 3 年(1534 年)に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放し終結するが、天文 19 年(1550 年)には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われることとなる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する 15 世紀前半から 15 世紀末にかけての居城である。文献上の初出は『諏訪御符礼之古書』の応仁 2 年(1468 年)の記事で、小笠原宗清(清宗)の名とともに「井河堀」の記載がある。松本市教育委員会の発掘調査により、周囲に流路を兼ねた堀を巡らせた南北 100 メートル、東西 79 メートルの不整長方形の大規模な盛土と、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを確認しており、土塁を巡らせた単郭の方形居館とみられる。

林城跡は、井川城跡の東方 4 キロメートルに位置し、薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。小笠原氏の居館である「林館」の存在が想定される大嵩崎谷を挟んで、北東尾根上が林大城、南西尾根上が林小城と呼称される。現在、林大城の範囲のみが史跡に指定されている。明治 11 年(1878 年)の「入山辺村書き上げ」には長禄 3 年(1459 年)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城

に移ったとあり、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文19年（1550年）には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が「自落」したとある。これらから林城は15世紀後半に小笠原清宗により築城され、井川から館を移したが、16世紀中葉の武田氏侵攻に際して兵たちが戦わずに逃亡し、落城したとみられる。

林大城は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、尾根頂部の主郭から尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に縦堀と一体化した堀切や土塁を配する。主郭の側面から背面にかけては、鉢巻状の平石積みの石積が巡る。

今回追加指定しようとするのは、大嵩崎谷を挟んで林大城と一体的に林城跡を構成する林小城の範囲である。早くは昭和11年（1936年）刊行の『長野県町村誌』に林小城見取図として報告され、昭和56年度には長野県の中世城館跡分布調査に伴い調査されたが、本格的な調査は平成2から7年度（1990～1995年度）にかけての松本市史編纂に伴う縄張り調査である。その後平成28・29年度（2016・2017年度）には松本市教育委員会により発掘調査、石積測量調査、石材調査、縄張り調査が行われ、城郭の詳細な構造が把握された。

林小城は延長525メートル、最大幅510メートルの城域を有し、標高774メートルの尾根中腹に隅丸方形で石積や高土塁をもつ主郭を構える。主郭両側面の斜面には畝状縦堀を、主郭に至る尾根上には堀切や不整形の削平地を多数設ける。尾根筋は大規模な堀切により分断しており、途中で合流しつつ山麓まで達する長大な縦堀を配する。主郭とその周辺の平地には鉢巻状の石積が、隅角部を造らず隅丸方形に巡る。石積は山塊で産出する花崗岩や安山岩系統の岩石を用いて荒割りしたものを布積みしており、垂直に安定して積み上げるため背面に控積みを行い互いの用材を噛み合わせる工夫がなされる。主郭には新旧二段階の変遷が想定されるが、生活遺物の出土はほとんどみられず、山上における長期の居住は想定しがたいことが発掘調査により明らかになっている。

このように小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから武田晴信の信濃侵攻により信濃を追われるまでの小笠原氏の居城である。井川城から林城（大城・小城）への移動は、戦国期の平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。林小城は居館が想定される大嵩崎谷を挟んで林大城と一体として機能したもので、井川城、林城と合わせて室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に示す重要な事例である。よって、林城跡（小城）について追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成31年（2019）2月号（665号）から引用）

5 土地所有の状況

史跡小笠原氏城跡の土地所有状況は、表9のとおりです。井川城跡の市所有地のうち4,950.78平方メートルは、史跡指定後に公有化したものです。

(1) 井川城跡

井川城跡は、指定範囲の一部に個人所有地を含んでおり、農地又は休耕地となって

います。指定範囲は、発掘調査による遺構が確認された範囲と遺構の残存が推測される範囲の一部にとどまっています。

(2) 大城

大城は、里道を除く指定範囲の大半が個人所有地（一部神社所有地）となっています。未指定地の一部には、所有者不明地（未番地）も含まれています。

(3) 小城

小城は、指定範囲の全てが個人所有地です。

【表9】土地所有状況一覧（令和6年（2024年）1月1日現在）

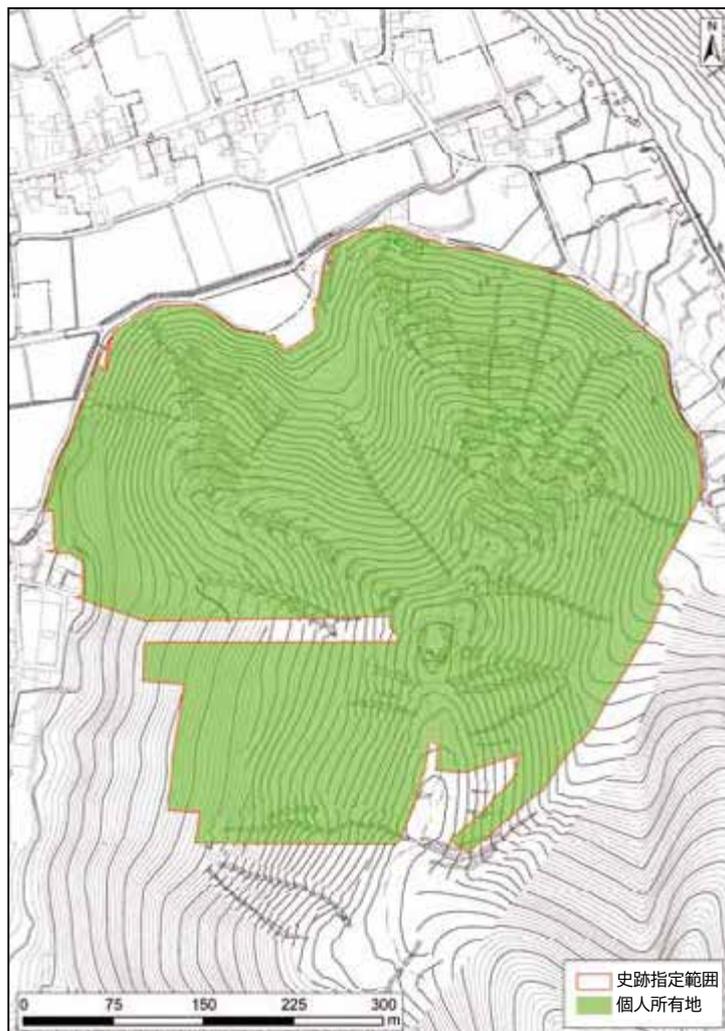
所有区分	井川城跡	大城	小城	合計
市所有地	5,092.92 m ²	2,270.54 m ²	—	7,363.46 m ²
個人所有地	2,877.36 m ²	336,481.00 m ²	147,930.00 m ²	487,288.36 m ²
神社所有地	—	14,876.00 m ²	—	14,876.00 m ²
合計	7,970.28 m ²	353,627.54 m ²	147,930.00 m ²	509,527.82 m ²



【図26】土地所有区分図（井川城跡）



【図 27】 土地所有区分図（大城）



【図 28】 土地所有区分図（小城）

第2節 井川城跡の概要

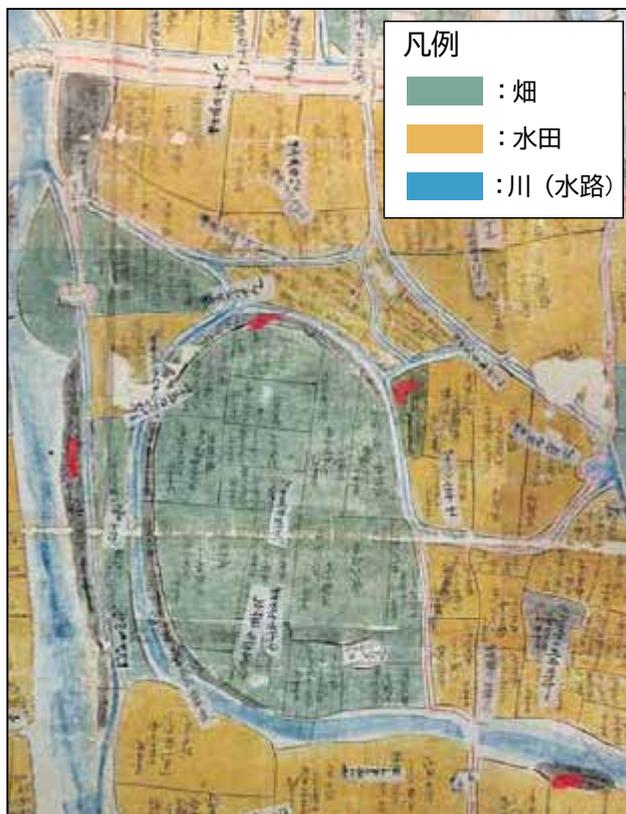
1 歴史

井川城跡は、現在の松本市の中心市街地の南側を流れる薄川と田川の合流地点の南側に位置し、小河川が集まる低湿地に立地しています。中世の街道の様子はよく分かっていませんが、近世に北国協往還（善光寺道）となる東山道が、井川城の東側を通っています。

井川城の築城時期は明らかではありませんが、小笠原貞宗が暦応3年（1340年）に守護として府中の御家人を統率している様子がうかがえることから、この頃に府中周辺を支配する拠点があったことが推測されます。このことから、貞宗が井川に館を構え始めたのも14世紀前半と推定されています。

文献史料での初出は、応仁元年（1467年）に鈴岡小笠原氏の政秀が府中に乱入した時の史料に、「井河堀」という記述があり、これが井川城を示していると考えられます。

小笠原氏は、拠点を井川から林へ移しますが、その時期については小笠原氏の系図や伝承から15世紀中頃とされています。井川城のその後の利用について詳細は不明ですが、『信府統記』の「松本領古城記」には、「井河ノ城」として、地形が少し高く、東に虎口（出入口）の跡が1か所、城内は畑になり、四方は沼地となっていたことが書かれています。また、明治時代の様子を記した『小島村絵図』にも、城内は畑となり周囲を川と水田に囲まれている様子を見ることができることから、江戸時代から明治時代に至るまで耕作地としての利用をうかがうことができます。



【図 29】小島村絵図



現在の井川城跡

2 調査成果

(1) 調査経過

井川城跡では、3次にわたり発掘調査を行いました。

第1・2次の発掘調査では、信濃守護小笠原氏の居館跡と伝わる遺跡の実態把握と将来的な保護を目的とした確認調査を実施し、出土遺物や土壌を対象に花粉分析等の自然科学分析を行いました。第3次調査では、先述した松本市中条保育園移転改築事業に伴い、破壊を余儀なくされる防火水槽設置部分の緊急発掘調査を実施しました。

(2) 調査成果

第1・2次の発掘調査により、南北100メートル・東西70メートルの長方形の土壇状盛土遺構が検出され、周囲は頭無川やその旧河道と見られる低湿地や堀状遺構によって囲まれていることが判明しました。

また、盛土による造成面には複数の遺構面があり、掘立柱建物跡・礎石建物跡等、多数の遺構の存在が確認され、外周を土塁が巡っていたことも分かりました。

造成時期は、伴出する瀬戸産陶器の年代から14世紀後半まで遡る可能性がありますが、そのピークは15世紀前半～中葉と見られ、15世紀末には終焉^{えん}を迎えています。これにより、後述する林山腰遺跡の出土遺構及び遺物の状況から、小笠原氏の井川城から林城への本拠の移動という歴史的事象を、考古学的に確かめることができ、その画期が15世紀末であることが分かりました。

井川城跡の遺物は、焼物全体に占める土師質土器皿^{はじ}（かわらけ）の比重が非常に高く、特に白い緻密な胎土で儀礼用と考えられる京都志向のものも多く見られます。

伴出する貿易陶磁には威信財^{せいじたいけのこがたい}である青磁筍形瓶（長い頸の部分に筍のような節状の突起がある青磁の花入れ）を始め、青磁や白磁、染付（青花）の碗・皿類、香炉などがあり、瀬戸産の陶器類も豊富に見られます。焼物の他にも碁石^{こぎね}や小札（甲冑を構成する小さな板状の部品）等が出土しています。こうした状況から、1町規模に及ぶ土壇状盛土遺構は守護・国人に匹敵する武士勢力の方形居館跡である可能性が高く、文献や地名、伝承に残る小笠原氏の居館「井川館（城）」である可能性が高いことが分かりました。

また、土壌に含まれる花粉等の自然科学分析から、城跡を巡る環境の移り変わりが以下のように推定されています。

【井川城跡が居館として機能していた時期】

- ① 堀状遺構は緩やかな水流を伴う沼沢地で、周辺の水田からもたらされたと考えられる水生植物が繁茂し、ヨシも繁茂していた可能性がある。
- ② 堀状遺構の内側には鋭いとげを持つサイカチが植栽され、おそらく柵のように密植していた。
- ③ 井川城跡周辺には水田が広がっており、山地・丘陵にはアカマツ、コナラ、サワラを主要素とする森林があった。

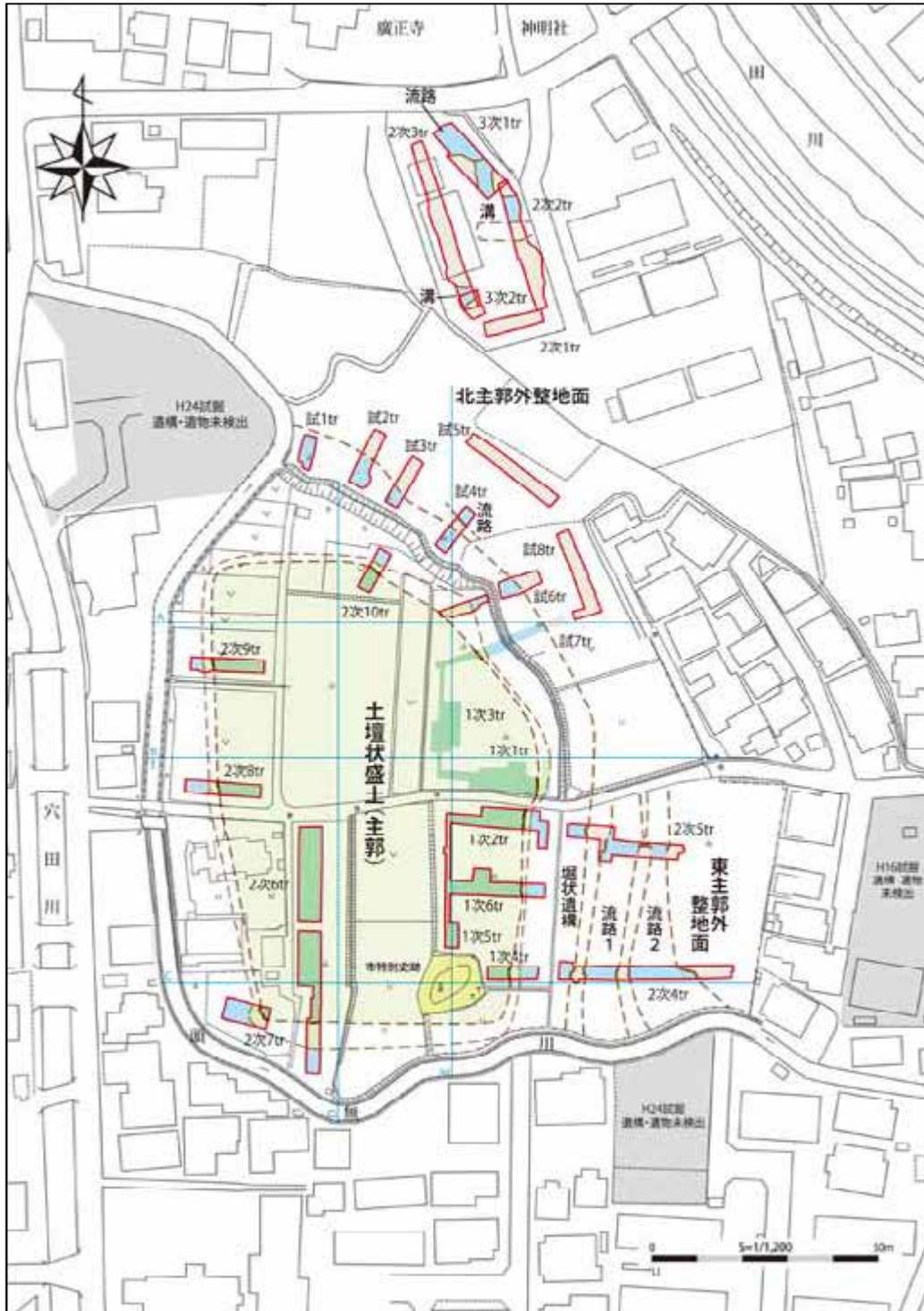
【居館廃絶以後】

- ① 堀状遺構は河川環境となり、上流からの粗粒碎屑物^{そりゅうさいせつぶつ}が堆積するようになった。
- ② サイカチは見られなくなり、水生植物も数が少なくなった。

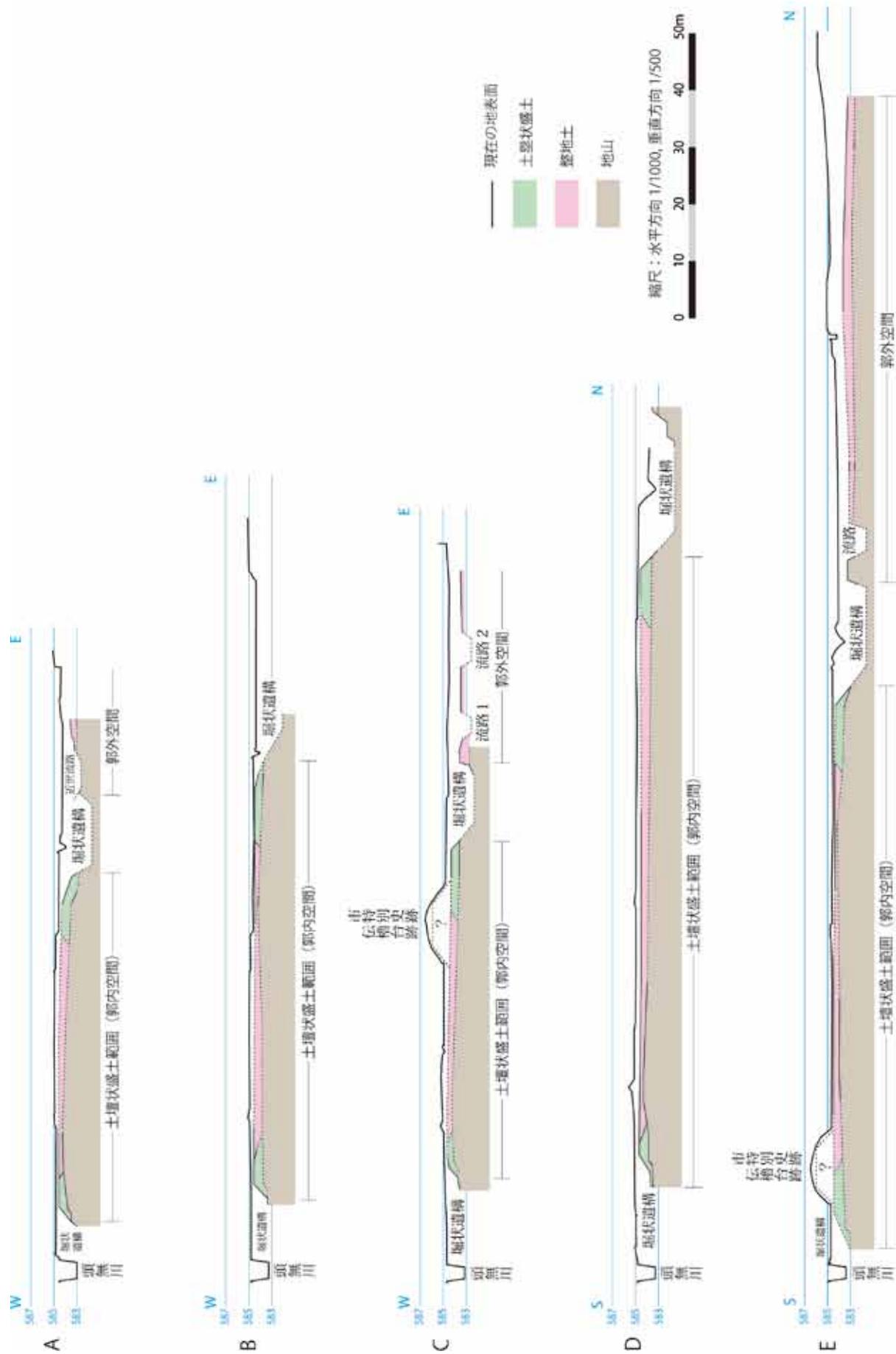
- ③ 周辺の山地・丘陵にはアカマツやコナラが更に拡大し、現代に見るような里山が形成された。

第3次調査では、造成面上に計画的に配された溝や、自然流路が確認され、居館跡を囲む堀状遺構の外側にも、広範囲にわたり造成が行われていたことが追認されました。

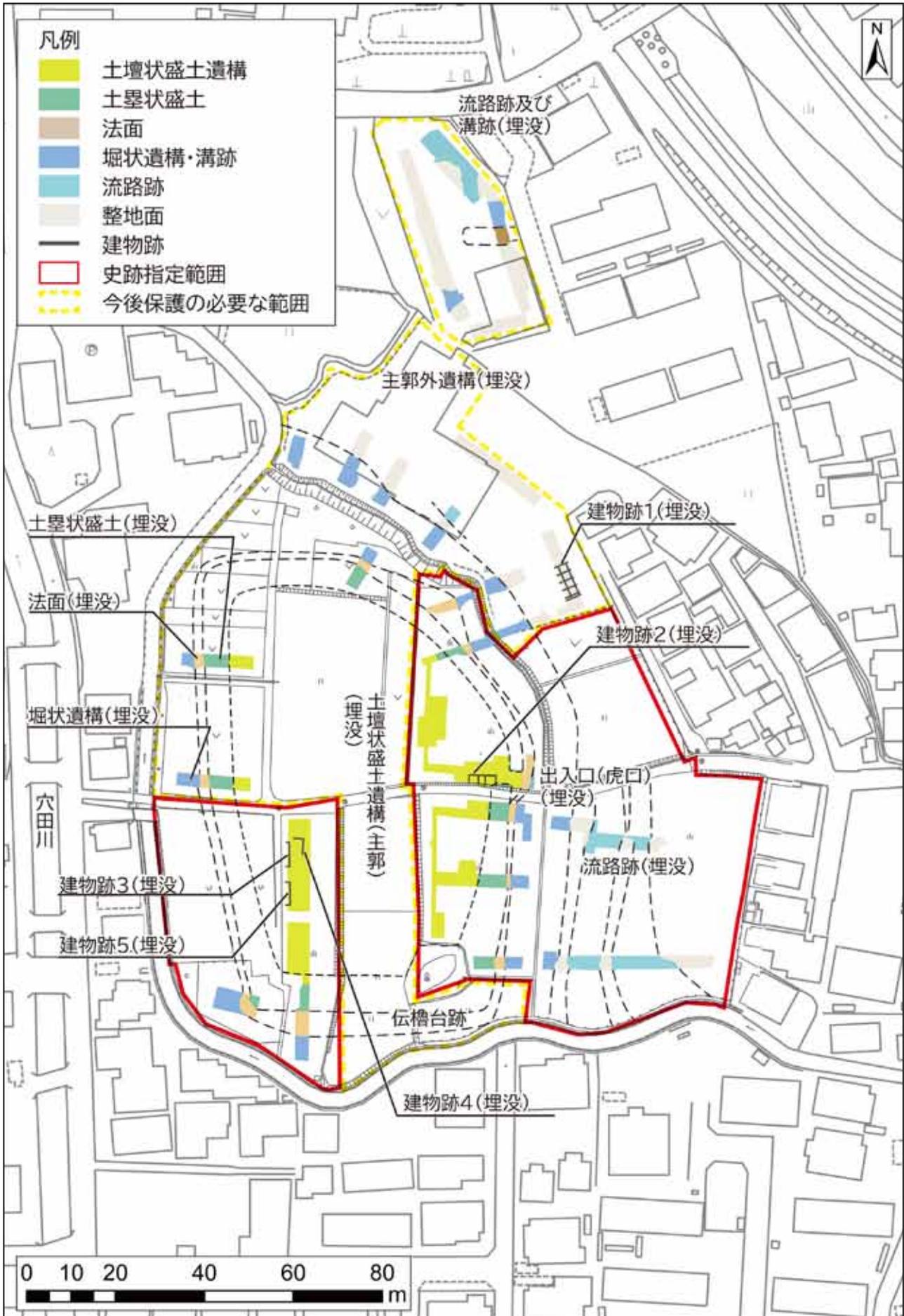
遺物は、青磁、白磁、内耳鍋などが出土したほか、溝からは、水に関わる祭祀に用いられたと推定される笹塔婆、漆椀、鹿角などが出土しました。



【図30】井川城跡 発掘調査範囲図



【図31】井川城跡 遺構断面図



【図32】井川城跡 遺構現況図



【図 33】井川城跡 遺構復元図

3 構造

(1) 伝檜台跡

『信府統記』に「土手形・矢倉台ノ跡ト見ユル所、塚ノ如クナリテアリ」と記された塚状の盛土で、唯一地表に露出した遺構です。現状で高さ1.8メートルです。発掘調査が行われていないため、詳細は分かっていませんが、周囲の発掘調査で確認された土塁状盛土の状況から、居館の南西隅に当たる部分と考えられ、隣接して調査を行ったトレンチの状況から、土塁状盛土と接続する可能性が高いと考えられます（図34）。

(2) 土壇状盛土遺構（主郭）

試掘調査～第2次発掘調査で検出された人為的な造成遺構で、規模は南北100メートル・東西70メートル、面積6,110平方メートルです。平面形は方形を基調としていますが、北東側が斜辺となる不整長方形と見られ、その長軸線はほぼ正確に南北を指しています。盛土による造成面には、複数の遺構面が確認されました。

発掘調査成果から、主郭の周囲からの高さ（主郭遺構面と対岸の郭外遺構面との比高 図35のb）は、主郭北側で1.9メートル、南東隅付近で0.6メートルです。

(3) 土塁状盛土と土塁

主郭を構成する土壇状盛土の外周には、土塁状の盛土が巡らされています。最初に造成範囲の輪郭を決めるために土塁状盛土が設けられ、その内部に盛土を施し、土壇状盛土（主郭）を構築しています。土塁は、土塁状盛土を骨格として、更に盛土を行って構築していると考えられます。

これまでの発掘調査地点では、基部付近まで土塁が削平されていたため、土塁の裾が溝や集石で区画されていたり、造成土が土塁の裾の上に盛られている状況が確認されている箇所以外は、土塁と土塁状盛土の区別がつきません。

発掘調査で確認された土塁状盛土の基底幅は、主郭の東辺や西辺では7～9.5メートルですが、南辺では15メートルに達する箇所もあります。土塁外側の法面の傾斜は、20～30°を標準に12～60°の間に分布しています。内側法面の傾斜は、発掘調査範囲では明確に確認することができていません。このため、土塁の高さを推定することが困難ですが、調査区内の最大残存高さは64センチ（2次6トレンチ）です。

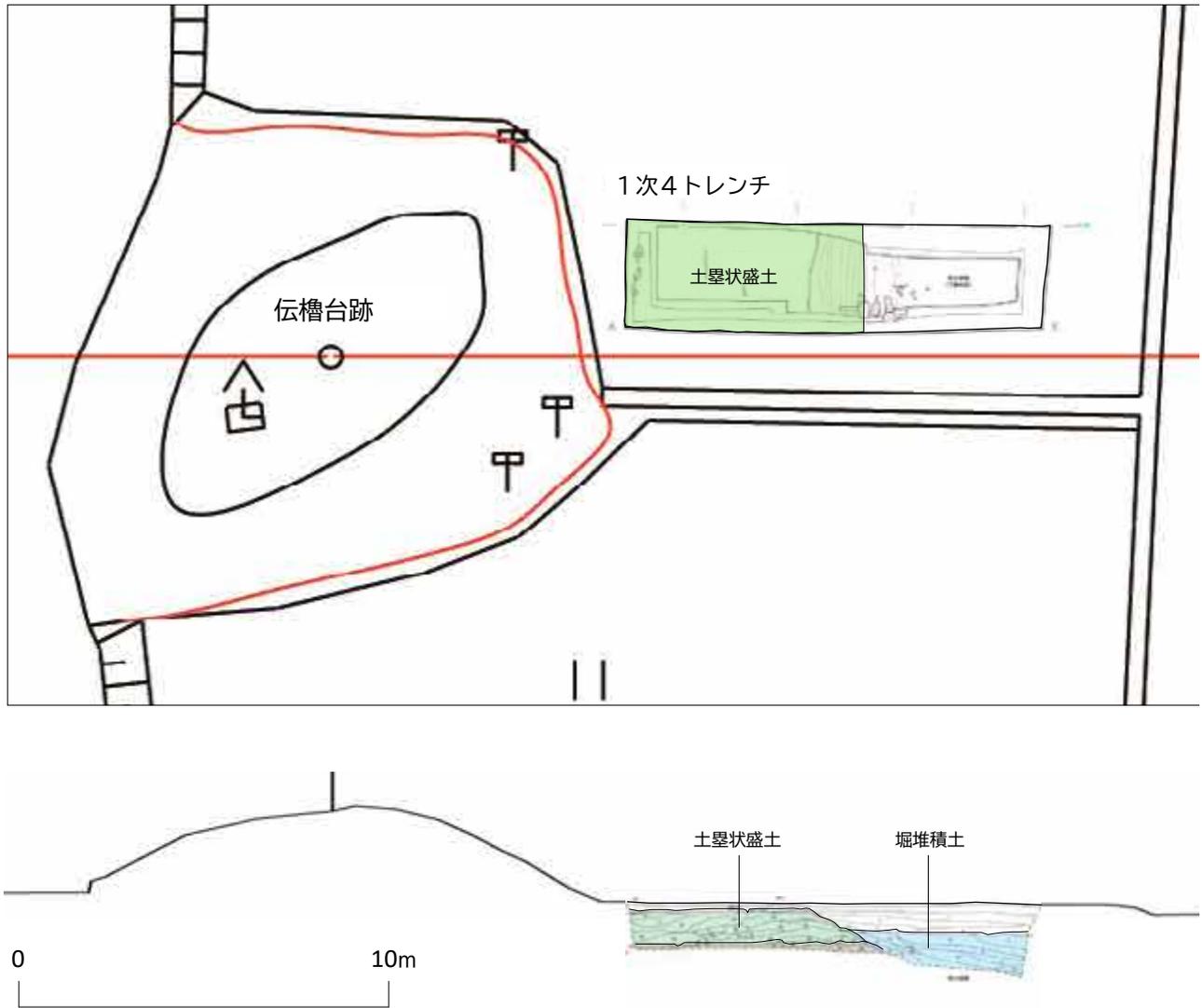
(4) 出入口

主郭の東辺には、1か所屈曲した箇所があり、この箇所は土塁が途切れて開いています。こうした構造上の特徴と、『信府統記』の「東ノ方ニ虎口ノ跡一所アリ」という記載から、この箇所が居館の出入口（虎口）であると想定されています。

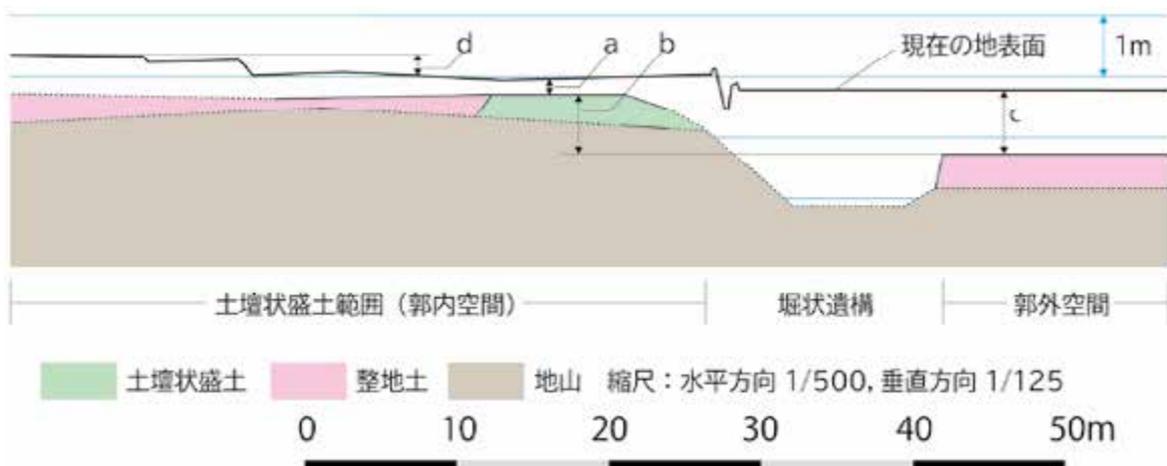
この箇所の土塁の内側では、柱穴や礎石が確認されているため、門跡の可能性もあります。現在、遺構の中央を走る里道及び私道、下水道のため調査が全体に及ばず、出入口の構造はよく分かっていません。

(5) 堀状遺構

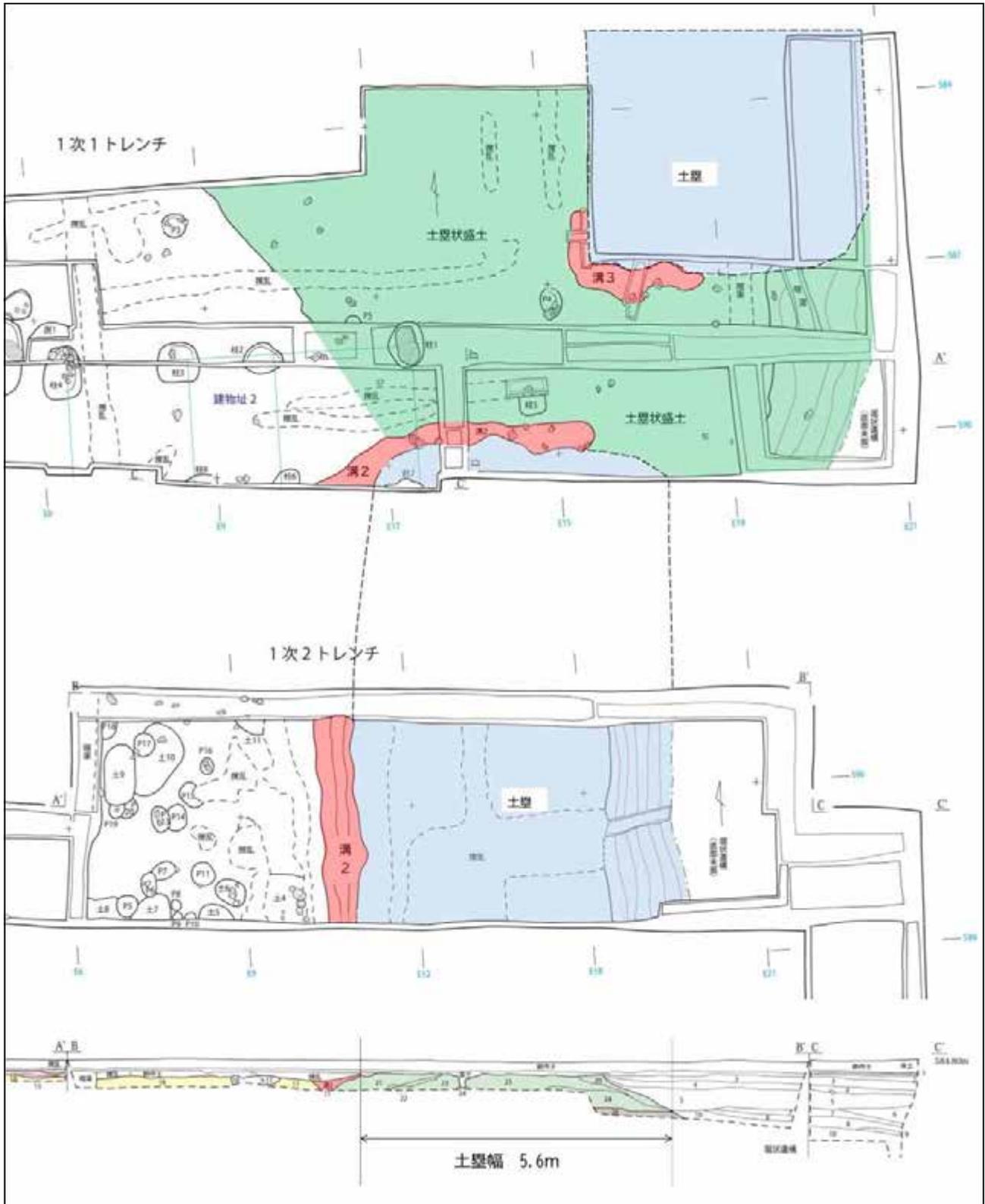
主郭の外周には堀状遺構が巡らされ、土塁状盛土とともに外周区画施設となっています。発掘調査により堀状遺構の幅が明らかになっているのは、主郭の西側2か所、北側4か所で、北側で16メートル（2次10トレンチー試掘4トレンチ間）、東側で



【図 34】伝檜台跡と土壇状盛土



【図 35】井川城跡 遺構断面模式図



【図 36】井川城跡 東側虎口の遺構図

13メートル（1次2トレンチー2次5トレンチ間）、12メートル（1次4トレンチー2次4トレンチ間）です。堀り込みは試掘2トレンチでは、外側が2段に掘り込まれた箱状を呈し、郭外の中世遺構面からの深さは1段目が1.3メートル、2段目が2メートルです。

主郭の西辺からは、サイカチ属の立木が出土し、東辺の堀内の堆積土からはその花粉が大量に検出されました。サイカチの花粉は風によって運ばれることがほとんどないため、防御を目的に土塁上や堀に沿って高密度に植栽されていたと考えられます。

(6) 流路跡

堀状遺構の東側には、堀状遺構に並走するように2本の流路が確認されています。西側の流路は、幅4.2～6.2メートル、東側の流路は幅3.7～10.2メートルです。東側の流路は南側で幅が広がっていることから、頭無川から水を取り入れていた可能性があります。この2本の流路の北側は、発掘調査が行われていないため、どのように延長しているか詳細は分かっていません。

また、主郭の南辺から西辺を流れる頭無川は、居館跡を囲むように人為的に河道を付け替えた可能性があります。

(7) 建物跡

調査範囲内で明確に確認された建物跡は5棟で、そのうちの4棟が主郭内にあります。礎石を伴う建物跡も複数見られ、武家の居館にふさわしい大型の建物があったことが分かりました。

(8) 主郭外遺構

堀状遺構の北側から東側にかけての主郭外にも、盛土による整地が確認されています。北東側の主郭外空間からは礎石建物跡が検出されており、青磁盤、硯などの遺物が出土しています。一方南東側については、前述の3本の堀状遺構以外に建物などの遺構は確認されていません。

4 井川城跡の現状

(1) 史跡指定地及び周辺

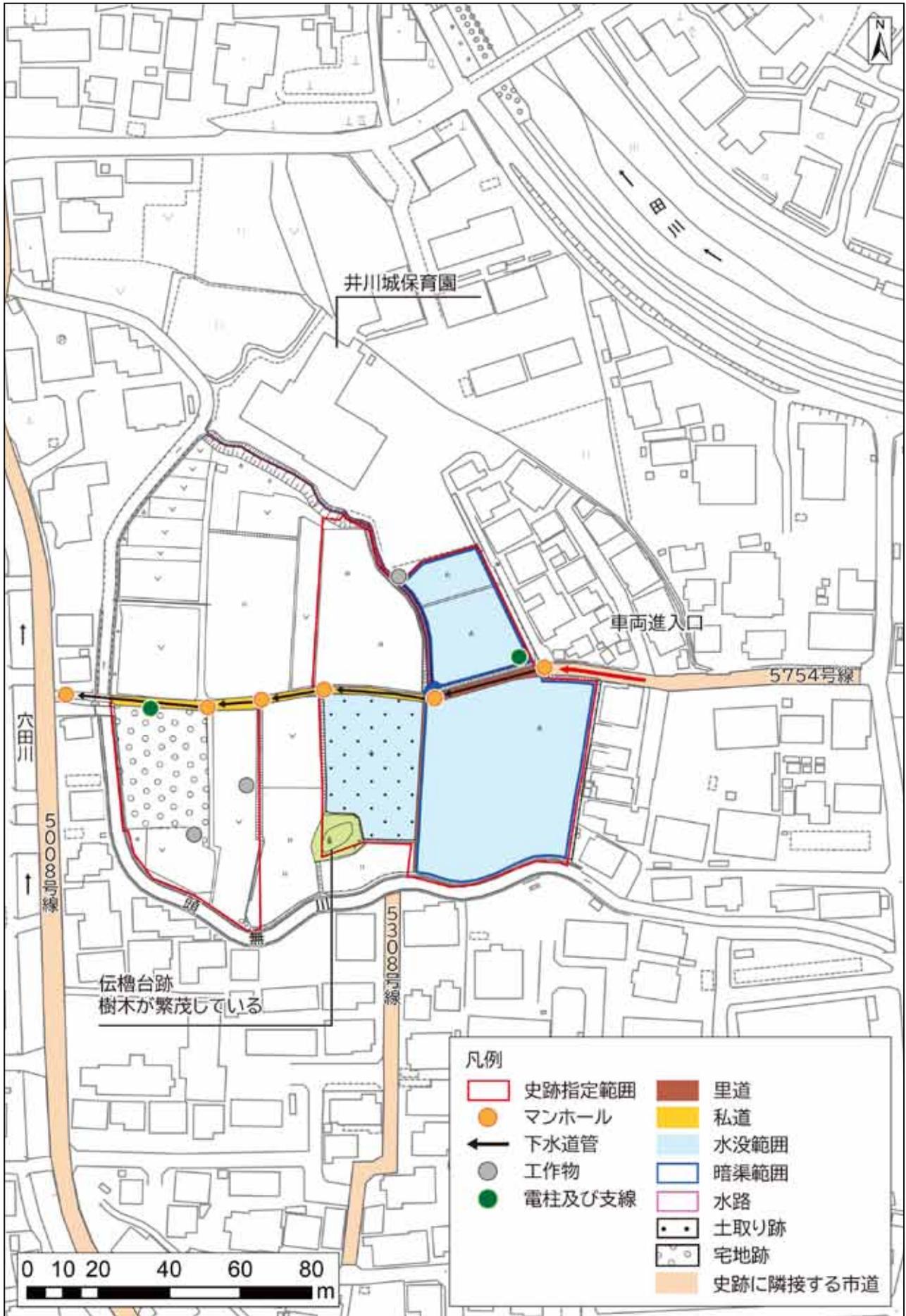
井川城跡は、昭和42年（1967年）に松本市指定史跡に指定（昭和51年（1976年）に松本市文化財保護条例の改正により松本市特別史跡に指定）されて以後、説明板の設置を除き史跡整備は行われていません。

史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡の範囲の一部に留まっています。史跡指定地は、現在、耕作地、休耕地、更地（旧宅地）となっており、公有地を中心に、松本市が業務委託による除草管理、樹木枯れ枝の枝打ち等の管理を行っています。

指定地東側には土取りを行った痕跡や、排水のための水路及び暗渠あんきょがあります。

指定地の東側は、休耕地となっており、地下水位が高く、降雨後に水没することから立入りができなくなる時があります。

史跡周辺は住宅地であり、北側には井川城保育園が隣接し、それ以外はアパートや民家等に面しています。西側と南側の住宅地との間には、頭無川が流れています。



【図 37】 井川城跡 保存及び活用の現状図

その他は、耕作地として使用され、土地所有者等により耕作、管理されています。

史跡の中央を里道及び私道が通過し、その地下に公共下水道が埋設されています。公有地内には、使用されていない電柱等が残されており、史跡の景観や、今後の整備の支障となるおそれがあります。

(2) 保存の現状

遺構は、伝檜台を除き地下遺構として保存されています。これまでの発掘調査は限定的であるため、遺構の全容は把握できていません。露出遺構である伝檜台には、高木を含む樹木が生育し、周囲への枝の落下や、根による遺構の毀損が懸念されます。

隣接する井川城保育園の地下には、発掘調査により遺構があることが確認され、盛土と特殊工法の採用によって、保存が図られています。

(3) 活用の現状

ア 便益施設、サイン類

井川城跡はこれまで史跡整備が行われていないため、トイレ、東屋、駐車場等の施設は設置されていません。史跡は、幹線道路からの誘導サインがなく、場所が分かりにくいほか、現地での遺構表示等のサイン類が不足しており、見学路の設定もされていないため、史跡内での現在位置も把握しづらい状態です。

遺構が地下に埋没し、館跡を構成する遺構を見ることができず、説明板も不足しているため、居館の姿や構造を想像することもできないことから、史跡の本質的な価値を理解するのは難しい状況です。

イ 見学路、動線、アクセス

東西に分かれている指定範囲の行き来は、私有地を通過するか、北側に迂回する必要があります。史跡内の公有地と私有地との境界や、未指定地との境界が示されておらず、注意喚起等も行っていないため、見学者が私有地や未指定地に立入っている様子が見られます。

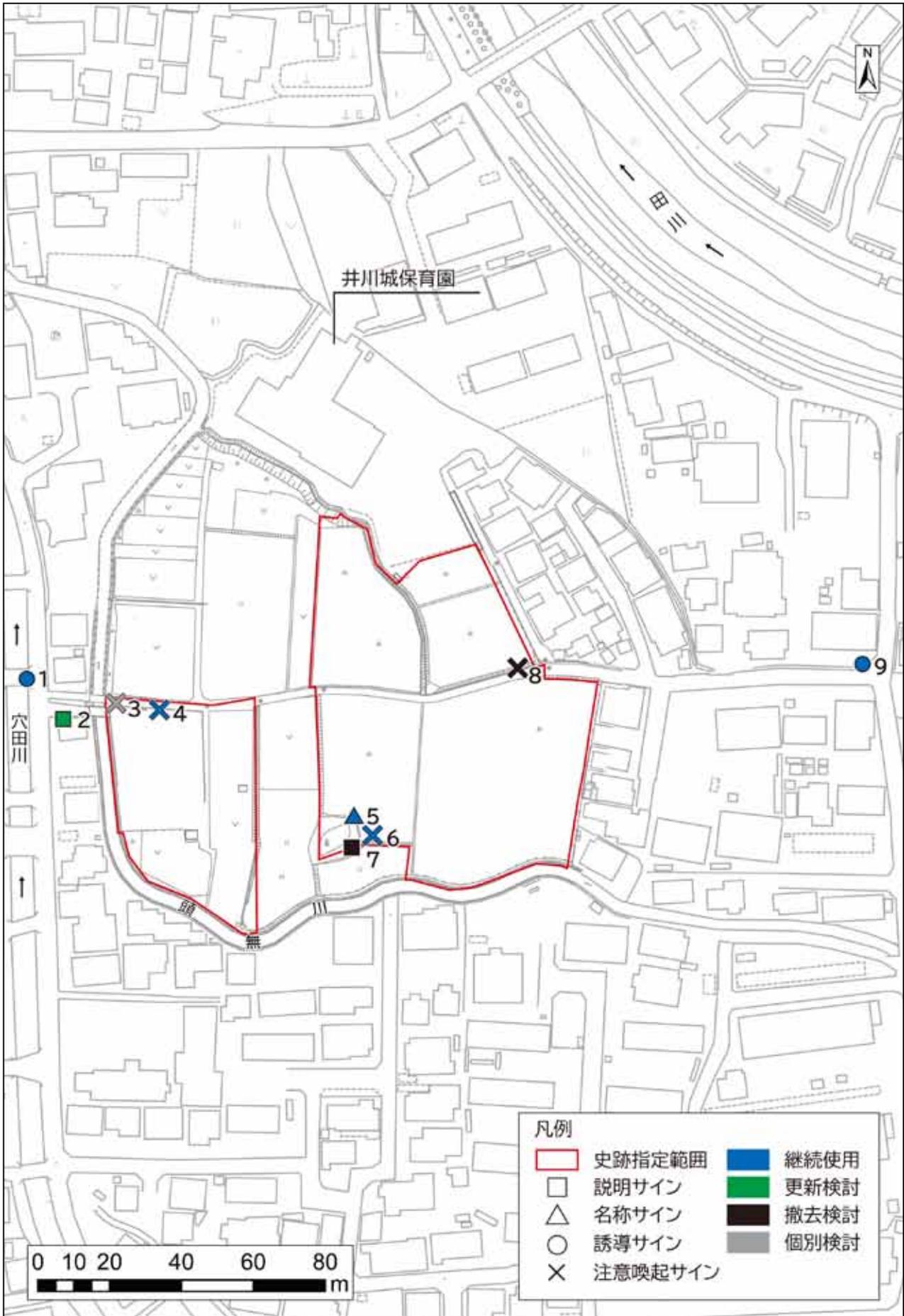
史跡内は、里道及び私道が通っており、東西の市道から入ることができます。史跡内は、見学者のほかに、通勤通学や散歩等で通行する人が見られます。車両も同様に進入が可能であり、東側からは、耕作関係の車両が入るほか、史跡見学者の車両の進入が見られます。

史跡内の里道及び私道は道幅が狭いため、車両が駐車や転回する際に私有地や道路外への立入りが確認されます。管理用車両は、東西方向から史跡内へ入っています。西側からは、かつて個人住宅への出入りに利用された鉄筋コンクリート造の橋を渡る必要がありますが、橋の点検等メンテナンスは行っていません。

史跡周辺の道路は道幅が狭く、交通量も多いため、見学者が車両や徒歩で通行する際の注意喚起が必要です。

ウ 降雨時の水没

指定地東側の休耕地は、水はけが悪く、降雨後に広範囲が長期間にわたって水没し、立入りが困難となることがあります。地下水位が高いことと、図 97 (142 ページ) のように、現地表面が敷地の中央付近に向かって緩やかに傾斜しているため、既存排水路への排水が不十分であることが原因と考えられます。



【図 38】 井川城跡 既存サイン類位置図

方針	種類 (設置者)	内容
継続使用	注意喚起 サイン (松本市)	  4 犬のフン持ち帰り 6 犬のフン持ち帰り
更新検討	説明 サイン (松本市)	 2 史跡概要
撤去検討	説明 サイン (松本市)	 7 史跡概要
	注意喚起 サイン (地元)	 8 車両通り抜け禁止
個別検討	名称 サイン (不明)	 5 史跡名表示 方針：撤去検討
	誘導 サイン (不明)	  1 史跡誘導矢印 9 史跡誘導矢印 方針：更新
	注意喚起 サイン (不明)	 3 車両通行禁止 方針：継続使用

【図 39】 井川城跡 既存サイン類一覧

第3節 林城跡の概要



林城跡遠景（左：大城、右：小城）

1 歴史

林城跡は、薄川が開析した谷の出口に当たる薄川扇状地の扇頂付近の左岸に位置しています。この谷には、林城のほか、山家城、桐原城などの山城があり、武石道と呼ばれる武石峠を経て上田・小県方面に抜けるルートと、扉峠を経て諏訪方面に抜けるルートが通る交通の要衝です。林城は、このルートの入口を押さえる場所にあるとも言えます。

林城・林館の築城年は明らかになっておらず、小笠原氏の系図である『笠系大成』、小笠原貞慶の家臣である溝口貞泰による『溝口家記』を増補校訂した『増補溝口家記』とともに、小笠原清宗までは井川城で生まれていますが、清宗の嫡男長朝以降は長時まで（『増補溝口家記』では貞慶まで）林館で生まれたとしています。前述のとおり、清宗は応仁元年（1467年）に小笠原政秀の襲撃を受け、その翌年に亡くなっているため、林城・林館の築城は、15世紀中頃から後半の始めの間であることがうかがえます。

天文14年（1545年）には、武田晴信により林周辺及び小笠原館が放火されており、これが林館のことと推察され、天文19年（1550年）には深志・岡田・桐原・山家の4城とともに林城は自落しました。

その後晴信は、深志城を拠点とし、武田氏滅亡後の木曾氏、小笠原氏も深志城に入っていることから、林城が自落後どのように利用されたかは不明です。

また、小城も『信府統記』をさかのぼる記載は見られず、大城とどのような関係にあったのか文献史料からは分かりません。

2 調査成果

(1) 大城

ア 調査経過

大城ではこれまで3回発掘調査が行われました。1回目は、主郭（曲輪1）の土塁を対象とした調査ですが、記録がなく詳細は不明です。2回目及び3回目の調



掘立建物跡・土坑完掘状況



【図40】大城曲輪2 東屋建設に伴う記録調査平面図

査は、松本市教育委員会が行ったもので、昭和63年度（1988年度）に曲輪2における東屋建設に係る記録保存調査、平成15年度（2003年度）には、橋倉に伸びる尾根上における携帯電話アンテナ基地局設置（史跡範囲外）に係る試掘調査を実施しました。

山城の遺構の発掘調査は、曲輪2の調査のみであり、埋没遺構の状況は不明です。

また、発掘以外の調査としては、平成21年度（2009年度）に航空地形測量、平成22年度（2010年度）に詳細地形測量を実施し、平成26年度（2014年度）から翌27年度（2015年度）にかけて縄張調査と縄張図の作成を行ったほか、平成29年度（2017年度）に小城とともに石積の石材鑑定を実施しました。

イ 調査成果

昭和63年度（1988年度）に実施した曲輪2の調査では、かつて所在した古峯神社のものと見られる瓦を多量に含む腐植土の下約25センチメートルにおいて非常に固い黄褐色整地土面が認められ、掘立柱建物跡1基、ピット2基、土坑1基が検出されました。

掘立柱建物跡は曲輪2と軸方向をそろえ、西隅の柱穴が未確認ながら、2間（3.6メートル）四方の総柱建物だったと考えられます。遺物は土器の小片3点が見つっています。

アンテナ基地局設置（史跡範囲外）に伴う試掘調査では、遺構・遺物は得られて

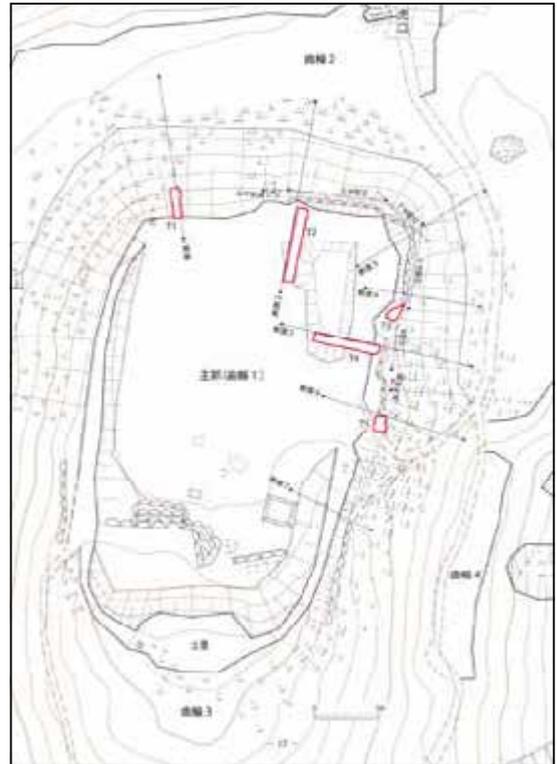
いません。

平成29年度（2017年度）に実施した石積の石材鑑定では、大城で使用されている石材は、小城と同じ内村層を貫入する花崗閃緑岩が主要石材であることが分かりました。また、堀切口付近に花崗閃緑岩及び花崗斑岩露頭が確認されており、この付近から石材の供給があった可能性をうかがうことができました。

(2) 小城

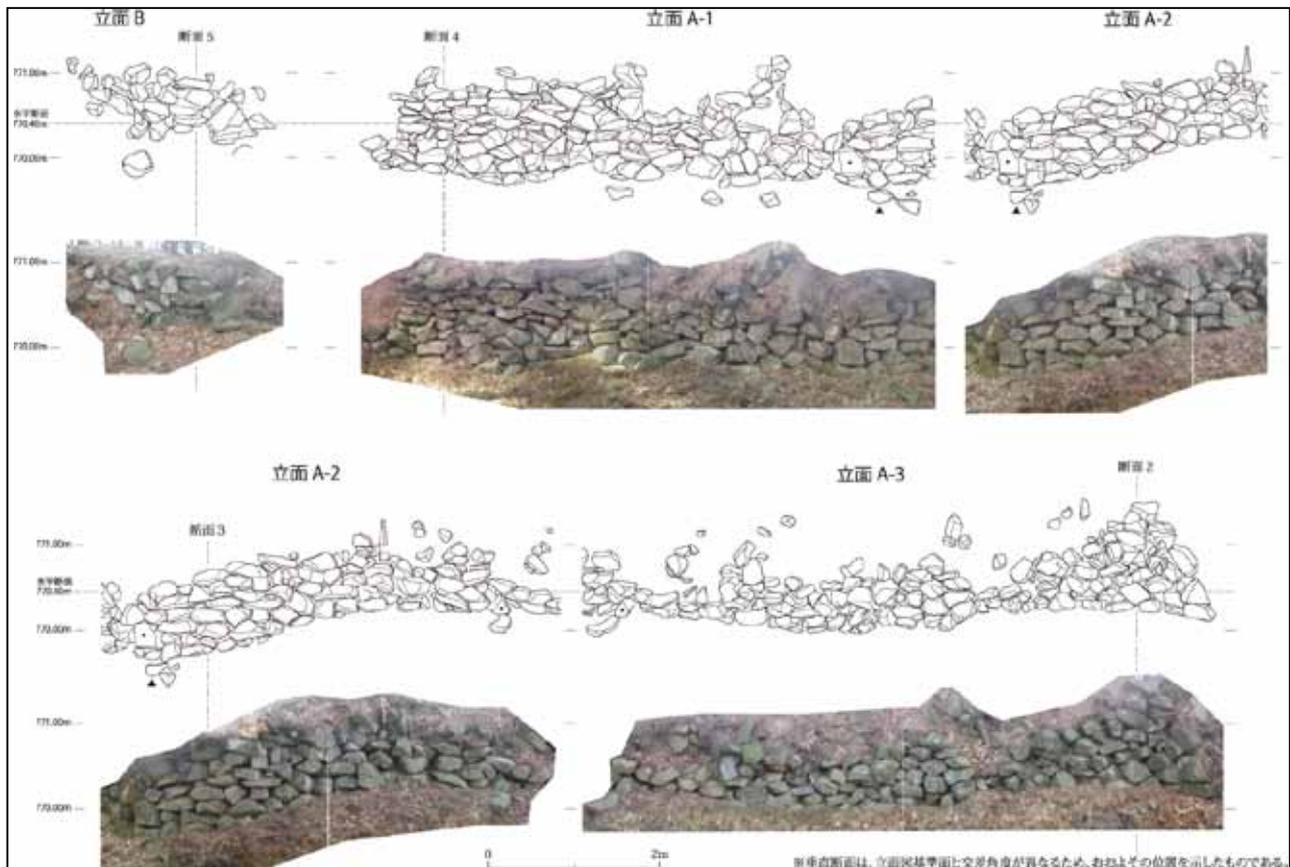
ア 調査経過

小城では、松本市が実施する小笠原氏城館群史跡整備事業の平成28年度、平成29年度（2016、2017年度）事業として、石積の背面構造及び主郭の構造確認のための試掘調査、主郭の北東部を中心とする延長21メートルの範囲について、三次



【図41】小城 試掘調査主郭トレンチ配置図

元計測による石積の立面図・横断面作成を実施しました。また、縄張調査と縄張図作成を行ったほか、平成29年度（2017年度）には大城とともに石積の石材鑑定を



【図42】小城 石積立面図・立面写真

実施しました。

イ 調査成果

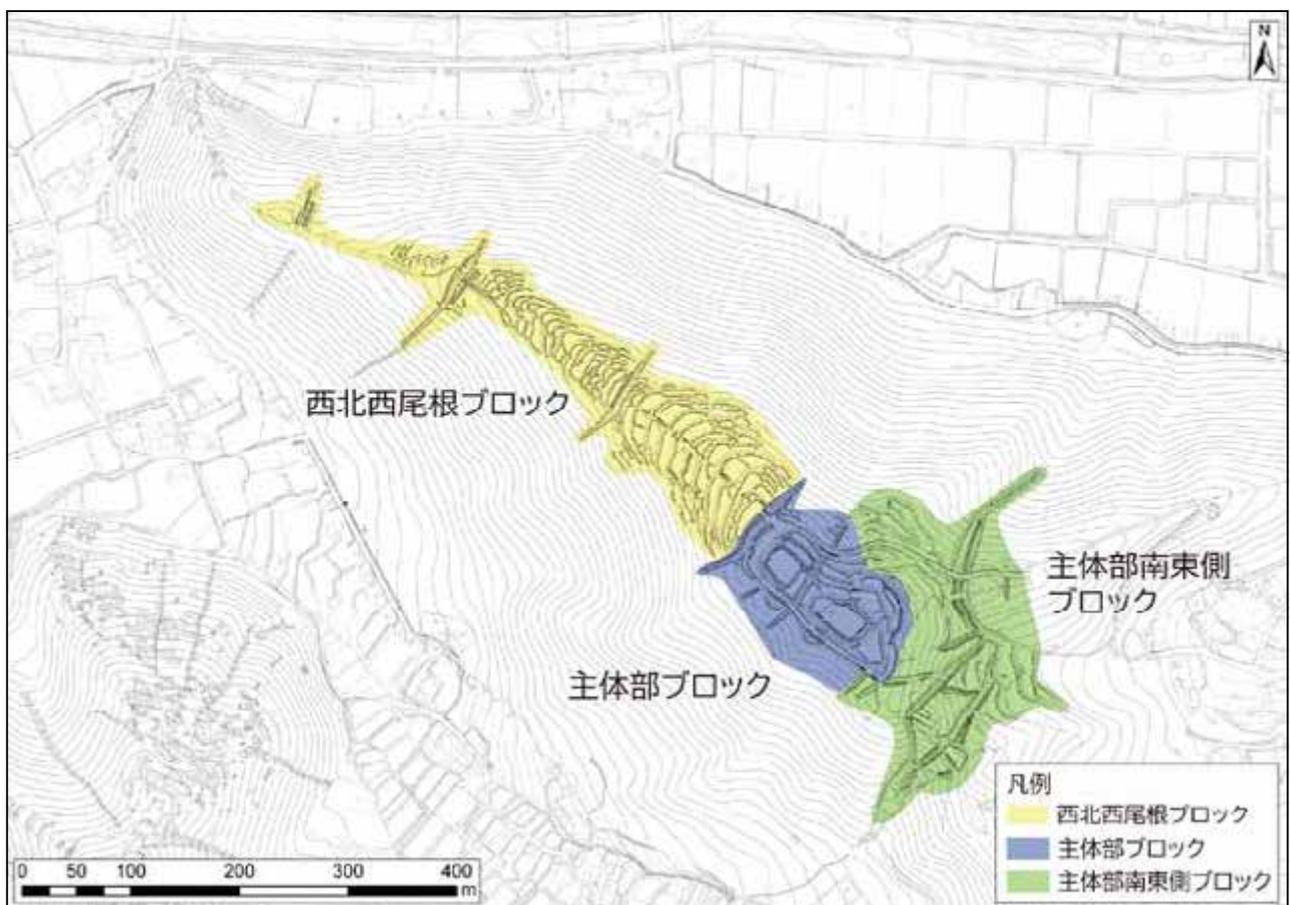
試掘調査では、土師質土器皿片と^{るっぼ}埴埴片の2点が出土しました。遺構は、土塁法尻に配されたと見られる石列とピットを確認しました。また、石積の背面は軟弱な盛土であったほか、曲輪の築造に段階がある可能性が見出されました。主郭内での限定的な調査であったため、その他埋没遺構についての詳細は不明です。

石積測量調査では、主郭を巡る鉢巻状の石積は、厚みのある平石を横目地を通しながら垂直に積み上げ、高さは1～1.3メートル程であることが分かりました。石材は、母岩の節理に沿って割れた転石か意図的に粗割りしたと見られる角礫を主体とし、一部には河床礫の使用も認められました。

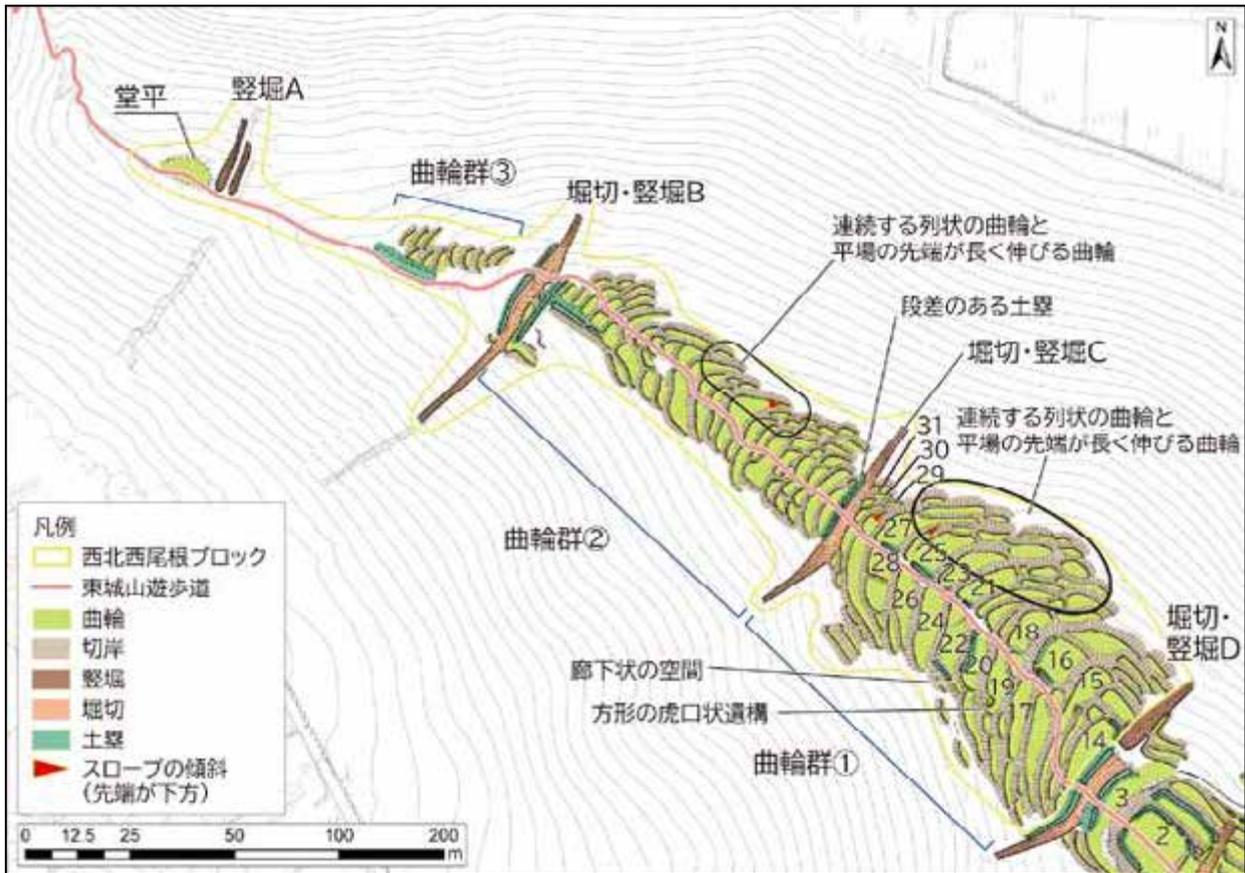
また、崩落防止のため、背面に^{ひかえづみ}控積が行われていることも判明し、一部では、石積を支えるために、単発的に根石を前にせり出したアゴ止め石状の土台石が確認されました。

石積の基底面は、場所により高さが異なり、縄張の基本設計に基づきながら地形や造成の都合によって現地合わせを行っていることが推察されました。

石積の石材鑑定では、小城の石積に用いた石材は、大城と同様に内村層を貫く火山由来の花崗閃緑岩を主体とすることが分かりました。その多くは山中で調達されたものと考えられますが、河床礫は意図的に山麓から運び上げられたものと見られます。



【図 43】大城 遺構区分図



【図 44】大城 西北西尾根ブロック遺構現況図

3 構造

(1) 大城

大城は、標高 844 メートルに主体部を構える山城です。城域は、約 1 キロメートル × 400 メートルに及び、金華橋側登り口との比高差は約 200 メートルあります。

主体部及び一部の曲輪には石積が見られ、尾根を分断する堀切のほか、主体部西北西に延びる尾根上には、無数の曲輪群が展開し、防御を固めています。

ア 西北西尾根ブロック

このブロックは、堀切・豎堀 D より下位の西北西尾根に展開する遺構群で、尾根沿いに築かれた切岸を伴う曲輪で構成されています。曲輪群は、堀切・豎堀 B、C を境に三分され、曲輪群①の方が曲輪群②よりも個々の曲輪の面積が大きく、切岸も高く勾配が急になっています。また曲輪群③は、不明瞭な小曲輪が堀切・豎堀 B 寄りに認められるほかは、ほとんど遺構が認められません。

堀切・豎堀 B、C は、尾根上の堀切と豎堀がつながり、一体となっています。豎堀は、斜面の傾斜が緩い南側が長く掘られており、斜面からの敵の侵入を遮断しています。また、堀切・豎堀 B、C は、土塁が併設されており、堀内の法面が高くなっているほか、堀切・豎堀 C に並走する土塁には、段差が見られます。

石積は曲輪 16 の南西側法面に確認されています。石積は安山岩を材料とし、上端部に鉢巻状に積み重ねられています。なお、石積が用いられた曲輪 16 は、方形に造られており、他の西北西尾根ブロックの曲輪（三日月状）と形状が異なります。

曲輪 21、25、27 端部（遊歩道側）には、土塁状の盛り上がりが見られ、曲輪の区画又は昇降のためのスロープとして用いられた遺構の可能性があります。

曲輪 22 の南端には、土塁と曲輪 20 に挟まれた廊下状の空間が、曲輪 19 に残る方形の虎口状遺構とスロープ状遺構で接続されています。これは城内通路の遺構である可能性があります。廊下状の空間の西側下位にある曲輪は、後述する大嵩崎側（南西支尾根）からの想定通路と接続する可能性があります。

尾根に広がる三日月状の曲輪は、端部が長く伸びているものがあり、一部がスロープ状に下がっています。端部の上下には、細長い列状の曲輪が見られ、これらを折り返すことで曲輪間の移動が容易になることから、城内通路遺構の可能性が考えられます。また、スロープ状遺構が確認されていないところでも、細長い列状の曲輪をたどることで、事実上のスロープとして機能していた可能性があります。

イ 主体部ブロック

このブロックは、内外に石積を伴う土塁で囲まれた主郭（曲輪 1）を、更に土塁を伴う帯状の曲輪が取り囲む形で構成され、主郭と曲輪 2 は堀切・豎堀 E により分けられています。主体部北東側は、傾斜が緩いため、曲輪を雛壇状に造成し、切岸と併せて防御を図っています。

堀切・豎堀 D は、西北西尾根と主体部を遮断する役割を持ち、堀切・豎堀 B、C と同様に土塁が伴っています。現在、北東側と南西側の 2 か所が土橋状になっていますが、いずれも後世の改変によるものと考えられ、主体部への導入方法は不明です。曲輪 2 の南東にある土塁は、上面が曲輪状に広がっており、何らかの施設が設けられていた可能性があります。この土塁上空間は段差が見られ、北東側にはス



【図 45】大城 主体部ブロック遺構現況図

ロープ状の土塁が設けられています。堀切・豎堀Eは、主郭と曲輪2の間を通り、石積を伴う土橋が架かっています。土橋は、後世の改変によるものと考えられますが未調査のため詳細は不明です。

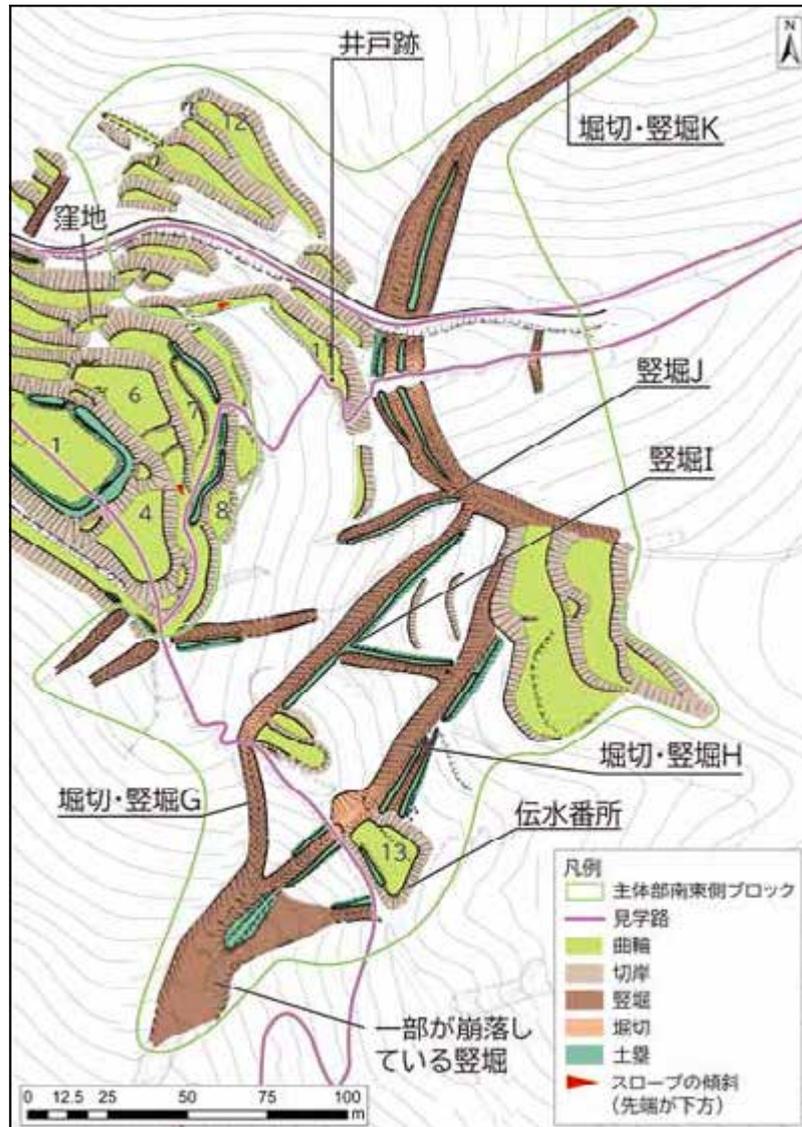
主郭は、大城最大の面積を持つ曲輪で、三方に土塁が残り、北東部と南西部に出入口の可能性がある土塁開口部が見られます。広大な主郭にどのような施設があったかは不明です。

曲輪7は、井戸跡（化粧井戸）のある曲輪11からの侵入に備えた大規模な虎口遺構と考えられていますが、見学路が通る土塁開口部は、往時のものか定かではなく、曲輪11からの城内通路は不明です。

石積は、主郭と曲輪4で見られます。いずれも2段程度の石を平積みしており、土塁や法面の上部を鉢巻状に積んでいます。また、曲輪4、6、9、10には、切岸下方にずり落ちた石や転石が多く確認できます。

ウ 主体部南東側ブロック

主体部から「水番所」と伝わる曲輪13にかけて延びる南東尾根は、高低差はあ



【図46】大城 主体部南東側ブロック遺構現況図

るものの勾配が緩いため、高さのある切岸や1～3重の堀切・豎堀を複合的に配置した防御施設が築かれています。堀切・豎堀Kは、南東側で豎堀I、Jと合流しており、旧小笠原氏支配領域の山城に共通する特徴的な構造である「途中で合流する豎堀」が確認できます。また、合流している堀切・豎堀Gと堀切・豎堀Hの南西側の豎堀には、豎堀内の土砂が地滑り状に崩壊していると思われる範囲があり、今後の遺構の保存に留意が必要です。

曲輪11北西端から曲輪7の東側下段の曲輪にはスロープ状遺構があり、城内通路遺構の可能性がります。スロープ状遺構の先にある窪地は、主郭北側の土塁開口部と石積遺構の直下になることから、出入口に関連する遺構の可能性がります。

エ 城内通路

現在使用している遊歩道及び見学路は、『文政3年慈眼寺論所立会絵図』に記載が見られ、近世以降に入山辺村と里山辺村の境界ともなったことから、近世以降に成立した可能性が高く、本来の城内通路は不明です。

史跡内には、部分的に戦国期の城内通路を踏襲している可能性のある遺構が残りますが、全体像が不明であり、遺構間の接続等が明らかにできません。また、遺構は、近世以降の山道の可能性も否定できないことから、現段階では城内通路を特定することができません。

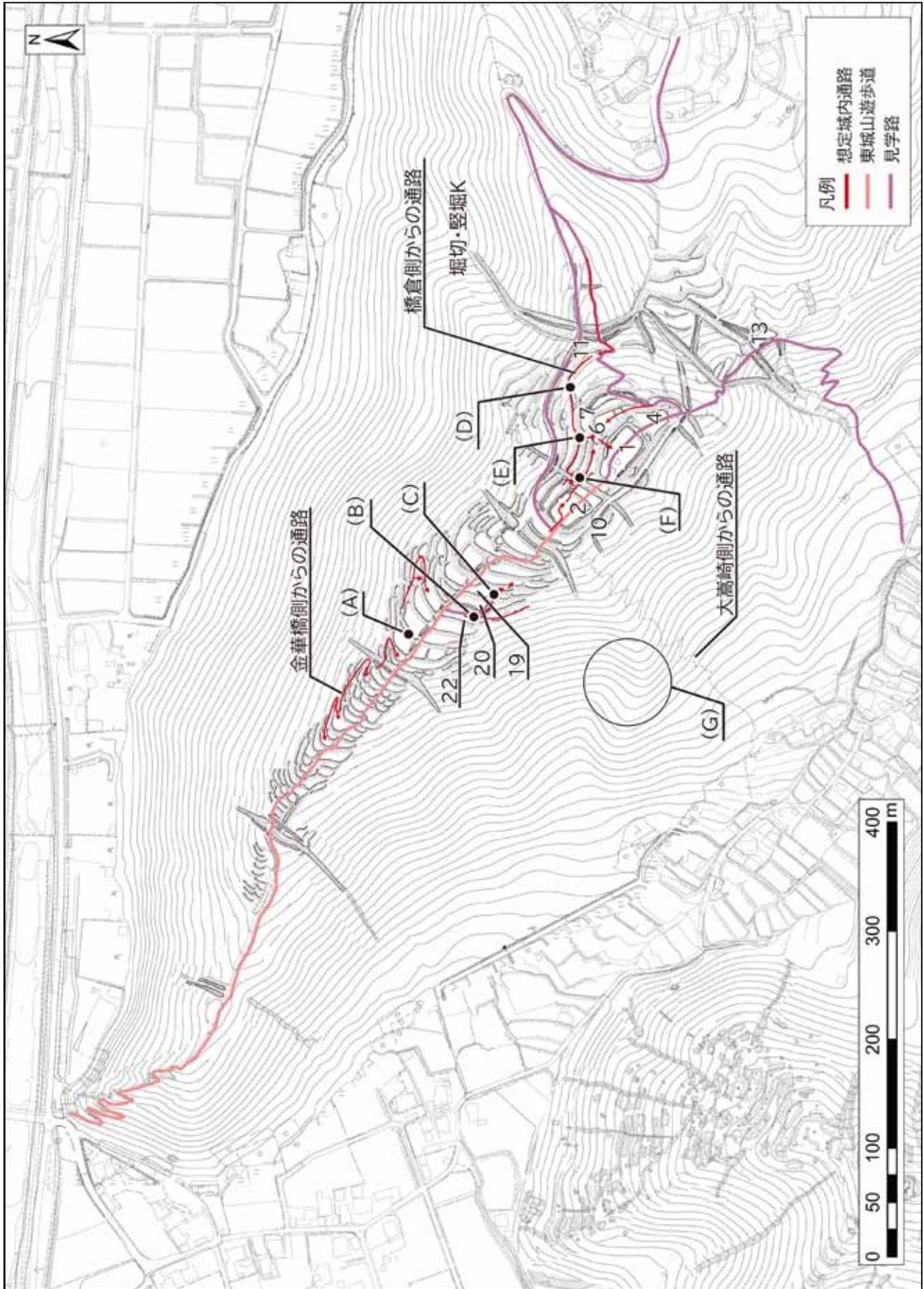
前述した遺構から想定される城内通路の概要を下記のとおり示しますが、検証が不十分であるため、継続した城内通路調査の実施が必要です。

(ア) 金華橋側からの通路

城内通路は、三日月状の曲輪端部の上下に位置する細長い列状の曲輪を折り返したり、スロープ状遺構を通りながら主体部に至ったことが考えられます。途中にある堀切・豎堀については、架橋施設が確認できておらず、引橋等により渡った可能性がありますが詳細は不明です。堀切・豎堀Cは、土塁の段差部分から渡った可能性がります。また、曲輪19、22にかけては、土塁と曲輪20の切岸に挟まれた廊下状の空間(B)から曲輪19の虎口状遺構(C)への接続



【図47】大城 昭和11年見取図



【図 48】大城 想定城内通路図

が想定され、明瞭に残る曲輪 25 のスロープ状遺構（A）も城内通路の可能性が
あります。

しかし、遊歩道沿いにも遊歩道に沿って東西に伸びる土塁状の盛土や石積が
残ることから、遊歩道が城内通路を踏襲している可能性があります。

（イ）橋倉側からの通路

橋倉集落側から主体部までは、堀切・豎堀Kから曲輪 11（井戸跡）を經由し、
スロープ状遺構（D）を通り、窪地（E）から梯子等で曲輪 7 へ至るルート、
窪地（E）を通過し、スロープ状遺構（F）を通り曲輪 7 へ至るルートが考え
られます。

（ウ）大嵩崎側からの通路

大嵩崎側から主体部までは、主郭の南東側に登っていく見学路が通っていま
すが、かつての城内通路かは不明です。

なお、大嵩崎側は、武田氏侵攻以前の段階において、小笠原氏の山麓拠点があっ
たと推定されることから、麓との連絡のための通路があったと考えられます。
主郭の南西支尾根（G）には、小さい曲輪状の削平地があることから、大嵩崎
側への城内通路がある可能性があります。主体部までの通路については、昭和
11 年見取図に南西支尾根（G）付近を通り、曲輪 10 へ直接登る道が図化され
ていますが、急傾斜で明瞭な遺構が確認できません。一方、廊下状の空間（B）
の西側下位にある曲輪からは、テラス状の曲輪を經由することで南西支尾根に
至ることができます。しかし、通路が不鮮明であることから、城内通路遺構か
は不明です。

（エ）その他の通路

曲輪 13 から広沢寺山方面への通路がありますが、城内通路かは不明です。

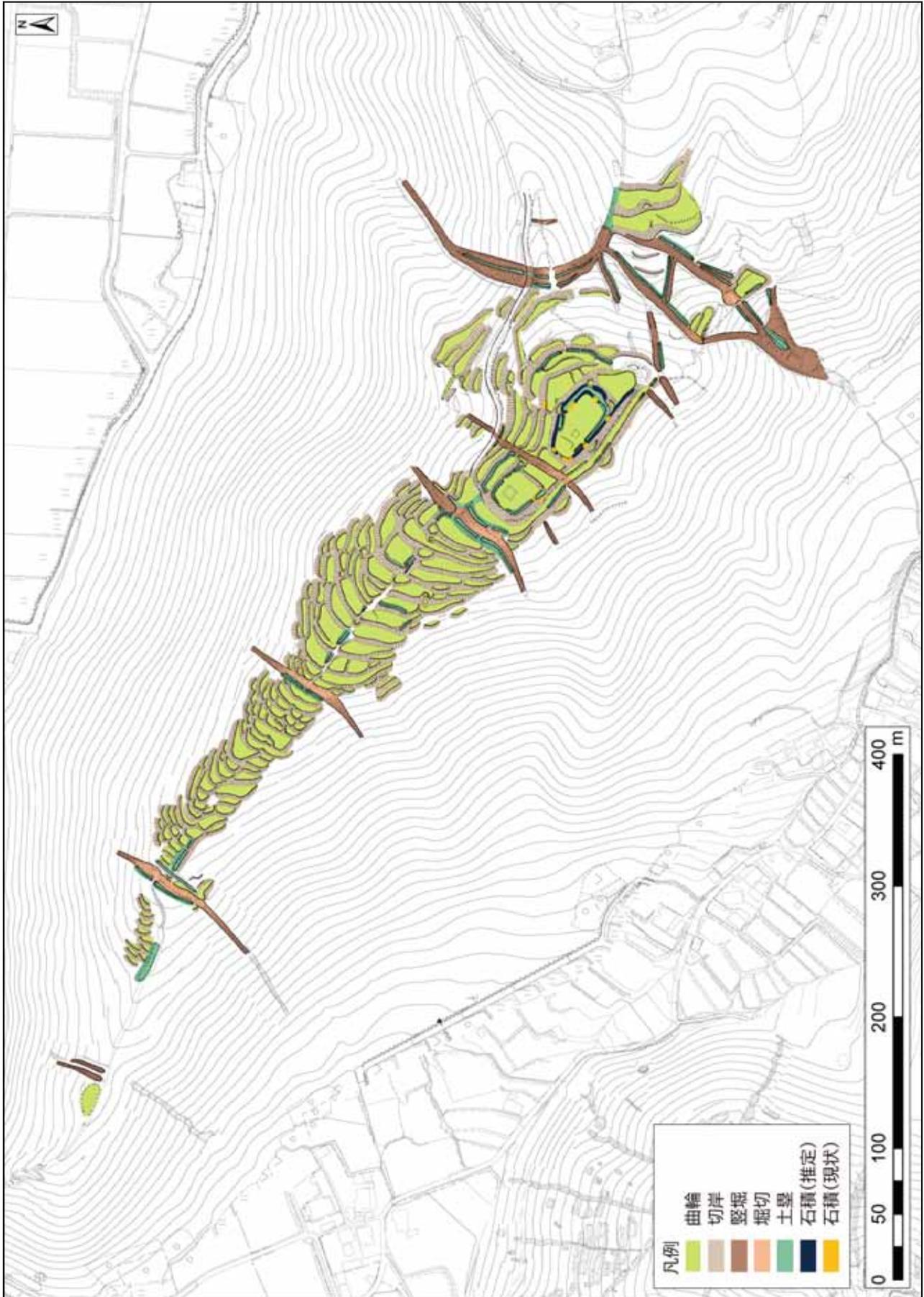
オ 車道開削による改変箇所

車道開削前（昭和 11 年（1936 年））に描かれた大城の見取図によると、曲輪 3 は、
車道が通る北側が閉塞され、スロープにより曲輪 2 の北側の曲輪に接続しています。
また、堀切Dの北側の土橋状の遺構がなく、土塁を伴う豎堀が描かれています。

曲輪 4 の東から南側に広がるテラス状の遺構は確認できず、車道開削時に造られ
たものと考えられます。堀切Eも、その際に埋められたようです。

カ 石積

主郭（曲輪 1）の北側土塁の内側、西端外側法面、曲輪 16 の南西側法面などには、
石積が断片的に残ります。大城の石積は小城と比較すると、高さが低く、土塁の内
外に確認できるのが特徴です。石材は、曲輪 16 南西側法面と主郭周辺で材質が異
なり、石材の統一をせず、付近の石を用いて造られたと考えられます。表面観察では、
いずれも平石を布積にし、法面の上部に鉢巻状に築いています。他にも土塁の所々
に石材が露出している箇所や、前述のとおり転石が多く確認できることから、少な
くとも主郭及び曲輪 2、4 については曲輪と土塁に石積が巡っていたと考えられま
す。転石等は、破城によるものかは不明です。



【図49】大城 遺構復元図

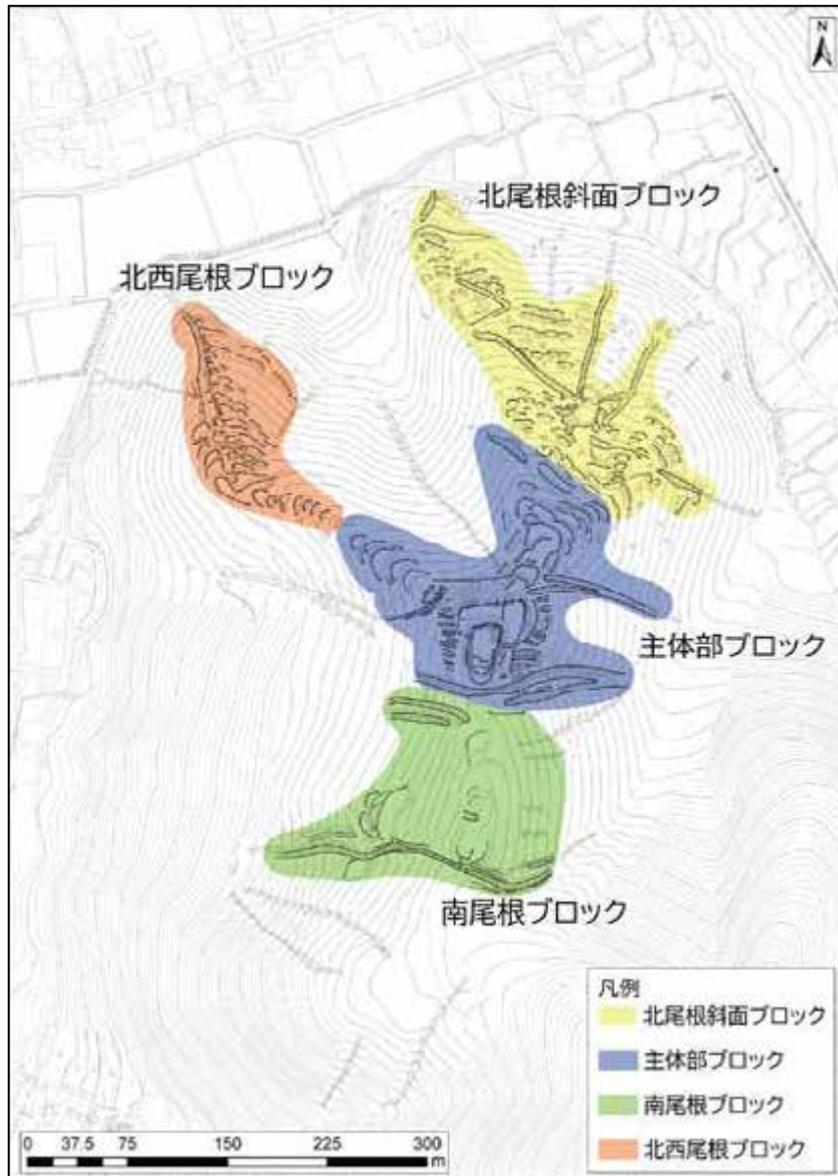


【図50】大城 遺構復元図（主体部）・昭和11年見取図（部分）

(2) 小城

小城は、標高 774 メートルに主体部を構える山城で、北麓との比高差は約 150 メートルあります。主体部には石積が見られ、主郭（曲輪 1）の東西斜面には、畝状^{うね}豎堀があります。

主郭の南側は、堀切によって尾根を分断し、北尾根や北西尾根には、大城と同様に曲輪群が展開しています。



【図 51】小城 遺構区分図

ア 主体部ブロック

このブロックは、長方形の主郭（曲輪 1）と、それを北側からコの字形に取り囲む曲輪 2 を中心に展開しています。主郭は、四方を土塁に囲まれ、特に尾根後方に当たる南辺の土塁を高くしています。現在、主郭には、東辺中央（曲輪 2 南端の土塁上）から入りますが、本来の出入口であるかは不明です。また、東西斜面には畝状豎堀を配して斜面上の横移動を妨げています。

曲輪2の内部は東西2段に造成され、段差の北縁には出入口と見られる土塁開口部があり、曲輪4からここを通過すると、石積を巡らせた曲輪を正面に仰ぎます。

豎堀G、Hは、北側に位置する豎堀Gの方が短く、豎堀Iとともに尾根を完全には断ち切っていません。これは尾根を断ち切る南側の様相とは異なっています。また、豎堀G付近からスロープ状遺構が曲輪4まで続いています。この遺構は、曲輪2から見下ろされ、圧迫される構造であることに加え、豎堀Gが自然地形ではなく、通路を迎え入れるために意図的に短くなっている様子が見えることから、城内通路遺構の可能性ががあります。

曲輪6の直下、北尾根に展開する曲輪群は、北に続く北尾根斜面ブロックに比べて急勾配で高い切岸を有しています。

北西尾根の曲輪8～11は、細い尾根の稜線部に余すところなく曲輪を配置し、前面には急傾斜で高い切岸を削り出しており、北西尾根からの進入を壁によって遮断しています。

石積は、主郭と曲輪2の外周に確認され、法面上部に鉢巻状に築かれています。曲輪2や曲輪2東下方と南側の曲輪に、転石が多く確認されています。



【図 52】小城 主体部ブロック遺構現況図

イ 北西尾根ブロック

このブロックは、比較的傾斜の緩い尾根上に曲輪群が展開します。尾根の屈曲部にある馬蹄形の曲輪 12 より下方では、道を思わせるような溝状の地形が稜線上を走り、それに沿って曲輪が多数配置されています。曲輪 12 より上方は、輪郭が不明瞭で背面の切岸が低い曲輪が連なり、その上方に続く主体部ブロックの曲輪 8～11 とは対照的な姿を見せます。



【図 53】小城 北西尾根ブロック遺構現況図

ウ 北尾根斜面ブロック

北尾根は、途中で東西（東稜線、西稜線）に分岐し、麓まで続きます。

このブロックは、西稜線に沿って「之」の字形に下方に延びるスロープ状遺構と、緩い谷空間に確保された比較的広く切岸の低い難壇状の曲輪群のおおよそ二つの遺構群からなります。

スロープ状遺構は、西稜線の小規模な曲輪群から見下ろすことができ、末端は不明ですが、山麓付近まで続きます。また、スロープ状遺構を通り、縦堀Mを越えた空間の上部（南側）に溝状の遺構が確認でき、ここから上部空間への進入ができることから、城内通路遺構の可能性ががあります。

東稜線の縦堀J上部付近は崩落したと見られ、周辺の曲輪の一部が欠落していると考えられます。



【図 54】小城 北尾根斜面ブロック遺構現況図

エ 南尾根ブロック

このブロックは、遮蔽物がなく、緩い斜面が主郭に向かって下る地形となり、主郭との間は竪堀D、Eに連なる堀切で断ち切っています。更に、ブロック南端のピーク（標高794メートル）の背後は、竪堀A、B、Cにより、尾根を断ち切り、小城南側の外郭を構成しています。

主郭背後の竪堀D、Eに連なる堀切と、竪堀A、B、Cの間は、削平が十分に行われていない不整形空間が広がっています。竪堀の位置関係から、不整形空間が使用可能な空間として取り込まれており、非常に曖昧ですが、曲輪を削平しようとした痕跡も見られます。

オ 城内通路

現在使用している見学路（後述）は、尾根上の遺構配置などから、本来の城内道が未解明なまま後世に整備されたものと思われます。しかし、主体部周辺については往時の城内通路を踏襲している可能性があります。詳細は不明ですが、想定され



【図 55】小城 南尾根ブロック遺構現況図

る通路は下記のとおりです。

(ア) 北尾根からの通路

北尾根には、西側の稜線に沿ってスロープ状の遺構（A）が山麓に向かって伸びており、前述のとおり、通路の可能性が考えられます。（A）は豎堀Mの上端部を越えて（B）の空間に入り、上部（南側）にある溝状遺構（C）から豎堀Kと曲輪7の間を通り、曲輪6、5、4を経由して虎口（D）から曲輪2へと入る通路が想定されます。

(イ) 北西尾根からの通路

曲輪2の下方（北側）には、前述のとおり城内通路の可能性のあるスロープ状の遺構（E）が確認されています。ここにつながる城内通路は、北西尾根に残る溝状遺構（F）とスロープ状遺構（G）が考えられます。山麓部の様子は、崩落により不明です。

(ウ) 主郭周辺

曲輪2から主郭へは、曲輪2の南東端にある土塁（H）から上がっていますが、主郭で行った発掘調査で虎口と思われる遺構が確認できず、本来の城内通路は不明です。

(エ) その他の通路

昭和11年（1936年）に描かれた小城の見取図によると、前述の北尾根及び北西尾根からの通路のほかに、大嵩崎集落側から登る通路（現在の見学路とは異なる

る。)が確認できます。大嵩崎側には、小笠原氏の山麓拠点が想定されるほか、井戸跡の伝承が残る「カマ」があることから、通路が存在した可能性があります。

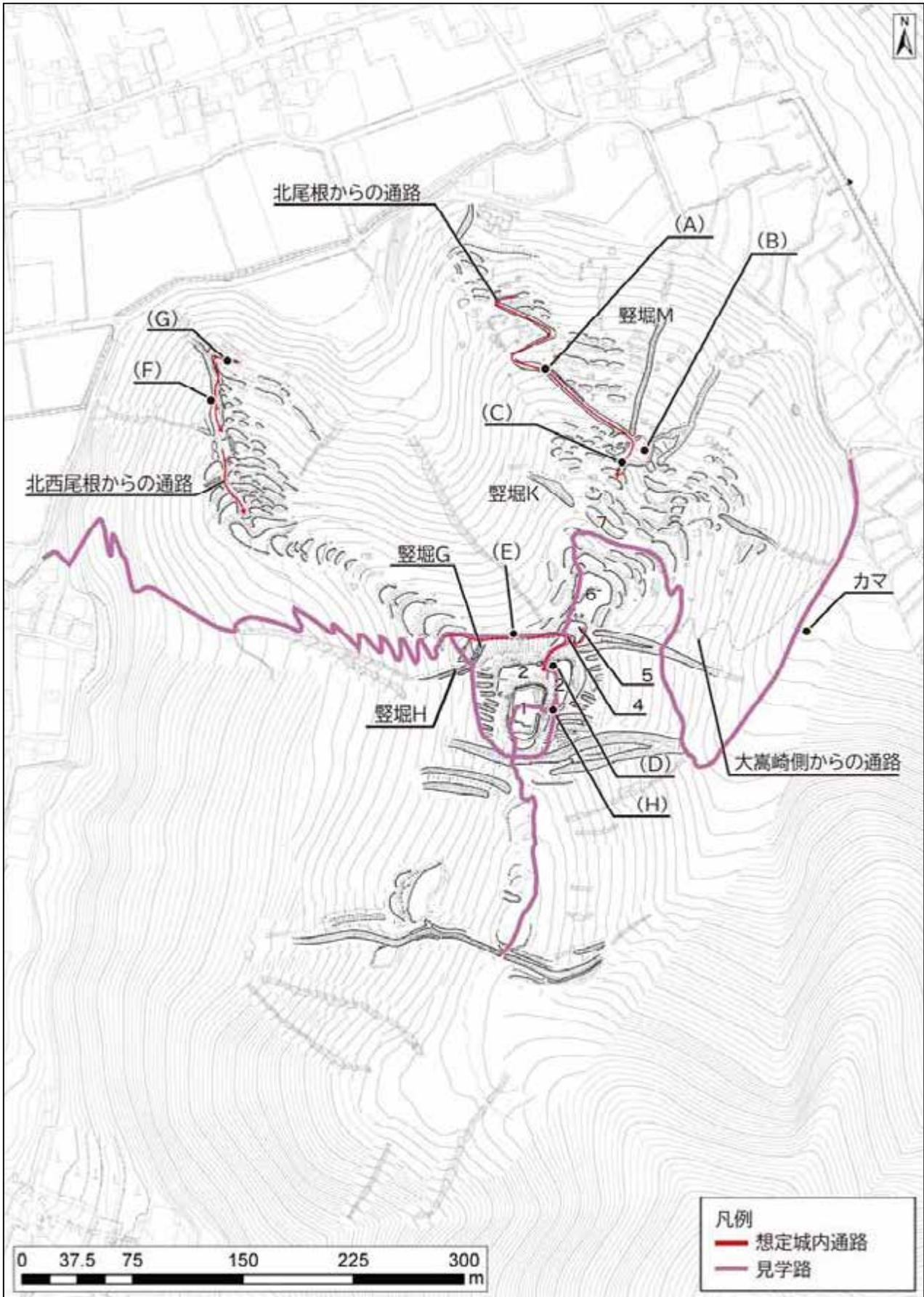
カ 石積

主郭と曲輪2を鉢巻状の石積が巡っています。埋没しているものや崩落したところもあり、未調査のため全貌は不明ですが、前述の転石の状況等から主郭と曲輪2の外周を石積が全周していたと考えられます。転石は、破城によるものかは不明です。

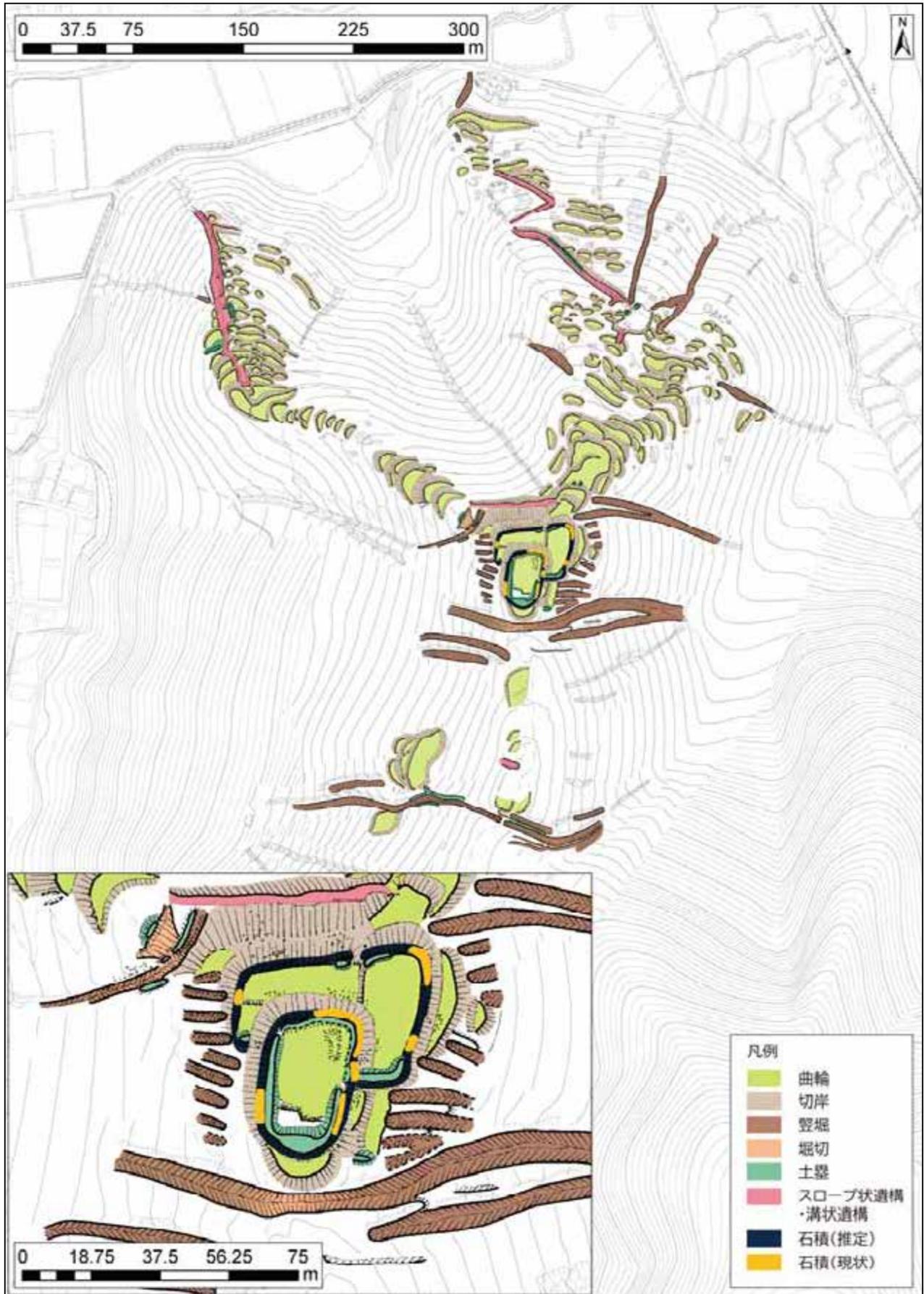
主郭の石積の高さは、おおむね1～1.3メートル程でほぼ垂直に積まれ、隅角部を造らずに連続させた積み方をし、背面構造に控積が確認されるなど、松本市域の山城に見られる石積の特徴をよく表しています。



【図56】小城 昭和11年見取図



【図 57】 小城 推定城内通路図



【図 58】小城 遺構復元図

4 大城の現状

(1) 保存の現状

ア 遺構の保存

遺構は明瞭に残りますが、落ち葉や土砂の堆積も加わり、堀切や切岸など本来の形状が分からなくなっている遺構が見られます。

石積は、多くが崩落又は埋没しており、残存する石積も、周囲にある樹木の根による押し出しが懸念されるほか、倒木による毀損のおそれがあります。石積の現状記録及び詳細調査等は行っていません。

土塁等の遺構上や周辺に生育している樹木は、遺構の保存に悪影響を与えています。また、後述しますが、近年は松くい虫によるアカマツの面的な枯損が生じており、枯損木の倒木により、土塁の毀損が発生しています。

見学路が通過している遺構は、見学者等の通行により地面が削られ、土塁等の遺構の毀損が生じている箇所があります。また、東城山遊歩道は、歩道が水路化して洗掘（雨水による地盤の浸食）が生じ、西北遊歩道が通過している曲輪や土塁等の遺構や自然地形の毀損が見られます。洗掘が著しい箇所では、1メートルを超える深さが浸食されており、歩きにくくなった歩道の脇を見学者が通行し、更に毀損が広がっている箇所もあります。

また、後述のように主体部付近まで車道が開削されており、車両やマウンテンバイク等の進入による遺構への影響が懸念されます。

イ 地形の保存

史跡内には、電柱や土砂流出を防ぐための治山施設等の、近隣住民の生活に係る施設があります。史跡の北側の市道に、史跡の急傾斜の斜面からの落石が生じている箇所があります。

ウ 遺構の改変

西北西尾根先端の堂平には、麓にあった真言寺院の慈眼寺（廃仏毀釈により廃寺）の観音堂が建てられていました。主体部周辺は、後世の改変と思われる石段や、石積を伴う土橋が確認できますが、本来の城郭遺構と混同されています。

また、かつて主郭にあったとされる古峯社と蚕影社の合殿（「小祠創建願」明治13年（1880年）、以下「神社跡」という。）による改変もあると考えられます。昭和30年代に主郭東側直下まで車道が開削され、遺構の一部に改変が見られます。

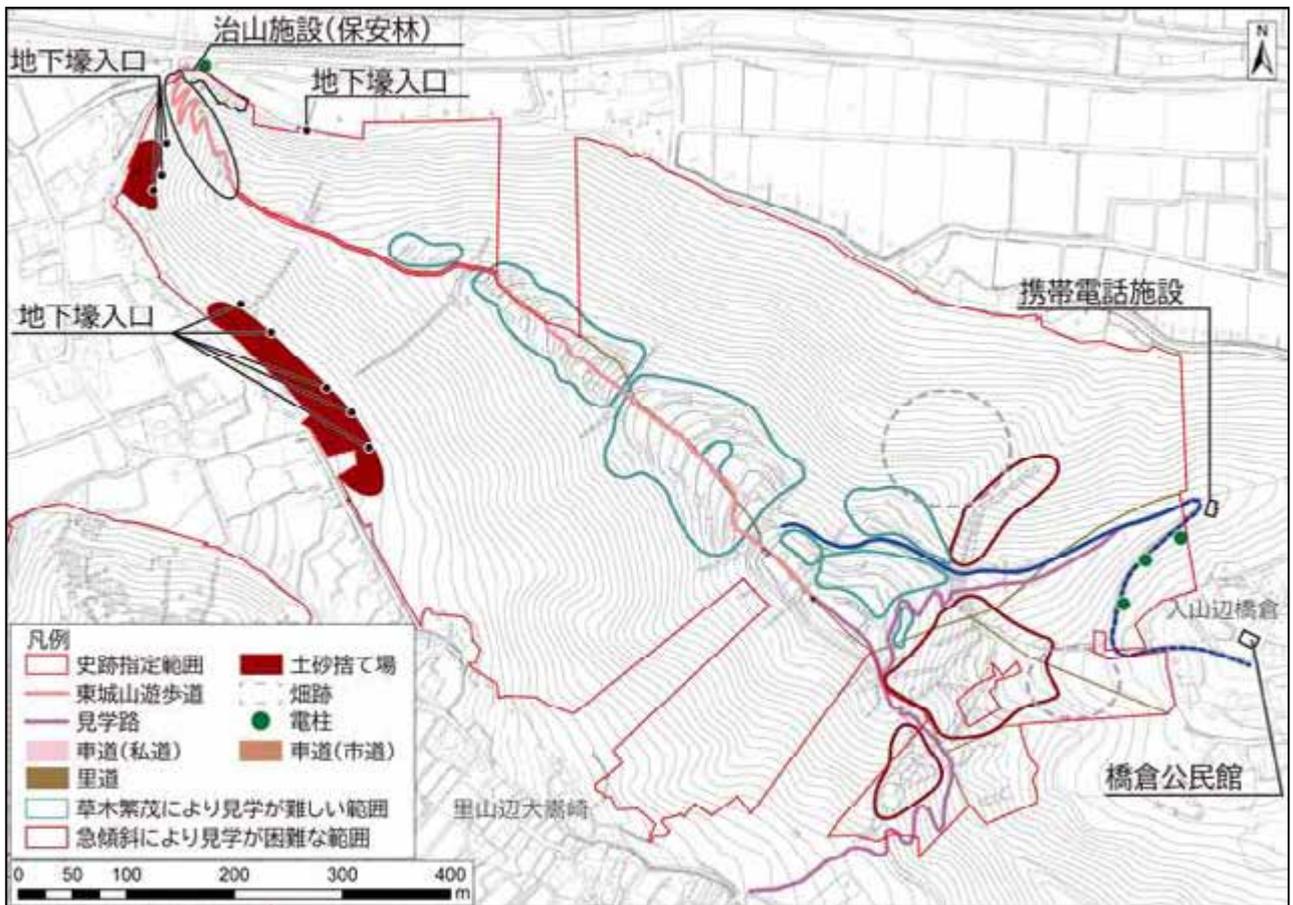
山麓部は、第2次世界大戦時に造られた軍需工場の遺構が確認されており、地下壕への入口跡、採掘時の土砂捨て場が残ります。また、山腹には桑畑として利用された箇所があります。

(2) 活用の現状

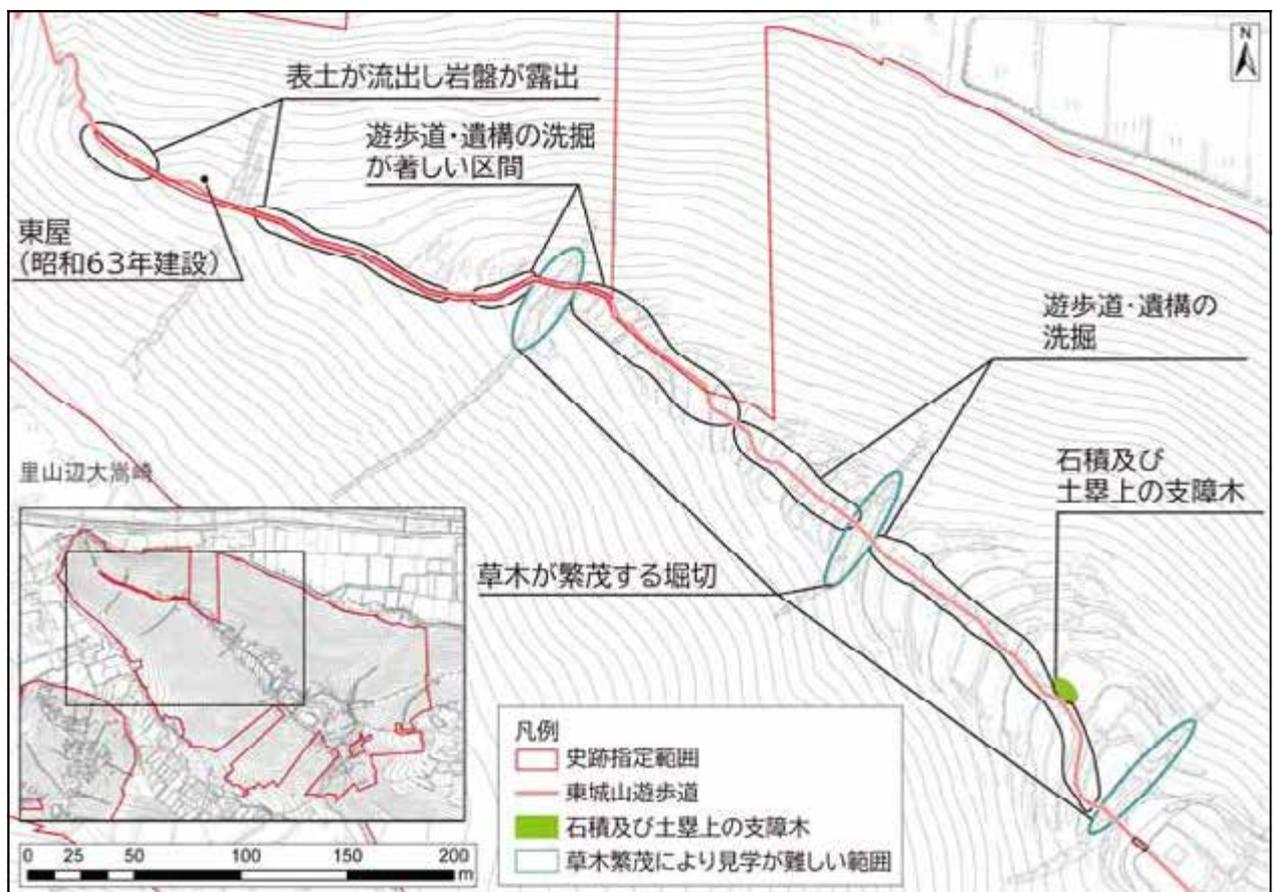
主体部付近まで車道が開削がされ、観光用に遊歩道も設置されていることから、比較的容易に登れる山城として、様々な年齢層の方が登っている光景が見られます。

ア サイン類

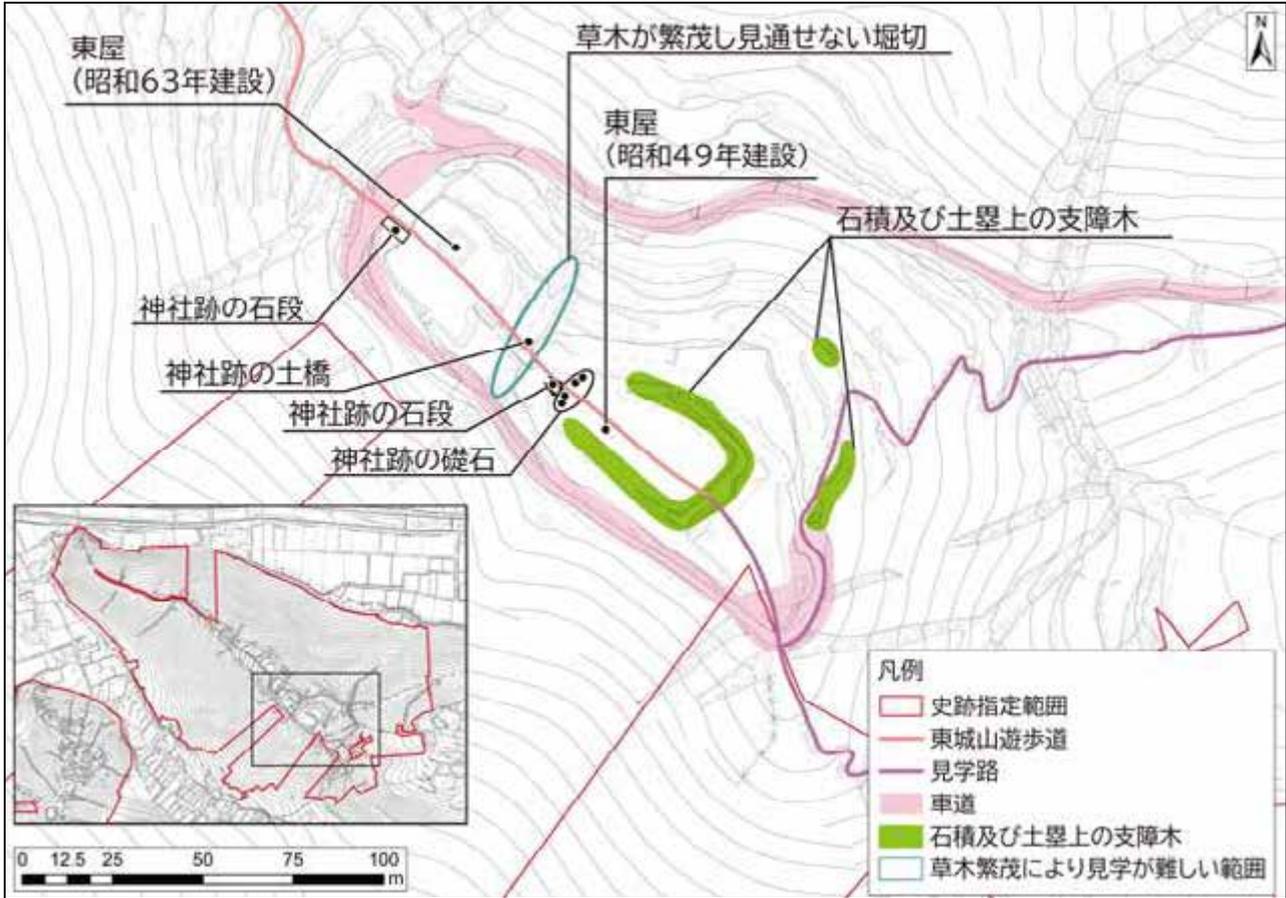
史跡やその周辺には、見学ルートや史跡の内容を表示するサイン類が、地元団体や松本市によって設置されていますが、全体的に不足しており、一部に劣化も見ら



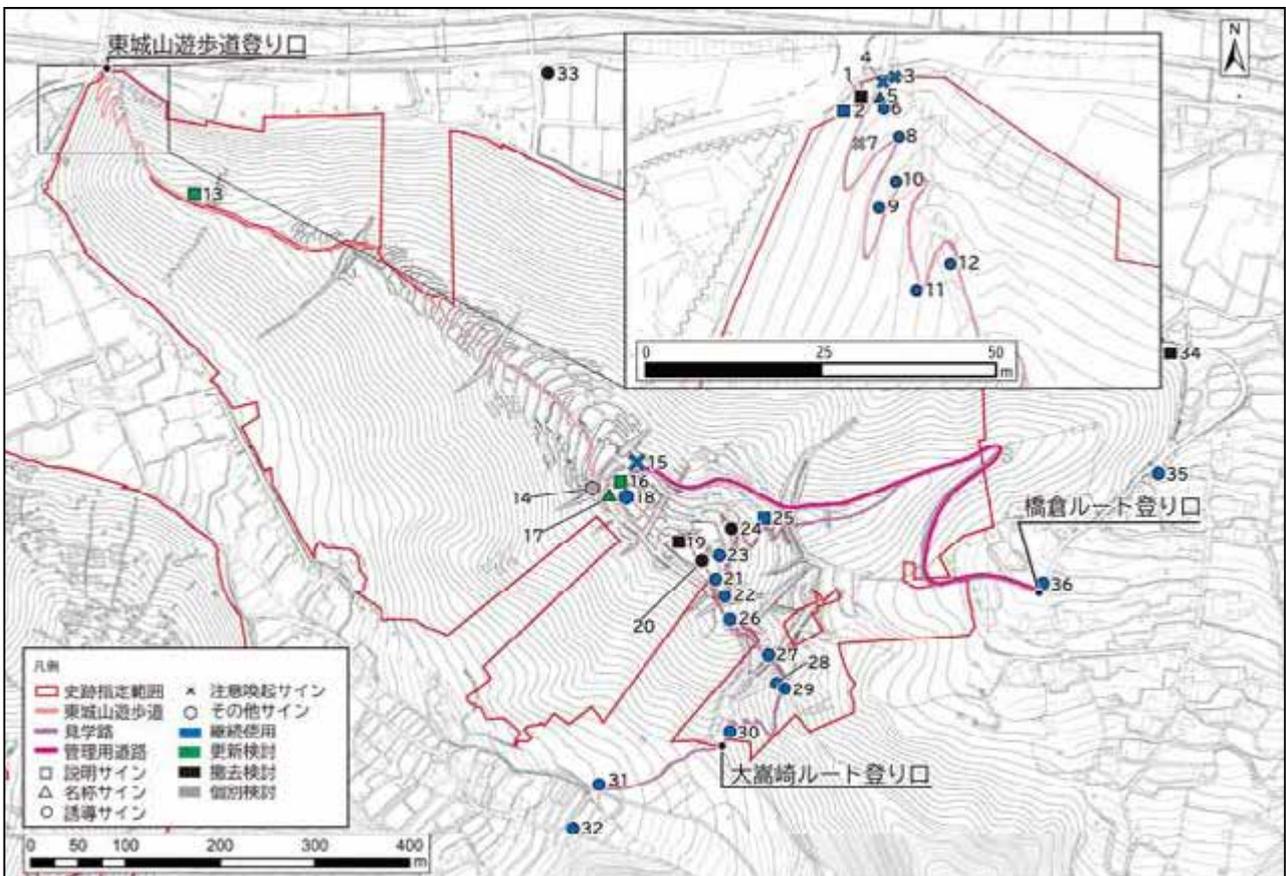
【図 59】大城 保存及び活用現状図



【図 60】大城 保存及び活用現状図（西北西尾根ブロック）



【図 61】大城 保存及び活用現状図（主体部及び主体部南東側ブロック）



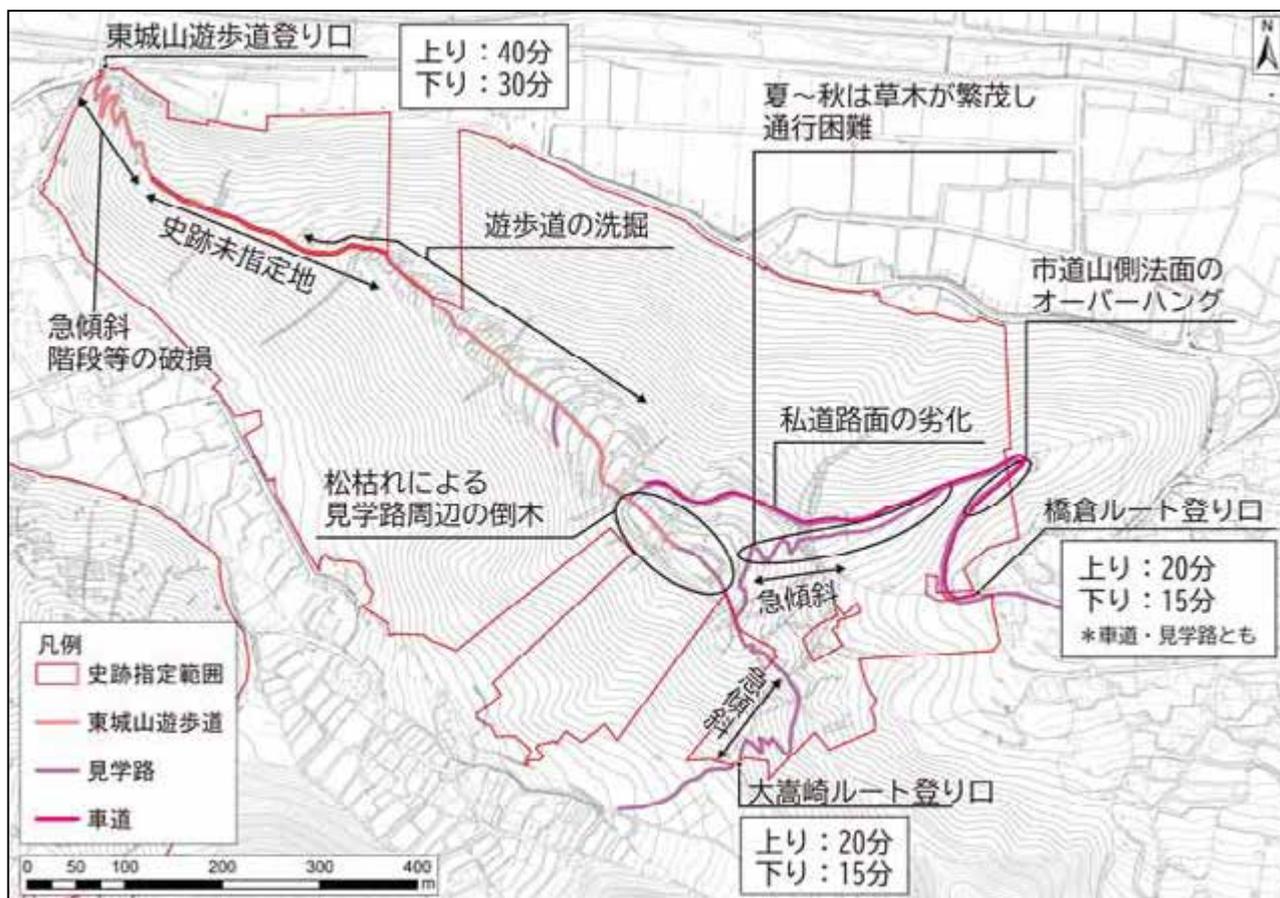
【図 62】大城 既存サイン類位置図

方針	種類 (設置者)	内容			
継続使用	説明 サイン (地元)	 2 林町会「歴史の里」 散策マップ	 25 化粧井戸	 6 林村「山の神社」跡 説明板	
	誘導 サイン (松本市)	 8 ルート案内矢印	 9 ルート案内矢印	 10 ルート案内矢印	 11 ルート案内矢印
	 12 ルート案内矢印				
	誘導 サイン (地元)	 5 登り口表示	 21 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)	 22 化粧井戸への案内	 23 化粧井戸への案内
	誘導 サイン (地元)	 26 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	 27 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	 28 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	 29 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)
	 30 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	 31 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	 32 登り口案内表示	 35 橋倉ルート案内矢印	
 36 橋倉ルート案内矢印					

【図 63】 大城 既存サイン類一覧 1

方針	種類 (設置者)	内容		
継続使用	注意喚起 サイン (地元)	 3 タバコポイ捨て禁止	 4 ゴミ捨て注意喚起	 15 不法投棄禁止
	その他 サイン (地元)	 18 「松風亭」標柱 (東屋)		
更新検討	説明 サイン (松本市)	 13 遺構説明	 16 史跡概要説明	 17 史跡標柱
撤去検討	説明 サイン (松本市)	 1 大城概要説明	 19 大城の縄張説明	 34 県史跡時の概要説明
	誘導 サイン (地元)	 20 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)	 24 化粧井戸への案内	 33 橋倉ルート案内矢印
個別検討	誘導 サイン (不明)	 14 東城山遊歩道 方針：更新		
	注意喚起 サイン (不明)	 7 山火事注意 方針：撤去		

【図 64】大城 既存サイン類一覧 2



【図 65】大城 見学路現状図（時間は、登り口から主郭までの所要時間）

れます。地元団体により、史跡への誘導や史跡内の誘導サインはある程度設置されていますが、説明サインが不足しており、見学者が遺構を見ながら史跡や遺構の理解を深めることができません。

イ 見学路・管理用動線

見学路は、松本市が所管する東城山遊歩道か地域住民等が整備した見学路を使用しています。本計画では、3か所ある登り口からの見学路について、金華橋側登り口からの見学路を東城山遊歩道、橋倉側登り口からの見学路を橋倉ルート、大嵩崎側登り口からの見学路を大嵩崎ルートと呼称します。

(ア) 東城山遊歩道

以前からあった金華橋から主郭（曲輪1）に至る山道を、東城山遊歩道として整備したもので、前述のとおり本来の城内通路とは異なります。一部は未指定地を通過しています。

登り口から主郭までの所要時間は、上り40分、下り30分です。登り口から堂平までの間は急傾斜が続くため、地元保存団体等により、階段や誘導サインが整備されています。東城山遊歩道は、西北西尾根ブロックに広がる曲輪群や堀切・豎堀等の主要遺構を通ることから、大城の構造を最も理解することができる見学路です。駐車場からも近く、登り口までのアクセスが容易なことから、見学者の多くはここから登っており、講座等でも活用しています。

東城山遊歩道は、雨水等による洗掘が起き、段差が生じたり、表土が失われ、

曲輪等の遺構が毀損している範囲があります。洗掘が激しい箇所は、見学者が本来の遊歩道を避けて歩くことにより、遊歩道の複線化が生じています。また、登り口から堂平までの間に設けられた階段等は破損が見られ、修理が必要です。

(イ) 橋倉ルート

昭和30年代に、橋倉集落から主郭東側直下まで開削された車道です。橋倉集落から携帯電話施設までが市道、残りの部分が私道となっています。市道はアスファルト舗装、私道部分は未舗装で、主郭付近まで車両の乗入れが可能です。

市道部分の山側法面にオーバーハングしている箇所があり、風化した真砂土の崩落が見られます。また、私道部分の路面は凹凸があり、車両通行に支障が生じています。

登り口から主郭までの所要時間は上り20分、下り15分です。見学路は、曲輪3で東城山遊歩道と合流します。他の見学路に比べ傾斜が緩く歩きやすいため、保育園や小学校の遠足での活用が見られます。また、土地所有者の管理用車両の通行のほか、樹木伐採等の山林・史跡管理の工事用車両等の管理用車両の動線となっています。

橋倉ルートには、車道の途中から分岐する見学路（車両通行不可）があります。

登り口から主郭までの所要時間は、上り20分、下り15分です。見学路は、車道分岐後、堀切・豎堀Kを土橋で通過し、井戸跡（化粧井戸）から主郭南東下の虎口を経由して主郭に至ります。堀切・豎堀Kから虎口までは、急傾斜ですが階段等は整備されていません。また、見学路は夏から秋の間草木が繁茂し通行が困難になります。井戸跡から虎口までは城内通路遺構の可能性があるスロープが確認されていますが、見学路は通過していません。

(ウ) 大嵩崎ルート

登り口から主郭までの所要時間は、上り20分、下り15分です。見学路は、主体部南東側ブロックの堀切・豎堀を通り、曲輪4を経て主郭に至ります。遺構の大半を見ることができませんが、大嵩崎集落を通り、小城へ最短でアクセスできることから、周遊ルートとしての活用が見られます。見学路は、急傾斜であり、浮石も多く見られます。

ウ 便益施設

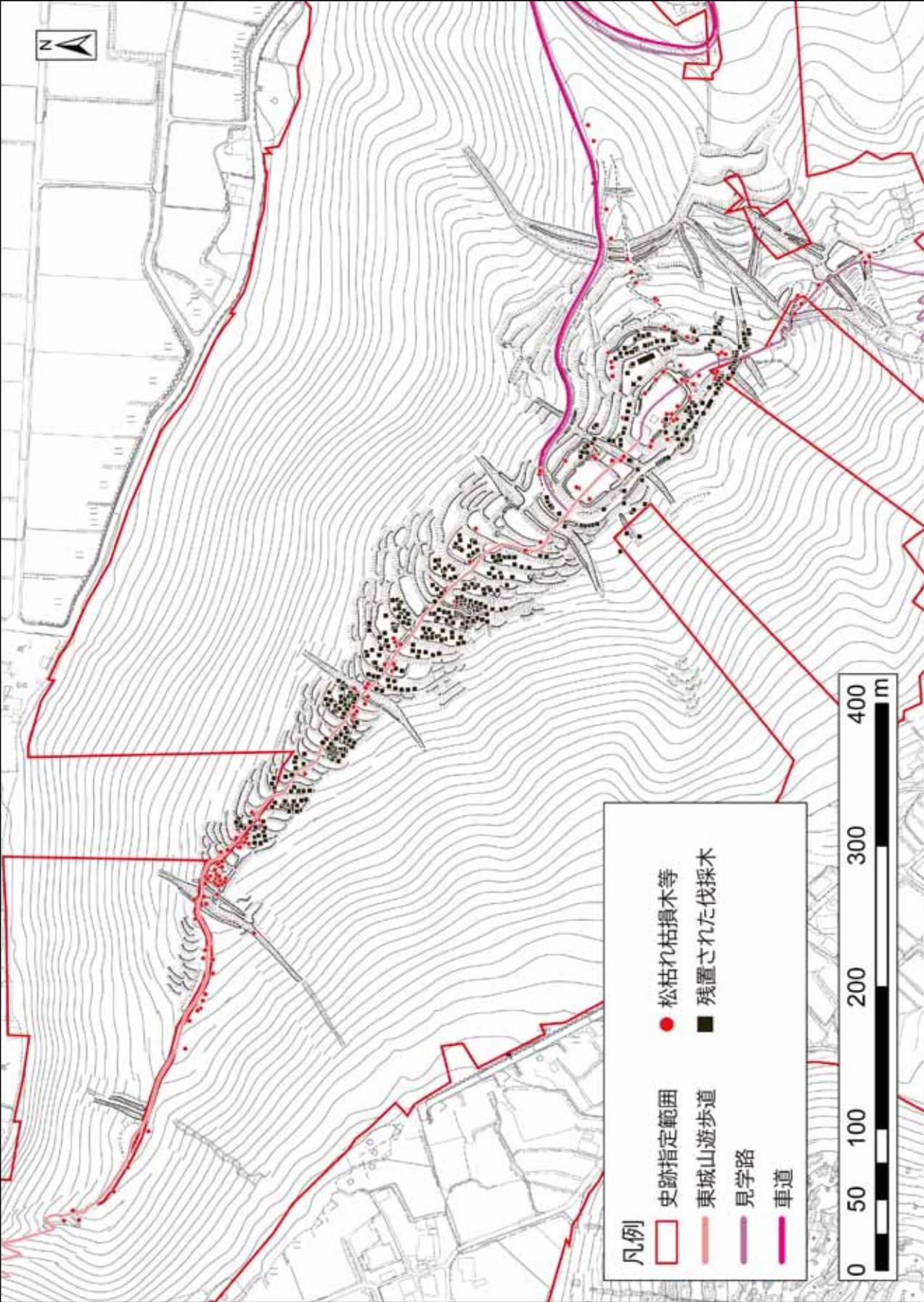
活用のための便益施設は、東屋が3か所整備されています。主郭の東屋は、橋倉町会が中心となり、昭和49年（1974年）に建てられました。曲輪2の東屋は、地元団体からの寄付により昭和63年（1988年）に建てられ、堂平の東屋は、同年に松本市が建てています。主郭の東屋には、カラーベンチが設置されています。

トイレは、春期から秋期まで、主郭周辺に仮設トイレを設置していますが、恒久的なトイレは設置されていません。

エ 樹木・植生

大城は、アカマツを主体とした山林となっています。

松本市では樹木による遺構の毀損、見学者の安全確保の観点から、維持管理のための支障木伐採を行っています。



【図 66】大城 主要遺構及び見学路周辺の枯損木・残置木位置図

【表10】主要遺構及び見学者動線周辺の支障木

危険度	支障木の状況		対象樹木の内訳（本）		
			大城	小城	合計
1	枯損し、腐食、樹皮剥落があるもの（倒木寸前のもの）		26	33	59
2	枯損し、腐食、傾斜し、倒木の可能性が高いもの		6	13	19
3	枯損し、腐食しているもの	遺構上にあるもので、遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	21	10	31
4		遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	28	17	45
5		遺構上にあるもので、倒木により遺構毀損のおそれがあるもの	21	11	32
6	枯損しているが、腐食は確認できないもの	遺構上にあるもので、遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	34	5	39
7		遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	15	26	41
8		遺構上にあるもので、倒木により遺構毀損のおそれがあるもの	34	17	51
9	石積等遺構の保存に支障がある生木		6	21	27
合 計			191	153	344

近年では松くい虫による枯損が進み、被害木の伐倒駆除や枯損木の伐採を行っており、植生環境が大きく変化しています。また、伐採された樹木は、切岸や曲輪等の遺構に残置されています。枯損木の倒木により遺構の毀損が生じており、また、見学路周辺の松枯れによる枯損木は、倒木により来場者に危険を及ぼすおそれがあります。こうした枯損木等について、枯損の進行度合（倒木の危険性）及び遺構や来場者への影響の観点から調査を行い、遺構の保存や来場者の安全の確保に支障のある樹木は、大城で190本以上あります（表10）。

遺構内では、大城の特徴の一つである西北西尾根上に広がる曲輪群の大半について、樹木等の繁茂により、立入りができず、曲輪内の見通しが利きません。また、樹木が密集した状態で生えており、史跡から周囲の眺望を得ることができません。

5 小城の現状

(1) 保存の現状

ア 後世の改変等

小城の山麓部には、大城と同様に第2次世界大戦時に造られた軍需工場の遺構が確認されており、地下壕への入口跡、採掘時の土砂捨て場、トロコ跡が残ります。また、山腹には耕作地跡があり、平場や石積があります。なお、曲輪の一部も耕作地として利用されていました。

イ 遺構の保存

遺構は明瞭に残りますが、樹木等の繁茂や落ち葉、土砂の堆積も加わり、堀切や切岸など本来の形状が分からなくなっている箇所が見られます。

石積は、主郭と曲輪2の外周を鉢巻状に巡り、大城と比較すると露出している部分が多く見られます。石積は、一部を残し崩落しており、下方の曲輪に落ちています。また、主郭外周の石積は、崩落した箇所が通路状になり、通行できるようになって

いるほか、残る石積にも切岸を登って接近できる状態であり、見学者等の安全の確保や石積の保存への悪影響が懸念されます。石積の周囲には樹木が生えており、樹木の根による石積の押し出しや、はらみ出しが見られます。また、主郭内の石積の一部は、後世に改変されたと思われます。石積の現状記録や詳細調査等は、主郭の一部を除き行っていません。

土塁上や周辺に樹木が生えており、根や倒木による遺構の毀損が発生しています。

史跡内には、土砂流出を防ぐための治山施設や鳥獣被害防止のための防護柵等の、近隣住民の生活に係る施設があります。

(2) 活用の現状

ア サイン類

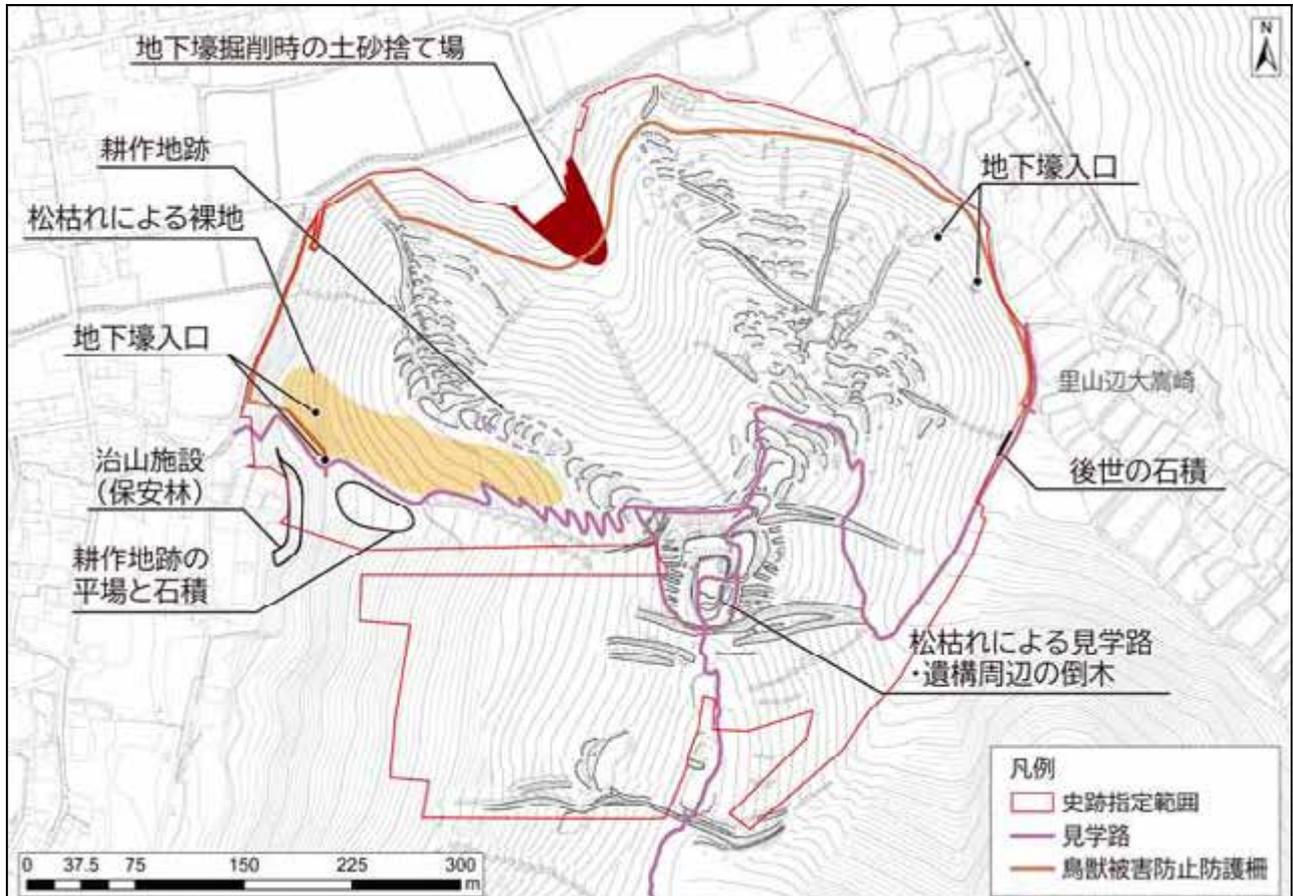
見学路の誘導、史跡の概要や個々の遺構の説明、史跡名称の表示等のサイン類が、地元団体や松本市によって設置されています。設置者や設置時期が異なるため、デザインが不統一であり、経年劣化が進んでいるものもあります。

幹線道路や駐車場からの誘導から史跡への誘導サインが不足しています。

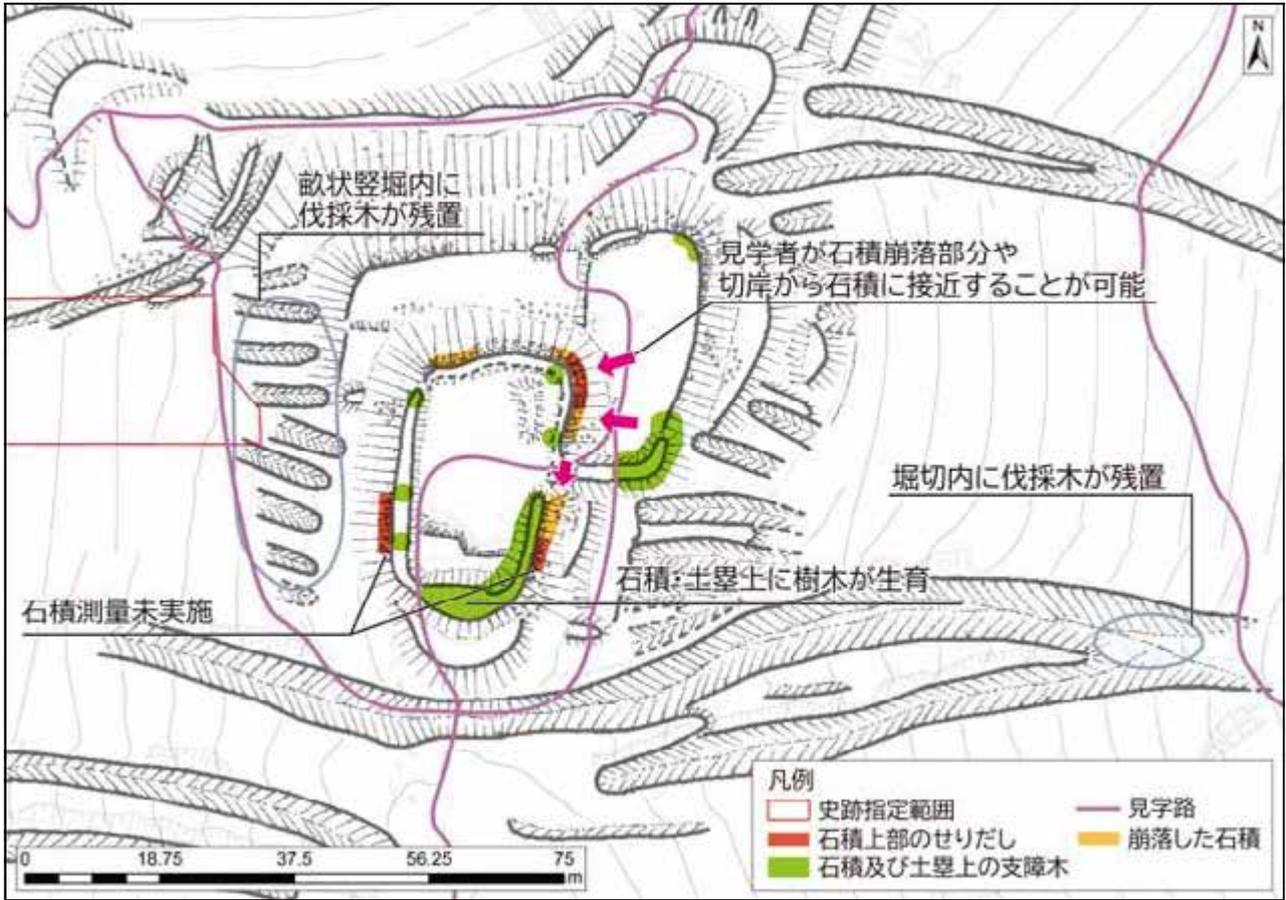
個々の遺構の説明板も不足しており、主体部周辺や見学路沿いに主要な遺構が見られるにも関わらず、それに気づいたり、城郭の構造を理解できない状態です。

イ 見学路

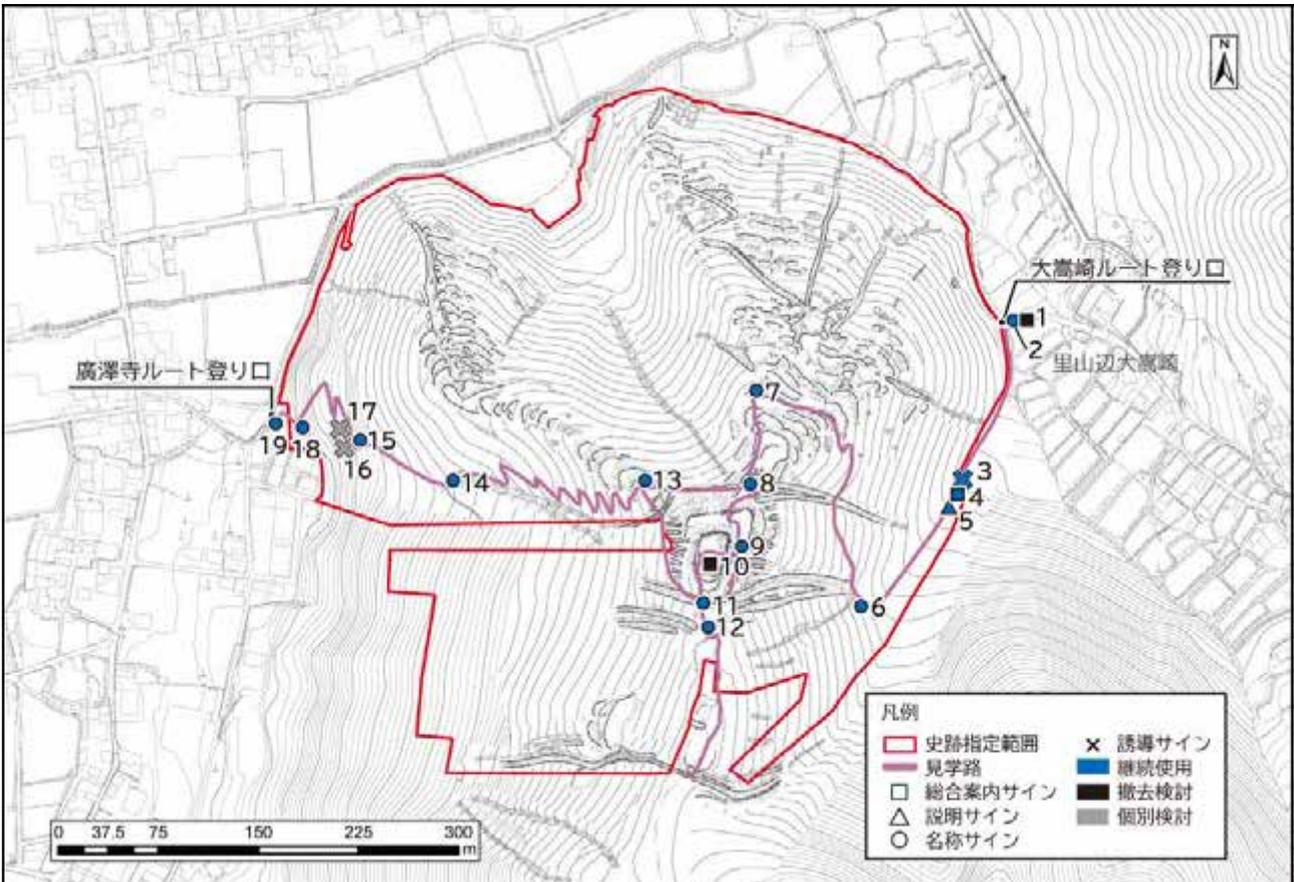
地域住民等が整備した見学路があり、大嵩崎側登り口、廣澤寺側登り口の2つがあります。それぞれの登り口から主体部に至る見学路を、本計画では大嵩崎ルート、



【図 67】 小城 保存及び活用現状図



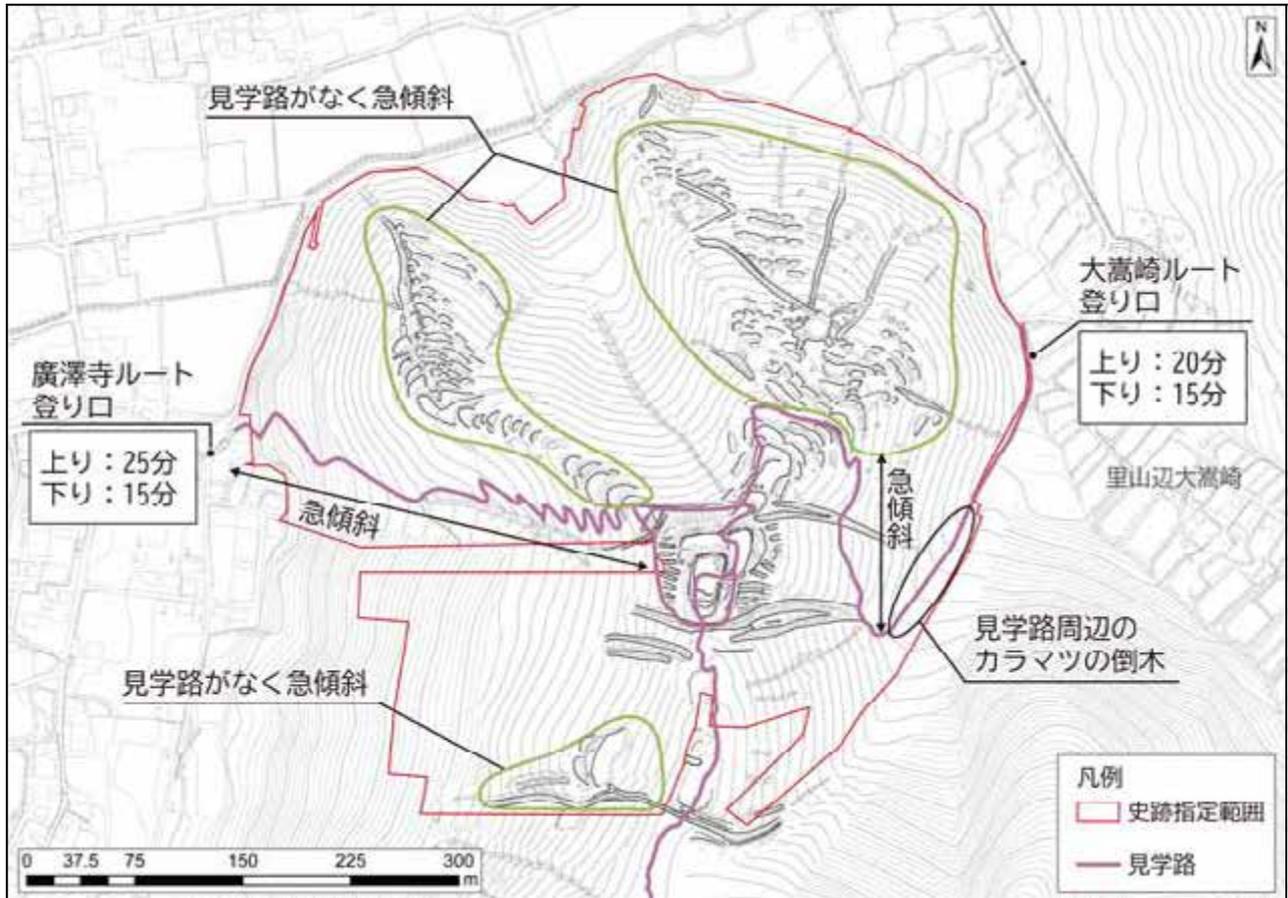
【図 68】小城 保存及び活用現状図（主体部ブロック）



【図 69】小城 既存サイン類位置図

方針	種類 (設置者)	内容
継続使用	説明 サイン (地元)	 4 地獄の釜
	名称 サイン (地元)	 5 地獄の釜
	誘導 サイン (地元)	 2 大嵩崎側登り口 (大城、小城) 案内  6 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)  7 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)  8 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)
	誘導 サイン (地元)	 9 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)  11 大嵩崎・廣澤寺ルー ト、廣澤寺山への案内 (林城跡歴史の道)  12 廣澤寺山への案内 (林城跡歴史の道)  13 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)
	注意喚起 サイン (地元)	 14 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)  15 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)  18 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)  19 廣澤寺登り口と廣澤 寺への案内 (林城跡歴史の道)
	注意喚起 サイン (地元)	 3 地獄の釜立入禁止
撤去検討	説明 サイン (松本市)	 1 史跡概要  10 主郭周辺遺構
	注意喚起 サイン (不明)	 16 転落・崩落注意喚起 方針：継続使用  17 転落・崩落注意喚起 方針：継続使用

【図70】小城 既存サイン類一覧



【図 71】小城 見学路現状図（時間は、登り口から主郭までの所要時間）

廣澤寺ルートと呼称します。なお、北尾根斜面ブロックと北西尾根ブロックには雛壇状の曲輪、城内通路の可能性のあるスロープ状の遺構等がありますが、急傾斜であり、見学路は設けられていません。見学路のうち、主郭の北側から主郭へと至る部分は、図 57 に示した城内通路の可能性のある遺構を通過しています。

(ア) 大嵩崎ルート

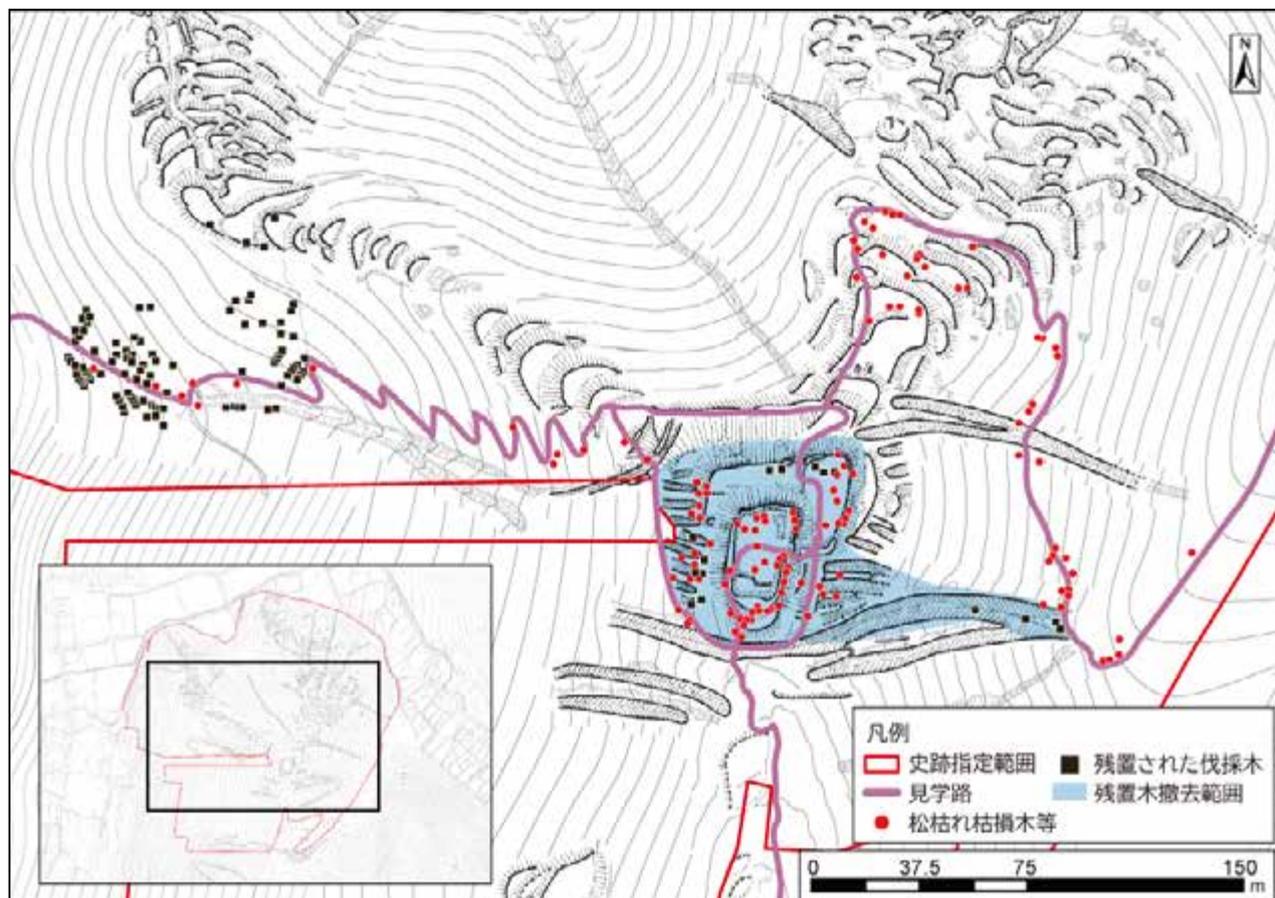
大嵩崎集落から主郭に至る見学路です。登り口から主郭までの所要時間は、上り 20 分、下り 15 分です。見学路は、地元保存団体により整備され、階段や誘導サインが設置されています。見学路は、合流する縦堀を通過し、小規模な曲輪で構成される北尾根斜面ブロックの遺構群を俯瞰しながら主体部ブロック東側に取り付き、曲輪群を経て主体部に至り、石積を仰ぎ見て主郭へ至るため、小城の主要な遺構を見学することができます。主体部ブロック西側に至るまでは、一部急傾斜となっています。

(イ) 廣澤寺ルート

主郭西側の山麓から斜面を登り主郭に至る見学路です。登り口から主郭までの所要時間は、上り 25 分、下り 15 分です。見学路は昔から残る山道(昭和 11 年(1936 年)段階では確認)を利用し、地元保存団体により整備が行われました。

見学路は、登り口から主体部まで遺構がない斜面を登ります。大半が急傾斜で裸地となり、土壌の風化も見られます。

遺構は明瞭に残りますが、北西尾根の曲輪は、一部耕作地として利用されたほ



【図 72】小城 主要遺構及び見学路周辺の枯損木・残置木位置図

か、見学路沿いには、耕作等により造られた石積も見られます。

ウ 便益施設

東屋等の便益施設は、設置されていません。

エ 樹木・植生

小城は、主体部及び遺構が存在する尾根の大半がアカマツ林となり、その他広葉樹と合わせて樹木が密集した状態で生え、史跡から眺望を得ることができません。

大城と同様に、維持管理のための支障木伐採、松枯れ被害木の伐倒駆除等が実施されており、植生環境が変化しています。また、伐採木が畝状縦堀や縦堀に残置され、史跡の景観を損ねています。大城と同様に、枯損木の倒木により遺構の毀損が生じており、また、見学路周辺の松枯れによる枯損木は、倒木により来場者に危険を及ぼすおそれがあります。主要遺構や見学路周辺にあり、遺構の保存や来場者の安全の確保に支障のある樹木は、150本以上あります（88ページ、表10）。

第4節 史跡の本質的価値と構成要素

1 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

保存活用計画では、史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素を下記のとおり区分しています。

A 史跡の本質的価値を構成する要素（表 11）

史跡の立地を含めた、史跡指定地内の遺構群によって構成されます。現在地上で確認できる遺構や、地下に残る遺構、史跡の価値付けに関係する遺物などが該当します。

B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素（表 11）

上記A以外の史跡指定地内における構成要素が該当しますが、史跡の保存、活用、整備を考える上で、以下の二つの要素に分類します。

I 史跡の保存活用に有効な要素

遺構及び周辺環境の保存活用につながる治山施設、遊歩道やサイン類などの活用の面で必要な設備が該当します。

II その他の要素

B I のいずれにも当てはまらないものが該当します。また、近世以降に史跡指定地内に造られた施設なども、ここに含みます。

C 周辺環境を構成する要素（表 12）

史跡の構成要素及び本質的価値に関係する要素の中で、史跡指定地外のものが該当しますが、保存活用計画では以下の二つの要素に分類します。

I 史跡の本質的価値に関連する要素

発掘調査結果や、立地などを考慮し、史跡小笠原氏城跡の本質的価値に直接関係する要素が該当します。

II その他の要素

史跡小笠原氏城跡と同時代にあり、歴史的にも関係がある、又は推測される要素が該当します。

2 史跡の本質的価値

(1) 井川城跡の本質的価値

井川城跡は、発掘調査により、堀や土塁を巡らせた土壇状盛土遺構が検出され、1町（約100メートル）規模の居館跡があることが分かりました。居館跡からは、礎石建物跡、青磁筍形瓶などの威信財、儀礼的様相が強い京都を意識したかわらけなど、守護クラスの居館跡を裏付ける遺構や遺物が出土しました。

また、棘の発達したサイカチが、立木の出土と花粉分析により、堀に沿って密に植栽されていたことがうかがえ、防御機能を担っていたことが考えられます。こうした守護の居館の景観をうかがえる資料が出土したことも本城跡の価値といえます。更に守護クラスの居館跡が、市街地にありながら開発されずに、全体が良好な状態で保存されていることは極めて貴重であるといえます。

これまでの発掘調査が居館の存在や範囲の把握を目的とした限定的な内容であるた

【表 11】 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

区分		要素		
		井川城跡	林城跡	
			大城	小城
A 史跡の本質的価値を構成する要素		伝檜台跡、地下遺構及び遺物、自然地形	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・竪堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・竪堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構
B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素	I 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン類	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、遊歩道・見学路	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、見学路
	II その他の要素	電柱・支線、里道、私道、公共下水道、水路、祠、その他建築物及び工作物	神社跡、市道、私道、東屋、ベンチ、排水溝、軍事工場関連跡、保存活用の支障となる樹木・枯損木、その他建築物及び工作物	後世の石積、鹿柵、ベンチ、祠、軍事工場関連跡、保存活用の支障となる樹木・枯損木、その他建築物及び工作物

【表 12】 周辺環境を構成する要素

区分		要素
C 周辺環境を構成する要素	I 史跡の本質的価値に関連する要素	保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物、史跡の本質的価値に関連する遺跡（林山腰遺跡、水番城跡）
	II その他の要素	埴原城跡、山家城跡、桐原城跡 その他史跡小笠原氏城跡に関連する城跡や寺社など

め、居館の内部構造や、周辺の土地利用、植生などの景観について今後の継続的な調査研究によって守護居館の様相を明らかにできる可能性を有する点でも高い価値を持ちます。

(2) 林城跡の本質的価値

林城跡は、尾根に沿って雛壇状に造成された曲輪群や、竪堀と一体化した堀切、主郭周辺で多用される平石積の鉢巻状の石積といった松本平に共通して見られる特徴的な城郭構造が良好な状態で保存されており、県史跡小笠原氏城跡とともに松本地方の山城の特徴や変遷を捉えることができます。

また、大城と小城の谷間（大嵩崎谷）にある林山腰遺跡からは、中世に造成された雛壇状の平場群や礎石建物跡が検出され、立地や遺構、遺物から、遺跡を含む周辺には戦国時代における小笠原氏の本拠があったと推定されます。

林城跡は、林山腰遺跡とともに、山麓に本拠を構え山城を要害とする戦国時代の典型的な領主の本拠の在り方を伝えることから、極めて高い価値を有しています。

(3) 史跡小笠原氏城跡の本質的価値

ア 信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）であること

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の侵攻により信濃を追われるまでの居城（本拠地）であることが、文献史料、発掘調査等により明らかにされています。

また、井川城跡は居館として、林城はその麓にあったと推定される居館に伴う要害であったと考えられます。

イ 室町時代から戦国時代への領主の居城（本拠地）の変遷を知ることができる

中・近世の史料と井川城跡、林山腰遺跡の出土遺物から裏付けられた、小笠原氏の井川城から林城への拠点移動は、戦国時代の軍事的な緊張の高まりの中、列島規模で行われた平地居館から山城への地域領主の拠点移動の状況を具体的に示す例といえます。

小笠原氏城跡は、我が国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城（本拠地）の在り方を示す典型例であり、保存状態も良好であることに極めて高い価値を見出すことができます。

ウ 信濃を取り巻く諸勢力の軍事的、政治的な動向をうかがうことができる

3城跡は、信濃における室町時代から戦国時代末までの遺構を残しており、信濃守護に任じられてからの小笠原氏による信濃支配に加えて、小笠原氏の分裂、武田晴信の信濃侵攻による小笠原氏の信濃退去に至るまでの変遷を示すとともに、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的な動向を知る上でも重要です。

エ 中世的な支配構造から近世的な支配構造への変化を捉えることができる

戦国時代の終焉と織豊系城郭の出現により、地域の政治状況は、方形居館や山城を中心とした中世的な支配構造から、平地の拠点城郭を核とする近世的な支配構造へと変化を遂げました。その過程を、松本市域の4キロメートル四方の中に所在する、小笠原氏城跡と松本城という中・近世の城郭遺産によって総体的に捉えることができます。

(4) 今後明らかにすべき価値

林城は、小笠原氏の信濃退去により、その居城としての役割を終えますが、その後の武田氏支配を経て、小笠原貞慶が松本に戻り支配を確立するまでの時期に山城として用いられた可能性があることが指摘されています。

現在は、林城の築城から廃城に至るまでの遺構の変遷が分かっていないため、小笠原氏退去前後における城の構造変化を明らかにすることはできません。県史跡小笠原氏城跡をはじめとする周辺の山城を含めた調査研究により、小笠原氏退去後の林城についても学術的な評価が行われ、新たな価値を見出せる可能性があります。

第4章 史跡の現状と課題

第1節 史跡指定地全体

1 史跡指定地及び周辺

- ・遺構の確認できる範囲と推定範囲に未指定地を含むことから、史跡としての保護を図ることができません。
- ・私有地の整備に当たり、地権者への配慮、合意形成が必要です。また、整備内容により、市有地の公有化が必要です。
- ・史跡の保存活用、整備に当たり、史跡指定地内の私有地の現状の土地利用状況や指定地周辺の環境に配慮が必要です。
- ・付近の公共施設や幹線道路からの誘導看板等がないため、見学者が史跡にアクセスしにくくなっています。
- ・松本市が管理団体として行う史跡の保存管理について、土地所有者の合意を得ながら実施する必要があります。

2 遺構及び遺物

- ・発掘調査範囲が限定的で、埋没遺構等の全容が分かっていません。また、史跡の保存や整備に必要となる遺構深度等の基礎的な情報が不足しています。
- ・樹木が遺構に影響を与えているおそれがあります。
- ・遺構表示等がされておらず、見学者が現地で遺構を理解することができません。
- ・遺構が地下遺構として埋没していることで保護が図られている一方で、遺構を視覚的に把握できず、見学者に史跡本来の姿を伝えることができません。

3 便益施設

- ・バス等の公共交通機関を利用した3城の周遊ができない上、専用の駐車場やタクシー等の乗降スペースがありません。
- ・史跡にトイレ等の便益施設がなく、史跡の活用等に支障が生じています。
- ・見学者が現地で遺物や情報に触れられるガイド機能を持った施設がありません。

第2節 井川城跡

1 史跡指定地及び周辺

- ・現在の史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡本体の一部にとどまるため、居館跡全体を史跡として一体的に保存活用することができません。
- ・史跡指定地の今後の整備に当たり、私有地の公有化が必要な場合があります。
- ・史跡指定地の見学者の私有地への立入り、ごみのポイ捨て等の迷惑行為が懸念され、史跡指定範囲の私有地及び指定範囲に隣接する未指定地との境に柵等を設置する必要があります。
- ・隣接する保育園や近隣の学校での活用があることから、児童生徒の安全確保や親しみ

を持ってもらえるような配慮が必要です。

- ・ 史跡指定指定地の民有地や隣接する未指定地では耕作等が行われており、史跡の保存活用にあたり、現状の土地利用状況等に配慮が必要です。また、史跡は市街地にあり、周囲住宅地等の生活環境等への配慮が必要です。
- ・ 伝檜台跡以外の遺構は埋没しており、耕作地と休耕地が広がる現状では、往時の居館の姿を現地で理解することが困難です。こうした現状では、史跡の価値や意義が理解してもらえず、保存活用に疑義が生じかねません。

2 保存

- ・ 伝檜台は、居館跡を構成する遺構の可能性が高いものの、未調査であるためどのような遺構であるか分かっていません。
- ・ 伝檜台には高木を含む樹木が生育し、遺構への影響、枝の落下等が懸念されます。
- ・ 出入口（虎口）の遺構に下水道が通っていますが、移設が難しいのが現状です。
- ・ 指定地東側はかつて土取りが行われており、地形改変、遺構の滅失に留意が必要です。
- ・ 史跡内を通過している下水道の本管及びマンホール等の改修時の掘削の際、地下遺構の保存に留意が必要です。

3 活用

【サイン類】

- ・ 幹線道路等からの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。
- ・ 私道（未指定地）を通らないアクセス方法が周知されていません。
- ・ 遺構表示サイン等が不足し、居館跡の姿や遺構の状況を理解することができません。

【便益施設】

- ・ 史跡の周囲の河川及び史跡内の水路は、柵や蓋等がないため、現状では見学者等が転落するおそれがあります。
- ・ 近隣に公衆トイレや、見学者が利用できる公共施設がありません。
- ・ 伝檜台の緑陰以外に日陰がなく、ベンチ等も設置されていないため、見学者が休憩できる場所がありません。

【見学路、動線】

- ・ 里道及び私道は、通勤通学や散策等の通行者が多く、整備に当たって留意が必要です。
- ・ 除草等の管理を行うに当たり、管理用車両の進入が必要ですが、警告表示等がないため、一般車両の史跡内への進入による私有地への立入りや、遺構の毀損のおそれがあります。
- ・ 見学路が設定されておらず、遺構が埋没していることから、史跡の価値を理解することが困難です。
- ・ 伝檜台へ通じる通路上の畦畔ブロックは、傾斜や段差が生じ歩きにくくなっています。

【周辺環境】

- ・ 草木の繁茂により史跡の景観、近隣住宅地や農地の環境に悪影響を与えています。
- ・ 公有地内に残る使用されていない電柱や、工作物等は史跡の景観阻害要因や整備時の



【図 73】井川城跡 現状課題図

支障となる場合があります。

・指定地東側の水はけが悪く、水没や湿地化により立入りが困難となり、除草等の維持管理、見学等の支障となっています。既存の排水用水路・暗渠も考慮した排水計画を検討する必要があります。

第3節 大城

1 指定地及び周辺

・史跡指定地から周辺道路への落石が見られます。
・金華橋登り口付近の保安林に設置された治山施設の保全等の工事が予想されます。
・支障木の特定、遺構への影響の程度が把握できていません。
・大城と小城の間にある林山腰遺跡に居館があったことが推定されており、今後さらに調査を行い、居館の状況や大城と小城との関係等を明らかにする必要があります。

2 保存

・浸食や遊歩道の拡幅による遺構の毀損箇所が見られます。
・土塁や切岸等の遺構上を往来することにより、遺構の毀損が見られます。
・石積は、崩落や毀損のおそれがあり、遺構の保存や見学者の安全確保のための措置が必要です。特に主体部の曲輪の外側を巻く石積は、曲輪からおおよそ4～5メートルの高さにあり、崩落による遺構の毀損防止や見学者の安全確保のための措置が必要です。
・石積の現状記録・詳細調査が行われておらず、石積の保存管理に必要な毀損状況等の情報がありません。
・石積の多くが埋没しており、未調査であることから、見学者に本来の姿を伝えることができません。
・松枯れの進行により樹木が面的に失われることで、下草の繁茂や、雨水の影響等遺構の保存、活用の環境変化が懸念されます。
・石積や土塁上の樹木の倒木や根の押出し等により、遺構が毀損するおそれがあります。
・マウンテンバイク等の軽車両の乗り入れは、遺構を毀損するおそれがあります。
・曲輪2で建物跡が確認されていますが、その他の地下遺構の状況が分かっていません。
・遺構の適切な保護措置や整備時に必要となる地下遺構の深度・分布や毀損の状況が不明です。

3 活用

【サイン類】

・設置者や設置時期により、表示、デザインに差異があり、見学者等に提供する情報の過不足や劣化状況等が把握できていません。
・見どころ、歩きやすさ、注意喚起等の見学に必要な案内が不足し、情報を提示できていません。また、情報が古いものや破損しているものもあります。
・山麓には、主体部に通じる車道への誘導サインが設置されているため、動線計画にあ

わせて内容を見直す必要があります。

- ・幹線道路からの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。

【見学路・管理用動線】

- ・車道（市道部分）の山側法面がオーバーハングしていることから、崩落による人的被害、遺構の毀損、車両等の通行阻害のおそれがあります

- ・史跡の大半は私有地であるため、車道の取扱いや整備には地権者の合意形成が必要です。

- ・市所管の遊歩道と、地域住民等が整備し、管理を行う見学路があることから、整備に当たり、関係する団体等との協議が必要です。

- ・遊歩道の一部が未指定地であるため、国庫補助事業としての一体的な整備ができません。

- ・橋倉から化粧井戸を經由して主体部に至るルートは、夏から秋にかけて草木の繁茂により通行が難しくなっています。

- ・遊歩道及び見学路の一部は急傾斜であり、転落のおそれのある箇所等もありますが、階段や柵等の整備、注意喚起のサイン類が不足しています。

- ・後世に造られた道を利用しているため、見学者が遊歩道及び見学路を当時の城内通路と誤解してしまうおそれがあります。

- ・雨水等の浸食により窪みが生じ、水路となることによって浸食が進行しています。

- ・浸食により、岩盤や樹根等が地表に露出し、歩きにくくなっています。

【城内通路】

- ・対外的な道と曲輪間の連絡用通路等、複数系統の城内通路が残っている可能性がありますが、それぞれの系統を区別することが困難で、城内通路の全体像が分かっていません。

- ・別系統の城内通路をつなげることにより、見学者に誤った情報を伝えるおそれがあります。

- ・縄張調査のみでは不明な箇所があるため、発掘調査が必要です。

- ・既存の遊歩道及び見学路の一部が、当時の城内通路を踏襲している可能性もあり、留意が必要です。

【便益施設】

- ・最寄りの駐車場から近い登り口（金華橋側）までの距離が500メートル以上あり、付近への路上駐車が見られます。

- ・城域が広く見学に時間を要し、トイレの必要な状況ですが、現地には恒久的なトイレがありません。

- ・トイレが利用できる公共施設は距離が離れており、当該施設が休館日の場合は利用できません。

- ・既存の東屋やベンチは、史跡活用上の位置付けが明確でなく、管理や将来的な取扱い方針が検討されていません。

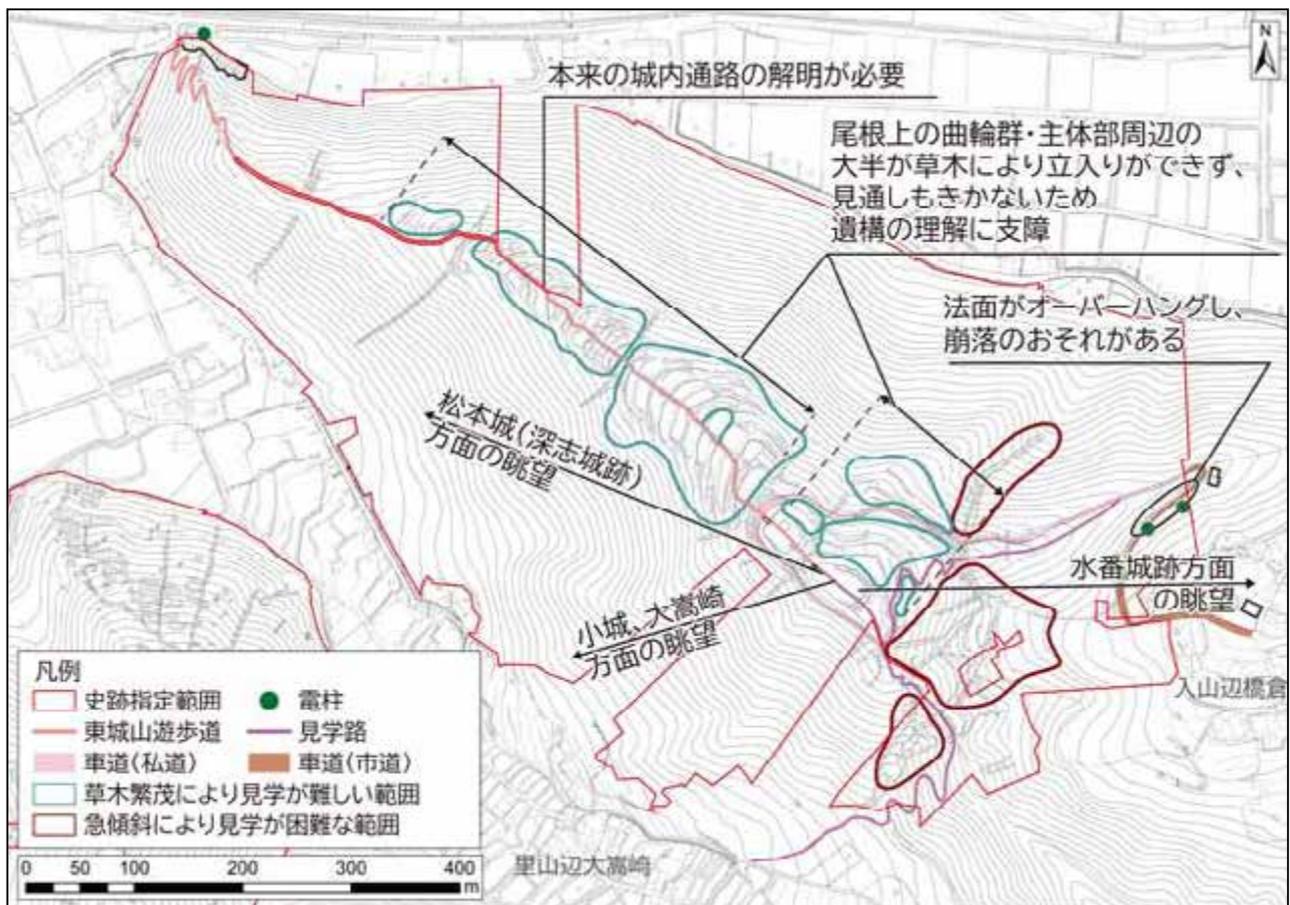
- ・カラーベンチや劣化したベンチは、管理者が不明であり、史跡の景観を損ねています。

【樹木・植生】

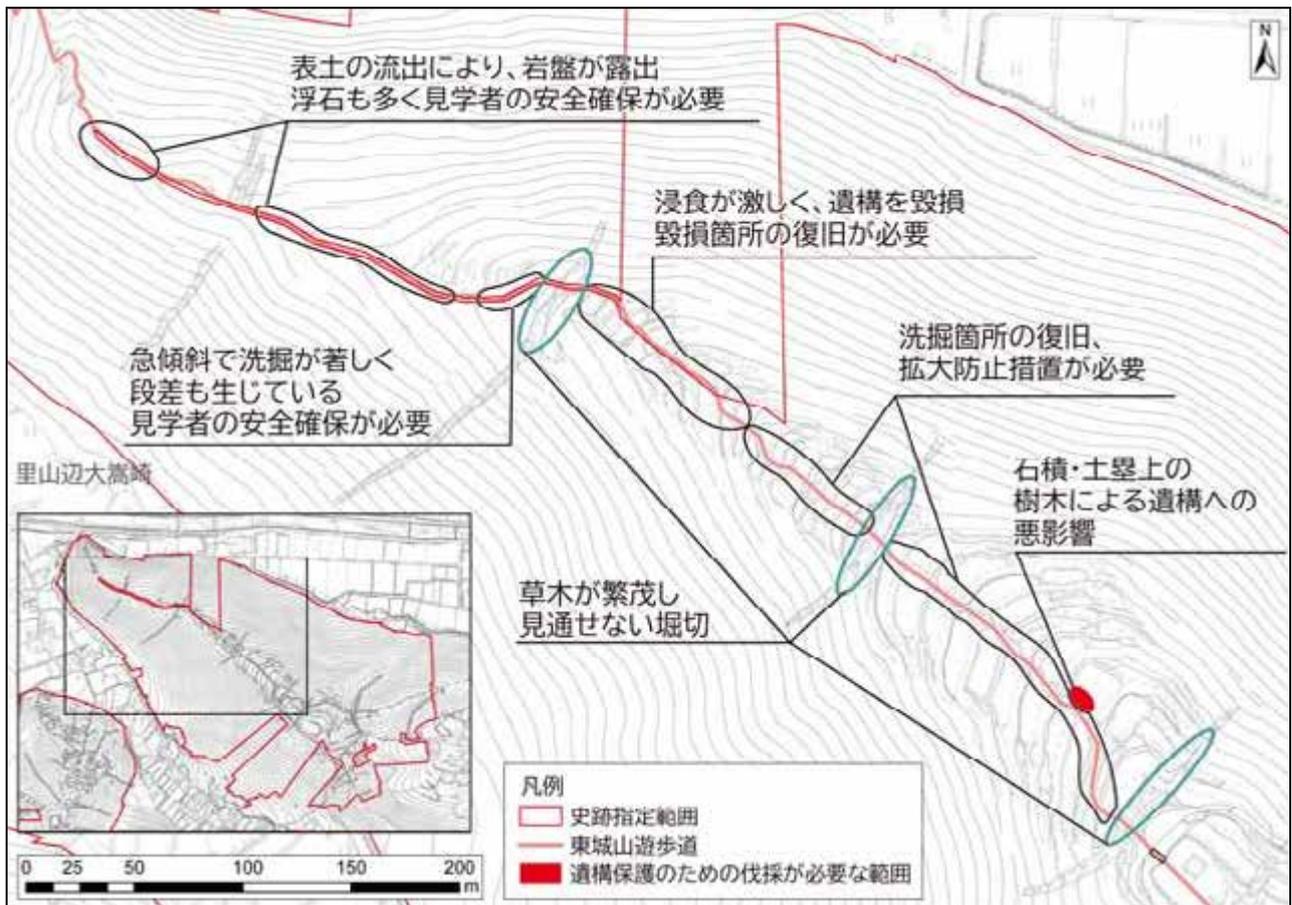
- ・堀切や切岸に落ち葉や土砂が堆積しており、本来の遺構の姿を見るできません。
- ・曲輪の大半は、主郭周辺の一部を除き草木により立入りができず、見通しも利かないため、遺構理解の妨げになっています。
- ・松くい虫の被害木は、伐採時にくん蒸処理が必要となる場合があり、残置された樹木が遺構の理解を妨げたり、史跡内の景観阻害要因となっています。
- ・樹木により史跡から周囲の関連遺跡（小城、大嵩崎（林山腰遺跡）、深志城等）が眺望できず、広域的な遺跡の理解を妨げています。

【遺構の改変箇所】

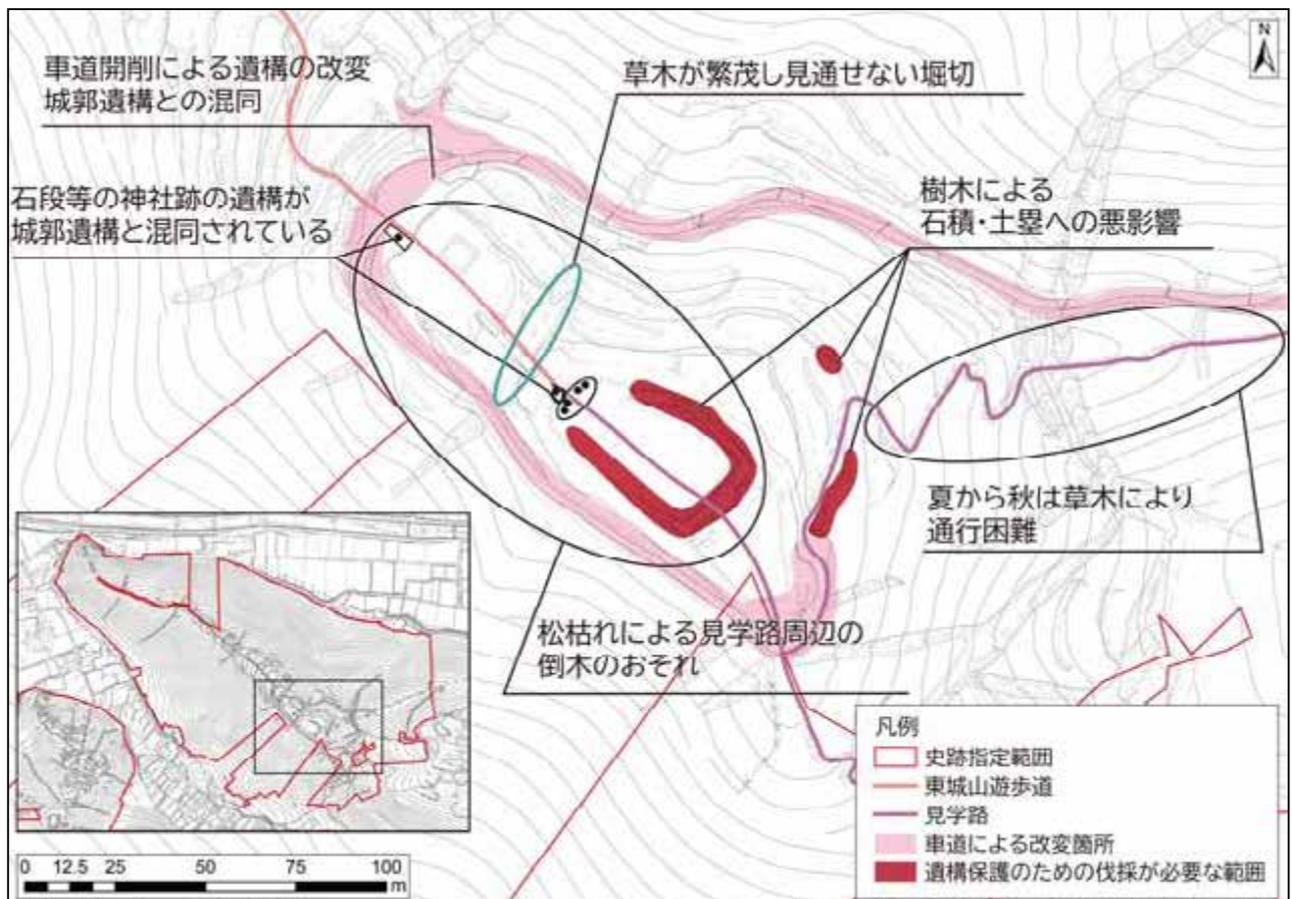
- ・主体部周辺の曲輪 3、9、10、堀切 D、E、K や土塁は、車道開削時に削平を受け、本来の形状が分からなくなっています。
- ・主郭や堀切 E の土橋に、後世の改変とされる石積が残っていますが、未調査です。
- ・主体部に残る石段や土橋、礎石等の後世の改変による遺構が本来の城郭遺構と誤解されることで史跡の理解を妨げています。
- ・遊歩道により遺構が改変されており、本来の遺構の姿が分かっていません。



【図 74】大城 現状課題図（全体図）



【図75】大城 現状課題図（西北西尾根）



【図76】大城 現状課題図（主体部）

第4節 小城

1 史跡指定地及び周辺

- ・ 史跡指定地から周辺道路への落石のおそれがあります。
- ・ 史跡指定範囲西側の保安林に設置された治山施設の保全等の工事が予想されます。

2 保存

【石積】

- ・ 主郭北側から北東側の石積を除き現状記録・詳細調査が行われておらず、石積の保存管理に必要な毀損状況等の情報はありません。
- ・ 石積の崩落や毀損により、史跡の本質的価値が失われたり、見学者の安全確保の支障となるおそれがあります。
- ・ 主郭石積の崩落箇所が、主郭への出入口として使われるおそれがあります。
- ・ 主郭石積は、見学者の接近が容易な状況にありますが、上端が曲輪2からおよそ4メートルにあるため、崩落による遺構の毀損防止や見学者の安全確保のための措置が必要です。
- ・ 石積が埋没している箇所があり、未調査であることから、見学者に本来の姿を伝えることができません。

【発掘調査】

- ・ 発掘調査は主郭で実施していますが、限定的なため、建物跡等の城郭構造が不明です。
- ・ 遺構の適切な保護措置や整備時に必要となる地下遺構の深度・分布や毀損状況が不明です。

【樹木・植生】

- ・ 樹木の枯損・倒木により、遺構の毀損や見学者の安全に悪影響が及ぶおそれがあります。
- ・ 松枯れの進行により樹木が面的に失われることで、下草の繁茂や、雨水の影響等遺構の保存、活用の環境変化が懸念されます。
- ・ 支障木の特定、遺構への影響の程度が把握できていません。
- ・ 石積や土塁上の樹木の倒木や根の押出し等により、遺構が毀損するおそれがあります。

3 活用

【サイン類】

- ・ 設置者や設置時期により、表示、デザインに差異があり、見学者等に提供する情報の過不足や劣化状況等が把握できていません。
- ・ 情報が古いものや破損しているものがあります。
- ・ 登り口までの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。

【見学路・動線】

- ・ 地元住民等が整備し、管理を行っているため、整備に当たり関係する団体等との協議が必要です。

- ・見どころ、歩きやすさ、注意喚起等の見学に必要な案内が不足し、情報を提示できていません。
- ・遊歩道及び見学路の一部は急傾斜であり、転落のおそれのある箇所等もありますが、階段や柵等の整備、注意喚起のサイン類が不足しています。
- ・後世に造られた道を利用しているため、見学者が見学路を当時の城内通路と誤解してしまうおそれがあります。
- ・救急車両や管理車両の乗り入れができず、山麓に駐車場もないため保存活用に当たり支障が生じます。

【城内通路】

- ・既存の見学路の一部が、当時の城内通路を踏襲している可能性に留意が必要です。
- ・北尾根及び北西尾根に残る城内通路は、急傾斜であり、通行するのは困難です。

【便益施設】

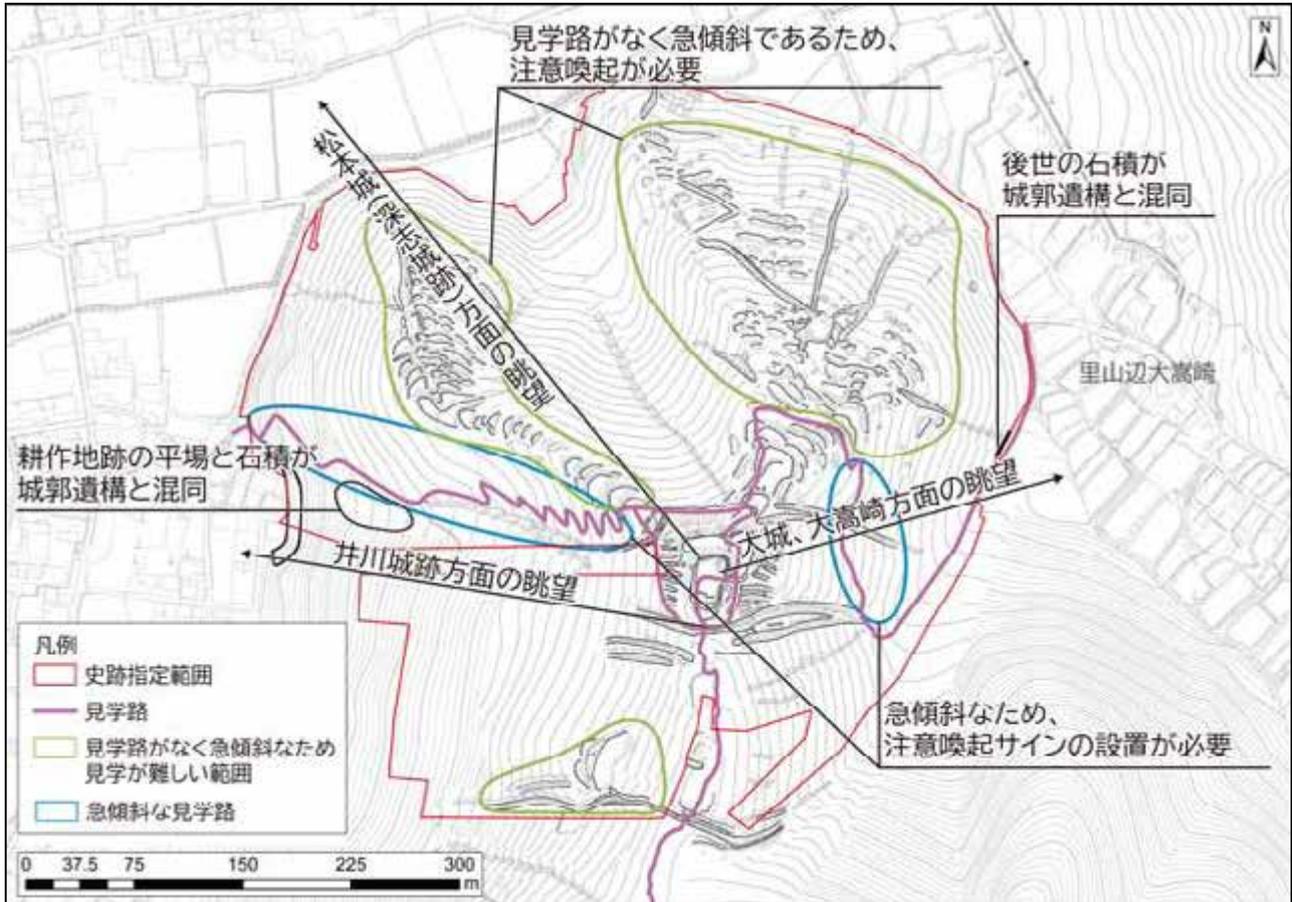
- ・最寄りの駐車場から近い登り口（大嵩崎側）までの距離が1.3キロ以上あり、付近への路上駐車が見られます。
- ・城域が広く見学に時間を要し、トイレが必要な状況ですが、トイレが設置されていません。また、トイレが利用できる公共施設は距離が離れており、当該施設が休館日の場合は利用できません。
- ・東屋等休憩施設の設置について具体的な検討がされていません。

【樹木・植生】

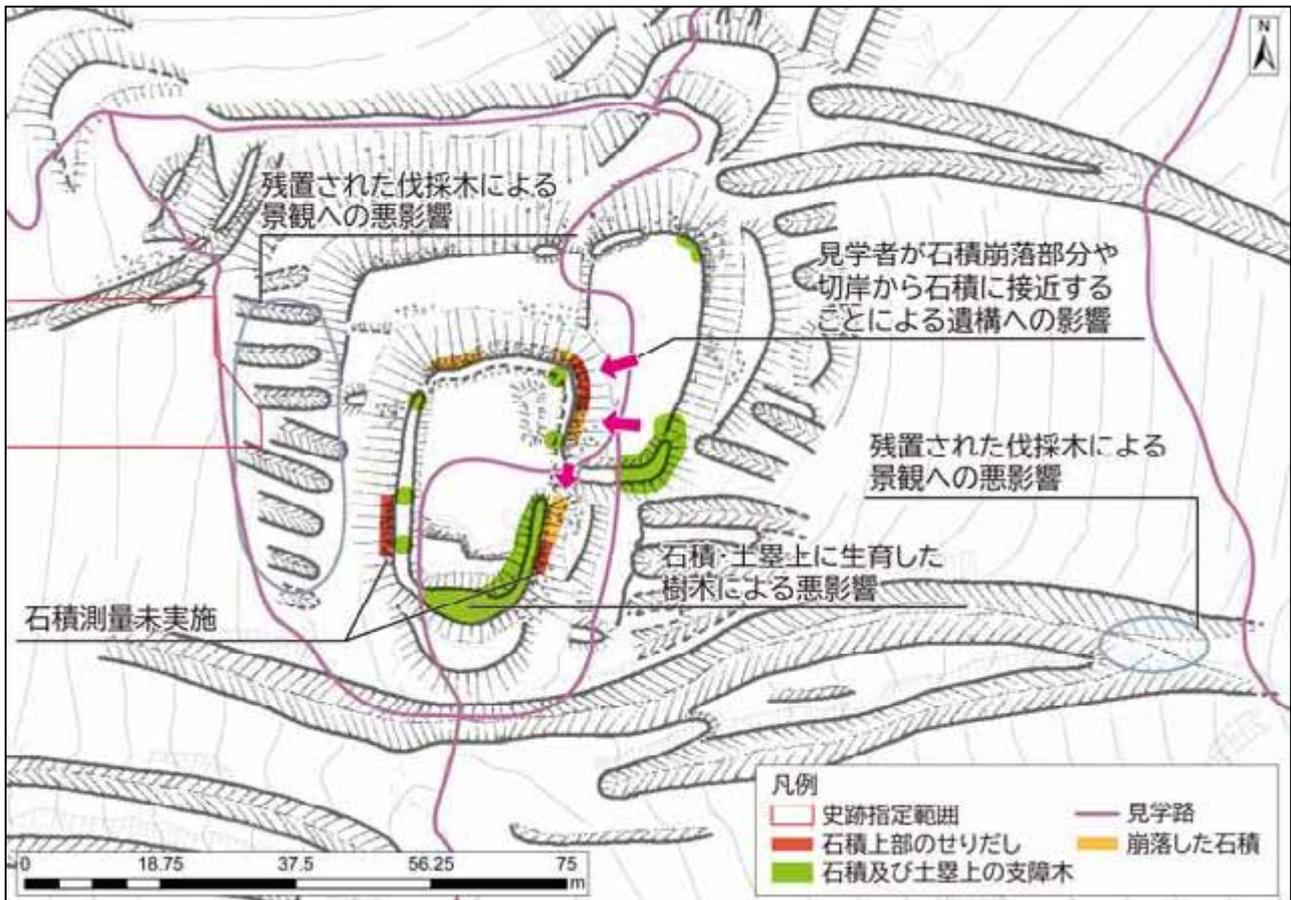
- ・松くい虫の被害木は、伐採時にくん蒸処理が必要となる場合があり、残置された樹木が遺構の理解を妨げたり、史跡内の景観阻害要因となっています。
- ・樹木により史跡から周囲の関連遺跡（井川城跡、大城、大嵩崎（林山腰遺跡）、深志城等）が眺望できず、広域的な遺跡の理解が困難となっています。
- ・堀切や切岸に落ち葉や土砂が堆積しており、本来の遺構の姿を見ることができません。

【改変箇所】

- ・主郭に改変されたと思われる石積が見られるほか、見学路周辺に耕作地跡の石積が残り、本来の城郭遺構と誤解されることで、史跡の理解に支障となっています。
- ・主郭の改変されたと思われる石積は、未調査であり、本来の姿が分かっていません。



【図 77】小城 現状課題図（全体図）



【図 78】小城 現状課題図（主体部）

第5章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

史跡小笠原氏城跡は、室町時代から戦国時代までの間、信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）として機能し、発掘調査の成果により、井川城から林城への拠点移動の様子を確認することができます。こうした在り方は、戦国時代における列島規模の動きである平地の居館から山城への領主の拠点移動の状況を示す典型であるとともに、室町時代から近世初頭までの信濃を取り巻く軍事的政治的な動向を示唆するものと捉えることができます。そして、小笠原氏城跡と近世城郭である松本城と合わせることによって、方形居館や山城を中心とした支配から平地の拠点城郭を核とする支配へと、中世から近世に至る領主の支配構造の変化を一体的に捉えることができます。

また、本質的価値を構成する城郭遺構は、城郭としての機能を失った最終段階の姿として、信濃守護小笠原氏の動向に加え、小笠原氏退去後の府中一帯の情勢変化の痕跡を現在に伝えています。

こうした要素は、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を示すものであり、次世代へ確実に継承していかなくてはなりません。そのためには、市民に親しまれ、多くの人から大切にされながら、史跡の持つ価値や魅力を理解してもらえる整備を行う必要があります。そこで、本計画では、史跡小笠原氏城跡の目指す将来の姿「大綱」を下記に示し基本理念とします。

- 信濃守護小笠原氏の拠点移動や府中一帯の政治的、軍事的動向を城郭遺構から体感できる整備を目指す。

第2節 基本方針

1 整備の基本方針

保存活用計画と大綱に基づき、基本方針を下記のように示します。

- (1) 遺構の保存を第一とし、段階的な整備を行います。
- (2) 史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえるよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら整備を行います。
- (3) 史跡の景観に調和した整備を行い、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を活用できるよう、市民に親しまれる整備を行います。
- (4) 室町時代から近世初頭までの城館の姿を体感できる整備を行います。

2 整備の方向性

前述までの基本理念、基本方針、史跡の現状と課題を基に整備の方向性を示します。

(1) 井川城跡

ア 現在公有地となっている箇所を中心に部分的な整備を行い、史跡の追加指定と指定地の公有化によって保存範囲の拡大を図りながら、段階的な整備を行います。

イ 中世の居館の雰囲気を感じながら、史跡の理解を深められるよう、サイン類による情報の提示、遺構表示や復元整備等により、遺構の顕在化を行います。

ウ 市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域活動の場として活用できる整備を行います。

(2) 林城跡

ア 石積を始めとした露出遺構は毀損のおそれがあり、現状記録調査と破損状況調査に基づく保存のための整備を計画的に行います。

イ 史跡指定範囲が広いことから、活用のための整備は遊歩道・見学路沿いや主要な遺構が集中している範囲を中心に行います。

ウ 特徴的な遺構や城跡の構造等に関するサイン類の設置等によって、史跡の理解を手助けし、遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるようにします。

3 整備の時代設定

史跡小笠原氏城跡は、信濃守護小笠原氏の居城であり、室町時代から戦国時代の軍事的状況下における地域領主の拠点の変遷を示しています。正確な廃城時期が不明で、その後の信濃を巡る争いで、引き続き使用されたことも考えられることから、付加された遺構等についても同様とし、整備の時代設定を下記のとおり示します。

(1) 井川城跡

発掘調査において、15世紀第2四半期には、曲輪の造成が行われていることが確認でき、建物跡の遺構や威信財を含む多くの遺物が出土している15世紀中葉を整備の時代設定とします。

(2) 林城跡

発掘調査は限定的に行われたのみで、縄張や遺構の時期を特定することができないため、現在残る本質的価値を持つ要素（表11）を、城郭の最終期の姿として捉え、戦国時代末（16世紀末）を整備の時代設定とします。

第6章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1 全体計画

(1) 整備方針

史跡小笠原氏城跡は、市街地と山地といった異なる環境にあり、指定範囲も広域であることから、段階的に整備を行い、史跡の本質的価値の保存活用を図ります。

本計画の対象期間である10年間では、史跡の本質的価値の保存のための整備に着手した後、中世の城館跡を体感できるよう、活用のための整備に着手します。

(2) 保存のための整備

文化財保護法において設置が義務付けられている標識及び境界標を設置します。

遺構は、破損状況調査や、三次元計測等の現状記録調査を実施し、修復や毀損防止措置を計画的に行います。現状で、大城の遊歩道部分の遺構や土塁に毀損が生じているため、修復を行います。また、崩落のおそれのある石積や斜面は定期的な観測を行うことで毀損の未然防止を図ります。

根等により遺構に影響を与えている樹木は、伐採後の遺構や植生への影響を検討し、伐採を行います。松枯れ等により枯損した樹木は、倒木による遺構の毀損、見学者への危険につながることから伐採します。

城郭が築かれた地形は、構造を理解するために必要であることから、保護層を設けるなどし、保護を図ります。また、山城は急傾斜地であり、落石や土砂崩落が懸念されることから、遺構の保護と周辺住民の安全のために、落石・崩落防止等の地形保全の在り方について検討します。

(3) 活用のための整備

ア 井川城跡

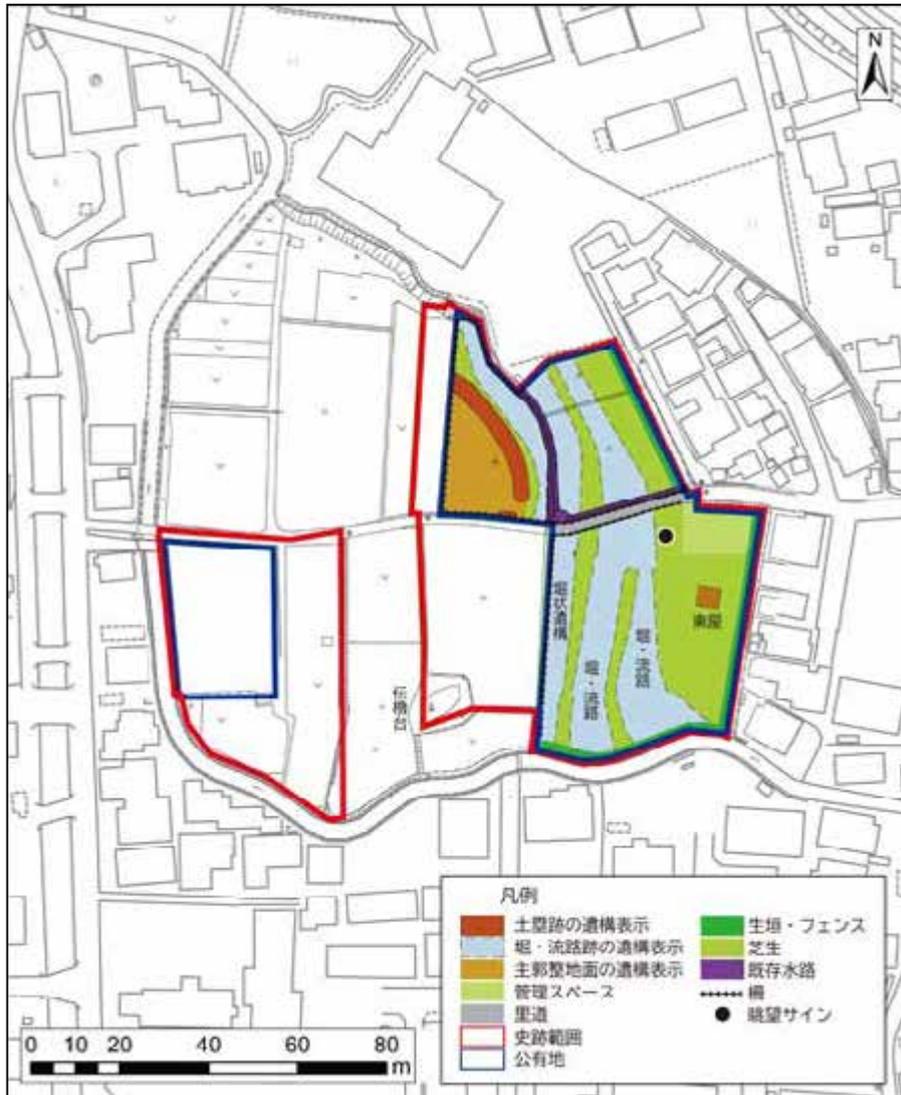
周辺の土地利用状況や生活空間に配慮しながら、公有地を中心に段階的な整備を実施します。中世の居館を顕在化させるため、埋没遺構の遺構表示の方法を検討し、発掘調査を行い土塁と堀で囲まれた空間を顕在化します。また、市街地に位置し、教育機関も近いことから、憩いの場や社会教育活動の場としての機能を併設します。

見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるためのサイン類や動線の整備を行います。また、史跡の保存活用を進めるため、駐車場やトイレ等の便益施設の設置、管理車両や緊急車両の動線について検討します。

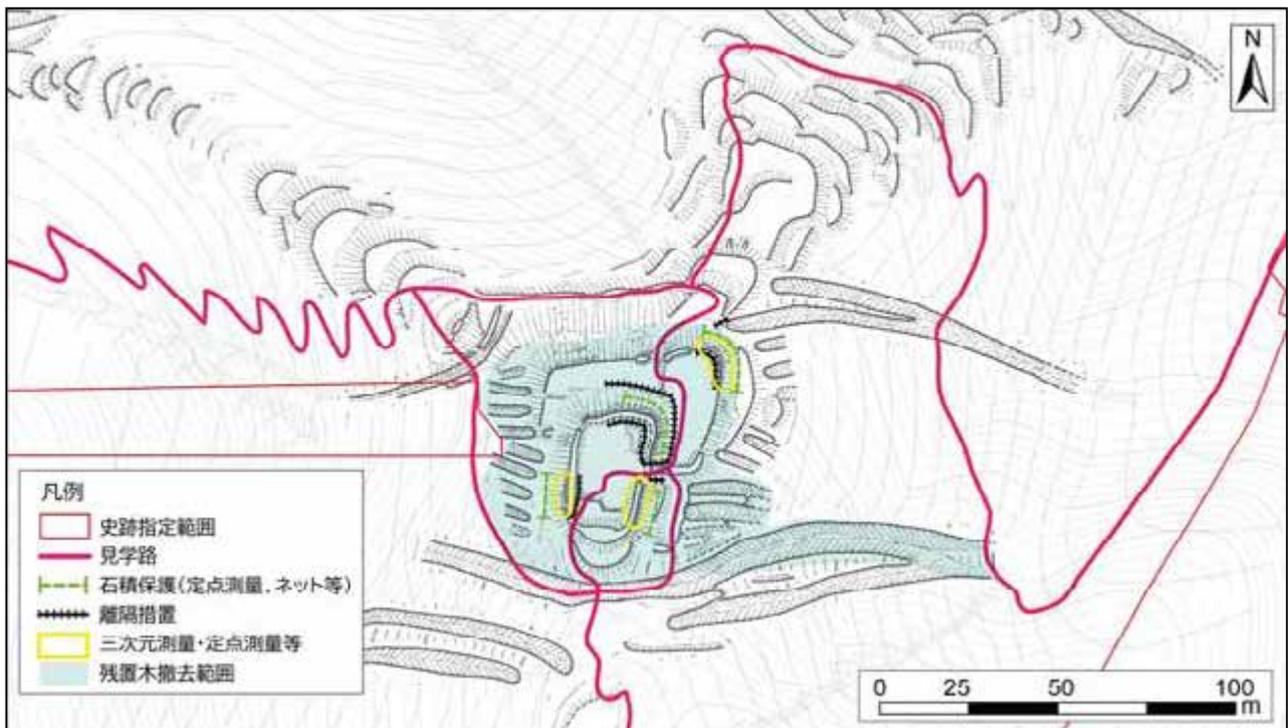
イ 大城

指定範囲が広いため、主要遺構が集中している範囲と遊歩道・見学路沿いを中心に段階的な整備を実施します。

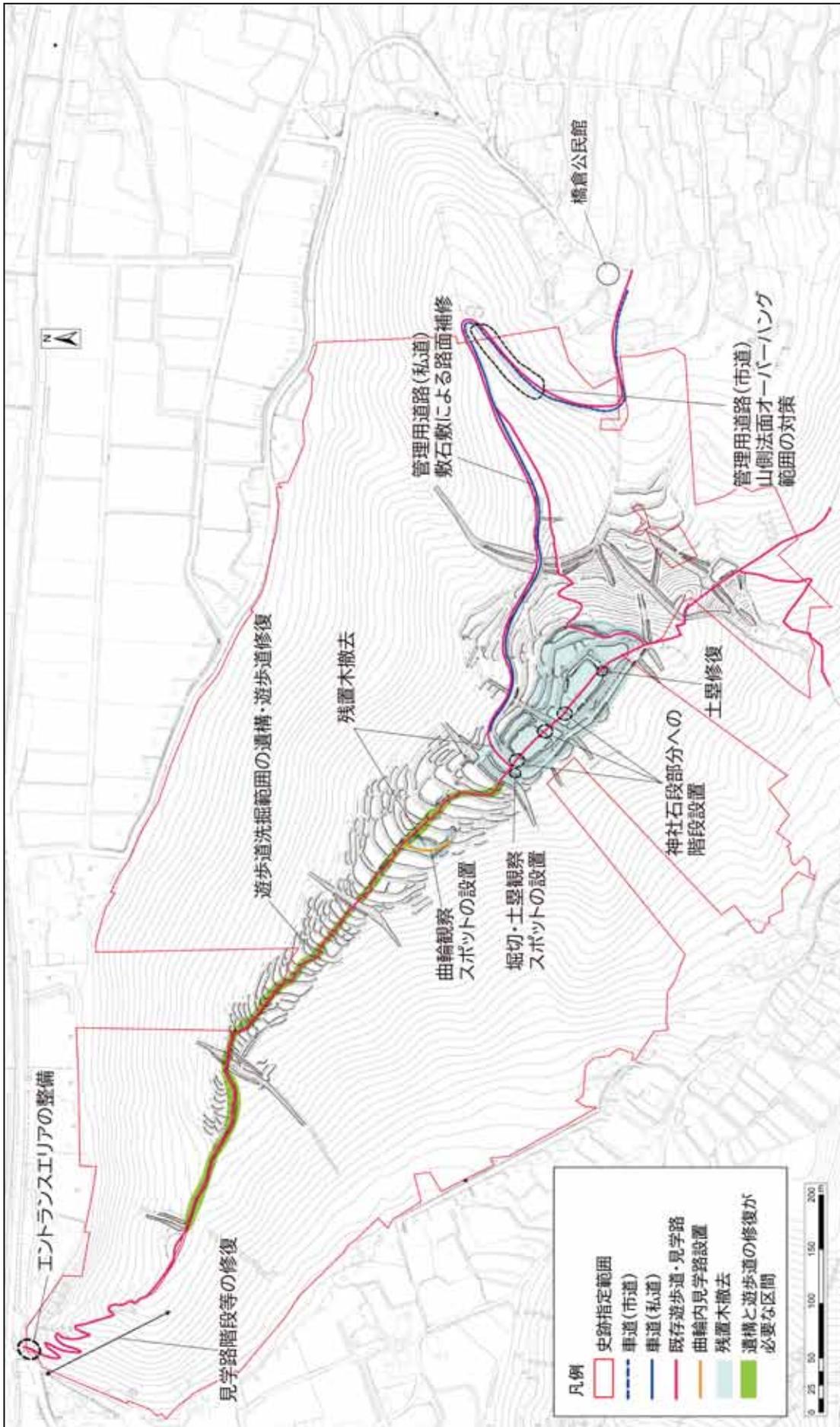
大城の特徴である、主体部に近づくにつれて変化する曲輪と切岸の構造、石積、堀切からつながる豎堀を体感できるよう、遺構の観察スポットの設置やサイン類整備を行います。



【図 79】井川城跡 整備箇所



【図 80】小城 整備箇所



【図81】大城 整備箇所

また、見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるためのサイン類や動線の整備を行います。改変された遺構は、史跡の本質的価値の理解に支障を与えることから、復元や改変を示す案内に整備等を検討します。史跡の保存活用を進めるため、駐車場やトイレ等の便益施設の設置、既存車道の取扱いについて検討します。

ウ 小城

指定範囲が広いため、主要遺構が集中している範囲と遊歩道・見学路沿いを中心に段階的な整備を実施します。

見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるための説明板の設置、見学路の急傾斜地等の危険箇所への注意喚起サインの設置等のサイン類の整備を行います。

2 地区区分計画

保存活用計画で定めた地区区分を基に、井川城跡、林大城、林小城のそれぞれについて、本計画での地区区分を設定し、各地区の整備方針、短期及び中・長期の整備内容を整理します。地区区分に当たり、大城と小城の周辺エリアは林城周辺エリアとして一括して区分します。

(1) 地区区分の概要

ア 井川城跡

(ア) 主郭遺構表示エリア

保存活用計画でA-2区（主要遺構が残る公有地域）とした区域の一部であり、発掘調査により、堀状遺構及び土塁に囲まれた居館の一部であることが明らかになっているエリアです。建物跡や虎口と推定される遺構の一部も確認されています。

(イ) 主郭維持管理エリア

保存活用計画ではA-1区（主要遺構が残る民有地域）とした区域の一部であり、指定地東側のうち、私有地の区域です。発掘調査により、土塁と堀に囲まれた居館の一部であることが確認されており、唯一の露出遺構である伝櫓台跡も残存しています。現状は休耕地となっており、除草管理を行っています。エリア南側は水はけが悪く、降雨後に水没する範囲があります。

(ウ) 主郭耕作地エリア

保存活用計画ではA-1区（主要遺構が残る民有地域）とした区域の一部であり、指定地西側のうち、私有地の区域です。発掘調査により土塁と堀に囲まれた居館跡の一部、建物跡が確認されています。現状は耕作地として利用されており、耕作者や農業用車両の通行は、東側郭外活用整備エリアの里道を利用しています。本計画で整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアに隣接しており、現状の土地利用に支障が及ばないように、配慮が必要なエリアです。

(エ) 主郭管理用エリア

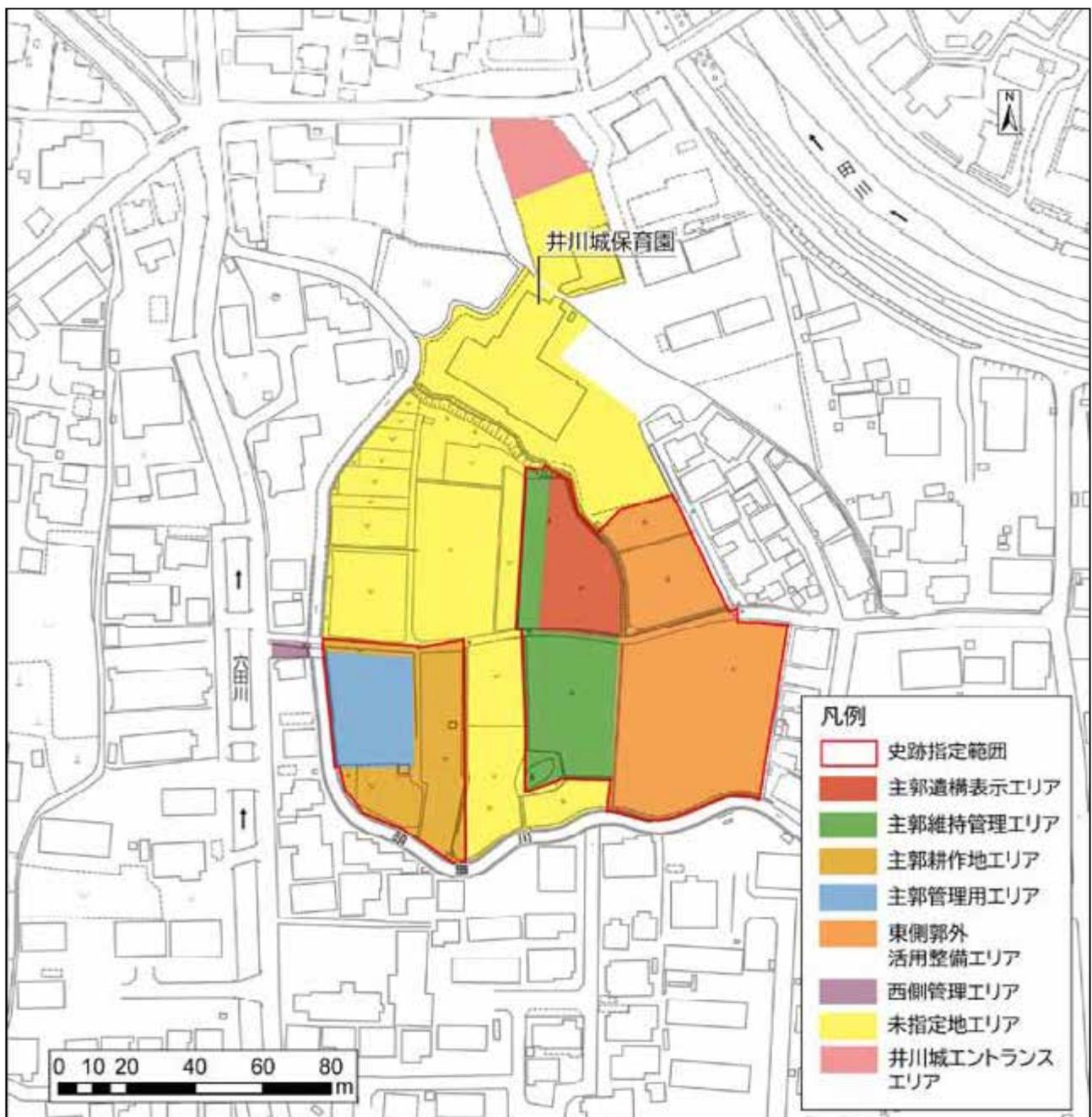
保存活用計画ではA-2区（主要遺構が残る公有地域）とした区域の一部で

あり、指定地西側のうち、公有地の区域です。発掘調査は行われていませんが、隣接地等の発掘調査成果から、堀跡、土塁が埋没遺構として残存していることが推定されています。現状は更地（公有化前は宅地）であり、除草管理を行っており、管理用車両の一時的な乗入れ等をしています。

(オ) 東側郭外活用整備エリア

保存活用計画でA-2区（主要遺構が残る公有地区域）とした区域の一部で、指定地東側のうち公有地の範囲であり、史跡への東側からのエントランスとなる区域です。発掘調査により、堀、流路遺構、中世の整地面が確認されています。

エリア南側は、発掘調査により、堀跡、整地層などが確認されています。現状は休耕地となっており、除草管理を行っています。水はけが悪く、おおむね6月



【図 82】井川城跡 地区区分図

から9月までは、降雨後に敷地が長期間水没することが多く、史跡の保存活用に支障が生じています。

(力) 西側管理エリア

史跡指定範囲外ですが、史跡西側の市道と指定地の接続のため公有化した区域です。アスファルト舗装され、コンクリート製の橋で指定地と接続しています。

(キ) 未指定地エリア

保存活用計画で今後保護を検討する範囲とした区域であり、郭内の私有地と郭外の井川城保育園用地の範囲です。史跡指定範囲に隣接し、発掘調査成果から居館跡及び郭外の遺構が確認されていたり、存在が推定されている区域であり、遺構の保存に配慮が必要です。

郭内の範囲は、耕作地として利用されており、耕作者や農業用車両の通行は、東側郭外活用整備エリアの里道を利用し、本計画で整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアに隣接していることから、史跡整備、活用にあたり土地所有者等の土地利用に支障が及ばないように配慮が必要な区域です。

(ク) 井川城エントランスエリア

井川城保育園の駐車場の範囲であり、井川城跡見学者の駐車場として想定している場所です。保育園利用者、地元住民等との協議を行い、了承を得た上で、保育園駐車場の一部を井川城見学者の駐車場として利用するものです。

イ 大城

(ア) 主体部遺構エリア

保存活用計画ではA-a区(主郭(曲輪1))を中心とした主要遺構が残る区域とした区域であり、主郭を中心とした主体部の遺構群で構成されたエリアです。城郭の中枢部に当たり、曲輪、土塁、石積など史跡の本質的価値を構成する要素が集中しており、城郭構造を理解するのに好適なエリアです。

(イ) 主体部南東側遺構エリア

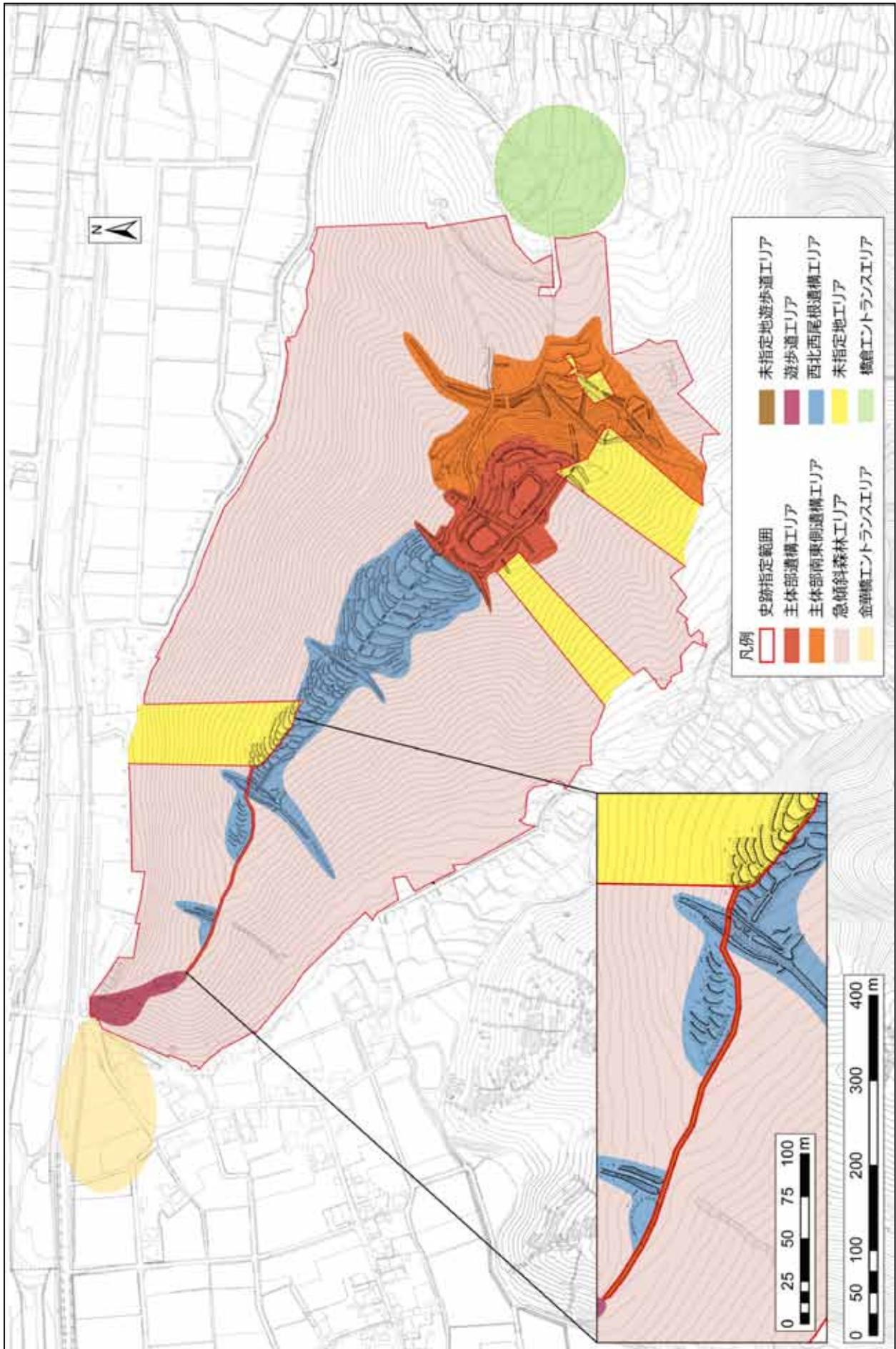
保存活用計画ではA-b区(主要遺構が残る区域)とした区域の一部であり、主体部南東側に位置する堀切・豎堀を中心に構成されたエリアです。水番所と伝わる曲輪や、井戸跡(化粧井戸)、規模の大きい三重堀切といった特徴的な遺構があります。橋倉ルートから井戸跡(化粧井戸)を経由して主郭に至る見学路が通過しています。

(ウ) 西北西尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区(主要遺構が残る区域)とした区域の一部であり、大城の特徴である、尾根沿いに広がる曲輪群が見られるエリアです。東城山遊歩道がエリア内を通過しており、主体部に近づくにつれ変化する曲輪の形状、切岸の高さといった大城の特徴を、遊歩道沿いに見学することができます。

(エ) 遊歩道エリア

保存活用計画ではB区(急傾斜森林区域)とした区域の一部であり、金華橋側登り口から東城山遊歩道が尾根の先端に至るまでの急傾斜なエリアです。曲輪等の城郭遺構は確認されていません。保存活用計画ではB区(急傾斜森林区域)とした区域の



【図 83】大城 地区区分図

一部であり、東城山遊歩道の登り口周辺のエリアです。後述のように、東城山遊歩道をメインの見学者動線とすることから、大城のメインエントランスとなるエリアであり、来場者の史跡への導入口として整備する必要がある地域です。

(オ) 急傾斜森林エリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域であり、城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構が確認されていない、急傾斜の森林となっているエリアです。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっており、森林は保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

(カ) 未指定地遊歩道エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域の一部であり、東城山遊歩道が通過する未指定地区域です。

(キ) 未指定地エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域の一部であり、未指定の私有地のエリアです。

(ク) 金華橋エントランスエリア

東城山遊歩道の登り口に隣接する指定地外の範囲です。登り口に隣接し、見学者駐車場の想定地として検討するエリアです。

(ケ) 橋倉エントランスエリア

橋倉ルートの登り口に隣接する指定地外の範囲で、橋倉公民館周辺の範囲です。登り口に隣接し、見学者駐車場の想定地として検討するエリアです。他の遊歩道と比べ傾斜が緩やかで歩きやすい橋倉ルートのエントランスとし、徒歩で見学することが困難な見学者の車両のエントランスとしても位置付けます。

ウ 小城

(ア) 主郭・曲輪2周辺遺構エリア

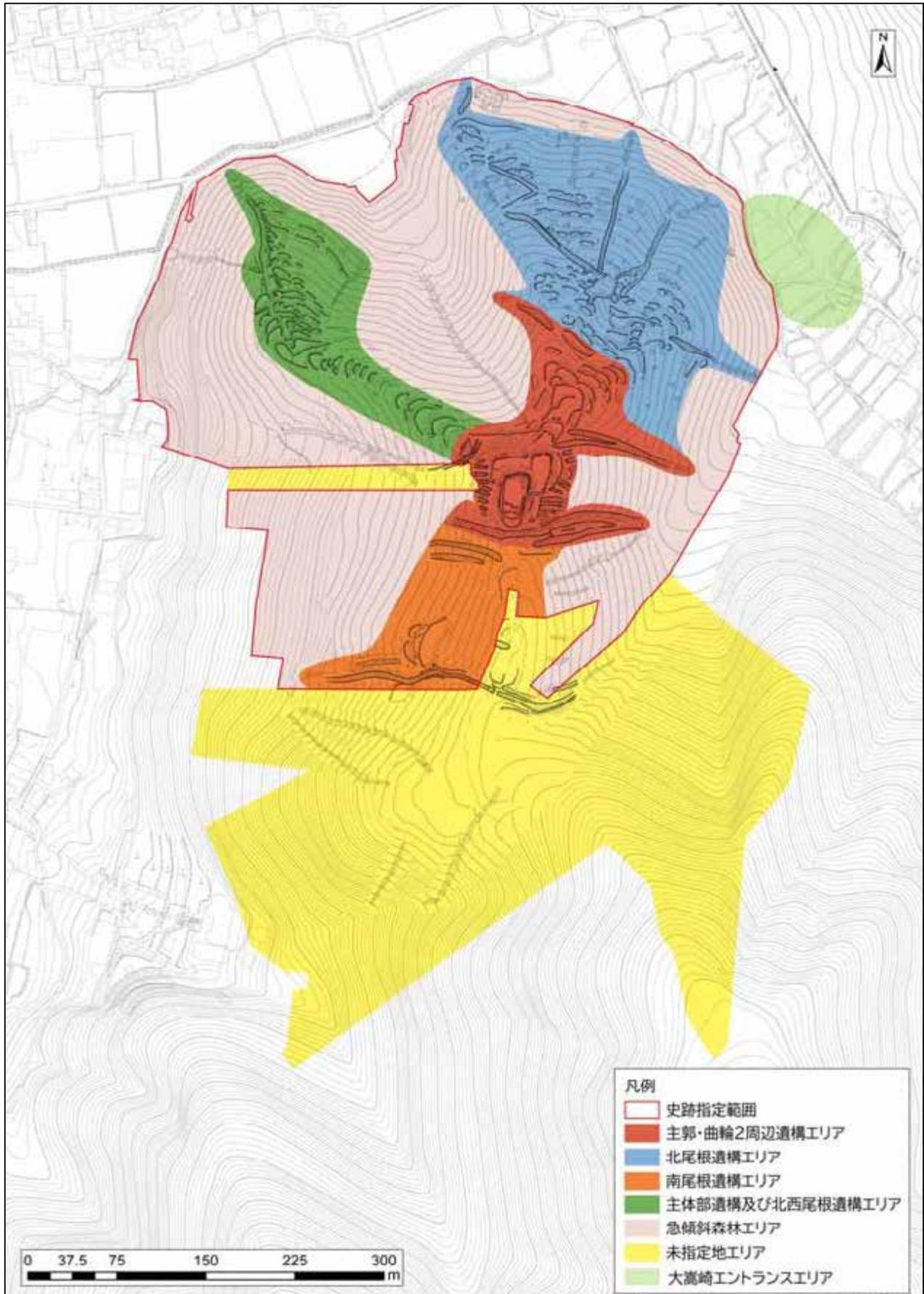
保存活用計画ではA-a区（主郭（曲輪1）を中心とした主要遺構が残る区域）とした区域であり、主郭と曲輪2周辺の遺構群からなるエリアです。主郭とそれを取り巻く曲輪、鉢巻状の石積、畝状堅堀など、小城の特徴をよく示す遺構をはじめ、曲輪、土塁など主要な遺構が集中しています。城郭の構造や小城の特徴を理解するのに好適なエリアです。

(イ) 北尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、主体部北側の尾根沿いを中心として遺構が広がるエリアです。雛壇状の曲輪群、城内通路と考えられるスロープ状の遺構など、重要な遺構があります。急傾斜地であり、危険を伴うことから見学路は設けられていません。見学路の大嵩崎ルートから、本エリア南側の曲輪群の一部を見通すことができます。

(ウ) 主体部遺構及び北西尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、主体



【図 84】小城 地区区分図

部の遺構（曲輪2北西の曲輪群）と、主体部北西の尾根沿いの曲輪群、城内通路と考えられるスロープ状の遺構からなるエリアです。急傾斜地であり、危険を伴うことから見学路は設けられていません。

(工) 南尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、主体部南側の、主郭に向かって下る緩い未整形の斜面に、豎堀や曲輪が見られるエリアです。

(オ) 急傾斜森林エリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域であり、城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構が確認されていない、急傾斜の森林となっているエリアです。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっており、森林は保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

(カ) 未指定地エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域であり、未指定の私有地のエリアです。

(キ) 大嵩崎エントランスエリア

大嵩崎ルートの登り口に隣接する指定地外の範囲です。登り口に隣接し、見学者駐車場の想定地として検討するエリアです。

エ 林城周辺地区

(ア) 関連施設エリア

松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳のエリアで、林城見学者の駐車場やトイレの場所として位置付け、自動車で林城を訪れる見学者のエントランスとなるエリアです。

(イ) 林山腰遺跡エリア

小笠原氏の居館跡と推定されている林山腰遺跡の範囲です。林城の本質的価値と密接に関係する遺跡であり、山城と麓の居館跡という構造を理解するのに好適なエリアです。大城と小城の間に位置し、双方へのアクセスが容易であり、両城をつなぐ動線上に位置しています。

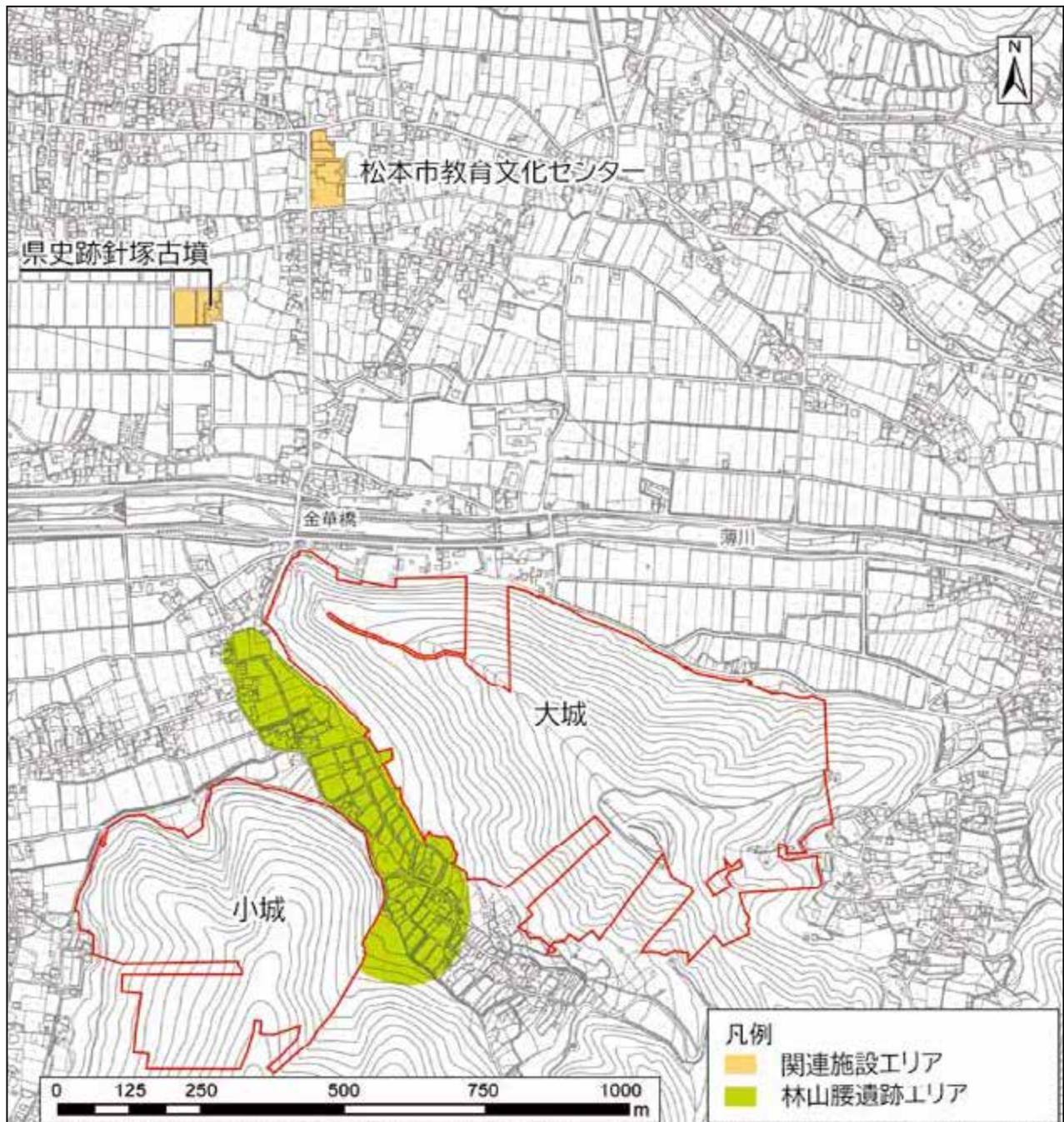
(2) 地区別整備方針

ア 井川城跡

遺構の大半が埋没し、遺構の保存が図られている一方、史跡の本質的価値を理解できない状態であるため、活用のための整備に取り組み、中世の居館跡を体感できる空間を目指し、整備を行います。

保育園が隣接し、近隣に小学校、中学校があることから、児童等が安心安全に史跡を活用でき、またイベントの場や市民の憩いの場としての活用が可能な整備を行うこととします。

史跡周辺は市街地であり、住宅地に隣接し、また整備範囲に隣接して未指定の耕



【図 85】 林城跡周辺地区区分図

作地があります。史跡整備により、見学者や市民等の来訪者の増加など、環境が変化することから、周辺住民の住環境や隣接耕作地の土地利用に悪影響が及ばないよう配慮した整備、活用を行います。

地区区分	整備方針
主郭遺構表示エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居館跡の構造を現地で理解してもらうとともに、市民の憩いの場、学びの場、児童が安心して過ごせる場として優先的に整備を行います。 ・土塁、堀、土壇状盛土など居館内部を構成する遺構を、平面表示など視覚的に分かるように表示し、説明板を設置し理解を図ります。 ・整備に先だって発掘調査を実施し、遺構面深度、遺構の状況を確認します。 ・隣接する私有地（農地、宅地）との間に、柵、植栽などを設置し、見学者の立入防止、目隠し等を行います。 <p>○短期</p> <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、遺構の状況等整備に必要な地下遺構の状況確認のための発掘調査の実施 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁、堀等の遺構表示 <p>【地形造成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝張り、植栽、排水対策等の環境整備の実施 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する私有地や指定範囲内私有地への見学者の立入防止、目隠しのためのフェンス、植栽、注意喚起看板等の設置 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の遺構の説明、居館跡表示等のサイン類の設置 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備範囲の維持管理 ・未整備エリアの整備に合わせた再整備の検討
主郭維持管理エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状を維持し、将来的に館跡全体の整備が可能となった際に整備を行います。 ・エリアの西側・南側の未指定の私有地に見学者が誤って立ち入ることがないように、柵等の立入防止措置、注意喚起サイン等を設置します。 ・将来的な整備に向け、発掘調査を実施し、遺構の状況等を確認します。 ・伝檜台跡への見学路を整備します。 <p>○短期</p> <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接私有地への見学者の立入防止措置の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存看板の整理、遺構表示看板等のサイン類を設置 ・伝檜台までの見学路整備 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有化が可能となり、条件が整ったところで史跡整備を実施
主郭耕作地エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有地であることから、土地所有者及び利用者の意向を尊重し、現状の土地利用を継続します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者及び利用者の意向を尊重した土地利用の継続 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有化が可能となり、条件が整ったところで史跡整備を実施

地区区分	整備方針
主郭管理 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状を維持し、将来的に館跡全体の整備が可能となった時点で整備を行うこととします。 ・現状で西側市道から管理用車両、緊急車両の一時的な乗入れが可能であり、当面は指定範囲西側の管理用スペースとして活用します。 ・私有地への見学者の立入防止、頭無川への転落防止のための柵、注意喚起サイン等の設置を行います。 <p>○短期</p> <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の状況確認のための面的な発掘調査の実施 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者の隣接地への立入り、頭無川転落防止のための柵、サイン類等の設置 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館跡全体の整備が可能となった段階で史跡整備を実施 ・電柱及び支線の取扱い検討
東側郭外活用 整備エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡へのメインエントランスとなるエリアであり、居館跡の構造を現地を理解してもらうとともに、市民の憩いの場、学びの場、児童が安心して過ごせる場として、主郭遺構表示エリアと一体的に整備を行います。 ・里道から北側の範囲は、堀、堀東側の整地地面を、平面表示など視覚的に分かるように表示し、説明板を設置し理解を図ります。 ・里道から南側の範囲は、張芝等により整備し、管理用スペースを設けます。 ・整備時には排水対策を行い、降雨後に地面が水没する現状を改善します。 ・整備に先立って発掘調査を実施し、遺構面深度、遺構の状況を確認します。 ・隣接する私有地（農地、宅地）との間に、目隠しのためのフェンス、植栽などを設置し、見学者の立入り防止、目隠し等を行います。 ・里道は土地所有者等の農業用車両等を含む通行、地元住民の日常的な通行等の現状を維持します。 <p>○短期</p> <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、遺構の状況等整備に必要な地下遺構の状況確認のための発掘調査の実施 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀、流路跡、整地面の平面表示 <p>【地形造成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝張り、植栽、排水対策等の環境整備の実施 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡のメインエントランスとして、史跡標柱、史跡境界標、史跡の概要を示す説明板の設置 ・隣接する私有地や指定範囲内私有地への見学者の立入防止、目隠しのための柵、植栽、注意喚起看板等の設置 ・頭無川への転落防止のための柵等の設置 ・東屋等の休憩施設の検討 ・管理車両や緊急車両の一時的な乗り入れが可能な管理スペースの設置 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板、個々の遺構の説明、居館跡表示等のサイン類の設置 ・里道の現状の利用状況の維持 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ等の便益施設の検討

地区区分	整備方針
西側管理 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西側市道からのアクセスの確保のため、現状を維持します。 ・史跡の説明板、東側入口への案内のサイン類等を設置します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板、サイン類の整備 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館跡全体の整備が可能となった段階で史跡の西側エントランスとしての整備を検討
未指定地 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有地範囲の土地所有者による現状の土地利用に支障がないように史跡内の整備を行います。 ・史跡内の整備に当たり、未指定地エリアへの見学者の立入り等を防止するため、注意喚起サインや柵の設置等を行います。
井川城エン トランスエ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者、地元住民等との協議を行い、了承を得た上で、保育園駐車場の一部を井川城見学者の駐車場として利用するものです。保育園児や保護者の安全確保等を踏まえた利用とし、説明板、誘導サイン等を設置します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板、サイン類の整備

イ 大城

遺構の大半が露出遺構であることから、現状でも戦国時代の山城を体感できる状態です。また、学校の遠足や地域の社会教育活動の場としても活用されるなど、多くの方が訪れています。そのため、本質的価値の保存を第一に、保存のための整備に着手した後、主体部及び遊歩道・見学路を中心に活用のための整備を行います。

地区区分	整備方針
主体部遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭の中枢部を構成する主要な露出遺構が集中し、城郭の構造を理解するのに好適なエリアであることから、保存及び活用のための整備を他のエリアより優先して実施します。 ・石積等の主要遺構の保存、修復のための整備を実施します。 ・城郭の中枢部分の遺構や城郭の構造を見学しながら理解してもらうため、説明板設置等の整備を実施します。 ・遺構保存、来場者の安全確保のため、松枯れ枯損木等の伐採を行います。 ・神社遺構等の後世の遺構、林道開削による改変箇所など、城郭遺構と混同されないことがないように、説明板を設置します。 ・遺構面の深度確認等のため、発掘調査を実施します。 ・曲輪3は、橋倉からの見学路・管理用道路からの入口となることから、管理用スペースを設けます。また、説明板や仮設トイレの設置、堀切・土塁観察デッキの設置など、主体部への入口としての整備を行います。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積の破損状況・現状記録（三次元測量、石垣カルテ作成）、定点測量等による経過観察の実施 ・土塁等主要遺構周辺の松枯れ枯損木等の伐採【修景・植栽】 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構の毀損箇所の調査、修復 ・曲輪内の盛土等保護措置の調査、検討、修復 ・石積の毀損防止措置、修復方法の検討 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れ枯損木等の伐採 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、分布状況確認のための発掘調査の実施 <p>【動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施 ・橋倉から主体部へ至る管理用道路私道部分の路面修繕の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主郭周辺の城郭構造、石積・土塁・城内通路等の主要遺構の説明板、案内サイン等の設置 ・既存の東屋への説明パネル等の設置 ・史跡への車両乗入についての注意喚起措置の実施 ・堀切・土塁観察スポットの設置 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置継続 ・ベンチ等休憩施設の検討、更新、整備、東屋の見直し <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の継続、遊歩道及び見学路の城内通路への付替えの検討 ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施

地区区分	整備方針
<p>主体部南東側遺構エリア</p>	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸跡（化粧井戸）、三重堀切等の特徴的な遺構がありますが、主郭からの見学路が急傾斜です。このため、当面は注意喚起サイン、遺構の説明板の設置を行い、現状のままとします。 ・城内通路が推定されているため、将来的に階段や案内サインを設置し、見学路整備を行います。 <p>○短期</p> <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁周辺等の松枯れによる枯損木等の伐採 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明板の設置 ・車道（私道部分）の路面修繕の実施 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査を踏まえ、橋倉ルートから井戸跡（化粧井戸）を經由し主郭に至る見学路整備（城内通路への付替えを含む。） ・大嵩崎側へ通じる見学路整備 ・井戸跡（化粧井戸から）三重堀切（堀切・豎堀K）への眺望確保のための樹木の枝打ち、下草刈り等の実施
<p>西北西尾根遺構エリア</p>	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存遊歩道の雨水による浸食等により遺構が毀損していることから、浸食箇所等の遺構及び園路の復旧を優先して行います。 ・東城山遊歩道沿いから、主体部に近づくにつれ変化する曲輪の形状、切岸の高さが体感できるよう、曲輪群や堀切等を見通せるよう、下草の除去等の維持管理を行い、遺構表示サインの整備を行います。 ・遊歩道は後世に造られたものであるため、当面は活用しつつ、本来の城内通路が判明した箇所は付替えを行います。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構周辺、見学路周辺の松枯れによる枯損木等の伐採 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等により浸食された遺構の復旧、遊歩道の修復【地形造成】 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れによる枯損木等の伐採 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去 ・曲輪群や堀切を見通せるよう、下草刈り等の維持管理の実施 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水による浸食箇所等の修復に必要な発掘調査の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン、遺構説明板等の整備 <p>【動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査により城内通路と判明した箇所への見学路付替え <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の継続・城内通路整備

地区区分	整備方針
遊歩道エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道は、大城の主要遺構がある西北西尾根遺構エリアを通過し、主体部へと続くことから、主要動線として位置付け、総合案内板や誘導サイン類、階段等の整備を行います。 ・登り口周辺への総合案内板、史跡標柱等設置、環境整備の実施 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイン類の整備 ・遊歩道整備（階段設置、修繕、危険箇所の封鎖措置の実施等）
急傾斜森林エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未発見遺構の存在が想定されることに加え、土砂災害警戒区域、保安林が含まれていることから、現状を維持し、地形の保全に努めます。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋倉から主体部に至る管理用道路市道部分法面の崩落防止措置の実施 ・管理用道路私道部分の路面修繕の実施 ・現状維持 ・経過観察 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木枝打ち等の実施
未指定地 遊歩道エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等により遊歩道が浸食され、遺構を毀損している箇所があるため、遺構及び園路の復旧、史跡の追加指定を行います。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構及び遊歩道修復のために、関係機関と協議し追加指定を行います。 ・体系的なサイン類の整備 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路の調査の実施
未指定地 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有地範囲の土地所有者による現状の土地利用に支障がないように史跡内の整備を行います。 ・史跡内の整備に当たり、未指定地エリアへの見学者の立入り等を防止するため、注意喚起サインや柵の設置等を行います。
金華橋エント ランスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東城山遊歩道の登り口に隣接し、見学者駐車場として想定している範囲であり、駐車場の設置に向けた検討を行います。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向けた検討、土地所有者等との協議 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置可能箇所を駐車場として整備
橋倉エントラ ンスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋倉ルートの登り口に隣接し、見学者駐車場として想定している範囲であり、駐車場の設置に向けた検討を行います。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向けた検討、土地所有者等との協議 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置可能箇所を駐車場として整備

ウ 小城

遺構の大半が露出遺構であることから、現状でも戦国時代の山城を体感できる状態です。また、大城に比べ車道開削等後世の改変が少なく、本来の山城に近い姿を体感できます。そのため、小城は石積の保存を第一にした保存のための整備を行い、活用のための整備は最小限にとどめます。

地区区分	整備方針
主郭・曲輪2 周辺遺構エ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭の中枢部を構成する主要な露出遺構が集中し、城郭の構造を理解するのに好適なエリアであることから、保存及び活用のための整備を他のエリアより優先して実施します。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積の破損状況・現状記録（三次元測量、石垣カルテ作成）、定点測量等による経過観察の実施、石積周辺の離隔措置の実施 ・石積等遺構周辺の松枯れによる枯損木等の伐採【修景・植栽】 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構の毀損箇所の調査、修復 ・曲輪内の盛土等保護措置の調査、検討、修復 ・石積の毀損防止措置、修復方法の検討 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れによる枯損木等の伐採 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去 ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主郭周辺の城郭構造、石積・土塁・城内通路等の主要遺構の説明板、案内サイン等の設置 <p>【動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路の城内通路への付替え <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施、見学路付替えの検討 ・曲輪2から主郭への見学路整備 ・見学路整備のために必要な調査の実施
北尾根遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地であり、見学に危険を伴うことから、見学路の設置は行わず、大嵩崎ルート沿いから、雛壇状の曲輪群など本エリアの一部を見通すことができる現状を維持します。 ・注意喚起サインや北尾根遺構エリア内の遺構等に関する説明サインを、主郭・曲輪2周辺遺構エリア内の適切な場所に設置します。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明サインの設置（主郭・曲輪2周辺遺構エリア内） <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全 ・城内通路調査の実施 ・見学路整備の検討

地区区分	整備方針
主体部遺構 及び北西尾根 遺構エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地であり、見学に危険を伴うことから、見学路は設置せず、現状を維持します。注意喚起サインや北西尾根遺構エリア内の遺構等に関する説明サインを、主郭・曲輪2周辺遺構エリア内の適切な場所に設置します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明板の設置（主郭・曲輪2周辺遺構エリア内） <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全 ・城内通路調査の実施、見学路整備の検討
南尾根遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不整形空間は性格が不明であり、豎堀、曲輪は急斜面に位置するため、積極的な誘導や整備は行わず、現状を維持します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全
急傾斜森林エ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未発見遺構の存在が想定されることに加え、土砂災害警戒区域、保安林が含まれていることから、現状の地形を維持します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の地形の維持 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡内から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施
大嵩崎エント ランスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大嵩崎ルートの登り口に隣接し、見学者駐車場として想定している範囲であり、駐車場の設置に向けた検討を行います。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向けた検討、土地所有者等との協議 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置可能箇所を駐車場として整備

エ 林城周辺エリア

地区区分	整備方針
関連施設 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者の駐車場等の場所であることから、史跡の説明板や史跡への誘導サインを設置する大城・小城へ自動車で来訪する見学者のエントランスとして整備します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡説明サイン、史跡までの誘導サイン等の設置 ・林城や山辺谷の眺望を説明するサインの設置（県史跡針塚古墳） ・旧山辺学校校舎等への史跡ガイダンス機能設置
林山腰遺跡 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明サインの設置等、山城と麓の居館跡という構造の理解を図る整備を行います。両城をつなぐ動線の整備、サイン類の設置を行います。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林山腰遺跡の説明サイン、史跡までの誘導サイン等の設置 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林山腰遺跡の発掘調査の実施

第2節 動線計画

1 史跡全体の動線計画

史跡へのアクセスは、第2章第3節で述べたとおり、公共交通機関の利用が難しく、自動車によるものとなるため、史跡を結ぶ動線は自動車を想定しています。見学車両は、松本インターチェンジ方面に続く国道158号線と接続し、松本駅前を通過する国道143号線から駐車場へ誘導します。

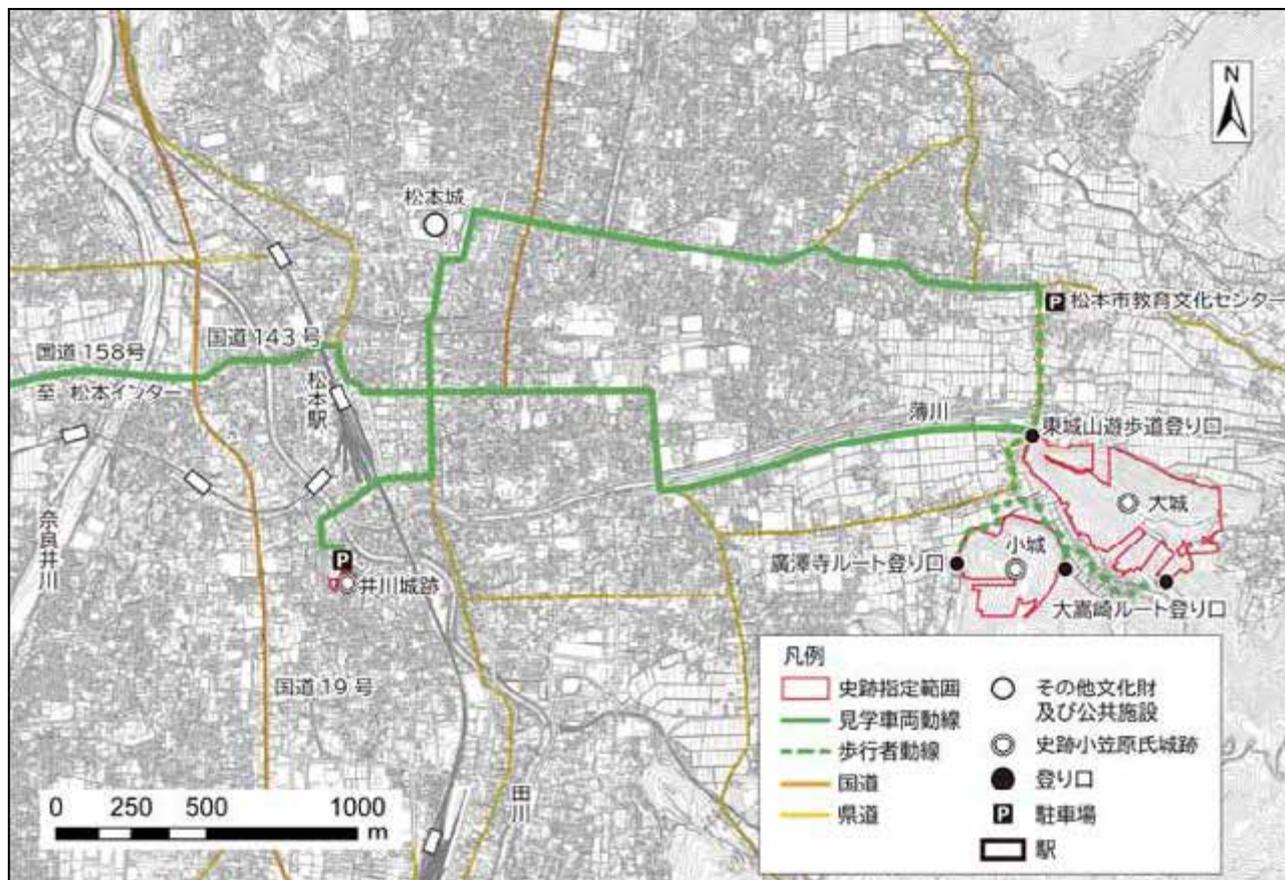
井川城跡については、現在利用できる駐車場がないため、本計画期間中に井川城保育園駐車場の利用に向けた検討を行います。林城跡については、当面の間、付近の公共施設である教育文化センター及び針塚古墳へ誘導することとし、専用駐車場の整備については、関係者と協議をし、条件が整い次第行います。

広域動線は、中世から近世への支配構造の変化を体感できるように、松本城を含めた動線を設定します。また、松本駅や松本城、あがたの森公園等の観光拠点にシェアサイクルが設置されているため、自転車での動線を想定し、動線上の誘導看板等の整備を行います。

2 井川城跡

(1) エントランス

井川城跡への入口は東西の2か所がありますが、発掘調査により、居館跡の入口である虎口が東側に確認されていることから、東側を主要なエントランスとします。指定地西側からアクセスした場合、東側指定地との間に未指定の私有地があることから、



【図86】広域動線計画図

指定地西側の入口は主に管理用の入口とし、見学者には東側の入口を案内することとします。

(2) 見学者動線

見学者動線は、東側入口からアクセスし、主郭遺構表示エリアや露出遺構である伝檜台跡への誘導を行います。指定地西側へのアクセスは、指定地の間に未指定地があるため、北側へ迂回するよう案内を行います。見学者が私有地に立ち入らないよう、注意喚起サインや柵等を設置します。

(3) 土地所有者・地元市民の日常動線、管理用動線

管理車両の動線は、歩行者動線と同様とします。また、土地所有者や地元市民の動線は、これまでと同様とします。

3 大城

(1) 見学者動線

主体部に至る動線は3つあり、金華橋側登り口からの東城山遊歩道、大嵩崎側登り口からの大嵩崎ルート、橋倉側登り口からの橋倉ルートとします。橋倉ルートは車道の通行が可能なルートですが、遺構保護の観点及び見学路沿いの遺構を見ながら史跡の理解を深めてもらう観点から、大城の見学動線は徒歩によることを原則とします。

3つのルートのうち、東城山遊歩道は、沿線に小笠原氏系の山城の特徴である無数の曲輪群や堀切から連続する竪堀等の遺構が集中し、山城の構造を理解するのに適していること、既に園路として整備されていることから、主要動線と位置付けます。

ア 東城山遊歩道

当面の間は、既存の遊歩道を活用し、危険箇所への階段設置や洗掘箇所の修復等を行います。また、切岸や尾根上の曲輪の広がりが見られる観察スポットを設置し、遺構表示サインの整備を行います。

イ 大嵩崎ルート

大嵩崎ルートは、小笠原氏の居館推定地である大嵩崎（林山腰遺跡）を通り、小城へアクセスできるため、小城と接続する動線として位置付けます。見学路は急傾斜なため、注意喚起サインを設置します。中・長期事業において、階段等の設置を行います。

ウ 橋倉ルート

橋倉ルートは、主体部まで車道が通じており、他の遊歩道及び見学路と比べ傾斜が緩やかで歩きやすいことから、急な山道を歩くことが困難な方や、気軽に山城を楽しみたい方向けの見学者動線として位置付けます。遺構保護のため、見学車両の進入を制限します。また、後述のように管理用動線及び徒歩での見学が困難な見学者の車両動線としても位置付けます。

エ その他の見学動線

橋倉ルートの車道の途中から分岐し、井戸跡（化粧井戸）を經由して主体部に向かう見学路は、夏から秋にかけて草木により不明瞭になることから、刈払いを行います。また、急傾斜であることから、注意喚起サインを設置します。

カ 主体部の見学動線

当面の間、既存の遊歩道及び見学路を活用し、曲輪内は自由動線とします。

オ 城内通路への見学動線付替え

これまでの縄張調査で、城内通路の一部であった可能性のある遺構が確認されています。現状では城内通路の全体像が分かっていないため、短期事業では既存の見学路を使用します。縄張り調査等の調査を継続し、中・長期事業において、城内通路への見学路付替えについて検討します。

(2) 見学路を徒歩で利用することが困難な見学者の動線

橋倉ルートは車両通行が可能であることから、徒歩での見学路の利用が困難な見学者が、車両により主体部まで上がるためのルートとしても位置付けます。私道であることから、土地所有者との調整等を行った上で、見学車両動線として位置付けることとします。また、見学車両の利用は徒歩での見学が困難な見学者に限定し、利用方法の検討を行い、後述する路面補修を行った上で運用することとします。

(3) 管理用動線

橋倉ルートは、主体部まで車両通行が可能であることから、土地所有者等の山林管理、史跡の管理、史跡整備事業時の工事等の車両の管理用動線とします。

主体部へ車両を乗り入れることになることから、遺構保護のため一般車両の進入を制限します。車道の法面の一部が崩落するおそれがあるため、注意喚起サインを設置し、経過観察を行った上で、崩落防止措置を実施します。

3 小城

2か所ある登り口から主体部に至る見学動線を、大嵩崎側登り口からの大嵩崎ルート、廣澤寺側登り口からの廣澤寺ルートとします。大城や小笠原氏居館推定地からのアクセスを考慮し、大嵩崎ルートを主要動線と位置付けます。小城には車両通行が可能な道がないことから、見学は徒歩によります。

(1) 大嵩崎ルート

大嵩崎側からの見学路は、小笠原氏系の山城に見られる合流する豎堀や無数に広がる曲輪群（北尾根斜面ブロック）を体感することができます。遺構表示サインのほか、急傾斜等危険箇所について注意喚起サインを設置します。中・長期事業において、見学路の修復等の整備を検討します。

(2) 廣澤寺ルート

廣澤寺側からの見学路は、小城周辺の文化財へのアクセス動線として位置付けます。急傾斜であることから、注意喚起サインを設置します。中・長期事業において、見学路への階段設置等の整備を検討します。

いずれの見学路も一部を除き城内通路ではない箇所を通過していますが、城内通路遺構が想定される北尾根と北西尾根は、急傾斜であり、山麓部に急崖があることから、活用にあたって危険が大きいため、既存の見学路を使用します。

(3) 主体部周辺の見学動線

主郭への城内通路は不明のため、既存の見学路を使用し、中・長期事業において、

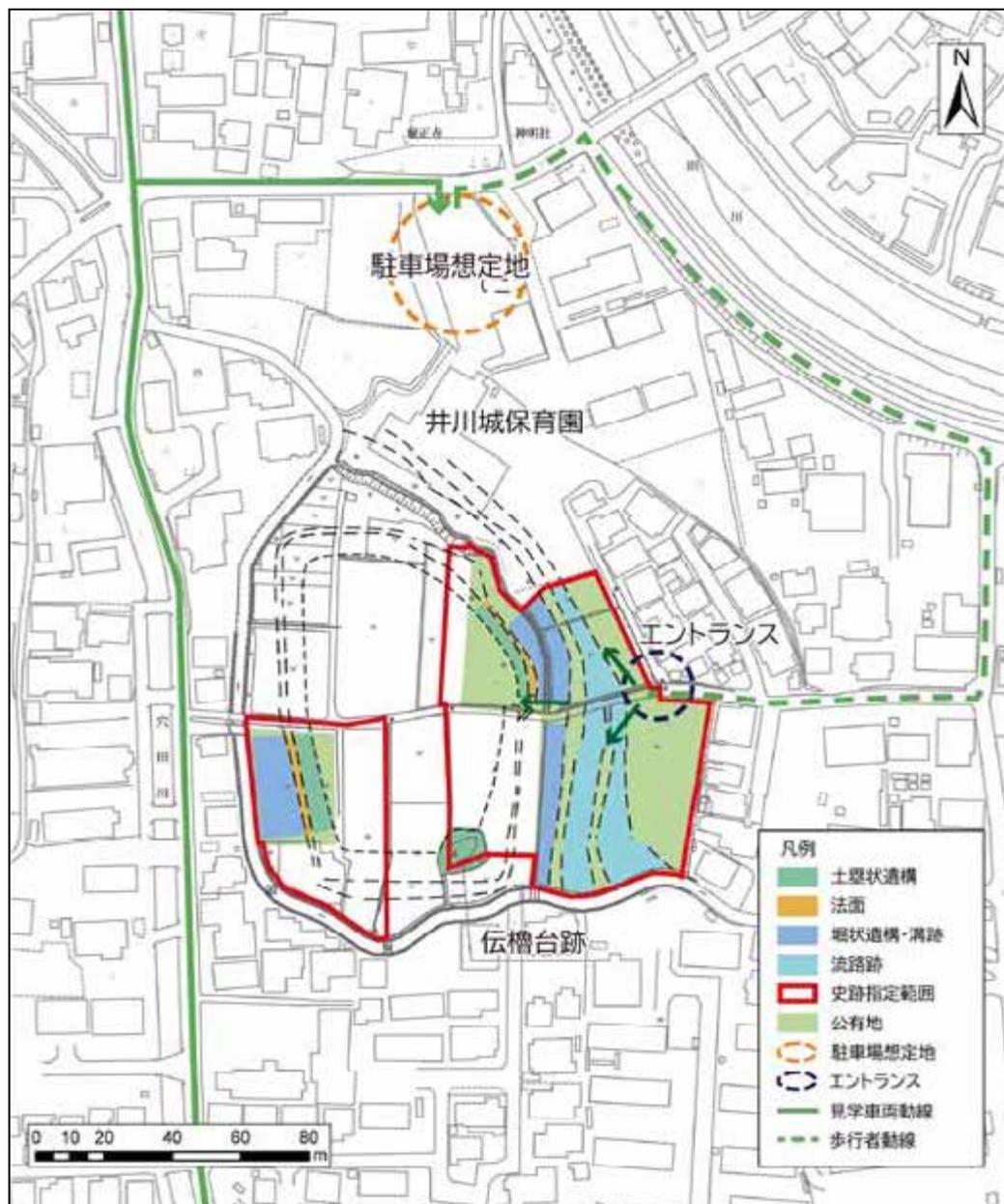
城内通路への付替えを検討します。

(4) 城内通路への見学動線付替え

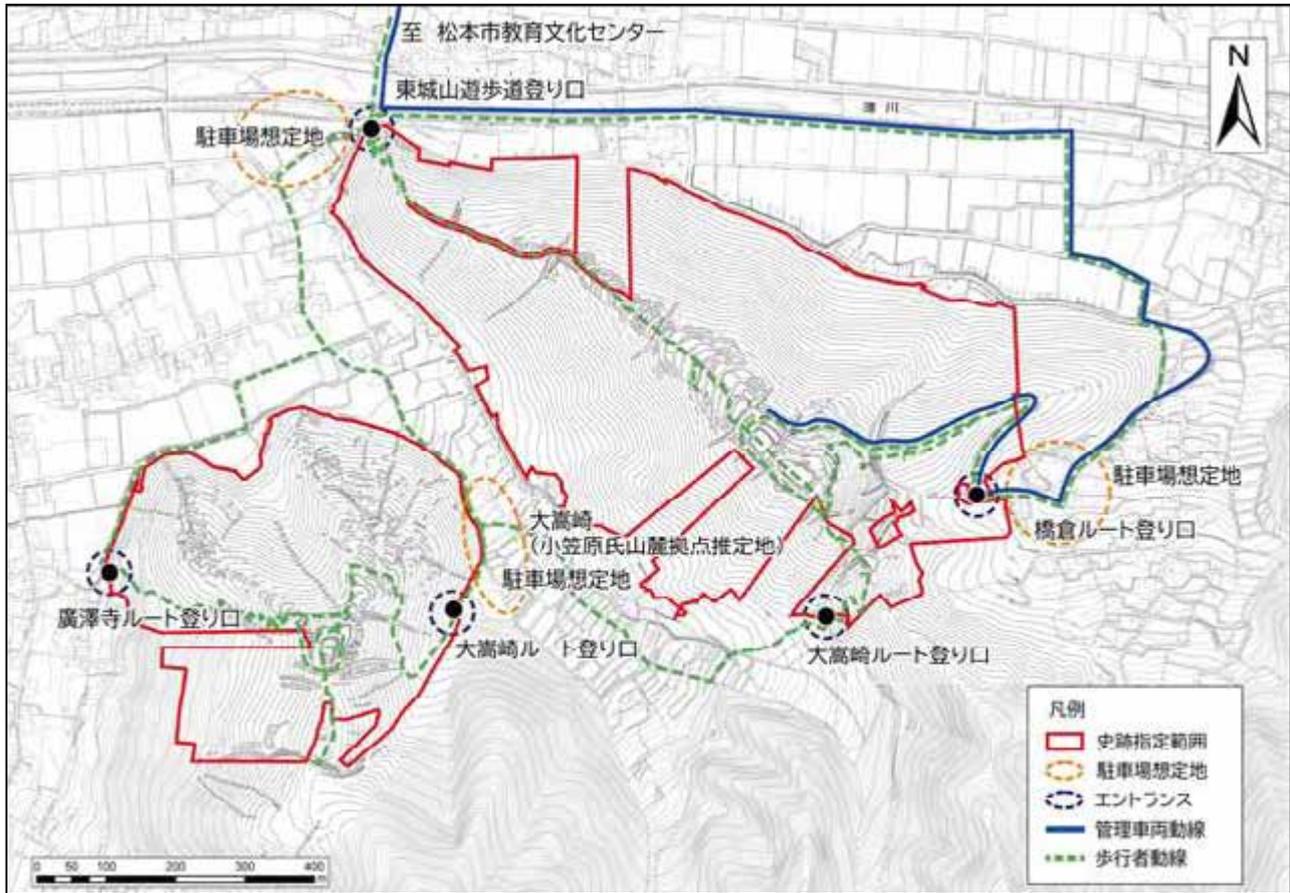
大城と同様に、短期事業では既存の見学路を使用し、縄張り調査等の調査を継続し、中・長期事業において、城内通路への見学路付替えについて検討します。

4 大城と小城のアクセス

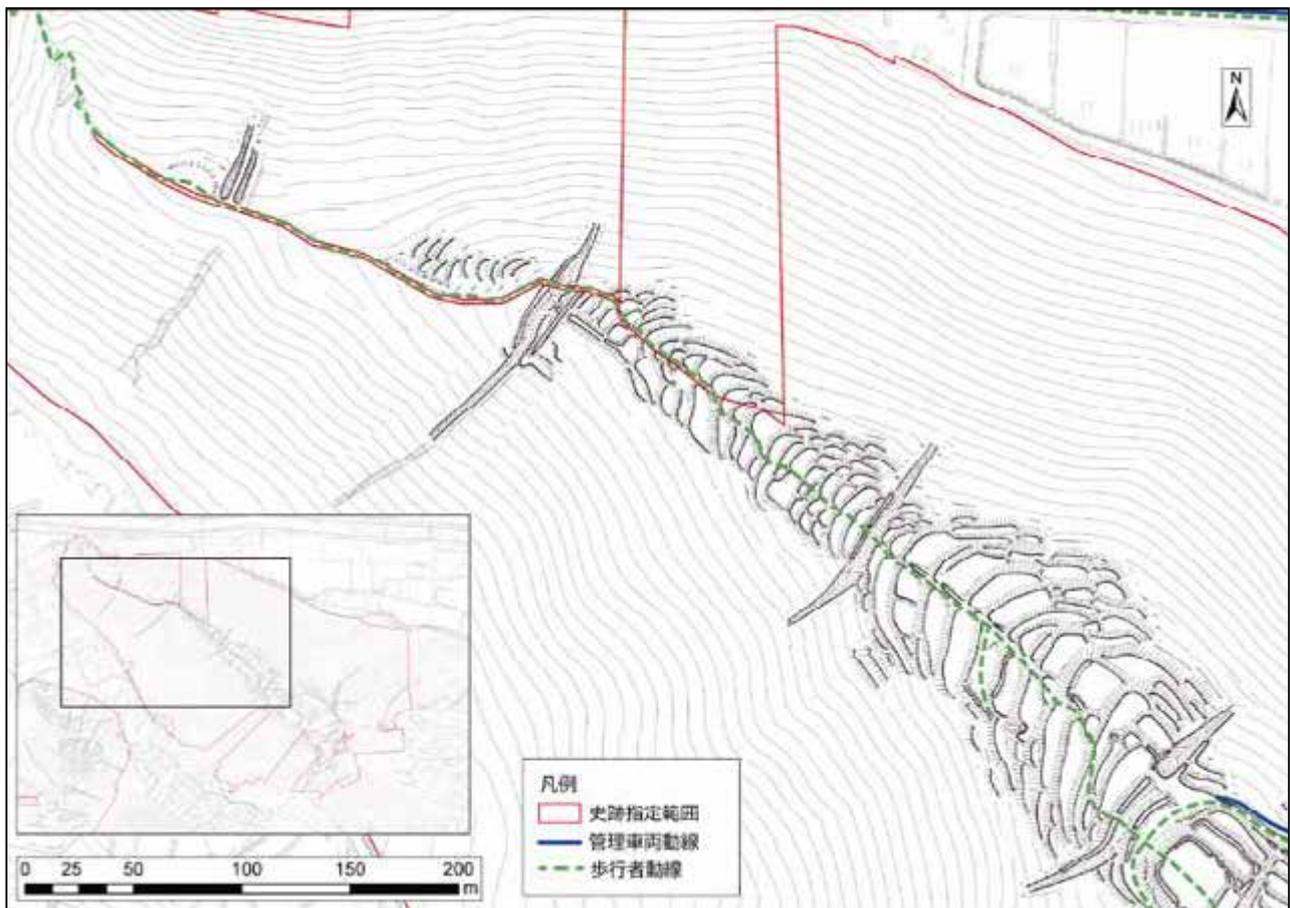
大城と小城は隣接していることから、両城をつなぐ動線を設定します。主要動線として位置付けた大城の金華橋登り口と小城の大嵩崎側登り口をつなぐ動線のほか、大城及び小城の大嵩崎側登り口をつなぐ動線を設定します。特に、大城及び小城の大嵩崎側登り口をつなぐ動線は、小笠原氏居館推定地を上方から俯瞰することができ、史跡の位置関係を理解することができることから、案内サインを設置し、周遊動線として整備します。



【図 87】井川城跡 動線計画図



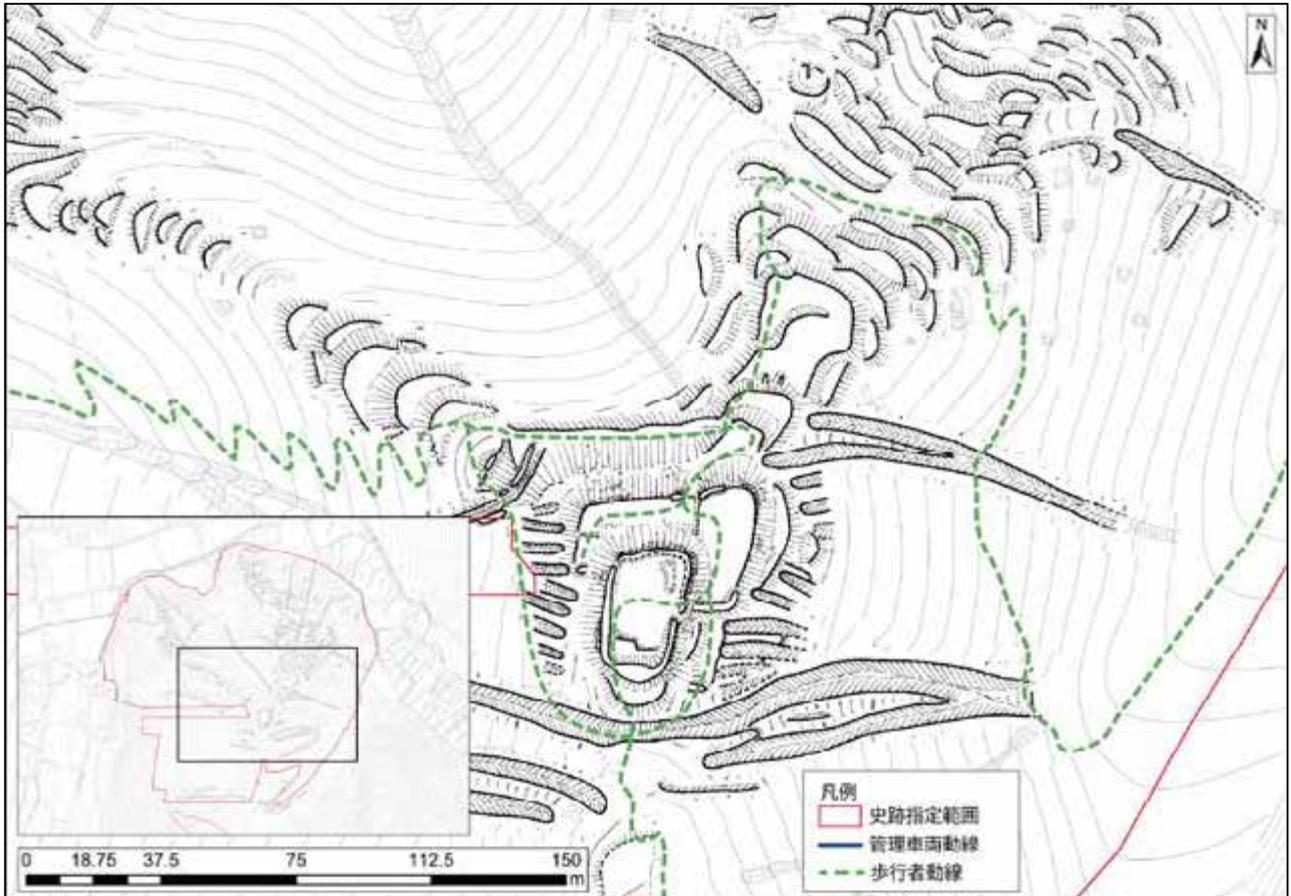
【図 88】 林城跡動線計画図



【図 89】 大城 動線計画図 (西北西尾根ブロック)



【図90】大城 動線計画図(主体部ブロック)



【図91】小城 動線計画図(主体部ブロック)

第3節 遺構保存に関する計画

1 基本方針

- (1) 地下遺構は、現状の保存状態を維持し、必要に応じて盛土により保護層を設ける等の保護措置を講じます。
- (2) 石積、土塁、曲輪等の露出遺構は、日常的な見回り等の維持管理を徹底するとともに、石積のカルテ作成等の現状記録・毀損状況調査、経過観察等を行い、必要に応じて修復を実施します。
- (3) 整備箇所は、保護盛土を設ける等、適切な保存方法を検討し、整備します。

2 井川城跡

(1) 地下遺構

遺構の大半は埋没しており、現状の保存状態を維持します。

必要に応じて発掘調査等遺構確認のための調査を行い、史跡整備時には盛土により保護層を設ける等の保護措置を講じます。また、工作物、植栽等を設置する場合は、地下遺構への影響がないように工法を定めます。

(2) 露出遺構

唯一の露出遺構である伝檜台は、発掘調査を行っていないため、遺構の性格が不明ですが、現状の保存状態を維持することとします。

3 林城跡

(1) 遺構面の確認

大城、小城とも発掘調査がほとんど行われておらず、遺構の保存、修復、整備に必要な地下遺構及び露出遺構の遺構面の深度を始めとした情報が分かっていません。このため、遺構面等を把握する発掘調査を行い、必要な情報を把握します。

(2) 地下遺構

発掘調査成果に基づき、盛土等により地下遺構を保護します。

(3) 露出遺構

ア 石積

三次元測量等による現状記録を行った上で、石積の特徴や破損状況等を記録する石垣カルテを作成します。また、定点測量やクラックゲージの設置等により経過観察を行い、石積の変状を把握し、毀損の未然防止に努めます。調査により崩落の危険度が高いことが判明した石積は、崩落防止措置や修復方法を個別に検討します。

また、石積保護や見学者の安全確保のため、石積に見学者等が接近しすぎないように、柵やバリケードの設置等の離隔措置を必要に応じて実施します。

イ その他の露出遺構

曲輪、土塁、堀切・豎堀等の遺構は、現状の保存状態を維持しますが、経年的な盛土流出等により保存に支障がある箇所は、盛土による保存や修復を行います。保存や修復に当たっては、城域が広大であることから破損状況調査等を行い、把握に

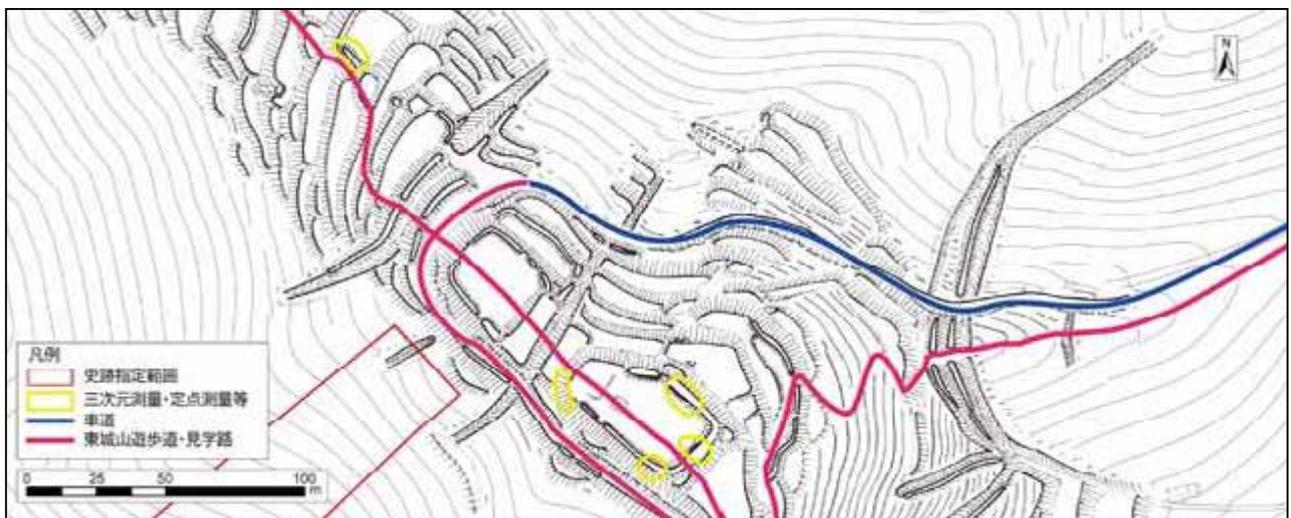
努めながら個別に検討します。

(4) 植生管理

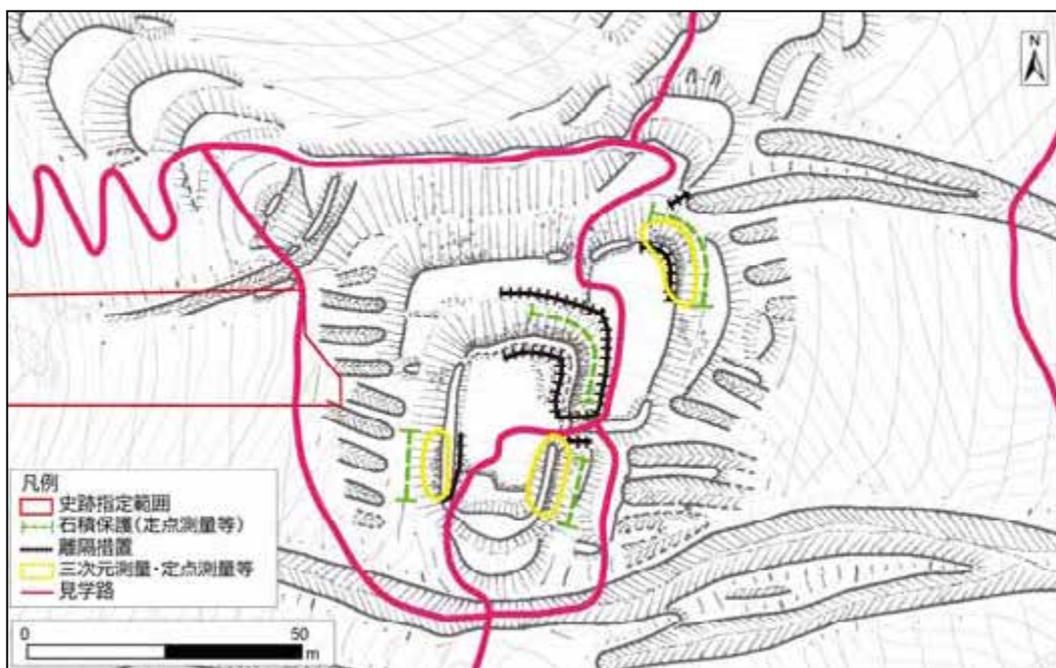
史跡内に生育する樹木や下草には、傾斜地を始めとした自然地形の保全、雨水等による表土流出の防止といった遺構の保存に大きな役割を果たしています。一方で、石積や土塁等の遺構上の樹木等、遺構の保存に悪影響を及ぼしているものもあります。

また近年は松くい虫の被害によるアカマツの面的な枯損、松くい虫被害の拡大防止のための伐倒駆除により、史跡内の植生環境が大きく変化しています。

詳細は第7節に記載しますが、遺構の保存のため、遺構上の枯損木等の伐採を行うとともに、松枯れや伐採による植生環境の変化が及ぼす遺構への影響の経過観察等の植生管理を行います。



大城



小城

【図 92】石積保存範囲図

第4節 遺構修復に関する計画

1 基本方針

- (1) 遺構の修復は、現況調査や発掘調査成果に基づき行います。
- (2) 現状で毀損が確認されている箇所を優先して実施します。
- (3) 発掘調査等で新たに発見された遺構は、取扱いについて個別に検討します。

2 井川城跡

露出遺構である伝櫓台は、遺構の性格が不明であるため、今後の調査成果を基に取扱いを検討します。

3 林城

(1) 毀損箇所の修復

毀損が確認されている大城西北西尾根の曲輪、大城主郭土塁の修復を行います。

ア 大城西北西尾根の曲輪

(ア) 概要

遊歩道及び遊歩道の水路化によって洗掘され、毀損している曲輪の修復を、遊歩道の復旧と合わせて行います。事前に発掘調査、水文調査、測量調査を実施し、再度の洗掘を防止する対策を検討した上で実施します。本来の城内通路が不明であるため、当面の間、修復箇所を引き続き遊歩道として使用することとし、遊歩道の修復を合わせて行います。

(イ) 事前調査

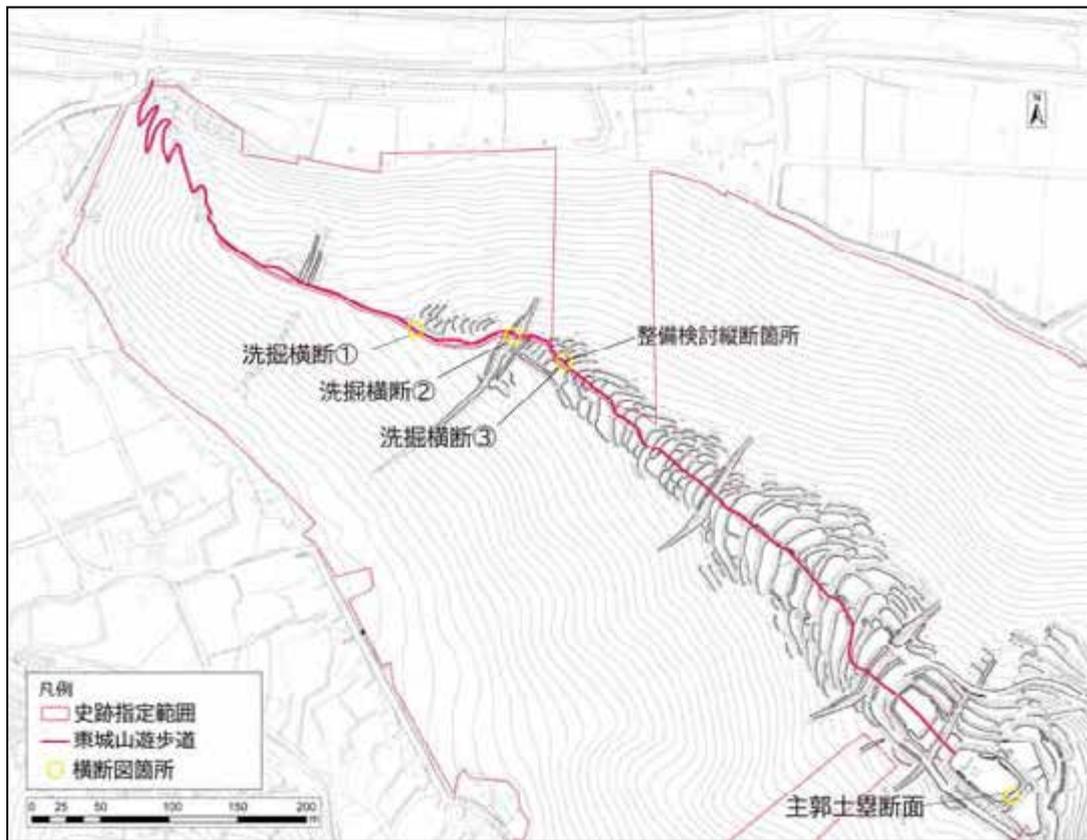
適切な修復方法を検討するため、事前に水文調査（表流水調査）、測量調査、発掘調査を実施します。水文調査（表流水調査）は、表流水による洗掘の原因を明らかにし、復旧後の洗掘防止対策や整備方法を検討することを目的とし、遊歩道及びその周辺の地形や表流水の流れ方等を調査するものです。測量調査は、洗掘箇所の平面及び断面測量を行い、毀損の詳細を把握します。発掘調査は、毀損範囲内部及び外周（遊歩道沿いの曲輪部分）を調査し、遺構の毀損状況及び曲輪の本来の状況を確認するものです。

(ウ) 遺構修復

洗掘部分の修復は、遊歩道の隣接範囲や遊歩道部分の発掘調査により遺構の状況を確認した上で、洗掘部分を隣接する遺構と同程度まで埋め戻して行います。場所によって異なる洗掘の深さや断面形状、傾斜に対応し、埋め戻し土が定着するよう、適切な材料を用いることとします。修復後に遺構の洗掘が生じないように、遊歩道部分と合わせて排水対策を講じます。

遊歩道沿いに土塁や石積がある範囲等の城内通路であった可能性がある箇所は、発掘調査結果を踏まえ、埋め戻しや遊歩道修復の方法を個別に検討します。

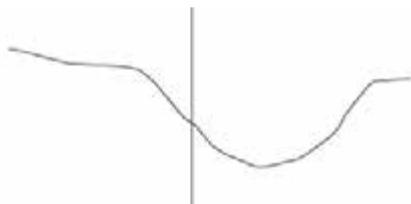
土塁が切られている箇所や堀切を埋め立てて土橋状になっている箇所は、短期事業の中では本来の姿への修復は行わず、中・長期事業の中で、それぞれの



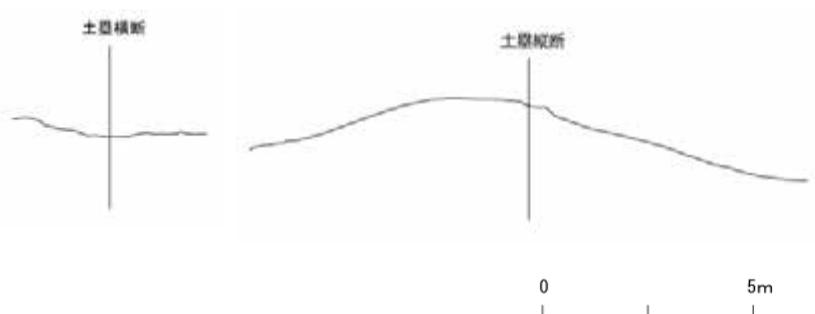
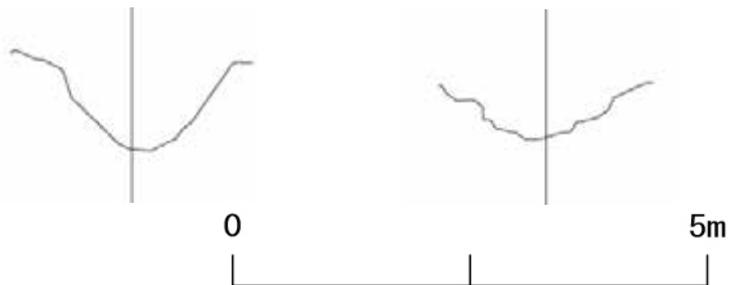
洗掘箇所横断1

洗掘箇所横断2

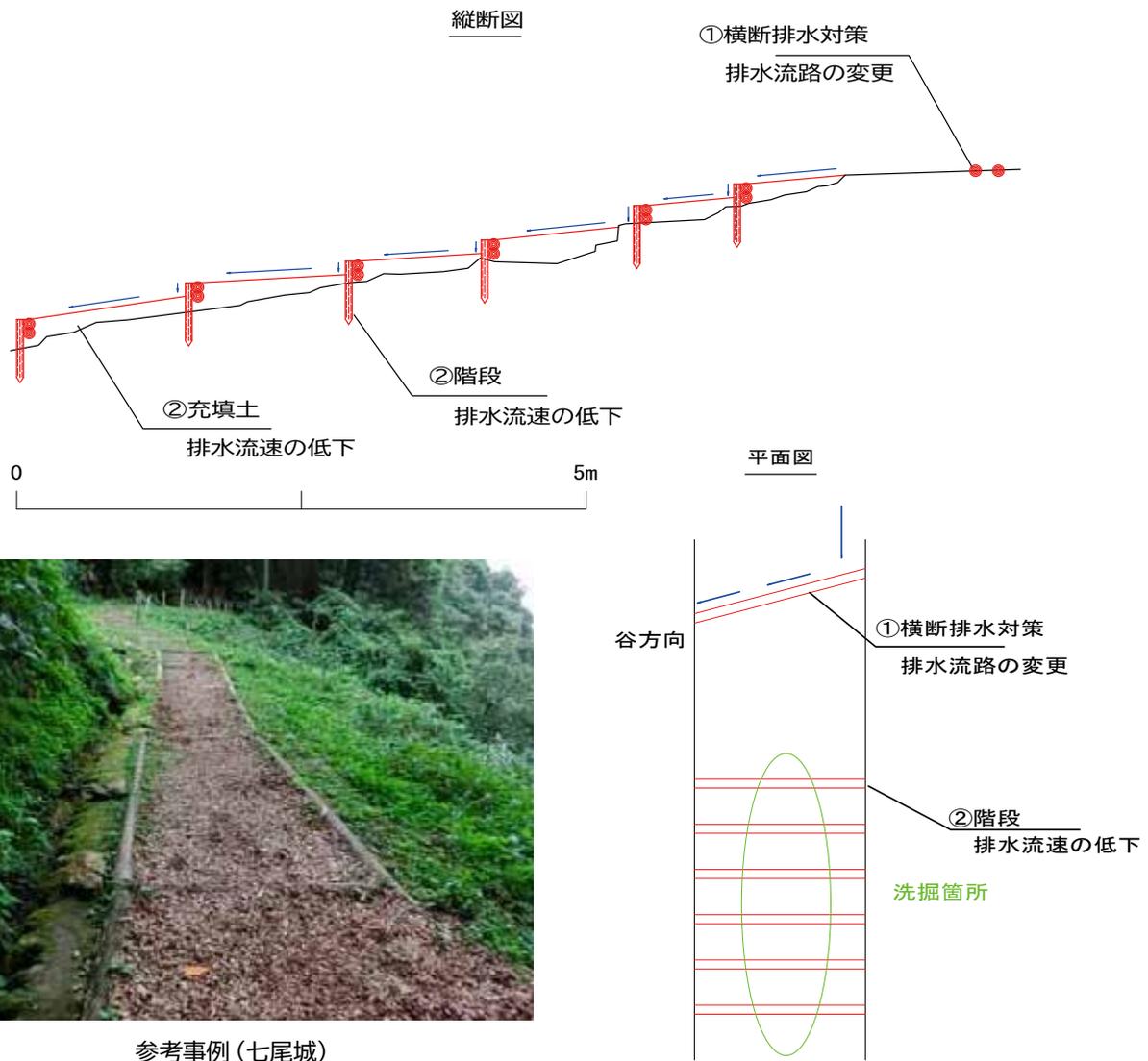
洗掘箇所横断3



主郭土塁断面



【図93】大城 遊歩道洗掘箇所・主郭土塁断面図



【図 94】大城 遊歩道洗掘対策施工例

箇所の遺構調査を行うとともに、城内通路調査に基づく見学路の付替えも踏まえながら、修復を検討します。

(工) 遊歩道の修復

遊歩道の修復に当たっては、水文調査結果を踏まえ、排水施設の設置や階段設置等の対策を講じます。遊歩道の表面は、現状と同様に舗装は行わないことを基本とし、ウッドチップの散布により、踏圧や路面上への降水の軽減を図ります。

排水対策として、図 94 ①のように、遊歩道に横断溝を設け、上方からの表流水の方向を変え、側面に排水します。また、②のように、階段を設けて遊歩道の勾配を緩やかにし、遊歩道表面の流水の流速を低下させる対策を取ります。

遊歩道が曲輪の平坦面を切っている範囲は、洗掘箇所の埋め戻しにより、曲輪の平坦面上に遊歩道を修復することになります。このため、水文調査により各曲輪毎の集水状況を確認し、遊歩道部分を盛土する等の対策を取ります。

こうした対策を講じても洗掘が想定される箇所については、舗装や工作物の

階段の設置等の対策を検討します。

イ 大城主郭土塁

主郭土塁上を見学路が通過し、土塁が毀損している箇所は、遺構保護のための盛土を行い、引き続き見学路とします。発掘調査により遺構面深度や毀損の状況を確認した上で、保護盛土により修復し、保護盛土内に丸太階段を設置します。

(2) 石積の修復

大城、小城を始めとした山城に見られる石積は、近世城郭など一般的な石垣と構造が異なっています。同様の特徴を持つ石積は長野県内、県外にも見られますが、解体修復の事例がほとんどありません。このため、近世石垣の修復方法を参考にしながら、大城、小城の石積の適切な修復方法を検討した上で実施する必要があります。

石垣カルテ作成や定点観測を行い、石積の変状、毀損状況を把握し、現状の保存状態を維持します。変状が進行し、対応が必要な場合は、応急措置や転石防止措置（ネット等）を個別に検討します。

(3) 後世の改変箇所の取扱い

ア 西北西尾根の土塁及び堀切

遊歩道の通過により、西北西尾根の土塁は断ち切られているところがあり、堀切には土橋が付加されています。本来の城内通路が不明のため、該当箇所の修復は行わず、既存の遊歩道としての活用を継続します。

イ 主体部の改変遺構

主体部には後世に付加された石段や土橋、石積が残されています。これらの遺構は、地域での史跡の活用の歴史を物語るものであるため、改変箇所の修復は行いません。石段や土橋は遊歩道として活用されていますが、本来の城内通路が不明なため、遊歩道としての活用を継続します。

第5節 地形造成に関する計画

1 基本方針

- (1) 地形造成に当たっては、周辺環境への影響を考慮し、適切な工法を検討します。
- (2) 遺構保存や快適な見学環境を維持するため、排水施設を設置します。

2 井川城跡

(1) 造成計画

主郭遺構表示エリアについて、盛土を行った上でその上面に遺構の平面表示を行います。図96は、図95の断面測量箇所B1の断面図に、主郭遺構表示エリアの発掘調査で確認された遺構断面と、東側郭外活用整備エリア南側の発掘調査で確認された遺構断面から作成した模式図です。主郭遺構表示エリアと東側郭外活用整備エリアの遺構上面の比高(b)は90センチメートル程度、現地表の比高は30センチメートル程度です。主郭と周囲の高低差(旧地形)を表現するためには、60センチメートル程度の盛土が必要となります。東側郭外活用整備エリア北側は水はけが悪く、滞水も懸念されることから、地盤を下げることは行わず、主郭遺構表示エリアへの盛土で高低差を表現することとします。盛土は最大でも主郭遺構表示エリア西側の未指定私有地と、主郭遺構表示エリアとの比高(d)40センチメートル程度となります。

また、現状の水路は、土段状盛土の傾斜面上に位置していることから、堀状遺構西(土段状盛土の傾斜面)の表現にあたっては、水路を移設し、切土を行う必要があります。

造成を行うことにより、造成範囲の端部(私有地や頭無川との境等)で高低差が生じるため、雨水の流入を避けるため排水路を設置する等の整備を行います。

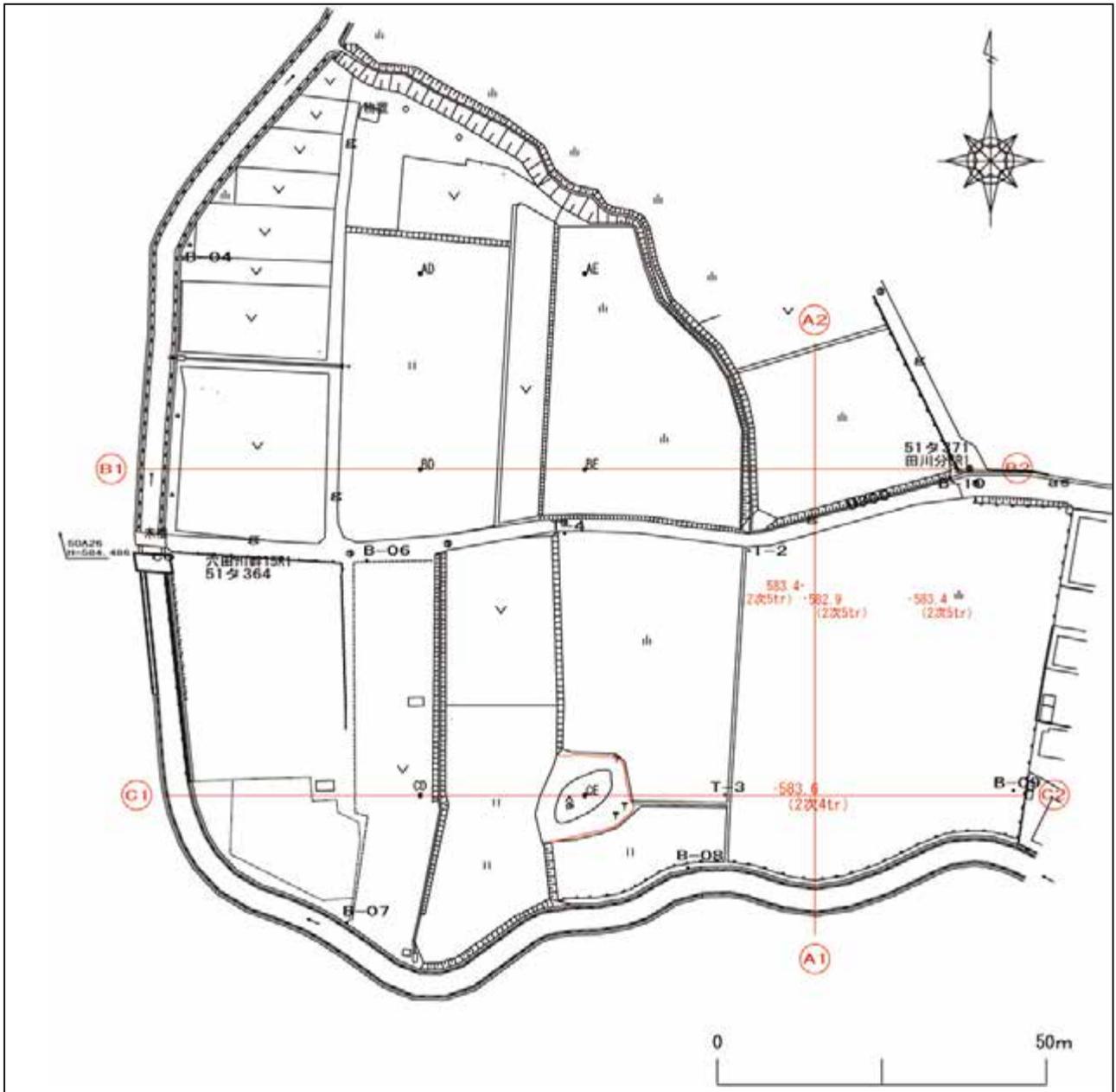
(2) 排水計画

降雨時に広範囲にわたって水没する東側郭外活用整備エリア及び遺構表示を行う主郭遺構表示エリアは、既存の排水路及び新設する排水路を用いて排水を行います(141ページ、図96)。

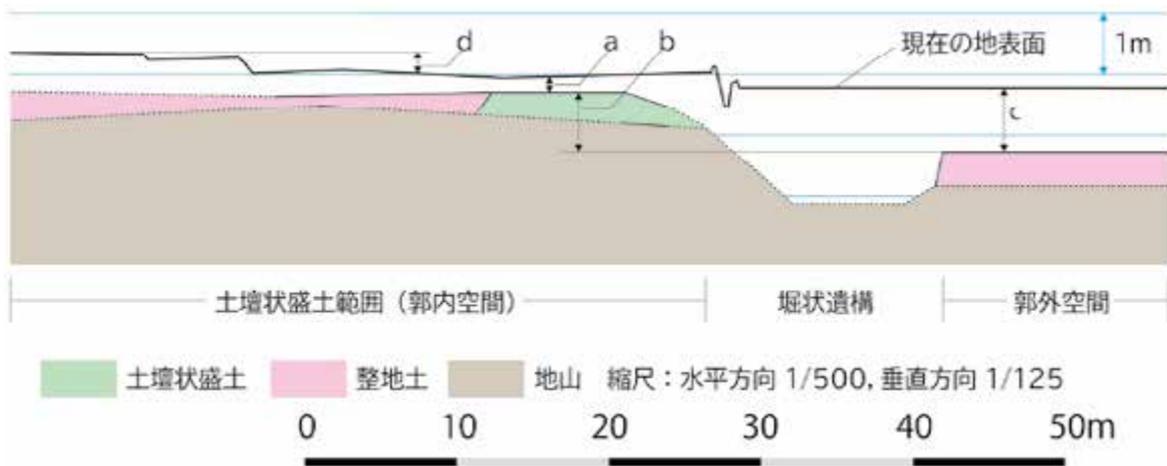
東側郭外活用整備エリアは、現状の地形が図97(142ページ)のように、敷地の中央付近に向かって緩やかに傾斜し、既存排水路への排水が不十分な状態です。このため、東側郭外活用整備エリアの南側は、里道沿い及びエリア南端に排水路を新設し、ここに排水できるよう、土地造成を行います。新設排水路は、堀跡の遺構表示範囲に設置することになるため、できるだけ目立たない外観となるよう検討します。エリア北側は、西側にある既存排水路に排水します。

主郭遺構表示エリアは、整備時に東側既存排水路に接続できるよう造成を行うとともに、主郭維持管理エリア及び里道への雨水の流入を防ぐよう、排水路を新設します。排水路の新設にあたってはできるだけ目立たない外観となるよう検討します。また、遺構の平面表示に当たっては、透水性のある素材を用いるなどの対策を講じます。

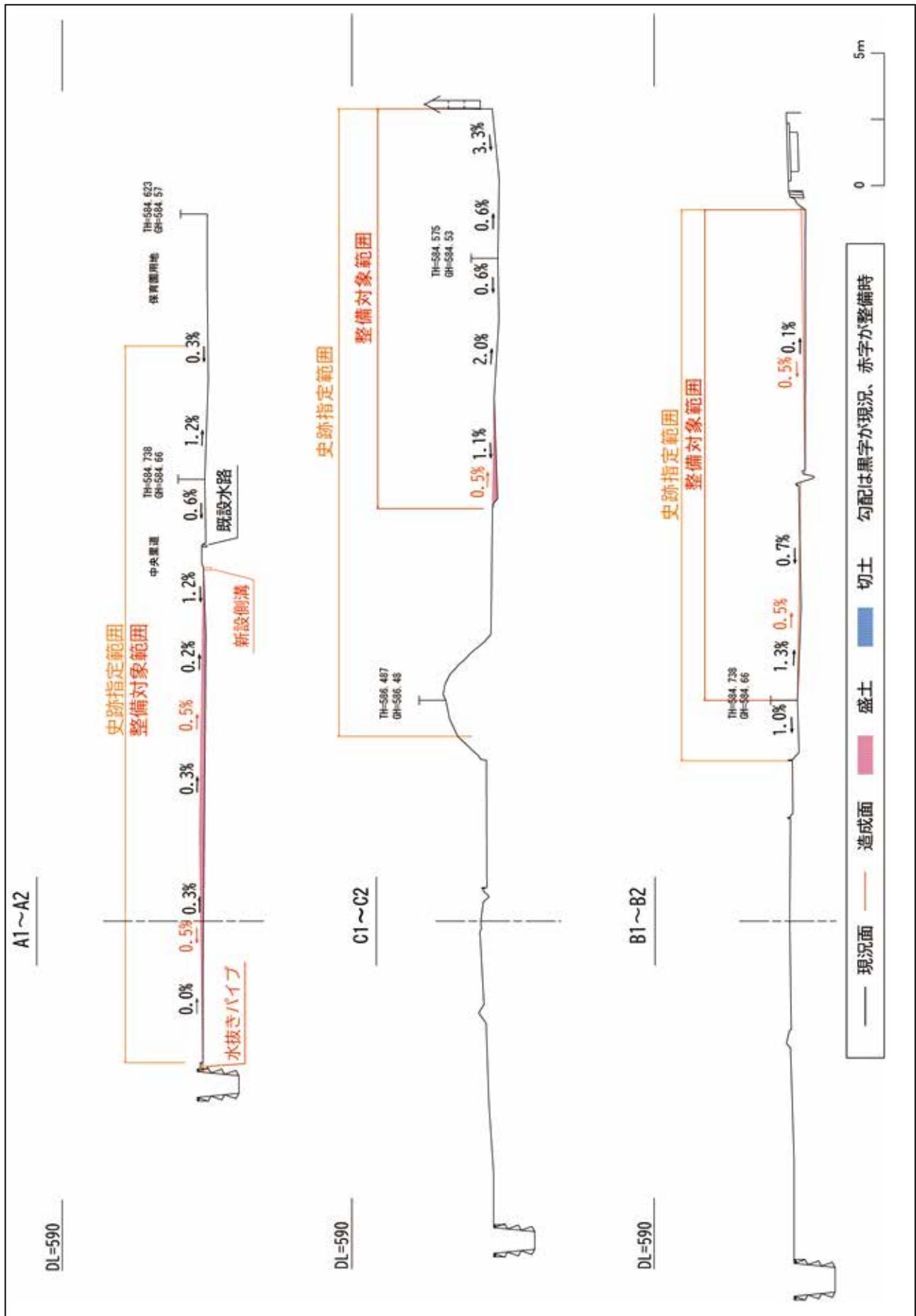
主郭維持管理エリアの南部については、水没により史跡の保存活用に支障が出ることから、土地所有者の協力を得た上で排水方法について検討します。また、周辺の河川や水路への排水については、担当課と協議します。



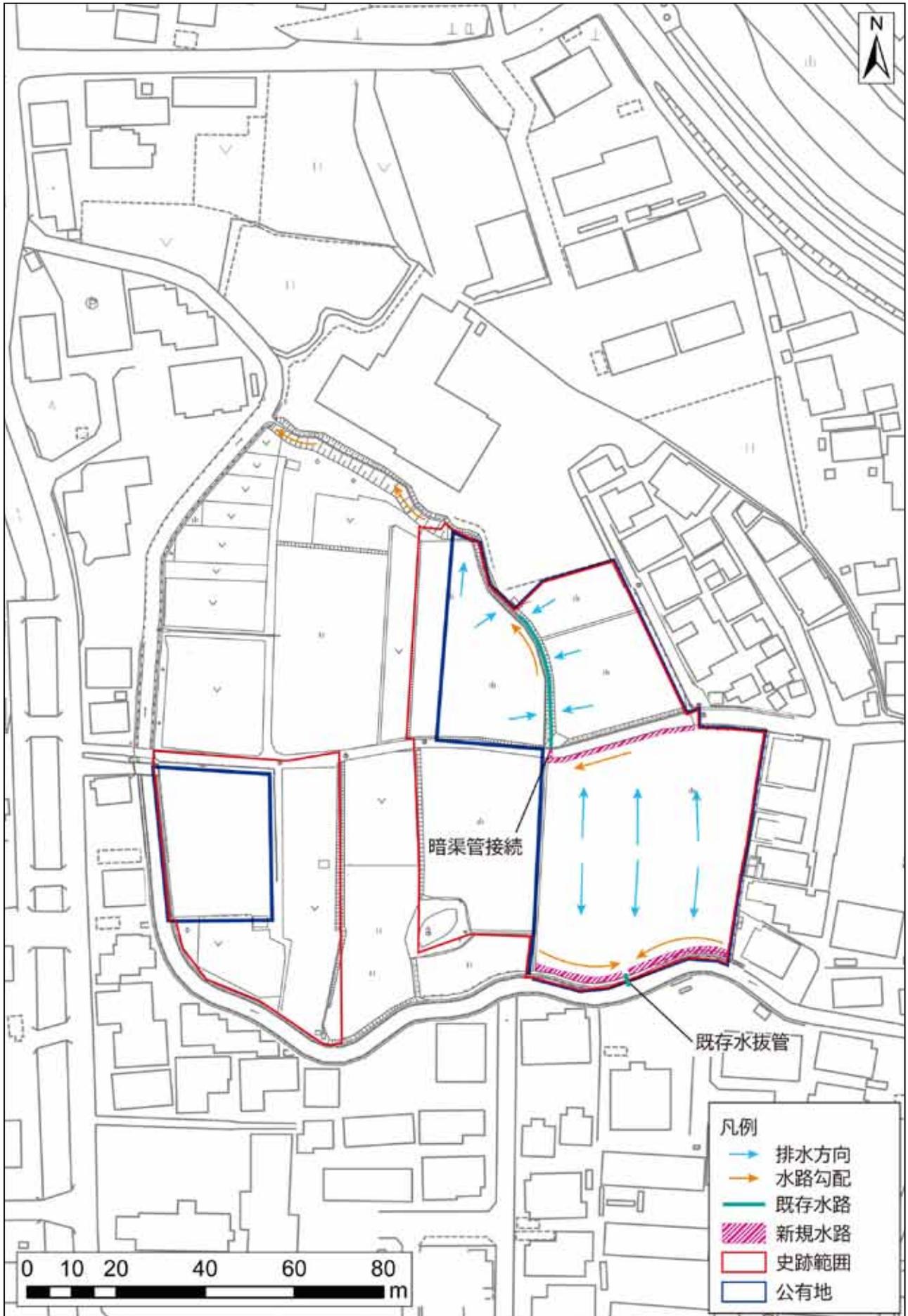
【図 95】井川城跡 現状断面測量箇所



【図 96】遺構断面模式図



【図 97】井川城跡 現状横断面図



【図 98】井川城跡 排水計画図

3 大城

(1) 造成計画

現況地形の保存を原則とし、遺構保護及び毀損箇所修復のため盛土を行います。

遊歩道の水路化による洗掘箇所への盛土を行うとともに、再度の洗掘を防ぐため、横断溝の設置等の排水計画と合わせて実施します。また、城内通路整備箇所、案内解説施設の設置箇所等整備のための保護盛土を行います。

(2) 排水計画

曲輪等の遺構の排水は、自然浸透によるものですが、松枯れ等による樹木の枯損により、状況の変化が懸念されるため、経過観察を行い、必要に応じて対策を検討します。洗掘が生じている遊歩道及び遺構については、修復時に再度の洗掘が生じないように、水文調査結果等に基づく排水対策を講じます。

4 小城

(1) 造成計画

現況地形の保存を原則とし、遺構保護が必要な箇所、案内解説施設の設置箇所等必要な箇所について、必要に応じて盛土を行います。

(2) 排水計画

曲輪等の遺構の排水は、自然浸透によるものですが、松枯れ等による樹木の枯損により、状況の変化が懸念されるため、経過観察を行います。特に石積に関しては、雨水が石積内部や石積上面の盛土部分に浸透し、遺構の変状を引き起こすおそれがあることから、定点測量や石垣カルテを活用しながら観察を行い、必要に応じて対策を検討します。

第6節 遺構の表現に関する計画

1 基本方針

- (1) 井川城跡は、遺構が埋没しており、現状では居館の姿を理解することができない状況であることから、土塁や堀等の主要な遺構や居館の構造を視覚的に理解できるよう、カラー舗装や張芝等を用いて遺構表示を行います。
- (2) 山城の遺構の特徴や構造を理解してもらうため、大城に土塁・堀切及び曲輪を観察するスポットを設置します。

2 井川城跡

(1) 概要

遺構が埋没しており、史跡の本質的価値を理解できない状態であることから、主郭遺構表示エリア及び東側郭外活用整備エリア北側を対象として、カラー舗装等を用いて地下遺構を地表面に表現する平面表示を行い、見学者の理解を促すための遺構表現を行います。両エリアとも発掘調査を実施し、表示対象とする遺構の位置等を確認した上で行います。

(2) 表現する遺構の時期

第5章第2節3整備の時代設定（108ページ）のとおり、15世紀中葉の遺構を表現することとします。

(3) 表現する遺構

ア 主郭遺構表示エリア

当時の地表面（整地面）、土塁、土塁の外周を区画する溝、主郭外周の法面（土塁状盛土外周の法面）、堀状遺構を基本とし、発掘調査により建物跡等の遺構が確認された場合は、表示を検討します。エリア南端に確認された建物跡は、遺構表示する土塁と時期が異なるため、表現しないこととします。また、主郭と東側郭外整地面の高低差を地形造成により表現します。

これまでの発掘調査はエリア内の一部にとどまっていることから、発掘調査を実施し、その成果に基づいて遺構表示を行います。

イ 東側郭外活用整備エリア

東側郭外の整地面、堀状遺構及び流路状遺構を表現します。

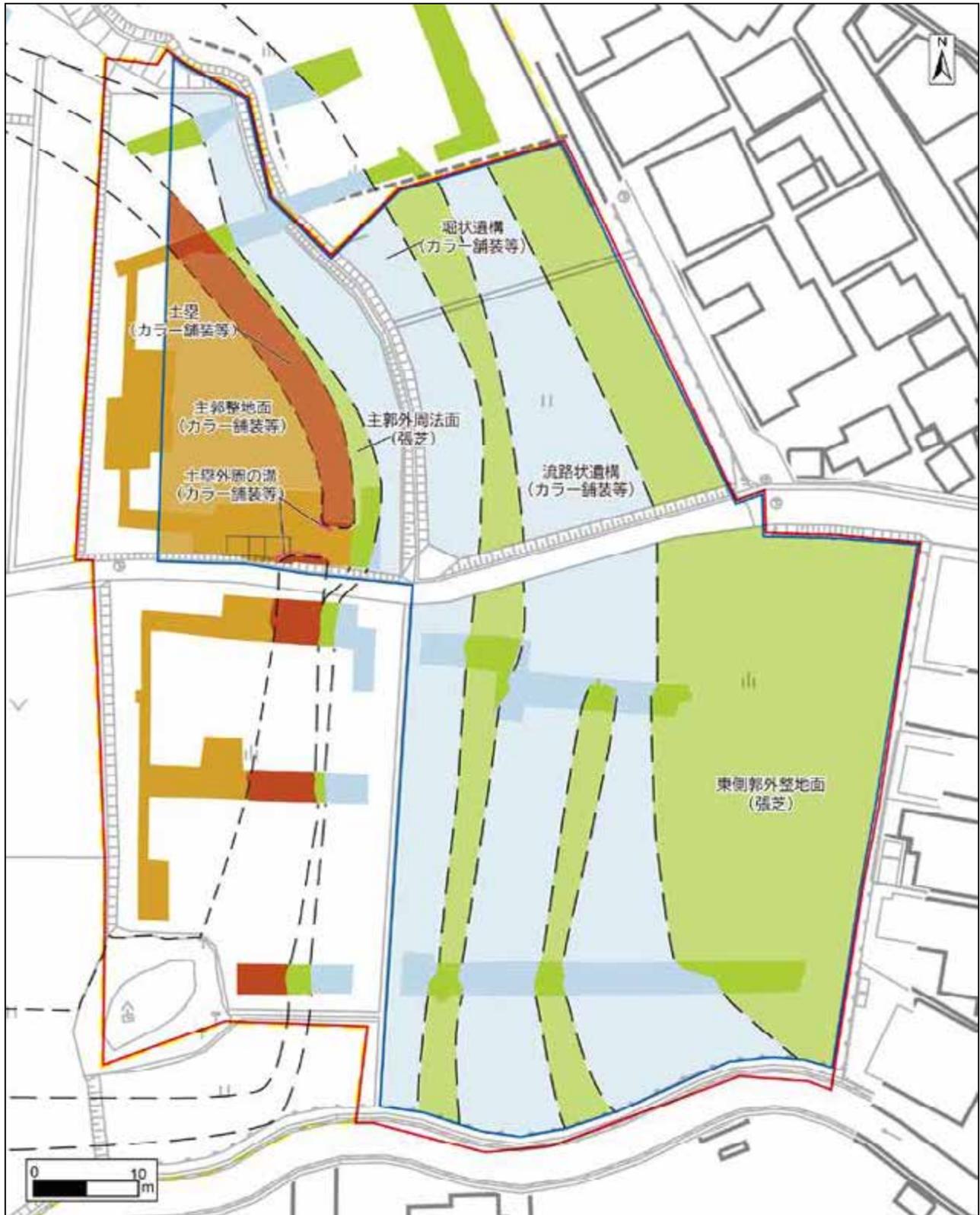
里道より南側の範囲の堀状遺構は、その東岸側のみですが、遺構表示を行うことで、主郭の外周の形状を示すことができ、主郭の規模や形状の理解を深めることができます。主郭遺構表示エリアと同様に、これまでの発掘調査が一部にとどまっていることから、発掘調査を実施し、その成果に基づいて遺構表示を行います。

(4) 表現の方法

遺構表示は、地表面の仕上げ（舗装の色、張芝等）を変えることで、遺構の平面的な位置・規模・形状等を視覚的に分かるようにするもの（平面表示）で行います。

ア 主郭遺構表示エリア

第5節に記載のように、主郭と東側郭外整地面の高低差を地形造成（盛土）によ



【図 99】井川城跡 遺構表示

り表現し、盛土上に遺構表示を行います。

遺構表示は、表現する遺構が多く、溝など小規模の遺構もあることから、明確に表示することが可能なカラー舗装等を用いて行います。土塁はこれまでの調査成果では高さを推定する根拠が得られていないため、盛土による高さや形状の表現を行うことができませんが、今後実施する発掘調査成果を踏まえて表現方法を検討します。主郭外周の法面は、張芝により表現します。

イ 東側郭外活用整備エリア

イベントでの利用や、井川城保育園等の児童の活用が見込まれ、市民の憩いの場ともなるエリアであることから、張芝で整地面を表現し、堀状遺構・流路跡をカラー舗装、玉砂利等により表現します。堀状遺構・流路跡の表示に用いる素材は、児童の利用に配慮したものとしします。

(5) サイン類による遺構表現の補足

遺構表示を行う範囲は、居館跡の一部に限られ、全体像を示すことができず、また土塁等の高さも表現することができません。

このため、平面表示による遺構表現を簡易な形で補足し、土塁と堀に囲まれた居館跡の全体像を視覚的に理解してもらうため、発掘調査成果及び類例から推測される居館の姿をイラスト等で表示した説明板を設置します。

設置場所は、土塁、東側郭外活用整備エリア南側を想定します。

2 大城

(1) 概要

林城の主要な遺構である土塁、堀切、曲輪を観察し、山城の構造を体感してもらうための観察スポットを設置するものです。

(2) 堀切・土塁観察スポット

主体部西側の曲輪3西側土塁に、土塁上に上るための階段等を設置し、土塁と堀切を観察するためのスポットとするものです。主体部を防御する土塁上から、大規模な堀切を見下ろし、高低差や形状を観察してもらうことで、遺構の理解を図ります。

スポット周辺の土塁、堀切内は、除草や枝打ちを行い、土塁や堀切を見やすくします。また、土塁上に保護盛土を行い、保護盛土内に丸太階段等を設置します。土塁上には転落防止のための柵や遺構説明サインを設置します。

(3) 曲輪観察スポット

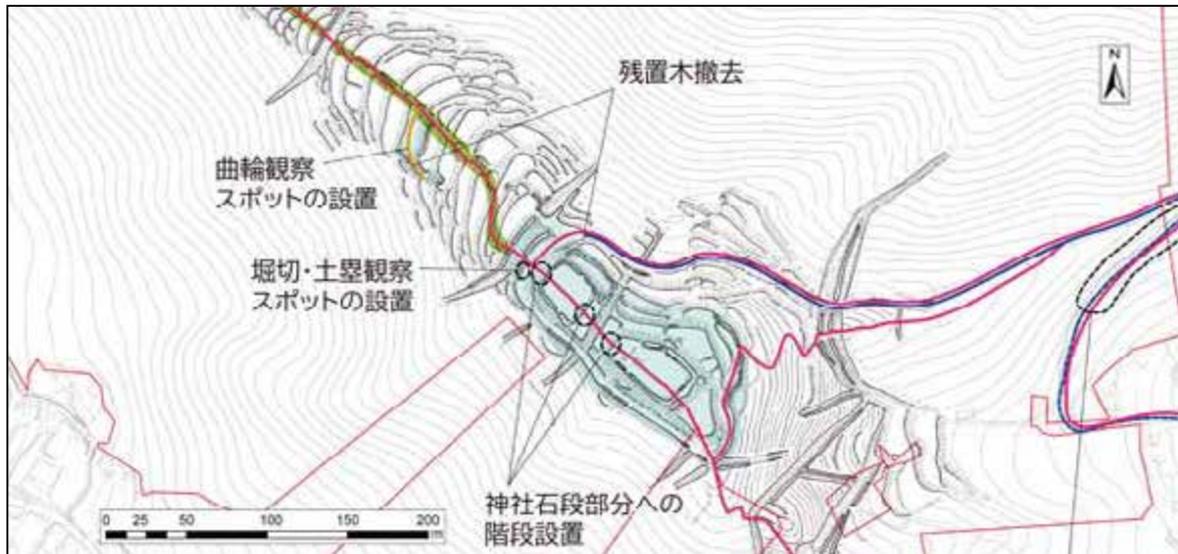
西北西尾根遺構エリアの曲輪に、大城の特徴の一つである連続する曲輪群を観察してもらうためのスポットを設置するものです。遊歩道沿いの曲輪の1か所を、除草やウッドチップの散布、残置された伐採木の撤去を行い、曲輪内に立ち入って規模や形状を観察したり、連続する曲輪群を俯瞰できるようにします。また、遺構や城郭構造についての説明板を設置します。

(4) 主体部石段部分への階段設置

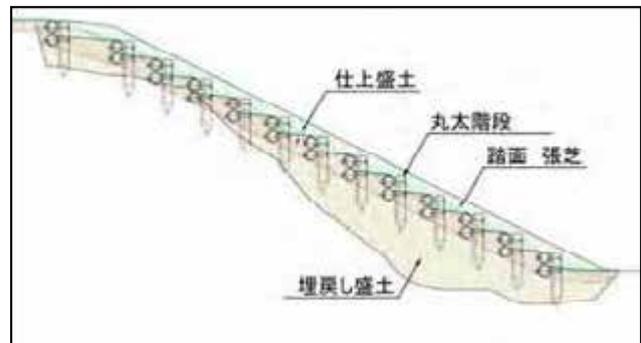
近代に主郭に設けられていた神社に関係すると思われる後世の石段部分は、現在見学路となっており、見学者等の通行により毀損が見られます。この部分に階段を設置

し、毀損進行を防止するとともに、階段の踏板の間や横から石段を見られるようにし、この石段が神社に關係するものであることを説明するサインを設置します。これにより、神社が主郭に設けられていたという地域の歴史を知ってもらえるようにします。

上記の階段については、地下遺構に影響を与えないよう、据置型の基礎によることとします。設置に先立ち、基礎設置予定箇所の地耐力調査を行い、階段の構造検討を行います。



主郭石段（神社参道）部分への階段設置
参考事例（史跡慧日寺跡）



土塁への丸太階段の設置
参考事例（特別史跡水城）

【図100】大城 遺構観察スポット・主郭石段部分への階段設置

第7節 修景及び植栽に関する計画

1 基本方針

- (1) 遺構の保存や顕在化等を目的として行う伐採は、面的な伐採は極力避け、枝打ちや芯止めにとどめます。
- (2) 近年の松枯れによる枯損や松枯れ対策のための伐倒駆除により、森林が面的に失われる範囲が広がっています。こうした植生環境の大きな変化による遺構や史跡の地形への影響等を踏まえながら、枯損木伐採等の既存植生の管理を行います。
- (3) 管理施設や便益施設、サイン類等は、改修や新設の際に、史跡の景観との調和が取れるものとし、素材、構造、デザイン等の統一を図ります。
- (4) 私有地における修景及び植栽については、土地所有者の協力を得た上で、行います。

2 井川城跡

(1) 既存植生の管理

業務委託により定期的実施している除草を継続して行います。伝檜台の樹木は、定期的観察を行い、倒木や落枝のおそれがある場合は、土地所有者の協力を得ながら管理を行います。

(2) 修景のための新規植栽（東側郭外活用整備エリア）

東側郭外活用整備エリアは、東側及び南側が住宅に面するため、縁辺部に遮蔽植栽や目隠し塀を配置します。植栽にあたっては、遺構面までの保護層を設け、防根シートを使用する等、遺構に影響の及ばない工法によることとします。植栽の樹種については、遮蔽のため必要となる葉の密度や維持管理のしやすさ等を踏まえ、適切なものを選定することとします。遺構表示等を行わない範囲は芝張りを行い、イベントでの活用や、市民の憩いの場としても活用できる整備を行います。

(3) 工作物等の修景

新設する管理・便益施設やサイン類は、形状、色調等が史跡の景観と調和するものとし、

3 林城跡

(1) 既存植生の管理

林城跡に生育する樹木等の既存植生は、雨水による表土流出の防止等、史跡の遺構・地形の保存に大きな役割を果たしています。また、樹木が生育していることで、下草の生育が抑制され、遺構の見学や歩行がしやすいことによる見学環境の向上や、緑豊かな環境の形成といった活用面でも一定の役割を果たしています。

一方で、史跡の保存活用の支障となっている樹木として、遺構の毀損の要因となるもの、遺構を見えにくくしたり、史跡からの眺望を妨げているもの、枯損等による倒木で見学者等に被害を及ぼすおそれのあるもの等があります。

既存植生を適切に管理するとともに、近年の松枯れによる植生環境の大きな変化を踏まえ、遺構や地形の保全を目的とした植生回復についても検討する必要があります。

ア 枯損木等の伐採

松枯れ等による面的な枯損が発生していることから、遺構の保護及び来訪者の安全確保のため、主要遺構と見学動線上及びその周辺の枯損木を伐採します。対象とする枯損木等は、表 10（88 ページ）のとおり、大城で 191 本、小城で 153 本であり、それぞれ 3 年を目標に、図 100（151 ページ）、図 102（153 ページ）のように伐採を計画します。表 10 の危険度の高い順に伐採することを基本としますが、伐採後の環境変化や地被植物の生長等の経過観察を行いながら段階的に実施します。

伐採した樹木のうち、くん蒸処理が必要なものについては、一時的に集積し、くん蒸を行います（半年～1 年）。伐採した樹木は、残置すると史跡の景観を損ねるため、チップ化し、史跡内に散布します。

また、これまで行われた伐採による残置木のうち、図 101（152 ページ）、図 103（153 ページ）の区域（主体部周辺及び大城曲輪）のものをチップ化し、史跡内に散布します。対象とする残置木は、大城で 189 か所、小城で 17 か所となります。

大城の伐採木及び残置木は、曲輪 3 の管理スペースに集積してチップ化し、主体部及び曲輪 22 等に散布します。小城はチップ化に用いる機械を史跡内に搬入することができないことから、麓の史跡指定外の区域に作業ヤードを設け、そこに架線ですて伐採木・残置木を運搬し、チップ化します。

イ 遺構顕在化のための修景

見学のポイントとなる曲輪等のうち、樹木や下草により遺構が見えにくくなっているものは、除草や枝打ち等を行い、遺構を見ることができるようになります。

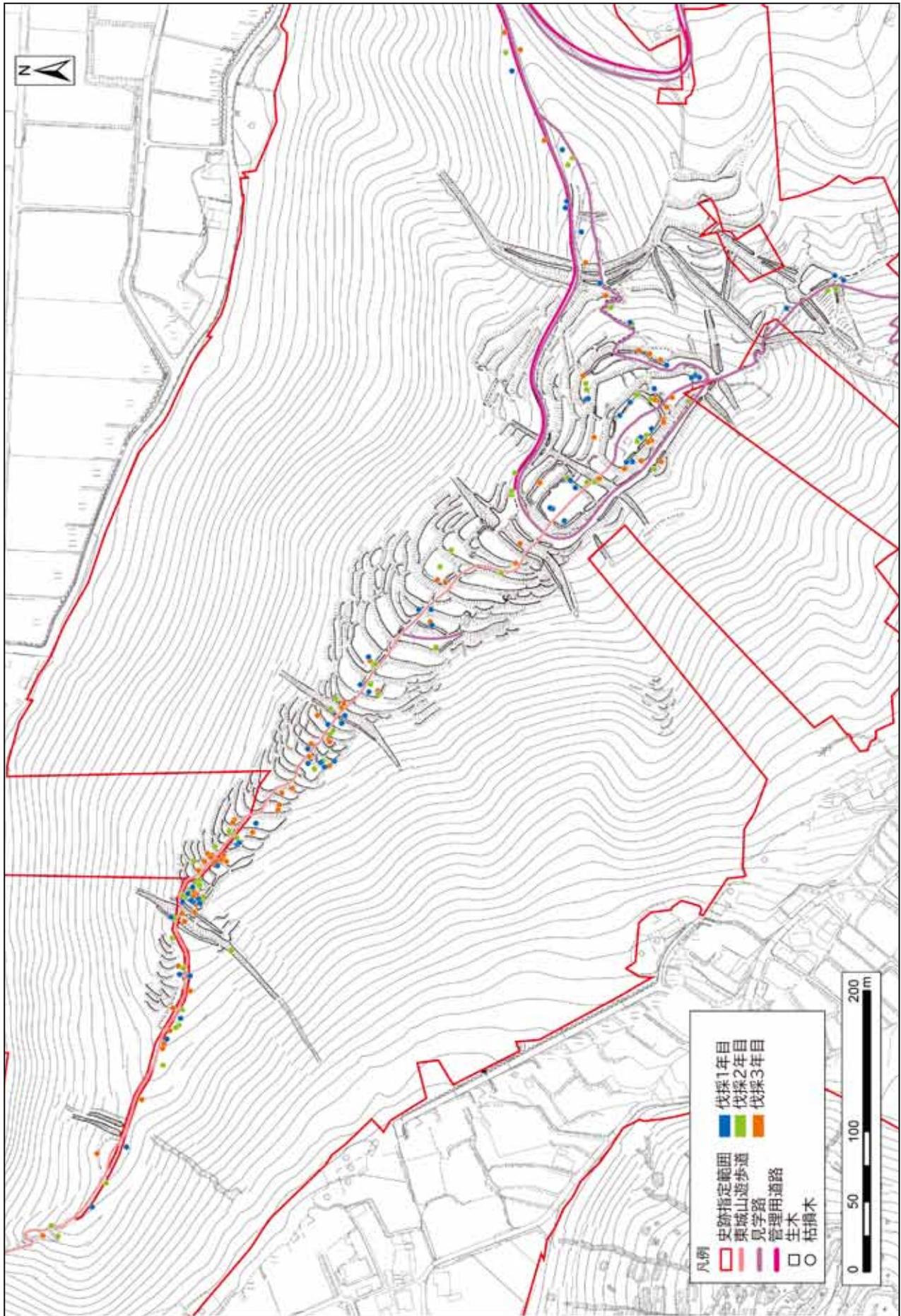
松枯れ等により伐採が行われた曲輪は、一時的に遺構が見通せる状況になっていますが、放置することにより再び森林化することが予想されるため、ゾーニングを行い、定期的な除草や実生木の除去を行うことで、多数の曲輪が広がる景観を体感できるよう修景を図ります。

遺構の景観に支障のある樹木のうち、枯損木以外の樹木は、枝打ち等にとどめ見通しの改善を図ります。なお、これまでの松枯れ等枯損木の伐採により、森林環境が変化しており、遺構保護の観点から経過観察を行いながら植生を管理を行います。

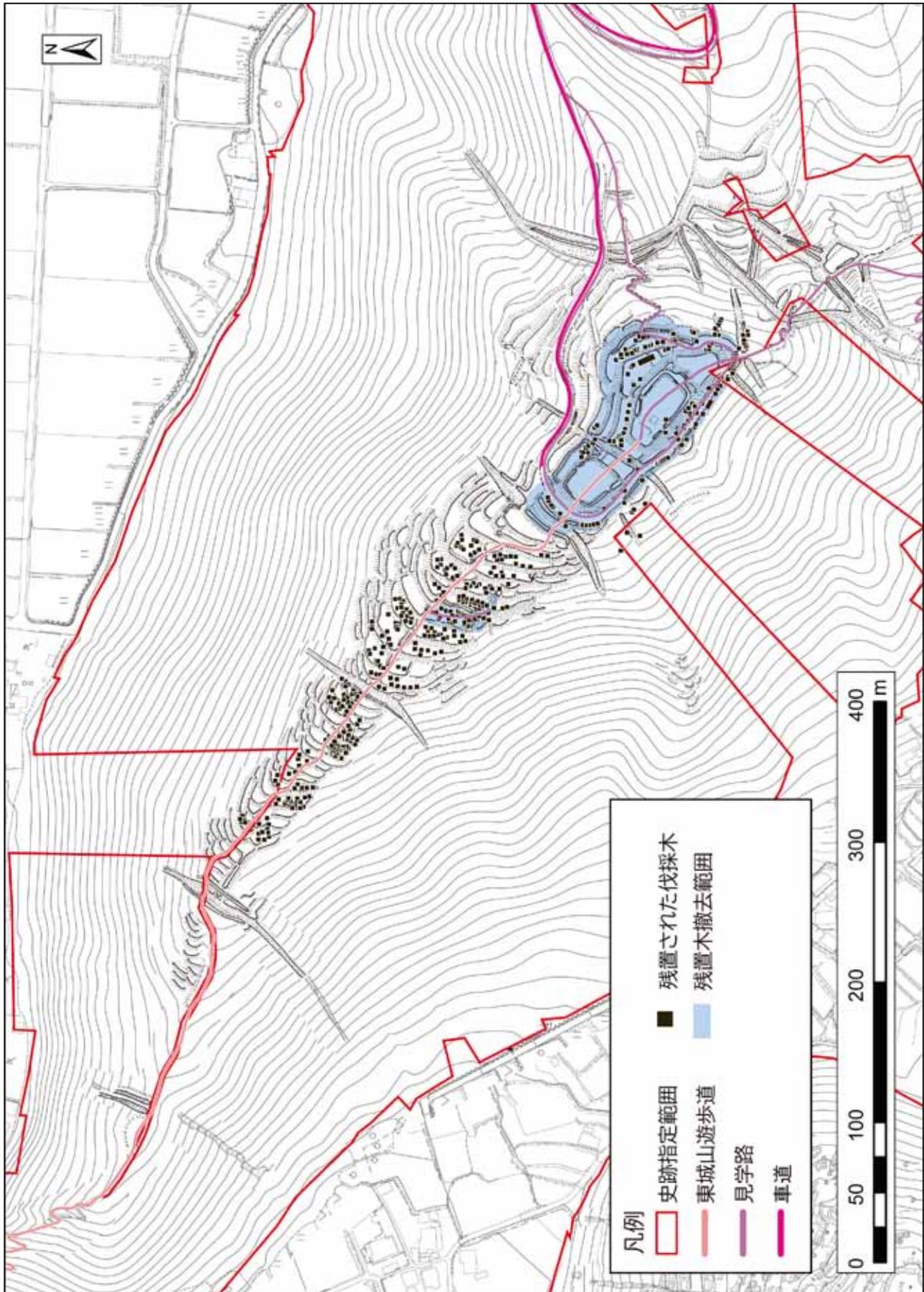
また、史跡を理解するに当たり、大城と小城の相互の眺望や、林山越遺跡や他の城郭など関連する遺跡等を眺望することが重要ですが、現在は史跡内から周囲の山城等を見ることができません。現在、松枯れの進行により樹木環境が大きく変わっており、更に枯損木伐採を行うことから、今後、史跡内からの眺望が大きく変化することが予想されます。こうした変化を踏まえた上で、中・長期事業において眺望点を設置し、支障となる樹木の枝打ち等を行い、史跡内から周囲の遺跡等への眺望の確保を図ります。

(2) 工作物等の修景

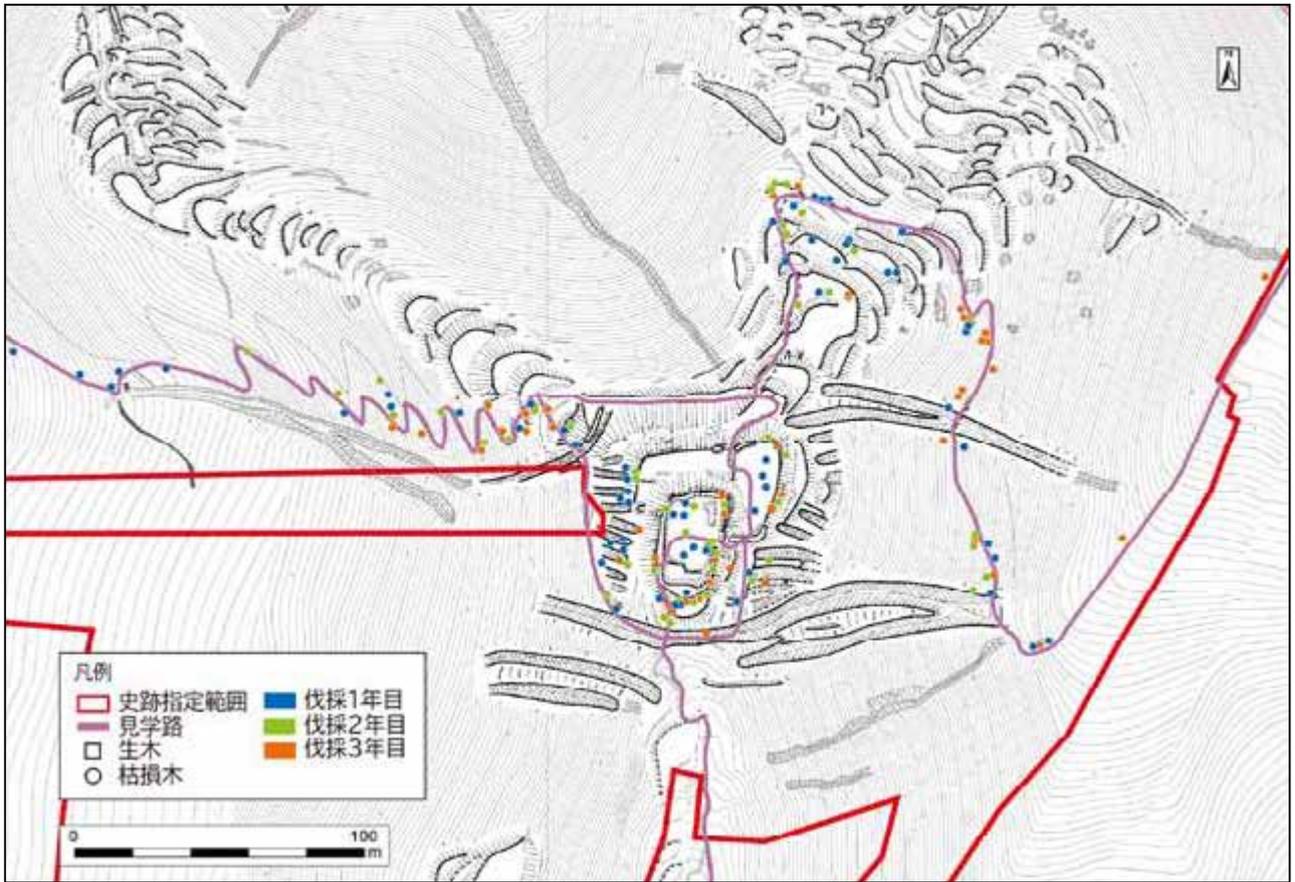
新設する管理・便益施設やサイン類等は、形状、色調等が史跡の景観と調和がとれるものとし、既存の階段やサイン類等の諸施設は、設置者や時期によって意匠が異なるため、関係者と協議を行い、改修の際に統一的なデザインのものに置き換えていきます。



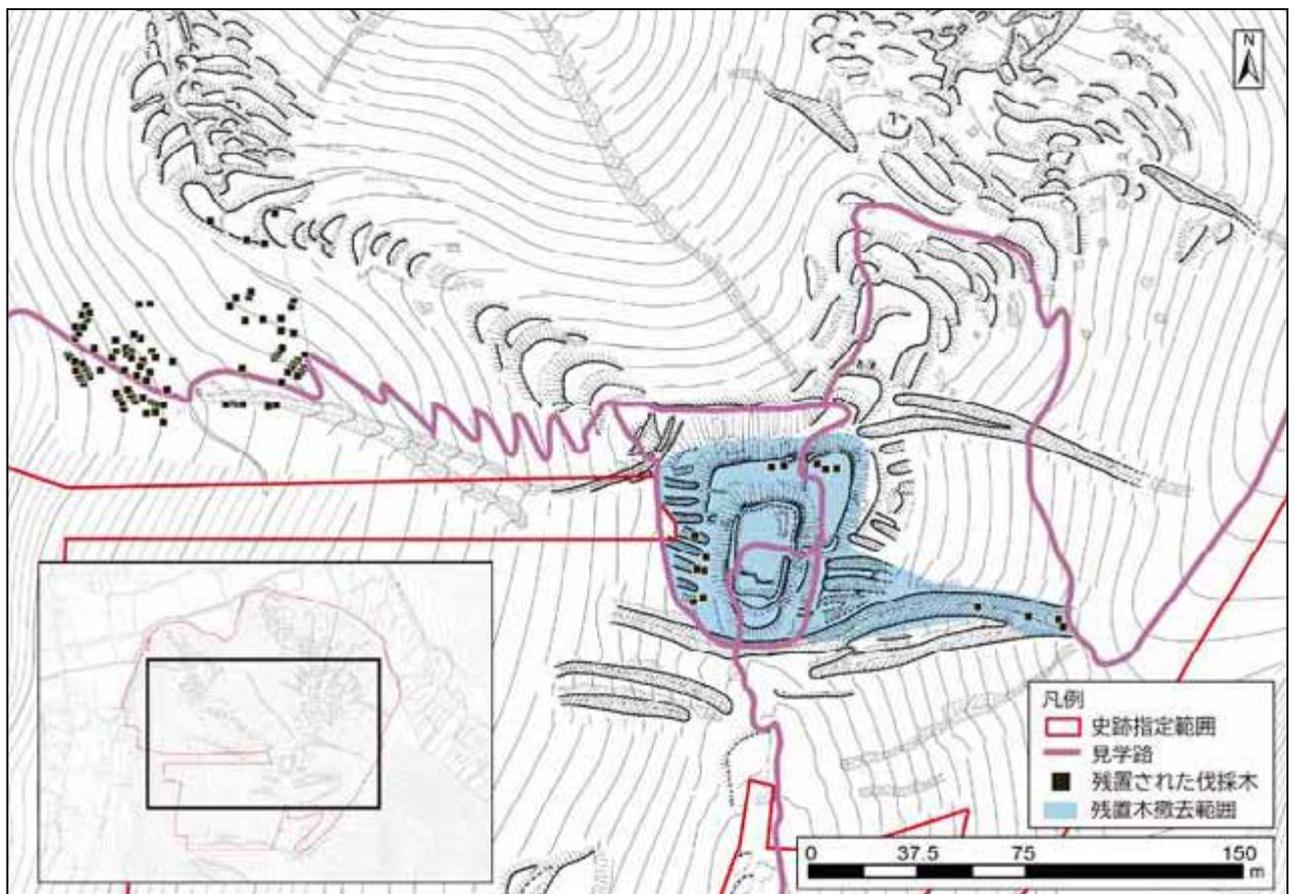
【图 101】大城 枯損木伐採計画図



【図102】大城 残置木撤去計画図



【図 103】小城 枯損木等伐採計画図



【図 104】小城 残置木撤去計画図

第8節 案内解説施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 動線計画に基づき、史跡の景観と調和する体系的なサイン整備を行います。
- (2) 来訪者が史跡を理解しながら、安全快適に見学できるよう、デザインや表示内容（用語等）等を統一したものとします。
- (3) 来訪者の誰もが使い易く、史跡を理解し易くなるよう、多言語対応、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。
- (4) 地元保存団体等が設置したサイン類は、史跡のこれまでの活用の経過を示すものであり、継続的に活用することを原則とします。
- (5) 既存サイン類の整理を行い、計画的に更新を行います。
- (6) サイン類の新設、更新に当たっては、必要に応じて土地所有者や地元保存団体等と事前協議を行います。
- (7) サイン類の設置に当たっては、遺構に影響を与えないよう、据置型を基調とします。

2 サイン構成

種類	機能	記載内容	設置場所
総合案内サイン	史跡小笠原氏城跡全体の概要と、見学地の城跡の情報を記載	史跡小笠原氏城跡の概要 3城跡の位置関係を示す地図 全体図（縄張図） 見学ルートの案内 史跡見学の注意事項 周辺文化財地図	見学の起点となる箇所
説明サイン	特徴的な遺構の情報を記載	遺構の名称、解説 位置図、写真、図面	本質的価値を構成する遺構 遺構改変箇所
名称サイン	史跡名や遺構名等を記載。遺構名には、必要に応じて簡易的な解説を記載	史跡名や遺構名等 遺構解説	本質的価値を構成する遺構 その他必要な箇所
誘導サイン	史跡内外の動線上に設置し、歩行者を案内する。（車両等の誘導サインは別途）	目標となる遺構等の名称 方向 距離 位置図	見学動線の分岐点
眺望サイン	景観に関する情報を記載	視点場からの眺望解説 写真（視対象の名称を記載）	視点場となる箇所
注意喚起サイン	見学者への注意喚起に関する情報を記載	注意喚起情報	注意喚起が必要な箇所
その他サイン	上記以外の情報を記載	史跡内の文化財紹介等	各所



総合案内板：史跡概要、広域案内、見学注意点を記載している。多言語対応は二次元コードで行っている。
(史跡津軽氏城跡堀越城跡 青森県弘前市)



総合案内板：パンフレット入れを併設。
(史跡高岡城跡 富山県高岡市)



誘導サイン：上面に位置図を記載
(史跡津軽氏城跡堀越城跡 青森県弘前市)



誘導サイン：イラストを使用し、現在位置、起伏等の地形情報が分かる
(史跡春日山城跡 新潟県上越市)



名称サイン：景観に配慮した色調
(史跡鉢形城跡 埼玉県大里郡寄居町)



眺望サイン：写真を用いて周辺の城跡等を示す。
(史跡春日山城跡 新潟県上越市)



説明サイン：写真等を用い、用途、面積等の基礎情報を記載。多言語表記。
(史跡津軽氏城跡弘前城跡 青森県弘前市)



注意喚起サイン：見学者に立入禁止等の注意を促す。
(特別史跡平城宮跡 奈良県奈良市)



注意喚起サイン：見学車両に注意を促す。
(史跡春日山城跡 新潟県上越市)



名称サイン：史跡標柱
(史跡鮫ヶ尾城跡 新潟県妙高市)

3 整備の考え方

(1) 既存サイン

サイン配置について見直しを行い、老朽化したものや情報が古いものは撤去又は更新します。地元保存団体等が設置したサイン類は継続利用を原則としますが、遺構保存に支障がある箇所については個別に検討を行います。また、改修が必要になった際に統一的なデザインへの更新を協議します。

更新に当たり、基礎構造等継続利用できるものは、板面張替えや塗装等を行い、デザインの統一を図ります。

設置者が不明なサイン類は、当面の間、存置し、対応について個別に検討します。個々のサインの対応方針は、58 ページ、83・84 ページ、91 ページの既存サイン類一覧のとおりです。

(2) 新設サイン

既存サインの整理を行い、説明が不足する箇所や見どころとなるポイント等にサイン類を新設します。

新設するサイン類は、多様な来訪者が見学できるよう、形状・表示・色調等をユニバーサルデザインに配慮した統一的なデザインとします。また、必要に応じて二次元コードによるスマートフォン等への内容表示を併用しながら、多言語対応を図ります。

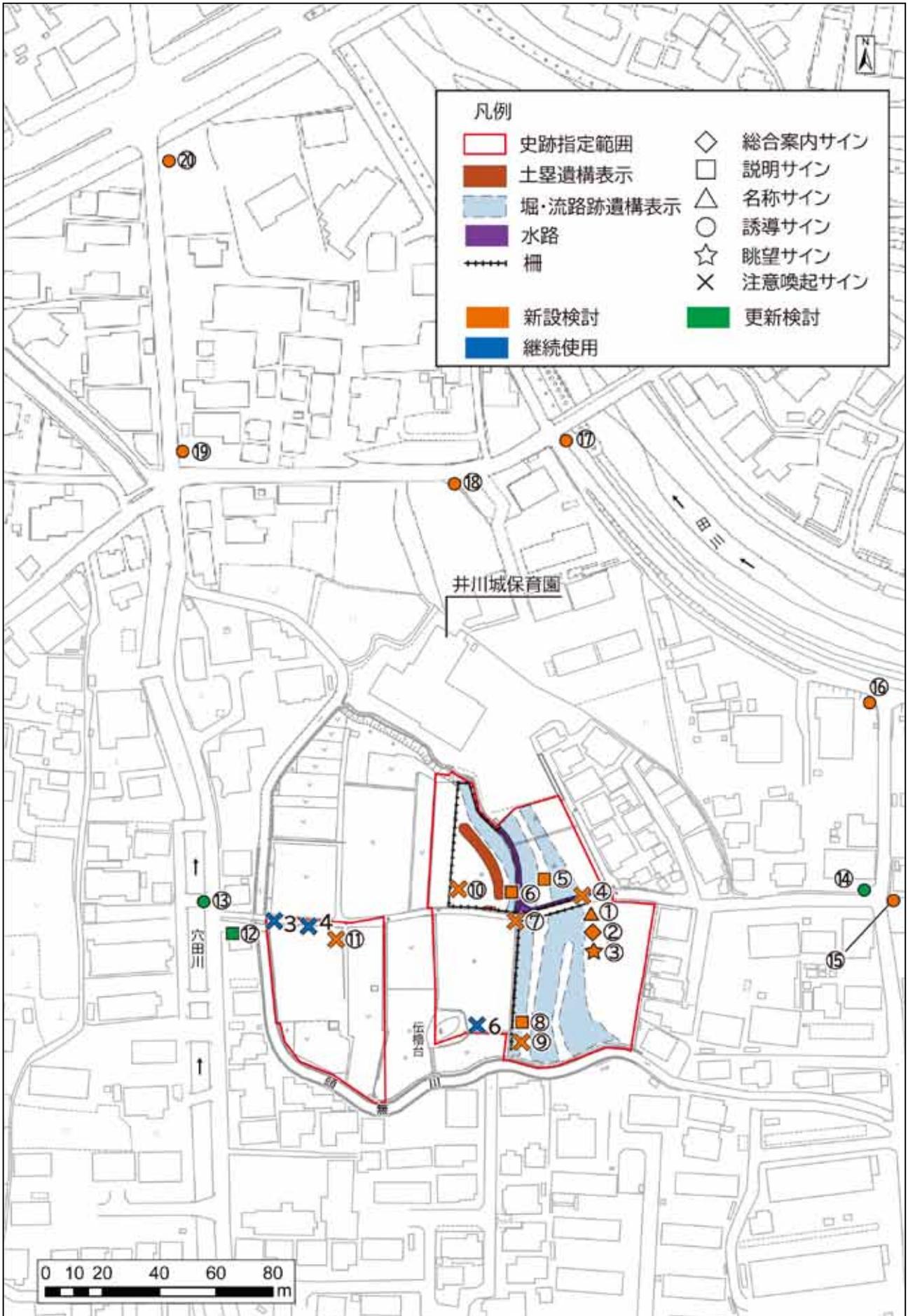
記載内容は最小限にとどめ、分かりやすい文章とし、散策マップや二次元コード等で追加の解説を行います。なお、散策マップとサイン類の位置図が連動するよう整備を行います。

サイン類の設置については、遺構に影響が少ない据置型を基本とし、遺構面が浅い箇所については、地表面に基礎を整備するなど構造を検討します。設置箇所の状況により、据置型が設置できない場合は、事前に発掘調査により遺構保存への影響を調査し、支柱型の設置を検討します。

4 個別サイン計画

(1) 井川城跡

整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアのサイン類の新設を行う



【図105】井川城跡 サイン類計画図

【表 13】 井川城跡 サイン一覧

種類	方針	番号	内容
総合案内サイン	新設	②	史跡概要、全体図、見学の注意点、周辺文化財地図等
説明サイン	新設	⑤	堀状遺構と流路跡
		⑥	土壇状盛土遺構と土塁、土塁裾部の溝、出入口（虎口）
		⑧	伝檜台
	更新	⑫	整備内容に合わせた板面更新
名称サイン	新設	①	史跡標柱
誘導サイン	新設	⑮⑯⑰	歩行者誘導サイン（史跡東側入口への誘導）
	更新	⑭	
	新設	⑱	車両・歩行者誘導サイン（駐車場と史跡東側入口への誘導）
	更新	⑬	
	新設	⑲⑳	
眺望サイン	新設	③	復元イメージ図、遺構説明（用語等）
注意喚起サイン	新設	④	関係車両以外立入禁止
	継続	3	
	新設	⑦⑩⑪	私有地のため史跡見学者の立入禁止
	新設	⑨	伝檜台見学の注意事項
	継続	4, 6	犬のフン持ち帰り

ほか、主郭管理用エリアには、私有地への立入を禁止する注意喚起サイン、史跡への動線上に東側入口への誘導サインを設置します。

井川城跡は平坦で見通しが良いことから、史跡の景観に配慮し、事例1のようなサイン類は高さが低いものを想定します。東側入口周辺に、史跡標柱、総合案内サインを設置し、遺構表示箇所に説明サイン、館跡の姿をイラストで示す眺望サインを設置します。隣接する私有地への見学者立ち入りを防止する注意喚起サインを私有地との境界付近に設置します。

既存サイン類のうち、主郭維持管理エリア（伝檜台）の説明サインは撤去し、新設する総合案内板へ集約します。西側管理エリアにある解説サインは、整備内容にあったものに板面更新を行います。

(2) 林城跡

史跡の概要説明のサインや、地元保存団体等が設置した誘導サイン、文化財紹介サイン等が設置されています。既存サインはデザインが統一されていないため、説明内容の見直しと併せて更新を行います。

地元保存団体等が設置したサイン類は、継続使用し、改修の際に関係団体と協議を行い、統一的なデザインのサイン類へ更新を行います。

遺構の名称サイン、説明サイン、誘導サインが不足しているため、新設します。総合案内板及び史跡標柱を登り口に設置し、主要遺構に説明サイン・名称サインを設置します。また、後世の改変箇所や城内通路を説明するサイン類を新設します。

総合案内板は事例2のような高さのあるものを用い、史跡への入口であることを分かりやすくします。

林城跡周辺については、駐車場である教育文化センター・針塚古墳から林城へ誘導サイン、大城金華橋登り口と小城大嵩崎側登り口間の誘導サイン、小城大嵩崎側登り口と大城大嵩崎側登り口間の誘導サインを設置します。

5 車両誘導サイン計画

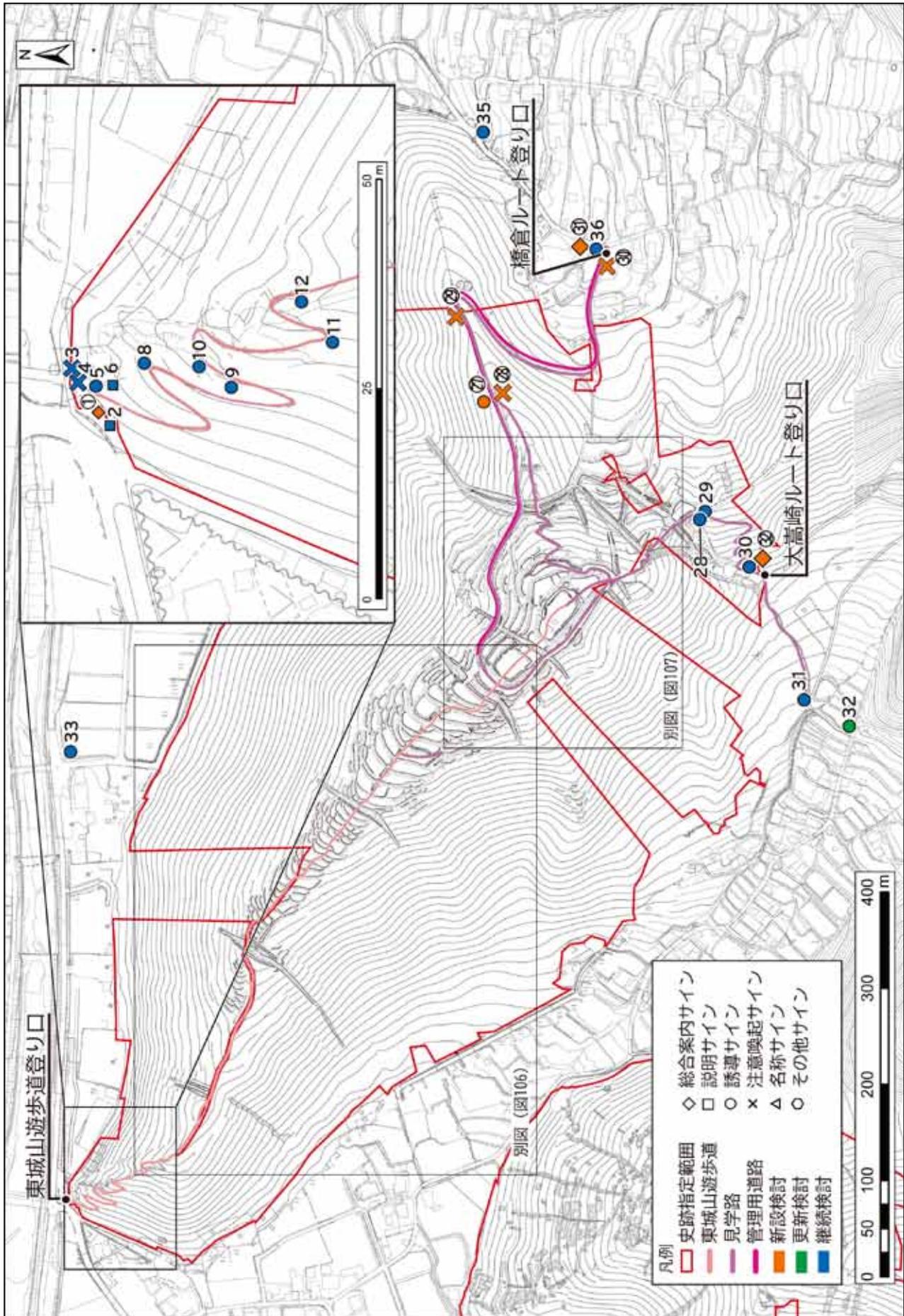
史跡へ車両を誘導するサイン類がないため、新設する必要があります。

現状誘導先となる専用駐車場がなく、短期計画内での駐車場整備が難しいため、歩行者の誘導に関する整備を短期計画内で行い、車両誘導サインの設置は専用駐車場の確保と合わせて中・長期計画で実施することとします。当面の間、史跡周辺の公共施設の駐車場への案内をインターネット等で行っていきます。

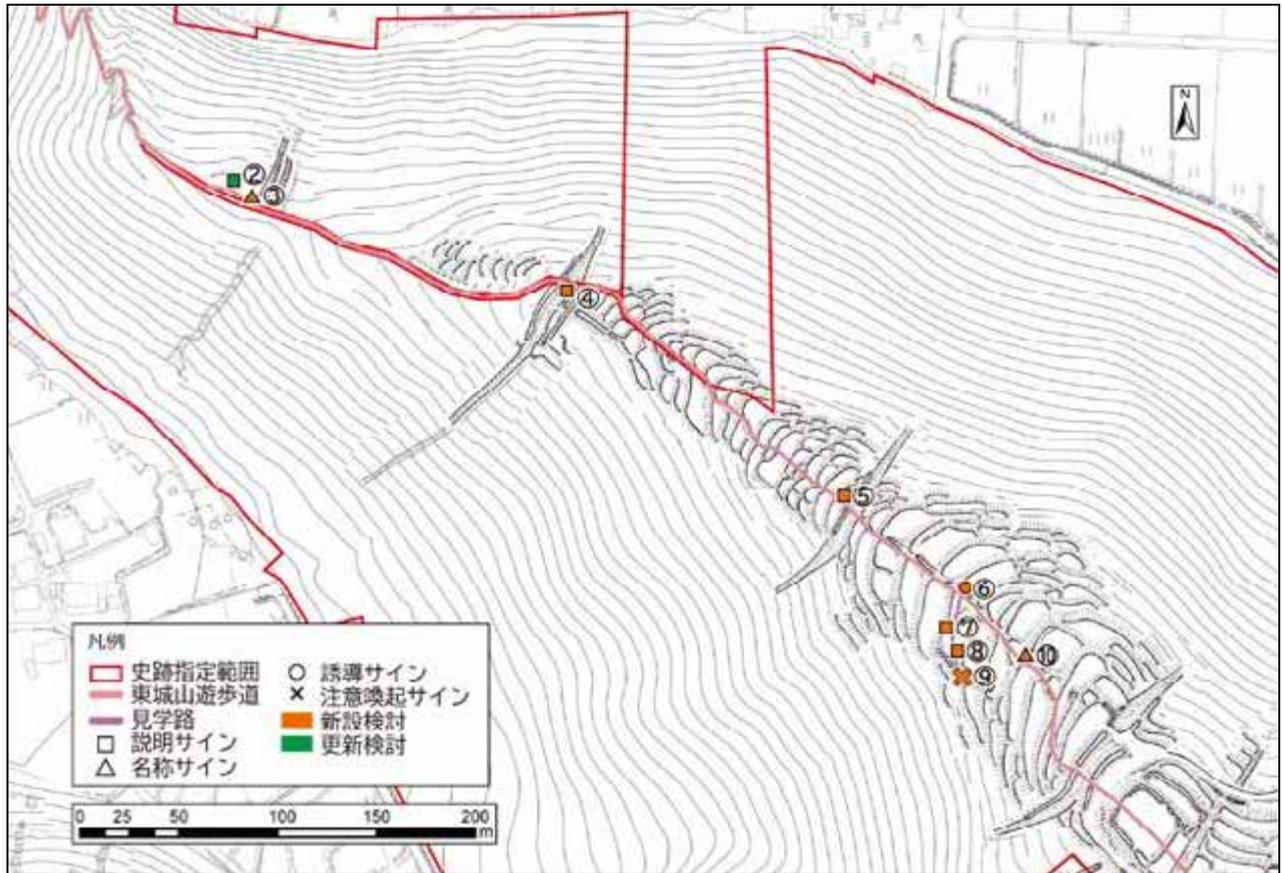
広域動線計画（128 ページ、図 86）では、松本インターチェンジからの車両動線とシェアサイクルを活用した自転車動線も想定しているため、サイン類の設置場所の検討を行います。

【表 14】大城 サイン一覧

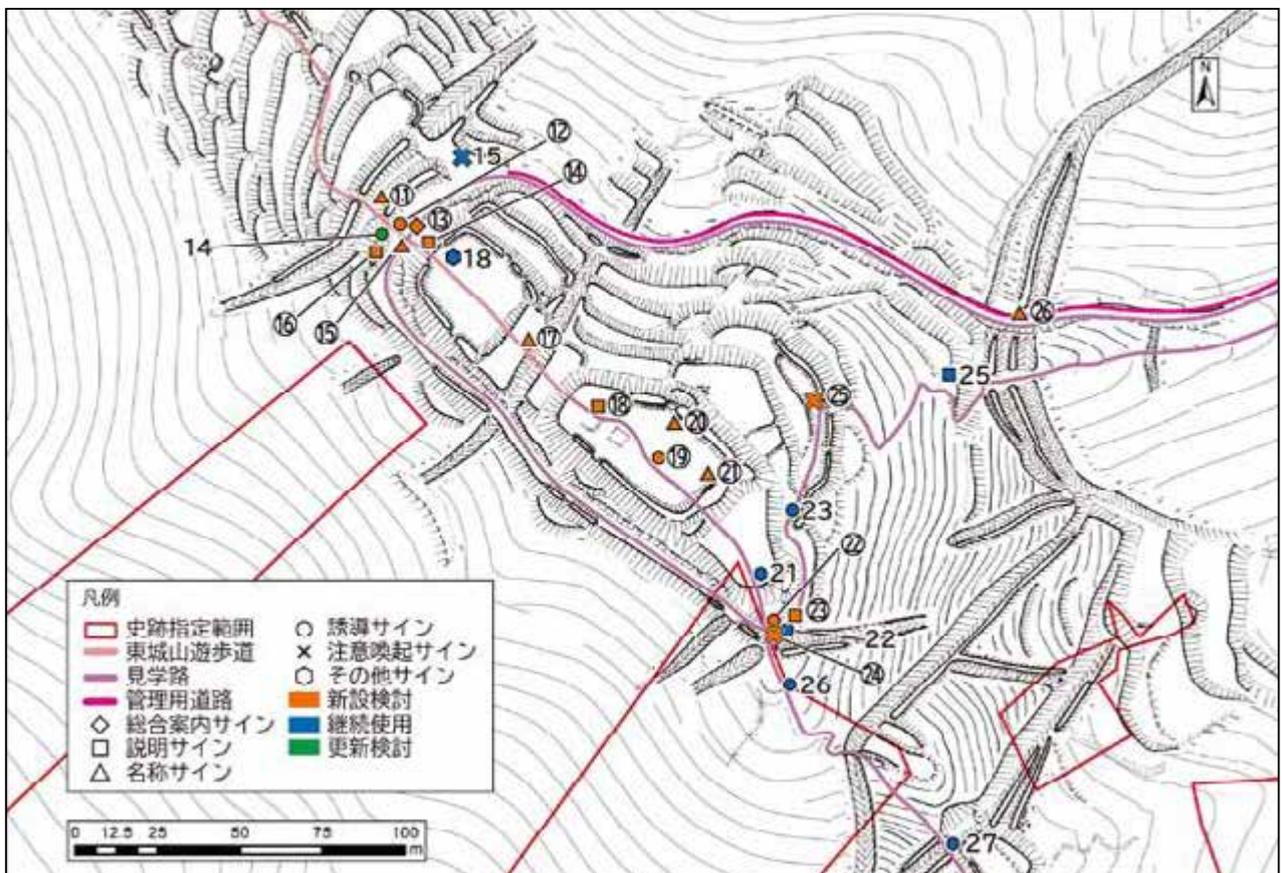
種類	方針	番号	内容
総合案内サイン	新設	①③⑳	史跡概要、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
	更新	⑬	史跡概要、主体部ブロックの遺構、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
説明サイン	更新	②	西北西尾根ブロックの遺構、堂平
	新設	④	土塁を伴う堀切・竪堀
		⑤	堀切・竪堀を境に変わる遺構の特徴（曲輪と切岸）
		⑦	大規模な曲輪群
		⑧	通路状遺構と城内通路について
		⑭	主郭へ続く石段について
		⑯	堀切・竪堀、車道開削により改変された遺構
		⑱	主郭（土塁、土塁開口部、石積等の遺構）
	㉓	主体部南東側ブロックの遺構	
	継続	2	林町会「歴史の里散策マップ」
		6	林村「山の神社」跡
25		化粧井戸	
名称サイン	新設	③	竪堀
		⑩⑳㉑	石積
		⑪⑰㉒	堀切・竪堀
		⑮	史跡標柱
		⑥	通路状遺構、主郭、金華橋側登り口への誘導
誘導サイン	新設	⑫	主郭、金華橋側登り口、橋倉側登り口への誘導
		⑲㉒	金華橋・橋倉、林城跡歴史の道への誘導
		⑳	主郭、橋倉側登り口への誘導
		14	東城山遊歩道ルート
	更新	32	大嵩崎ルート登り口
		5	東城山遊歩道登り口
	継続	8, 9, 10, 11, 12	主郭への誘導
		21, 26, 27, 28 29, 30, 31	大嵩崎ルートの案内
		22, 23	化粧井戸への誘導
		33, 35, 36	橋倉ルート案内
		⑨	遺構保護のため立入禁止
注意喚起サイン	新設	㉔㉕㉖	通行注意
		㉗	関係者等以外の車両の進入禁止
		㉘	私道への関係者等以外の車両の進入禁止
	継続	3, 4, 15	タバコ・ゴミ捨て等禁止
その他サイン	継続	18	「松風亭」（東屋）標柱



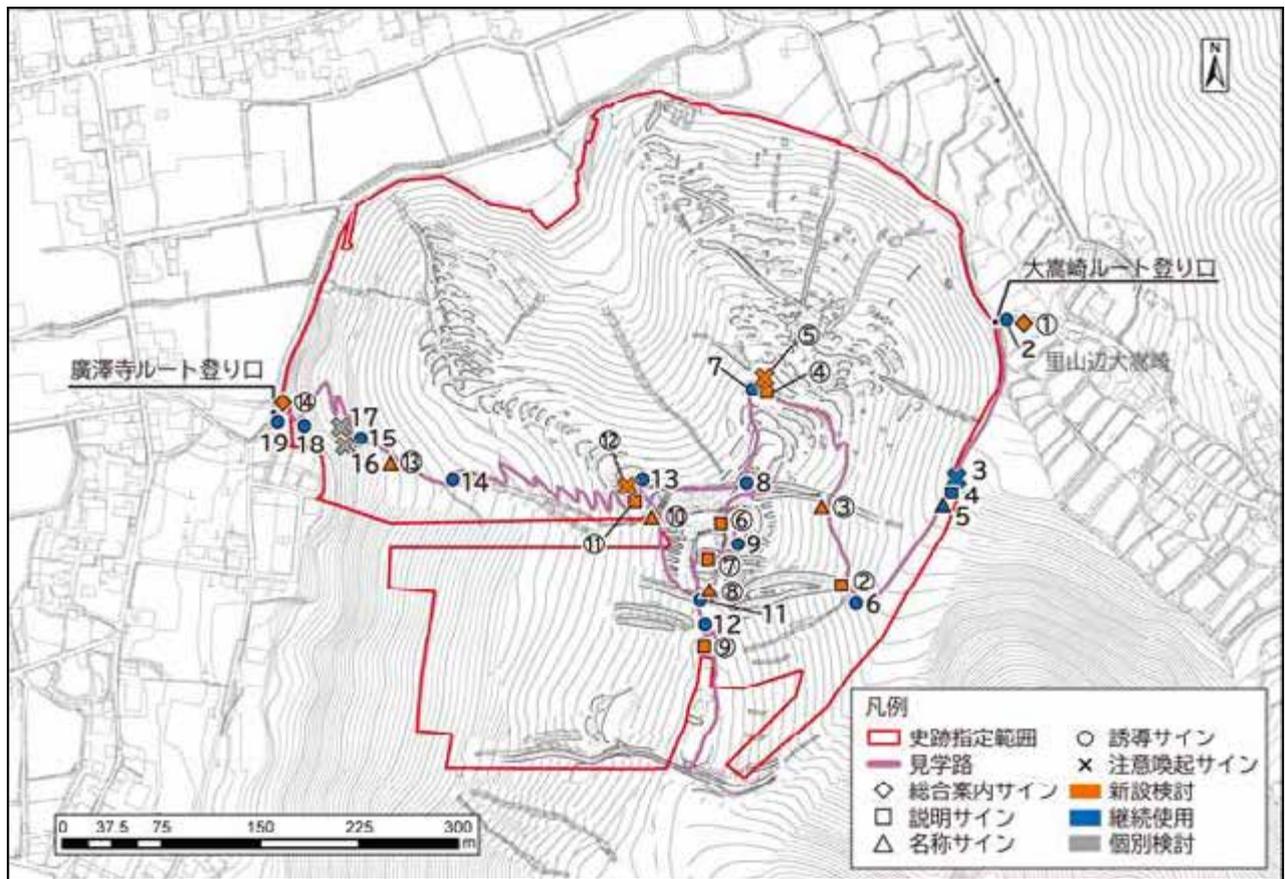
【図106】大城 サイン類計画図



【図 107】大城 サイン類計画図(西北西尾根拡大図)



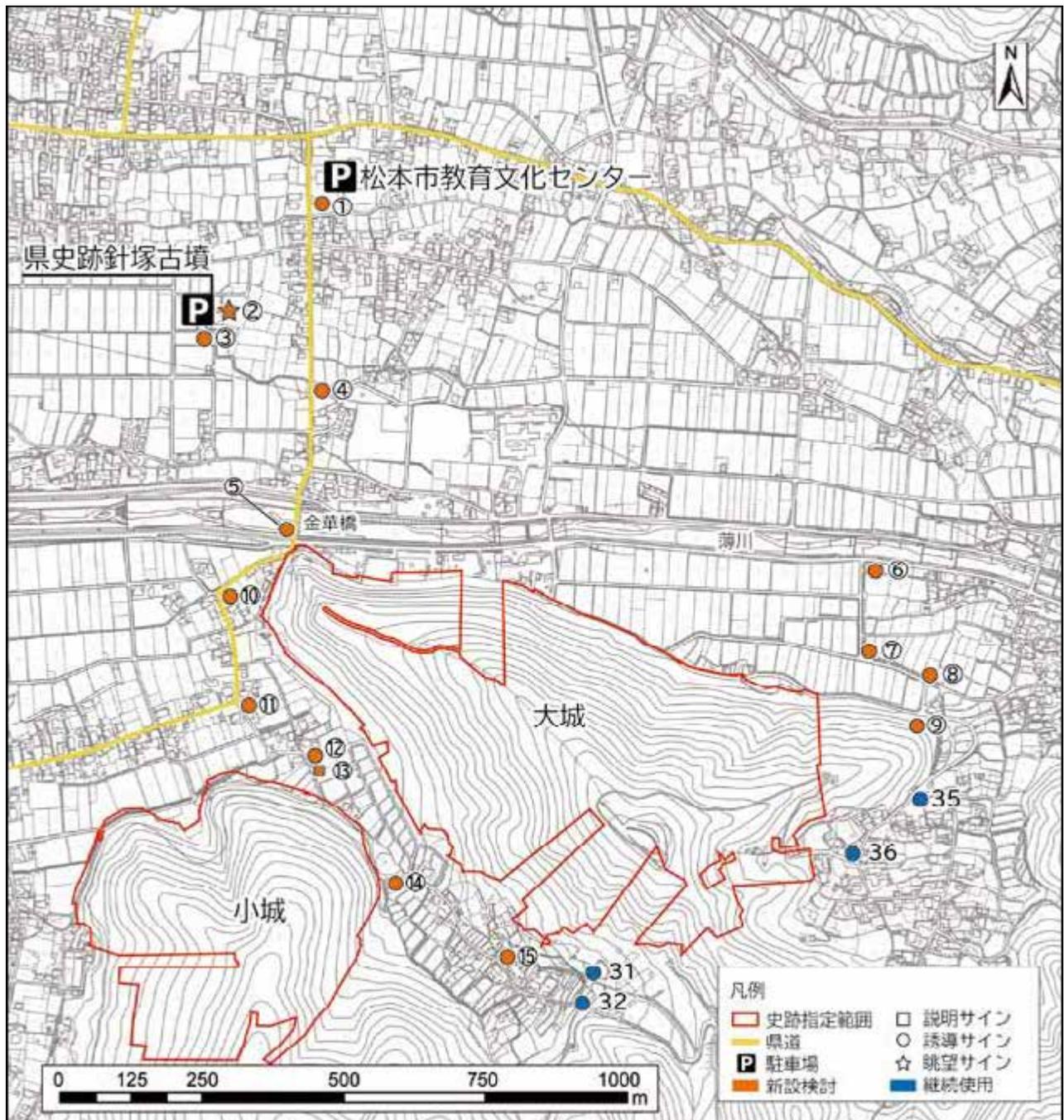
【図 108】大城 サイン類計画図(主体部拡大図)



【図 109】小城 サイン類計画図

【表 15】小城 サイン一覧

種類	方針	番号	内容
総合案内サイン	新設	①④	史跡概要、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
説明サイン	新設	②	豎堀、松本市域の豎堀の特徴（合流する豎堀）
		④	北尾根斜面ブロックの遺構、スロープ状遺構
		⑥	鉢巻状石積、松本市域の石積の特徴
		⑦	主体部ブロックの遺構
		⑨	南尾根ブロックの遺構
		⑪	北西尾根ブロックの遺構、スロープ状遺構
名称サイン	新規	①	史跡標柱
		③	豎堀
		⑧⑩	堀切・豎堀
		⑬	耕作地跡の石積
	継続	5	地獄の釜
誘導サイン	継続	2, 6, 7, 8, 9	大嵩崎ルート誘導
		11	大嵩崎・廣澤寺ルート、廣澤寺山への誘導
		12	廣澤寺山への誘導
		13, 14, 15, 18	廣澤寺ルート誘導
		19	廣澤寺ルート登り口、廣澤寺誘導
注意喚起サイン	新設	⑤⑫	遺構保護のため立入禁止
	継続	3	地獄の釜立入禁止
		16, 17	転落・崩落注意喚起



【図110】 林城跡周辺のサイン類計画図

【表16】 林城跡周辺 サイン一覧

種類	方針	番号	内容
説明サイン	新設	⑬	林山腰遺跡、林城と麓の居館跡
誘導サイン	新設	①③④⑤	林城跡登り口への歩行者誘導 大城：金華橋側登り口・橋倉側登り口、小城：大嵩崎側登り口
		⑥⑦⑧⑨	大城橋倉側登り口への歩行者誘導
		⑩⑪⑫	小城大嵩崎側登り口への歩行者誘導
	継続	⑭⑮	小城大嵩崎側登り口と大城大嵩崎側登り口間の歩行者誘導
眺望サイン	新設	31, 32	
		②	史跡小笠原氏城跡の概要、山辺谷の山城概要、周辺地図等

第9節 管理施設及び便益施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 地域住民や見学者が安全・快適に史跡を見学、利用できるよう整備を行います。
- (2) 既存の施設は継続利用し、老朽化等改修が必要な部分については、史跡の景観と調和したデザインのものを採用します。
- (3) 新設する施設は、必要最小限とし、遺構に影響を与えない工法を用います。
- (4) 管理施設のうち、史跡名称等を示す標識、史跡の概要を示す説明板は3城跡それぞれに設置することとし、サイン類とともに第8節に記載します。史跡の境界標については、管理上必要な箇所に設置します。

2 井川城跡

(1) 管理施設

ア 囲いその他の施設

(ア) 立入防止柵

主郭遺構表示エリア・東側郭外活用整備エリア西側及び西側管理エリア南側・東側に、隣接する私有地沿い及び里道沿いに、見学者の立入防止柵を設置します。柵は、据置型の基礎に支柱の間をロープ等で連結したもの等、史跡の景観と調和し、見学者等への圧迫感のない外観となるようにします。

(イ) 転落防止柵

東側郭外活用整備エリア南側及び西側管理エリア西側に、頭無川への転落防止柵を設置します。安全確保のため必要となる高さ等の構造、頭無川対岸の住宅地の目隠しの機能、史跡景観と調和した外観を検討し、遺構保護層を確保した上で埋込基礎により設置します。頭無川との間に一定の幅を取り、地区で行われている頭無川の清掃作業等に支障がないようにします。

(ウ) 目隠し（遮蔽）の塀・植栽

東側郭外活用整備エリアの東側に、隣接する住宅地の目隠しのための塀又は遮蔽植栽を設置します。住宅地への日照の影響、目隠しのため必要となる高さ等の構造、史跡景観と調和した外観を検討します。塀の場合は遺構保護層を確保した上で埋込基礎により設置します。遮蔽植栽の場合は、適切な樹種を検討し、遺構保護層を設け、防根シートを設置する等、遺構の保存を図ります。

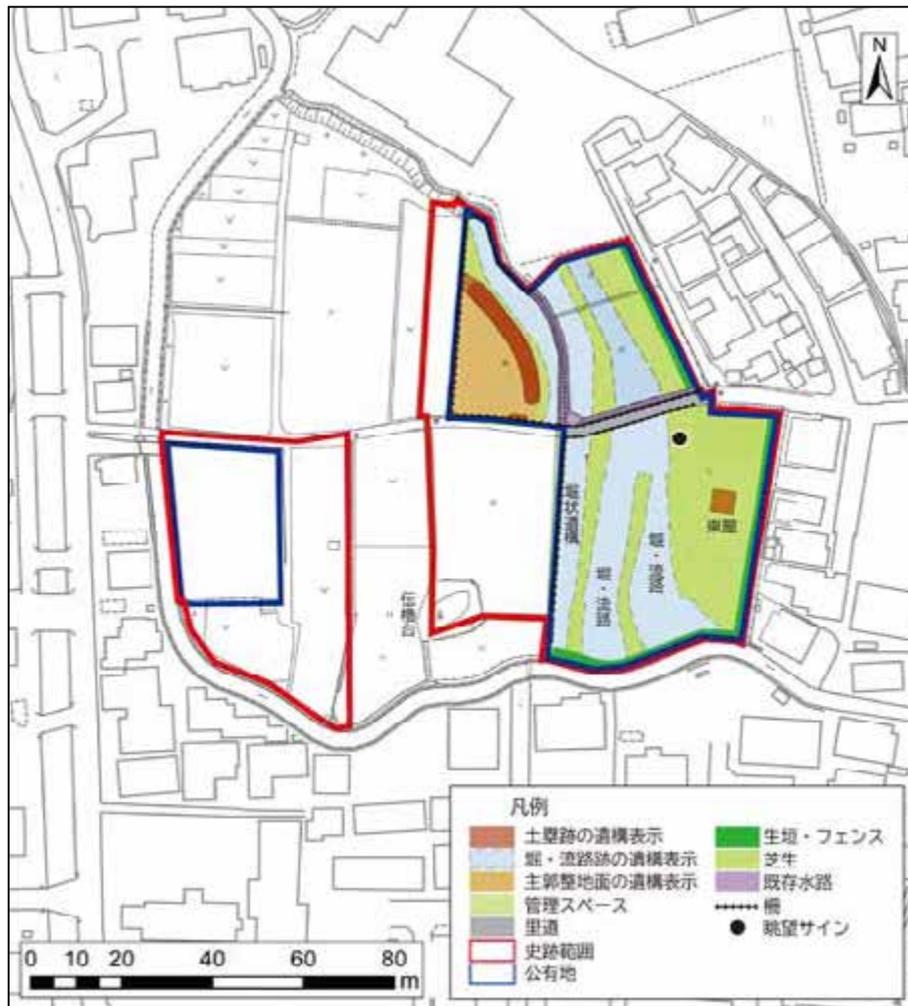
イ 管理用スペース

日常的な維持管理等の作業スペース、管理車両の立入り等のための管理用スペースを、東側郭外活用整備エリア東側の張芝範囲内に設置します。トラック等の管理用車両が3台程度駐車できる規模とし、芝生保護材を設置します。里道からの入口部分には車止めを設置し、見学車両等が進入しないよう管理します。

(2) 便益施設

ア 駐車場

井川城保育園駐車場の一部について、関係課、保育園利用者及び地元住民と協議



【図 111】井川城跡 管理・便益施設計画図

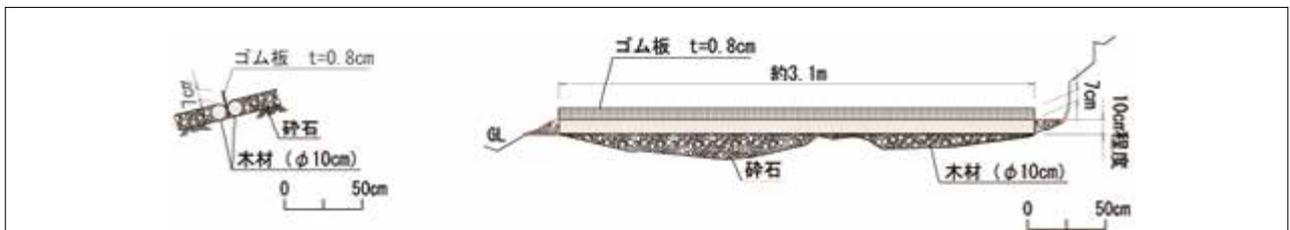
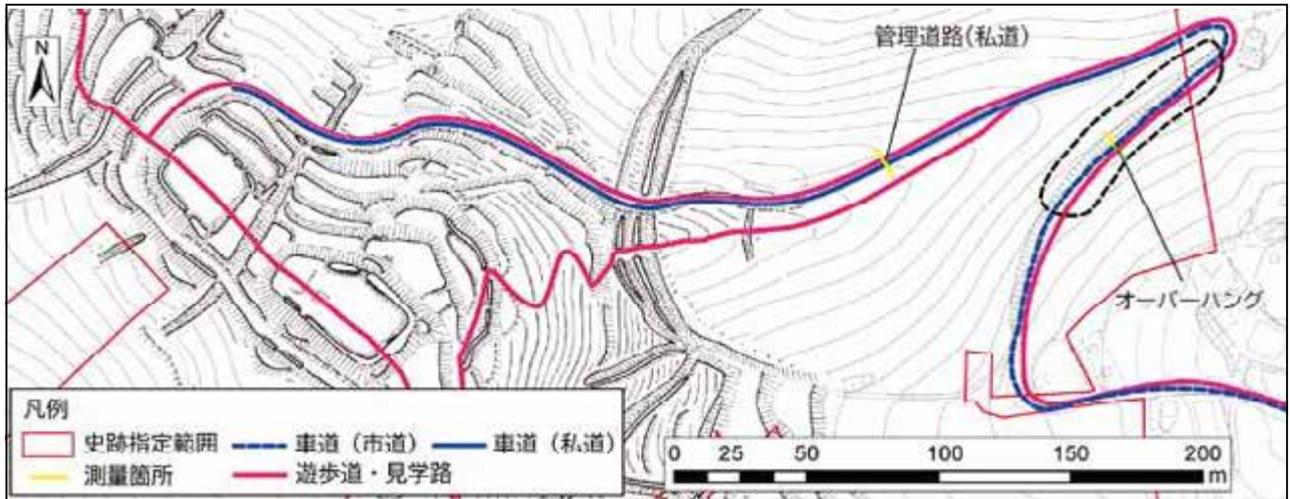
し、了解を得た上で、見学者駐車場として活用します。駐車場として使用する範囲、利用形態等園児をはじめとした利用形態の検討、サイン類による注意喚起等を行い、園児をはじめとした保育園利用者、地元住民の安全確保を図ります。

イ 休憩施設

周囲に緑陰等がなく、保育園児の利用も見込まれることから、東側郭外活用整備エリアに東屋、ベンチを設置し、見学者の休憩場所とします。東屋は東側郭外活用整備エリアの南側の芝張り範囲に設置することとします。発掘調査により地下遺構の状況を確認し、遺構保護層を確保した上で設置します。発掘調査により建物跡が確認された場合は、建物跡の範囲に設置することを検討します。パネル展示を行い、史跡のガイダンスや講座等での活用を図れるものとします。

ウ 里道

指定地西側の耕作地へ唯一出入りができる道であることから、耕作用車両等が通過するための通行スペースを確保し、見学者にはサイン類により注意喚起を行います。遺構の保存及び私有地への立入防止のため、里道への一般車両の立入りを禁止し、注意喚起サインを設置します。



【図 112】大城管理用道路

2 大城

(1) 管理施設

ア 管理用道路

橋倉集落から大城主体部まで続く車道は、土地所有者の山林管理等のため設けられたものです。今後の史跡の維持管理や整備事業に当たり、管理用車両や工事・資材運搬車両の通行が必要であるため、この車道を史跡の管理用道路として位置付けます。また、他のルートより歩き易い見学動線であり、徒歩で見学することが困難な方が、車両で主体部へ入るための動線としても位置付けます。

地権者等関係者、徒歩での見学が困難な方、史跡の管理車両を除く一般車両は、遺構保護のため進入を制限することを関係者と協議します。

遺構保護と見学者の安全確保のため、原則車両の進入は曲輪3までとし、曲輪3

から曲輪4東側へ通じる道には車止めを設置します。

管理用道路は、市道部分の山側斜面のオーバーハング箇所崩落防止のため、オーバーハング部分の除去及び法面保護工事を行います（図111）。オーバーハング部分は、事前に上面の発掘調査を行い、遺構の状況を確認し、上面の樹木の伐採を行った上で除去します。法面保護工事は、景観に配慮した工法とします。

また、路面の凹凸があり、車両の通行に支障をきたし始めているため、凹凸を解消するための砕石敷を行い、木製路面排水工等の路面の排水対策を行います。

イ 管理用スペース

管理用道路が主体部へ入る曲輪3に、管理用車両、工事用車両等の一時的な立入りや、整備工事等の作業ヤードとして用いる管理用スペースを設けます。地下遺構の保護を図るため、発掘調査により地下遺構の深度を確認した上で、盛土等の保護措置を講じます。

(2) 便益施設

ア 駐車場

当面の間、現在活用している松本市教育文化センター、針塚古墳の駐車場を活用します。合わせて、金華橋エントランスエリア、橋倉エントランスエリアでの駐車場確保のため、土地所有者・地元町会と協議を行います。賃貸借を含めて駐車場の確保を図ることとします。駐車場用地が確保できる場合、当面は駐車場として使用するための簡易な整備を行い、中・長期計画において便益施設の併設を含めた整備を検討することとします。

イ 遊歩道・見学路

城内通路の全容が未解明であることから、当面の間、既存の遊歩道・見学路を継続して使用します。東城山遊歩道の洗掘による遺構毀損範囲及び主体部の見学路の整備を優先的に行うこととし、その他のルートについては、除草や枝払いを定期的に行い、通行を確保するほか、危険箇所（急傾斜地）への注意喚起サインの設置を行います。遊歩道・見学路の急傾斜地には、階段を設置し見学者の安全確保を行います。

東城山遊歩道の洗掘箇所の整備については第4節に述べましたが、洗掘が再度生じないように、排水対策等を講じながら遊歩道の修復を行います。また、東城山遊歩道の登り口から尾根に至るまでの間は急傾斜で階段等が設置されていますが、破損が見られるため、修復を行います。

ウ 休憩施設

既存の3棟の東屋は継続して使用しますが、老朽化等で改修が必要になった場合は、在り方を検討します。

ベンチについては、地元保存団体が設置したものは継続して使用し、主郭東屋に設置されている管理者が不明なカラーベンチは、老朽化しているため、史跡の景観に合うものに置き換えます。新設するベンチは、地下遺構へ影響を与えないものとします。

エ トイレ

曲輪3に設置している簡易トイレ（春季～秋季）の設置を継続し、利用実績等を見て設置について検討します。また、周辺のトイレとして松本市教育文化センター及び松本市山辺運動広場のトイレを案内します。中・長期計画においてトイレを設置できるように、本計画期間中に設置場所について検討します。

3 小城

(1) 管理施設

石積保護のための離隔措置として柵、バリケード等を設置します。柵は、地下遺構に影響を与えないものとしします。

(2) 便益施設

ア 駐車場

当面の間、現在活用している松本市教育文化センター、針塚古墳の駐車場を活用し、大嵩崎エントランスエリアでの駐車場確保のため、土地所有者と協議を行います。大城と同様に、賃貸借を含めて駐車場の確保を図り、当面は駐車場として使用するための簡易な整備を行い、中・長期計画において便益施設の併設を含めた整備を検討することとします。

イ 見学路

大城と同様に、城内通路の全容が未解明であることから、当面の間、既存の遊歩道・見学路を継続して使用します。急傾斜地があるため、注意喚起サインを設置します。

ウ 休憩施設

大嵩崎ルート of 地元保存団体設置のベンチは、継続使用します。東屋等の休憩施設については、本計画では設置せず、中・長期計画において設置を検討します。

第10節 公開活用及びそのための施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 既存の公共施設を活用し、来訪者に史跡の本質的価値を伝えられるよう展示を行うほか、関連する文化財の情報を発信します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡の専用のガイダンス施設の設置については、中・長期計画において検討することとします。

2 ガイダンス機能の配置

現在、史跡小笠原氏城跡に関するガイダンス施設はなく、史跡に設置されているサイン類や、パンフレット、市ホームページで情報発信を行っています。

井川城跡は近隣に公共施設がないことから、設置を計画している東屋にパネル展示等を行うなど、ガイダンス機能を持たせます。

林城跡は、現在駐車場として活用している松本市教育文化センターや隣接する旧山辺学校校舎に史跡小笠原氏城跡や山辺地区の山城等のパネル展示を行うことを検討しま

す。また、中山地区に所在する松本市立考古博物館で、出土遺物の展示や市域の山城等に関する展示を行うことを検討します。

第11節 周辺地域の環境保全に関する計画

1 基本方針

- (1) 史跡小笠原氏城跡周辺の未指定地や、史跡の本質的価値に関連する遺跡の保護を図ります。
- (2) 史跡周辺の環境を保全するため、地域住民や保存団体、庁内関連部署、関係する団体等との連携を図ります。

2 個別計画

(1) 井川城跡

井川城跡の中心部が未指定地であることから、遺構の保存を図るため、土地所有者・利用者の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図るとともに、史跡指定や公有化について検討します。

(2) 林城跡

史跡の本質的価値に関連する遺跡である林山腰遺跡、水番城跡について、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図ります。また、大城と橋倉を隔てて位置する水番城、大城と小城の間に位置する林山腰遺跡を、史跡から眺望できるようにする等の一体的な保存活用の方法を検討します。

第12節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

1 基本方針

史跡小笠原氏城跡や小笠原氏に關係する文化財や、史跡の所在する鎌田地区、里山辺地区及び入山辺地区の文化財を、小笠原氏城跡と一体的に活用することを目指します。

2 関連文化財等との連携

(1) 松本市文化財保存活用地域計画における関連文化財群

松本市文化財保存活用地域計画では、市内35地区の公民館を拠点とした市民による文化財悉皆調査の成果をもとに、165の関連文化財群が設定されています。

史跡小笠原氏城跡は、松本市の歴史文化の特徴（「松本の8つの魅力」）の一つである「松本城と城館群」に位置付けられています。

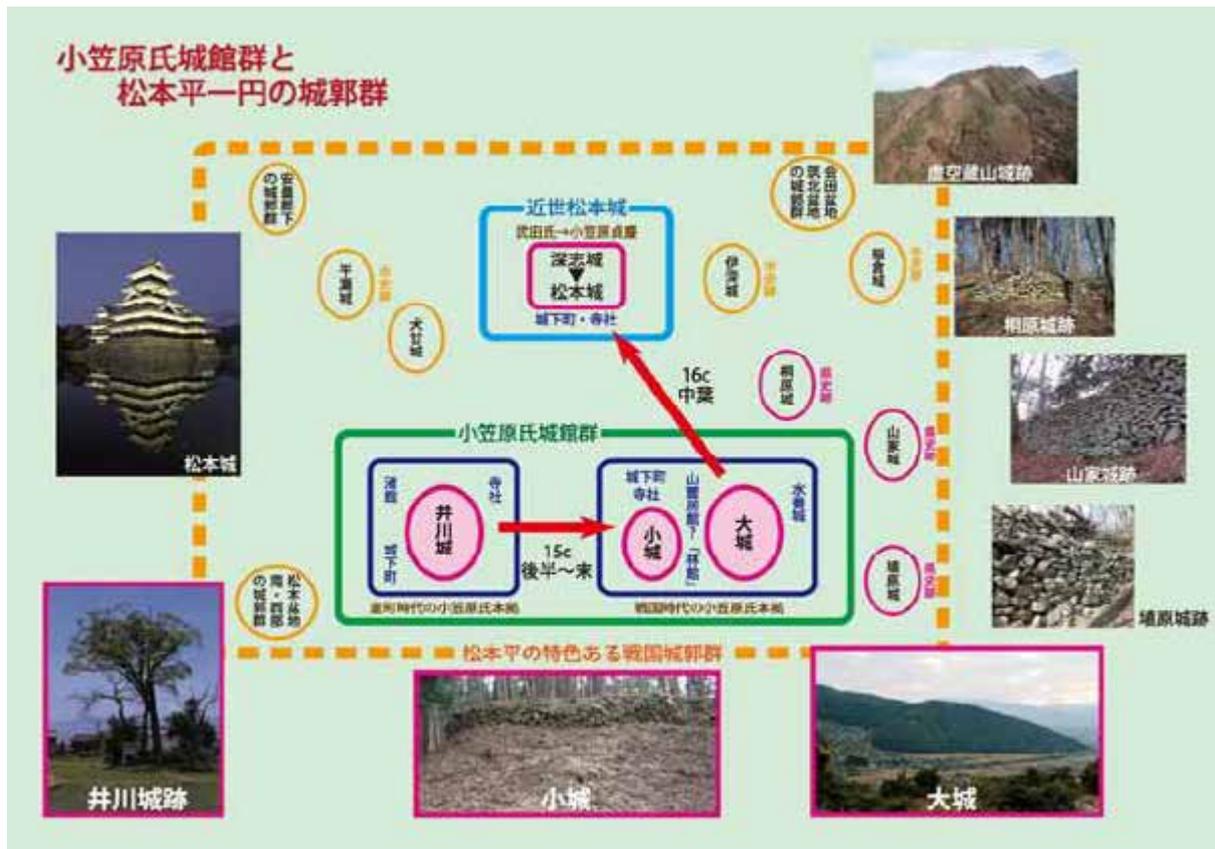
また、井川城跡が所在する鎌田地区は「井川城と関連文化財群」、林城跡が所在する里山辺地区、入山辺地区では、里山辺地区が「林城下の遺構」、山辺地区として「山家氏、小笠原氏と山城」を関連文化財群として設定しています。また、所在地域以外にも、関連する文化財があります。

史跡小笠原氏城跡と関連するこうした数多くの文化財は、史跡小笠原氏城跡や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして保存活用を図る必要があります。

(2) 関連文化財群の活用

ア 史跡小笠原氏城跡に関する情報発信の際、関連する文化財群を紹介したり、講座で関連する山城や周辺の文化財を訪れるなど、史跡小笠原氏城跡と一体的に関連文化財の活用を図ります。

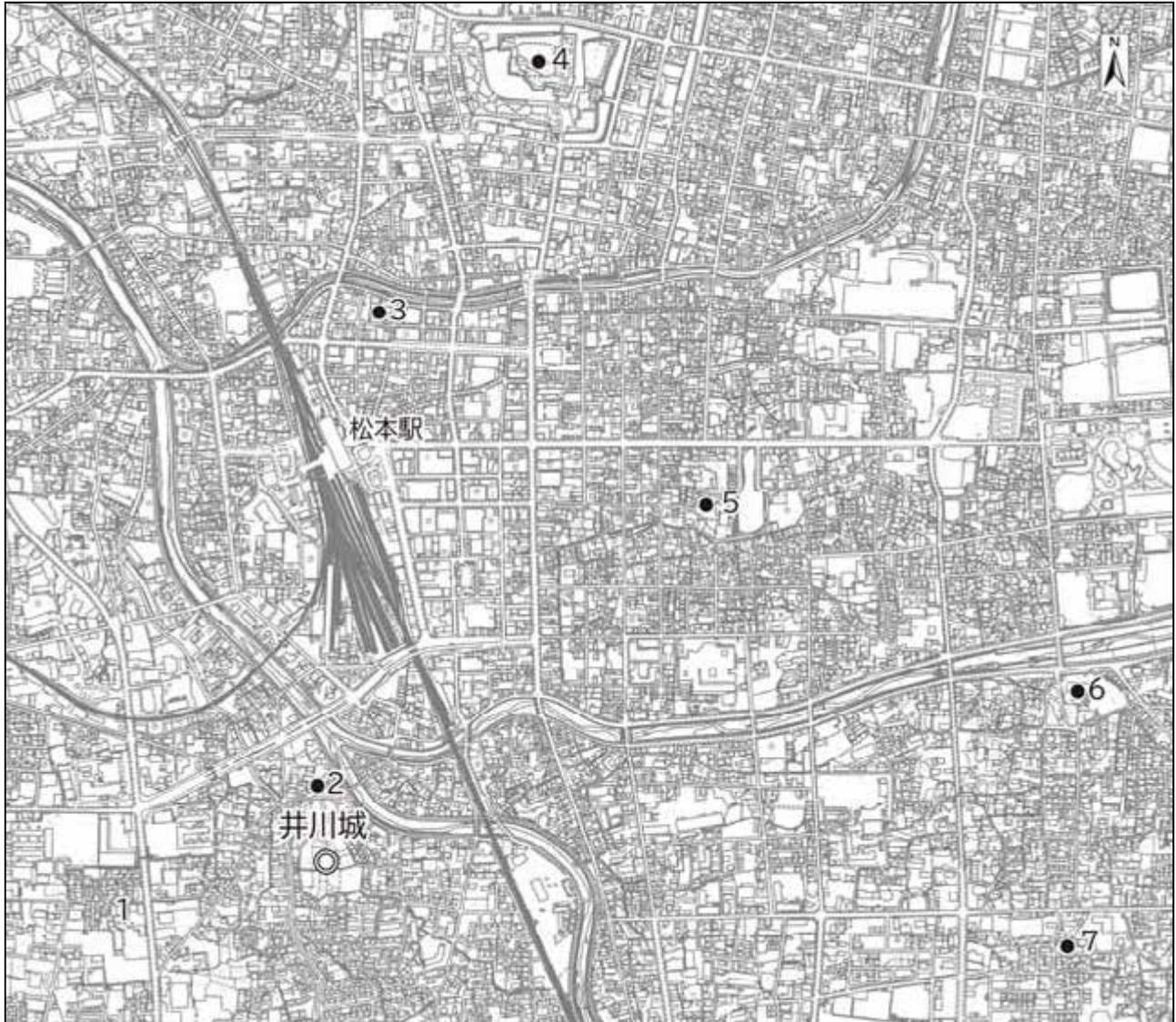
イ 史跡小笠原氏城跡周辺の文化財も取り上げた散策コースやマップの作成、関連文



【図 113】 小笠原氏城館群と松本平一円の城郭群 (イメージ)

【表 17】 史跡小笠原氏城跡周辺の関連文化財

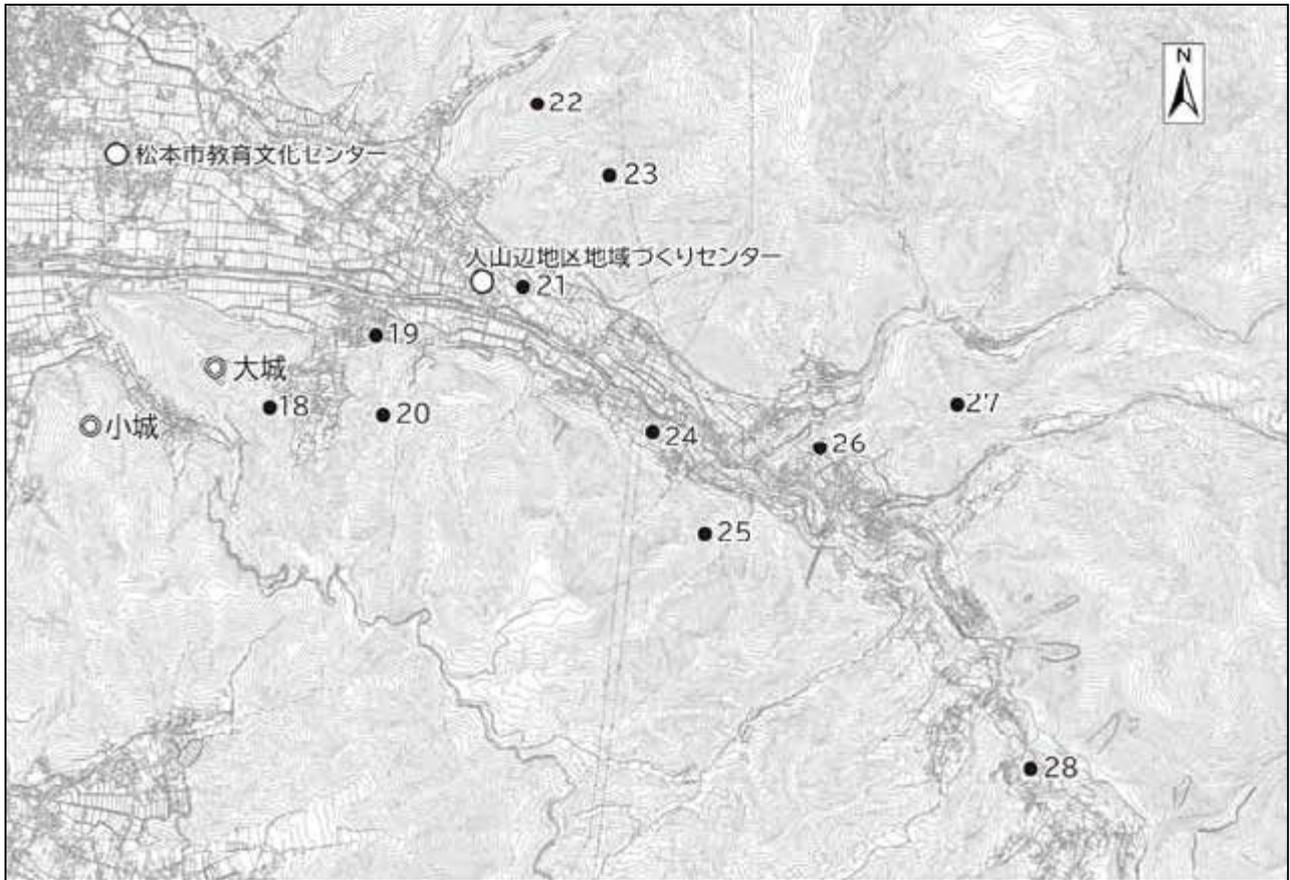
	名称	地区		名称	地区
1	天満宮跡	鎌田地区	15	竹溪庵跡 (林薬師堂跡)	里山辺地区
2	廣正寺		16	林山腰遺跡	
3	浄林寺	第1地区	17	南方遺跡	入山辺地区
4	松本城 (深志城)	中央地区	18	橋倉諏訪神社	
5	深志神社	第2地区	19	南方諏訪神社本殿	
6	筑摩神社	庄内地区	20	水番城	
7	若宮八幡社		21	天満宮跡	
8	蔵造の街並通り	里山辺地区	22	桐原城跡	
9	旧薬医門移築 (個人宅)		23	霜降城跡	
10	兎田旧跡	里山辺・神田地区	24	宮原神社	
11	千鹿頭神社		25	宮原城跡	
12	廣澤寺の小笠原家墓所	里山辺地区	26	徳雲寺跡	
13	旧浄蓮寺跡		27	山家城跡	
14	旧浅間社跡		28	大和合神社	



【図 114】 井川城跡周辺の関連文化財群



【図 115】 里山辺地区の関連文化財群（林城下の遺構）



【図 116】入山辺地区の関連文化財群（山家氏、小笠原氏と山城）



【図 117】里山辺林町会作成の「歴史の里」散策マップ

化財の標柱・説明板設置が、地元町会によって行われていたり、公民館活動で他地区の山城を訪れたりする活動が行われています。こうした活動の支援、共同実施に取り組めます。

第13節 整備事業に必要となる調査等の計画

1 基本方針

- (1) 史跡の保存及び整備に当たって必要となる発掘調査等を、計画的に実施します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡や周辺の関連文化財について、絵図や文献史料での調査を継続して行います。

2 井川城跡

(1) 発掘調査（図118）

ア 遺構表示に必要となる遺構の確認調査

整備に先立ち、主郭遺構表示エリア及び東側郭外活用整備エリアで遺構確認調査を行います。主郭遺構表示エリア内は、土塁・堀状遺構等の遺構範囲確認を目的とし、面的な調査を実施します。東側郭外活用整備エリアは、流路状遺構・整地面等の遺構範囲確認を目的とし、トレンチ調査及び面的な調査により調査を実施します。

イ 便益施設等設置範囲の遺構確認調査

管理用スペース、東屋等便益施設の整備に先立ち、設置範囲を対象として遺構の状況を確認するための調査を実施します。

ウ 将来的な整備に向けた遺構確認調査

主郭管理用エリアについて、将来的な整備に向けた遺構確認を目的とし、エリア内を面的に発掘調査します。主郭西側にも館への出入口があった可能性があるため、留意して調査を行います。

(2) 測量調査

地形造成、排水計画の設計に必要な測量調査を行うものです。

(3) 地下水調査

排水計画立案のため、必要に応じて地下水位等の調査を行うものです。

3 大城

(1) 発掘調査（図119）

ア 遺構保護に必要な情報を把握するための遺構深度確認調査

見学者が面的に立ち入る主体部及び曲輪22について、遺構の保護措置を検討するため、遺構深度の確認を目的とし、トレンチ又はグリッドにより調査を行います。

イ 遺構修復箇所の調査

遺構修復を行う主郭土塁について、遺構の毀損状況、修復方法の検討のため、修復範囲の遺構面の状況を確認することを目的として実施します。

ウ 管理用道路法面整備のための調査

オーバーハング箇所を除去する必要があることから、事前にオーバーハング箇所上面の発掘調査を行い、遺構の有無等を確認することを目的として実施します。

エ 遊歩道洗掘部分の遺構修復範囲の調査

遊歩道洗掘により毀損した曲輪等の遺構修復方法を検討するため、遺構の毀損状況及び曲輪の本来の状況を確認することを目的とし、毀損範囲内部及び外周（遊歩道沿いの曲輪部分）の調査を実施するものです。

オ 堀切・土塁観察スポット設置箇所の調査

設置方法や保護措置を検討するため、設置箇所の遺構面の状況を確認することを目的として調査を実施するものです。

(2) 石積

石積の現状記録調査（三次元測量、石垣カルテ作成）、動態調査（定点測量、クラックゲージ設置等）を実施するものです。

(3) 測量調査

土塁・遊歩道洗掘部分の遺構修復、遊歩道整備、階段設置等の基本設計及び実施設計のため必要となる測量調査を実施するものです。

(4) 植生調査

松枯れ等による樹木の枯損、枯損木伐採後の環境変化対応のための経過観察を行うものです。

(5) 地質調査

竪堀・切岸等の斜面崩落、史跡外への転石、史跡地下にある地下壕崩落による遺構への影響等、地形地質に関する調査の実施について検討します。

(6) 城内通路調査

縄張調査や発掘調査等による城内通路確認調査を行うものです。主体部及び東城山遊歩道沿いの曲輪等の遺構は、遺構深度確認や遺構修復のため発掘調査を行うため、これに合わせて城内通路調査を行います。また、中・長期計画で整備を行う見学路（橋倉ルートから化粧井戸を経由して主体部へ向かう見学路、大嵩崎ルート）及びその周辺の城内通路調査を行い、見学路付替えや整備方針の検討に繋がります。

(7) 水文調査（表流水調査）

遊歩道部分の遺構及び園路復旧に当たり、表流水による洗掘の原因を明らかにし、復旧後に洗掘が再度生じないための対策や整備方法を検討するため、整備に先立って遊歩道及びその周辺の地形や表流水の流れ方等について調査を行うものです。

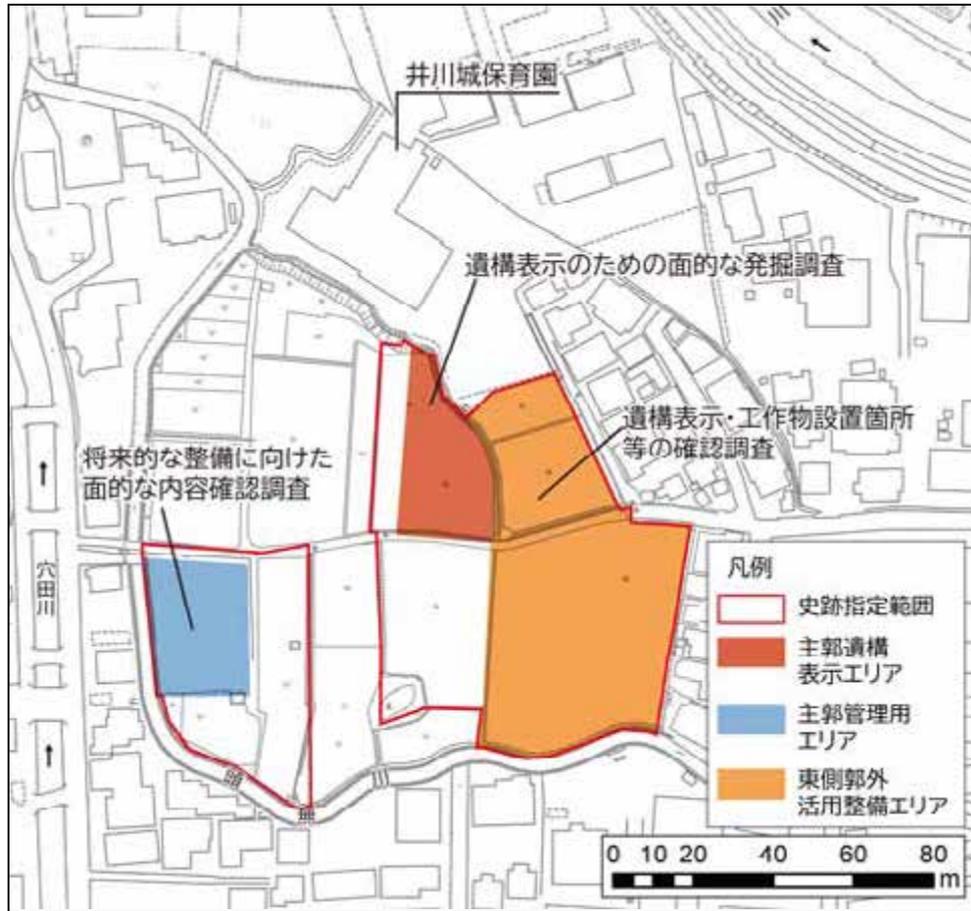
(8) 地耐力調査

主体部の旧神社石段部分に設置する階段の設計に当たり、据置基礎部分の地耐力調査（簡易貫入試験等）を行うものです。

4 小城

(1) 発掘調査（図 120）

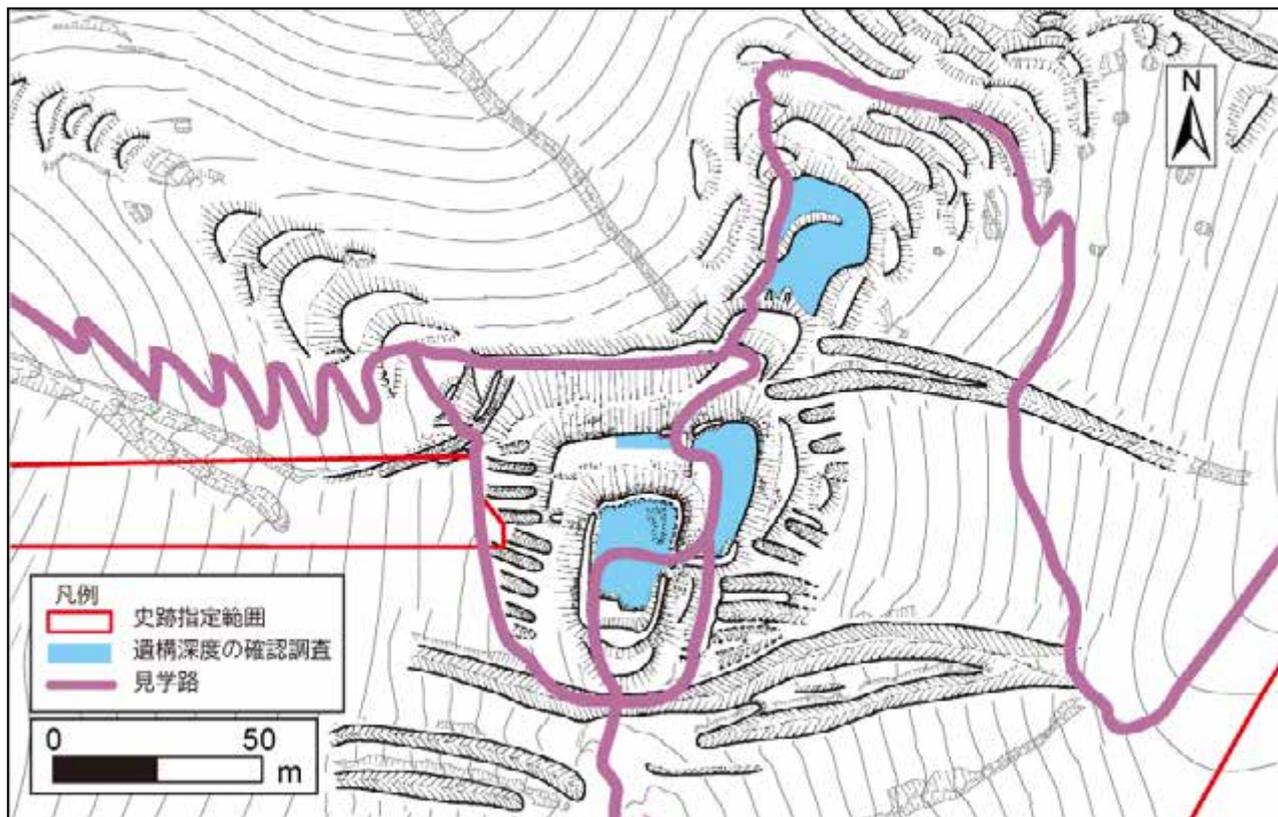
見学者が面的に立ち入る主体部周辺の曲輪について、遺構の保護措置を検討するた



【図 118】井川城跡 発掘調査計画箇所



【図 119】大城 発掘調査等計画箇所



【図 120】小城 発掘調査計画箇所

め、遺構深度の確認を目的とし、トレンチ又はグリッドにより調査を行います。

(2) 石積

石積の現状記録調査（三次元測量、石垣カルテ作成）、動態調査（定点測量、クラックゲージ設置等）を実施します。

(3) 植生調査

松枯れ等による樹木の枯損、枯損木伐採後の環境変化対応のための経過観察を行うものです。

(4) 地質調査

森林環境の変化による切岸等の斜面崩落といった、地形地質に起因する遺構への影響についての調査を検討します。

(5) 城内通路調査

縄張調査や発掘調査等による城内通路確認調査を行うものです。主体部周辺及び中・長期計画で整備を行う大嵩崎ルート周辺について調査を行い、見学路付替えや整備方針の検討に繋がります。

第 14 節 公開活用に関する計画

1 基本方針

- (1) 史跡小笠原氏城跡の魅力や整備事業等に関する情報発信に積極的に取り組みます。
- (2) 学校教育や地域の社会教育の場として活用してもらえるよう働き掛けを行います。
- (3) 史跡への興味関心を高めてもらうため、市民協働型のイベントを検討します。

2 情報発信

- (1) 史跡小笠原氏城跡の魅力を発信するため、パンフレット、市ホームページ、SNS等で最新の調査成果等を公開します。刊行物や市ホームページでの周知は、多言語化を図ります。
- (2) 史跡への関心を高め、史跡整備について理解してもらうため、発掘調査等の現地説明会を開催するほか、整備事業の様子を発信します。また、整備事業への市民参加について検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡に関する講座、講演会等を継続して実施します。

3 活用

(1) 学校教育・生涯学習

- ア 地域の歴史や中世の城館の姿を学べる場として、史跡を積極的に活用してもらえよう、出前講座や現地講座等の仕組みづくりを行います。
- イ 健康づくりのためのウォーキング等野外活動とも絡めたイベントを行い、幅広い層への史跡の周知を行います。

(2) 地域づくりや観光

- ア 地元保存団体等と連携したイベントを継続して行うほか、史跡の保存活用に関する事業に市民や見学者が参加できる取組みの実施など、史跡と人とのつながりを深める仕組みを検討します。
- イ 公民館活動等で史跡を活用してもらえよう、見学メニューの提供等連携を図ります。
- ウ 地域のイベントの会場等、地域づくりの場として活用を図ります。

第15節 管理・運営に関する計画

1 基本方針

- (1) 整備事業の推進に当たっては、有識者や地元関係者からなる委員会、文化庁、県教育委員会からの指導助言を得ながら行います。
- (2) 整備事業の推進や史跡の維持管理を、地域と行政が一体となっていけるよう、体制を整備します。

2 整備事業の体制

- (1) 整備事業は、教育委員会文化財課の主管業務とします。
- (2) 事業の計画、設計、実施に当たっては、有識者や保存団体、地元関係者等からなる委員会、長野県教育委員会及び文化庁の指導及び助言を仰ぎます。
- (3) 整備事業開始に伴い、日常の維持管理業務に加え、発掘等の各種調査が始まることから、事務局体制の充実、予算の継続的な確保を図ります。
- (4) 整備事業の実施に当たっては、環境エネルギー部、建設部等の庁内関係部局との連携が求められることから、庁内の協力体制を構築します。

3 維持管理の体制

- (1) これまで、地元町会や保存団体等による定期的な清掃や除草、遊歩道の点検が行われ、史跡の維持管理に大きな役割を果たしてきました。史跡の維持管理にはこうした地元住民や市民の協力が不可欠です。一方で、高齢化に伴い、町会や保存団体の負担が大きくなっています。今後の整備等により新たに維持管理が必要になる箇所については、松本市が適切に維持管理を行います。また、地元町会や保存団体と協議し、清掃活動等の時期や実施範囲を踏まえ、効果的に維持管理が行えるよう連携を図ります。
- (2) 遊歩道管理や樹木管理等複数の関係課が管理を行っているところがあります。管理区分を整理し、協力体制の強化を図ります。
- (3) 地震、火災、風水害、土砂災害等の自然災害に備え、非常時連絡体制等を整備します。

第16節 事業計画

1 段階的事業計画

史跡小笠原氏城跡は、3つの城跡からなり、一度に整備を行うには費用面のみならず、実施体制において負担が大きいため、事業計画に優先順位をつけ、段階的な整備を行います。史跡の追加指定や、公有化、調査等を行いながら中・長期的に取り組むべき課題や、本計画では整備が及ばなかった範囲については、本計画の事業の進捗や成果を基に次期整備基本計画を定め、事業を行います。

2 短期事業計画

本計画では、令和6年度から令和15年度までの10年間で短期事業計画として位置付け、当面優先すべき課題を事業計画に盛り込みます。

短期事業計画では、遺構の保存に係る整備を優先的に実施した後、活用のための整備を行います。

全体事業計画

地区	項目	短期										中・長期	
		前期 (R6~R10)					後期 (R11~R15)						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~
井川城跡	発掘調査		東側郭外	主郭遺構表示	東側郭外	東側郭外							西側市有地
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備				
	地形造成 遺構表示 管理便益施設						基本設計	実施設計	整備				
林城跡(大城)	発掘調査	主体部	管理用道路	遊歩道		整備箇所							
	石積現状記録 調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	土塁等修理			基本設計	実施設計	整備							
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次						
	残置木の撤去							1年次	2年次	3年次			
	毀損遺構・遊 歩道の修復		表流水調査 測量	発掘調査		基本設計	実施設計	修復					
	管理用道路整 備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備							
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	見学スポット 設置			基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査 ・見学路付替 え	城内通路調査								見学路付替の検討・実施			
史跡周囲眺望 の確保									眺望点検討	実施			
林城跡(小城)	発掘調査	主体部											
	石積現状記録 調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	枯損木等伐採	作業ヤード検討	1年次		2年次			3年次					
	残置木の撤去												
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査 ・見学路付替 え	城内通路調査								見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望 の確保									眺望点検討	実施		

井川城跡 地区別事業計画

地区	項目	短期										中・長期		
		前期					後期							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16～	
主郭 遺構表示 エリア	発掘調査			遺構確認調査										
	地形造成 (盛土)						基本設計	実施設計	整備					
	遺構表示						基本設計	実施設計	整備					
	管理・便益施設整備						基本設計	実施設計	整備					
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備					
主郭 維持管理 エリア		現状の土地利用を継続・公有化の検討及び調整										公有化を踏まえた 整備の検討・実施		
主郭 耕作地 エリア		現状の土地利用を継続・公有化の検討及び調整										公有化を踏まえた 整備の検討・実施		
主郭 管理用 エリア	発掘調査												発掘調査	
	サイン類整備	内容検討		基本設計			実施設計	整備						
	整備の実施												整備検討・実施	
東側郭外 活用整備 エリア	発掘調査		遺構確認調査 里道南側		遺構確認調査 里道北側 里道南側									
	遺構表示						基本設計	実施設計	整備					
	地形造成 (排水対策)						基本設計	実施設計	整備					
	管理・便益施設整備						基本設計	実施設計	整備					
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備					
西側 管理用 エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備					
未指定地 エリア		現状の土地利用を継続・追加指定の検討												
井川城エ ントラン スエリア	駐車場整備		保育園利用者等協議	サイン類整備	供用開始									

大城 地区別事業計画

地区	項目	短期										中・長期			
		前期					後期								
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~		
主体部 遺構 エリア	発掘調査	遺構深度確認調査													
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察											
	主郭背後の土塁の修復	発掘調査		基本設計	実施設計	修復									
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次								
	残置木の撤去								1年次	2年次	3年次				
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備									
	堀切・土塁観察スポット整備			基本設計	実施設計	整備									
	旧神社石段部分への階段設置			基本設計	実施設計	整備									
	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備									
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備					城内通路調査					見学路付替の検討			実施	
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討			実施	
	トイレの設置	仮設トイレ設置										他エリアへの設置検討・実施			
主体部南 東側遺構 エリア	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次								
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備									
	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備									
	橋倉ルートから分岐する見学路の整備							城内通路調査		整備・付替の検討			実施		
	史跡周囲眺望の確保									眺望点検討			実施		

地区	項目	短期										中・長期	
		前期					後期						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~
西北西尾根遺構エリア	発掘調査			遊歩道・隣接曲輪等									
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復					
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次						
	残置木撤去							1年次	2年次	3年次			
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備			城内通路調査 発掘調査箇所周辺						整備・付替の検討		実施	
	史跡周囲眺望の確保									眺望点検討		実施	
遊歩道エリア	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復					
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
急傾斜森林エリア	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備							
	史跡周囲眺望の確保								眺望点検討		実施		
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備							城内通路調査	整備・付替の検討		実施		
未指定地遊歩道エリア	追加指定	関係機関等協議		追加指定									
	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復					
金華橋エントランスエリア	駐車場整備	地権者等協議		駐車場仮整備・供用							整備検討	実施	
橋倉エントランスエリア	駐車場整備	地権者等協議		駐車場仮整備・供用開始							整備検討	実施	

林城周辺地区 地区別事業計画

地区	項目	短期										中・長期
		前期					後期					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
関連施設エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	山辺歴史資料館での展示	関係課協議			展示							
林山腰遺跡エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	居館跡等確認のための発掘調査									調査地点検討		実施

小城 地区別事業計画

地区	項目	短期										中・長期		
		前期					後期							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16～	
主郭・曲輪2周辺遺構エリア	発掘調査	深度確認調査												
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察										
	枯損木等伐採	工程検討	1年次		2年次				3年次					
	残置木の撤去													
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	城内通路調査 大高崎ルート 整備・付替	城内通路調査										整備・付替の検討	実施	
	史跡周囲眺望の確保											眺望点検討	実施	
北尾根遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備			城内通路調査							整備・付替の検討	実施		
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
主体部遺構及び北西尾根遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
南尾根遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
急傾斜森林エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	城内通路調査 大高崎ルート 整備・付替			城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
大高崎エントランスエリア	駐車場整備		地権者協議	駐車場仮整備・供用							整備検討	実施		

第17節 完成予想図



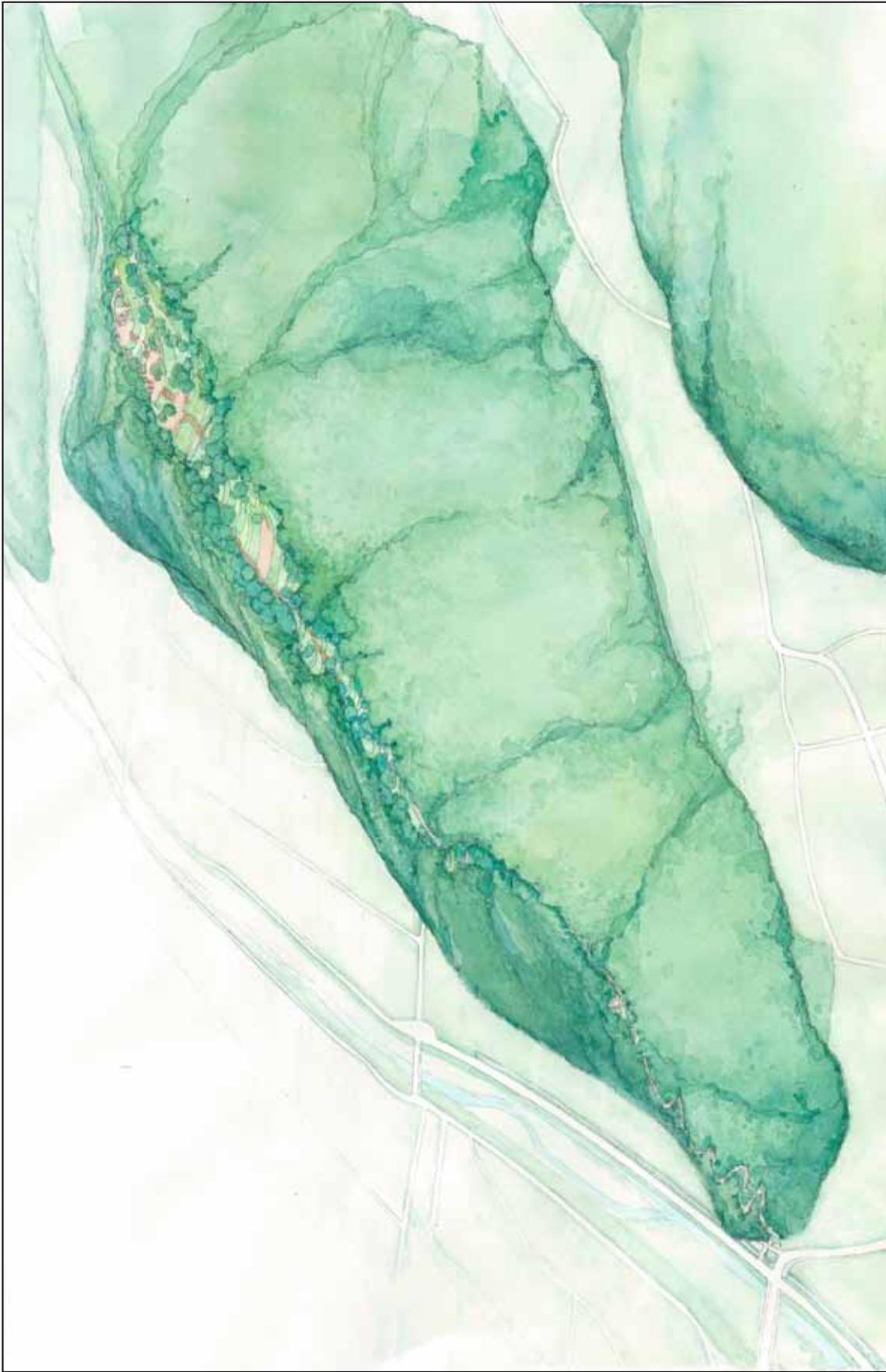
この図は、井川城跡を北東方向から見た図です。本計画で実施する整備内容を図化しています。図の右端の建物が井川城保育園です。

【図 121】 井川城跡 完成予想図



この図は、林城跡を北東側上空から見た図です。本計画で実施する整備内容を図化しています。実際には、樹木のため林城の遺構は見えませんが、整備内容を示すため、整備箇所周辺の樹木を描かずに作成しています。図の手前が大城、奥が小城です。

【図 122】 林城跡 完成予想図



この図は、大城を西側上空から見た図です。本計画で実施する整備内容を図化しています。実際には、樹木のため大城の遺構は見えませんが、整備箇所周辺の樹木を描かずに作成しています。

【図 123】大城 完成予想図

議案第 8 号

史跡松本城整備基本計画の策定について

1 趣 旨

国史跡松本城の今後の整備の具体的な内容等を定める史跡松本城整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）に対するパブリックコメント及び市議会経済文教委員協議会での協議結果等を踏まえ、整備基本計画を策定するものです。

2 経過

- 4・ 5. 17 第1回史跡松本城整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を開催
- 5. 12. 11 第6回策定委員会で整備基本計画（案）を協議
- 22 教育委員会に整備基本計画（案）を協議
- 26 庁議に整備基本計画（案）を協議
- 6. 1. 12 市議会経済文教委員協議会に整備基本計画（案）を協議
- 13～ パブリックコメント実施（2. 11まで）
- 2. 19 第7回策定委員会において整備基本計画（案）の修正が了承

3 パブリックコメント等の結果

- (1) パブリックコメントの結果及び対応
別紙1のとおり
- (2) 市議会経済文教委員協議会における意見及び対応
別紙2のとおり

4 修正後の整備基本計画（案）

- (1) 計画案（概要）
別紙3のとおり
- (2) 計画（案）
別冊のとおり

5 今後の予定

今後の庁議及び市議会経済文教委員協議会に整備基本計画の策定を報告します。



担当	文化財課城郭整備担当
課長	竹内 靖長
電話	31-3369

史跡松本城整備基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間
令和6年1月13日（土）から令和6年2月11日（日）まで
- 2 閲覧方法
 - (1) 市ホームページ
 - (2) 窓口
（文化財課、松本城管理事務所、行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター）
- 3 実施結果
 - (1) 件数
34件（4人）
 - (2) 提出方法
 - ア 直接提出 1件（1人）
 - イ ファクシミリ 19件（1人）
 - ウ Eメール 14件（2人）
 - (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	11
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	8
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	3
オ その他	案の内容に関する質問等	11

4 意見等の概要及び市の考え方（同一趣旨の意見についてはまとめました）

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	計画全般	策定委員会の委員に、もっと市民を加える必要があるのではないか。	【エ 対応が困難な意見】 専門的な検討が必要のため、委員会は各分野の専門家で構成しました。
2	計画全般	ホームページのどこに計画案があるか分かりにくい。	【オ その他】 今後の参考とします。
3	計画全般	第1章から第4章までの文章量が多すぎる。もっと減らせると思う。	【エ 対応が困難な意見】 計画書の構成は、文化庁の様式に基づいて作成したものであり、構成は原案のとおりとします。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
4	計画全般	松本城の管理体制が、管理部門と整備部門で分かれてしまっている。計画の事業を進めていくためにも、管理や観光、普及や文化財保存活用を一体的に行う総合的な組織体制が必要ではないか。	【ウ 参考とする意見】 現状の課題を整理し、計画的に事業が実施できるよう、組織体制を検討します。
5	計画全般	平成11年に策定された「松本城およびその周辺整備計画」がどのように引き継がれているかを記載すべき。	【イ 趣旨同一の意見】 第1章のP1に沿革を記載し、第6章のP96に記載のとおり、周辺整備計画の課題を本計画にどう引き継いでいるかを示しています。
6	表紙	第1期の着手は、2023年ではなく、2024年ではないか。 (同一趣旨の意見あり)	【オ その他】 第1期の計画対象期間は、令和5年度から令和14年度までとしています。
7	1ページ 第1章 第1節 計画策定の沿革	「松本城およびその周辺整備計画」は、松本市独自の計画ではない。	【エ 対応が困難な意見】 「松本城およびその周辺整備計画」については、文化庁の様式に基づいて作成した本計画と対比し、独自と表現したものであり、記載は原案のとおりとします。
8	2ページ 第1章 第4節 計画の対象範囲	江戸時代の史料では、暘谷霊社ではなく、陽谷霊社と記されており、修正すべき。	【ア 反映する意見】 P2の第1図の中の「暘谷霊社」を「陽谷霊社」へ修正しました。
9	15ページ 第2章 第2節 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境	信府統記の記述で分かりにくい部分があるため、修正すべき。	【ア 反映する意見】 P15の25行目に「石川氏の時代に」という記載を追加しました。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
10	28 ページ 第2章 第5節 松本城 周辺の社会的環境	駐車場の名称が違うのではない か。	【ア 反映する意見】 P28の5(1)イ駐車場の「東洋計 器大手門駐車場」を「松本城大手 門駐車場（東洋計器大手門駐車 場）」へ修正しました。
11	34 ページ 第2章 第6節 松本城 とその周辺の法的規則	都市計画法以外の他法令に関わ る内容を記載しているのではない か。	【ア 反映する意見】 P34の6(2)オ防火・準防火地域 の記載について、「建築物につい ては建築基準法に基づき、防火上の 制限を受けます」という記載へ修 正しました。
12	60 ページ 第3章 第2節 史跡等 の指定の現状	「水堀が良好に現存する」と記載 しているが、誤りではないか。	【ア 反映する意見】 P60の2(4)の「石垣、水堀等が 良好に残存し」という記載を、「石 垣等の遺構が良好に残存し」とい う記載に修正しました。
13	65 ページ 第3章 第3節 史跡等 の公開活用のため の諸条件の把握	太鼓門は内部公開可能な建物で あることから、積極的に公開して ほしい。	【オ その他】 耐震対策工事終了後は、内部公開 を行い、伝統的な木造建築の様子 等の理解促進を図ります。
14	66 ページ 第3章 第3節 史跡等 の公開活用のため の諸条件の把握	パンフレットの種類がもっとあ るのではないか。	【ア 反映する意見】 P66の3(2)のパンフレット配布 について、「7種類」を、スペイン 語を加えた「8種類」へ修正しま した。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
15	77 ページ 第5章 第2節 整備における現状と課題	足駄塀の周知について、東側の足駄塀は図には示されているが、本文には記述がない。	【ア 反映する意見】 P77の③足駄塀の周知について「埋の橋が架けられている場所にはかつて足駄塀が」という記載を、「埋の橋が架けられている場所及び、本丸東側には、かつて足駄塀が」という記載へ修正しました。
16	77 ページ 第5章 第2節 整備における現状と課題	足駄塀の周知について、「東」内堀側の「足駄塀」は、写真史料が比較的多く残されているため、早期の復元を目指すことはできないか。東側に実物があれば、「埋の橋」周辺の幕末期の様子もいっそうイメージしやすくなる。	【ウ 参考とする意見】 足駄塀の復元整備等を行うためには、絵図、写真、発掘調査の成果等が必要となります。今後も、総合的に情報の収集や整理を行い、引き続き復元整備等を検討していきます。
17	79 ページ 第5章 第2節 整備における現状と課題	二の丸御殿が再現されれば、観光客の分散化や導線の変化、また新しい活用ができる施設になる。復元すべきではないか。	【ウ 参考とする意見】 二の丸御殿の復元整備等を行うためには、絵図、写真、発掘調査の成果等が必要となります。今後も、総合的に情報の収集や整理を行い、引き続き復元整備等を検討していきます。
18	79 ページ 第5章 第2節 整備における現状と課題	二の丸御殿の跡の再整備について、「より良い姿」、「引き続き調査研究とは」何か。	【オ その他】 二の丸御殿跡は、現在平面表示という形で整備されています。整備から30年以上経過しており、劣化している部分もあるため、再整備の際にはより良い整備手法の検討を行いたいと考えています。
19	79 ページ 第5章 第2節 整備における現状と課題	太鼓門は、既に現在耐震対策工事を実施中である。工事が必要との記載を修正すべき。 (同一趣旨の意見あり)	【ア 反映する意見】 P79の③太鼓門の耐震対策について「耐震対策工事が必要です」という記載を「耐震対策工事を実施しています」へ修正しました。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
20	80 ページ 第5章 第2節 整備における現状と課題	博物館解体に伴う、発掘調査は終わっているのではないか。	【オ その他】 工事等の際に、史跡を毀損することがないように、今後も追加の発掘調査もしくは立会が必要になります。
21	81 ページ 第5章 第3節 整備の優先順位	整備の図の本来の内堀のラインが違う。	【ア 反映する意見】 P81 の第 34 図の本来の内堀のラインを修正（南側に拡張）しました。
22	88 ページ 第5章 第3節 整備の優先順位	管理事務所の移転は、前の計画で早期に行うことになっていた。	【オ その他】 管理事務所の移転先の問題、警備等、移転後の管理体制の問題、検討の必要があるため、第3期以降としました。
23	88 ページ 第5章 第3節 整備の優先順位	二の丸御殿の復元は、前の計画で早期に行うことになっていた。	【オ その他】 二の丸御殿跡の再整備については、絵図、写真、発掘調査の情報を総合的に整理し、整備手法を第3期以降に検討します。
24	89 ページ 第5章 第3節 整備の優先順位	足駄塀周知、二の丸御殿跡の再整備とは何か。	【オ その他】 足駄塀の周知とは、P77 の③に記載のとおり、かつて足駄塀が設置されていた場所について、幕末期本来の姿を周知させる方法の検討を行うことを考えています。 二の丸御殿跡の再整備とは、P79 の①に記載のとおり、整備から30年以上経過した二の丸御殿跡の再整備について検討を行うことを考えています。
25	95 ページ 第6章 第4節 めぎすべき姿	二の丸全体の空間の整備や活用をどのように検討するか、第1期の大きな課題として記載すべき。	【ウ 参考とする意見】 二の丸の整備は、第2期の大きな課題だと考えており、今後の計画において検討します。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
26	96 ページ 第 6 章 第 4 節 めざす べき姿	表 15 に整備時期を表記すべき。	【オ その他】 P96 の表 15 では、周辺整備計画と本計画の関連性を示しています。
27	152 ページ 第 7 章 第 4 節 その他 の計画	第 1 期に行う計画について、南・西外堀の復元、堀の浚渫以外の内容が、「4 その他の計画」にまとめられている。もう少し丁寧な記載がされるべきではないか。	【ウ 参考とする意見】 その他とした事業の実施にあたっては、今後、個別に具体的な計画を作成します。
28	152 ページ 第 7 章 第 4 節 その他 の計画	石垣カルテの作成と同時に、天守建物内部の細部写真撮影や測量など現状把握を詳細におこなっておく必要がある。	【ウ 参考とする意見】 本計画の対象外になります。天守耐震等の天守の整備事業で検討します。
29	153 ページ 第 7 章 第 4 節 その他 の計画	サイン計画は第 1 期で、早急に実施が可能と考えられるので、具体的な計画を記載すべきではないか。	【ウ 参考とする意見】 最新の技術を取り入れたサインを体系的に設置するため、今後、具体的な計画を作成します。
30	154 ページ 第 7 章 第 4 節 その他 の計画	動線計画図（案）に博物館や旧開智学校等からの動線がない。	【ア 反映する意見】 P154 の第 73 図に「史跡外からの動線」を追加しました。

市議会経済文教委員協議会における意見及び対応

1 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	3
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	4
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	4
エ その他	案の内容に関する質問等	3

2 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	計画全般	文章量が多く、わかり難い部分があるので、市民にもわかりやすい冊子などがあるとよい。	【ウ 参考とする意見】 計画の構成は、文化庁の様式に基づいて作成しましたが、概要版とは別に、計画の内容をわかりやすく伝える手法等を検討します。
2	計画全般	「整備には復元も含まれる」と整備の定義を記載しておいた方が良いのではないかと。	【ア 反映する意見】 計画の P89、P95 と概要版の P5 の図表に、「整備には復元整備等も含まれる」という記載を追加しました。
3	計画全般	本計画の事業を円滑に進めていくために、組織体制についても検討が必要ではないかと。	【ウ 参考とする意見】 現状の課題を整理し、計画的に事業が実施できるよう、組織体制を検討します。
4	計画全般	計画に位置付けた事業を実施する際には、その概算事業費を説明して、事業を進めてほしい。	【ウ 参考とする意見】 ご意見を踏まえて、事業を推進します。

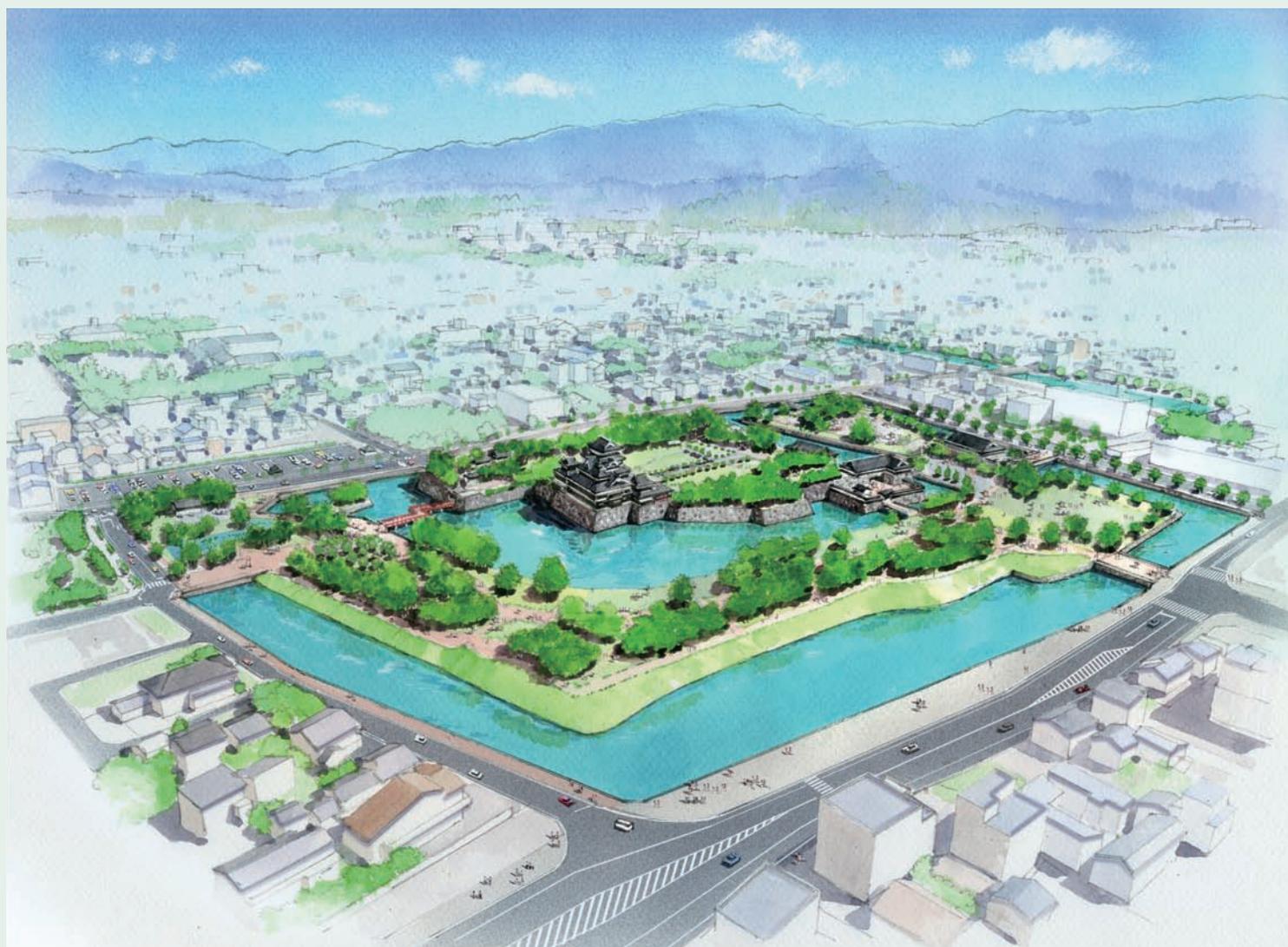
No.	項目	意見等の概要	市の考え方
5	77 ページ 第5章 第2節 整備における課題と現状	「往時の姿を可能な限り具現化する」基本方針に対して、往時は存在しなかった埋の橋の取扱いは矛盾するのではないか。	【イ 趣旨同一の意見】 埋の橋については、足駄堀の周知という整備項目を提示し、幕末期本来の姿を周知させる方法の検討を行っていくため、矛盾しないと考えます。
6	85 ページ 第5章 第2節 整備における課題と現状	大手門櫛形跡地の方向性は記載しないのか。	【イ 趣旨同一の意見】 三の丸地区（指定範囲外）に歴史的価値の周知として記載しております。また、P90の1（2）の基本理念にも「史跡指定範囲外にある重要遺構の追加指定を視野に入れながら、史跡松本城の価値の更なる向上を図る」という方向性を記載しております。
7	87 ページ 第5章 第3節 整備の優先順位について	1期、2期、3期に分けた基準はなにか。	【エ その他】 計画的に課題を解決していくために、現在の取り組み進捗を踏まえて、優先順位を検討しました。
8	94 ページ 第6章 第3節 めざすべき姿	松本城およびその周辺整備計画（平成11年策定）では、御幸橋に関わる記載があったが、無くなったのか。	【イ 趣旨同一の意見】 P85の①三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知の中に記載しております。
9	94 ページ 第6章 第3節 めざすべき姿	樹木や植栽の取扱いは、どのように考えているのか。	【イ 趣旨同一の意見】 第2期整備において検討します。
10	94 ページ 第6章 第3節 めざすべき姿	管理事務所の移転を、第3期以降とした理由を教えてください。	【エ その他】 管理事務所の移転先の問題、警備等、移転後の管理体制の問題、検討の必要があるため第3期以降としました。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
11	94 ページ 第 6 章 第 3 節 めざすべき姿	トイレの再配置を第 2 期の整備としたが、第 1 期で実施すべきではないか。	【エ その他】 現在設置されているトイレの改修は、順次行います。 そのうえで、今後の整備に連動するトイレの再配置については、第 2 期の整備で検討します。
12	122 ページ 第 7 章 第 1 節 南・西外堀の復元整備計画	整備後に溢水することが無いように計画すべき。	【ウ 参考とする意見】 ご意見を踏まえて、堀水の排水方法等を検討します。 なお、降雨時に溢水することの無いように余裕を確保して堀の水面を設定する方針を P121 のウ現在の周辺地形を考慮した水面の設計の中に記載しております。
13	97 ページ 第 7 章 第 1 節 南・西外堀の復元整備計画	堆積土、埋立土、底泥などがどこを示しているのかわかりやすく示してほしい。	【ア 反映する意見】 P98 に第 41 図を追加しました。
14	140 ページ ～151 ページ 第 7 章 第 3 節 事業後の水質維持・管理	水質維持・管理についての文章がわかりづらい。	【ア 反映する意見】 P142 のウ水質改善と、P148 のイ事業後の滞留日数の検討、P150 の（エ）事業後の堀水の滞留日数を低下される方策の内容を整理しました。

これからの松本城(案)

史跡松本城整備基本計画 概要版

2023~2032



令和6年 月
松本市教育委員会

史跡松本城の概要

松本城は、五重六階の天守が現存する日本を代表する近世城郭跡です。

北から流れる女鳥羽川と東から流れる薄川によって形成された複合扇状地の末端に当たる、南西に緩く傾斜した地形上にある平城です。

昭和5年に史蹟名勝天然記念物保存法による「史跡松本城」の指定が昭和11年に国宝保存法による「国宝松本城」の指定が行われ、国の文化財としての保護が始まりました。現在は、本丸・二の丸・内堀・外堀の一部・総堀の一部が史跡に指定されています。

戦後、昭和25年から30年には、国直轄事業として天守の解体修理が行われ、修理中の昭和27年に文化財保護法による「国宝松本城天守」の指定が行われました。

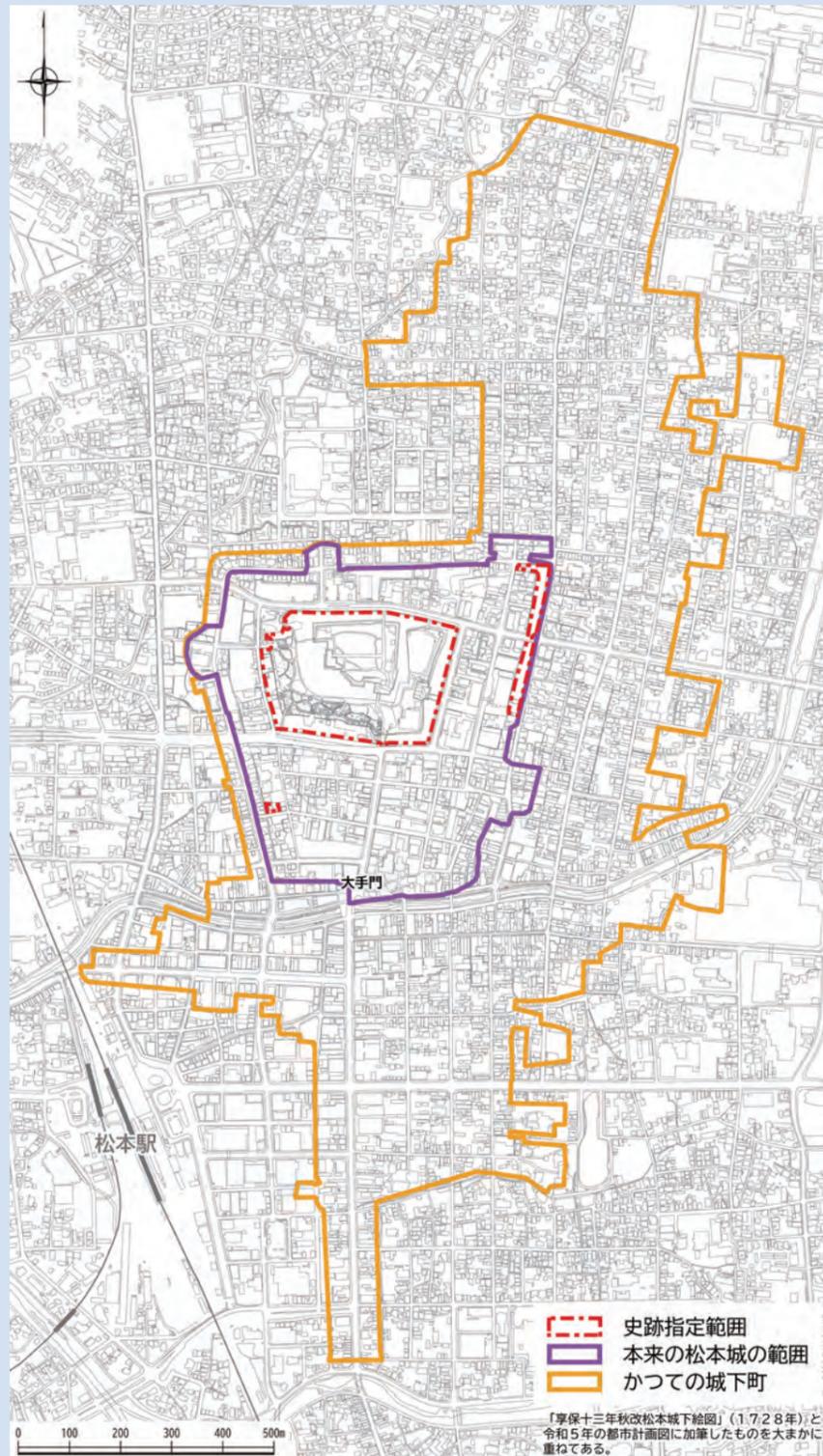
昭和32年には、松本城本丸及び二の丸を中心とする範囲が都市公園（中央公園。現在は松本城公園）として都市計画決定され、以後は都市公園としての活用・整備も行われています。

計画の目的

本計画は、「史跡松本城保存活用計画」で示した保存・活用・整備の方針に基づき、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を定め、目指すべき姿を実現するための具体的な整備内容や各種調査、スケジュール等を示すことを目的としています。

計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として松本城の史跡指定地内とします。ただし、本来の城域は史跡指定地外にも広がっていることから、必要に応じて、史跡指定地周辺も含めて一体的に検討します。



史跡指定範囲及び計画対象範囲図

史跡松本城の本質的価値

①交通の要衝であり、戦国期から幕末まで継続した信濃の拠点

松本城の前身は深志城と呼ばれ、甲斐の武田晴信（信玄）が信濃守護の小笠原氏を追放した後、信濃支配の拠点としたことから、重要性を増すこととなりました。城郭や城下町の整備とともに街道も整えられました。松本は交通の要衝であり、人や情報、物資が多く集まる集散地であったため、その中心となる松本城は信濃の政治・経済の拠点として発展します。

②近世城郭としての縄張りや天守が一体となって築城当時の姿を伝えている唯一の平城

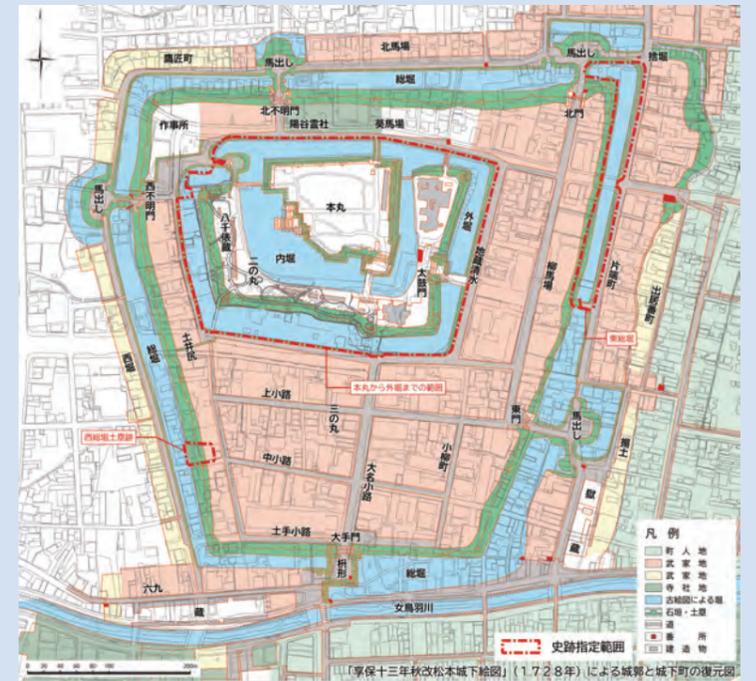
松本城の縄張りは、城郭を三重の堀が囲んでいます。本丸、二の丸を囲む内堀・外堀、三の丸を囲む総堀の一部が残存しており、近世城郭としての縄張りの特徴をよくとどめています。また、本丸の南西隅には文禄期に建てられた日本最古の五重六階の天守が現存しています。このように、近世城郭としての縄張りや天守が一体となって残っている唯一の平城としての価値を有しています。

③市民の力によって守られてきた城

天守は市川量造ら市民の手によって破却を免れ、旧制松本中学校長の小林有也が中心となって明治時代に行われた修理も市民の寄付に支えられてきたなど、松本城は市民の尽力により守られてきました。昭和5年の「史蹟名勝天然記念物保存法」による史跡指定後は、往時の松本城の姿を取り戻そうという動きがあり、現在では二の丸内に所在する旧松本市立博物館の移転や、埋め立てられた南・西外堀の復元に向けた事業を市民の理解を得ながら行っています。

④地域の誇りであり、松本を代表する地域遺産

史跡松本城の大部分は、都市公園「松本城公園」として市民に親しまれています。周辺建物の高さ規制等により、本丸や二の丸から天守とその背景に北アルプス、美ヶ原を望むことができ、往時にも眺められたと考えられる歴史的景観が保たれています。北アルプスを借景に内堀にそびえる天守の風景は、松本を象徴する景観として広く受け入れられ、地域の誇りとなっています。松本城は現代に至るまで、地域とともに歴史を歩んできた松本を代表する地域遺産と言えます。



近世城郭の特徴をよくとどめる縄張り



市川量造



小林有也



北アルプスを借景に内堀にそびえる天守

国宝天守だけじゃない！ “史跡松本城”の価値や魅力を 分かり易く伝える

幕末期の松本城の姿を 可能な限り具現化



基本理念

(1) 史跡の一体的な保存・活用整備

史跡松本城の構成要素や本質的価値を分かり易く顕在化し、それらの一体的な保存・活用整備を図ることによって、史跡松本城及び国宝松本城天守を後世に確実に引き継ぎます。

(2) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上

史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する重要遺構の調査研究を進め、史跡追加指定等を視野に入れながらその確実な保存を図るとともに、城下町に関連した歴史資産についても一体的な保存活用を図ることで、史跡松本城の価値の更なる向上を図ります。

(3) 地域に根差した保存・活用整備

中心市街地に位置し、都市公園でもある史跡松本城を訪れる市民・観光客が快適に見学し、憩うことのできる場として活用を図るとともに、松本城の魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できるよう整備を図ります。

(4) 地域づくり・まちづくりとの連携

松本城が松本市のシンボルとして、また松本城を中心としたまちづくりの核としてあり続け、市民や次世代を担う子どもたちが松本城や地域の歴史に誇りを持てるよう、各種まちづくり計画、景観計画等との整合を図るとともに、市民との協働による保存・活用整備を図ります。



史跡松本城及びその周辺整備における整備項目

番号	整備項目	整備時期	整備区分
①	石垣の修理	第2期	保存のための整備
②	石垣カルテの作成	第1期	
③	堀の浚渫	第1期	
④	水質の維持・管理	第1期	
⑤	サイン計画の作成	第1期	
⑥	サイン整備	第2期	活用のための整備
⑦	動線計画の作成	第1期	
⑧	園路の整備	第2期	
⑨	トイレの再配置	第2期	
⑩	植栽の整備	第2期	
⑪	往時の登城路の周知	第2期	
⑫	管理事務所の移転	第3期以降	
⑬	本丸御殿跡及び園路の整備	第3期以降	
⑭	足駄堀の周知	第2期	
⑮	多聞櫓跡及び折廻し櫓跡の整備	第3期以降	
⑯	天守の耐震対策	第1期	史跡整備外
⑰	天守の防災対策	第1期	
⑱	黒門の耐震対策	第1期	
⑲	二の丸御殿跡の再整備	第3期以降	活用のための整備
⑳	東北隅櫓跡の再整備	第3期以降	
㉑	太鼓門の耐震対策	第1期	
㉒	旧松本市立博物館の解体	第1期	
㉓	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備	第2期	
㉔	八千俵蔵跡と周辺の整備	第2期	
㉕	内堀の整備	第2期	
㉖	南・西外堀の復元	第1期	
㉗	南隅櫓跡の整備	第2期	
㉘	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	第2期	
㉙	東総堀の周知	第3期以降	
㉚	西総堀土塁跡の再整備	第3期以降	
㉛	三の丸地区(指定範囲外)の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	史跡指定範囲外
㉜	ガイダンス施設の整備	第3期以降	
㉝	城下町の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	

※整備には復元整備等も含まれる。

第1期 : 令和5年度～令和14年度
 第2期 : 令和15年度～令和24年度
 第3期以降 : 令和25年度以降

整備基本計画図(第1期)

①南・西外堀の復元整備計画(令和5～14年度)

発掘調査結果や絵図資料による復元検討結果で明らかになった南・西外堀の特徴を踏まえ、引き続き十分な調査・研究を重ねながら、復元形状や整備手法を検討します。
遺構を良好に保全することを前提とし、実現性の高い整備手法を検討します。

②堀浚渫計画(令和5～11年度)

令和4年度の実施設計等に基づき、内堀・外堀・総堀の全面的な浚渫を実施します。
令和5～7年度 内堀
令和8～10年度 外堀
令和11年度 総堀

③水質の維持・管理

堀浚渫及び南・西外堀復元後において、堀の水質維持のための水を確保するため、段階的に既設井の改修を実施します。

④太鼓門の耐震対策(令和5～7年度)

太鼓門は耐震診断の結果、大地震動時に倒壊の可能性があることから、地震時の来場者の安全確保を図るとともに、地震による建物の破壊を防ぐ必要があるため、耐震対策工事を行っています。

⑤黒門の耐震対策(令和9～12年度)

黒門は耐震診断の結果、大地震動時に倒壊の可能性があることから、耐震対策工事を行います。

⑥旧松本市立博物館の解体(令和5～7年度)

二の丸内にある旧松本市立博物館の解体を行います。解体に当たっては、事前に発掘調査を行い、地下遺構に影響がないよう検討を行います。

⑦国宝松本城天守の整備(本計画対象外)

防災対策(令和5～6年度)・耐震対策(令和5～18年度)
松本城天守の耐震対策を実施します。あわせて、天守・史跡内の避難誘導計画の策定、動線や展示施設の見直し及び老朽化した電気設備・防災設備の更新を行います。



石垣カルテの作成

城郭を構成する主要な頭在遺構である石垣について、現状把握を行うために石垣カルテ等の作成を行います。石垣カルテの作成は、万が一災害等で石垣が崩落した場合の復旧工事の重要な記録となります。

サイン計画の作成

南・西外堀復元に当たって、複数箇所におけるサイン設置が想定されるため、将来的な史跡内の形状・デザインの統一を図るためのサイン計画を作成します。
配置に際しては、既存サインの調査を行い、城内の回遊性を高め、史跡松本城について理解を得られるようなサインを設置します。

動線計画の作成

史跡松本城の来場者の多くは、車で駐車場まで来た後、松本城天守を目指して本丸へと向かうため、松本城の本質的価値の多くを体感することなく、見学を終えてしまいます。
サイン計画や南・西外堀復元を踏まえた動線計画を作成していきます。

事業スケジュール

第1期

第2期

第3期

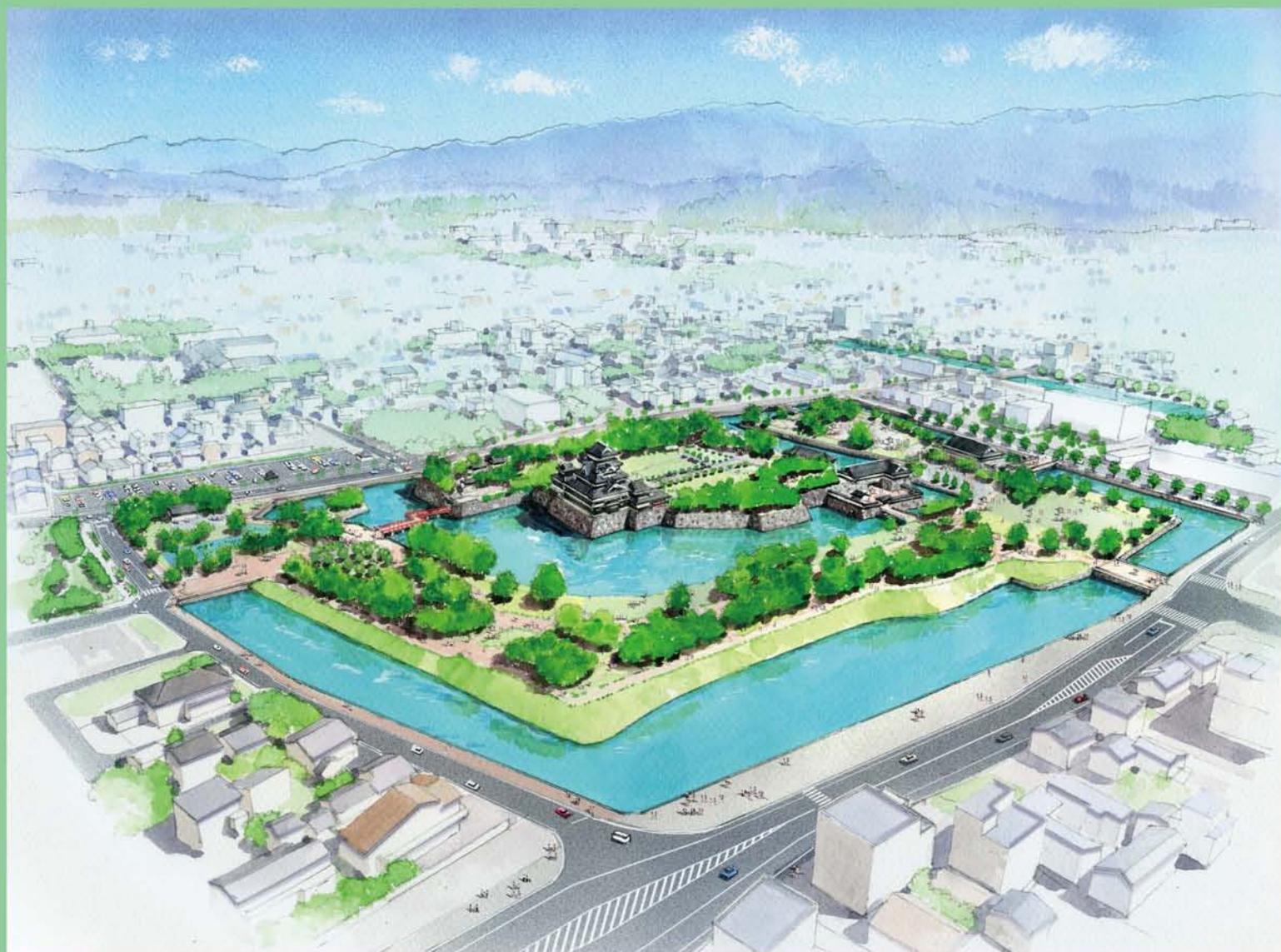
整備項目	第1期										第2期	第3期以降
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~R24	R25~
1 石垣の修理											→	
2 石垣カルテの作成				→	→	→	→	→				
3 堀の浚渫 <small>しゅんせつ</small>	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
4 水質の維持・管理			→	→	→	→	→	→	→	→		
5 サイン計画の作成			→	→	→	→						
6 サイン整備											→	
7 動線計画の作成			→	→	→	→						
8 園路の整備											→	
9 トイレの再配置											→	
10 植栽の整備											→	
11 往時の登城路の周知											→	
12 管理事務所の移転												→
13 本丸御殿跡及び園路の整備												→
14 足駄塀の周知											→	
15 多聞櫓跡及び折廻し櫓跡 <small>やぐら</small> の整備												→
16 天守の耐震対策	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
17 天守の防災対策	→											
18 黒門の耐震対策					→	→	→	→				
19 二の丸御殿跡の再整備												→
20 東北隅櫓跡 <small>やぐら</small> の再整備												→
21 太鼓門の耐震対策	→	→	→									
22 旧市立博物館の解体	→	→	→									
23 古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡 <small>やぐら</small> の整備											→	
24 八千俵蔵跡と周辺の整備											→	
25 内堀の整備											→	
26 南・西外堀の復元	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
27 南隅櫓跡 <small>やぐら</small> の整備											→	
28 北西隅櫓跡 <small>やぐら</small> 及び南西隅櫓跡 <small>やぐら</small> の整備											→	
29 東総堀の周知												→
30 西総堀土塁跡の再整備												→
31 三の丸地区（指定範囲外）の周知												→
32 ガイダンス施設の整備												→
33 城下町の特徴と歴史的価値の周知												→

史跡指定範囲

史跡指定範囲外

史跡松本城整備基本計画（案）

第1期（2023～2032）



令和6年（2024年）月
松本市教育委員会

史跡松本城整備基本計画

第1期（2023～2032）



令和6年3月

松本市教育委員会

例言

- 1 本書は、長野県松本市に所在する史跡松本城の整備基本計画です。
- 2 史跡松本城整備基本計画（以下、「本計画」という。）は、平成28年（2016年）9月に策定された「史跡松本城保存活用計画」に基づき策定しました。なお、現状の課題や整備項目については、平成11年（1999年）9月に策定された「松本城およびその周辺整備計画」の内容を引き継いでいます。
- 3 整備基本計画策定事業は、松本市教育委員会が歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業として国庫補助金の交付を受け、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）の2か年で実施しました。
- 4 本計画策定に当たり、史跡松本城整備基本計画策定委員会、文化庁文化資源活用課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導及び助言を得ました。
- 5 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、松本市教育委員会で行い、関連業務の一部をアジア航測株式会社に委託しました。
- 6 本書に掲載した図版は、松本市において作成したものを中心に使用しましたが、一部で既知の文献や業績の成果を使用しました。
- 7 城内の櫓等の名称は、基本的に「史跡松本城保存活用計画」と同じものを使用しています。



令和4年（2022年）

松本城航空写真

目次

例言

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革	1
2 計画の目的	2
3 計画期間	2
4 計画の対象範囲	2
5 委員会の設置及び策定の経緯	4
6 他計画との関係	6

第2章 計画地の現状

1 松本城の位置と自然的環境	12
2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境	13
3 松本城と城下町の概要	19
4 松本市の社会的環境	26
5 松本城周辺の社会的環境	27
6 松本城とその周辺の法的規則	34

第3章 史跡松本城の概要

1 史跡等の概要	38
2 史跡等の指定の現状	39
3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握	64

第4章 史跡松本城の本質的価値

69

第5章 整備における現状と課題

1 地区区分設定	72
2 整備における現状と課題	74
3 整備の優先順位	87

第6章 基本理念と基本方針

1 基本理念	90
2 基本方針	91
3 めざすべき姿	94

第7章 整備基本計画

1 南・西外堀の復元整備計画	97
2 堀浚 ^{しゅんせつ} ・濶 ^{くわく} 計画	130
3 事業後の水質維持・管理	140
4 その他の計画	152
5 事業スケジュール	155

第8章 完成予想図（第1期）

完成予想図（第1期）	157
------------	-----

写真図版

159

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

松本城は、五重六階の天守が現存する日本を代表する近世城郭跡です。

北から流れる女鳥羽川^{めとぼ}と東から流れる薄川^{すすき}によって形成された複合扇状地の末端に当たる、南西に緩く傾斜した地形上にある平城です。現在の松本市の中心市街地の北西寄りに位置しています。

昭和5年(1930年)に史蹟名勝天然紀念物保存法による「史跡松本城」の指定が、昭和11年(1936年)に国宝保存法による「国宝松本城」の指定が行われ、国の文化財としての保護が始まりました。現在は、本丸・二の丸・内堀・外堀の一部・総堀の一部が史跡に指定されています。

戦後、昭和25年から昭和30年(1950年から1955年)には、国直轄事業として天守の解体修理が行われ、修理中の昭和27年(1952年)に文化財保護法による「国宝松本城天守」の指定が行われました。

昭和32年(1957年)には、松本城本丸及び二の丸を中心とする範囲が都市公園(中央公園。現在は松本城公園)として都市計画決定され、以後は都市公園としての活用・整備を行っています。

昭和48年(1973年)には、松本城周辺における景観形成の在り方等を調査して「松本城周辺整備報告書」としてまとめ、これに基づいて松本城周辺の景観保護を図っています。昭和52年(1977年)に「松本城中央公園整備計画」を策定し、松本城の近代以降の改変箇所を往時の姿に復元することなどを整備項目としました。これに基づいて二の丸に置かれていた長野地方裁判所松本支部の撤去と二の丸御殿跡の整備、太鼓門復元等の史跡整備を行いました。

昭和61年(1986年)には、専門家による調査研究と指導・助言を仰ぐことを目的として「史跡松本城整備研究会」を設置し、その指導を仰ぎながら、平成11年(1999年)に「松本城およびその周辺整備計画(以下「周辺整備計画」という。)」を松本市独自の計画として策定しました。この計画では、復元整備の最終完成形を幕末維新期の松本城の姿とし、その観点から現状の課題の整理と18の整備項目を示しました。

平成28年(2016年)9月には、史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にした「史跡松本城保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)」を文化庁の指導のもと策定しました。

こうした経緯を踏まえ、「保存活用計画」で示した方針に基づき、史跡松本城の整備と活用の推進を図るため本計画を策定するものです。なお、現状の課題や整備項目については、「周辺整備計画」の内容を引き継いでいます。

2 計画の目的

本計画は、保存活用計画で示した保存・活用・整備の方針に基づき、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を定め、目指すべき姿を実現するための具体的な整備内容や調査、スケジュール等を示すことを目的としています。

3 計画期間

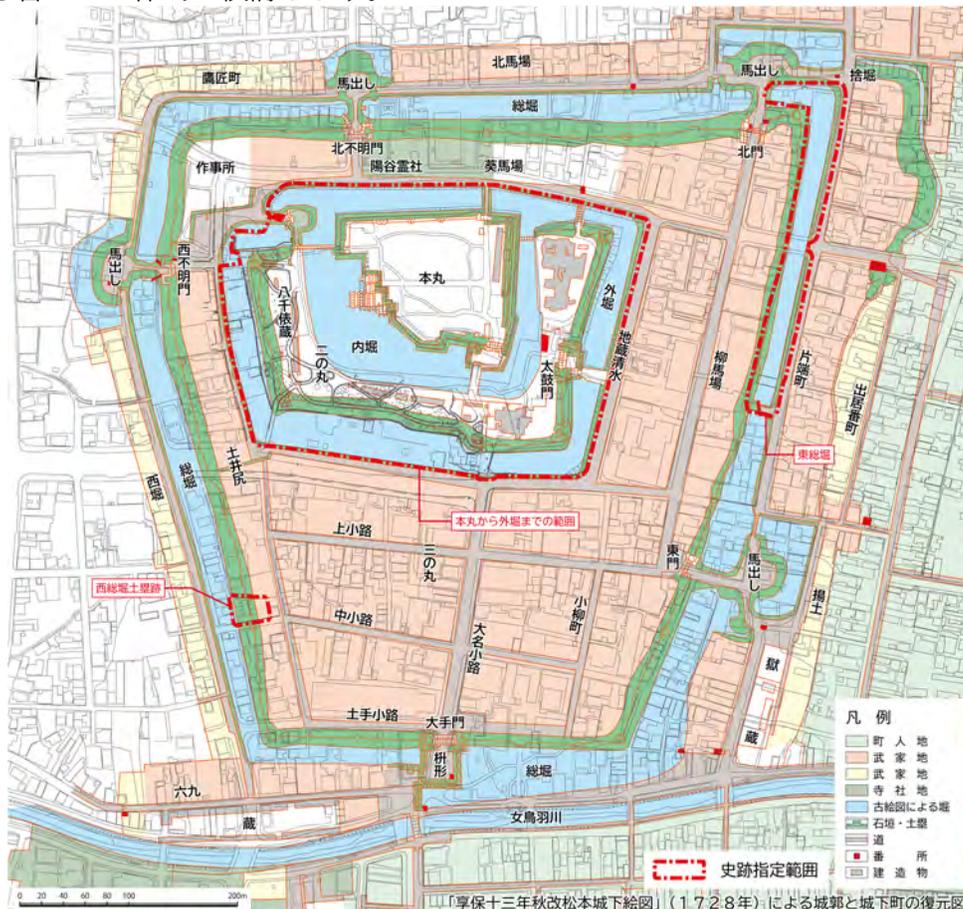
全体の計画期間をおおむね50年とし、10年を目途に段階的に計画を策定し、整備を進めていきます。

まず、令和5年度から令和14年度まで（2023年度から2032年度まで）の10年を「第1期」とし、本計画ではこの期間における内容を重点的に示します。また、第1期の前半の5年を「前期」、後半の5年を「後期」とします。

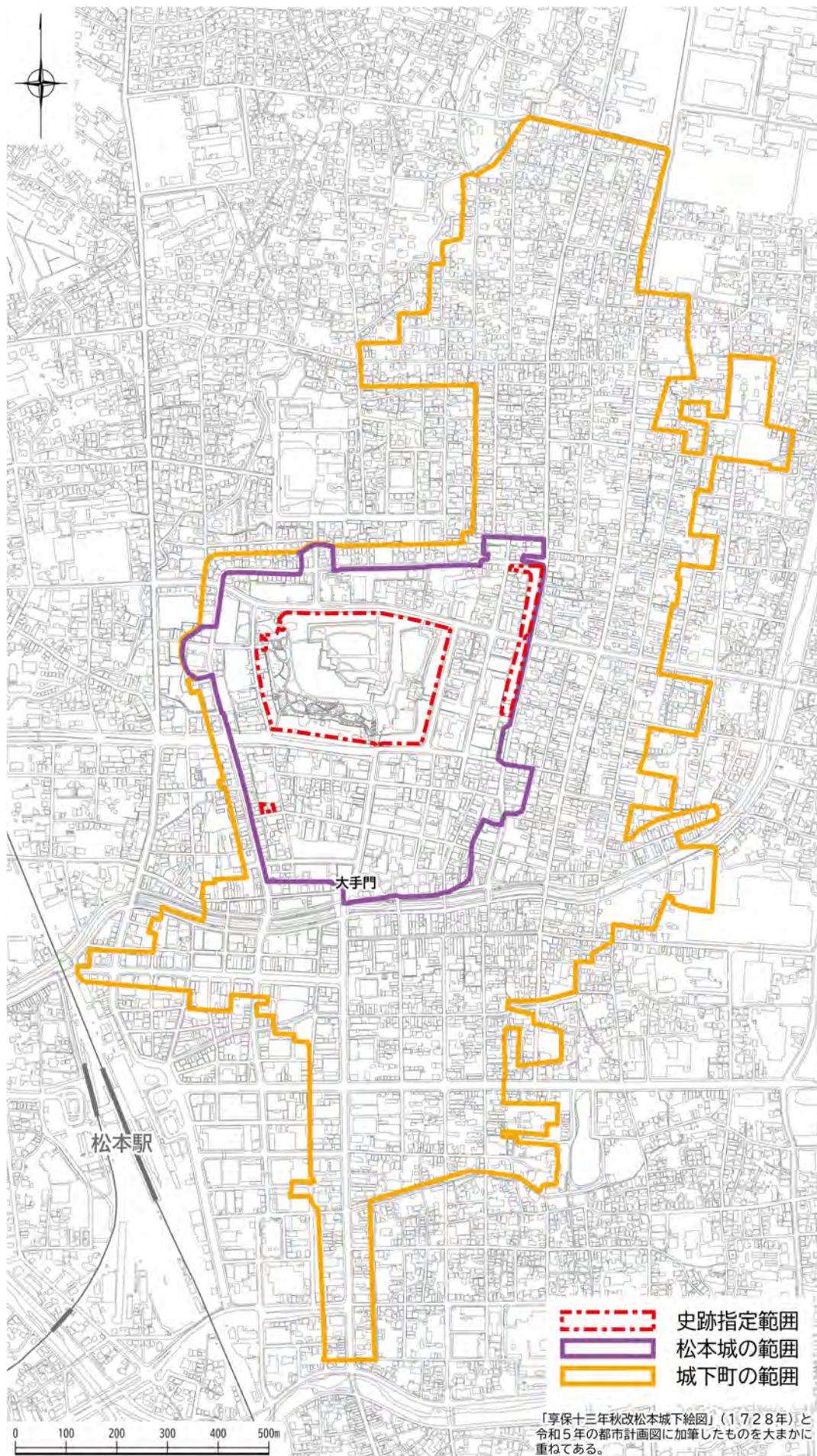
令和15年度（2033年度）以降の事業計画については、整備の進捗状況や計画の成果の反映、社会情勢の変化等を考慮し、計画期間の終盤（令和12年度から令和14年度（2030年度から2032年度））に検討します。

4 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として松本城の史跡指定地内とします。ただし、本来の城域（三の丸）及び城下町の範囲は史跡指定地外にも広がっていることから、必要に応じて、史跡指定地周辺も含めて一体的に検討します。



第1図 計画対象範囲



第2図 往時の松本城と城下町の範囲

5 委員会の設置及び策定の経緯

(1)概要

本計画は、事務局の作成した計画案を史跡松本城整備基本計画策定委員会で協議し、その指導・助言内容を反映しながら策定作業を進めました。また、広く市民の意見を得るため、パブリックコメントを実施しました。最終的に、作成した計画案を松本市教育委員会で審議し、計画を策定しました。

(2)史跡松本城整備基本計画策定委員会

ア 委員会の構成

役職	氏名	役職
委員長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員	佐々木邦博	信州大学名誉教授
委員	澤柳 秀子	元山辺小学校校長
委員	西形 達明	関西大学名誉教授
委員	原 明芳	松本市文化財審議委員会委員
委員	梅干野成央	信州大学工学部建築学科准教授
委員	吉田ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
委員	米本 潔	文化遺産マネジメントラボ代表
指導助言者	市原富士夫	文化庁文化財第二課文化的景観部門主任文化財調査官
指導助言者	馬場伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主査・文化財専門員
事務局	伊佐治裕子	松本市教育委員会教育長
	逸見 和行	松本市教育委員会教育次長
	竹原 学	松本市教育委員会文化財課長
	竹内 靖長	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当課長
	百瀬 学	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当課長補佐（令和4年度）
	鈴木 幹彦	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当係長
	大西 哲理	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当主任（令和5年度）
	福鳶 彩子	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当主任
	水上 公子	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当会計年度任用職員
	田中 史郎	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部本部長
	岩淵 省	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部次長
	黒田 晋	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部主任（令和5年度）
	青山 千華	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部主事

イ 開催経過

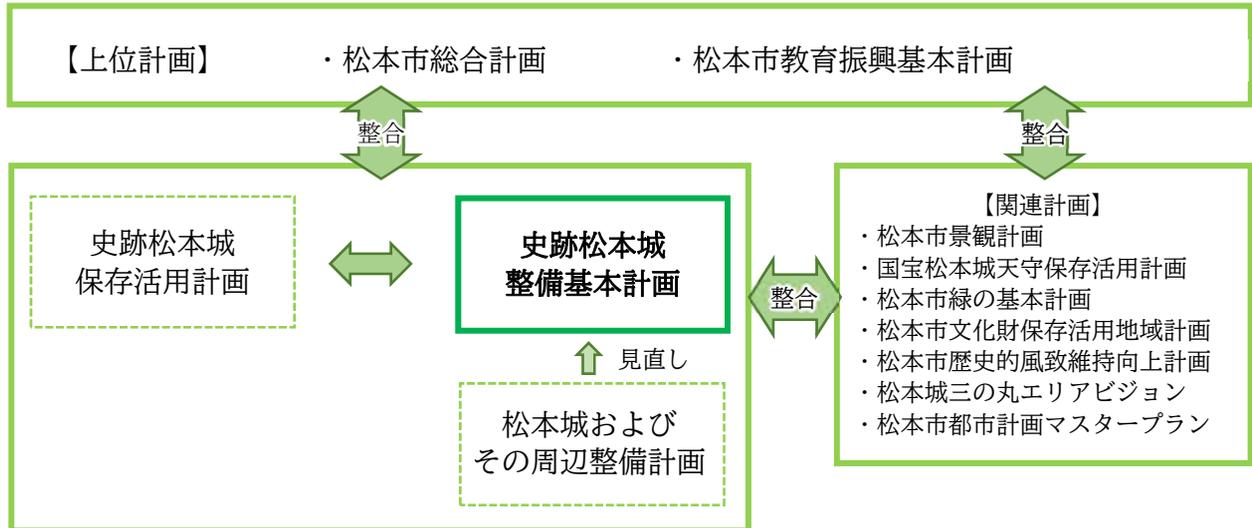
開催日	協議内容
令和4年(2022年)5月17日 第1回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員、指導助言者の委嘱について ・史跡松本城整備基本計画の策定について ・今後の策定スケジュールについて
令和4年(2022年)8月30日 第2回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城整備基本計画(素案)について
令和5年(2023年)3月30日 第3回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(素案)の課題点について ・取組方針について
令和5年(2023年)7月13日 第4回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(南・西外堀発掘調査現場) ・前回までの課題の確認について ・南・西外堀の復元計画について ・堀浚渫<small>しゅんせつ</small>計画について ・事業後の水質維持・管理について
令和5年(2023年)10月30日 第5回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(南・西外堀発掘調査現場) ・本来の堀形状について ・本質的価値について
令和5年(2023年)12月11日 第6回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城整備基本計画(案)について
令和6年(2024年)2月19日 第7回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・修正案について

(3)パブリックコメントの実施

令和6年(2024年)1月13日から2月11日までの30日間、計画案のパブリックコメントを実施しました。実施に当たっては、計画案を市ホームページに掲載するとともに、松本市役所行政情報コーナー、市内各地区の地域づくりセンター、文化財課及び松本城管理課において計画案の閲覧を行いました。

6 他計画との関係

本計画は、「松本市総合計画」、「松本市教育振興基本計画」の下位に位置付け、「保存活用計画」と並列し、「周辺整備計画」の整備項目を今の時代に即した内容に整理して引き継いだ計画として位置づけます。関連する計画・方針としては、「松本市景観計画」、「国宝松本城天守保存活用計画」、「松本市緑の基本計画」、「松本市文化財保存活用地域計画」、「松本市歴史的風致維持向上計画」、「松本城三の丸エリアビジョン」「松本市都市計画マスタープラン」等があり、史跡の保存・活用・整備は、これら計画との連携、整合を取りながら推進します。



第3図 他計画との関係

(1)上位計画

ア 松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）（令和3年（2021年）8月）

基本理念を「岳 自然豊かな環境に感謝し、楽 文化・芸術を楽しみ、学 共に生涯学び続ける」ことにより三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させることとし「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」をキャッチフレーズとして策定した、松本市の最上位計画であり、令和3年度から令和12年度まで（2021年度から2030年度まで）を計画期間としています。

また、以下の5つの行動目標をエンジンに、基本施策を推進しています。

- | | | |
|------|---|--------------------|
| みとめる | … | 自分らしく生き支え合う |
| まなぶ | … | 共にはぐくみ学ぶ |
| いかす | … | 自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ磨く |
| つなぐ | … | 人・街・自然をつなぎ直し未来に贈る |
| いどむ | … | 新たな価値を創造し、常に進化する |

総合計画の基本施策の一つに、「歴史・文化遺産の継承」を掲げています。施策の方向性として、松本城や旧開智学校等の保存活用、学ぶ環境の充実と持続可能な運用、文化財を活用した地域づくりを示しました。

イ 第3次松本市教育振興基本計画（令和4年（2022年）6月）

教育振興のための施策に関する基本的な計画です。第2次計画の策定から5年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、教育長及び教育委員との協議を経て市長が定めた教育大綱と整合を図り、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次の教育振興基本計画として策定したものです。「子どもが主人公 学都松本のシンカ」を掲げる松本市が、「学びに、遊びや体験を。生涯を通じた学びを保障する松本まると学都構想」をキャッチフレーズに、具体化するための施策を推進しています。

第3次教育振興基本計画は、教育分野を9つの柱に整理し、「9 文化芸術・歴史」の中に史跡整備事業等の各種事業を位置付けています（第4図）。



第4図 松本市教育振興基本計画の体系

(2)史跡松本城保存活用計画（平成28年（2016年）9月）

史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にするために策定したものです。基本方針は以下のとおりです。

基本方針

(1) 保存の基本方針

- ア. 史跡松本城の本質的価値を構成する要素である歴史的建造物、石垣、堀、地下遺構等を確実に保存し、後世に継承します。
- イ. 史跡松本城を構成する諸要素及び地区別の保存の方針とこれに基づく保存の方法を具体的に定めます。
- ウ. 今後予想される現状変更等に関する方針を定め、その厳密な運用を図ります。
- エ. 史跡松本城の本質的価値をさらに明らかにし、深化させるための調査研究に継続して取り組みます。
- オ. 史跡指定地外に所在する松本城の本質的価値を構成する要素の調査研究及び保存に取り組みます。

(2) 活用の基本方針

- ア. 天守と一体的な史跡の価値を市民・観光客にわかりやすく伝えるとともに、その価値を身近に享受できる環境を整えます。
- イ. 史跡松本城の価値を活かし、松本城や城下町を学びの場として活用する事業を継続するとともに、その充実を図ります。
- ウ. 都市公園として求められる憩いの場、賑わいの場としての役割を、史跡の保存との両立を図りながら果たします。

(3)松本城およびその周辺整備計画（平成11年（1999年）9月）

昭和52年（1977年）に策定した「松本城中央公園整備計画」を引き継ぎ、史跡松本城の整備基本計画として策定したものです。「周辺整備計画」において、整備の基本方針を4項目定めています。

- ・国宝松本城天守及び史跡松本城の歴史的・文化的価値を重視し、文化財保護の見地に立って、その保全及び復元を行うとともに、観光資源的機能と都市公園的性格や機能にも配慮する。
 - ・本丸、二の丸の全域において、史実に基づく遺構の復元整備、城跡にふさわしい施設を整え、かつ城構えを踏まえた史跡の範囲の拡大を目標とした整備を行う。
 - ・史跡外に残る城郭関係遺構についても調査を進め、その保護と活用を図り、併せて歴史的景観の保全に努める。
 - ・松本市の歴史的シンボルとして、文化・教育面に資するとともに、その向上発展を目指す。
- 更に基本方針を踏まえて、本丸地域・二の丸地域・三の丸地域、歴史的町並みの保存の区分を設け18の整備項目を掲げ、それぞれの整備内容を定めています。本計画に基づき史跡松本城とその周辺部の整備事業を進め、現在に至っています。

(4)関連計画

ア 松本市景観計画（平成20年（2008年）4月）

松本市は四季折々の表情が美しい自然に囲まれ、また、由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的資源等、世界に誇るべき豊かな景観資産に恵まれています。このすばらしい景観を守り、育て、未来へと引き継ぐため、松本市における景観形成の指針として策定したものです。

この計画には、景観重点地区を定める規定を設けており、松本城周辺地区は「お城地区」として指定し、景観のシンボルである松本城と城下町松本の景観を保全し、かつ景観的魅力が高まるように独自の基準を設けています。

イ 国宝松本城天守保存活用計画（平成27年（2015年）3月）

国宝松本城天守の保存、活用の基本方針を定めるため、文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき策定したものです。天守の保存と活用に係る保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続を定めています。

ウ 松本市緑の基本計画（平成27年（2015年）3月）

都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。「まちの将来像」として「いのち育む ころ育む 水と緑のまち 松本」を定め、市内を五つのエリアに区分し、それぞれの将来像と取り組むべき施策を定めています。

松本城は「中心市街地エリア」に含まれ、「『湧水や緑陰の周りに人々が集まり、賑わいを創り出している』まち」を将来像とし、主な施策として「文化財や寺社等と一体となった樹木等の保全」が掲げられ、松本城史跡整備・保存管理事業に合わせた緑の在り方を検討することとしています。

エ 松本市文化財保存活用地域計画（平成31年（2019年）2月）

市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持つことができ、更に観光や産業といった経済振興につながる街づくりを進めるため、平成12年（2000年）に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念を具現化し、松本市が目指す将来の都市像を実現すべく、平成30年（2018年）に松本市の文化財保存活用のマスタープランとして松本市歴史文化基本構想を策定しました。その後、文化財保護法の改正を受け、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、この構想に位置付けた各種施策を実現するためのアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画を策定しました。

オ 松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和3年（2021年）5月）

歴史、文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事等の伝統文化の保存及び継承、観光都市としての魅力の向上を目指して「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定し、

平成23年（2011年）6月に国の認定を受け、以来、10年間にわたり歴史まちづくりの事業に取り組んできました。松本市のまちづくりを進めていくに当たり、重要な方針の一つは松本城を中心とした歴史的まちなみ景観の保全と活用であり、そのためには伝統行事等伝統文化の継承が必要となっています。そのことから、歴史的風致の一層の維持向上を目指し、文化財行政と一体となって事業を実施する「松本市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定したものです。

カ 松本城三の丸エリアビジョン（令和4年（2022年）3月）

かつて総堀で囲まれた松本城三の丸と、昭和39年（1964年）に移築復元された旧開智学校周辺を合わせて「松本城三の丸エリア」とし、その二つの国宝を有する歴史ある街の中心地において、様々な形で松本に暮らす方、働く方、松本を愛する方と対話を積み重ね、公民が連携して実現するエリアの目指す姿を描いて策定したものです。

本ビジョンでは「誰かに語りたくなる暮らし」をエリアの合言葉とし、都市公園としての憩いや活用の機能と史跡としての保全のバランスを踏まえた在り方を検討することで、北アルプスと松本城天守という背景に地元の人々の暮らしのシーンが加わった情景を創出することなどを取組方針として掲げました。

キ 松本市都市計画マスタープラン（令和4年（2022年）3月）

都市づくりの将来像を「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」とし、令和3年から令和22年まで（2021年から2040年まで）のおおむね20年間を計画期間としています。都市づくりの基本方針として、「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」、「誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり」、「集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり」、「自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり」、「市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり」を掲げています。

地域別構想では、城下町として栄えた中心市街地を含む地域である中央部地域、中央北部地域の将来像をそれぞれ「歴史的遺産や豊かな水と緑を活かした松本広域都市圏の中心拠点」、「豊かな自然や歴史文化と調和したうおいのある文教のまち」としており、整備方針では、「松本城三の丸エリアビジョンの実現に向けたまちづくり」、「城下町にふさわしい賑わいと風格のあるまちなみの形成」、「歴史的・伝統的街並み景観の整備・保全」等を示しました。

表1 諸計画一覧

	名称	所管等	策定年月日等
(1) 上位計画	ア 松本市総合計画 (基本構想2030・第11次基本計画)	総合戦略局総合戦略室	令和3年(2021年)8月策定 (期間:令和3年度から12年度)
	イ 第3次松本市教育振興基本計画	教育委員会教育政策課	令和4年(2022年)6月策定
	(2) 史跡松本城保存活用計画	教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成28年(2016年)9月策定
	(3) 松本城およびその周辺整備計画	教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成11年(1999年)9月策定
(4) 関連計画	ア 松本市景観計画	建設部都市計画課	平成20年(2008年)4月策定
	イ 国宝松本城天守保存活用計画	教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成27年(2015年)3月策定
	ウ 松本市緑の基本計画	建設部都市計画課	平成27年(2015年)3月策定
	エ 松本市文化財保存活用地域計画	教育委員会文化財課	平成31年(2019年)2月策定 (期間:令和元年度から10年度)
	オ 松本市歴史的風致維持向上計画(第2期)	総合戦略局 お城まちなみ創造本部	令和3年(2021年)5月策定 (期間:令和3年度から12年度)
	カ 松本城三の丸エリアビジョン	総合戦略局 お城まちなみ創造本部	令和4年(2022年)3月策定
	キ 松本市都市計画マスタープラン	建設部都市計画課	令和4年(2022年)3月策定 (期間:令和3年度から22年度)

第2章 計画地の現状

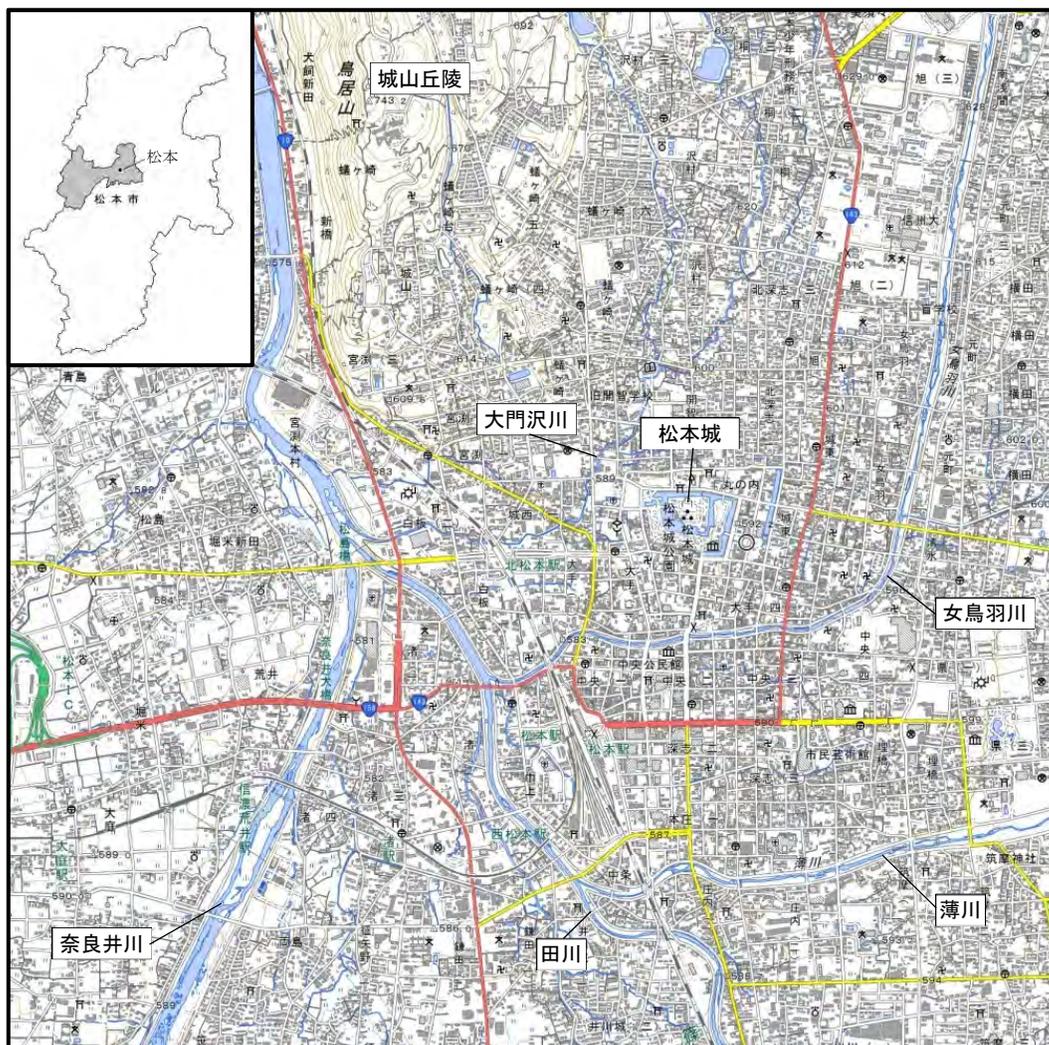
1 松本城の位置と自然的環境

(1) 松本城の立地

松本城は、西側を3,000メートル級の高山が連なる飛騨山脈、東側を美ヶ原高原に代表される1,000～2,000メートル級の山々が連なる筑摩山地に挟まれた、南北に細長い松本盆地の中央部にあります。松本城の北西約1.5キロメートルには、標高670メートルの城山を先端とする城山丘陵が北方に向かって尾根状に連なり、東約4キロメートルには、筑摩山地が連なります。

また、周辺にはいくつもの河川が流れ、北及び北東から大門沢川・女鳥羽川が、東から湯川・薄川が、南から田川・奈良井川が流れ込み、薄川と女鳥羽川によって形成された複合扇状地の末端部に松本城が位置します。

城郭の最高地点（北門馬出し周辺）で標高596.5メートル、最低地点（西総堀）で標高585.1メートルを測り、松本城は北東から南西に向かって緩く傾斜している地形にあります。



第5図 松本城の位置（国土地理院の電子地形図25000を使用 河川等名称を加筆）

(2)松本城周辺の地形・地質

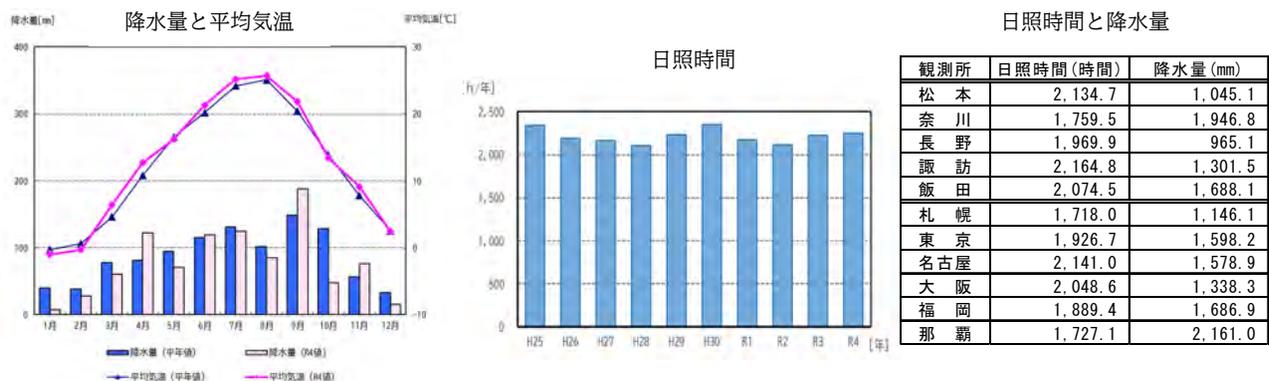
松本城周辺の砂礫土は、近年行われているボーリング調査の結果、大別すると松本盆地形成時の堆積物（梓川系）と、局部的沈降地帯となつてからの堆積物（女鳥羽川・薄川系）であり、両者は地下40メートル前後で重なっていますが、堆積時までの時間差が大きいので不整合関係となっています。沈降地帯（深志湖）となつてからの堆積物には、地下30メートル付近から上に何層もの漆黒色粘土層が見られます。これは扇状地の特徴である流路の首振りにより、流路が遠去かると湿地帯となつて有機質の多い粘土層が、流路となつた時には砂礫が堆積したことを示しています。

この局部的沈降地帯の動きは現在も継続しているものと見られ、発掘調査成果から、松本城下町では年1.6～2.4ミリメートルの速さで沈降していることが判明しています。これは松本盆地中心付近の沈降率年1ミリメートルと比べて大きな値となっています。このことが扇状地の末端とあいまって、湧水や地下水面の高くなっている原因です。

(3)松本市の気候

松本城が所在する松本市は、内陸性気候であり、気温は日較差や年較差が大きいことが特徴です。また、第6図に示すとおり、降水量が少なく日照時間が長いことが特徴です。

※平年値の統計期間は、平成3年から令和2年まで(1991年から2020年まで)です。



第6図 松本市の降水量及び日照時間

2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境

(1)原始・古代

松本城のある一帯は、薄川と女鳥羽川の複合扇状地の末端に当たり、湧水が多い湿地帯となっています。しかし、これまで松本城や城下町で行われてきた発掘調査に際して、縄文時代中期から後期（約4,000年前から3,000年前）の打製石斧、土器、弥生時代の土器等が出土しており、わずかながらも各所で生活の痕跡が確認されています。

古墳時代になると、城下町の範囲において古墳時代前期（5世紀）の竪穴住居跡が確認されており、湿地帯の中に点在する微高地の上に集落があったことが推測されます。また、六九でも、古墳時代前期の東海系土器と水田跡が確認されています。

奈良・平安時代には、天皇を中心とした朝廷による律令制が敷かれ、松本市内の集落も信濃

国筑摩郡・安曇郡（梓川より北の地域）下の郷に属する村として、この律令制に組み込まれました。信濃国の国府は、始めは現在の松本に置かれていましたが、8世紀末から9世紀前半までに、松本に移されました。ただ、国府の場所、規模等はまだ分かっていません。これまで、惣社、大村、筑摩等の説が示されてきましたが確定せず、今後の発掘調査による説明が期待されます。三の丸の発掘では、平安時代の掘立柱建物跡が確認されており、松本城周辺にも集落があったことが分かってきています。

(2)中世から戦国時代

鎌倉時代から国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国の守護は、最初は比企氏でしたが、後に北条氏となりました。鎌倉幕府が倒れ、北条氏が滅びると、小笠原氏が守護となりました。

小笠原氏が信濃守護となったのは、建武政権樹立に際し功績を収めた小笠原貞宗からで、1340年頃までには所領を得て府中（国府があったことから当時松本は府中と呼ばれました。）に進出し、井川館（国史跡小笠原氏城跡井川城跡）を築いたとされます。

松本城の前身である深志城は、享保9年（1724年）に完成した松本藩及び信濃国の地誌である『信府統記』によれば、永正元年（1504年）に、信濃守護小笠原氏に連なる一族である島立^{しまだち}氏が、井川に造られた深志城をこの地に移したとされます。元々、この地には坂西氏の居館があったとされ、これを拡張して二の曲輪を整備したと考えられています。深志城は、15世紀末までに井川城から移転した小笠原氏の本拠地である林城を守る支城の一つでした。

天文14年（1545年）から、隣国甲斐国の武田晴信（信玄）による信濃国への侵攻が本格化しました。小笠原長棟の跡を継いだ長時は、天文17年（1548年）の塩尻峠の戦いで武田氏に敗れ、天文19年（1550年）に本拠地である林城等を自落させて敗走したことが、武田家家臣駒井政武（高白斎）が記した『高白斎記』等に記されています。

武田晴信は府中の地に入ると、小笠原氏が本拠とした山城の林城（国史跡小笠原氏城跡林城跡）を廃し、新たな信濃の支配拠点として平城の深志城を取り立て、その拡張整備を進めました。近年、三の丸で実施されてきた発掘調査では、最下層から深志城時代の遺構・遺物が複数箇所で見られています。深志城の時代と近世松本城の時代の遺構を比較すると、屋敷や溝の主軸が5度ほど西にずれており、堀や道の位置も一致しないため、石川氏は深志城をそのまま踏襲したのではなく、深志城とは構造の異なる城として松本城を築城したことが分かってきています。

これまでの定説では、松本城の丸馬出しを武田氏の築城技術と捉え、三の丸までの縄張りが武田氏の深志城期に形成されたものとされてきました。しかし、近年、丸馬出しが必ずしも武田氏特有のものではないということが分かってきており、深志城と松本城の関係については、今後、調査研究により明らかにしていく必要があります。

(3)近世城郭としての松本城の成立と城下町の形成

武田氏による信濃国の支配は、天正10年（1582年）3月に織田信長が武田勝頼を滅ぼ

したことで終わりを迎えます。織田信長は、信濃国のうち、安曇・筑摩両郡を木曾義昌に安堵し、深志城へは木曾氏が入りました。しかし3か月後の同年6月2日に本能寺の変が起きて織田氏の政権が崩壊すると、木曾氏による支配が固まっていなかった当地方は、旧武田領の領有を狙う上杉氏、徳川氏、北条氏といった大勢力による抗争地帯の一つとなりました（天正壬午の乱）。

松本平では、その一連の戦乱の中で、越後の上杉氏の支援を受けた小笠原貞種^{さだたね}が、織田氏の後ろ盾をなくした木曾氏を追い、深志城に入りました。しかし、小笠原貞慶^{さだよし}が、徳川氏の支援を受けて、父長時の旧臣を糾合して叔父である貞種を追放して深志城を奪回すると、深志城の名を改めて松本城とし、筑摩・安曇両郡の平定を進めました。天正13年頃までに領国の支配を確立すると、貞慶は武家地と町人地を明確に区分した城郭・城下町の本格的な整備に着手しました。

貞慶による整備が始まるまで、現在の二の丸の東側には市辻・泥町といった町屋がありました。令和2年（2020年）に柳町で実施した発掘調査では、松本城築城前に遡る荷札木簡や焼き物が出土し、市辻・泥町^{いぢ}の市の存在を裏付ける資料として注目されます。貞慶はこれらの町屋を女鳥羽川の南の本町に移し、善光寺街道沿いに本町・中町・東町（親町三町）を、野麦街道沿いに伊勢町を置き、親町につながる枝町も町割を行いました。

更に、城郭の整備についても、三の丸の縄張りを行い、堀を掘り土塁を築いて、5か所の入口に大城戸を設け、このうちの南門を大手門とし、三の丸内の整備を進めたことが分かります。ただし、この段階では町割はできたものの、城下町、三の丸内とも建物はまだ少なかったことが伺われます。

天正18年（1590年）の豊臣秀吉による小田原攻めの後、豊臣氏による統一政権が確立し、徳川氏が北条氏の旧領である関東へと転封となり、徳川氏に従っていた小笠原氏も下総国古河（現茨城県古河市）へ移りました。

小笠原氏の後には、豊臣秀吉の命を受けた石川数正が城主となりました。『信府統記』には、石川氏の時代に天守を建て、全ての堀を深くし、幅を広くし、土塁を築き、石垣で固め、黒門・太鼓門を建て、小笠原氏の築いた5か所の大城戸を門楼（櫓門^{やぐら}）とし、三の丸の武家地に屋敷を建設し、城下町にも武家地を設けたことが記されています。また、城下町の町屋を建設し、整備を進めました。この他、総堀東側の捨堀の築造を進めたとされていますが、慶長18年（1613年）、数正の子康長は大久保長安事件に連座して改易され、豊後国佐伯（大分県佐伯市）に配流となったため、未完成に終わっています。

松本城や城下町の初期の築造は、小笠原氏によって開始され、石川氏の段階で近世城郭として整えられたことが発掘調査からも裏付けられています。特に城下町は、小笠原氏の段階では、整地のみで遺構が確認できない箇所が広く見られるため、『信府統記』に記されているように、まだまだ空き地が多かったと考えられます。本格的に近世城下町として整備されたのは石川氏の段階で、短冊形地割の城下町に改められ、町人の集住が進んだと考えられます。

(4)石川氏以降の松本城と歴代藩主

ア 小笠原氏

石川康長が改易された後、慶長18年（1613年）貞慶の子小笠原秀政が飯田（現長野県飯田市）から入封しました。秀政は石川氏に引き続き、城下町の整備を進めたことが『信府統記』に記されています。城下町の発掘調査でも、伊勢町や本町等の調査結果から、短冊形の地割が17世紀初頭から見られ始めることが確認されており、これを裏付けています。しかし、秀政とその長男忠脩は、慶長20年（1615年）の大坂夏の陣において戦死し、家督は次男の忠真^{ただま}が継ぎ、元和3年（1617年）に播磨国明石（現兵庫県明石市）に転封となりました。

イ 戸田氏

元和3年（1617年）に戸田康長が上野国高崎（現群馬県高崎市）から入封しました。康長は松本城の北側に武家地の造成を行っています。寛永10年（1633年）、康長の子の康直の時に播磨国明石（兵庫県明石市）に転封となりました。

ウ 松平氏

寛永10年（1633年）に松平直政が越前国大野（現福井県大野市）から入封しました。直政が松本藩主であった時期は短く、寛永15年（1638年）までですが、『信府統記』には城郭の整備として門、櫓等を修復し、二の丸御殿、多聞櫓^{たもん}、八千依蔵の建設を行い、城下町には六九に馬屋を建て、武家地の屋敷の整備を進めたことが記されています。また、月見櫓、辰巳附櫓についても、将軍家光を松本城に迎えるために増築したとされています。寛永14年（1637年）、松本で寛永通宝の鑄造が始まります。本町の第8次発掘調査では、寛永通宝松本銭の鑄造関連遺物（埴塙^{るつぼ}、取鍋^{とりべ}、金属滓^{さい}、バリ銭等）が出土し、直政の時代に松本で寛永通宝が鑄造されていたことを裏付けるものとなっています。

直政は寛永15年（1638年）に出雲国松江（現島根県松江市）に転封となります。

エ 堀田氏

寛永15年（1638年）に堀田正盛が武蔵国川越（現埼玉県川越市）から10万石（関東にも知行地があり、松本は7万石）で入封しました。正盛は老中として幕府の中樞にいた人物であったため、松本に常勤していたわけではなく、わずか4年で下総国佐倉（現千葉県佐倉市）に転封となりましたが、三の丸の上土に蔵を建設しました。

オ 水野氏

寛永19年（1642年）に水野忠清が三河国吉田（現愛知県豊橋市）から入封しました。この後、水野家は6代にわたり松本藩主となります。忠清は石垣の修理、二の丸の辰巳隅櫓の改修を行いました。

水野氏の事績として5代目の忠幹が享保7年（1722年）から編纂させ、享保9年（1724年）に完成した『信府統記』があります。松本藩の地誌として、歴史・地理・経済等多岐にわたる記載があります。このうち、「松本城地形間数記」には、城郭の規模が詳

細に述べられている他、城下町についても現在伝わっている城下町の各町名（親町三町、枝町十町、二十四小路）とその規模、軒数が記載されており、この頃には城下町の整備がほぼ完了したと考えられます。

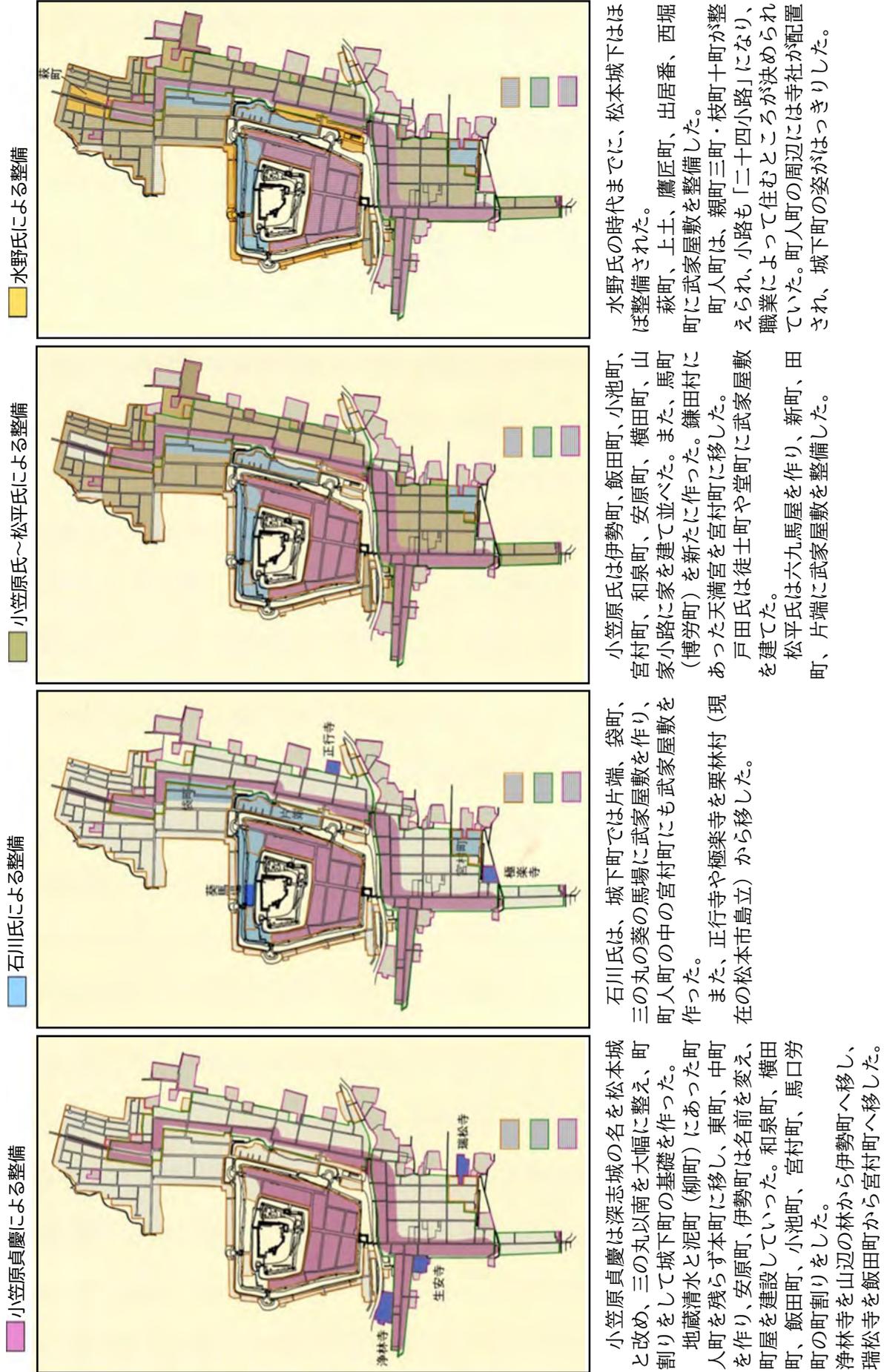
享保10年（1725年）、6代目の水野忠恒は江戸城松の廊下で刃傷事件を起こし、改易となりました。この後約半年間は幕府直轄となり、松代藩真田家が松本城を管理しました。

カ 戸田氏

享保11年（1726年）に戸田^{みつちか}光慈が志摩国鳥羽（現三重県鳥羽市）から入封し、以降明治維新を迎えるまで9代にわたり戸田氏が松本藩主となります。翌年には本丸御殿が火災に見舞われました。松本移封前の享保2年（1717年）にも江戸屋敷を火災で失っていた戸田氏は、立て続けの巨額の出費によって本丸御殿の再建はできず、政庁は二の丸御殿に移されました。しかし、手狭であったことから、郡所や町所は大手門西側の城下町の六九に移され、また、藩主の私邸である古山地御殿を増築しました。

戸田氏入封直後の地図として、「享保十三年秋改松本城下絵図」があります。これは松本城下町全体を表した精度が高い絵図で、江戸時代の松本城と城下町を示す基本図の一つとなっています。また、この図を元に作成された「天保六年松本城下絵図」は、明治維新後も藩庁から筑摩県に引き継がれ、使用されました。

幕末には、藩主戸田^{みつひさ}光則の下、戊辰戦争で官軍に属し、北越、会津等に転戦しました。それを記念した碑が本丸内に設置されています。明治2年（1869年）に信濃国で最初に版籍を奉還し、戸田光則は松本藩知事に任命されます。明治3年（1870年）から廃仏毀釈が行われ、戸田氏は菩提寺である全久院を率先して取り壊しました。廃仏毀釈は全国的に行われましたが、松本藩は特に盛んであった地域の一つで、城下他藩内の多くの寺院が取り壊されました。明治4年（1871年）に廃藩置県が実施され、松本藩は松本県となり、光則は知事を解任され、華族に列せられて東京へ去り、146年にわたる戸田氏の治世が終わりました。



第7図 城下町の形成過程（概念図）

「信府統記」と「大守累年記」を基にしていますが、異同があります。

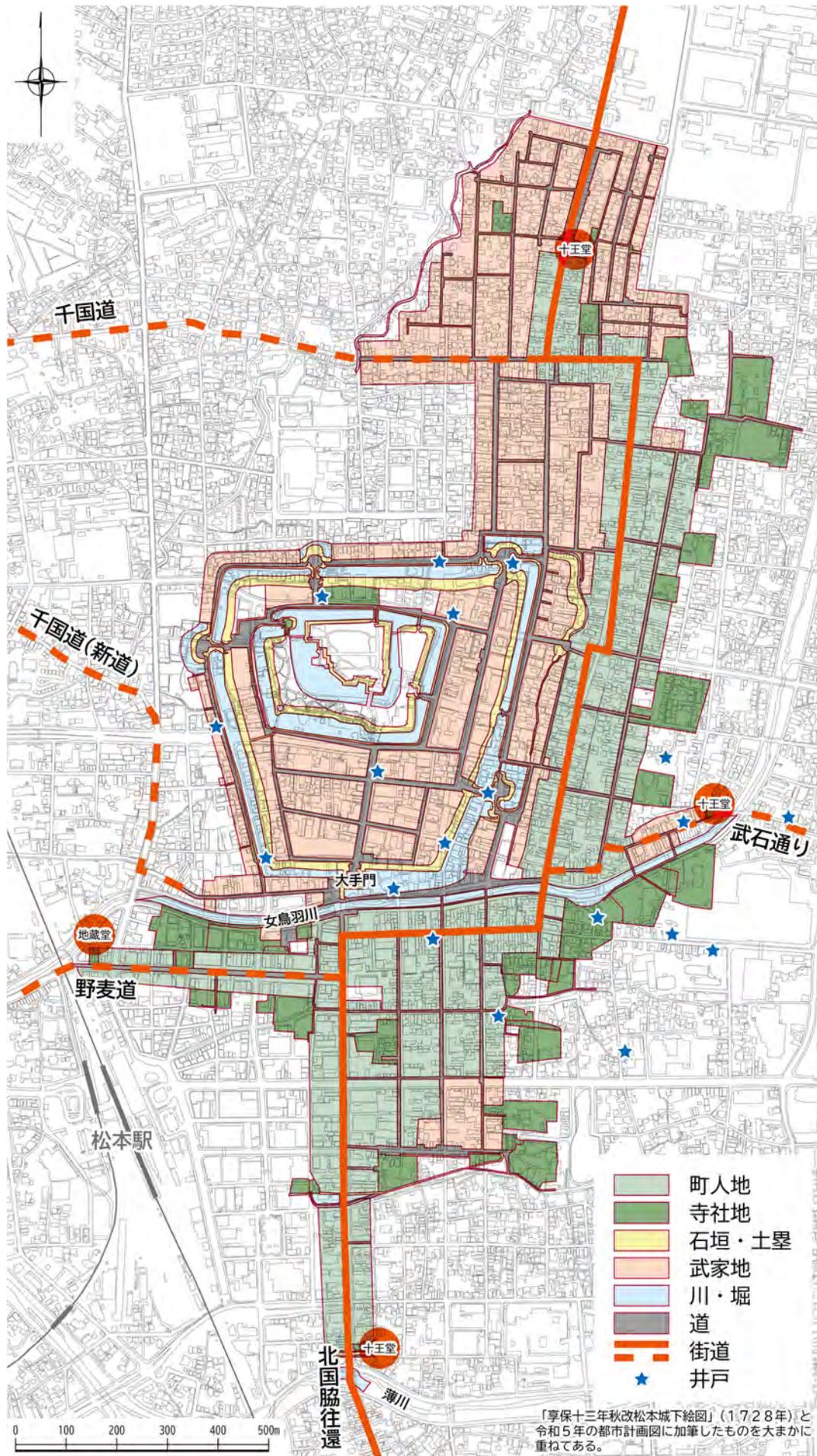
3 松本城と城下町の概要

(1)松本城と城下町の範囲

城郭としての松本城の範囲は、大手門から内側を「城内」と呼び、空間的には総堀から内側を指します（第8図）。松本城は三重の水堀（内側から内堀、外堀、総堀）で囲まれ、内側から本丸、二の丸、三の丸となっています。本丸には天守、御殿が置かれ、政庁及び藩主の居住空間であり、城郭の中核部です。二の丸には二の丸御殿、古山地御殿が置かれ、本丸御殿焼失後は、両御殿が政庁及び藩主の居住空間となりました。外堀を隔てて本丸・二の丸を囲む三の丸は、上級家臣団の屋敷地及び作事所等の藩施設が置かれました。松本城の平面形は逆台形を呈し、東西・南北とも約600メートルあり、総面積は約39万平方メートルに達します。

松本城の南側・東側・北東側には城下町が展開し、城内と城下町は5つの門で連結されていました。城下町は、武家地、町人地、寺社地から成り、北国脇往還（善光寺道）及び野麦道沿いに形成されました。西側は低湿地のため城下町は発達せず、湿地や水田等の耕作地が広がっていました。

松本城と城下町の東側には、女鳥羽川が北から南に流れ、松本城の南東側で流路を西に変え、城下町を南北に分けています。また、城下町の南側には薄川が東から西に流れ、二つの河川は松本城と城下町の防御の役割も果たしていました。城下町は、中山道の洗馬宿から北に分かれて善光寺（長野市）へ向かう北国脇往還、塩の道として知られ越後へ向かう千国道、飛騨高山へ向かう野麦道、武石（上田市）へ向かう武石通りが分岐する交通の要衝でした。



第8図 松本城と城下町

(2)松本城の構成

ア 本丸

天守と本丸御殿が置かれ、松本城の最も枢要な場所です。南西隅に天守が、中央に本丸御殿があり、馬屋、番所等も置かれていました。本丸御殿は政庁及び藩主の居所でしたが、享保12年(1727年)に焼失した後は再建されず、その機能は二の丸御殿及び古山地御殿に移されました。

本丸の周囲は、西面の乾小天守の北側から埋門南側石垣までの間を除いて土塁で囲まれ、外周は全て石垣となっています。

本丸南西隅に位置する天守は5棟から成り、うち天守、乾小天守、渡櫓が石川康長により文祿2年から3年(1593年から1594年)に、月見櫓及び辰巳附櫓が松平直政により寛永10年から寛永11年(1633年から1634年)に築かれたと推定されています。天守を低湿地に築くため、天守台石垣のうち、大天守の載る石垣の中には土台支持柱を設け、大天守の荷重を支えています。また、軟弱な地盤のため、天守台石垣の法勾配は緩やかで、高さも6メートル程度と高くはなく、石垣の基礎部分には^{いかだしぎょう}筏地形と呼ばれる石垣を支えるための材が配され、内堀には地盤を安定させるための木杭が打ち込まれていました。



第9図 松本城の範囲(「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)の部分)

イ 内堀

本丸の南側をU字形に取り囲み、堀の両側は石垣となっています。内堀の幅は天守の周囲では60メートルに及び、深さは現状の水位から3メートル以上あり、断面形態は二の丸側が深い片薬研かたやげんとなっています。

水野氏の時代の絵図には、埋門から二の丸瓦門北側に埋門板橋あしだべいと呼ばれた橋が架かっていましたが、戸田氏の時代の絵図には、埋門板橋より南側に足駄塀あしたべいと呼ばれる塀が設けられています。足駄塀は内堀北東にも設けられており、内堀と外堀との境界ともなっていました。足駄塀は古写真（図版24）から外観が分かりますが、類例がなく、その機能や構造の詳細は分かっていません。

ウ 二の丸

内堀の外側、外堀の内側にある区画で、北を除いて本丸を囲んでいます。政庁及び藩主私邸としての御殿、蔵等藩の施設が存在する松本城の枢要な場所です。二の丸への入口は、太鼓門、二の丸御殿裏御門わかみやちまんしや、若宮八幡社南土橋瓦門の3か所があります。

二の丸の東側に二の丸御殿があり、本丸御殿焼失後は政庁としての役割を担いました。二の丸の南側は、南東に古山地御殿が、その西側に蔵がありました。

古山地御殿は、石川数正によって城主私邸として建てられたもので、本丸御殿焼失後に戸田氏が増築して新御殿を建てました。

二の丸の西側に御用米ごようまい（幕府直轄の城米）の米蔵である八千俵蔵えんしやうぐら、焰硝蔵等がありました。後の戸田氏の時代には、八千俵蔵の北から西側にかけて、「華畑」と呼ばれる庭園区画として整備されます。お花畑や茶室のほか、将軍から拝領した松も植えられ、内堀側には船着場も設けられました（図版15）。

その北側には、二の丸及び三の丸と土橋で接続していた浮島状の平坦地があり、ここに深志城主島立貞永を子の貞政が祀り、深志城の鎮守としたとされます。

エ 外堀

本丸と二の丸を囲む堀で、外周は約1.2キロメートルありました。外堀の両側は基本的には土坡ですが、太鼓門周辺、東外堀三の丸側の北半、南外堀三の丸側の一部等は腰巻石垣が築かれていました。これまでの試掘調査から、西外堀及び南外堀の二の丸側土坡の法尻には、土留めや浸食防止と防御を兼ねたものと考えられる木杭列が確認されています。また、三の丸土居尻の発掘調査では、絵図にも記載されている石組水路が発見されています。この水路は、外堀の水を総堀へ排出するために設けられたもので、築城期から昭和30年（1955年）頃まで、改修を重ねながら使い続けられました。現在では、当時の約半分が埋め立てられている状況です。

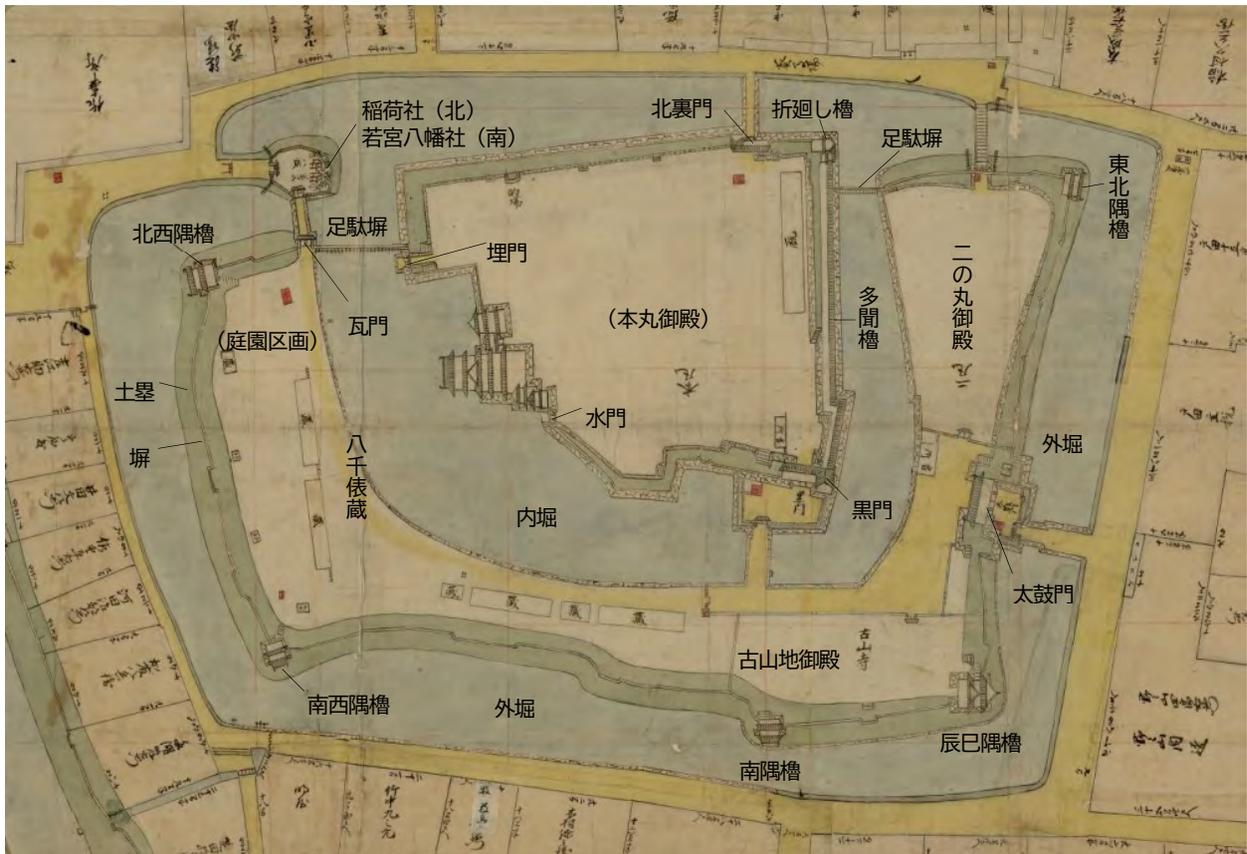
オ 三の丸

三の丸は、上級家臣の屋敷を中心とし、作事所等藩の施設が置かれました。周囲は土塁で囲まれ、土塁上には土塀が巡らされ、四隅及び要所に13の櫓（隅櫓・平櫓）が設けられて

いました。土塁の規模は、西総堀土塁整備に伴って実施した発掘調査結果から、敷幅（下面の幅）16メートル前後、馬踏（上面の幅）3.6メートル前後、高さ3.2メートル前後と想定されています。

三の丸には5か所の門があり、南側中央部に位置する大手門が松本城の正門です。

三の丸に置かれた藩の施設として作事所、藩校崇教館等があり、北不明門東側には、戸田康長の子永兼を祀った陽谷靈社ようこくれいしゃがありました。



第10図 松本城本丸から外堀までの範囲
（「享保十三年秋改 松本城下絵図」（1728年）の部分）

カ 総堀

松本城の最も外側を取り囲むのが総堀です。総堀は、一般的には城下町を取り囲む総構えの堀の呼称として用いられていますが、松本城では三の丸を取り囲む堀を総堀と呼んでいます。

江戸時代の古文書では「三の丸東北之方堀」といった呼び方をしており、総堀（惣堀）という呼称は確認できず、近代以降は外堀と呼ばれることが多くありました。東総堀の史跡追加指定に当たり、長野県による仮指定が行われた際も「松本城外堀（三の曲輪堀跡）」の呼称が用いられています。また、当初の指定理由にある「外堀」も「処々に残存せり」とあることから、現在の総堀を指しているものと思われます。昭和42年（1967年）の東総堀の二度目の史跡追加指定申請の際から「惣堀」という呼称が公式に用いられ現在に至っており、二の丸を囲む外堀と区別するため、比較的最近に用いられるようになった呼称です。

絵図によれば、南側の大手門東側で最大幅約50メートルを測り、総延長は約2キロメー

トルに達しました。堀の両側は土坡で、基部には木杭列が総堀各所の発掘調査で確認されており、「大坂冬の陣図屏風」に見られるような防御用の装置と土留めを兼ねていたものと考えられます。全国的にも類例が少なく、注目すべき構造で史跡の構成要素となっています。

松本城周辺は南西に緩く傾斜した地形にあり、堀の水位調整が必要となりますが、馬出しに付属する土橋と東総堀ほぼ中央にある水切り土手（水持ち土手）がその役割を果たしていました。

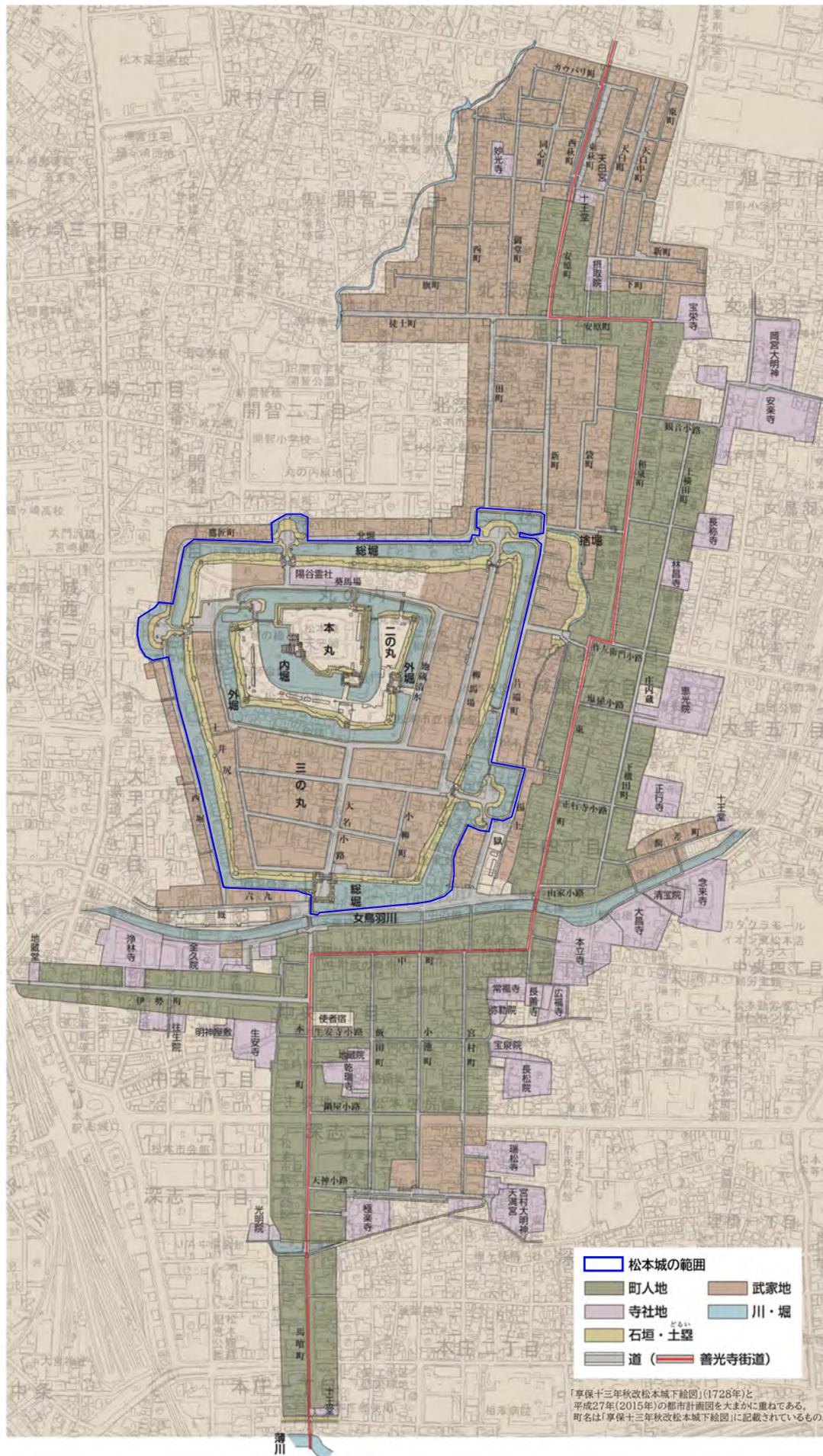
キ 郭外

東総堀北端部東側には、北門馬出し堀の東側から、捨堀と呼ばれる長さ140メートル程の南北方向の土塁と堀が存在していました。堀は江戸時代の早い段階で埋められたと見られ、元禄以降の絵図等によれば細い水路として残存していたことが伺われます。三の丸の外ですが、松本城の外郭遺構です。この捨堀土塁の東町側裾部では発掘調査により、総堀と同様の木杭列が発見されています。

(3)城下町について

城下町は武家地、町人地、寺社地からなり、おおむね武家地は松本城の南を流れる女鳥羽川よりも北側に、町人地は南側と善光寺道沿いに、寺社地は城下町の東側に配されました。

武家地は主に松本城の東側と北側にあり、一部女鳥羽川の南側にも屋敷地がありました。町人地は女鳥羽川の南側を中心に広がり、善光寺道沿いの本町・中町・東町の親町三町とそれらに付属する枝町十町、更に親町・枝町から分かれる二十四小路から構成されていました。城下町は善光寺道や野麦道等が通る交通の要衝であり、信濃国だけでなく、領国外各地からの物資の集散地として賑わいました。その様子は、天保14年（1843年）に記された『善光寺道名所図会』に「（前略）城下の町広く大通り十三街、町数およそ四十八丁、商家軒をならべ当国第一の都会にて、信府と称す、相伝ふ牛馬の荷物一日に千駄附入りて、また千駄附送るとぞ、実に繁昌の地なり（後略）」と記されています。江戸時代後期には犀川の水運を利用した犀川通船も始まりました。また同時期には、源池周辺の湧水地帯から城下町へ木樋による引水が行われ、人々に使われていたことが、城下町跡での発掘調査や古文書等により明らかとなります。



第11図 松本城下町

(4)近代以降の松本城の改変と現状

明治維新と廃藩置県によって近世の政庁・軍事施設としての城の時代は終わりました。明治4年（1871年）7月の廃藩置県の後、各地の城郭は兵部省（明治5年（1872年）2月28日兵部省廃止、陸軍省となる）の管轄となります。松本には10月に兵部省の山県狂介（有朋）が入り、松本城本丸と天守等が兵部省の所管となりました。二の丸御殿は県庁として使用されましたが、本丸を除く二の丸、三の丸の大手門、太鼓門等の門、櫓、塀等は、11月頃から払下げられ、取り壊されました。

明治5年（1872年）、筑摩県が陸軍省に対し天守の取壊し許可を求める伺書を提出し許可されたため、天守は入札に付され、落札されてしまい、取壊しの危機を迎えます。これを憂えた下横田町の副戸長の市川量造は、明治6年（1873年）に本丸と天守を博覧会場に拝借したい旨の請願を行い、陸軍省の許可を得て、「松本博覧会」を明治9年（1876年）までに計6回開催し、その収益等で天守を買い戻し、天守を破却の危機から救いました。

明治6年（1873年）1月の「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」（廃城令）により、松本城は「存城」とされ、引き続き陸軍省の管轄の下に置かれますが、明治4年（1871年）以降の門、櫓等の取壊しの後も、本丸以外の石垣・土塁は、太鼓門枳形の一部を除いてほとんどが取り崩されました。

明治8年（1875年）5月、松本城（本丸・二の丸・三の丸）は、筑摩県が替地を提供し、陸軍省から筑摩県に返還されました。その後の本丸、二の丸の利用状況を概観すると、本丸は天守を会場に松本博覧会が開催された後、明治11年（1878年）から松本農事協会の農事試験場として使用されました。二の丸は、県庁として使用されていた二の丸御殿が明治9年（1876年）に焼失し、その跡地が明治11年（1878年）から松本区裁判所として使用されました。二の丸御殿跡を除く二の丸は、古山地御殿跡が長野県筑摩出張所として使用された後、明治18年（1885年）から旧制松本中学校が置かれ、本丸も明治33年（1900年）からそのグラウンドとして使用されます。図版14及び26・27に、明治初期から旧制松本中学校が置かれていた当時の状況を伺うことができます。

この状況は昭和10年（1935年）に旧制松本中学校が移転するまで続き、その後は、本丸・二の丸は公園や運動場として利用されましたが、第二次世界大戦中であったため、公園としての本格的な整備は行われず、終戦を迎えます。戦後、昭和25年（1950年）からの天守解体修理を機に、本丸及び二の丸の公園としての整備が行われ、現在に至る公園としての姿に整備されました（図版18）。

三の丸は、総堀や土塁が残されていましたが、次第に撤去され、周囲の城下町と一体の市街地へと変貌していきました。

4 松本市の社会的環境

(1)松本市の位置

松本市は、長野県のほぼ中央部に位置します。平成17年（2005年）の旧松本市、東筑

摩郡四賀村、南安曇郡梓川村、安曇村、奈川村、平成22年（2010年）の東筑摩郡波田町との合併を経て現在に至っています。面積は978.47平方キロメートルです。市域の60%は山林であり、市域の東西に広く分布しています。市域の中央部が、南北に細長い松本盆地の中央部であり、平坦地が広がっています。

(2)交通

松本市の現在の幹線道路の多くは、江戸時代の街道を引き継いでおり、道路交通網の結節点であるという点も変わっていません。善光寺道は犀川沿いに道筋を変えて国道19号に、千国道はほぼ同じ道筋で国道147号に、野麦道はほぼ同じ道筋で国道158号に、武石通りは三才山峠（トンネル）に道筋を変えて国道254号に、それぞれ継承されています。明治22年（1889年）には上田市に向かう県道第二線路が造られ、現在の国道143号となっています。現在はこれらに加えて中央自動車道長野線が平成4年（1992年）に全通し、東京、名古屋といった大都市圏とつながり、上信越道を経て新潟県等と結ぶ大動脈となっています。

また、明治35年（1902年）に篠ノ井線が開通し、松本駅は城下町の南西郊外に設けられました。その後明治44年（1911年）の中央本線の全通によって東京、名古屋と、昭和32年（1957年）には大糸線が全通して糸魚川と結ばれました。

近代以降は輸送の主力は牛馬・人力から鉄道に替わっていきます。開通当初こそ閑散としていた松本駅前でしたが、従来の城下町（南側町人地）とつながっていき、現在のような一体となった商業地区を形成するようになりました（図版19）。

(3)観光都市

松本市は、松本城、上高地等の重要な観光資源があり、観光都市としての側面を持っています。また、国際観光都市に指定されており、松本観光コンベンション協会が設立され、近年の外国人観光客の増加にもつながっています。

中心市街地一帯は、扇状地の末端部に当たるため地下水位が高く、井戸や湧水が多くあり、これらは平成20年（2008年）に「まつもと城下町湧水群」として環境省による平成の名水百選に選定されました。この湧水は、江戸時代から松本城下町の水源としても用いられてきました。江戸時代後期には、源池周辺の湧水地帯から城下町へ木樋による引水が行われ、町の辻には溜井戸が設けられ、人々に使われていたことが、城下町跡での発掘調査や古文書等により明らかとなっています。現在でも、松本市の水源の一つとして利用され、城下町の風情を偲ばせる観光資源ともなっています。

5 松本城周辺の社会的環境

(1)市所有の便益施設の状況

ア 松本市立博物館

史跡指定地内にあった旧松本市立博物館は老朽化・狭隘化^{あい}が進んでいたことから閉館し、史跡指定地外の大手3丁目へ移転整備して、令和5年（2023年）10月に新たな博物館

として開館しました。

その規模は、敷地面積4,115平方メートル、延床面積7,775平方メートルの鉄筋コンクリート造3階建てであり、「松本まるごと博物館」の基幹博物館としての役割を担います。

イ 駐車場

第12図①市営開智駐車場が松本城来場者用の駐車場であり、普通車は110台駐車可能です。ゴールデンウィークやお盆等の混雑時には③開智臨時駐車場にも駐車可能です。松本市立博物館の南側にある④松本城大手門駐車場（東洋計器大手門駐車場）は、立体駐車場であり、普通車437台が駐車可能です。

また、観光バス等の大型車は②開智大型車駐車場や、⑤松本城大手門平面駐車場（東洋計器大手門平面駐車場）へ駐車可能であり、バイクも駐車可能です。

ウ トイレ

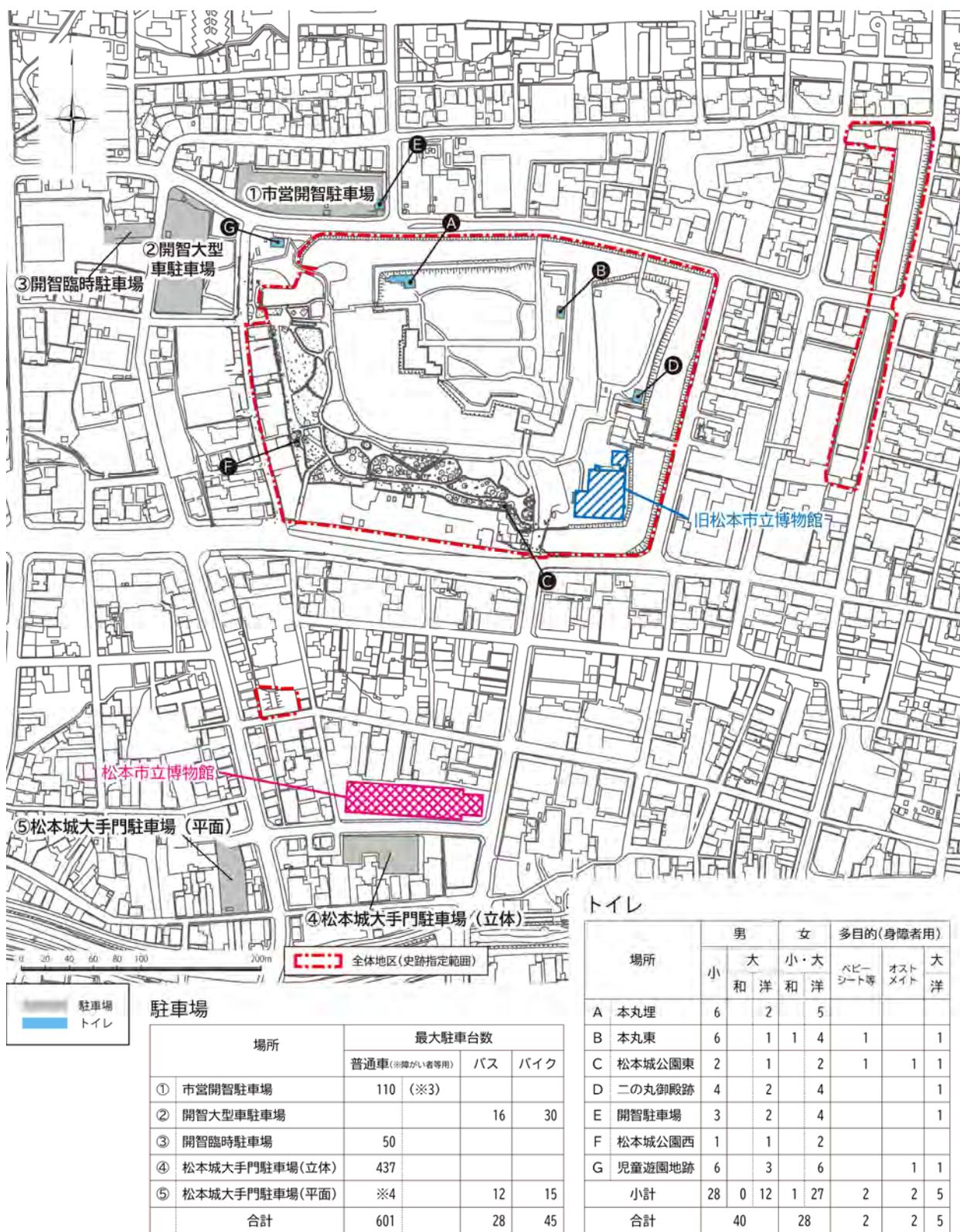
トイレは全部で7か所に設置されており、男子40基、女子28基、多目的（身障者用）5基があります。7か所のうち、オストメイトが整備されているのは2か所、ベビーシート等が設置されているのは2か所です。

エ ベンチ

ベンチは計画対象地各所に設置されており、約100基あり、主に二の丸の園路周辺に設置してあります。背もたれがある移動可能なものは寄贈を受けたものが多く、よく利用されています。一方で、コンクリート製のものは背もたれがなく、傷んだものも多いためあまり利用されていません。

オ 標識

案内標識、誘導標識、注意喚起標識を含めて設置数は約100基あります(天守は除く。)



第12図 松本市立博物館、トイレ、駐車場配置図

(2)松本城へのアクセス環境

ア バス

松本城へアクセスする路線バスは、「ぐるっとまつもとバス」として松本市が公設民営方式で運行するもので、「松本駅」を出て「松本城・市役所前」に停まるバスが9系統（浅間線、信大横田循環線、横田信大循環線、美ヶ原温泉線、アルプス公園線、タウンスニーカー北コース、岡田線、ほしみ線、入山辺線（降車のみ））あります。「松本駅」から「松本城・市役所前」までの所要時間は、約12分です。

このうちタウンスニーカー北コースは、松本城、旧開智学校校舎、大名町や縄手通りなどを巡るルートとして利用されています（第13図）。

イ 自動車

主に県外から松本城へ車でアクセスする場合、長野自動車道松本インターチェンジが利用されます。インターチェンジから松本城までの所要時間は、約20分です。

ウ 自転車

松本城周辺には、シェアサイクルの貸出・返却ステーションが3か所（松本城、開智駐車場、松本城西）設置されており、松本駅から松本城へのアクセスのみならず、周辺観光スポット等を含めた周遊が可能です。

エ 徒歩

松本駅から松本城へ徒歩でアクセスする場合、所要時間は約20分です。

(3)松本城周辺の現況動線（第14図）

ア 利用者動線（徒歩）

松本城公園内への出入口は東西南北にあります。自動車や観光バス等による来場者は、主に北側、西側から出入りします。路線バスによる来場者はバス停「松本城・市役所前」で下車し、東側（太鼓門）からの出入りが最寄りです。また、松本駅方向から徒歩で来場する場合は、主に南側から出入りします。

本丸への出入りは黒門からのみ可能であり、公開は午前8時半から午後5時までに限定されます。二の丸への出入りは24時間可能なため、早朝の散歩等で利用されています。

イ 緊急車両動線（車両）

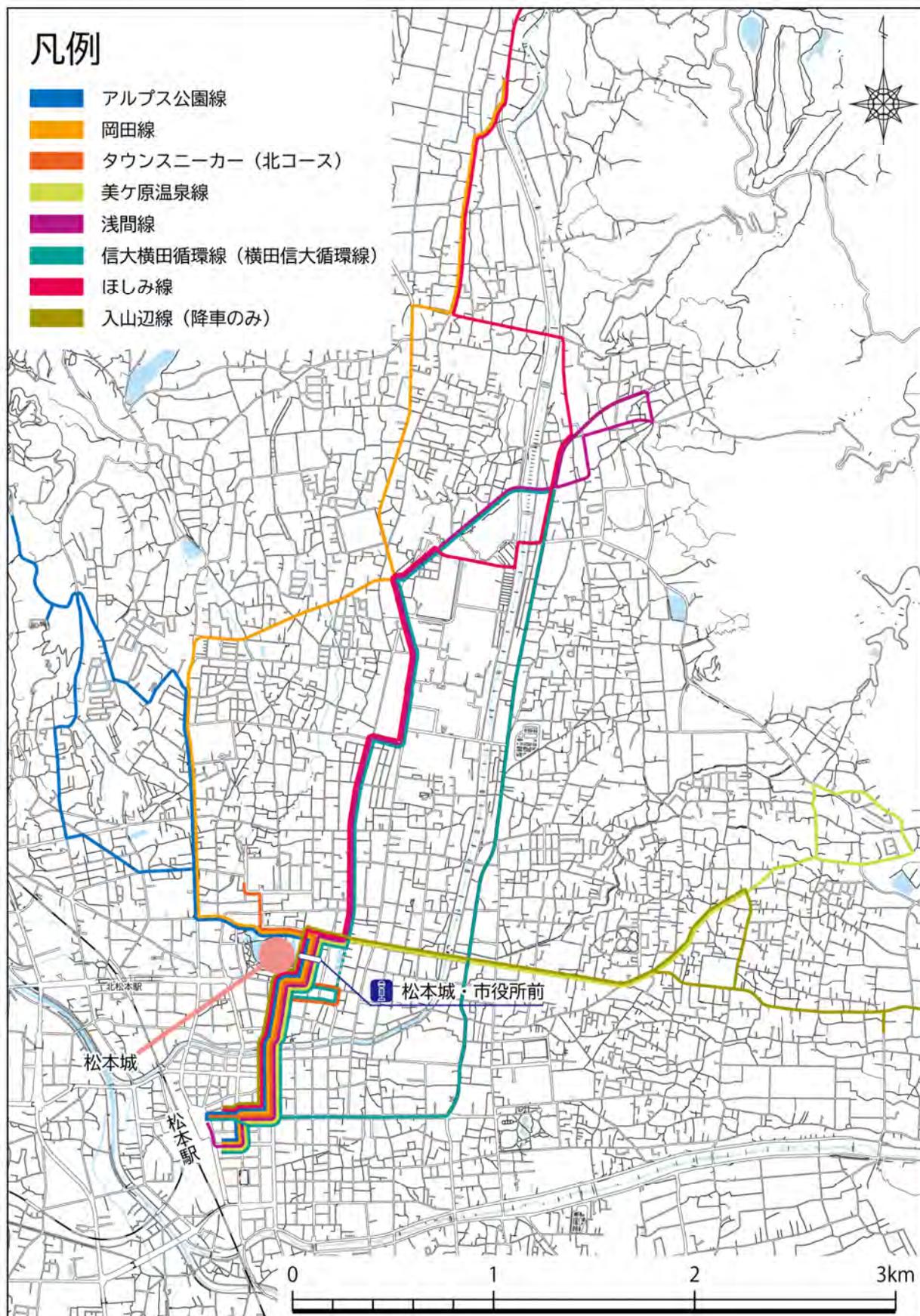
緊急車両が本丸へ出入りする場合、高さが制限されることにより黒門を通行できないことから、北裏門土橋を通行します。二の丸へ出入りする場合は、南側から可能です。

(4)松本城周辺の土地利用

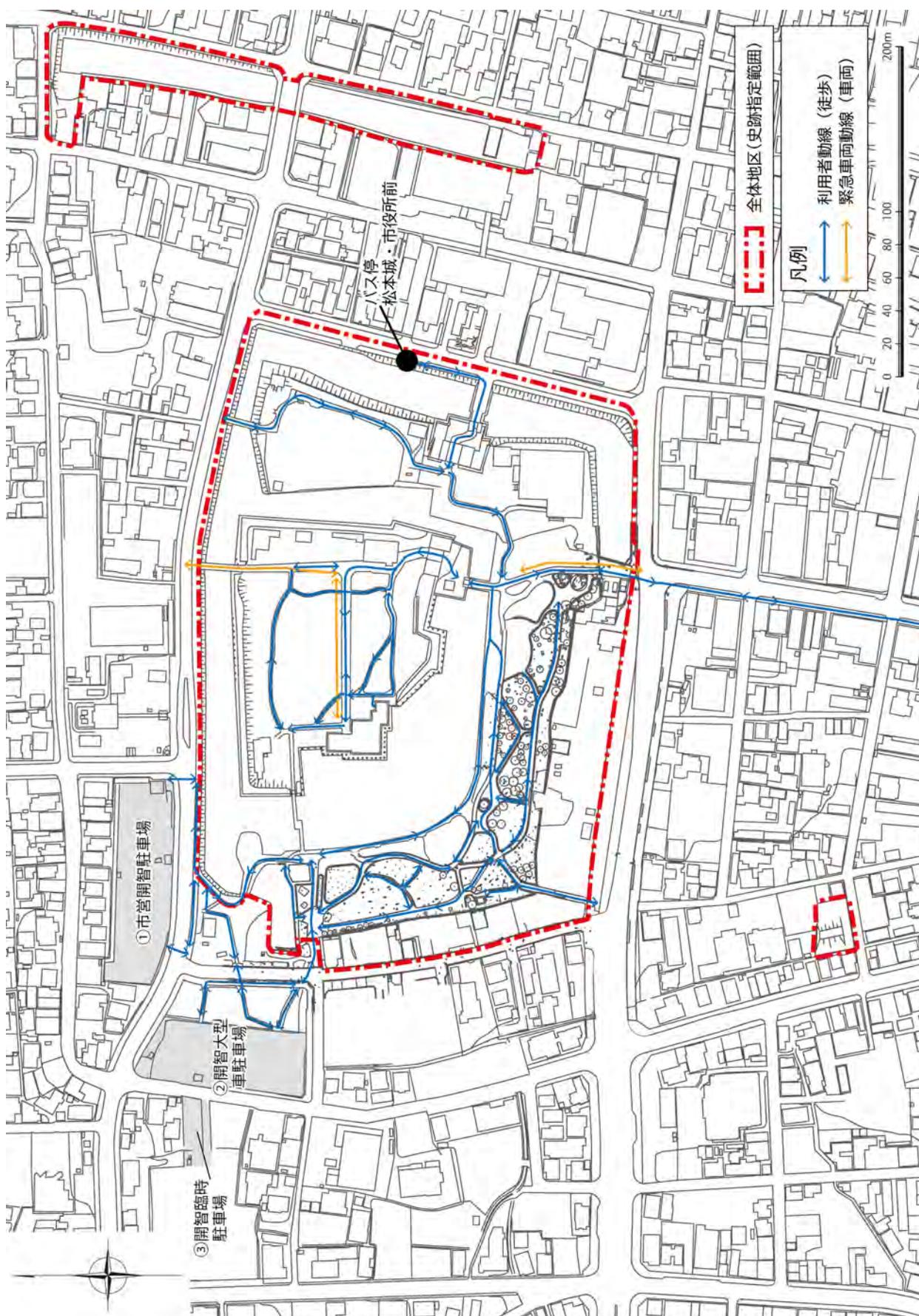
史跡松本城（本丸・二の丸）から北側は住居系、南側は商業系の土地利用がされており、江戸時代の城下町の在り方をほぼ踏襲していると言えます。かつての城下町は、明治期の大火や近代化事業が行われたことにより、町割を除き、江戸時代の城下町らしいまちなみをほとんど残していません。松本城二の丸の周囲一帯も市街化が進み、とりわけ南側には一面ビルが立ち

並んでいます。

特に高度経済成長期以降、松本市街は大きく近代化しました。松本城南側の本町等も、昭和41年（1966年）に近代化事業が行なわれ、その後、昭和53年（1978年）には松本市を主会場に開催されたやまびこ国体を契機に駅前の区画整理事業が実施されました。本町等の旧市街と駅前には、近代的なビルが建ち並ぶ街となり、江戸時代の松本で最も高い建物であった松本城天守は、市街地の中に埋没し、その姿は三の丸からは限られた場所からしか望むことができなくなっています。



第13図 松本城周辺バスルート



第14図 松本城周辺現況動線図

6 松本城とその周辺の法的規則

松本城とその周辺地域においては、松本市のシンボルである松本城の眺望景観を保全し、調和を図るまちづくりを重視して、様々な観点から歴史的景観の保全に関する取組みを進めています。松本城とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令が定められており、概要は以下のとおりです。

(1)文化財保護法（昭和25年 法律第214号）

松本城は、大正8年（1919年）に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法により、昭和5年（1930年）11月19日に国の史跡として指定されています。昭和25年（1950年）以降は、史蹟名勝天然紀念物保存法を廃止して制定された文化財保護法の規定に基づき、建築物・工作物等の設置・除却等の史跡の現状変更等の行為については、事前に文化庁長官の許可が必要です（文化財保護法第125条）。

(2)都市計画法（昭和43年 法律第100号）

ア 都市公園

史跡松本城は、都市公園として都市計画決定された区域に含まれています。公園として未開設の範囲における建築物の建築等には、市長の許可が必要です（都市計画法第53条による一定の建築制限が課されます。）。

イ 用途地域

都市計画法第8条（地域地区）の区分により、史跡松本城のうち、本丸地区・二の丸地区は第二種住居地域、東総堀は近隣商業地域と商業地域、西総堀土墨跡は商業地域に指定されており、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が設けられています（第15図）。

ウ 風致地区

昭和15年（1940年）に指定された松本城址地区（14.4ヘクタール）は、松本市を代表する歴史性と緑の拠点としての役割を担うため、史跡松本城及びその周辺が風致地区に指定されています（第16図）。「風致地区」とは、都市における良好な自然環境の維持・保全を目的として、自然的・歴史的要素に富んだ地域又は樹林に富んだ住宅地域等において定めるものです。風致の維持を図るため、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

エ 高度地区

平成13年（2001年）3月に、建築物の高さ制限を定めた高度地区（32.6ヘクタール）が指定され、松本城本丸及び二の丸内から望む北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観保護、松本城天守の存在感保持、また、松本城周辺の住環境の保全を図っています（第17図）。

オ 防火・準防火地域

史跡指定地は準防火地域に該当します。建築物については建築基準法に基づき、防火上の

制限を受けます。

(3)松本市都市公園条例（昭和32年 条例第4号）

史跡松本城及びその周辺は、松本城公園（総合公園）として都市計画決定されています。

・総合公園 松本城公園 松本市丸の内1番1

(4)松本市景観条例（平成20年 条例第3号）

それまでの松本市都市景観条例を全面改正し、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定め、魅力あるまちづくりに資することを目的として制定しました。この景観条例に基づき、平成20年（2008年）4月に景観形成の指針となる松本市景観計画を策定し、令和5年（2023年）3月に改定しました。景観計画では、松本城周辺を「お城地区」（松本城周辺重点地区）と位置づけ、地域独自の基準を含めた景観形成基準を定めています（第18図）。

(5)松本市屋外広告物条例（平成20年 条例第62号）

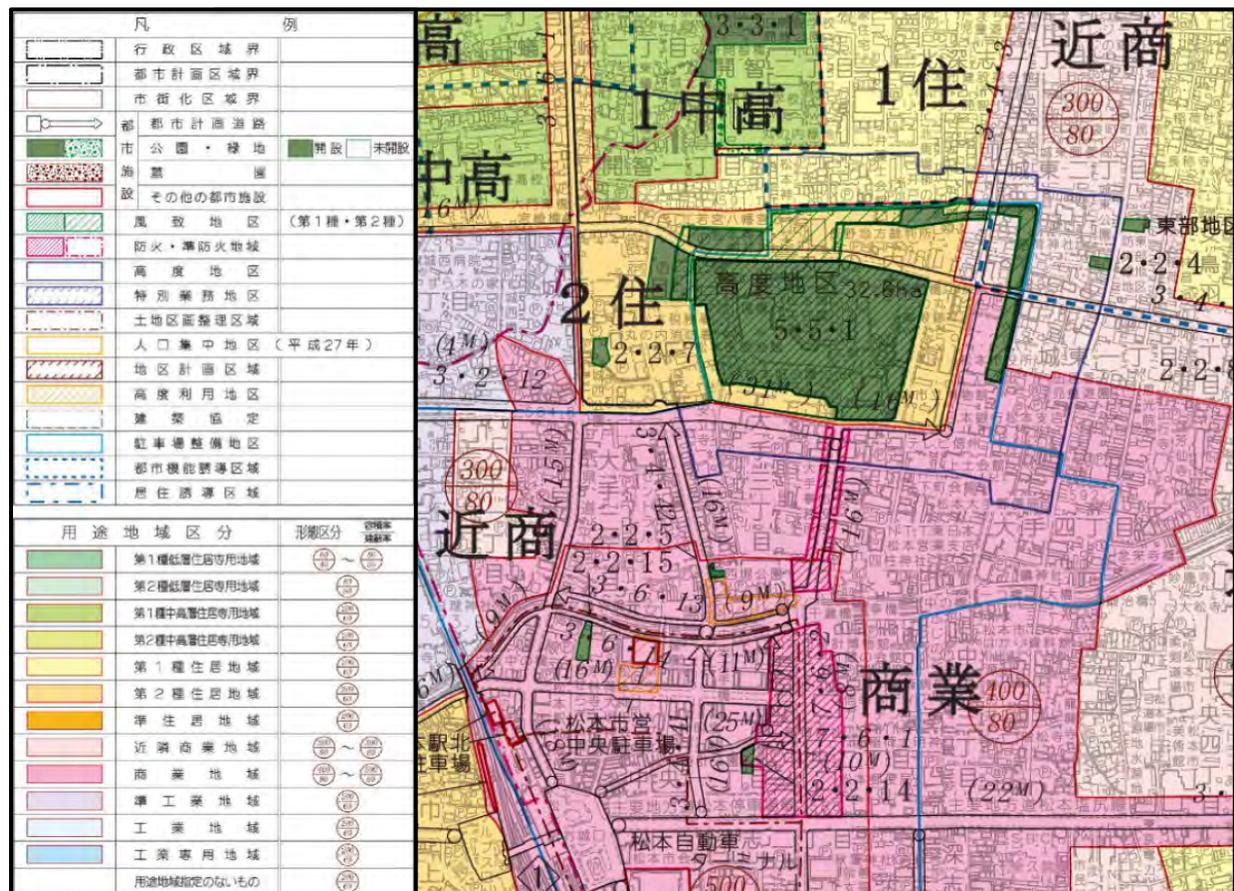
看板・各種サイン等の掲出及び設置に対し、良好な景観形成、風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制を行う条例であり、松本市の特性を踏まえた独自の屋外広告物条例としています。松本市の魅力である北アルプスや美ヶ原高原等の山岳眺望と、松本城を中心とした歴史的景観の保全のため、屋上広告物や野立て看板の規制を強化するなど、独自条例としての有効性と実効性を確保しています。本条例において、史跡松本城は禁止地域に該当し、景観計画重点地区である「お城地区」及び「お城南地区」は、この条例においても特別な規制を行う地区として、各地域の許可基準に加え、屋上広告物の禁止・色彩制限の上乗せをした行為制限を定めています（第19図）。

(6)松本市受動喫煙防止に関する条例（平成31年 条例第3号）

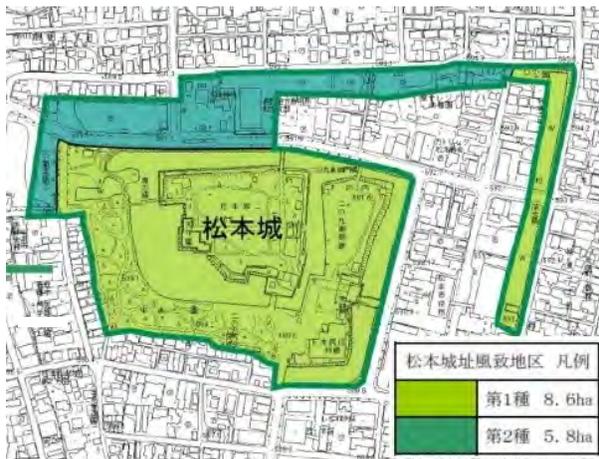
未来を担う子どもたちに誇れる受動喫煙のない美しいまちづくりを推進することで、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、「松本市受動喫煙防止に関する条例」を令和元年（2019年）7月1日から施行しました（第20図）。

表2 関連法令一覧

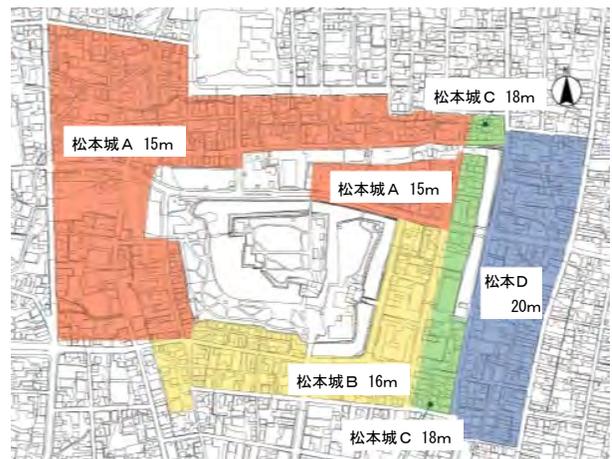
名称	所管等	制定年月日等
(1) 文化財保護法(史跡指定)	文化庁	昭和25年法律第214号
(2) 都市計画法	建設部公園緑地課 建設部都市計画課	昭和43年法律第100号
ア 都市公園		
イ 用途地域		
ウ 風致地区		
エ 高度地区		
オ 防火・準防火地域		
(3) 松本市都市公園条例	建設部公園緑地課	昭和32年条例第4号
(4) 松本市景観条例	建設部都市計画課	平成20年条例第3号
(5) 松本市屋外広告物条例	建設部都市計画課	平成20年条例第62号
(6) 松本市受動喫煙防止に関する条例	健康福祉部健康づくり課	平成31年条例第3号



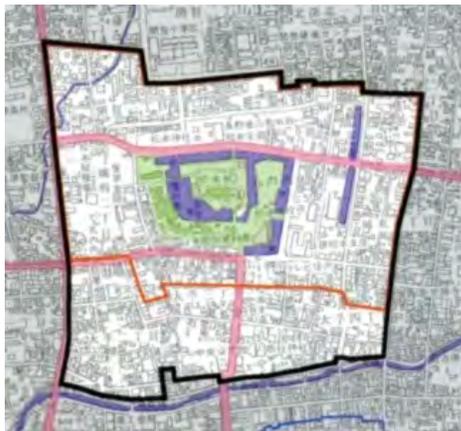
第15図 松本都市計画図(史跡松本城とその周辺部)



第16図 風致地区区分図



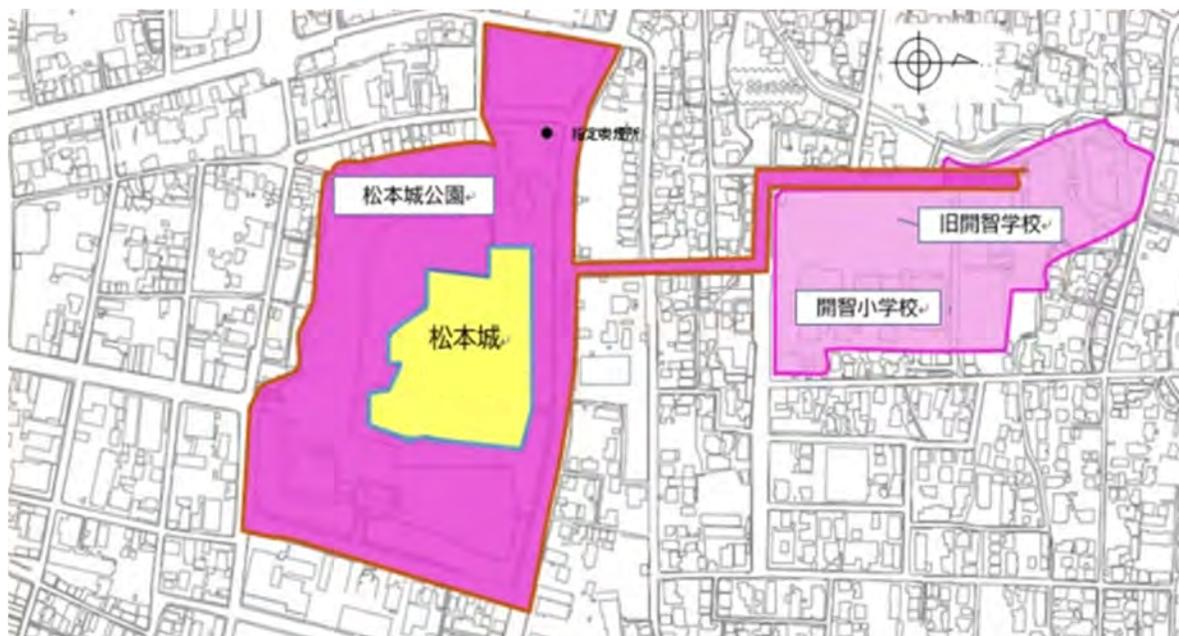
第17図 高度地区区分図



第18図 景観計画お城地区



第19図 屋外広告物規制図



第20図 松本城公園・旧開智学校周辺の受動喫煙防止条例区域

第3章 史跡松本城の概要

1 史跡等の概要

(1) 史跡松本城の概要

松本城の城域は約600メートル四方で、南がやや狭くなった台形状をなし、外周を総堀がめぐり、二の丸には外堀が、本丸の東・南・西には内堀があり、城郭を固めています。それぞれの郭^{くるわ}には、三の丸に大手門、二の丸には太鼓門、本丸には黒門が正門として置かれました。

本丸・二の丸・内堀・外堀は、昭和5年（1930年）に史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定されました。昭和25年（1950年）の文化財保護法の施行に伴い、史蹟名勝天然紀念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

昭和45年（1970年）には東総堀が、また平成19年（2007年）には西総堀土塁跡、平成25年から平成29年（2013年から2017年）には南・西外堀、東総堀水切土手が追加指定を受けました。

本丸御殿は享保12年（1727年）に焼失し再建されませんでした。二の丸にあった古山地御殿は明治になって取り壊されました。二の丸御殿は筑摩県庁として使用されていましたが焼失し、跡地に松本地方裁判所（のちの長野地方裁判所松本支部）庁舎が置かれました。裁判所移転後の昭和55年から昭和59年（1980年から1984年）に二の丸御殿跡の発掘を中心とする総合調査が行われ、史跡公園として平面表示による復元がなされています。

南・西外堀は大正から昭和初めにかけて埋め立てられ、住宅地や店舗が建ち並びましたが、「松本城周辺整備報告書」、「松本城中央公園整備計画」、「周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として掲げられました。同事業は、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度（1996年度）以降、試掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進め、平成24年度（2012年度）からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図るとともに、追加指定範囲の公有地化に取り組んでいます。

(2) 国宝松本城天守の概要

本丸南西隅に建つ松本城天守は、明治維新の旧物破壊の風潮の中で売却され破壊の危機にさらされましたが、市川量造らの尽力により破壊を免れました。昭和11年（1936年）に国宝保存法により天守5棟が国宝に指定され、昭和25年（1950年）には文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年（1952年）に「松本城天守」として国宝に指定され今日に至っています。

(3) 三の丸及び城下町

外堀と総堀に囲まれた三の丸には上級家臣の屋敷が配置され、その外側に町人地等の城下町が広がっていました。その後、総堀の多くと外堀の一部は埋め立てられて市街地に変貌しまし

たが、松本の街の中心地としての役割を担う中で、時代に応じた都市機能の変化を重ねてきたことにより、都市構造や建築物等に様々な時代の面影を感じることができます。それらの歴史を尊重しながら、これからの時代にあった新たな役割を持つエリアを目指すべく、令和4年（2022年）3月に「松本城三の丸エリアビジョン」を策定し、公民連携によるまちづくりを進めています。

2 史跡等の指定の現状

(1)当初指定 指定に至る経緯

ア 当初指定

大正8年（1919年）に史蹟名勝天然紀念物保存法が公布され、長野県が県内の史跡名勝天然紀念物調査を実施し、大正12年（1923年）から調査報告書を刊行しました。松本城は、大正12年（1923年）に唐澤貞治郎氏、岩崎長思氏による調査成果が「史蹟名勝天然紀念物調査報告書第1輯^{しゅう}」に掲載されました。

昭和3年（1928年）8月には、松本城の史跡指定に関する内申が行われ、昭和5年（1930年）11月19日付けで「松本城」が史蹟名勝天然紀念物保存法による史跡に指定されました。戦後、昭和25年（1950年）の文化財保護法の施行に伴い、史蹟名勝天然紀念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

なお、天守は昭和11年（1936年）に国宝保存法により「松本城」として国宝（旧国宝）に指定されました。文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年（1952年）に「松本城天守」として国宝に指定されました。

イ 追加指定

昭和45年（1970年）には東総堀が、平成19年（2007年）には西総堀土墨跡がそれぞれ史跡松本城に追加指定されています。平成24年度（2012年度）からは、南・西外堀復元事業の推進に伴い、事業用地の追加指定に取り組んでいます。現在の史跡指定範囲は、第21図のとおりです。

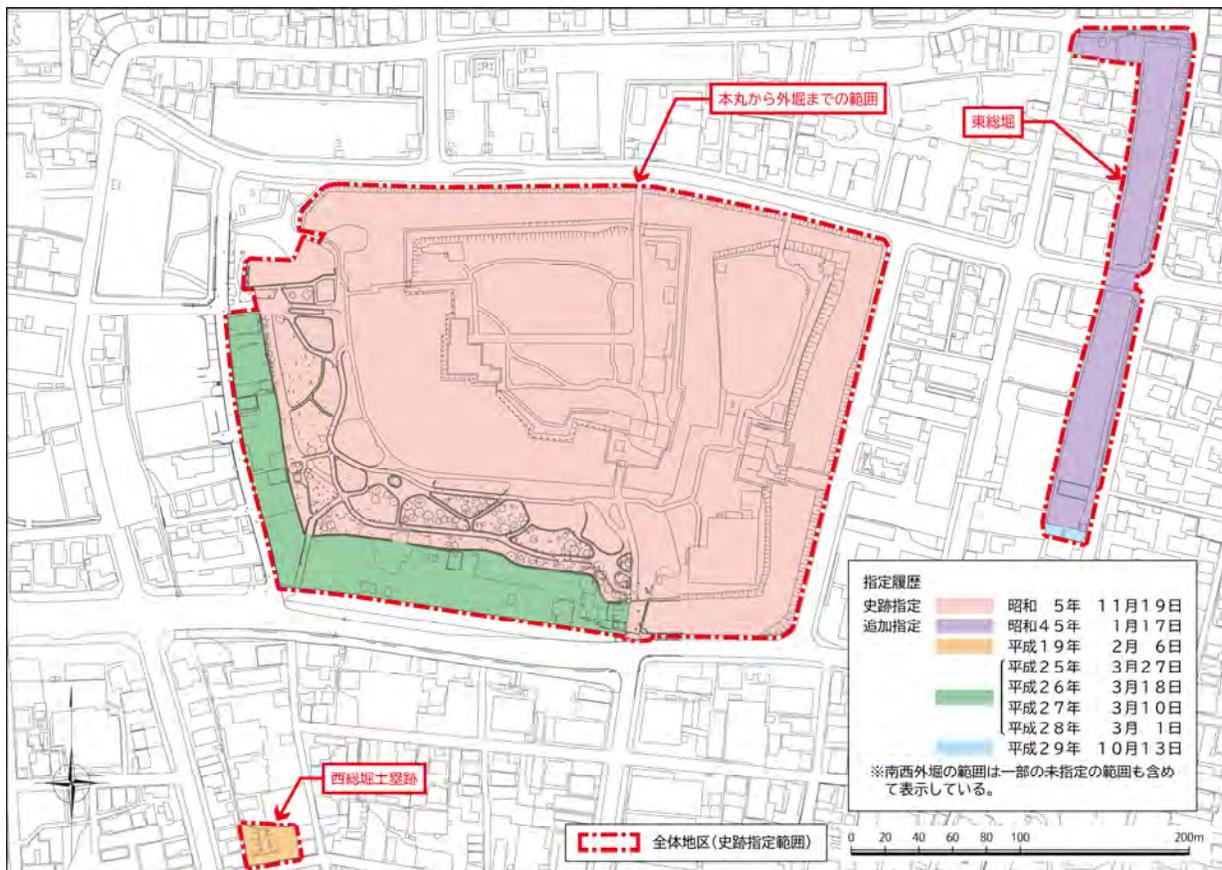
(ア) 東総堀

東総堀は、総堀のうち水堀として残存している範囲（北西隅部分は埋め立てられています。）であり、昭和5年（1930年）の当初指定範囲に含まれなかったものの、昭和15年（1940年）に、本丸・二の丸等と共に風致地区（松本城址地区）に指定され、景観上の保護が図られていました。昭和41年（1966年）2月に史跡追加指定の申請を行い、昭和42年（1967年）2月に長野県により、文化財保護法第70条第1項（当時。現在の第101条第1項）による史跡仮指定を受けました。昭和42年（1967年）8月に再度史跡追加指定の申請を行い、昭和45年（1970年）1月に指定となりました。当時、総堀を埋め立てて土地として利用を図るべきとの要望が市民から多く寄せられてお

り、史跡として保護を図るため、追加指定の申請に至ったものです。中心市街地に広い土地が必要となっていたこと、松本市有地として松本市が管理していたものの、管理が不十分であったこと等が背景にあったようです。風致地区に指定されていたことから、水面の埋め立てが規制され、史跡指定までの間、水堀の姿をとどめていたもので、風致地区の指定が東総堀の保存に大きな役割を果たしていました。更に、平成28年（2016年）1月に再々度の史跡追加指定の申請を行い、東総堀の水切土手が平成29年（2017年）10月13日に指定となりました。

(イ) 西総堀土塁跡

西総堀土塁跡は、顕在遺構として残存している3か所の総堀土塁の一つとして把握されていましたが、文化財指定等の保護措置が取られずにいました。平成18年（2006年）に土塁の削平を伴う開発行為が予定されたことから、当時の土地所有者と協議を行い、発掘調査を実施したところ、土塁、その西側の総堀、東側の武家地が確認されました。顕在遺構として残存する数少ない貴重な遺構であることから、土地所有者の同意を得て、史跡追加指定を受けたものです。追加指定後、公有地化し、西総堀土塁公園として整備し、公開活用を図っています。

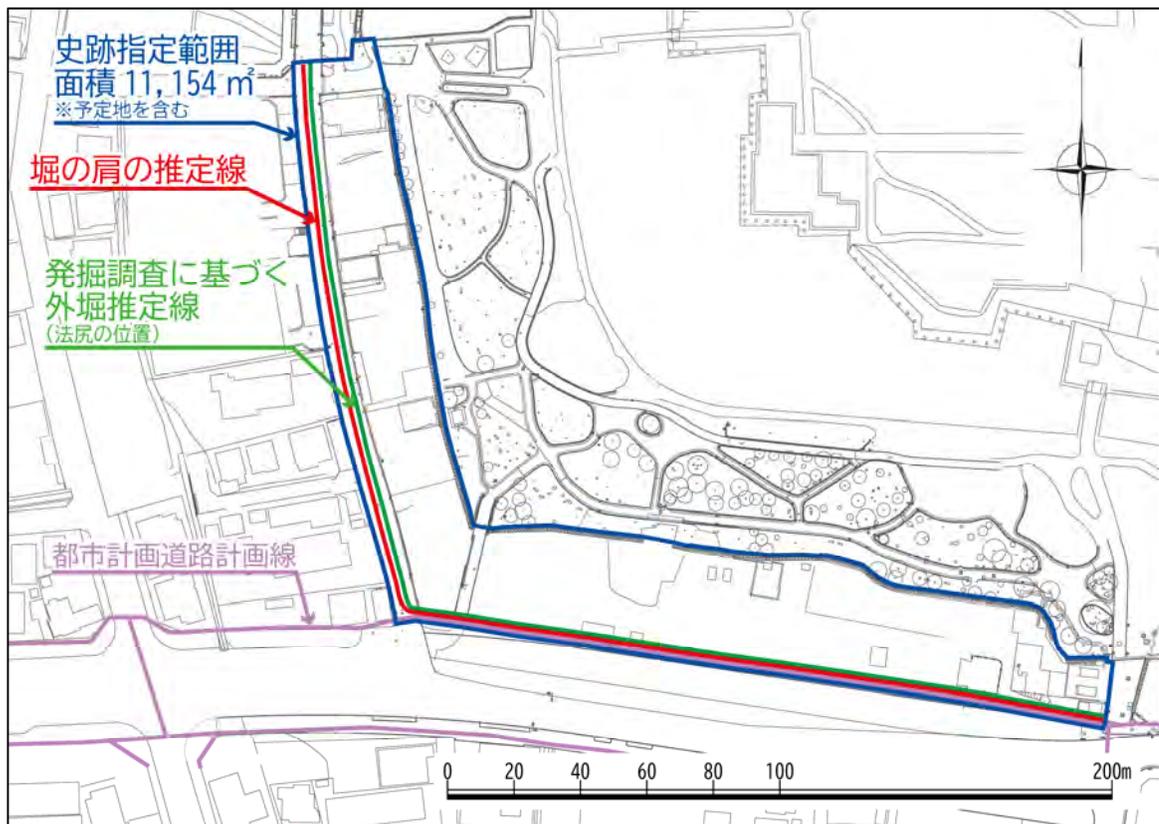


第21図 史跡松本城指定範囲

(ウ) 南・西外堀

南・西外堀は大正8年（1919年）から昭和初めにかけて埋め立てられ、公有地化を進める以前は、住宅や店舗が建ち並んでいました。「松本城周辺整備報告書」、「松本城中央公園整備計画」、「周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として

掲げられ、現在に至っています。「周辺整備計画」では、南・西外堀復元事業を、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度（1996年度）以降、発掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進めてきました。平成19年度（2007年度）から、市として南・西外堀と内環状北線の一体的な整備に具体的に取り組むこととし、組織整備、権利関係者への意向調査、復元事業に関する事業計画の策定等を実施しました。平成24年度（2012年度）からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図り、平成25年度（2013年度）からは追加指定範囲の公有地化に取り組んでいます。



第22図 南・西外堀の範囲と史跡指定を図る範囲

(2)指定の状況

ア 指定告示及び指定理由

(ア) 当初指定（昭和5年（1930年））

○文部省告示第二百二十二號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和五年十一月十九日

文部大臣 田中 隆三

第一類

史蹟

名稱	地名	地番
松本城	長野縣松本市大字北 深志字二の丸	一番イ號、一番口號、一番ハ號ノ一、一番ハ號四、一番ニ號、 一番ノ一、二番、三番ト號ノ四、三番ト號ノ五、三番ノ五、一 五六 六番ノ一、一五六六番ノ二、一五六六番ノ三
	同字二の丸跡地	三番イ號、三番口號ノ一、三番口號の二
	同字花畑	三番ハ號一ノ二、三番ヘ號二ノ一ノ一
	同字土井尻町	二五番
		右地域内ニ介在スル道路敷

指定説明

松本市ノ北部ニ位スル平城ニシテ天正年間石川康昌ノ經營ニ係リ其ノ子光長城壘ヲ修築シテ現今ノ規模ヲ成セリト傳フ後小笠原、戸田、水野ノ諸氏在城シ享保十年戸田光慈入城シテ子孫相繼キ明治維新ニ至ル城構ハ本丸、二ノ丸、三ノ丸ヲ備ヘ本丸ハ周圍ニ城門ヲ有スル石壁竝城濠ヲ繞ラシ西部ニ五層ノ天守閣三層ノ小天守及月見櫓ヲ有シ東南ニ黒門趾ヲ残セリ二ノ丸ハ本丸ノ東及南ニ連リ外濠ノ見ルヘキモノアリテ三ノ丸ハ全ク市街地トナリタルモ外濠ハ溝渠トナリテ諸所ニ遺存セリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現狀ノ變更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

建物ハ應急ノ修理ト雖十分ノ注意ヲ要ス

(注：「保存要目史蹟ノ部第四」は、「古城址、城砦、防壘、古戰場、國郡廳址其ノ他政治軍事ニ關係深キ史跡」)

(イ) 東総堀の追加指定（昭和45年（1970年））

○文部省告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松本城（昭和五年文部省告示第二百二十二号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和四十五年一月十七日

文部大臣 坂田 道太

所在地	地域
長野県松本市大字 北深志丸の内	一〇二番ノ七のうち実測一〇平方メートル、一〇四番ノイノ一のうち実測五五平方メートル、一〇四番ノイノ二のうち実測一四平方メートル、一〇四番ノ四、一〇四番ノ一五のうち実測九・四五平方メートル、一〇四番ノ一六、一〇四番ノ一七、一〇四番ノ一八、一〇四番ノ一九、一〇四番ノ二一、一〇四番ノ二二、一〇四番ノ二三、一〇四番ノ二四、一六三番ノロ 松本市道葵馬場線道路敷のうち右の地域内に介在する部分を含む

指定説明

既指定地は、本丸跡、二の丸跡、外堀の一部であるが、三ノ曲輪跡東側に現存する惣堀を追加指定するものである。

(ウ) 西総堀土塁跡の追加指定（平成19年（2007年））

○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年二月六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号及び昭和四十五年文部省告示第二号	長野県松本市大手二丁目	五四番四、五五番六

指定説明

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は北から上杉氏が、南から徳川氏が信濃支配をめざすが、徳川氏の支援を得た小笠原氏が奪取し、城下町の経営を進めた。天正18年の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀をめぐるし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。松本市教育委員会は平成11年に「周辺整備

○平成26年文部科学省告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号及び平成二十五年文部科学省告示第四十六号	長野県松本市 大手三丁目 同 松本市城 西二丁目	三番七六のうち実測〇・七平方メートル、三番七七のうち実測四・二五平方メートル、三番七九のうち実測一・五一平方メートル、三番九三、三番九六 三番三、三番二五、三番三六、三番四二 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成27年文部科学省告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	長野県松本市 大手三丁目 同 城西二丁目	三番七五、三番七七のうち実測九八・七〇平方メートル、三番八四、三番八五 三番二三 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成28年文部科学省告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	長野県松本市城西二丁目	三番二九

指定説明（平成25年度指定時）

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。

初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は、徳川氏の支援を得た小笠原氏が回復し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590年）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦い後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀を廻らし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。

昭和5年に本丸と二の丸が指定され、昭和45年に総堀、平成19年に西総堀土塁跡が追加指定された。松本市教育委員会は平成11年に「周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は南外堀西側と西外堀に相当する。当該地は明治20年（1887年）、長野県から松本齋産土地株式会社（堀での養魚を目的に結社）に払い下げられ、現在も同社がほとんどの土地を所有している。大正期に至って、堀を埋め、宅地として貸し付けることが始まり、昭和初期には大部分が宅地となったことが跡づけられる。平成9年、同18年、同20年に松本市教育委員会は南・西外堀の範囲確認のための調査を実施し、平成23年度には松本市が「松本城南・西外堀復元に係る事業計画」を策定し、幕末維新期の外堀の復元を行うこととした。外堀の三の丸側は、享保13年（1728年）の絵図に、西外堀は土坡、南外堀の西側は石垣と表現されているが、

発掘調査の成果ともよく符合するものであった。

今回、松本城の城郭構造を考える上で重要であり、その範囲と構造が明らかとなった。南・西外堀の条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成25年(2013年)2月号(593号)から引用)

(オ) 南・西外堀、東総堀の追加指定(平成29年(2017年))

○平成29年文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号、平成二十七年文部科学省告示第四十四号及び平成二十八年文部科学省告示第三十五号	長野県松本市大手三丁目 同 城西二丁目 同 丸の内	三番一四、三番一七のうち実測二三・七五平方メートル、三番一八のうち実測九・五六平方メートル、三番一九、三番七〇のうち実測二〇〇・三一平方メートル、三番八〇、三番八一 三番二〇、三番二一、三番四六、三番四九一六三番五、一六三番六 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

指定説明(平成29年指定時)

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。

初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点とした。武田氏滅亡後は、徳川氏の支援を得た小笠原氏が再び入り、城下町の経営を進めた。天正18年(1590年)の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦い後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀を巡らし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ、二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守が建つ。

昭和5年に本丸と二の丸が指定され、昭和45年に総堀、平成19年に西総堀土塁跡

が追加指定された。さらに平成25年には、現在は埋め立てられ宅地化している南外堀西側と西外堀について条件の整った部を追加指定し、平成26年、平成27年、平成28年と追加指定を重ねてきた。今回同地区において条件の整った部分を追加指定するとともに、昭和45年に指定された総堀（東総堀は水堀部分を保存）の南橋に接し、絵図から東総堀の水切土手（水持土手）が存在したと考えられる箇所を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成29年（2017年）9月号（647号）から引用）

イ 国宝松本城天守の指定

(7) 旧国宝保存法による国宝指定（昭和11年（1936年））

○文部省告示第二百三號

國寶保存法第一條ニヨリ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和十一年四月二十日

文部大臣 平生 鈞三郎

名稱	構造形式	所有者	所在地
松本城	天守 五層天守、内部六階、屋根本瓦葺 乾小天守 三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺渡り櫓 二層渡櫓、屋根本瓦葺 辰巳附櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 月見櫓 單層、屋根四注造、本瓦葺	國(文部省所管)	長野縣松本市大字北深志字二ノ丸

指定理由

松本城ハ、永正元年小笠原氏ノ支族島立右近貞永ノ創始トイフ、後武田氏ノ繩張、小笠原貞慶ノ擴張等ヲ經テ、文禄三年石川玄蕃光長大ニ土木ノ工ヲ起シ、門、櫓ヲ作り、濠、石垣ヲ築キ、殿舎ヲ經營シ、天守閣ヲ造立シテ、近國ニ並ビナキ名城ト言ハルルニ至ツタ、寛永年間、松平出羽守直政更ニ之ヲ増營シ、辰巳附櫓、月見櫓等ハ此ノ時ニ成ルトイフ、享保十二年本丸御殿焼失、天保十三年天守閣修理、其他數次ノ補修アリ、明治維新ニ城ハ廢サレ、明治四年兵部省ノ有ニ歸シ、五年、櫓、門、堀等ヲ公賣ニ附シテ夫々取毀チ、僅カニ天守ノ一郭ノミ保存サレテ今日ニ及ブ、明治四十年一タビ地方有志ノ保存修理ヲ受ケタ、當天守ハ、大小天守ヲ渡櫓ヲ以テ繼グモノデ、所謂聯立式天守ノ稀有ナル例デアリ、名古屋城天守ノ先驅ヲナスモノデアル、加之更ニ辰巳附櫓、月見櫓ヲ加ヘ、ソノ構成ヲ複雑化シ、殊ニ月見櫓ヲ殿舎風造リトセルハ、姫路城西ノ丸ノ化粧櫓ト共ニ、城郭建築中ノ異彩ト見ラル

(イ) 文化財保護法による国宝指定（昭和27年（1952年））

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもって、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

第一号表

上 欄		下 欄					
建造物の部							
名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所 有 者 の 住 所	所在の場所
松本城	昭和十一年文部省告示第二百三号	松本城天守 天守 乾小天守渡櫓 辰巳附櫓月見櫓	五棟	五重六階、本瓦葺 三重四階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 一重、地下一階附、 本瓦葺	国（文部 省所管）		長野県松本市大字北深志字二ノ丸

ウ 指定地の状況

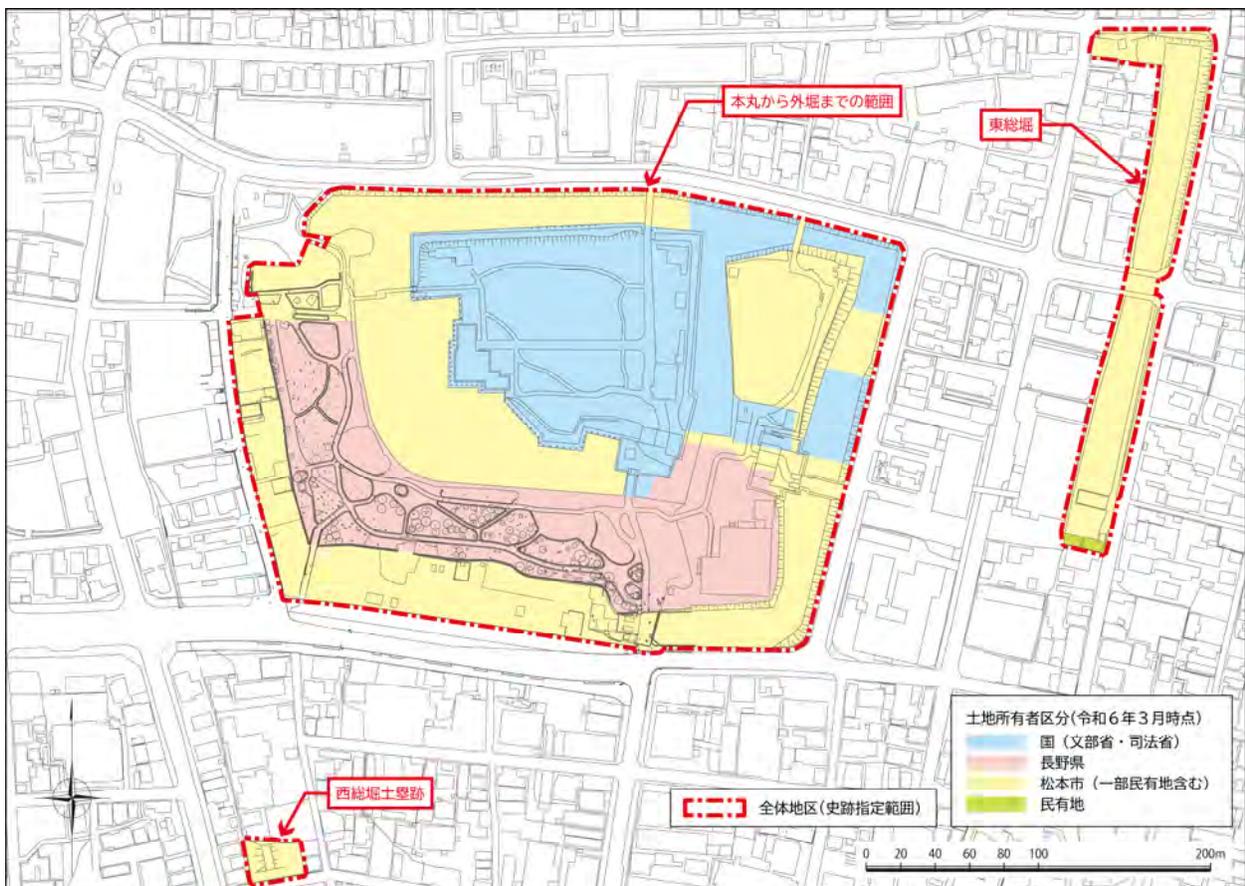
(ア) 土地等の所有関係と指定後の地番変更

史跡指定範囲の現在の土地所有関係は第23図、地目は第24図のとおりです。また、表3に指定範囲の地番、地目及び所有区分について、指定当時のものと現状をまとめました。東総堀及び南・西外堀の一部が民有地となっているほかは、本丸・二の丸・内堀・外堀（水堀として現存する範囲）、西総堀土塁跡は全て公有地です。令和5年（2023年）4月1日現在の指定総面積（登記簿上の面積）は93,675.60平方メートルです。

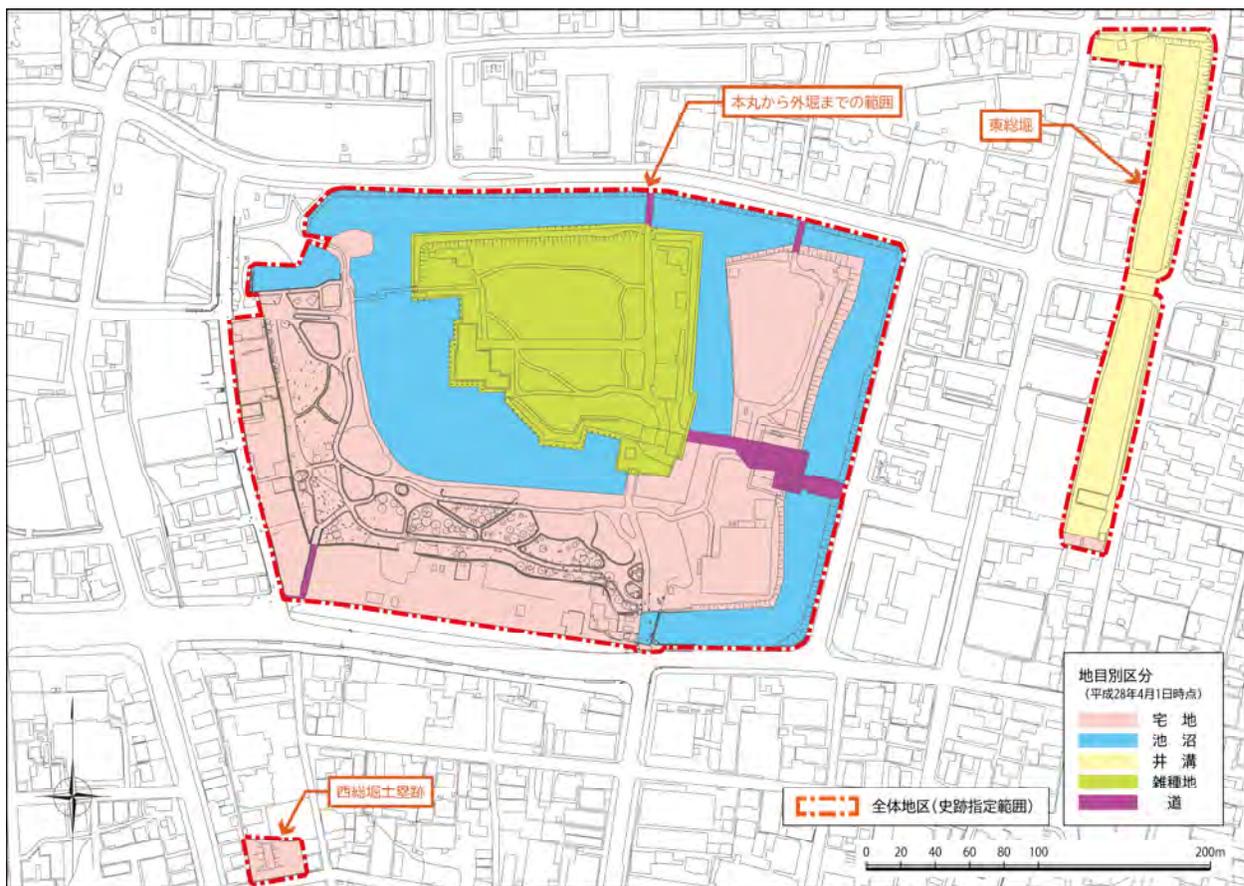
本丸全域と二の丸及び内堀の一部は国有地であり、松本市が文化庁長官宛てに国有財産使用許可申請書を提出し、都市公園の用に供することを指定用途として無償での使用許可を得ています。

また、二の丸の大半と内堀の一部は長野県有地であり、長野県と松本市の間で県有財産使用貸借契約を締結し、都市公園敷地を使用用途として使用貸借（無償での貸借）しています。

民有地は南・西外堀と東総堀南側にあります。



第23図 史跡松本城土地所有区分図



第24図 史跡松本城地目別区分図

(イ) 管理団体の指定

昭和6年（1931年）1月28日付けで、史蹟名勝天然記念物保存法第5条第1項の規定により、松本市は史跡松本城の管理者に指定されています。昭和25年（1950年）の文化財保護法施行に伴い、「史蹟名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則」により、引き続き管理者として指定されました。更に、昭和29年（1954年）の文化財保護法の改正に伴い、この規則が廃止され、現在は文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体となっています。

(ウ) 公有地化の経緯

当初指定範囲は、指定当時の私有地部分（内堀及び二の丸北西部（外堀及びその南側、わかみやちまんしゃ若宮八幡社跡）、太鼓門東側土橋北側の外堀の一部）を昭和23年（1948年）及び昭和32年（1957年）に公有地化し、全域が公有地（国・長野県・松本市）となっています。また、二の丸御殿跡（旧地方裁判所跡地）については、昭和50年度（1975年度）に松本市が長野県から取得しています。追加指定範囲のうち、東総堀は史跡指定前の昭和25年（1950年）に国から松本市へ払下げとなりました。西側石垣上に私有地がありましたが、その一部を、平成5年度（1993年度）に松本市が取得しています。西総堀土塁跡は、指定後に松本市が取得しています。南・西外堀については、関係権利者の同意の得られた箇所から順次公有地化を進めています。

表3 史跡指定地地籍一覧表

史跡指定当初登記情報				
昭和5年11月19日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)
二の丸	1-1	国有地	宅地	6,329.04
	1-0	民有地	池沼	297.00
	1-1-1	県有地	学校用地	2,132.00
	1-1-4	国有地	学校用地	211.00
	1-2	民有地	池沼	578.00
	1-1	国有地	宅地	901.15
	2	国有地	雑種地	18,307.00
	3-1-4	民有地	池沼	3,021.00
	3-1-5	民有地	宅地	753.58
	3-5	民有地	池沼	462.00
	1566-1	国有地	池沼	4,003.00
	1566-2	国有地	池沼	1,606.00
	1566-3	国有地	池沼	1,590.00
二の丸跡地	3-1	県有地	学校用地	5,259.00
	3-0-1	県有地	学校用地	11,126.00
	3-0-2	県有地	学校用地	3,434.00
花畑	3-1-1-2	市有地	宅地	1,158.01
	3-1-2-1-1	民有地	池沼	13,699.00
土井尻町	25	市有地	宅地	402.90
	小計			75,269.68

現時点登記情報					備考	
平成28年4月1日現在						
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
丸の内	1-4	市有地	宅地	5,414.12	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1-5	市有地	池沼	914.00	昭和61年7月4日	1-4、1-5に分筆
	1-0	市有地	池沼	297.00	昭和40年9月1日	地目変更による少数切捨
	1-3	県有地	宅地	21,951.00	昭和23年4月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1-1-4	国有地	学校用地	211.00	昭和40年9月1日	1-3に変更
	1-2	市有地	池沼	578.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1-1	国有地	宅地	901.15	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	2	国有地	雑種地	18,307.00	昭和40年9月1日	3-17、3-18、3-19を合筆
	3-1-4	市有地	池沼	3,021.00	昭和40年9月1日	錯誤(地積 21,951.00m ²)
	3-8	市有地	宅地	753.58	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-5	市有地	池沼	462.00	昭和40年9月1日	3-8に変更
	1566-1	国有地	池沼	4,003.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1566-2	国有地	池沼	1,606.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
1566-3	国有地	池沼	1,590.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
丸の内					昭和23年4月1日	3-17に変更
					昭和40年9月1日	住所表示整備に伴い所在変更
					昭和50年3月3日	1-3に合筆
丸の内					昭和23年4月1日	3-18に変更
					昭和40年9月1日	住所表示整備に伴い所在変更
					昭和50年3月3日	1-3に合筆
丸の内					昭和23年4月1日	3-19に変更
					昭和40年9月1日	住所表示整備に伴い所在変更
					昭和50年3月3日	1-3に合筆
花畑	3-1-1-2	市有地	宅地	1,158.01	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-1-2-1-1	民有地	池沼	13,699.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
土井尻町	25	市有地	宅地	402.90	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	小計			75,268.76		

昭和45年1月17日告示時点					
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)	
丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	
	104-1-1の内	民有地	宅地	55.00	
	104-1-2の内	民有地	宅地	14.00	
	104-4	民有地	宅地	33.05	
	104-15の内	市有地	宅地	9.45	
	104-16	市有地	宅地	23.96	
	104-17	民有地	宅地	46.90	
	104-18	民有地	宅地	9.42	
	104-19	民有地	宅地	16-46	
	104-21	民有地	宅地	6.14	
	104-22	民有地	宅地	6.61	
	104-23	民有地	宅地	18.71	
	104-24	民有地	宅地	18.18	
	163-0	市有地	井溝	7,699.00	
		小計			7,966.88
		累計			83,236.56

平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	平成3年12月9日	102-7、102-13に分筆
	104-1-1の内	民有地	宅地	55.00		
	104-1-2の内	民有地	宅地	14.00		
	104-27	市有地	宅地	4.35	平成3年7月25日	104-4、104-27に分筆
	104-1の内	民有地	宅地	28.70	平成4年6月8日	104-1に合筆
	104-32の内	市有地	宅地		平成6年7月12日	104-1、104-32に分筆
	104-15の内	市有地	宅地	9.45		
	104-16	市有地	宅地	23.96		
	104-17	民有地	宅地	18.80	昭和45年5月2日	104-17、104-25に分筆
	104-25	市有地	宅地	28.10		
	104-18	民有地	宅地	9.42		
	104-19	民有地	宅地	16.46		
	104-21	民有地	宅地	6.14		
	104-22	民有地	宅地	6.61		
	104-28	市有地	宅地	5.27	平成4年7月6日	104-23、104-28に分筆
	104-29	市有地	池沼	17.00	平成6年7月12日	錯誤(地積 21.90m ²)
	101-30の内	民有地	宅地	0.11	平成6年7月12日	104-23、104-29、104-30に分筆
101-6の内	民有地	宅地	4.30	平成8年4月18日	101-6に合筆	
104-24	民有地	宅地	5.45		地目変更による少数切捨	
104-31	市有地	宅地	14.38	平成6年3月30日	錯誤(地積 19.83m ²)	
163-0	市有地	井溝	7,699.00		104-24、104-31に分筆	
	小計			7,976.50		
	累計			83,245.26		

平成19年2月6日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)
大手二丁目	54-4	民有地	宅地	394.50
	55-6	民有地	宅地	284.98
		小計		
	累計			83,916.04

平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
大手二丁目	54-4	市有地	宅地	394.50		
	55-6	市有地	宅地	284.98		
		小計			679.48	
	累計			83,924.74		

史跡指定当初登記情報

平成25年3月27日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)
大手三丁目	3-1の内	民有地	宅地	110.22
	3-6の内	民有地	宅地	474.28
	3-7の内	民有地	宅地	445.40
	3-9の内	民有地	宅地	356.32
	3-10の内	民有地	宅地	69.59
	3-11の内	民有地	宅地	292.17
	3-12の内	民有地	宅地	1,021.33
	3-13の内	民有地	宅地	332.14
	3-26の内	民有地	宅地	9.19
	3-27の内	民有地	宅地	69.32
	3-28の内	民有地	宅地	20.34
	3-29の内	民有地	宅地	343.36
	3-30の内	民有地	宅地	15.34
	3-31の内	民有地	宅地	212.60
	3-32	民有地	宅地	4.57
	3-33	民有地	宅地	31.47
	3-34	民有地	宅地	53.26
	3-35	民有地	宅地	179.04
	3-36	民有地	宅地	13.23
	3-37	民有地	宅地	33.72
	3-38	民有地	宅地	18.82
	3-39の内	民有地	宅地	362.79
	3-40	民有地	宅地	16.80
	3-41	民有地	宅地	26.71
	3-42	民有地	宅地	17.15
	3-43の内	民有地	宅地	75.07
	3-44	民有地	宅地	276.90
3-45	民有地	宅地	12.27	
3-46	民有地	宅地	64.47	
3-47	民有地	宅地	66.12	
(Blank area)				
城西二丁目	3-3の内	民有地	宅地	2,227.43
小計				7,251.42
累計				91,167.46

現時点登記情報

平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
大手三丁目	3-1	民有地	宅地	44.81	平成25年6月27日 告示時点各地番を合筆 現在の各地番分筆 合筆、分筆による少数点第3位 以下の扱いの差により0.51㎡ 増	
	3-54の内	民有地	宅地	73.90		
	3-55	市有地	宅地	511.76		
	3-56の内	市有地	宅地	31.96		
	3-57の内	民有地	宅地	152.63		
	3-58の内	民有地	宅地	147.47		
	3-59の内	民有地	宅地	240.27		
	3-60	市有地	宅地	90.96		
	3-61の内	民有地	宅地	93.48		
	3-62の内	民有地	宅地	47.09		
	3-63の内	市有地	宅地	161.55		
	3-64の内	市有地	宅地	153.08		
	3-65	市有地	宅地	85.98		
	3-66	市有地	宅地	47.85		
	3-67の内	市有地	宅地	47.72		
	3-68の内	民有地	宅地	97.03		
	3-69の内	市有地	宅地	132.62		
	3-71の内	民有地	宅地	100.59		
	3-72の内	民有地	宅地	10.66		
	3-73	民有地	宅地	75.07		
	3-74の内	民有地	宅地	212.96		
	3-76の内	民有地	宅地	196.93		
	3-77の内	民有地	宅地	180.01		
	3-79の内	民有地	宅地	102.15		
	3-82	市有地	宅地	248.91		
	3-83	市有地	宅地	145.80		
	3-86	市有地	宅地	147.45		
	3-87	市有地	宅地	93.06		
	3-88	民有地	宅地	110.23		
	3-89	市有地	宅地	55.57		
	3-90	民有地	宅地	58.07		
	3-91	市有地	宅地	224.29		
	3-92	民有地	宅地	107.24		
	3-94	市有地	宅地	55.05		
	3-95	市有地	宅地	56.50		
	3-97	市有地	宅地	79.46		
	3-98	民有地	宅地	604.34		
	3-22	市有地	宅地	111.96		平成25年6月27日
	3-24	市有地	宅地	192.54		
	3-26	市有地	宅地	108.71		
	3-27	民有地	宅地	71.73		
	3-28	民有地	宅地	0.30		
	3-30	民有地	宅地	91.79		
	3-31	民有地	宅地	126.43		
	3-32	民有地	宅地	133.56		
	3-33	民有地	宅地	233.24		
	3-34	民有地	宅地	8.69		
3-35	民有地	宅地	120.55			
3-37	民有地	宅地	8.03			
3-38	民有地	宅地	109.85			
3-39	民有地	宅地	101.15			
3-40	民有地	宅地	195.23			
3-41	民有地	宅地	2.58			
3-43	市有地	宅地	71.82			
3-44	民有地	宅地	96.34			
3-45	民有地	宅地	68.78			
3-47	市有地	宅地	127.17			
3-48	民有地	宅地	246.98			
小計				7,251.93		
累計				91,176.67		
城西二丁目						
小計						
累計						

史跡指定当初登記情報

平成26年3月18日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)
大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70
	3-77の内	民有地	宅地	4.25
	3-79の内	民有地	宅地	1.51
	3-93	民有地	宅地	77.77
	3-96	民有地	宅地	192.82
城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50
	3-25	民有地	宅地	183.60
	3-36	民有地	宅地	85.69
	3-42	民有地	宅地	84.74
	小計			738.58
	累計			91,906.04

現時点登記情報

平成28年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70	
	3-77の内	民有地	宅地	4.25	
	3-79の内	民有地	宅地	1.51	
	3-93	市有地	宅地	77.77	
	3-96	市有地	宅地	192.82	
城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50	
	3-25	民有地	宅地	183.60	
	3-36	民有地	宅地	85.69	
	3-42	市有地	宅地	84.74	
	小計			738.58	
	累計			91,915.25	

平成27年3月10日告示時点				
所在	地番	所区分	地目	地積(㎡)
大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93
	3-78の内	民有地	宅地	98.70
	3-84	民有地	宅地	153.79
	3-85	民有地	宅地	154.47
城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74
	小計			792.63
	累計			92,880.30

平成28年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93	
	3-78の内	民有地	宅地	98.70	
	3-84	民有地	宅地	153.79	
	3-85	民有地	宅地	154.47	
城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74	
	小計			792.63	
	累計			92,707.88	

平成28年3月1日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)
城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63
	小計			181.63
	累計			92,880.30

平成28年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63	
	小計			181.63	
	累計			92,889.51	

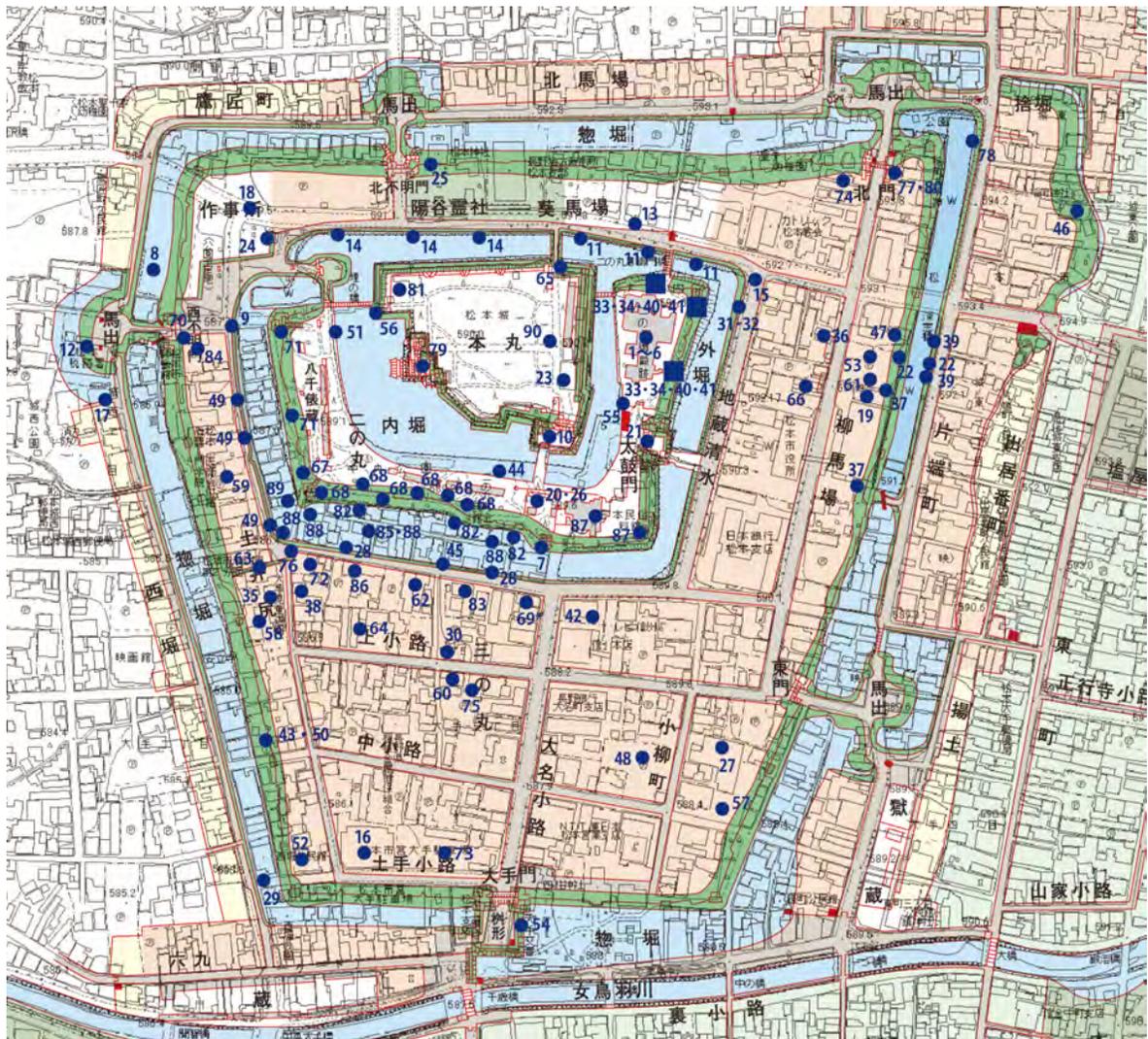
平成29年10月13日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)
大手三丁目	3-14	市有地	池沼	3.30
	3-17	市有地	公衆用道路	23.75
	3-18	市有地	公衆用道路	9.56
	3-19	市有地	公衆用道路	3.30
	3-70	民有地	宅地	200.31
	3-80	市有地	宅地	2.16
	3-81	市有地	宅地	3.53
城西二丁目	3-20	市有地	公衆用道路	29.00
	3-21	市有地	公衆用道路	62.00
	3-46	民有地	宅地	118.08
	3-49	市有地	公衆用道路	0.04
丸の内	163-5	民有地	宅地	178.28
	163-6	民有地	宅地	152.78
	小計			786.09
	累計			93,666.39

令和5年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
大手三丁目	3-14			3.30	
	3-17			23.75	
	3-18			9.56	
	3-19			3.30	
	3-70			200.31	
	3-80			2.16	
	3-81			3.53	
城西二丁目	3-20			29.00	
	3-21			62.00	
	3-46			118.08	
	3-49			0.04	
丸の内	163-5			178.28	
	163-6			152.78	
	小計			786.09	
	累計			93,675.60	

(3)調査と保存整備の経過

ア 発掘調査

史跡指定範囲内では、史跡整備事業に伴う発掘調査、現状変更に伴う先立つ試掘調査がこれまで実施されています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として松本城の範囲（総堀を含む。）までを「松本城跡」、松本城下町の範囲を「松本城下町跡」としており、史跡指定地外の松本城三の丸、松本城下町の範囲内における開発行為等に伴い、武家地跡、町屋跡、堀跡等の記録保存のための発掘調査が実施されています。史跡指定範囲を含む松本城跡内でのこれまでの発掘調査地点を第25図に、概要を表4に示しました。



第25図 松本城発掘調査地点位置図

表4 松本城跡の発掘調査履歴

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
1	S54	二の丸	二の丸御殿跡	史	二の丸1	史跡整備事業 (二の丸御殿跡公園整備)	松本城二の丸御殿跡	御殿跡の礎石列を確認
2	S55							御殿の各部屋を確認
3	S56							推定部屋割りの表示、北東隅 櫓 の調査実施
4	S57							建物跡等の測量を実施
5	S58							土塁調査・遺物整理
6	S59							東外堀埋め立て部分のトレンチ調査等を実施
7	S61	二の丸	南隅櫓跡付近	史	二の丸2	公園施設改修 (電話ボックス改修)	史跡松本城南隅櫓跡付近	櫓に関する遺構は確認できず。
8	S61	総堀	西不明門付近	—		周辺整備(地方事務所・保健所跡地整備)		
9	S61	外堀	西外堀	—	西外堀1	道路改良 (市道排水路工事)		
10	S62-63	本丸	黒門	史	本丸1・2	史跡整備事業(黒門枳形二の門復原整備)	史跡松本城本丸黒門枳形二の門・同袖塀復元工事報告書	枳形内の整地面を確認
11	S63	外堀	北外堀	史	外堀1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城北外堀外側土塁	近代石垣裏側から18C前半以降の石積み、堀幅を確認
12	S63	三の丸	西馬出	—	西馬出1	官公署改築 (松本税務署改築)		部分的なトレンチ調査ながら堀を埋めた部分と見られる有機物堆積範囲を確認
13	H1	三の丸	葵馬場	—	三の丸葵馬場1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)		
14	H3	外堀	北外堀	史	外堀2	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東総堀土塁・北外堀外側土塁	
15	H3	三の丸	地藏清水井戸	—	地藏清水井戸	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	地藏清水井戸跡	絵図等のとおり二つ並んだ形で井戸跡を確認
16	H3	三の丸	土居尻	—	土居尻1	駐車場建設 (大手門駐車場建設)	松本城三の丸跡	上級武士屋敷跡(宇野氏)の調査、水道施設として木樋・竹管等を確認
17	H3	三の丸	西馬出	—	西馬出2	官公署移築 (丸の内消防署移築)	松本市城西西馬出遺跡	
18	H3	三の丸	作事所	—	作事所1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)		
19	H3	三の丸	柳町	—	柳町1	官公署増築 (市役所東庁舎別棟新築)		
20	H3	二の丸	南側・西側一帯	史	二の丸3	イベント (松本城400年まつり)		トレンチ調査、八千依蔵の礎石他を確認、旧制松本中学校校舎により大きく攪乱される。
21	H2-3	二の丸	太鼓門	史	二の丸4	史跡整備事業 (太鼓門石垣改修)	史跡松本城太鼓門枳形	礎石他 ^の の遺構を確認、台上は遺構なし、門復元のデータを得る。
22	H3	総堀	東総堀	史		道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東総堀土塁・北外堀外側土塁	堀際から先の尖った木杭列を確認、総堀の幅の根拠を得る。
23	H4	本丸	本丸	史	本丸3	管理施設建替 (管理事務所改築)		現地地表下13cmから通路の三和土面を確認
24	H4	三の丸	作事所	—	作事所2	児童遊園跡トイレ移築		
25	H4	総堀	北総堀土塁	—	総堀1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)		
26	H4	二の丸	二の丸	史	二の丸5	イベント (松本城400年まつり)		
27	H8	三の丸	小柳町	—	小柳町1	商業施設(映画館建設)		
28	H8	外堀	南外堀	—	外堀3	確認調査 (堀範囲確認調査)		南外堀三の丸側の位置、石垣残存状況を確認
29	H11	総堀	西総堀土塁	史	総堀2	道路改良 (市道西堀線改良)		
30	H12-13	三の丸	土居尻	—	土居尻2	公共施設 (中央地区公民館他建設)		
31	H13	外堀	北外堀	史	外堀4	史跡整備事業(石垣改修)		
32	H13	外堀	北外堀	史	外堀5	史跡整備事業(石垣改修)		
33	H14	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史		史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塀上部は削平されていたが、基部を確認。また、築城以前の遺構を確認
34	H14-15	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸6	史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塀上部は削平されていたが、基部を確認。また、築城以前の遺構を確認
35	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻3	民間開発(事務所改築)		
36	H15	三の丸	柳町	—	柳町2	民間開発(事務所兼住宅)		
37	H15	総堀	東総堀	史		史跡整備事業(石垣改修)	史跡松本城総堀跡	
38	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻4	民間開発(事務所兼住宅)		
39	H16	総堀	東総堀	史		史跡修復事業 (石垣崩落・孕み出し)	史跡松本城総堀跡	
40	H16	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸7	史跡整備事業	史跡松本城二の丸土塀跡	土塀上部は削平されていたが、基部を確認。
41	H17	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸8	(二の丸土塀・隅櫓確認)		また、築城以前の遺構を確認
42	H17	三の丸	大名町	—	大名町1	民間開発(店舗建設)	松本城三の丸跡大名町第1次	築城以前と見られる大規模な溝(堀)を確認

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
43	H18	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁1	史跡整備事業	史跡松本城西総堀土塁跡	確認調査
44	H18	内堀	南内堀	史	二の丸内堀1	史跡整備事業		
45	H18	外堀	南外堀	—	南外堀2	史跡整備事業		
46	H18	捨堀	捨堀土塁	—	捨堀土塁1	地区公民館建設		
47	H18	総堀	東総堀土塁	—		民間開発(個人住宅)		
48	H18	三の丸	小柳町	—	小柳町2	民間開発(共同住宅)	松本城三の丸跡小柳町	中級武士の屋敷跡、下層には深志城時代の泥町遺構か。
49	H19	外堀	西外堀	—	西外堀2	史跡整備事業		
50	H20	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁2	史跡整備事業 (史跡公園整備)	史跡松本城西総堀土塁跡	西側総堀に唯一残る土塁遺構、総堀の尖状木杭列も確認、成果をもとに整備
51	H20	内堀	西内堀	史	内堀2	石垣修理事業		
52	H20	三の丸	土居尻	—		民間店舗兼共同住宅		
53	H23	三の丸	柳町	—	柳町3	公共施設(東庁舎太陽光発電設置工事)		
54	H24	三の丸	大手門枅形	—		保存を前提とした調査	松本城大手門枅形跡	
55	H22-26	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	
56	H24	本丸	埋門南側石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城埋門南側石垣	
57	H24	三の丸	小柳町	—	小柳町3	民間開発(共同住宅)		
58	H26	三の丸	土居尻	—	土居尻5	南・西外堀復元及び事業、内環状北線整備事業代替地		
59	H27	三の丸	土居尻	—	土居尻6	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
60	H27	三の丸	土居尻	—	土居尻7	内環状北線整備事業代替地		
61	H28	三の丸	柳町	—	柳町4	市庁舎発電用施設設置		
62	H28	三の丸	土居尻	—	土居尻8	内環状北線整備事業		
63	H28-29	三の丸	土居尻	—	土居尻9	内環状北線整備事業		外堀から総堀へ引水する松本城の石組水路遺構を検出
64	H28-29	三の丸	土居尻	—	土居尻10	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
65	H28-30	本丸	北裏門東側門台	史		石垣修理事業	史跡松本城北裏門東側門台石垣	
66	H29	三の丸	柳町	—	柳町5	市庁舎仮設庁舎		
67	H29	二の丸	西外堀土塁	史	西外堀3	史跡整備事業	史跡松本城南・西外堀跡試掘調査報告書	土塁状の突き固めた人為的な盛土を確認
68	H29	二の丸	南外堀土塁	史	南外堀3	史跡整備事業		2m以上の版築された人為的な盛土を検出
69	H30	三の丸	大名町	—	大名町2	内環状北線整備事業		
70	H30	三の丸	西不明門	—	西不明門1	南西外堀復元事業及び内環状北線整備事業代替地		近年の攪乱により門遺構は未検出
71	H30	二の丸	西外堀土塁	史	西外堀4	史跡整備事業		土塁状の盛土を確認。盛土からは松本城築城以前の時期の陶磁器が出土
72	R1	三の丸	土居尻	—	土居尻11	内環状北線整備事業		流路跡から大量の笹塔婆やこけら経出土
73	R1	三の丸	大名町	—	大名町3	基幹博物館建設		近世上級武家屋敷や庭の池跡を確認
74	R1-2	三の丸	柳町	—	柳町6	市役所拡充代替地		北総堀土塁構築土、また深志城期である泥町遺構を確認
75	R2	三の丸	土居尻	—	土居尻12	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
76	R2	三の丸	土居尻	—	土居尻13	内環状北線整備事業		
77	R2	三の丸	北門	—		市役所建設代替地		
78	R2	総堀	東総堀	史		災害復旧		
79	R2	本丸	天守台	史		天守耐震対策事業		
80	R2-3	三の丸	柳町	—		市役所拡充代替地		中世の市辻・泥町の痕跡と見られる柱穴や荷札木簡等を確認
81	R3	本丸	本丸	史	本丸4	防災設備設置に先立つ試掘		
82	R3	外堀	南外堀	史	南外堀4	史跡整備事業		外堀の二の丸側の境界及び木杭列を確認
83	R3	三の丸	土居尻	—	土居尻14	内環状北線整備事業		
84	R3-4	三の丸・西総堀	土居尻	—	土居尻15	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
85	R4	外堀	南外堀	史	南外堀5	史跡整備事業		
86	R4	三の丸	土居尻	—	土居尻16	内環状北線整備事業		
87	R4	二の丸	古山寺御殿及び二の丸土塁	史	二の丸9	博物館解体事業		
88	R5	外堀	南外堀	史	南外堀6	史跡整備事業		
89	R5	外堀	西外堀	史	西外堀5	史跡整備事業		
90	R5	本丸	本丸	史	本丸5			

イ 保存整備の経過

明治維新とその後の近代の土地利用の中で、松本城は往時の姿の多くを失いました。松本城本丸及び二の丸は、明治から昭和にかけて旧制中学校及び裁判所敷地として利用されました。旧制松本中学校が昭和10年（1935年）に移転した後、本丸及び二の丸は公園として利用されましたが、第二次世界大戦の影響もあり、本格的な整備は行われませんでした。天守については、明治36年から大正2年（1903年から1913年）にかけて修理が行われました。

戦後、昭和25年から30年（1950年から1955年）にかけて天守の解体修理が行われ、本丸の石垣修理等も実施されました。また、本丸・二の丸とも園路・便益施設・植栽等の公園整備が昭和31年（1956年）までに行われ、現在の本丸・二の丸の基本的な姿が形成されました。公園整備は、昭和27年度（1952年度）に加藤誠平東京大学助教授（当時）に設計を委託し、加藤氏及び前野淳一郎同大学助手（当時）により設計されています（図版17）。本丸庭園・二の丸の公園とも加藤氏による設計に松本市土木課（当時）が修正を加えた上で施工されており（図版18）、本丸庭園は、加藤氏による設計にほぼ基づいていますが、二の丸は設計からかなり変更されています。

昭和41年（1966年）には、旧松本市立博物館（当時は日本民俗資料館）の建設に際し、文化庁（当時は文化財保護委員会）から史跡としての整備の将来計画を作成するよう指導を受け、将来計画を作成しました。

また、松本城西側に高層マンションが建設されたことを契機に、松本城及びその周辺の景観保護を中心とした検討が行われ、昭和48年（1973年）に「松本城周辺整備報告書」としてまとめられました。この報告に基づき、松本城周辺建物の高度規制が始まり、松本城を中心とした歴史的景観の保護が図られるようになりました。

一方で、市街地にある公園としての利用を前提とした整備が先行して行われた結果、噴水等の史跡にそぐわない構造物等が設けられました。これらを改めると同時に、失われた遺構の顕在化（復元）を目的とした「松本城中央公園整備計画」が昭和52年（1977年）に策定されました。これに基づき、噴水や史跡指定地外ですが児童遊園等、史跡にそぐわない構造物等の撤去が行われるとともに、二の丸御殿跡に置かれていた地方裁判所の移転に伴う二の丸御殿跡の整備（発掘調査及び平面表示、周辺の石垣・土坡の修理等）、黒門二の門及び袖塀の復元、太鼓門枳形及び太鼓門の復元等が計画的に実施されました。

太鼓門が平成11年（1999年）に復元され、その後の史跡整備の基本計画として「周辺整備計画」が同年に策定されました。

以上のように、これまでの松本城の保存整備については、①明治維新や近代以降の土地利用に伴う改変箇所の整備、失われた遺構の顕在化、②昭和30年代に行われた公園整備のうち、史跡にそぐわないものの除却、③き損箇所の修理について、整備計画に基づき実施し、現在に至っています（表5）。

表5 史跡松本城 城郭整備（公園整備を含む。）の経過

年度	種別	場所	件名	内容
明治初年	建物保存	本丸	天守保存	市川量造の尽力により天守は破却を免れる。
明治36～大正2	建物修理	本丸	天守修理	小林有也らの尽力による天守の修理（明治の大修理）
昭和25～30	建物修理	本丸	天守解体修理	国直轄の解体修理第一号（昭和の大修理）
昭和25～30	遺構立面	本丸	天守台石垣修復	天守解体修理に伴うもの（本丸南側石垣）
昭和25～30	堀復元	内堀	内堀一部復元	黒門石垣復旧の際、周辺の埋められていた内堀を復元
昭和28	石垣復元	本丸	黒門石垣復元	明治期に一部崩されていた東石垣を復元
昭和28～31	公園整備	本丸・二の丸	本丸・二の丸の公園整備	加藤誠平による設計を基に松本市土木課が設計、施工内堀外周石垣、北外堀三の丸側土坡の改変
昭和30	その他	本丸	埋橋架橋	二の丸から埋門への橋を建設（史実に基づいたものではない。）
昭和35	建物復興	本丸	黒門復興	名古屋城を参考に市民からの多くの寄付を得て復興
昭和42～44	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	根石を確認し、北門台の一部、南門台の裏側一部を復元
昭和44	石垣修理	二の丸	若宮八幡跡地石垣修理	コンクリートになっていた同石垣を旧規に修理
昭和44	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣・埋門北側石垣	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和45	石垣修理	本丸	北門土橋石垣修理	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和47	石垣修理	本丸	埋門北側石垣修理	経年劣化等により崩落した石垣を修理
昭和49	石垣修理	総堀	総堀西面石垣修理	崩落した石垣（近代に付加された石垣）を修理
昭和54～60	平面表示	二の丸	二の丸御殿跡整備	裁判所移転後発掘調査実施、成果を平面復元
昭和54・55	石垣復元	二の丸	太鼓門北門台石垣復元	二の丸御殿跡整備と合わせて、北門台石垣を復元
昭和58	堀復元	二の丸	東外堀復元	二の丸御殿跡整備と合わせて、埋められていた堀を復元
昭和63	建物復元	本丸	黒門桁形二の門・袖堀復元	発掘調査により基礎確認
平成元	建物復元	二の丸	二の丸裏御門橋復元	土橋を撤去し、木橋を復元
平成2～3	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	南門台石垣の高さ決定、門復元の前段階
平成元～3	土坡・石垣整備	外堀	本丸北外堀北面土坡・石垣整備	本丸北外堀北側の市道改良事業に合わせて、土坡及び石垣を整備
平成8～11	建物復元	二の丸	太鼓門復元	一の門、二の門を復元（太鼓櫓は復元できず。）
平成14	石垣修理	外堀	東外堀東面石垣修理	ケヤキの成長により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成15～16	石垣修理	総堀	東総堀西側石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成18～20	遺構立面 遺構平面	三の丸	西総堀土塁整備	個人宅に残されていた土塁を発掘調査成果に基づき復元整備、あわせて隣接する武家屋敷地を平面表示
平成20	石垣修理	二の丸	内堀（埋橋南）石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成22～26	石垣修理	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣上に成長したケヤキの影響、経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成24～26	石垣修理	本丸	埋門南側石垣修理	地震により被害を受けた石垣の修理（災害復旧）
平成27～令和2	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣	本丸北裏門東側部分の石垣（門台）の解体工事
平成29	建物修理	本丸	黒門改修	経年劣化が進む黒門一の門の屋根瓦葺替え、石垣破損箇所の応急処置、棧梁の補強等
平成29	遺構表示	史跡内	松本城VR作成配信	松本城の往時の姿をVR（バーチャルリアリティ）映像で再現し、情報端末向けに配信
平成30	堀整備	東総堀	東総堀史跡指定地整備	表土流出防止のための盛土・芝生貼と排水路の補修
令和2	堀修理	東総堀	東総堀災害復旧	台風19号により崩落した石垣の一部を修理
令和2	堀整備	内堀	堀浄化対策	松本城の堀に適した浚渫 ^{しゅんせつ} 工法選定のための浚渫工事（実証実験）
令和3～	建物修理	二の丸	太鼓門耐震対策	太鼓門（一の門、二の門、袖堀）の耐震補強工事

(4)史跡松本城の特性

史跡松本城の保存・活用・整備を検討する上で、考慮すべき特性は以下のとおりです。

ア 史跡と共に保存・活用を図るべき天守が現存していること

松本城は明治維新の際、門、櫓を始め多くを失いましたが、市民の努力により五重六階の天守が現存し、国宝に指定されています。天守を中心に石垣などの遺構が良好に現存し、近世城郭の姿を良くとどめ、往時の姿を現在に伝えており、天守（建造物）と史跡の一体的な保存・活用及び整備を図る必要があります。一方で、天守がその中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

イ 中心市街地に位置し、史跡とともに都市公園であること

市街地の中の大規模な都市公園として、多くの市民が訪れ、憩いの場等として広く親しまれています。

ウ 国内でも有数の観光地になっていること

史跡松本城には、天守を中心とした見学者、本丸・二の丸で開催されるイベントへの来場者等、多くの市民・観光客が訪れています。上高地とともに、松本市の代表的な観光地であり、長野県内はもとより、全国的にも有数の観光地となっています。近年は外国人観光客も多く訪れるようになっています。

エ 松本市のシンボルであり、中心市街地のまちづくり、地域経済等の中核であること

松本市は、松本城及びその城下町を基礎に発展してきました。松本城は、地域経済、まちづくり、文化等、松本市の様々な面で中核に位置しています。松本城で開催される各種イベントも、市街地にある広い公園という利便性に加え、松本城で開催するという象徴的な意味が重んじられる傾向にあります。また、松本城への観光客の市内への回遊、宿泊等による地域経済の活性化にも大きく貢献しています。

オ 明治維新以降の改変により、江戸時代の姿をとどめていない箇所が多いこと

明治維新後、櫓、門、土塁等は取り壊され、本丸、二の丸は旧制中学校校地等として利用され、また外堀・総堀は埋め立てられ、三の丸は市街地となりました。一方で、改変箇所を説明板等の設置により適切に情報提供することで、江戸時代の本来の姿を示すとともに、近代以降の土地利用や中心市街地の形成過程について理解を深めてもらうことができます。

カ 三の丸及び城下町に江戸時代の町割りが残っていること

松本城三の丸及び松本城下町は、明治・大正期の火災や近代以降の開発により、江戸時代の建造物はほとんど残っていませんが、町割りが良く残されています。

キ 史跡指定地外にも土塁等の重要な遺構が残存していること

史跡指定地外にも松本城の本質的価値を構成する要素として、顕在遺構である総堀土塁跡、地下遺構として大手門枳形等が残存しており、今後その保護を図る必要があります。

(5)松本城に関連する歴史資産

松本市内には、松本城に関連する文化財が数多く残されています。そのうち主な指定等文化財を表6、第26図にまとめました。中世以来この地を治めた小笠原氏に関するものとして、若宮八幡社本殿、筑摩神社本殿等の建造物、数多くの山城があります。歴代藩主に関するものとして、藩の古文書、古絵図、厚く信仰した神社に関するもの、藩主の墓所等があります。また、城下町に残された江戸時代の数少ない武家屋敷や寺院建築のほか、江戸時代から現在に続くぼんぼんと青山様、七夕といった習俗、城下町の賑わいを伝える初市の宝船や祭り舞台等、多岐にわたっています。これらに加えて、指定等の措置は取られていないものの、同様に松本城や城下町と関連した文化財が数多くあります。

明治時代に発生した3度の大火のため、城下町に江戸時代の建造物はほとんど残されていませんが、当時の町割りがよく残っており、屈曲のある道や食い違い等、城下町としての道筋の特徴も随所に見ることができます。こうした城下町の町割りから、現在の松本市が松本城及び城下町をその基盤とし、江戸時代から現在に至るまで松本城がその中心に位置し続けていることが分かります。

また、深志城や松本城及びその城下町の姿をとどめる遺構が、埋蔵文化財として残っており、今後の発掘調査の進展により、文献史料では確認することのできない史実が明らかになっていくことが期待できます。

こうした様々な文化財については、指定・未指定を問わず、地域の歴史を語る関連文化財群として一体的に把握することが重要です。例えば守護の居館である井川城跡から市内に点在している山城を経て松本城が築城される歴史のストーリーを提示することで、地域の歴史に関する理解をより深めることができます。更に市内の各地区に所在する身近な文化財を通じて、中心市街地にある松本城の理解を深めることも可能となります。

松本城に関連する数多くの歴史資産についても、松本城や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして、保存・活用を図る必要があります。

表6 松本城に関連した松本市内の主な指定等文化財

種別	名称	概要	指定	
建造物	若宮八幡社本殿	かつて松本城内にあったものを移築	国	
	筑摩神社本殿	小笠原政康が永享11年(1439年)に寄進	国	
	橋倉家住宅	水野・戸田両家に仕えた武家の住宅	県	
	筑摩神社拜殿	慶長15年(1610年)造立	県	
	旧念来寺鐘楼	庶民の信仰により維持されていた念来寺の鐘楼。 宝永2年(1705年)の建立	県	
	旧松本区裁判所庁舎	明治41年(1908年)に松本城二の丸御殿跡に建築	国	
	松本城天守台土台支持柱残欠	天守を支えていた支持柱の一部	市	
	高橋家住宅	県内で最も古い武家住宅の一つ	市	
	浄林寺山門	中世小笠原氏の創始。石川康長の菩提寺となり、歴代城主の厚い信仰を受けた。	市	
	岡宮神社本殿	城主水野忠職が寛文3年(1663年)に改築奉獻	市	
	千鹿頭神社本殿	高島城主寄進により正徳5年(1715年)に建立	市	
	千鹿頭社本殿	元文5年(1740年)造立。城主戸田光雄の寄進	市	
	浅間温泉天満宮本殿	城主水野氏勸請。松本藩が定期的に修理	市	
美術工芸品	絵画	西善寺紙本著色釈迦涅槃図	市	
	工芸品	野々山家伝来拵付大小	戸田家重臣の野々山家の家宝の刀	市
		戸田家伝世の甲冑	藩祖戸田康長着用と伝わる。	市
		松竹梅と桐紋蒔絵の女乗物	戸田家伝来。城主奥方等が使用した乗物	市
		岡宮神社神輿	元禄13年(1700年)に城主水野忠直が寄進	市
	古文書	深志神社神輿	元禄11年(1698年)に城主水野忠直が寄進	市
		朱印状及び領知目録	將軍家からの朱印状	市
		諸士出身記並びに出身記・出身帳等	戸田家全家臣の身上を記した文書	市
	歴史資料	寛永通宝松本銭と鑄造の許状	松平直政の事績の一つ	市
		信濃国松本藩領大絵図	藩領全体を表した絵図	市
		松本城下絵図	享保十三年(1728年)の城下絵図	市
		深志神社の宝物	小笠原秀政の甲冑の神像等を忠政が寄進	市
		松本神社の宝物	戸田家由緒の品々	市
民俗文化財	有形民俗	餌差町十王堂の諸仏	城下町東の十王堂に祀られていた諸仏	市
		七夕人形コレクション	江戸時代からの城下町の七夕習俗を示す。	国
		民間信仰資料コレクション	城下町の習俗を示す木造道祖神像他	国
		初市の宝船・七福神人形	初市に引き出された宝船と七福神人形	市
	松本城下町の舞台	城下町鎮守の舞台	市	
	無形民俗	ぼんぼんと青山様	江戸時代末期頃から本町・中町・東町を中心に始まった子どもたちの行事	市
		松本のミキノクチ製作習俗	武士の内職として始まった竹細工の縁起物	国選択
史跡	小笠原氏城跡林大城	小笠原氏に関連する山城	国	
	小笠原氏城跡林小城	小笠原氏に関連する山城	国	
	小笠原氏城跡桐原城	小笠原氏に関連する山城	県	
	小笠原氏城跡山家城	小笠原氏に関連する山城	県	
	小笠原氏城跡埴原城	小笠原氏に関連する山城	県	
	稲倉城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	伊深城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	平瀬城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	波多山城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	井川城跡	小笠原氏の居館跡	国	
	廣澤寺の小笠原家墓所	小笠原秀政・忠脩父子の墓所	市	
	御殿山小笠原家廟所	小笠原貞慶・秀政・忠脩の廟所	市	
	水野家廟所	玄向寺にある水野家5代の廟所	市	
	戸田家廟園	通称「お塚」と呼ばれる。	市	
源智の井戸	城下町形成以前からの井戸。歴代領主、城主が保護	市		
名勝別	城山公園	天保14年(1843年)に松本城主戸田光庸が犬甘城跡に桜や楓数千本を植え、領民に開放した。	市	

3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

(1)公開

ア 現状

史跡指定範囲は、南・西外堀復元事業用地及び管理上非公開とする区域を除き、原則公開しています。史跡指定範囲は一部を除き、都市計画法に基づき都市公園（松本城公園）に指定され、日常的に多くの市民・観光客が訪れています。

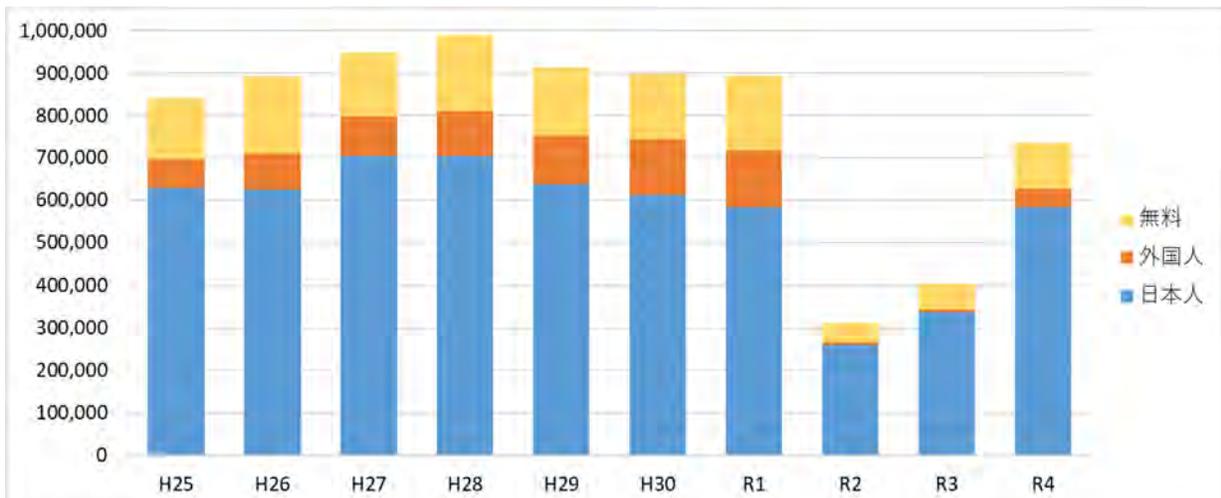
(ア) 本丸及び天守

本丸及び天守は松本城管理条例に基づき有料公開しており、令和4年度(2022年度)の入場者数は735,013人（うち有料入場者数627,088人）でした。平成29年度(2017年度)入場者数912,587人（うち有料入場者数752,834人）と比較すると19%減（有料入場者16.7%減）となりました。

公開状況を表7に、過去10年の本丸内への入場者数を第27図に示しました。令和5年(2023年)5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行した後は、外国人旅行者の増加と相まって、感染拡大前を上回る入場者が見込まれます。

表7 松本城本丸（有料区間）の公開状況（2023年度）

公開期間	1月4日から12月28日まで ただし、年始（1月1日から3日）は天守特別公開として公開時間を短縮して公開
公開時間	午前8時30分から午後5時まで（最終入場午後4時30分まで） ただし、以下の期間は公示により時間延長して公開 午前8時から午後6時まで（最終入場午後5時30分まで） ・ゴールデンウィーク期間（4月末から5月上旬まで） ・夏季期間（おおむね8月11日から8月16日まで）
観覧料	個人 大人700円、小中学生300円、小学生未満無料 団体 20人以上99人まで 大人630円、小中学生270円 100人以上299人まで 大人560円、小中学生240円 300人以上 大人490円、小中学生210円 ただし、松本市民は本丸内への入場無料



第27図 松本城入場者数の推移

表8 松本城入場者数の推移及び年度の主な出来事

年度	日本人	外国人	無料	合計	対前年度比	年度の主な出来事
H25	629,873	66,573	144,280	840,726	97.0%	26年2月大雪
H26	625,213	85,828	181,921	892,962	106.2%	9.27御嶽山噴火 11.22白馬地震
H27	704,615	93,874	150,941	949,430	106.3%	善光寺御開帳 映画orange公開
H28	704,064	106,874	179,423	990,361	104.3%	諏訪御柱祭 NHK大河真田丸
H29	638,041	114,793	159,753	912,587	92.1%	市制110周年
H30	612,471	130,598	155,424	898,493	98.5%	
R1	583,425	134,220	176,187	893,832	99.5%	信州花フェスタ 10月大型台風 旧開智学校校舎国宝指定
R2	259,784	6,841	44,806	311,431	34.8%	新型コロナウイルス流行
R3	337,477	6,395	60,037	403,909	129.7%	新型コロナウイルス流行
R4	584,326	42,762	107,925	735,013	182.0%	新型コロナウイルス流行

(イ) 二の丸

二の丸は、松本城公園として常時開放していますが、防犯上の観点から、二の丸御殿跡及び太鼓門枳形内は夜間の立入りを制限しています。

二の丸御殿跡は昭和59年（1984年）に平面整備を行い、太鼓門は平成11年（1999年）に復元整備を行いました。太鼓門一の門は復元建造物ですが、現在では天守以外の唯一の内部公開の可能な建造物です。外観のみでも歴史的な景観形成や史跡の理解促進に大きく寄与していますが、内部公開により、伝統的な木造建築の様子や、門の機能についての理解促進が期待できます。

(ウ) 三の丸

三の丸は多くが市街化しており、史跡指定範囲としては、東総堀、西外堀土塁公園のみとなります。この2か所については常時開放しています。

西外堀土塁公園は平成21年（2009年）に整備を行いました。

イ 課題

天守の公開が中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

また、松本市周辺は、大規模な直下型地震が発生する可能性が高いことが指摘されています。こうした大規模災害時の天守や史跡松本城・松本城公園利用者の安全確保のため、避難誘導方法の検討や天守等歴史的建造物、復元・復興建造物、地下配管等のインフラ設備の耐震化、防災設備の充実等を図る必要があります。

(ア) 本丸

本丸内は石垣復旧以外に史跡のための整備は行われていません。繁忙期には長時間の入場待ちが発生するため、入場者のストレス緩和を図り、史跡への理解を深めるためにもサ

イン表示や園路整備等が必要です。

(イ) 二の丸

二の丸御殿跡と太鼓門周辺以外は史跡のための整備が行われていません。

太鼓門は、内部公開期間が限定され、太鼓門が果たしうる機能を十分に活用できていません。八千俵蔵等を理解してもらうためには、サイン表示と園路整備が必要です。

(ウ) 三の丸

本丸や二の丸からの動線が明確になっていないことが課題です。現状、松本城を訪れた人の多くが三の丸まで足を運んでいません。

(2)普及公開

ア 現状

(ア) 松本城に関する情報の提供

本丸内への入場者には、松本城の歴史、天守の構造等の概要をまとめたパンフレットを配布しています。日本語（点字パンフレット含む）のほか、英語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ロシア語、タイ語、スペイン語の8種類の外国語パンフレットを作成しています。

また、松本城公式ホームページでは、利用案内、松本城や城下町の歴史や構造に関する情報、古絵図等の所蔵資料、各種イベント等の公開情報のほか、城下町の街歩きルートの紹介、松本城の四季折々の写真等を掲載し、観光面のほか、松本城や城下町に関する理解を深めるための情報を多言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語（中国語、韓国語は要約版））で発信しています。

(イ) 入場者に対するガイド

松本城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、松本城を主としたガイドとして松本城案内グループ、NPO法人アルプス善意通訳協会（ALSA）があります。また、松本城及び市街地の観光名所のガイドとして松本まちなか観光ボランティアガイドが活動しています。

松本城管理課では、松本城及び松本市への観光客をお迎えする協働のパートナーとして、ボランティアガイド団体に対する支援に取組み、3団体を対象に、松本城の歴史等に関する研修会の開催、ガイド詰所の設置・ユニフォーム・教材の提供等の環境整備を行っています。

表9 ボランティアガイド団体

団体名	発足年	会員数	活動期間
松本城案内グループ	平成2年	約50名	通年
NPO法人アルプス善意通訳協会(ALSA)	平成4年	約150名	通年
松本まちなか観光ボランティアガイド	平成14年	約30名	通年

(ウ) 学習の場及び教材の提供

松本城を学校教育、社会教育の場及び素材として活用するために実施している事業を、表10にまとめました。松本城や城下町の現地で開催しているもののほか、学校・公民館等に出向いて授業・講座として実施しており、研究専門員が主に対応しています。このほか、発掘調査や工事現場の見学会等を開催し、通常では見られない地下遺構の状況、伝統的工法を用いた石垣修理等の現場の見学機会を設けています。いずれも史跡の価値を市民等に分かり易く伝え、史跡・国宝の価値を活かした重要な活用です。また、大学の研究活動のフィールドや卒業論文の研究対象、大学の授業の一環として松本城の見学、調査が実施されるなど、積極的に受入れを行っています。

学校教育の教材としては、松本城に関する副教材「わたしたちの松本城」を平成15年度（2003年度）から毎年刊行し、市内の全ての小学6年生に無償配布しています。

表10 松本城に関する学習の場の提供

行事名	概要
松本城親子夏休み子ども勉強会	親子で城下町を歩いて松本城や城下町の歴史について学習する勉強会を開催
社会科見学の受入れ及び事前学習授業の実施	市内小学校の社会科見学の際、研究専門員が松本城について説明。また、事前学習として研究専門員が学校に出向き、授業を行うもの
松本城七不思議探検ツアー	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会主催。天守内の不思議や伝説等を中心にしたクイズを、親子で見学しながら解答する「国宝松本城七不思議」親子探検ツアーを実施
鉄砲蔵見学会 松本城講座 城と火縄銃	松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会との共催で火縄銃の歴史や扱い方の話を聞いたり、実際に火縄銃を間近に見たり触れたりして学習するもの
出前講座・地区公民館講座	地区公民館等での事業として、研究専門員が出向いて講座を行ったり、松本城や城下町の現地見学での説明を行うもの
職場体験	中学生の職場体験の受入れを行い、松本城の各種業務の体験、研究専門員と松本城の見学を実施
松本城検定クイズ	市内小学校で松本城についてのクイズ形式による出前授業を行い、松本城への興味を持つきっかけづくりを行うもの
動画配信	発掘現場やお城にかかわる歴史について、テレビ放送や動画配信サイトを活用して広く周知するもの
松本城天守床磨き	地元の国宝を身近に感じてもらうため市が企画し、集まった企業や市民グループなどのボランティアが国宝松本城の床磨きを行うもの

イ 課題

様々な取組みを行っていますが、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。史跡松本城を紹介するパンフレットがないことや、松本城公式ホームページにも史跡についての記述がメインに出てこないことなどがあげられます。「国宝松本城」という呼称が定着してしまっていることも、「史跡松本城」への理解を遠去けてしまっている一因と考えられます。

第4章 史跡松本城の本質的価値

本計画においては、保存活用計画で整理した本質的価値の内容を基に、整備を進めるに当たり、史跡松本城の本質的価値を再整理します。

前章までに述べたように、松本市内には、松本城・城下町やその歴史に関係する文化財や、江戸時代の町割りが残っています。これらは、松本城や城下町、松本藩の歴史を今に伝える貴重な歴史的資産であり、史跡松本城はその中心に位置するものです。

松本城には、江戸時代の松本藩の政庁が置かれ、政治・経済・文化の中心でした。その縄張りのうち、本丸・二の丸とそれを取り囲む堀、土塁の一部が史跡に指定され、保護されています。

以上を踏まえ、史跡松本城がもつ本質的価値を以下4つに提示します。

1 交通の要衝であり、戦国期から幕末まで継続した信濃の拠点

松本城の前身は深志城と呼ばれ、甲斐の武田晴信(信玄)が信濃守護の小笠原氏を追放した後、信濃支配の拠点としたことから、重要性を増すこととなりました。天正18年(1590年)の徳川家康の関東移封に伴い、豊臣系大名である石川数正が入部し、息子の康長とともに、松本城を整備しました。その後、藩主となった小笠原氏、戸田氏、松平氏により城下町の拡充や家臣団の集住が進められ、水野氏時代までに整備を終えます。また、城郭や城下町の整備とともに街道も整えられました。松本は交通の要衝であり、人や情報、物資が多く集まる集散地であったため、その中心となる松本城は信濃の政治・経済の拠点として発展します。

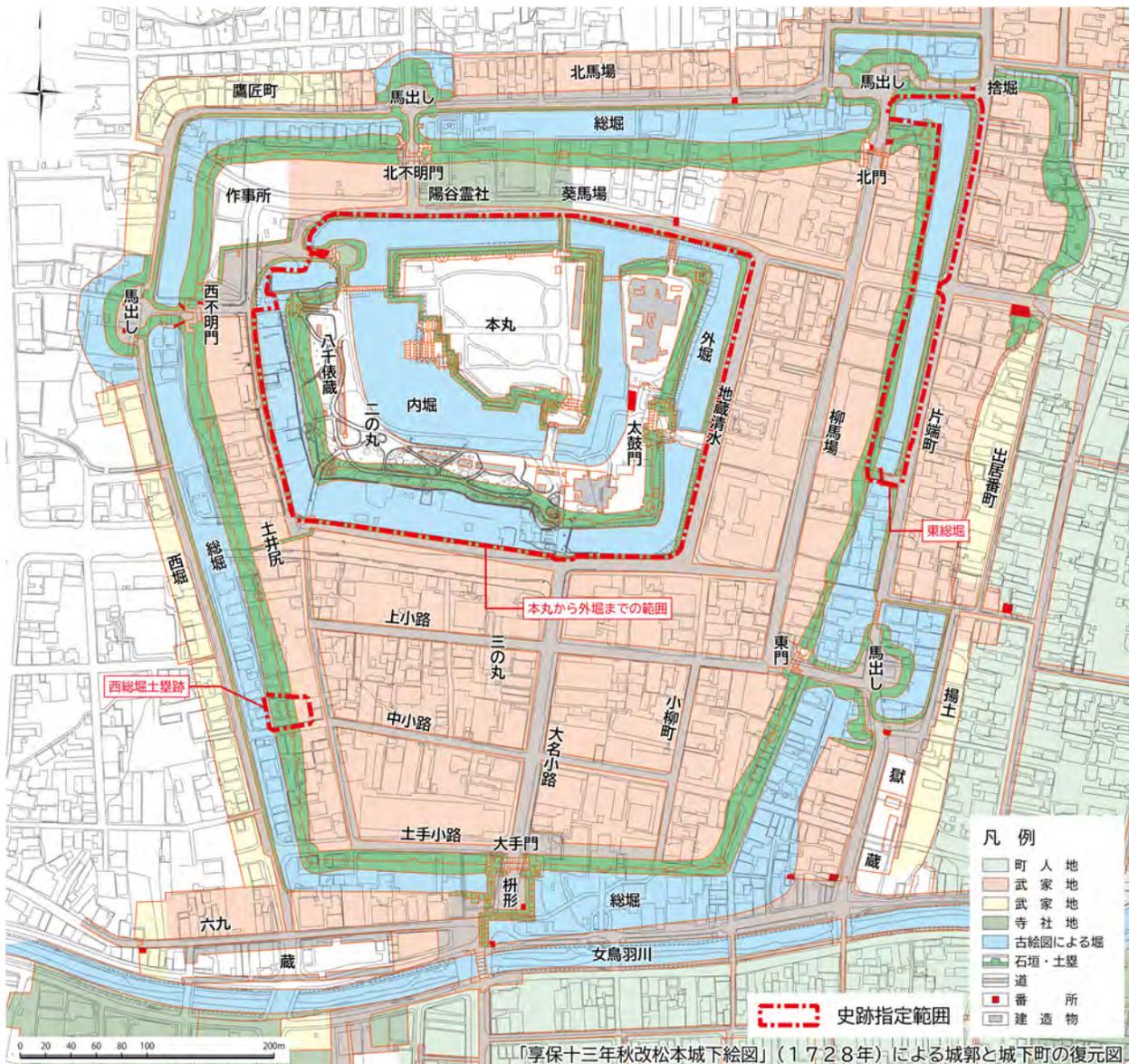
表11 近世松本城歴代城主

城主	代	入封・転封年、石高等
石川氏	数正	初代 天正18年(1590年)に和泉国から8万石で入封
	康長	2代 慶長18年(1613年)に大久保長安事件に連座し改易。九州佐伯へ配流
小笠原氏	秀政	3代 慶長18年(1613年)に信濃国飯田から8万石で入封
	忠真	4代 元和3年(1617年)に播磨国明石へ転封
戸田氏	康長	5代 元和3年(1617年)に上野国高崎から7万石で入封
	康直	6代 寛永10年(1633年)に播磨国明石へ転封
松平氏	直政	7代 寛永10年(1633年)に越前国大野から7万石で入封
		寛永15年(1638年)に出雲国松江へ転封
堀田氏	正盛	8代 寛永15年(1638年)に武蔵国川越から7万石で入封
		寛永19年(1642年)に下総国佐倉へ転封
水野氏	忠清	9代 寛永19年(1642年)に三河国吉田から7万石で入封
	忠職	10代
	忠直	11代
	忠周	12代
	忠幹	13代
	忠恒	14代 享保10年(1725年)に江戸城内で刃傷事件を起こし改易(松本大変)。その後幕府が松本城を収公する。
戸田氏	光慈	15代 享保11年(1726年)に志摩国鳥羽から6万石で入封
	光雄	16代
	光徳	17代
	光和	18代
	光悌	19代
	光行	20代
	光年	21代
	光庸	22代
光則	23代 明治2年(1869年)版籍奉還 最後の藩主	

2 近世城郭としての縄張りとなつて築城当時の姿を伝えている唯一の平城

松本城の縄張りは、城郭を三重の堀が囲んでいます。本丸、二の丸を囲む内堀・外堀、三の丸を囲む総堀の一部が残存しており、近世城郭としての縄張りの特徴をよくとどめています。特に総堀は、東総堀が追加指定された後、西総堀土塁跡、更に東総堀の水切り土手が史跡に追加指定され、新たな価値付けが加えられています。また、外堀についても、復元整備による新たな魅力の創出を行うため、南・西外堀の史跡追加指定が行われました。地表面に残る堀や土塁、石垣などの地表に露出している遺構に加え、地下に埋蔵されている遺構の保存状態も良好で、城郭の構造や先人たちが培ってきた歴史の積み重ねを確認することができます。

また、本丸の南西隅には文禄期に建てられた日本最古の五重六階の天守が現存しています。このように、近世城郭としての縄張りとなつて残っている唯一の平城としての価値を有しています。



第28図 近世城郭の特徴をよくとどめる縄張り

史跡松本城の本質的価値は、上記の2点以外に、近代以降に付加された価値として、以下に示す2点についても提示することができます。

3 市民の力によって守られてきた城

天守は市川量造ら市民の手によって破却を免れ、旧制松本中学校長の小林有也が中心となって明治時代に行われた修理も市民の寄付に支えられてきたなど、松本城は市民の尽力により守られてきました。昭和5年（1930年）には「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、全国の城郭の中でも最初期の段階で史跡に指定され、その価値が早くから認められています。史跡指定後は、往時の松本城の姿を取り戻そうという動きがあり、旧制松本中学校や旧松本区裁判所庁舎（国重要文化財）といった明治以降に造られた二の丸内の建造物等を、史跡指定範囲外へ移転させています。現在もその取組みは続いており、二の丸内に所在する旧松本市立博物館の解体や、埋め立てられた南・西外堀の復元に向けた事業を市民の理解を得ながら行っています。なお、旧松本区裁判所庁舎についてはその後、熱心な市民運動によって移築・保存されることとなり、平成29年（2017年）には国の重要文化財にも指定されました。こうした市民による文化的価値に対する先見の明と、保存へ向けた行動力は史跡松本城の保存にも通じるものであり、本質的価値の一翼を担うものと言えます。



市川量造



小林有也



昭和の大修理



床磨きボランティア

注) 写真は松本市HPより

4 地域の誇りであり、松本を代表する地域遺産

史跡松本城の大部分は、都市公園「松本城公園」として市民に親しまれています。周辺建物の高さ規制等により、本丸や二の丸から天守とその背景に北アルプス、美ヶ原を望むことができ、往時にも眺められたと考えられる歴史的景観が保たれています。また、松本は全国でも有数の湧水地帯であり、松本城周辺の豊富な湧水は、堀水の水源としても用いられています。北アルプスを借景に内堀にそびえる天守の風景は、松本を象徴する景観として広く受け入れられ、地域の誇りとなっています。松本城は現代に至るまで、地域とともに歴史を歩んできた松本を代表する地域遺産と言えます。



北アルプスを借景に内堀にそびえる天守

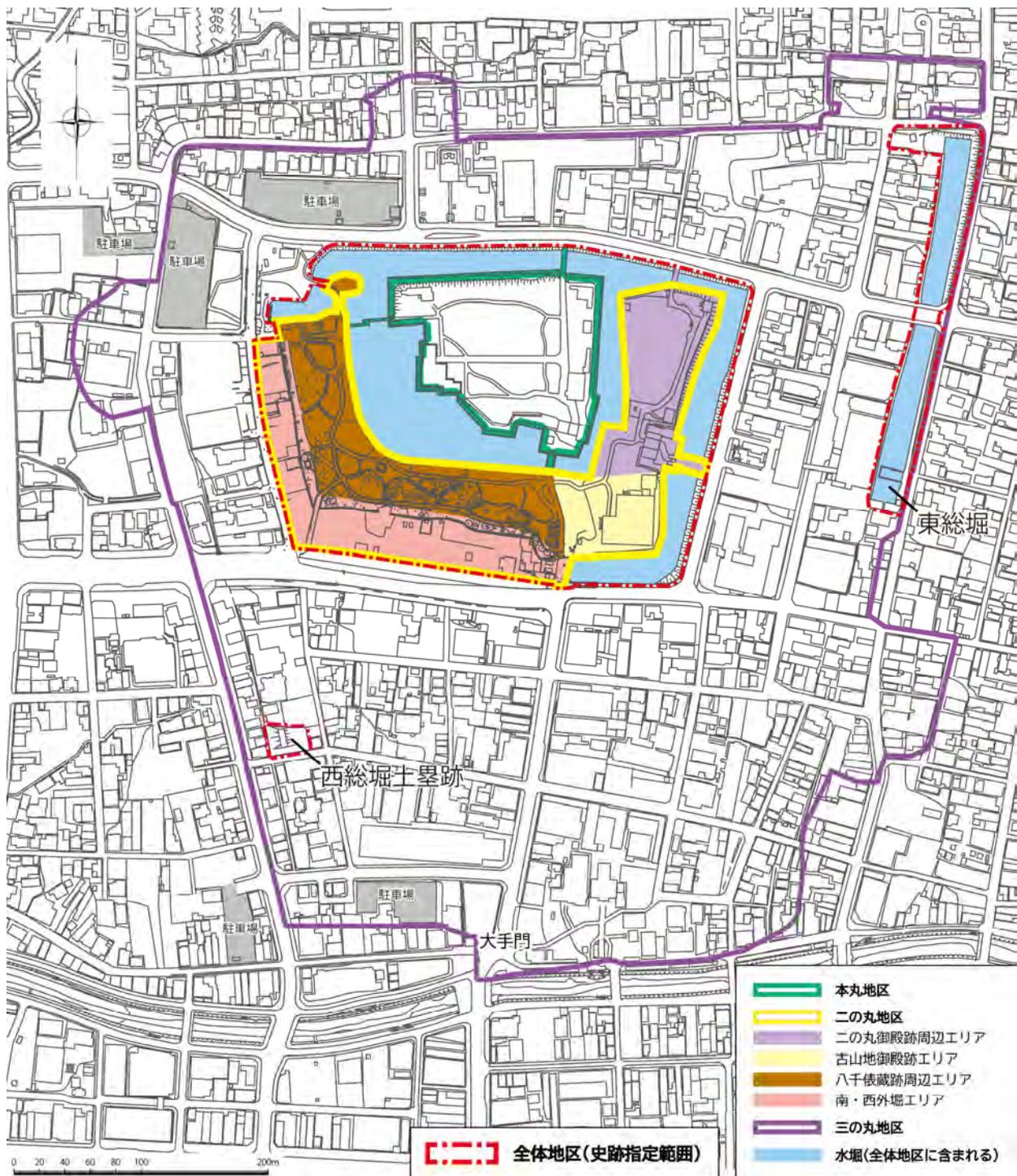
第5章 整備における現状と課題

1 地区区分設定

検討課題の整理に当たっては、史跡全体の中での位置関係や城郭における機能等に注目する必要があることから、保存活用計画の地区区分設定を基本とし、大きく5地区に区分しました。

表12 史跡松本城の地区区分

史跡指定範囲	地区区分	範囲や定義	保存活用計画の地区区分					
			本丸地区	二の丸地区			東総堀地区	西総堀土塁跡地区
				内堀・外堀地区	南・西外堀地区	左記以外		
史跡指定範囲	全体地区	史跡指定範囲全体 (既存の水堀を含む。)	●	●	●	●	●	●
	本丸地区	天守のある城の中心となる曲輪である本丸の範囲	●					
	二の丸地区	本丸地区の外側を取り囲む二の丸の範囲 <small>わかみやばちまんしゃ</small> 若宮八幡社跡、外堀(南・西外堀含む)・内堀に面する外周の土坡を含む。		●	●	●		
	三の丸地区	史跡指定されている東総堀と西総堀土塁公園の範囲					●	●
史跡指定範囲外	三の丸地区 (指定範囲外)	二の丸地区を取り囲む三の丸の範囲	(全体に係る地区区分は設定されていない。)					
	城下町地区	史跡指定範囲外の城下町の範囲	(全体に係る地区区分は設定されていない。)					



第29図 整備基本計画の地区区分

2 整備における現状と課題

(1)各地区の課題の概要

各地区の課題の概要を整理します。

【全体地区】

全体地区では石垣の修理や、石垣の状況管理のためのカルテ作成、植栽・樹木の適切な管理、史跡に関する解説板の整備・更新、既存堀の浚渫しゅんせつ等が課題となっています。

【本丸地区】

管理事務所の移転、本丸御殿跡の整備、足駄堀あしだべいの周知、多間櫓跡たもんやぐら・折廻し櫓跡の整備、黒門の耐震対策が課題となっています。また、国宝松本城天守については、耐震対策や防災設備の更新が必要です。

【二の丸地区】

二の丸御殿跡の再整備、東北隅櫓の再整備、太鼓門の耐震対策、旧松本市立博物館の解体、古山地御殿跡の整備、辰巳隅櫓跡の整備、八千俵蔵跡と周辺の整備、内堀の整備、南・西外堀の復元、南隅櫓跡の整備、北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備が課題となっています。

【三の丸地区】

東総堀は、解説板の設置・更新や周辺案内板の充実等が課題となっています。西総堀土塁公園は、既存の解説板の老朽化が課題となっています。

なお、上記の史跡指定地の範囲に加え、周辺整備計画で示されている次の整備についても、引き続き、その取組みについて検討を行っていく必要があります。

【三の丸地区（指定範囲外）】

北馬場総堀の整備及び御幸橋付近の総堀の整備が課題となっています。史跡指定外においても往時の松本城について理解を深めるためのサイン表示等の検討が必要です。また、史跡松本城のガイダンス施設の整備の検討が必要です。

【城下町地区】

往時の城下町の特徴を保存につなげるための周知が必要です。

次に、設定した地区ごとに課題を整理します。

(2)各地区の課題の詳細

ア 全体地区

【保存のための整備】

①石垣の修理

顕著な石の抜けや孕み出しはらが見られるなど、石垣の修理が必要な箇所があります。

②石垣カルテの作成

石垣全体の現状記録（測量）、破損箇所の把握、修理履歴等の詳細調査（石垣カルテの作成）が未実施です。このため、細部にわたる石垣の破損状況の把握や経過観察及び地震等災害発生時に石垣の崩落箇所の復旧に必要な詳細記録が不明な状態です。

③堀の浚渫

既存の堀内には大量の堆積物が蓄積しており、水深は浅い所では10センチメートル程度となっている範囲が見られ、堀が埋まりつつある状況です。こうした箇所では、降水量の少ない時期や、地下水の投入量が増加した際、堆積物が水面上に露出する事態がこれまでに何度か生じています。近年では、平成25年度（2013年度）に浚渫（堆積物除去）を行いましたが、小規模な浚渫では根本的な解決とならないため、大規模な浚渫が必要となっている状況です。

④水質の維持・管理

南・西外堀の復元及び堀の浚渫を行った後、水の滞留時間の増加に伴い、水質悪化等が想定されるため、事業後の水質維持・管理についての対策が必要です。

【活用のための整備】

⑤サイン計画の作成

現状の解説板は、その都度作成・設置したもので、全体のサイン計画がないため、デザインや内容にバラツキがあり、統一性がありません。また、史跡の構成要素に関するサインが不足しているため、サイン計画が必要です。動線計画との整合が必要です。

⑥サイン整備

史跡の構成要素に関するサインが不足しているため、史跡松本城にとって重要な場所が史跡の一部として認識してもらうことができず、保存の意識にも結びついていません。サイン計画に基づくサインの整備が必要です。動線計画との整合が必要です。

⑦動線計画の作成

絵図等の記録では、蔵や御殿となっている場所が園路となっているため、全体的な動線の見直しが必要となっています。また、史跡全体を回遊してもらうための動線計画がないため、園路の改修を見据えた動線計画の作成が必要です。サイン計画との整合が必要です。

⑧園路の整備

動線計画に基づいた園路の見直し及び整備が必要となっています。また、本丸・二の丸とも、不陸箇所や暗渠排水の老朽化により、雨天時には随所に水たまりができ、観覧や公園利用の支障となっており、改善が必要です。特に本丸は、細かい砂利敷きとしており、車いすやベビーカー等の通行に支障があり、改善が必要です。

⑨トイレの再配置

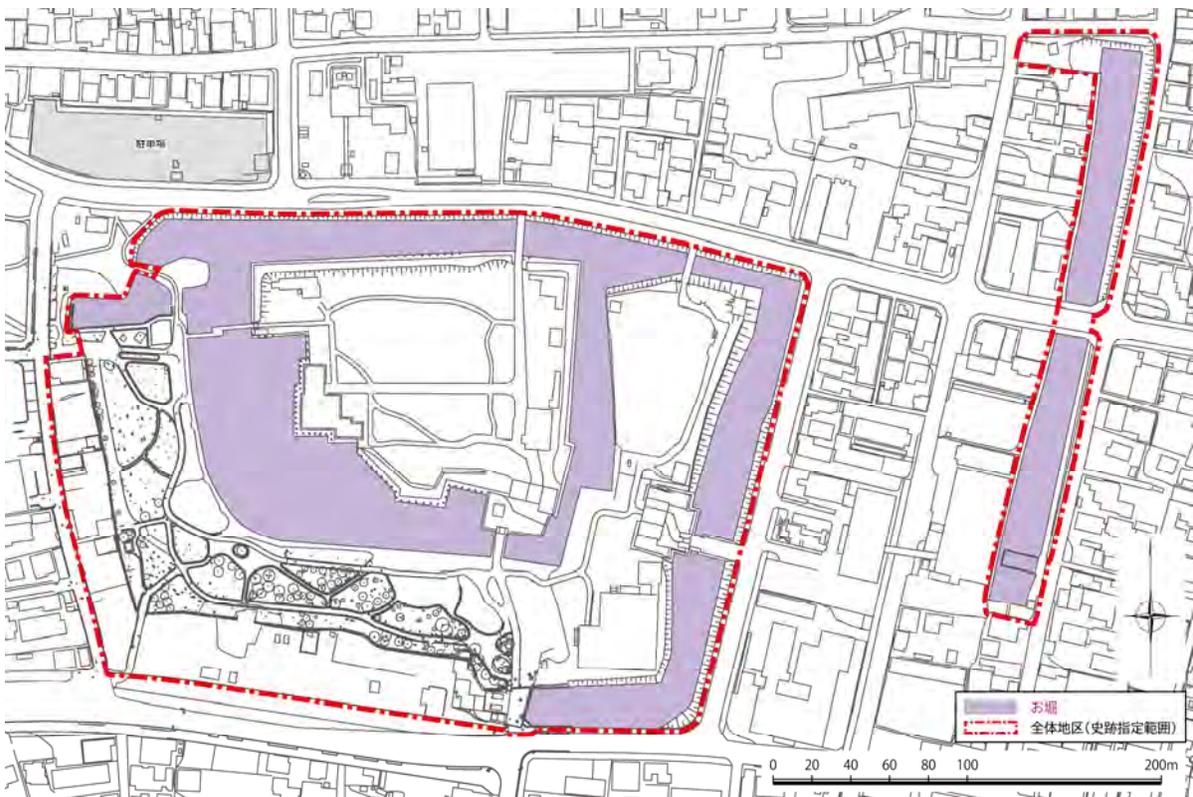
トイレの老朽化が進んでいます。また、南・西外堀復元に伴う二の丸側の整備に当たり、トイレが支障となる可能性があるため、今後の取扱いについて検討が必要です。また、現況のトイレは、ベビーシートが設置されているものが7か所中2か所、オストメイト対応も2か所しかないため、再配置等の全体的な検討が必要です。

⑩植栽の整備

樹勢の維持、安全管理及び良好な景観・環境形成等の観点から、^{せん}剪定、枝払いなど適切な維持管理が必要となっています。樹勢の衰えている樹木について、専門家による診断等の樹勢回復の措置を講ずる必要があります。また、整備に当たり、樹木が支障となる可能性があるため、今後の取扱いについて検討が必要です。

⑪往時の登城路の周知

松本城絵図より、かつての二の丸内への出入口は太鼓門となっていますが、現在の主となる出入口は、南側出入口となっています。二の丸への本来の出入口は太鼓門であるということを知らせる方法の検討が必要です。



第30図 全体地区



堆積物で埋まりつつある堀



内堀（南側）と本丸

イ 本丸地区

【活用のための整備】

①管理事務所の移転

管理事務所は本丸内の景観阻害要因となっており、移転が周辺整備計画にも位置付けられていますが、現時点では検討が進んでいないため、移転・撤去へ向けた具体的な取組みが必要です。

②本丸御殿跡及び園路の整備

本丸御殿跡は、現在仮の平面表示が行われていますが、園路により分断されています。今後の整備として園路を迂回させ、発掘調査に基づいた平面表示を行うことが必要です。ただし、中央の園路は現在本丸内に緊急車両が入ることのできる唯一の通路幅となっているため、迂回路検討の際には他園路の拡幅も必要です。

また、地表面から近世の遺構面までの深度が浅いことから、地下遺構の保存に十分な配慮が必要です。今後の本丸内整備に合わせて、盛土等の保護措置を検討する必要があります。

③足駄堀の周知

現在、埋橋が架けられている場所及び、本丸東側には、かつて足駄堀が設置されていたことが絵図等で示されており、幕末期の本来の姿を周知させる方法の検討が必要です。

④多聞櫓跡及び折廻し櫓跡の整備

本丸東側の土塁に存在していた多聞櫓及び折廻し櫓については、発掘調査を実施し、位置等の確認、復元整備方針の検討が必要です。

【史跡整備外】

⑤天守の耐震対策

松本城天守の耐震診断を平成26年度から28年度まで（2014年度から2016年度まで）の3か年で実施したところ、耐震性能が不足しており、大地震動時に、天守建造物のうち乾小天守が倒壊、その他は倒壊の可能性があることが判明しました。そこで、松本城の文化財的価値を損なわない耐震補強案の検討及び耐震工事の実施が必要です。

⑥天守の防災対策

令和3年度（2021年度）から天守の防災対策工事を実施しています。既存設備の更新や、スプリンクラーの設置（天守2階のみ）といった新規設備の設置も行っています。今後は、天守・史跡内の避難誘導計画の策定や、動線や展示施設の見直しが必要です。

⑦黒門の耐震対策

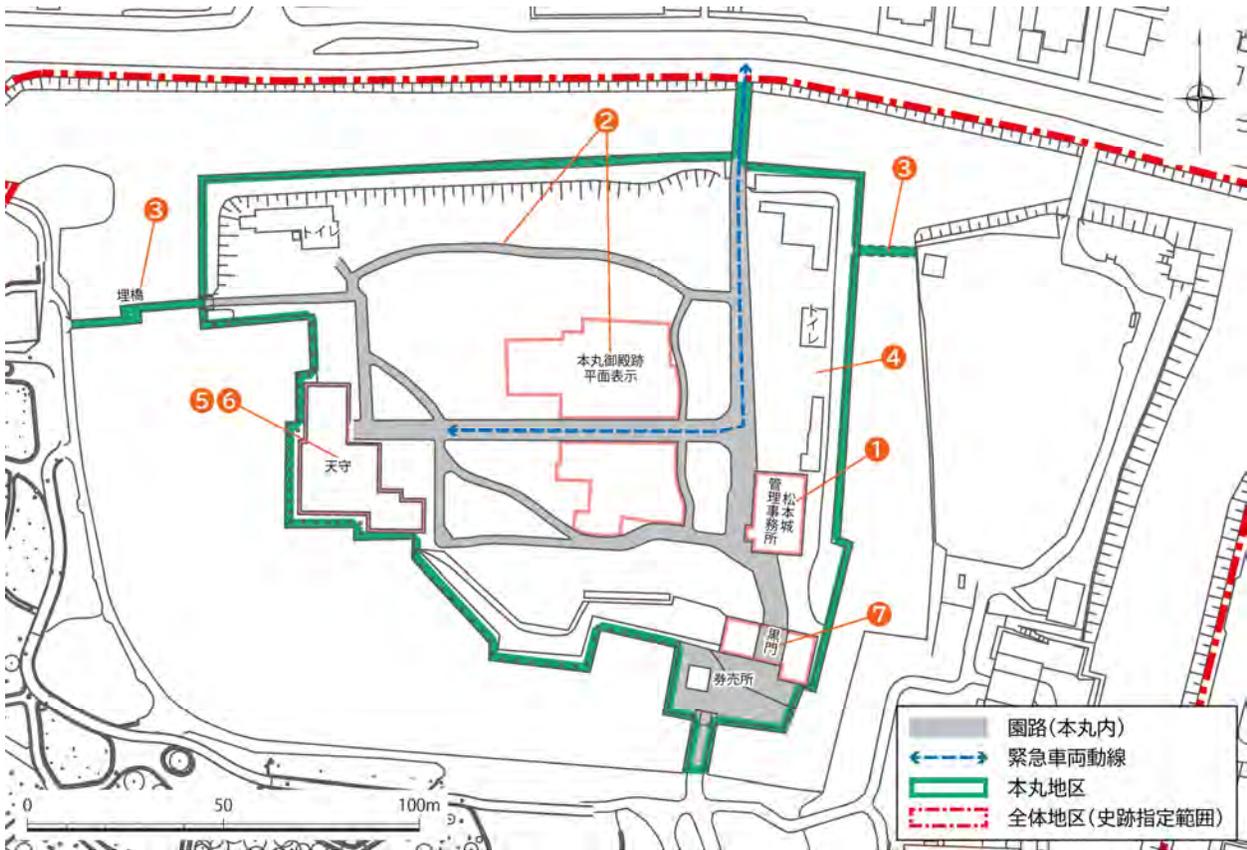
黒門は、平成30年（2018年）に耐震診断を行った結果、耐震性能が不足しており、大地震動時に、一の門、二の門、袖堀、それぞれに倒壊の可能性があることが診断されたことから耐震対策工事が必要です。また、門台石垣も修理が必要な状況となっています。



本丸御殿跡平面表示と園路(天守内から)



若宮八幡社跡・埋橋(足駄塀があったとされる場所)



第31図 本丸地区拡大

ウ 二の丸地区（二の丸御殿跡周辺エリア）

【活用のための整備】

①二の丸御殿跡の再整備

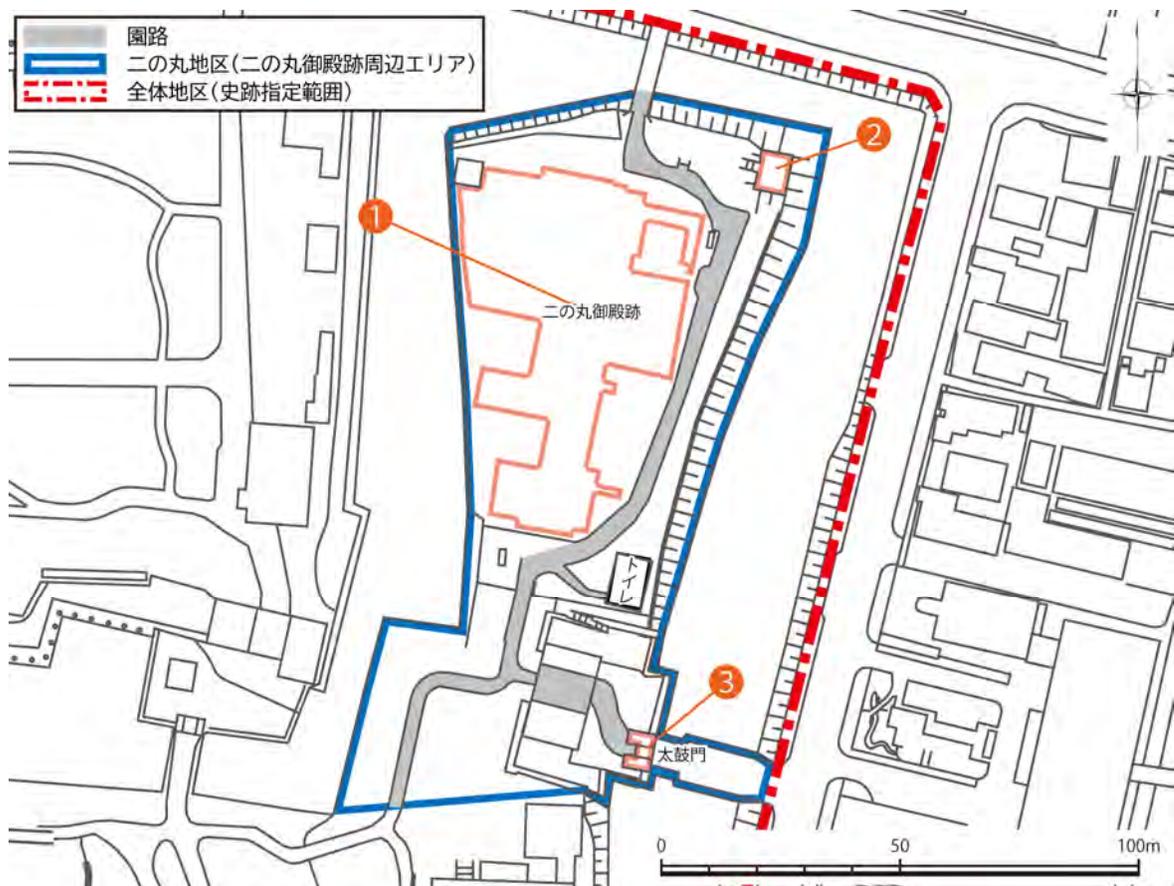
現在平面表示による整備がされている二の丸御殿跡は、整備から30年以上が経過し、再整備が必要となっています。より良い姿にするため、引き続き調査研究が必要です。

②東北隅櫓跡の再整備

現在芝生地となっている東北隅櫓跡の再整備が必要です。

③太鼓門の耐震対策

太鼓門は、平成30年度（2018年度）に黒門とともに実施した耐震診断の結果、耐震性能が不足しており、大地震動時、一の門、二の門、袖塀、それぞれに倒壊の可能性があると診断されたことから耐震対策工事を実施しています。



第32図 二の丸地区（二の丸御殿跡周辺エリア）拡大



二の丸御殿跡



東北隅櫓跡

工 二の丸地区（古山地御殿跡エリア）

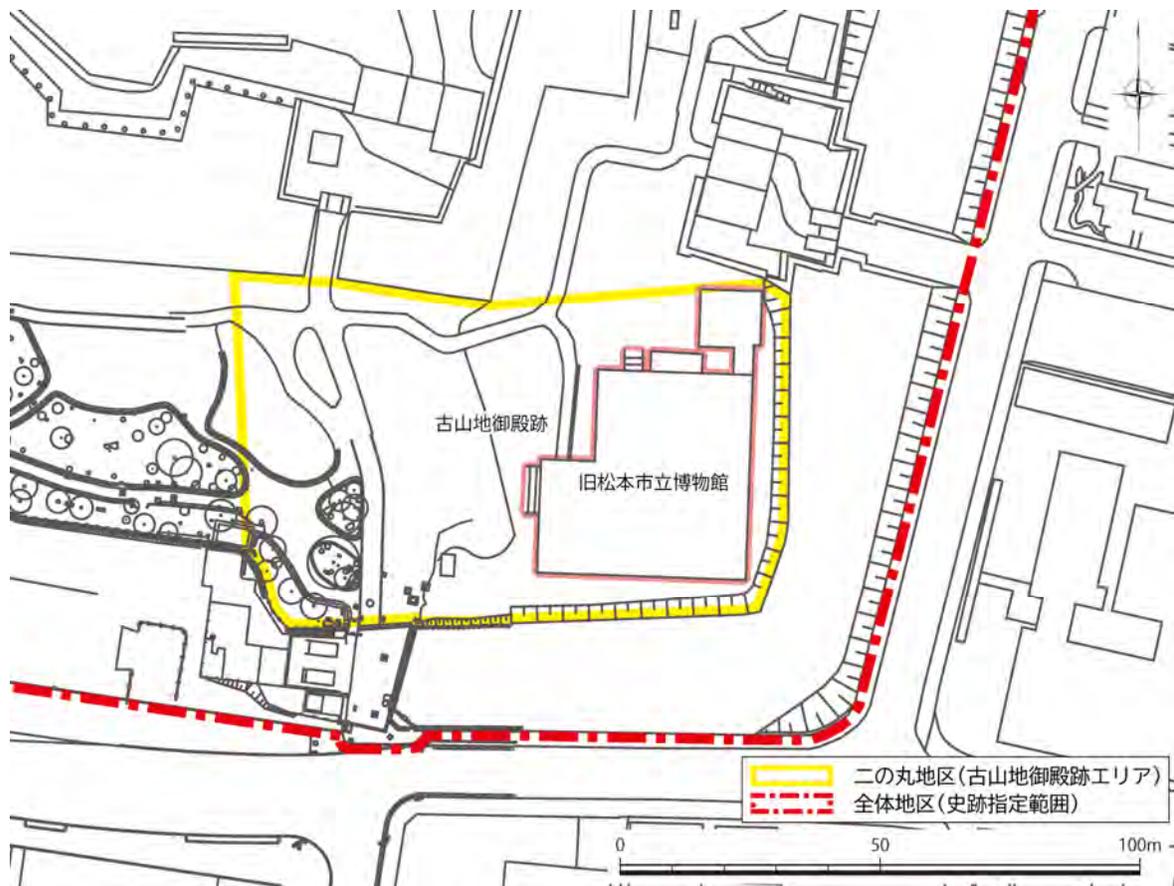
【活用のための整備】

④旧松本市立博物館の解体

旧松本市立博物館の解体に当たっては、史跡を傷つけない施工が必須であるため、事前の発掘調査や検討が必要です。

⑤古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備

旧松本市立博物館解体後の跡地については、古山地御殿跡（及び新御殿跡）、辰巳隅櫓跡の発掘調査及び整備が可能となることから、実施に向けた検討が必要となります。整備の際は、遺構表現と来場者の動線が重ならないようなゾーニングの検討が必要です。また、大規模なイベント開催時の一般の来場者の快適な見学環境及び一般市民の憩いの場の確保も課題となっています。



第33図 二の丸地区（古山地御殿跡エリア）拡大



旧松本市立博物館（閉館）

オ 二の丸地区（八千俵蔵跡周辺エリア）

【活用のための整備】

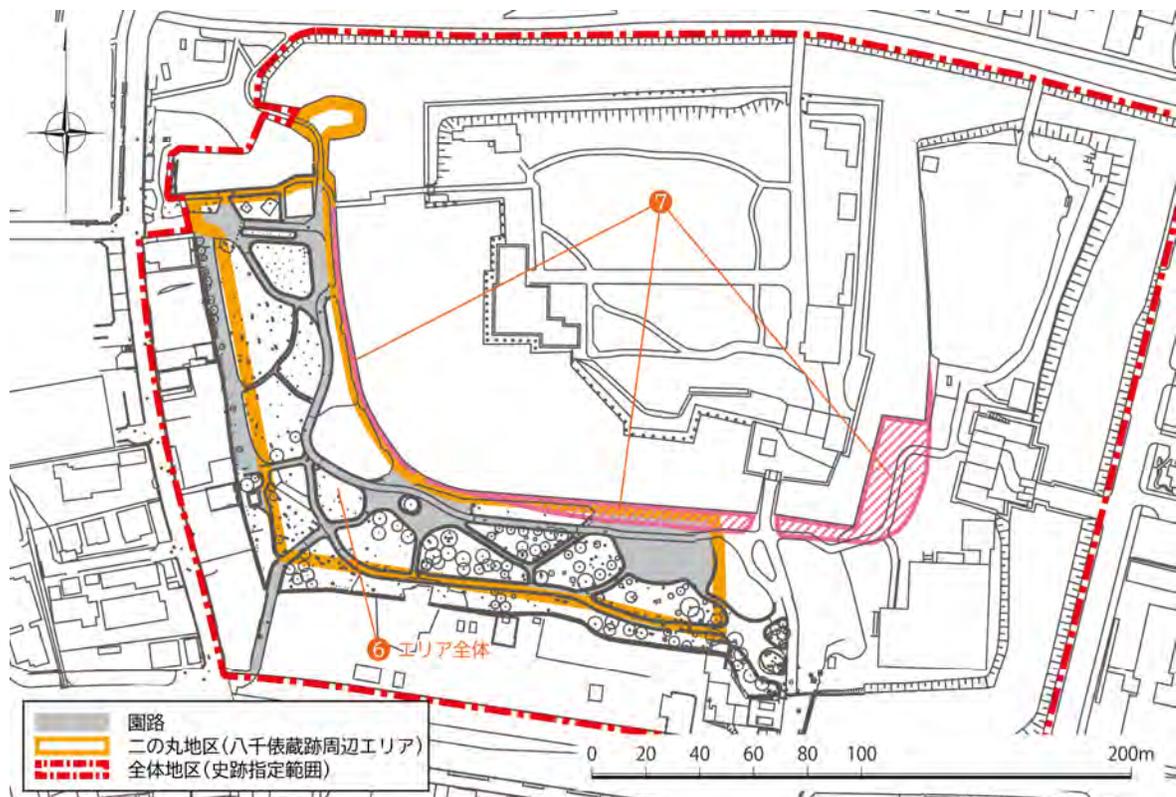
⑥八千俵蔵跡と周辺の整備

八千俵蔵跡と周辺の整備のため、文献資料や発掘調査等から詳細を明らかにする必要があります。絵図では蔵となっている場所が園路となっているため、全体的な園路の見直しが必要です。

また、南・西外堀の復元の際、既存の園路まで整備範囲が及ぶことが想定されるため、エリア内の園路の見直し、トイレ2か所の再配置等、エリア全体の再整備を検討する必要があります。

⑦内堀の整備

内堀については、旧制松本中学校建設のため埋め立てられた内堀南側・南東側の部分について発掘調査を行い、その結果に基づいて本来の姿が分かるような整備が必要です。



第34図 二の丸地区（八千俵蔵跡周辺エリア）拡大

カ 二の丸地区（南・西外堀エリア）

【活用のための整備】

⑧南・西外堀の復元

二の丸地区のうち、南・西外堀エリアにおいては、堀の復元が課題となっています。

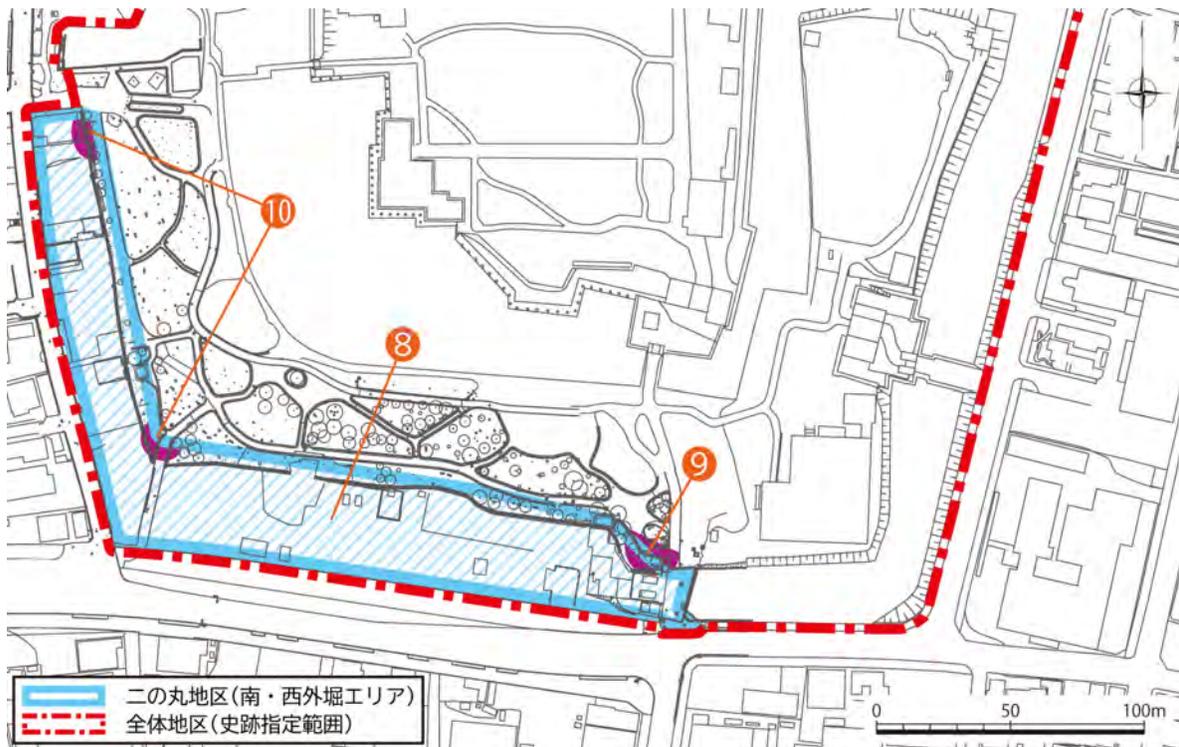
南・西外堀の復元については、現在南側の範囲は公有地化がほとんど完了しており、西側についても関係権利者の理解と協力の下、今後も継続して史跡追加指定と公有地化を推進する必要があります。事業予定地の一部から土壌汚染対策法に基づく溶出基準量を上回る量の汚染物質が検出され、それらの対策や堀の形状、堀水の確保方法等の課題があります。

⑨南隅櫓跡の整備

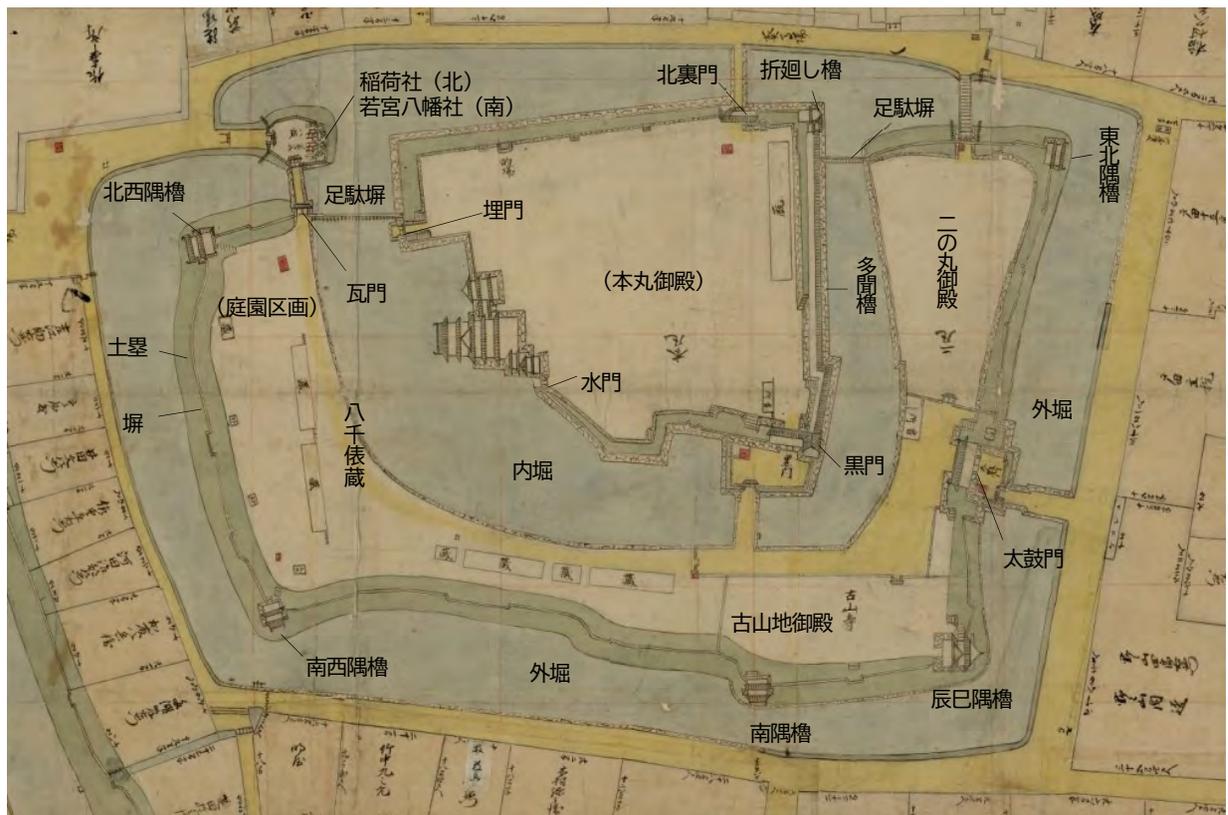
南隅櫓跡の整備については、発掘調査を実施し、位置等の確認、復元整備方針の検討が必要です。

⑩北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備

北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡については、発掘調査を実施し、位置等の確認、復元整備方針の検討が必要です。



第35図 二の丸地区（南・西外堀エリア）拡大



第36図 松本城本丸から外堀までの範囲
 (「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)の部分)

キ 三の丸地区

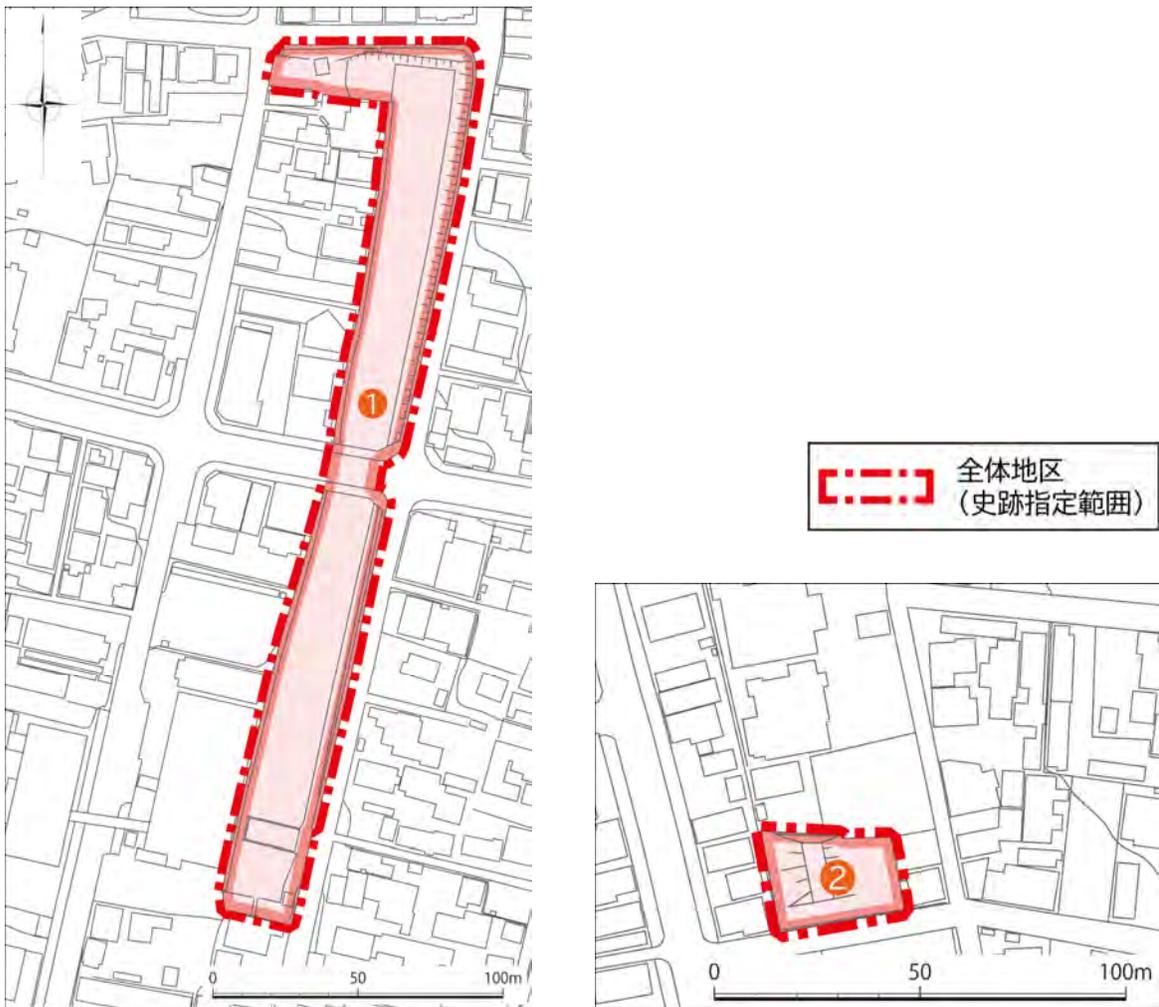
【活用のための整備】

①東総堀の周知

本丸・二の丸地区から東総堀への人の流れを創出するための周知（サイン整備等）が必要です。また、東総堀周辺には、かつて馬出しがあったことを示す北門馬出し跡や、北門大井戸がありますが、更なる周知（サイン整備等）が必要です。

②西総堀土塁跡の再整備

西総堀土塁跡の再整備が必要となっています。より良い姿にするため、引き続き調査研究が必要です。



第37図 三の丸地区拡大



北門大井戸



西総堀土塁跡

ク 三の丸地区（指定範囲外）

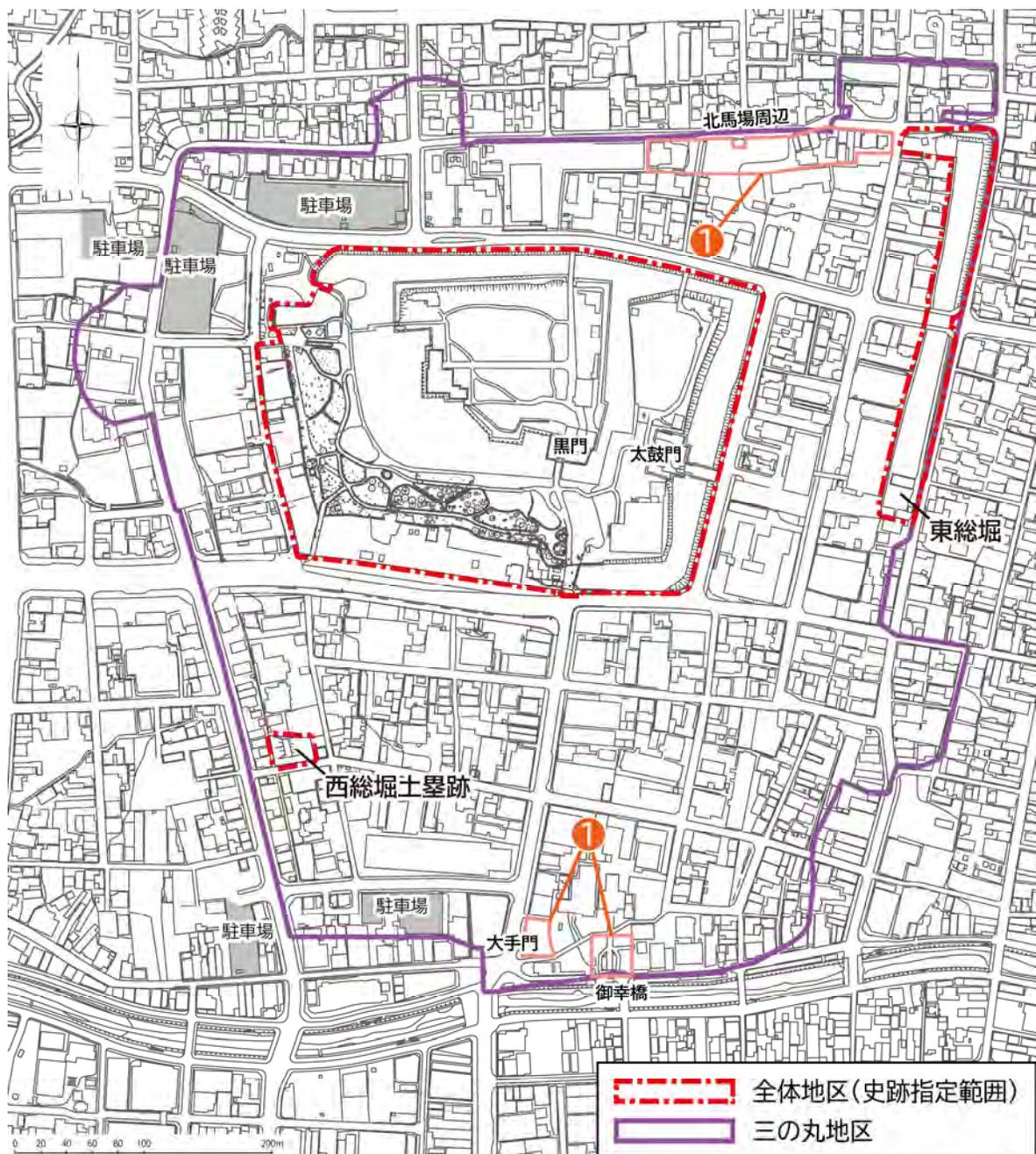
【活用のための整備】

①三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知

指定範囲外に残る往時の松本城の痕跡が残る部分（北馬場周辺、御幸橋周辺、大手門跡等）への人の流れの創出や、保存につなげるための周知（サイン整備等）が必要です。

②ガイダンス施設の整備

現状、史跡松本城のガイダンス施設が存在していないため、博物館との連携の在り方の検討等による情報提供の充実が必要です。



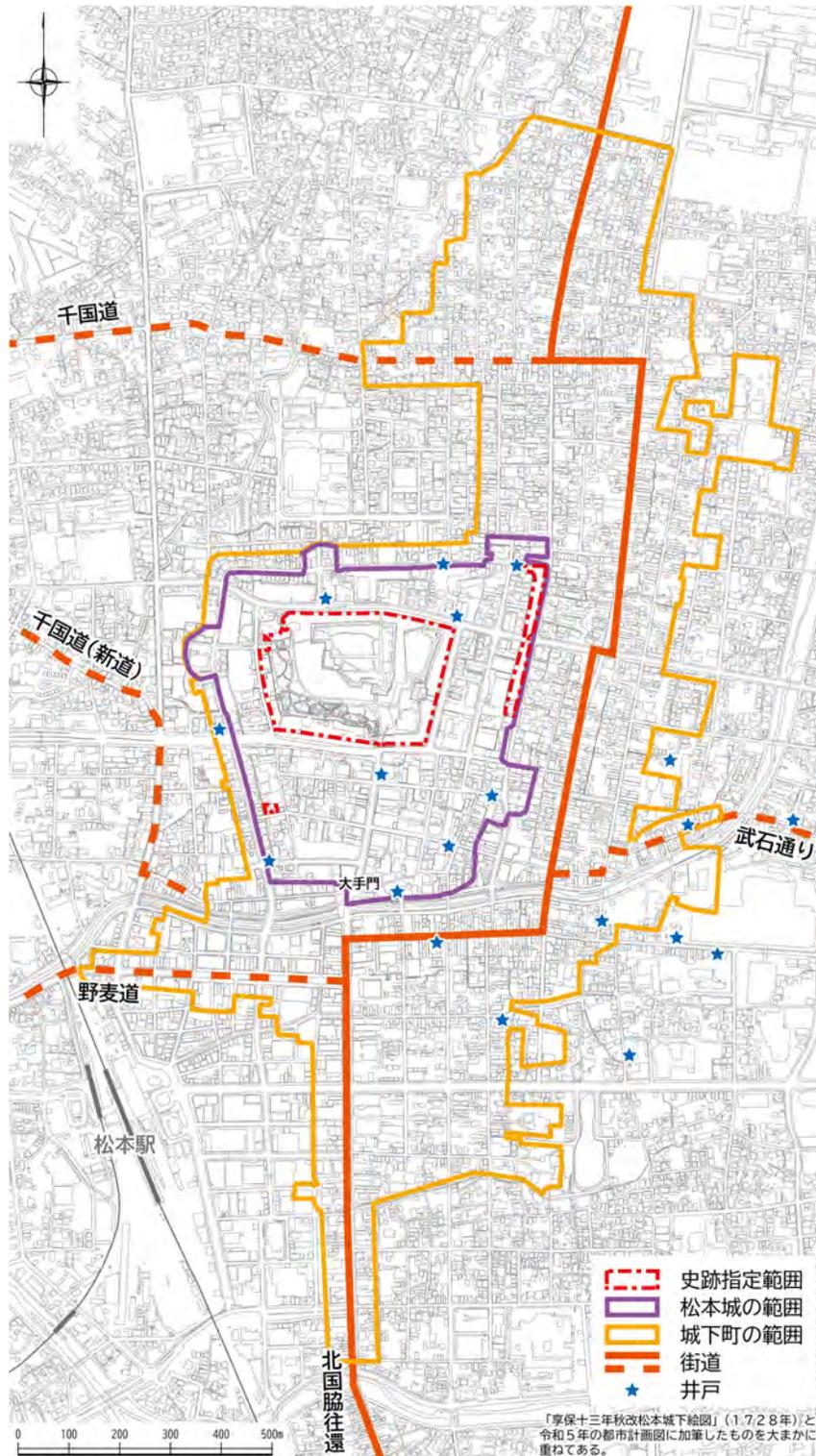
第38図 三の丸地区（指定範囲外）

ケ 城下町地区

【活用のための整備】

①城下町の特徴と歴史的価値の周知

武家屋敷等の建造物や町割り、水路、井戸等が再開発によって変化しています。指定範囲外に残る往時の城下町の特徴が残る部分への人の流れの創出や、保存につなげるための周知（サイン整備等）が必要です。



第39図 城下町地区

3 整備の優先順位

地区区分ごとの整備における主な検討課題を整理した上で、計画的に課題を解決していくために現在の取組み進捗を踏まえ、整備の優先順位を検討しました。（表13）

(1) 優先順位が高いもの（取組みが進んでいて、短期的に解決できるもの）

全体地区

- ②石垣カルテの作成
- ③堀の浚渫
- ④水質の維持・管理
- ⑤サイン計画の作成
- ⑦動線計画の作成

本丸地区（該当する課題は全て史跡整備ではない。）

- ⑤天守の耐震対策
- ⑥天守の防災対策
- ⑦黒門の耐震対策

二の丸地区

- ③太鼓門の耐震対策
- ④旧松本市立博物館の解体
- ⑧南・西外堀の復元

(2) 優先順位がやや高いもの（短期的に解決できるもの）

全体地区

- ①石垣の修理
- ⑥サイン整備
- ⑧園路の整備
- ⑨トイレの再配置
- ⑩植栽の整備
- ⑪往時の登城路の周知

本丸地区

- ③足駄堀の周知

二の丸地区

- ⑤古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備
- ⑥八千俵蔵跡と周辺の整備
- ⑦内堀の整備
- ⑨南隅櫓跡の整備

⑩北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備

(3)優先順位が低いもの（長期的に解決すべきもの）

本丸地区

- ①管理事務所の移転
- ②本丸御殿跡及び園路の整備
- ④多間櫓跡及び折廻し櫓跡の整備

二の丸地区

- ①二の丸御殿跡の再整備
- ②東北隅櫓跡の再整備

三の丸地区

- ①東総堀の周知
- ②西総堀土塁跡の再整備

三の丸地区（指定範囲外）

- ①三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知
- ②ガイダンス施設の整備

城下町地区

- ①城下町地区の特徴と歴史的価値の周知

表1-3 地区区分ごとの整備における主な検討課題

	地区区分	通し番号	番号	整備における主な検討課題	優先度	整備区分		
史跡指定範囲	全体地区	1	①	石垣の修理	・顕著な石の抜けや孕み出しが見られるなど、石垣の修理が必要な箇所がある。	やや高	保存のための整備	
		2	②	石垣カルテの作成	・石垣の詳細記録が不明であり、石垣カルテを作成する必要がある。	高		
		3	③	堀の浚渫	・堀の浚渫（堆積物の除去）が必要である。	高		
		4	④	水質の維持・管理	・堀の復元及び浚渫事業後、水の滞留時間の増加に伴い、水質悪化が想定されるため、対策が必要である。	高		
		5	⑤	サイン計画の作成	・現状の解説板は、全体のサイン計画がないため、デザインや内容に統一性がない。	高		
		6	⑥	サイン整備	・史跡の構成要素に関するサインが不足し、情報を市民、来場者に十分に提供できていない。	やや高		
		7	⑦	動線計画の作成	・史跡全体を回遊してもらうための計画がないため、動線計画を作成する必要がある。	高		
		8	⑧	園路の整備	・蔵や御殿となっている場所が園路となっているため、全体的な園路の見直しが必要である。また、不陸箇所や暗渠排水の老朽化により、雨天時に随所に水たまりができ、改善が必要である。	やや高		
		9	⑨	トイレの再配置	・トイレ等の便益施設の整備見直しや、南・西外堀の復元に伴う代替機能の確保等、今後の取扱いの検討が必要である。	やや高		
		10	⑩	植栽の整備	・樹木の適切な管理、南・西外堀復元に伴う今後の取扱いの検討が必要である。また、樹勢の衰えている樹木について、専門家による診断等の樹勢回復の措置を講ずる必要がある。	やや高		
		11	⑪	往時の登城路の周知	・二の丸への本来の出入口は太鼓門であるということを知りさせる方法の検討が必要である。	やや高		活用のための整備
	本丸地区	12	①	管理事務所の移転	・管理事務所の移転・撤去へ向けた具体的な取組みが必要である。	低		
		13	②	本丸御殿跡及び園路の整備	・本丸御殿跡の整備や園路の改修が必要である。	低		
		14	③	足駄塀の周知	・足駄塀の本来の姿を知りさせる方法の検討が必要である。	やや高		
		15	④	多聞櫓跡及び折返し櫓跡の整備	・多聞櫓跡及び折返し櫓跡については、整備に向けた検討が必要である。	低		
		16	⑤	天守の耐震対策	・天守の耐震対策工が必要である。	高		
		17	⑥	天守の防災対策	・天守の防災設備の更新が必要である。	高		
		18	⑦	黒門の耐震対策	・黒門の耐震対策工が必要である。	高		
	二の丸地区	二の丸御殿跡周辺エリア	19	①	二の丸御殿跡の再整備	・二の丸御殿跡の再整備と更に調査研究が必要である。	低	活用のための整備
			20	②	東北隅櫓跡の再整備	・東北隅櫓跡の再整備に向けた検討が必要である。	低	
			21	③	太鼓門の耐震対策	・太鼓門の耐震対策工が必要である。	高	
		古山地御殿跡エリア	22	④	旧松本市立博物館の解体	・旧松本市立博物館の解体に伴う検討が必要である。	高	
			23	⑤	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備	・旧松本市立博物館の解体後、古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の発掘調査及び整備に向けた検討が必要である。	やや高	
		八千俵蔵跡周辺エリア	24	⑥	八千俵蔵跡と周辺の整備	・八千俵蔵跡と周辺の整備に向けた検討が必要である。南・西外堀復元事業にあわせた園路の見直し等、エリア全体の整備へ向けた検討が必要である。	やや高	
			25	⑦	内堀の整備	・旧制松本中学校建設のため埋め立てられた内堀南側・南東側の部分について、発掘調査と、その結果に基づいた整備を行う必要がある。	やや高	
		南・西外堀エリア	26	⑧	南・西外堀の復元	・南・西外堀の復元が必要である。	高	
			27	⑨	南隅櫓跡の整備	・南隅櫓跡の整備に向けた検討が必要である。	やや高	
			28	⑩	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	・北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡について整備に向けた検討が必要である。	やや高	
	三の丸地区	29	①	東総堀の周知	・本丸・二の丸地区から東総堀への人の流れを創出するための周知が必要である。	低		
		30	②	西総堀土塁跡の再整備	・西総堀土塁跡の再整備が必要である。	低		
	史跡指定範囲外	三の丸地区（指定範囲外）	31	①	三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知	・指定範囲外に残る往時の松本城の痕跡が残る部分（北馬場周辺、御幸橋周辺、大手門跡等）への人の流れの創出や保存につなげるための周知が必要である。	低	
			32	②	ガイダンス施設の整備	・現状、史跡松本城のガイダンス施設が存在していないため、博物館との連携の在り方の検討等による情報提供の充実が必要である。	低	
		城下町地区	33	①	城下町の特徴と歴史的価値の周知	・指定範囲外に残る往時の城下町の特徴（町割りや道路、十王堂等）を保存につなげるための周知が必要である。	低	

※整備には復元整備等も含まれる。

第6章 基本理念と基本方針

国宝天守だけじゃない！ “史跡松本城”の価値や魅力を分かり易く伝える

1 基本理念

史跡松本城を後世へ確実に引き継いでいくためには、史跡松本城が持つ魅力や価値を分かり易く伝え、多くの人に理解してもらうことが必要です。

現状、「国宝松本城」という言葉がよく使われています。しかし、国宝はあくまで建造物の天守のみを指しており、本丸や二の丸といった松本城公園の大部分は史跡の指定範囲になっています。また、文化財としての正式な名前は「国宝松本城天守」、「史跡松本城」です。

史跡松本城の魅力や価値をより広く、分かり易く伝えることを目指し、保存活用計画で定められた大綱に基づき、整備の基本理念を以下のとおり設定します。

(1) 史跡の一体的な保存・活用整備

史跡松本城の構成要素や本質的価値を分かり易く顕在化し、それらの一体的な保存・活用整備を図ることによって、史跡松本城及び国宝松本城天守を後世に確実に引き継ぎます。

なお、整備に当たっては十分な調査研究により史実を把握し、それに基づく復元や、復元以外の多様な手法によって往時の姿を伝えます。

(2) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上

史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する重要遺構の調査研究を進め、史跡追加指定等を視野に入れながらその確実な保存を図るとともに、城下町に関連した歴史資産についても一体的な保存活用を図ることで、史跡松本城の価値の更なる向上を図ります。

(3) 地域に根差した保存・活用整備

中心市街地に位置し、都市公園でもある史跡松本城を訪れる市民・観光客が快適に見学し、憩うことのできる場として活用を図るとともに、松本城の魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できるよう整備を図ります。

(4) 地域づくり・まちづくりとの連携

松本城が松本市のシンボルとして、また松本城を中心としたまちづくりの核としてあり続け、市民や次世代を担う子どもたちが松本城や地域の歴史に誇りを持てるよう、各種まちづくり計画、景観計画等との整合を図るとともに、市民との協働による保存・活用整備を図ります。

2 基本方針

(1)整備の目標（完成形）

整備における史跡松本城の目標（完成形）を次のとおり定めます。

「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」

これは、近世城郭としての体裁を整えたと思われる石川氏の時代背景を示す縄張りや天守が一体となって残存する一方、現状において、絵図、写真、その他の客観的な資料に基づく検証の可能性が最も高いのが幕末期であることによるもので、このことが、史跡松本城の本質的価値を正しく守り伝えることにつながると考えます。

ただし、景観・管理上やむを得ない場合は、こうした歴史的環境整備に係る対象や手法等について弾力的に考えることとします。

なお、遺構の残存状況や基準となる絵図、古文書等の年代により幕末期の姿を特定し難い場合は、発掘成果と史資料の調査・研究を踏まえ、可能な限り史実に近い再現を行います。

(2)整備方針

ア 基本原則

- ・ いかなる整備も、十分な調査・研究成果を踏まえて実施します。
- ・ 第4章で示した検討課題の解決を念頭に置きます。

イ 整備期間

- ・ 全体の計画期間をおおむね50年とし、10年を目途に段階的に計画を策定し、整備を進めていきます。本計画の整備期間は、実効性のある10年間（令和5年度から令和14年度まで（2023年から2032年まで））とします。なお、令和15年（2033年）以降の整備内容は、整備の実施状況や計画の成果を反映して、期間の終盤（令和12年度から令和14年度まで（2030年度から2032年度まで））に検討を行います。

ウ 整備方針

基本理念に対応する整備方針は次のとおりです。

(ア) 史跡の一体的な保存・活用整備に関する方針

- a 史跡等の本質的価値の保存と顕在化を図るため、計画の立案に当たっては、「保存のための整備」と「活用のための整備」の2つの視点に立ち、それぞれの目的に最も適した整備方針や整備手法を検討します。
- b 「保存のための整備」に当たっては、史跡松本城を確実に保存し、後世に引き継いでいくための取組みを実施します。具体的には、史跡の適切な維持管理や、調査による現状把握と計画的な修理等がその内容となります。
- c 「活用のための整備」に当たっては、史跡松本城の本質的価値を伝えるために、その歴

史的景観の整備や利用環境の向上、理解促進等を含む取組みを計画的に実施します。具体的には、史跡の復元・整備、快適な施設・環境整備等に加え、市民等への公開活用の在り方などのソフト的な取組みやガイダンス施設の整備も含まれます。

(イ) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上に関する方針

- a 松本市教育委員会が策定した歴史文化基本構想は、指定・未指定を問わず地域の文化財の詳細な把握を実施した上で、文化財を単体としてではなく、地域の歴史(ストーリー)を語る文化財群として捉え、地域の歴史の理解促進と文化財の保護を図るものです。
- b 歴史文化基本構想で定めるストーリーや関連文化財群の中核に松本城を位置付けることで、松本城に関する理解はもとより、他の文化財群との一体的な保存・活用や、地域の歴史に関する理解をより深めます。

(ウ) 地域に根差した保存・活用整備に関する方針

史跡松本城の価値を活かし、松本城を学校教育・社会教育の学びの場として活用するとともに、授業・講座等により、松本城の価値を市民や次世代を担う子どもたちに伝え、保護意識の醸成を図ります。また、中心市街地に位置する都市公園であることから、市民や観光客が歴史的景観を楽しみながら憩える場所として活用を図ります。

a 学校教育における活用

これまで実施している教材の配布、学校での授業を継続して実施し、松本城や地域の歴史・文化財の理解促進を図ります。学校での授業においては、松本城周辺の中心市街地以外の学校においても、身近な各地区の文化財を取り上げながら、松本城との関わりを学ぶことができるよう留意し、社会科見学を含む学校教育における松本城を活用した授業プログラム等について検討します。

b 社会教育における活用

これまで実施している出前講座や、地区公民館での歴史講座への参画等を継続して実施し、市民の学びの素材や学びの場としての松本城の活用を図ります。

c 学びの場としての活用

松本城を学びの場として活用し、史跡松本城・国宝松本城天守の価値を伝達する機会を設けています。これら事業を継続して実施するとともに、更なる充実を図ります。

d 情報発信の強化

国宝松本城天守と一体的に史跡松本城の価値を分かり易く伝えるため、パンフレット、ホームページの充実等を図ります。

(イ) 地域づくり・まちづくりとの連携に関する方針

a 周辺地域の環境保全

- ・史跡松本城の周辺地域は、「景観計画」「緑の基本計画」「周辺整備計画」「保存活用

- 計画」「松本城三の丸エリアビジョン」などに基づき、一体的な保全を図っていきます。
- ・緑化の具体的な手法は、「緑のデザインマニュアル」を十分に踏まえたものとします。
- ・史跡指定地と一体となった城下町の保存・復元整備については、「総合計画」「都市計画マスタープラン」に加え、「松本城三の丸エリアビジョン」も踏まえつつ推進する必要があります。
- ・将来にわたって良好な環境と景観を維持していくためには地域住民の協力が不可欠であり、史跡松本城全体の価値や魅力、保全の意義等に関する広報や動機付けの機会づくりに努めます。

b 松本城を中心としたまちづくり

南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業に伴い、松本城三の丸の今後の在り方について、地元及び行政が連携して検討を行っています。松本城は、その核となる存在であり、保存管理及び整備を適切に行い、その役割を十分に果たせるよう活用を図ります。

c 中心市街地活性化、地域振興

松本城は、松本市の主要な観光拠点であり、観光客の中心市街地への回遊の起点となる場所です。中心市街地の回遊性の向上等の取組みと連携を図り、市街地活性化の拠点としての活用を図ります。また、地域振興のための各種イベントについては、史跡の保存や適切な見学環境及び憩いの場としての公園の機能の維持との調整を図りながら実施し、地域振興における活用を図ります。

(3)事業の推進体制

史跡松本城・国宝松本城天守の整備・維持管理には様々な部局が関わっています。

ア 現在の推進体制

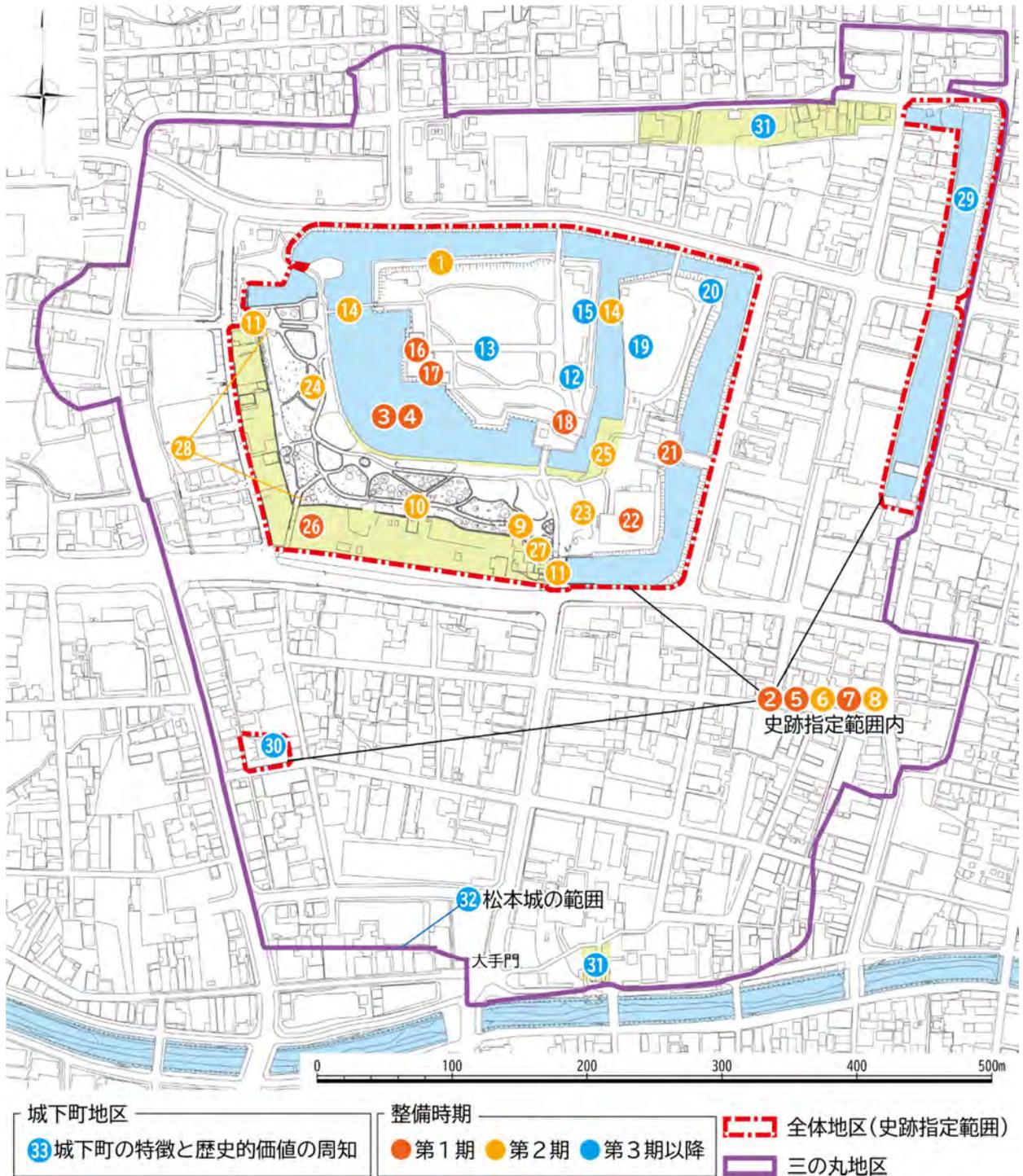
お城まちなみ創造本部	：南・西外堀復元整備の調査研究、計画及び工事設計の作成
文化財課 城郭整備担当	：史跡松本城・国宝松本城天守の調査研究、整備事業（天守耐震、天守防災、黒門・太鼓門耐震、堀浚渫 ^{しゅんせつ} ）、普及啓発
文化財担当	：現状変更申請事務
埋蔵文化財担当	：整備事業に伴う発掘調査、発掘調査報告書の作成
松本城管理課	：日常的な維持管理、堀の維持管理、天守・史跡の公開、イベント調整、駐車場管理、券売・売店運営

イ 課題

松本城の保存・整備・活用に当たっては、大規模な整備事業だけでなく、日常の維持管理の積み重ねが重要です。このため、史跡松本城の整備事業の推進に当たっては、管理部門と整備部門が一体的に取り組んでいく必要があります。今後、金沢城（石川県）や熊本城（熊本市）のような先進的な事例を参考に、適切な事業推進体制の構築が望まれます。

3 めざすべき姿

現状の課題や関連計画との整合を踏まえ、史跡松本城及びその周辺地区の整備における50年後のめざすべき姿を整理すると次のとおりです。(第40図、表14参照)



第40図 史跡松本城及びその周辺地区における整備項目

表14 史跡松本城及びその周辺地区における整備項目と整備時期

	地区区分	番号	整備項目	整備時期	整備区分	
史跡指定範囲	全体地区	①	石垣の修理	第2期	保存整備のための	
		②	石垣カルテの作成	第1期		
		③	堀の浚渫 <small>しゅんせつ</small>	第1期		
		④	水質の維持・管理	第1期		
		⑤	サイン計画の作成	第1期		
		⑥	サイン整備	第2期		
		⑦	動線計画の作成	第1期		
		⑧	園路の整備	第2期		
		⑨	トイレの再配置	第2期		
		⑩	植栽の整備	第2期		
		⑪	往時の登城路の周知	第2期		
	本丸地区	⑫	管理事務所の移転	第3期以降	活用のための整備	
		⑬	本丸御殿跡及び園路の整備	第3期以降		
		⑭	足駄塀 <small>あしだべい</small> の周知	第2期		
		⑮	多間櫓跡 <small>やぐら</small> 及び折返し櫓跡の整備	第3期以降		
		⑯	天守の耐震対策	第1期		
		⑰	天守の防災対策	第1期		
		⑱	黒門の耐震対策	第1期		
	二の丸地区	二の丸御殿跡周辺エリア	⑲	二の丸御殿跡の再整備	第3期以降	活用のための整備
			⑳	東北隅櫓跡の再整備	第3期以降	
			㉑	太鼓門の耐震対策	第1期	
		古山地御殿跡エリア	㉒	旧松本市立博物館の解体	第1期	
			㉓	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備	第2期	
		八千俵蔵跡周辺エリア	㉔	八千俵蔵跡と周辺の整備	第2期	
			㉕	内堀の整備	第2期	
		南・西外堀エリア	㉖	南・西外堀の復元	第1期	
			㉗	南隅櫓跡の整備	第2期	
			㉘	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	第2期	
		三の丸地区	㉙	東総堀の周知	第3期以降	
			㉚	西総堀土塁跡の再整備	第3期以降	
	史跡指定範囲外	三の丸地区(指定範囲外)	㉛	三の丸地区(指定範囲外)の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	史跡整備外
			㉜	ガイダンス施設の整備	第3期以降	
		城下町地区	㉝	城下町の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	

注) 第1期を令和5年度から令和14年度(2023年度から2032年度)、
第2期を令和15年度から令和24年度(2033年度から2042年度)、
第3期以降を令和25年度(2043年度)以降とする。

注) 整備には復元整備等も含まれる。

本計画では、平成11年度(1999年度)に松本市が策定した「周辺整備計画」で定めた18の整備項目を、今の時代に即した内容に整理して引き継いでいます。特に、周辺整備計画策定時に想定していた建造物の復元については、新たな整備手法も研究しながら、第2期以降の整備課題として検討していきます。

表15 周辺整備計画と本計画の対応について

松本城およびその周辺整備計画(平成11年)

	地区区分	番号	整備項目	対応先
史跡指定範囲	本丸	1	管理棟の撤去	12
		2	本丸御殿跡の整備	13
		3	北外堀内側石垣の補修	1
		4	多間櫓・折廻し櫓の復元	15
		5	足駄堀の復元	14
		6	内堀の復元	25
		7	黒門台石垣の改修	1
	二の丸	8	日本民俗資料館の移転	22
		9	辰巳隅櫓の復元	23
		10	古山地御殿跡の整備	23
		11	八千俵蔵の復元と周辺整備	24
		12	南・西外堀の復元	26
		13	南隅櫓の復元	27
		14	東北隅櫓の復元	20
		15	二の丸御殿の復元	19
史跡指定範囲外	三の丸	16	北馬場総堀の整備	31
		17	御幸橋付近の総堀の整備	31
	周辺地区	18	周辺景観の整備と町並みの整備	33

史跡松本城整備基本計画(令和6年)

	地区区分	番号	整備項目	
史跡指定範囲	全体地区	1	石垣の修理	
		2	石垣カルテの作成	
		3	堀の浚渫	
		4	水質の維持・管理	
		5	サイン計画の作成	
		6	サイン整備	
		7	動線計画の作成	
		8	園路の整備	
		9	トイレの再配置	
		10	植栽の整備	
		11	往時の登城路の周知	
	本丸地区	12	管理事務所の移転	
		13	本丸御殿跡及び園路の整備	
		14	足駄堀の周知	
		15	多間櫓跡及び折廻し櫓跡の整備	
		16	天守の耐震対策	
		17	天守の防災対策	
		18	黒門の耐震対策	
		二の丸地区	二の丸御殿跡周辺エリア	19
	20			東北隅櫓跡の再整備
	21			太鼓門の耐震対策
	古山地御殿跡エリア		22	旧松本市立博物館の解体
			23	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備
	八千俵蔵跡周辺エリア		24	八千俵蔵跡と周辺の整備
			25	内堀の整備
	南・西外堀エリア		26	南・西外堀の復元
			27	南隅櫓跡の整備
		28	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	
	三の丸地区	29	東総堀の周知	
		30	西総堀土塁跡の再整備	
	史跡指定範囲外	三の丸地区(指定範囲外)	31	三の丸地区(指定範囲外)の特徴と歴史的価値の周知
			32	ガイダンス施設の整備
		城下町地区	33	城下町の特徴と歴史的価値の周知

第7章 整備基本計画

本章では、今後10年間（第1期）で実施する整備について具体的に示します。

1 南・西外堀の復元整備計画

(1)経過と現状

南・西外堀は、大正8年（1919年）頃から埋め立てが始まり、昭和3年（1928年）頃には大部分が埋め立てられたとされています。明治13年（1880年）、士族が相互扶助のため城の堀で養魚を行う結社「松本齊産土地株式会社」へ払い下げられ、宅地等として利用されてきました。

昭和52年（1977年）に策定した「松本城中央公園整備計画」では、埋め立てられた南・西外堀を再び水堀として整備する計画が記載されました。平成11年（1999年）に策定した「周辺整備計画」でも同様の計画が記載され、（都）内環状北線（外堀大通り）整備事業と一体化して、地域住民の理解と協力を得て復元する整備方針を掲げました。その後、平成24年度（2012年度）には国の史跡追加指定に着手し、平成25年度（2013年度）には事業用地取得に着手しました。

ア 史跡指定

平成8年度（1996年度）以降、地元権利関係者との協議や発掘調査による堀の位置の確定を継続的に進めるなどして、平成25年度（2013年度）から平成28年度（2016年度）にかけて、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を行いました。現在の史跡指定範囲は第21図（第3章）のとおりです。

なお、現在進めている南・西外堀復元整備は、既に史跡追加指定をし、事業用地取得を進めている範囲としますが、西外堀側の市道1057号線の付替え整備を前提として、市道部分も史跡追加指定をして整備することを検討します。

イ 事業用地取得

史跡追加指定した範囲について、平成25年度（2013年度）から事業用地の公有地化を進めてきました。令和6年（2024年）3月末時点の取得面積は8,978.09平方メートル、全体面積9,283.26平方メートルに対する取得率は96.7%となりました。このうち、南外堀側は100%に達し、西外堀側は92.1%となりました。

南外堀側は、一体的に整備するとしてきた外堀大通りを令和5年7月に対面2車線通行で供用開始しました。

ウ 土壌汚染の確認

平成25年度（2013年度）に実施した内堀の一部^{しゅんせつ}浚渫の際、堆積土から土壌溶出量基準を上回る砒素^ひ及びその化合物が検出されました。これを受け、南・西外堀復元事業用地は、平成26年度（2014年度）に土壌汚染対策法に基づく自主的な土壌汚染状況調査（地

歴調査)を実施し、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に区分されました。土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土壤は、埋立土の下位に分布する堀の堆積土ですが、これは人工的な堆積物でないため、自然由来の土壤として取り扱うことが適切と結論付けられました。この地歴調査の結果を受け、平成29年度から平成30年度(2017年度から2018年度)にかけて事業用地内25か所で自主的に土壤汚染調査(試料採取調査)を実施し、9か所で土壤汚染対策法に基づく溶出量基準値を超過する鉛及びその化合物が検出されました。

平成30年(2018年)には、溶出量基準値を超過する土壤の処分が不要となるよう、堀を掘削せずに、現状を保持したまま整備する「平面整備」に事業方針を見直しました。しかし、水堀の復元は、地域住民の理解と協力を得て取り組んでいるものであり、多くの市民の悲願であることから、土壤汚染対策法及び関連する省令の一部改正(平成31年)を踏まえた複数の手法を選択肢として、「水をたたえた堀」の実現に向けた調査・研究を進めています。

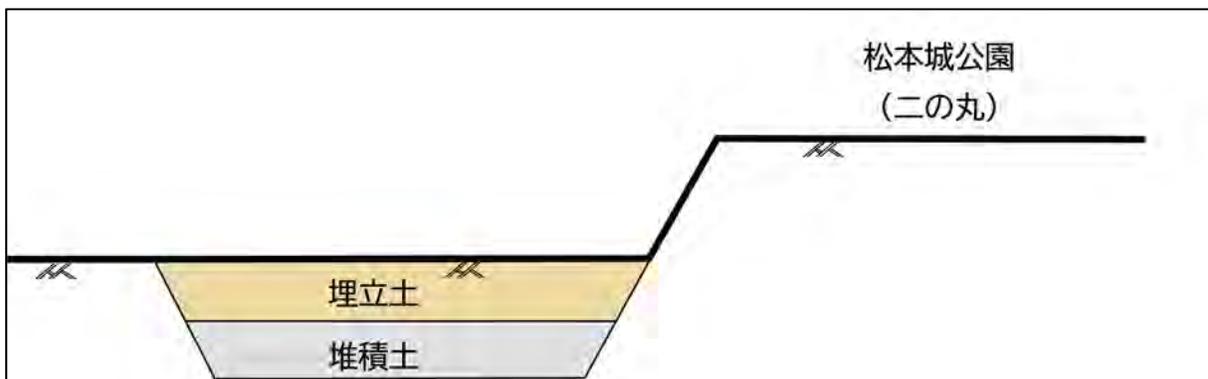
工 堀の埋立土等

令和4年度から令和5年度(2022年度から2023年度)までの南外堀発掘調査で、一部の埋立土から近代のものと思われる燈明皿、陶磁器片、木製品等が出土しました。また、埋立土に石炭屑や鉱さい屑を用いたとの伝聞があり、今後これらが出土した場合にはその対応を検討することが必要です。

令和4年度(2022年度)の南外堀発掘調査に合わせ、土質の工学的性質等を調査し、適正な利用を図るための手法等を検討するために土質調査を行いました。調査の結果、埋立土は自然状態でも用途を限定すれば無処理で使用が可能である一方、堀底付近の堆積土は軟弱であり、自然状態では土質区分基準の泥土に相当することを確認しました。

オ 発生土利用

復元整備に当たっては、掘削した土砂を現地で有効活用することが望ましいと考えますが、埋立土と堆積土の特性を把握した上で活用方法を工夫する必要があることから、掘削する土の量や利用箇所、用途、移動距離等の要素を加味した検討を進めます。



第41図 埋立土と堆積土

(2) 絵図資料の検討

ア 基礎資料

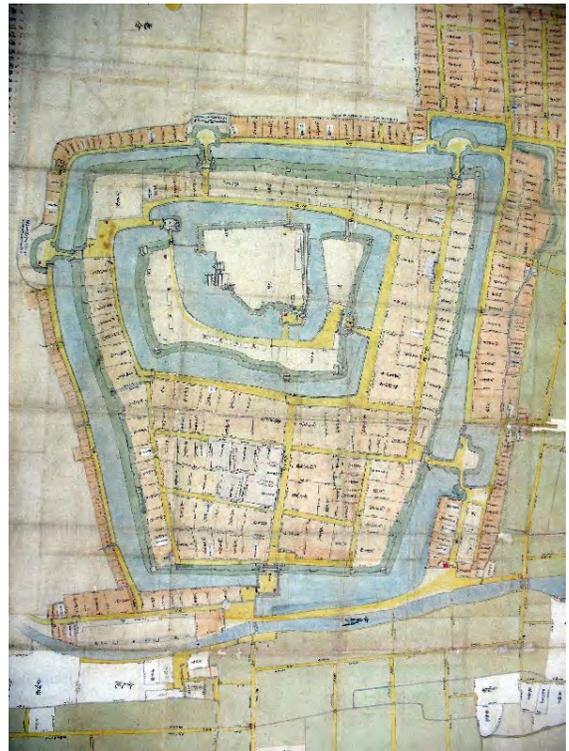
(ア) 享保十三年絵図の概要

松本城の近世及び近代に近世の様子を描いた絵図は15点に及びます。このうち、南・西外堀の復元の基礎資料として、「享保十三年絵図」を抽出しました。

享保十三年絵図では、武家地は薄茶色、町人地は薄緑色、寺社地は白、道路は黄土色、堀・河川は紺色、土塁は緑色、番所は赤で塗り分けて描かれています。

享保10年(1725年)に水野氏が江戸城内で刃傷事件を起こして改易となり、享保11年(1726年)に戸田氏が志摩国鳥羽から入封して2年ほど経った享保13年(1728年)に描かれたものです。その後も頻繁に修正が行われ、嘉永2年(1849年)の火災で復旧した際の大きな紙が貼り重ねられていることから、幕末期まで使用されていたことが分かります。

この絵図は、他の絵図と比べても縮尺精度が非常に高く、絵図全体に朱線で柵目が引かれ、柵目の一辺が50間であることから、600分の1の縮尺で描かれています。平成29年度から平成30年度(2017年度から2018年度)に実施した南・西外堀土塁の位置を確認する発掘調査では、この絵図を基に調査位置を設定したところ、調査地点から土塁裾部が確認されたことから、この絵図の正確性が証明されています。



第42図 享保十三年秋改 松本城下絵図(1728年)の部分

(イ) 絵図に記された外堀の構造

a 石垣

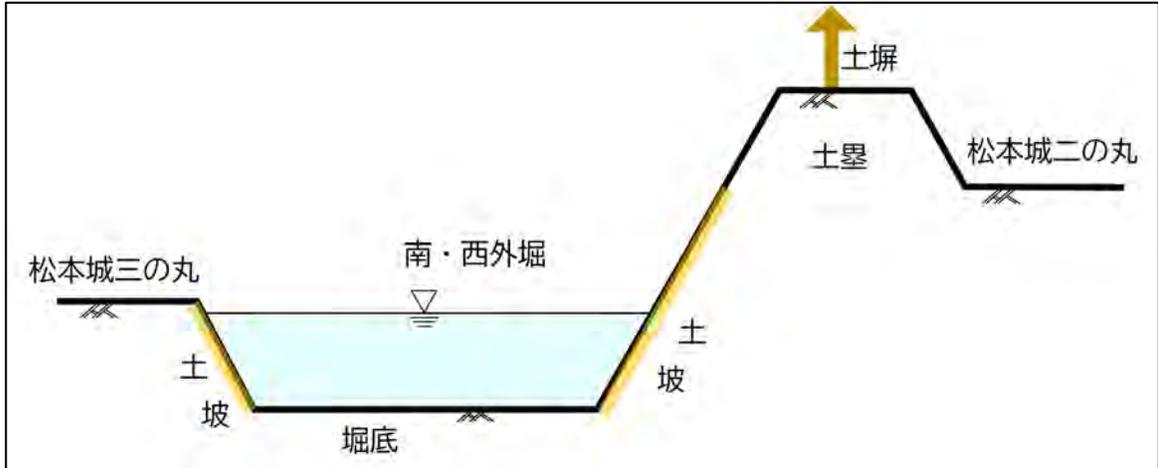
享保十三年絵図には、南外堀の三の丸側の立ち上がり部分に石垣が記されています。石垣の範囲は、南隅^{やぐら} 対面部から南・西外堀の南西隅の屈曲部までで、南外堀に沿って描かれています。

また、南隅櫓周辺から東側にかけて腰巻石垣が描かれていますが、表16のとおり絵図により描写が異なります。

また、南隅櫓、南西隅櫓、北西隅櫓は土坡の上に櫓台石垣が描かれています。

b 土塁・土坡

南外堀の二の丸側、西外堀の両側（三の丸側・二の丸側）については、石垣ではなく、土坡の表現です。また、南・西外堀の二の丸側には土塁があり、その頂部には土塀が設けられていました。



第43図 土塁・土坡の構造

c 木杭列

発掘調査において、土塁裾部（土塁や土坡の水際）等で木杭列を確認しましたが、絵図に木杭列は描かれていません。

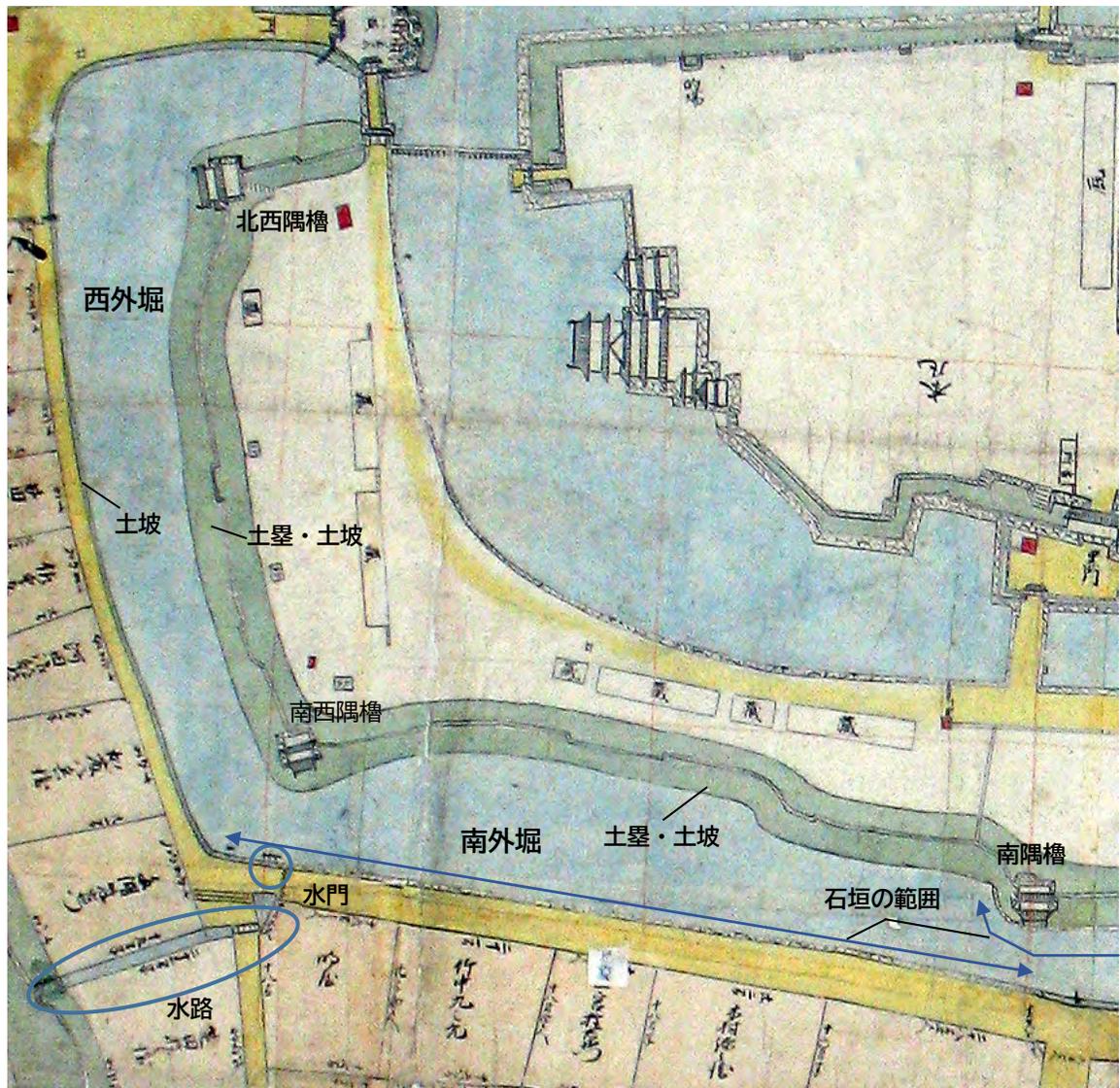
d 隅櫓

南・西外堀に関する記載としては、南隅櫓、南西隅櫓、北西隅櫓が絵図に記されており、いずれも二重櫓で櫓台石垣が描かれています。このうち南隅櫓だけは、写真資料も残されています。

また、南西隅櫓に設置されていた鯨瓦は、明治期の解体時に市民が保存していたものが松本市に寄贈され、松本市立博物館に収蔵されています。

e 水門と石組水路

南・西外堀の南西隅付近には、堀水の出水のための水門と、外堀から出水した水を総堀に送る水路が描かれています。水門南側にある三角形の部分、砂やゴミ等を沈殿させる沈砂池の用途が考えられます。なお、発掘調査（松本城三の丸跡土居尻9次）で、ここから総堀へ延びる石組水路を発見しました。



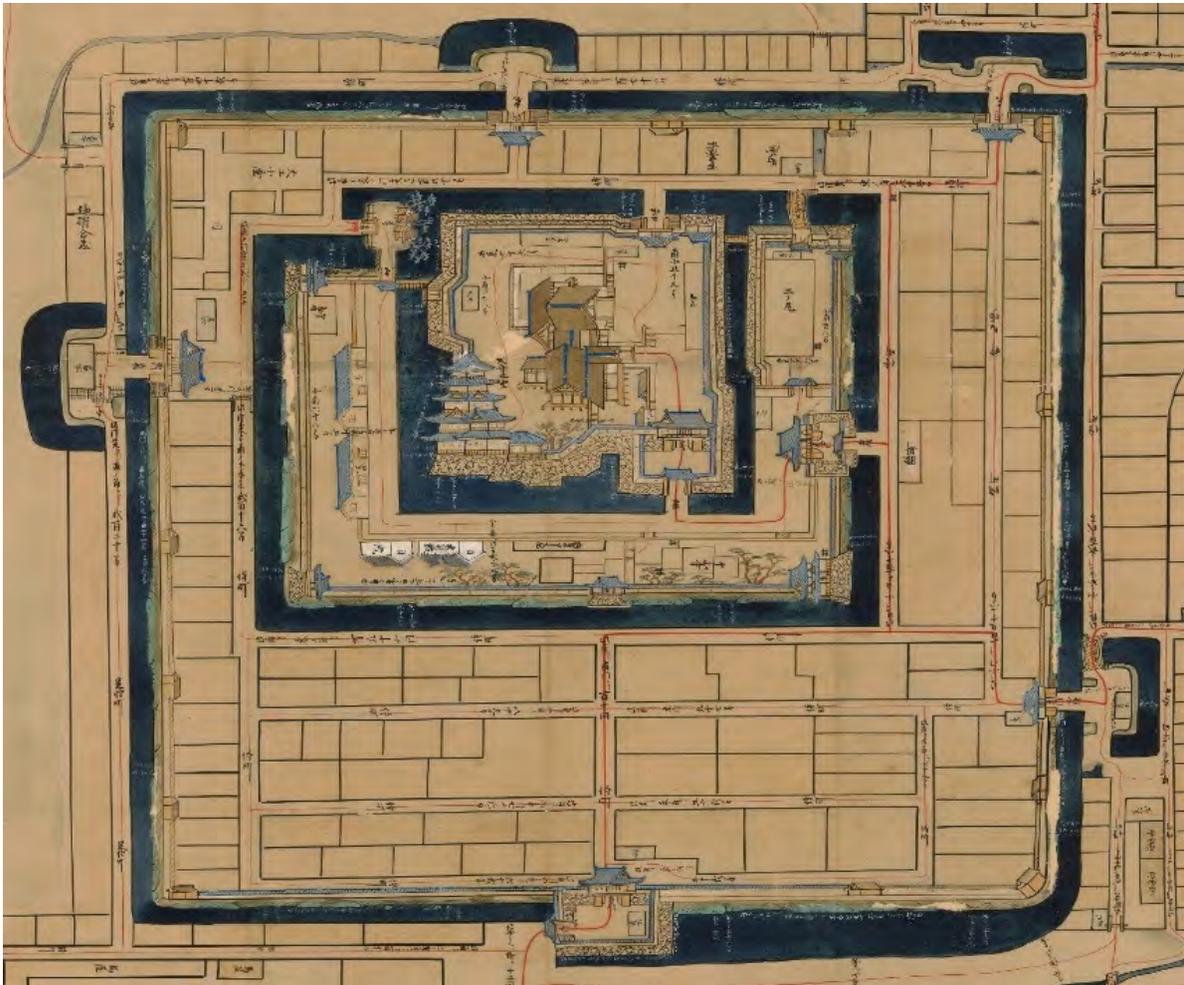
第44図 南・西外堀の様相
 (「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)の部分)

イ 参考資料

信州松本城絵図には、堀の幅や水深、石垣や土塁の高さ、道の長さ等について、絵図中に具体的な数値が記されていることから、この絵図を参考資料としました。

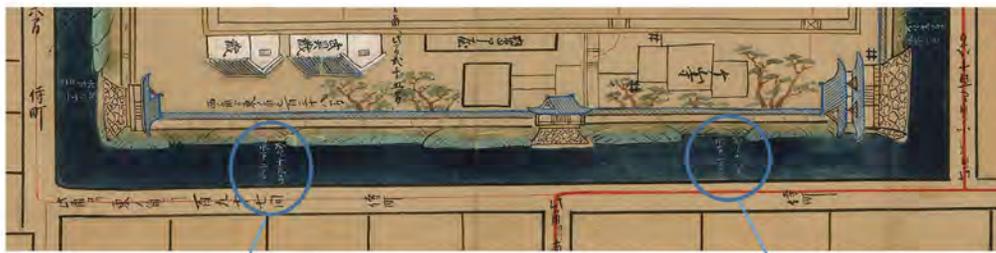
信州松本城絵図は、水野氏が城主の時代のものと見られ、特徴から水野忠職時代(1647年から1668年)頃に描かれたと考えられます。絵図の表題は、「四十九(朱書き) 信州松本城絵図 平林文(俊?)」、絵図面の隅に「信州松本城畫圖(画図) 水野出羽守」と書かれています。この絵図の特徴は、城郭内の建物を立体的に描き、彩色しています。特に、享保12年(1727年)に火災で焼失した本丸御殿について、立体的に屋根まで描かれている点は、他の絵図に見られない特徴です。

絵図に記されている堀の規模は、南外堀が堀幅19間(約34.5メートル)、水深2間(約3.6メートル)、西外堀北西隅櫓の西側は、堀幅14間(約25.5メートル)、水深1間半(約2.7メートル)と記載されており、往時の外堀の幅や深さが記載された貴重な資料と言えます。



第45図 信州松本城絵図(1647年から1668年)の部分

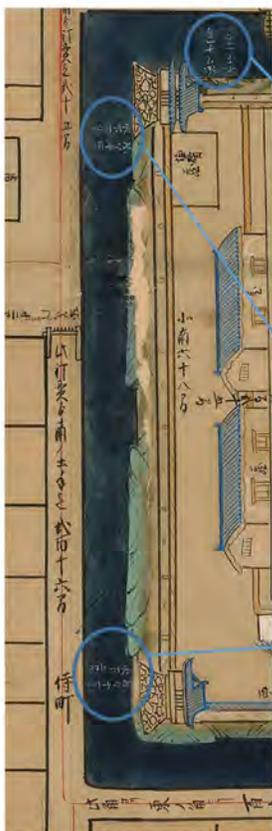
南外堀の規模 東西138間 (250.9m)



堀幅 34.5m
深さ 3.6m
水 堀
下 幅
2 19
間 間

堀幅 32.7m
深さ 1.8m
水 堀
下 幅
1 18
間 間

西外堀の規模 南北68間 (123.6m)



堀幅 21.8m
深さ 1.8m
水 堀
下 幅
1 12
間 間

堀幅 25.5m
深さ 2.7m
水 堀
下 幅
1 14
間 間半

堀幅 20.0m
深さ 3.6m
水 堀
下 幅
2 11
間 間

絵図に記載された外堀各所の規模一覧

東ヶ輪	南北106間	堀幅/水深		規模	
		堀幅	水深	間	m
東ヶ輪	南北106間	太鼓門	堀幅	12間	21.8m
		土橋北	水深	1間3尺	2.7m
		土橋より南角	堀幅	12間半	22.7m
		土橋より南角	水深	1間	1.8m
西ヶ輪	南北68間	南西櫓	堀幅	11間	20.0m
		西側下	水深	2間	3.6m
		北西櫓	堀幅	14間	25.5m
		西側下	水深	1間半	2.7m
南ヶ輪	東西138間	北西櫓	堀幅	11間	20.0m
		北側下	水深	1間	1.8m
		東	堀幅	18間	32.7m
		東	水深	1間	1.8m
北ヶ輪	東西(読取り不能)	西	堀幅	19間	34.5m
		西	水深	2間	3.6m
		裏門土橋西	堀幅	12間	21.8m
		裏門土橋西	水深	1間半	2.7m
		裏門土橋東	堀幅	8間	14.5m
		裏門土橋東	水深	1間	1.8m
北ヶ輪	東西(読取り不能)	二の丸橋ノ西	堀幅	17間	30.9m
		二の丸橋ノ西	水深	1間	1.8m
北ヶ輪	東西(読取り不能)	石垣	高さ	3間	5.5m

第46図 南・西外堀の規模 (「信州松本城絵図」 (1647年から1668年) の部分)

ウ その他の関連資料

松本城の近世及び近代に近世の様子を描いた絵図15点のうち、西外堀の二の丸側は、表現のない1点を除き絵図14点で土坡、三の丸側は線描きのみで、様相が不明9点を除き、その他6点の絵図で土坡となっています。

南外堀の二の丸側は、南隅櫓から東側は腰巻石垣がある土坡です。ただし、南隅櫓付近の腰巻石垣の位置については、絵図によって異なり、今後発掘調査等で確認が必要です。

南外堀の三の丸側は、享保十三年絵図では石垣が表現されています。

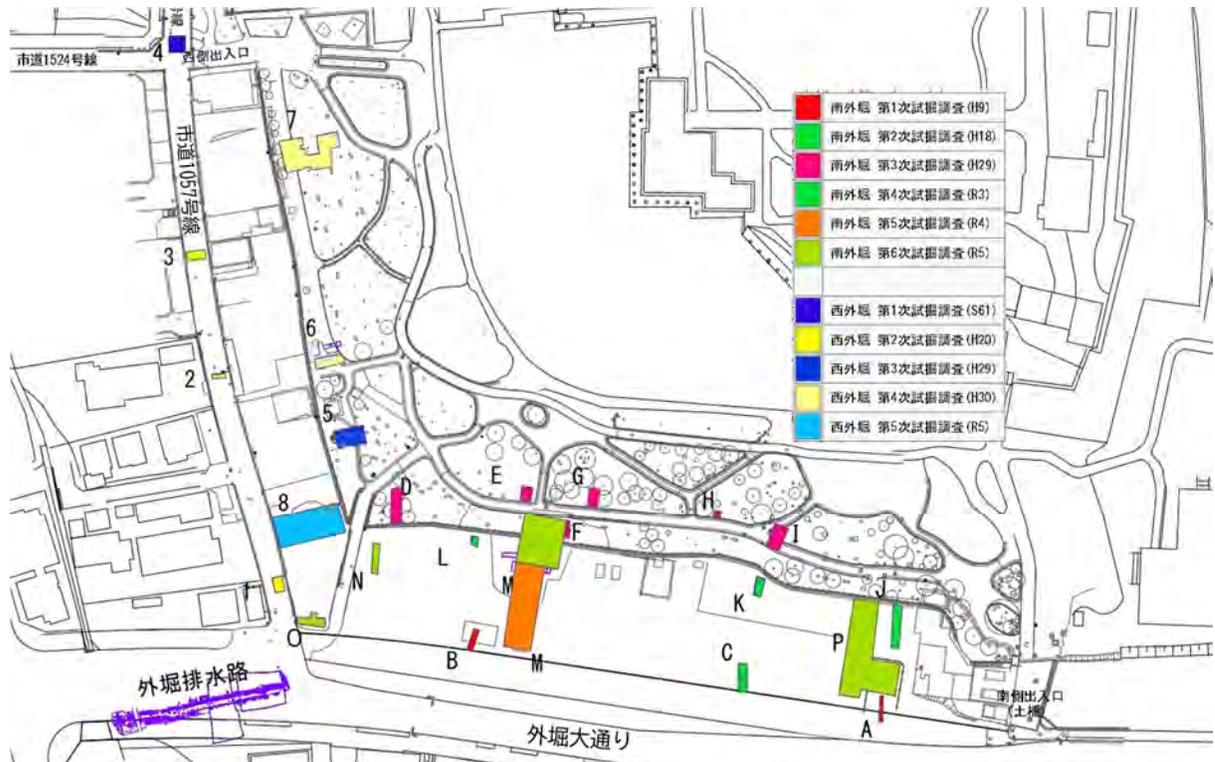
表16 絵図15点に見る南・西外堀の表現

絵図名	年代		面	南外堀		西外堀
	作成時期(推定)	城主家		南隅櫓東側	南隅櫓西側	
1 信州松本城絵図	正保4年(1647年)~寛文8年(1668年)	水野忠職時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
			三の丸側	-	-	-
2 信州松本城之図	正徳2年(1712年)頃	水野氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
			三の丸側	-	-	-
3 松本城中絵図	正徳3年(1713年)以前	水野氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
			三の丸側	-	-	-
4 松本城下大絵図	不明	水野氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	土坡	土坡
5 信州松本城之図(起こし絵・城)	享保12年(1727年)以前	水野氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
			三の丸側	-	-	-
6 信州松本城図(起こし絵・富士湯)	享保12年(1727年)以前	水野氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
			三の丸側	-	-	-
7 享保十三年秋改 松本城下絵図	享保13年(1728年)秋	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	石垣	土坡
8 天保六年松本城下絵図	天保6年(1835年)12月	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	土坡	土坡
9 文化五年から天保六年頃松本城下絵図	文化5年(1808年)~天保6年(1835年)	戸田氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	土坡	-
10 信濃国松本城図	慶応元年(1865年)9月	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	土坡	-
11 信濃国松本城下絵図	慶応3年(1867年)5月	戸田氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	土坡	土坡
12 維新前城下地図	不明	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	土坡	土坡
13 維新前松本藩土族敷地割図	安政~慶応(明治44年(1911年))	戸田氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
			三の丸側	-	-	-
14 信濃国筑摩郡北深志町地誌全 深志城内曲輪全図	明治9年(1876年)	明治時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
			三の丸側	土坡	土坡	土坡
15 [参考] 松本中学校開校式繁栄之図	明治18年(1885年)	明治時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	石垣(腰)+土坡	-
			三の丸側	-	-	-

(3)発掘調査結果の検討

ア これまでの発掘調査の概要

令和5年度(2023年度)までに南・西外堀周辺では25か所の発掘調査を行いました。これらの調査は、三の丸側及び二の丸側の堀端部の確認、外堀土塁位置の確認、南外堀の規模と形状の確認を目的として実施しました。



第47図 南・西外堀に関連の発掘調査地点

表17 南・西外堀調査履歴

南外堀の調査履歴

調査区	調査年度	調査成果
A	H 9	堀南端部の5段の石垣
B	H 9	堀南端部と石垣の根石
C	H 1 8	堀南端部と石垣の根石
D	H 2 9	二の丸造成時の盛土
E	H 2 9	旧制松本中学校関連の遺構
F	H 2 9	土坡と見られる整地層
G	H 2 9	かき攪乱
H	H 2 9	攪乱
I	H 2 9	土塁裾部、腰巻石垣
J	R 3	堀の二の丸側木杭列
K	R 3	堀の二の丸側木杭列
L	R 3	近代の杭
M	R 4 ~ R 5	堀の深さ、断面形状、二の丸側木杭列、三の丸側石垣
N	R 5	南西隅櫓跡張出部削平範囲、木杭
O	R 5	堀南端部と石垣、粘土構築物
P	R 5	堀の深さ、断面形状、二の丸側木杭列
南隅櫓跡付近	S 6 1	土坡の盛土

西外堀の調査履歴

調査区	調査年度	調査成果
1	H 2 0	三の丸側堀端
2	H 2 0	三の丸側堀端と木杭列
3	H 2 0	三の丸側堀端と木杭
4	S 6 1	工事立会、木杭列
5	H 2 9	土塁裾部、二の丸構築目的の整地
6	H 3 0	二の丸構築目的の整地
7	H 3 0	腰巻石垣土塁裾部、二の丸構築目的の整地
8	R 5	堀の深さ、断面形状、二の丸側木杭列

イ 南外堀の調査成果

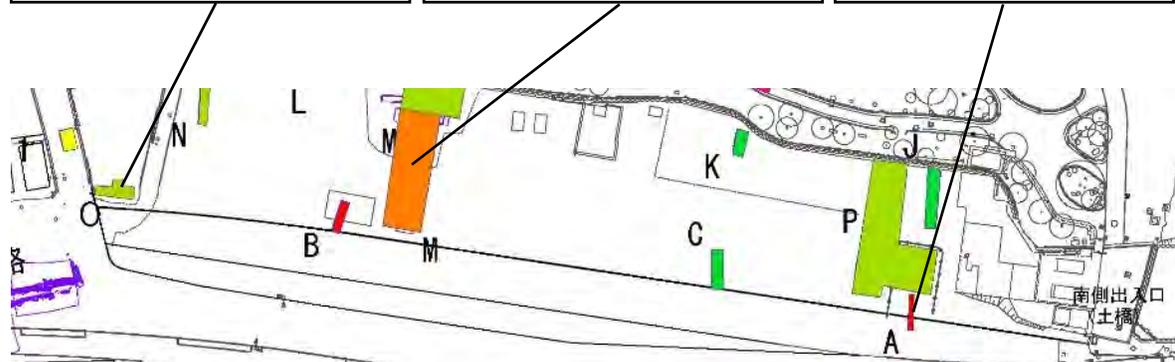
(ア) 三の丸側の石垣

平成9年度（1997年度）実施のA・Bトレンチ、平成18年度（2006年度）実施のCトレンチ、令和4年度から令和5年度（2022年度から2023年度）まで実施のMトレンチ及び令和5年度実施のOトレンチの各調査において、石垣を確認しました。

Aトレンチは、残存状況がとても良く、5段積み of 石垣を確認しました。M・Oトレンチでは、2～3段積み of 石垣と、堀内に散乱する築石を確認しました。B・Cトレンチは、大部分の石垣は破壊を受けていましたが、一部の根石を確認しました。



<p>Oトレンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2～3段積みだったと考えられる石垣を確認 ・石垣は、調査区外に続く。 	<p>Mトレンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2～3段積みだったと考えられる石垣を確認 ・石垣前面には石材が散乱していた。 	<p>Aトレンチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5段積み of 石垣を確認 ・絵図の推定箇所とも一致
---	---	---



第48図 南外堀石垣（三の丸側）

(イ) 木杭列

令和3年度（2021年度）実施のJ・Kトレンチ及び、令和4年度から令和5年度（2022年度から2023年度）実施のMトレンチ、令和5年度（2023年度）実施のPトレンチの各調査において木杭列を確認しました。

これまで実施してきた松本城総堀の発掘調査から、総堀の土塁裾部に木杭列が設けられていることが分かっていたのですが、この調査結果から、外堀にも総堀と同様に木杭列があることが判明しました。

この木杭列は、土留めや浸食防止、防御（先の尖った杭^{とが}）の用途があるものと考えられます。このような木杭列は、米沢城（山形県）でも出土例があり、大坂冬の陣図屏風にも描かれています。



Mトレンチ

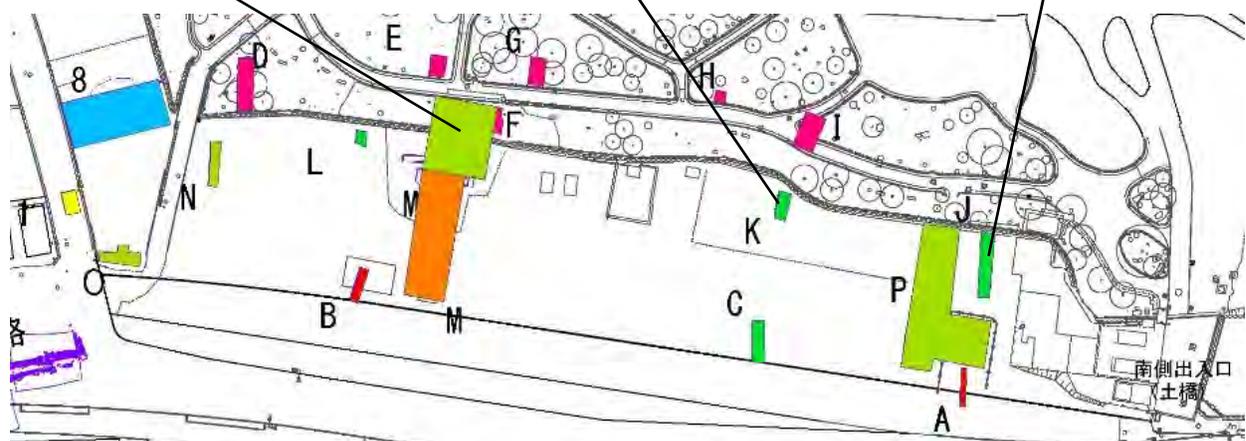
- ・木杭列を確認
- ・享保十三年絵図の堀際の位置と一致

Kトレンチ

- ・木杭列を確認
- ・木杭列は二の丸に沿ってカーブ

Jトレンチ

- ・木杭列を確認



第49図 南外堀木杭列（二の丸側）

(ウ) 土塁・土坡

土塁堀側の土坡は、令和5年度（2023年度）実施のM・Pトレンチで立ち上がり付近が確認されていますが、土坡面全体は確認できていません。

また、土塁の二の丸側端部については、享保十三年絵図を基にトレンチ位置を設定したIトレンチにおいて、2段積みの腰巻石垣を確認しました。このことから、絵図の正確性が改めて実証され、更に絵図には表現されていない腰巻石垣の存在が明らかになりました。

(I) 水門

水門は、令和5年度（2023年度）実施のOトレンチで推定位置西側の調査を行いました。明らかな遺構は確認できませんでした。

しかし、トレンチ南東部では、石列を伴う粘土を固めた遺構を確認しており、水門に関連する遺構の可能性がります。

(オ) 南西隅櫓跡張出部

享保十三年絵図を基にトレンチ位置を設定した、令和5年度（2023年度）実施のNトレンチ調査において、二の丸側土坡立ち上がり部が現況石垣より南側であったことを確認しました。

このことから、南西隅櫓跡付近の二の丸は削平されていることが判明しました。

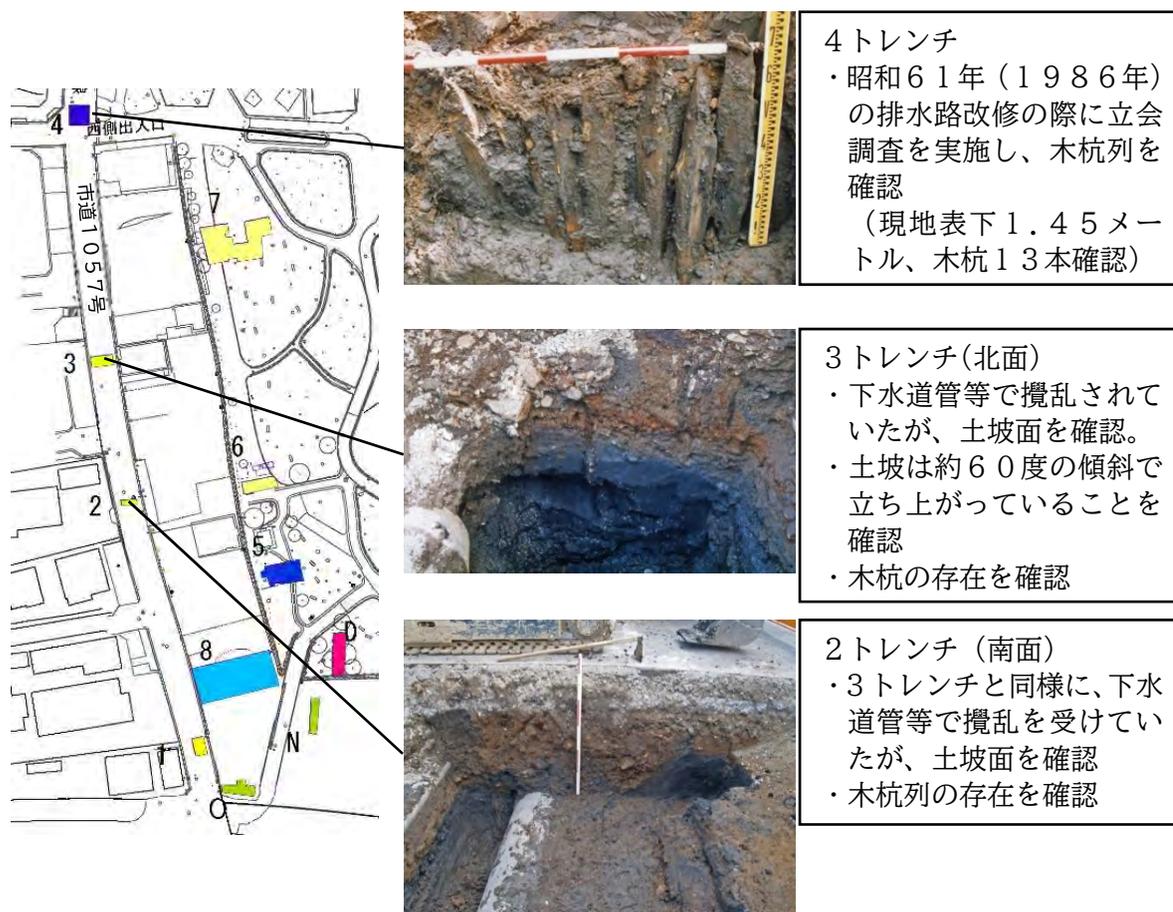
また、トレンチ内攪乱部分から、木杭列に使用されていたと考えられる木杭が多量に出土したことから、元々は木杭列があったものと考えられます。



第50図 南外堀土塁・土坡・水門

ウ 西外堀の調査成果（三の丸側の堀端部）

市道1057号線内の4地点において、西外堀の三の丸側の立ち上がり位置を確認しました。昭和61年（1986年）の工事立会調査では、地表下1.45メートルで木杭13本が確認されています。平成20年度（2008年度）に実施した試掘調査3か所（1・2・3トレンチ）では、上・下水道管やガス管の攪乱を受けていましたが、道路中央部分で堀の立ち上がりとなる土坡面と、木杭列の痕跡を確認しました。土坡面は、傾斜角60度で立ち上がっていましたが、当時の地表面は道路基盤で破壊されており不明です。



第51図 西外堀端部（三の丸側）

工 西外堀土塁（二の丸側の裾部）

土塁堀側の土坡は、令和5年度（2023年度）実施の8トレンチで立ち上がり付近が確認されていますが、土坡面全体は確認できていません。

また、土塁の二の丸側端部については、享保十三年絵図を基にトレンチ位置を設定した5・6・7トレンチにおいて、それぞれ裾部の土層を確認しました。7トレンチでは腰巻石垣も検出されました。南外堀の二の丸側裾部においても同様の石垣が確認されており、外堀土塁の二の丸側にはこうした石垣があった可能性が高くなりました。

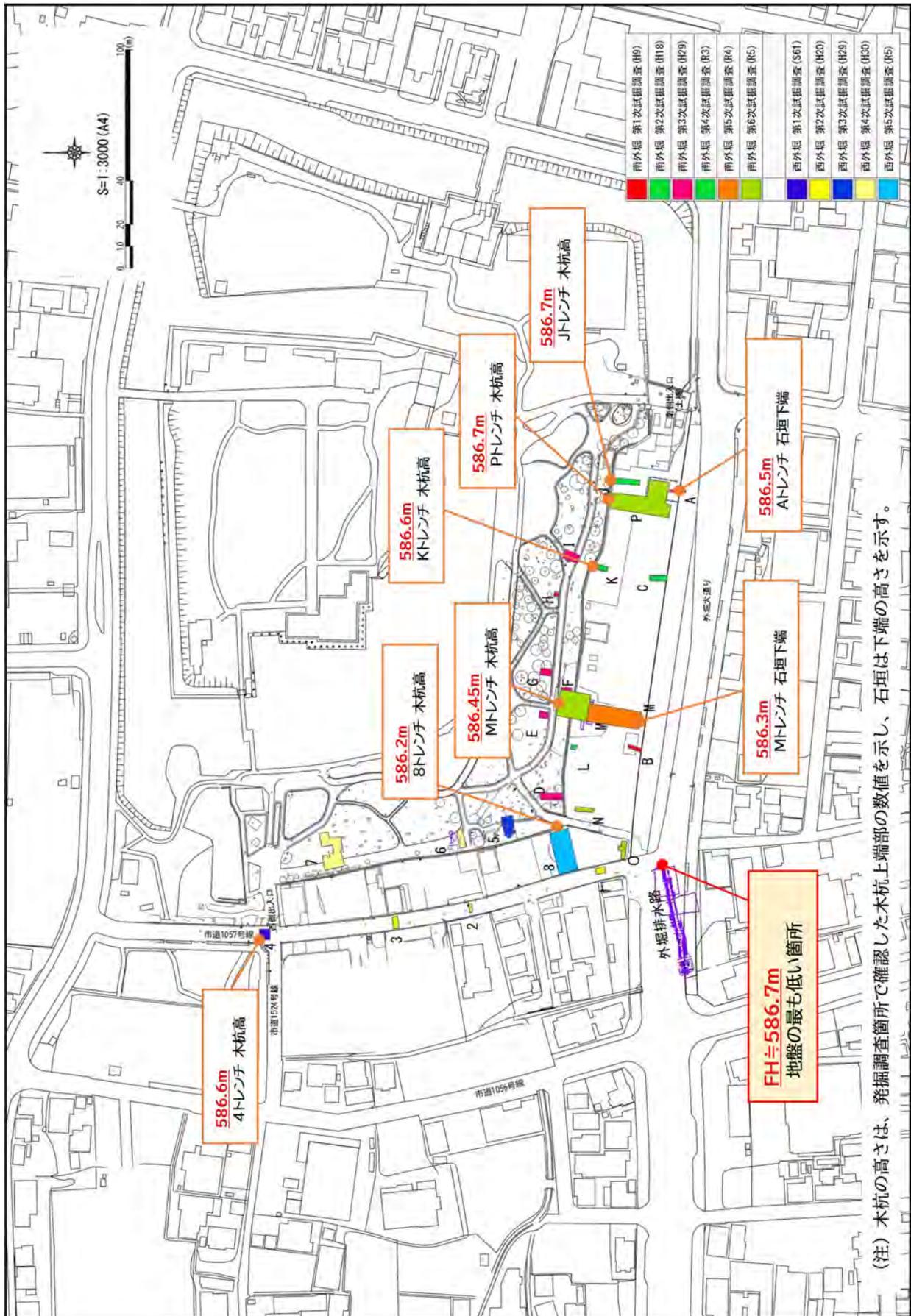
また、この調査では、二の丸西部の西半部の構築方法が判明しました。この場所は、元々は西側にかなり傾斜しており、造成して平坦面を拡張し、その上に外堀土塁を構築していました。



第52図 西外堀土塁（二の丸側裾部）

オ 木杭や石垣の高さ

発掘された木杭上端部や石垣下端の高さをまとめると、第53図のとおりです。発掘調査では木杭付近に埋立土と堆積土の境が確認されており、大坂冬の陣図屏風では堀水面の上に木杭の上端部が描かれていることから、南・西外堀の水位はこれら木杭上端部や石垣下端の付近であったと推測されます。



(注) 木杭の高さは、発掘調査箇所を確認した木杭上端部の数値を示し、石垣は下端の高さを示す。

第53図 木杭上端部と石垣下端の高さ

(4)復元検討結果

絵図資料の検討結果と発掘調査の検討結果を基にした往時の南・西外堀の形状の特徴は、表18・19のとおりです。

発掘調査で明らかになった木杭や石垣の位置を記した図と享保十三年絵図を重ね合わせて、絵図に沿って木杭や石垣をつなぎ合わせることで、往時の堀の範囲は第54図、第55図のとおり推定しました。

石垣は南外堀三の丸側に沿っており、南隅櫓跡周辺には腰巻石垣があったと推定され、それ以外は土坡であったと推定されます。木杭列は南外堀と西外堀の二の丸側の土塁裾部、西外堀三の丸側の土塁や土坡の水際にあったと推定されます。なお、南隅櫓跡周辺の石垣の範囲、南西隅櫓跡の張り出し部分の輪郭、水門跡周辺等については、今後の発掘調査で確認する必要があります。

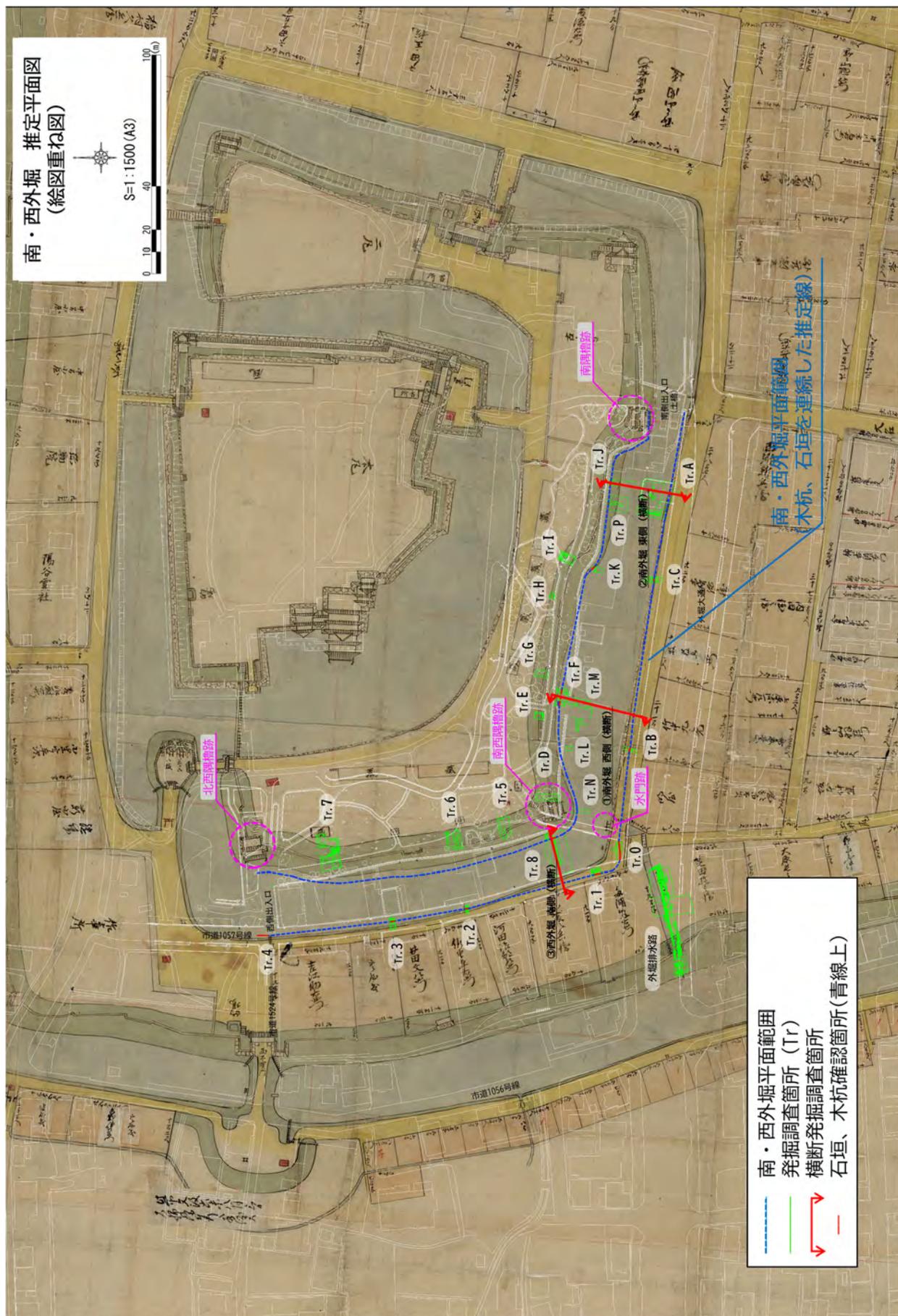
往時の堀の断面形状は、発掘調査の記録を基に堀底をつなぎ合わせて検討すると、第56図、第57図のとおり推定されます。南外堀の断面形状は一様では無く、西外堀は南側の一断面しか確認していないため、今後の発掘調査で断面形状等を確認する必要があります。

表18 絵図と発掘調査の確認結果とりまとめ表（南外堀）

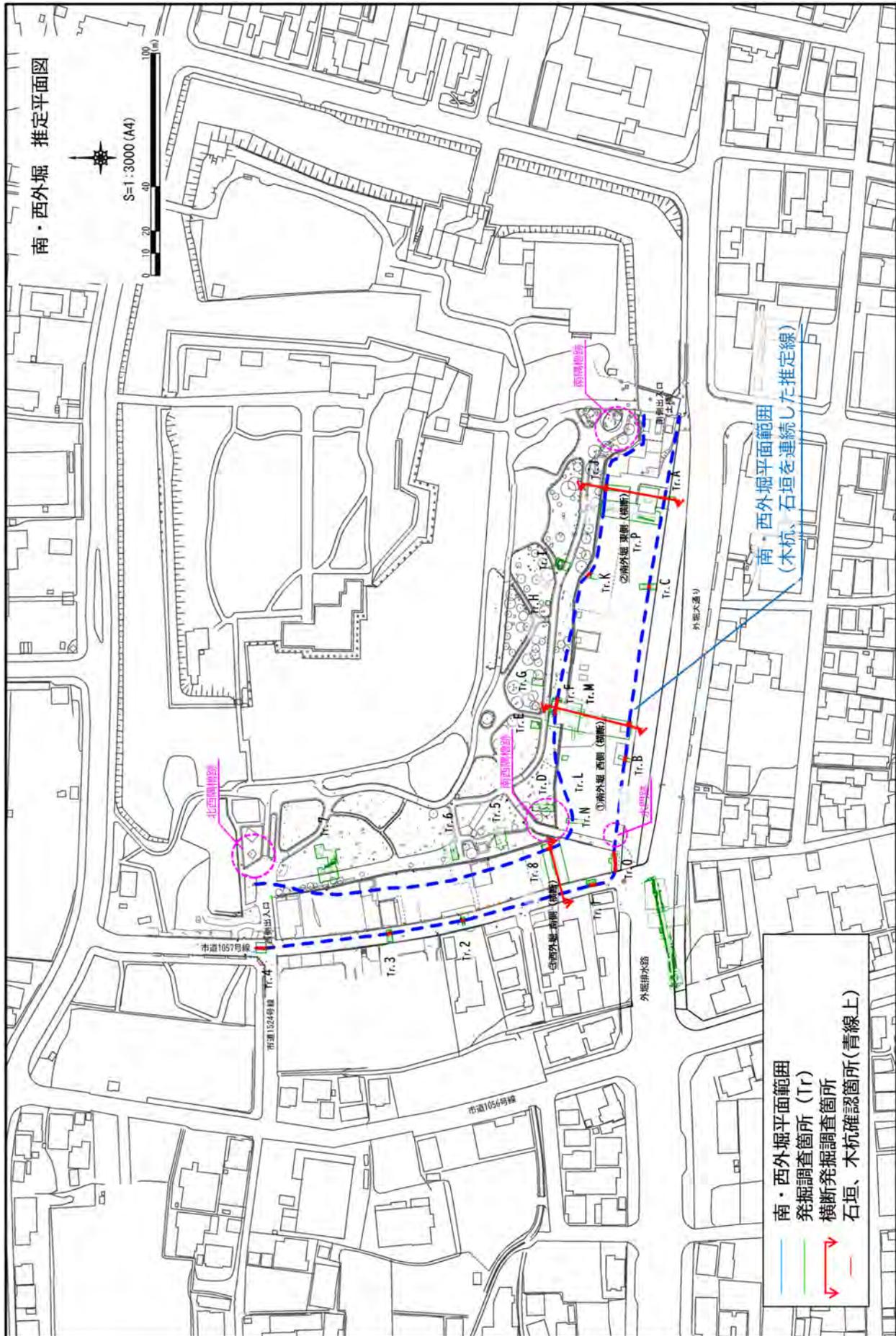
場所	地点	要素	復元検討結果	絵図「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)	発掘調査での確認	課題、検討の方向性等
南外堀	一の丸側	全体	<ul style="list-style-type: none"> 土坡であった。 南隣櫓跡周辺には、腰巻石垣があった可能性があった。 土壁裾部には木杭列があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡が描かれている。 南隣櫓跡周辺から東側に腰巻石垣が描かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡を確認(Fトレンチ) 現在まで、石垣は発掘されていない。(J、K、M、Pトレンチ) 	<ul style="list-style-type: none"> 南隣櫓跡周辺を発掘調査予定
		南隣櫓部	<ul style="list-style-type: none"> 南隣櫓跡付近には、腰巻石垣があった可能性が高い。 土坡であった。 腰巻石垣があった可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 南隣櫓跡周辺から東側に腰巻石垣が描かれている。 腰巻石垣の箇所については、絵図により描写が異なる。 享保十三年絵図：南隣櫓の西側から東側へ描写 松本城下大絵図：南隣櫓の南側から東側へ描写 土坡の上に櫓台石垣が描かれている。 土坡の上に櫓台石垣が描かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壁裾部で木杭列を確認(J、K、M、Pトレンチ) 木杭と推測される割材の両端をとがらせた木材を確認(Nトレンチ) 未調査 	<ul style="list-style-type: none"> 南隣櫓跡周辺を発掘調査予定
		南西隣櫓部	<ul style="list-style-type: none"> 土坡であった。 土坡は無かった。 南外堀に沿って石垣があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡は描かれていない。 石垣が描かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡裾部に腰巻石垣は確認されていない。 築石と思われる軌落石を確認(Nトレンチ) 整地土と堀堆積土の境界を確認し、現在の石積みより南側に二の丸が張り出していた根拠を確認(Nトレンチ) 土坡は確認されていない。(A、B、C、M、Oトレンチ) 石垣又は石垣の痕跡を確認(A、B、C、M、Oトレンチ) ただし、南外堀西端部は未調査 石垣は、最大で5段、0.7メートルを確認(Aトレンチ) 二の丸側と同様の木杭列は確認されない。(A、B、C、O、P、Mトレンチ) 地盤を強固にするための木杭を確認(Mトレンチ) 	<ul style="list-style-type: none"> 南西隣櫓跡の張出部の輪郭を発掘調査で確認する。
	三の丸側	全体	<ul style="list-style-type: none"> 土坡は無かった。 南外堀に沿って石垣があった。 二の丸側のような木杭列は無かった。 ただし、地盤を強固にするために木杭が用いられた。 水門があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡は描かれていない。 石垣が描かれている。 木杭列は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡は確認されていない。(A、B、C、M、Oトレンチ) 石垣又は石垣の痕跡を確認(A、B、C、M、Oトレンチ) ただし、南外堀西端部は未調査 石垣は、最大で5段、0.7メートルを確認(Aトレンチ) 二の丸側と同様の木杭列は確認されない。(A、B、C、O、P、Mトレンチ) 地盤を強固にするための木杭を確認(Mトレンチ) 石列を伴う粘土で固められている部分を確認(Nトレンチ) 水門自体の遺構は確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 水門周辺を発掘調査予定
		水門部	<ul style="list-style-type: none"> 水路があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 水門が描かれている。 水門の南には、沈砂池のような三角形の池が描かれている。 水門から総堀に水を流す石組み水路が描かれている。 三の丸の雨水排水が描かれている。(土族屋敷配置図) 	<ul style="list-style-type: none"> 外堀大通り内に総堀へと延びる石組み水路を確認(松本城三の丸跡土居尻9次調査) 	
		水路	<ul style="list-style-type: none"> 水路があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀底や断面形状は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀東側では、中央部に向かい緩やかに深くなる堀底を確認(A、Pトレンチ) 堀西側では、平坦な堀底が続く堀底を確認(Mトレンチ) 南西部の堀底が浅い箇所の下層から、中世の遺物を確認(Mトレンチ) 堀が機能していた時代の堆積土と、その後の埋立土を確認(Mトレンチ) 堆積土があったことから、堀底が保護されていることを確認(Mトレンチ) 	
	共通部	堀底、断面形状	<ul style="list-style-type: none"> 南外堀の断面形状は一様では無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀底や断面形状は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀東側では、中央部に向かい緩やかに深くなる堀底を確認(A、Pトレンチ) 堀西側では、平坦な堀底が続く堀底を確認(Mトレンチ) 南西部の堀底が浅い箇所の下層から、中世の遺物を確認(Mトレンチ) 堀が機能していた時代の堆積土と、その後の埋立土を確認(Mトレンチ) 堆積土があったことから、堀底が保護されていることを確認(Mトレンチ) 	
		堆積土、埋立土	<ul style="list-style-type: none"> 地表面から1～1.5メートル程度は埋立土、その深は堆積土であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 堆積土等は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀が機能していた時代の堆積土と、その後の埋立土を確認(Mトレンチ) 堆積土があったことから、堀底が保護されていることを確認(Mトレンチ) 	
		水面位置	<ul style="list-style-type: none"> 水面は木杭上端部や石垣下端の付近にあったと推測 堀であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 水面位置は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣下端は、標高586.5メートル付近にあることを確認(A、J、K、M、Pトレンチ) 未調査 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、来場者の出入り、都市公園を維持・活用するための機能を担っている。
		南側出入口(土橋)	<ul style="list-style-type: none"> 堀が描かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀が描かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 未調査 明治25年(1892年)頃設置されたとされる。 	

表19 絵図と発掘調査の確認結果とりまとめ表（西外堀）

場所	地点	要素	復元検討結果	絵図「享保十三年秋改 松本城下絵図」（1728年）	発掘調査での確認	課題、検討の方向性等
西外堀	一の丸側	全体	<ul style="list-style-type: none"> 土坡であった。 石垣は無かった。 土塁裾部には木杭列があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡が描かれている。 石垣は描かれていない。 木杭列は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡を確認（8トレンチ） 現在まで、石垣は確認されていない。（8トレンチ） 土塁裾部で木杭列を確認（8トレンチ） 	<ul style="list-style-type: none"> 西外堀北側の立ち上がり部を発掘調査予定
		北西隅裾部	<ul style="list-style-type: none"> 土坡であった。 櫓台石垣があった可能性が高い。 土坡であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡の上に櫓台石垣が描かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 未調査 	<ul style="list-style-type: none"> 北西隅裾部の位置等を発掘調査で確認する。
		全体	<ul style="list-style-type: none"> 土坡は無かった。 石垣の立ち上がりには木杭列がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 土坡が描かれている。 石垣は描かれていない。 木杭列は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市道（1057号線）中央部付近で土坡の立ち上がりを確認（1、2、3トレンチ） 現在まで、石垣は発掘されていない。（1、2、3、4トレンチ） 3本の木杭列を確認（2トレンチ） 木杭列を構成していたと考えられる木杭5点を確認（3トレンチ） 13本の木杭列を確認（4トレンチ） 	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上がり位置が市道中央部付近であることから、道路の付替えが必要 影響する権利者の同意が不可欠であり、段階的な取組みを見据えた検討が必要
共通部	堀底、断面形状	<ul style="list-style-type: none"> 南側の調査結果からは中央部に向かい緩やかに深くなる堀底を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀底や断面形状は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央部に向かい緩やかに深くなる堀底を確認（1、2、8トレンチ）ただし、堀の最深部付近が軟弱であり、形状を把握できていない。（8トレンチ） 	<ul style="list-style-type: none"> 西外堀北側を発掘調査予定 	
		<ul style="list-style-type: none"> 地表面から1～1.5メートル程度は埋立土、その深は堆積土であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 堆積土等は描かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀が機能していた時代の堆積土と、その後の埋立土を確認（8トレンチ） 堆積土があったことから、堀底が保護されていることを確認（1、2、8トレンチ） 		
	水面位置	<ul style="list-style-type: none"> 木杭の上端部付近にあったと推測 堀であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 水面位置は描かれていない。 堀が描かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 木杭の杭頭は、おおむね標高586.5メートル付近にあることを確認（8トレンチ） 未調査 大正末期頃に埋め立てられたとされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、来場者の出入り、都市公園を維持・活用するための機能を担っている。 	



第54図 南・西外堀 推定平面図 (絵図重ね図)

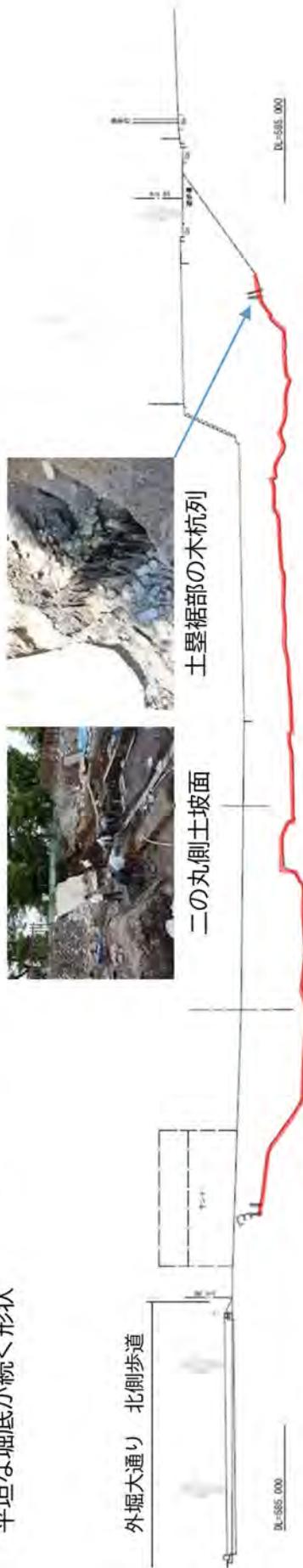


第55図 南・西外堀 推定平面図

南外堀 推定横断面図

【南外堀】

- ①西側（発掘調査箇所 T r . F、T r . M）
平坦な堀底が続く形状



- (1) 地皮下1. 2メートル程度まで堀の埋立土、その下層に堀堆積層を確認
(2) 地皮下2. 5メートル程度を最深とする堀底を確認

- ②東側（発掘調査箇所 T r . A、T r . P）
中央部に向かい堀の両側から緩やかに
深くなる形状



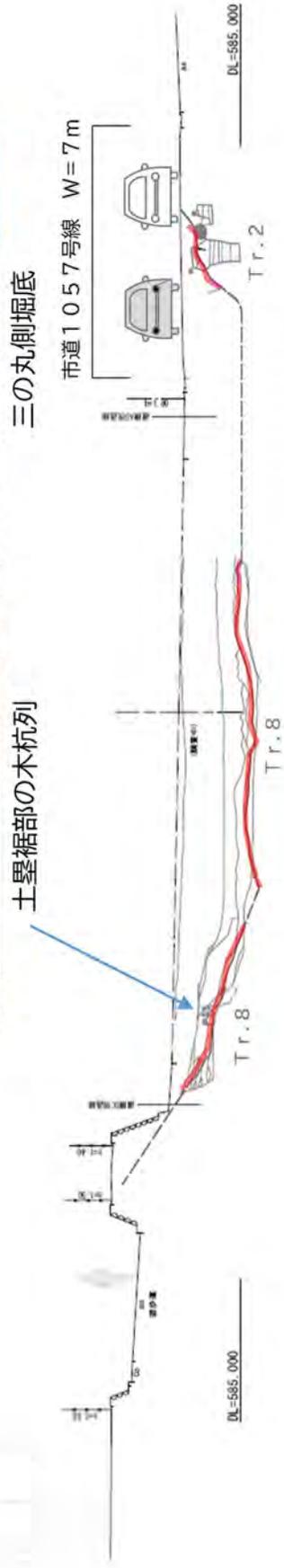
- (1) 地皮下1. 8メートル程度まで堀の埋立土であり、その下層に堀堆積層を確認
(2) 地皮下2. 6メートル程度を最深とする堀底を確認
(3) 堀中央部は、水道管等の埋設物があり調査困難なため未確認

第56図 南外堀 推定横断面図

西外堀 推定横断面図

【西外堀】

- ③南側（発掘調査箇所 Tr.r.2、Tr.r.8）
二の丸側に向かって、三の丸側から緩やかに深くなる形状



- (1) 地表下1.4メートル程度まで堀の埋立土であり、その下層に堀堆積層を確認
- (2) 地表下2.4メートル程度を最深とする堀底を確認
- (3) 市道（1057号線）中央部付近で土坡の立ち上がりを確認
- (4) 木杭列周辺の堀底は1.2メートル程度の平坦部があり、土坡につながっている
- (5) 堀底が非常に軟弱であり、作業が困難であったことから、一部の堀底は未調査

第57図 西外堀 推定横断面図

(5)復元計画

復元検討結果で明らかにした南・西外堀の特徴を踏まえ、発掘調査によって基礎情報を収集し、引き続き調査・研究を重ねて、復元形状や整備手法を検討します。また、復元整備の段階においても、必要な発掘調査を行いながら整備を進める手法を検討します。

ここでは復元計画として、遺構を良好に「保全」することを前提とし、実現性の高い整備手法を検討するための基本的な考え方を示します。

ア 往時の堀形状に基づく復元形状や整備手法の検討

(ア) 整備範囲

南・西外堀の整備範囲は、南・西外堀の特性、史実性、都市公園機能の確保（動線確保、供給処理施設機能の保持）、園内樹木への影響、整備効果（他事業との相乗効果）等を総合的に判断して設定する必要がありますが、おおむね以下のとおりとします。

- a 南外堀は、南側出入口（土橋）までを整備範囲とします。南側出入口横のコンクリート基礎については、撤去することにより土橋へ影響が生じる場合は、その基礎の利活用を含めた検討を行います。
- b 西外堀は、西側出入口までを整備範囲とします。また、西外堀三の丸側は、市道1057号線の中央付近に土坡の立ち上がりを確認しましたが、市道部分を含めて復元整備を行うためにはその付替えが必要となることから、関係者との合意形成を進め、理解を得ながら段階的に整備することも見据えて検討を進めます。

(イ) 堀の形状

往時の堀形状を基本としつつ、遺構を良好に保全し、適切に維持管理し得る形状を検討します。

(ウ) 石垣の構造

石垣の位置や範囲、高さ、背面の栗石設置等の検討や、往時の石垣形状を基本とした整備手法を検討します。

検出した石材である山辺石（閃緑斑岩）の調達が困難となっているため、石材必要量を検討の上、代替石材の調達の可能性（調達先、コスト等）や検出した石材の保全・活用の取扱いなどを検討します。

(エ) 土坡の形状

土坡は、発掘調査の結果等を基本として勾配や高さなどの形状を検討します。崩落や浸食が生じることの無いよう、土坡盛土に用いる材料や安定性を確保できる勾配設定、法面保護（土坡緑化等）工法についても検討を行います。

(オ) 木杭列の再現

木杭列は、発掘調査の結果等を基本とし、土留めや浸食防止、防御等の役割や設置範囲を整理して整備手法を検討します。

埋立土から検出した木杭は、現地で保存することを基本とし、その取扱いや再現方法等を検討します。

(カ) 水堀の表現

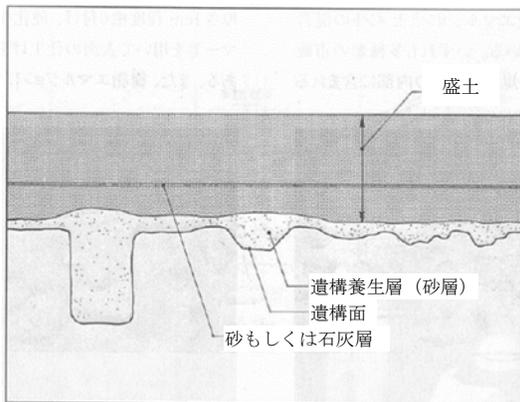
発掘調査の結果等を踏まえつつ、水堀の復元方法や範囲について検討を行います。

イ 遺構の保全を最優先とした遺構保護層の設置

(ア) 堀底の保護

遺構を良好に保全するための遺構保護層は、一般的な厚さ50センチメートル程度（遺構養生層10センチメートル+盛土層40センチメートル）を参考にして、遺構保護を最優先としながら、施工性や施工品質等に配慮して設定します。

なお、遺構面保護の盛土層に用いる材料は、現地発生土を有効に活用することを検討します。



図・技3-7 遺構保護盛土の様式図

を用いて適切な厚さとし、十分な転圧を行う。遺構養生層の上面から厚さ約40～50cmの間は人力による盛土が基本であり、それ以上については機械盛土を行ってもよい。厚さが70cm以上になった時点で、重機等の機械を用いて適切に土砂の運搬・押土・敷均しを繰り返しつつ作業を行う方法が効率的である。遺構保存のための盛土の厚さは、その上面において行う整備の手法によっても異なるが、通常60～80cm確保するのが適切である。

『史跡等整備のてびき』（2005年）より抜粋

第58図 遺構保護層の設定

(イ) 石垣の保護

遺構を良好に保全するため、発掘した石垣を保護層で被覆し、その前面または直上に新たに石垣を積む方法と発掘調査で出土した石垣を活用する方法を検討します。

石垣の多くが崩落していることや、新たな石材の調達が必要となることの課題があることから、それぞれの方法について比較検討し、より実現性の高い整備手法を検討します。

その他、遺構を保護層により保護した上で、発掘した石垣の一部を別の場所で展示することなども検討します。

(ウ) 土坡の保護

遺構を良好に保全するため、堀底の保護と同様に遺構保護層を設置します。ただし、二の丸側の樹木や園路等への影響が生じることから、保護層の厚さと影響範囲等を検討した上で、復元形状を決定します。

なお、二の丸側の土坡の立ち上がり位置については、今後の発掘調査で確認します。

ウ 現在の周辺地形を考慮した水面の設定

発掘調査の結果を踏まえつつ、水面を表す整備を行います。水をたたえた堀の復元に当たっては降雨時に溢水することの無いように、現在の周辺地形に対する余裕を確保します。

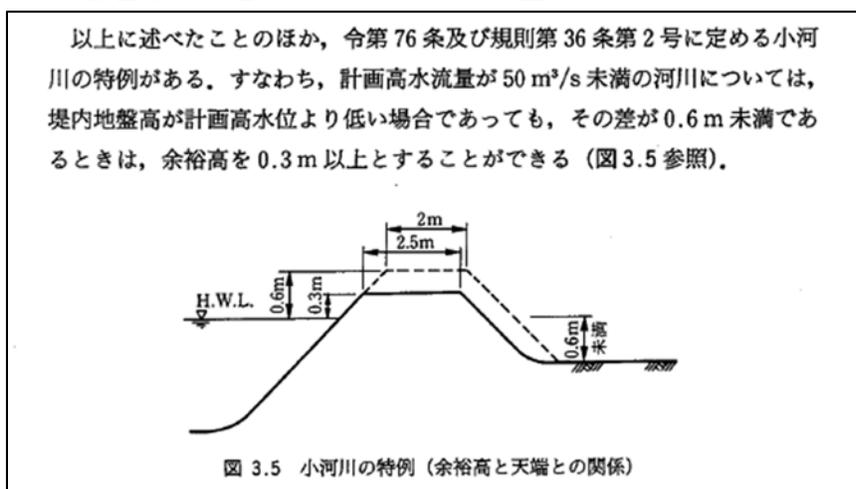
南・西外堀の整備範囲では、外堀大通りと市道1057号線の交差点付近が地形的に最も低位に位置することから、その標高をコントロールポイントとして水面を設定します。

ただし、堀水の水深が浅くなると水質悪化が懸念されることから、水質の維持や維持管理を考慮した水深の設定を検討する必要があります。

(参考)

河川管理施設構造令に基づく余裕高 $h = 0.6$ メートル

河川管理施設構造令の小河川の特例に基づく余裕高 $h = 0.3$ メートル



『改定 解説・河川管理施設等構造令』(2000年)より抜粋

第59図 小河川の特例

(参考) 南側出入口(土橋)付近の余裕高 $H = 0.9 \sim 1.4$ メートル程度

西側出入口付近の余裕高 $H = 0.5$ メートル程度



工 整備後の水質維持、管理を考慮した給排水方法等の検討

(7) 堀水管理

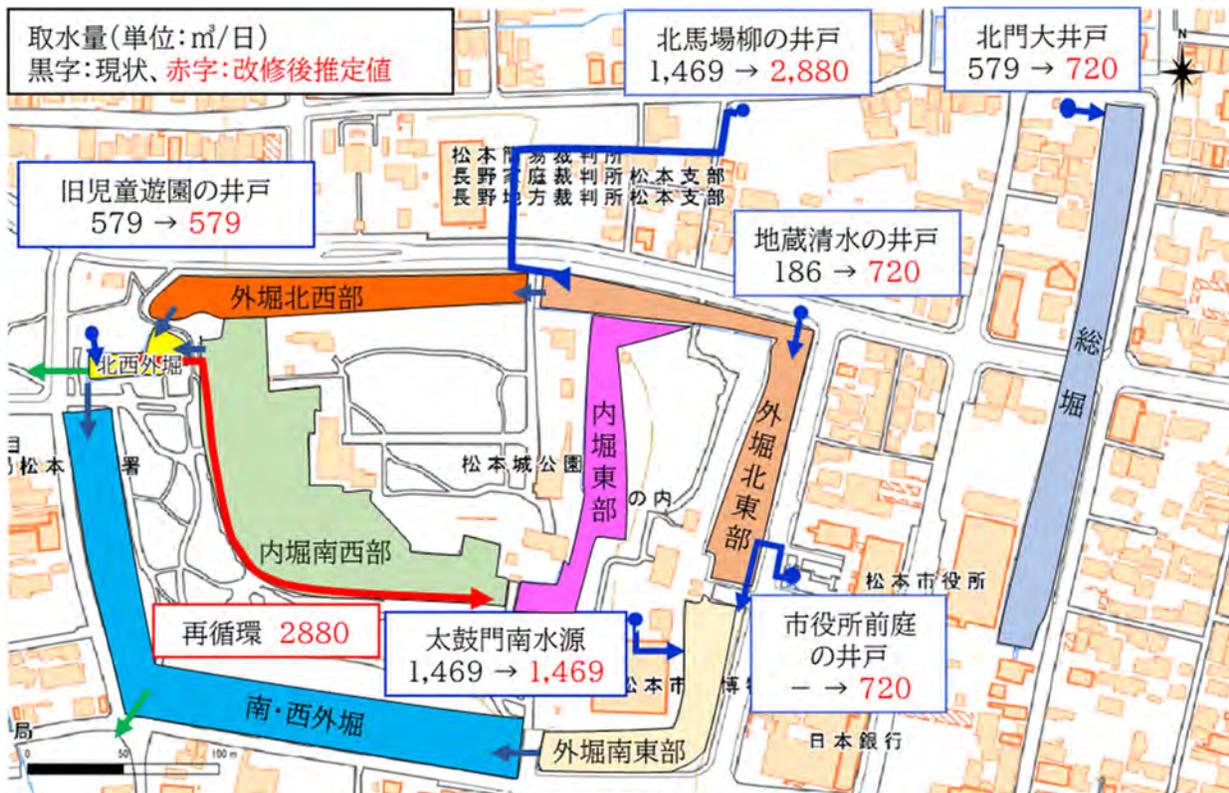
令和4年度（2022年度）の松本城堀総合調査で整理された検討内容を踏まえ、現状の維持管理の内容、給排水の問題点、課題等を把握し、給排水計画と堀管理方法（水替え、堀底浚渫、清掃等）を検討します。

(イ) 堀水の給水

復元形状を決定した上で、その水面積や水深を設定し、水堀化した場合の必要水量（蒸発散量を含む。）と給水系統等を検討します。

(ウ) 雨水を含めた堀水排水

外堀大通りに整備済みの雨水渠へ排水することを前提とし、雨水排水処理を考慮した検討を行います。



『令和2年度松本城堀総合調査業務委託報告書』（2021年）より抜粋

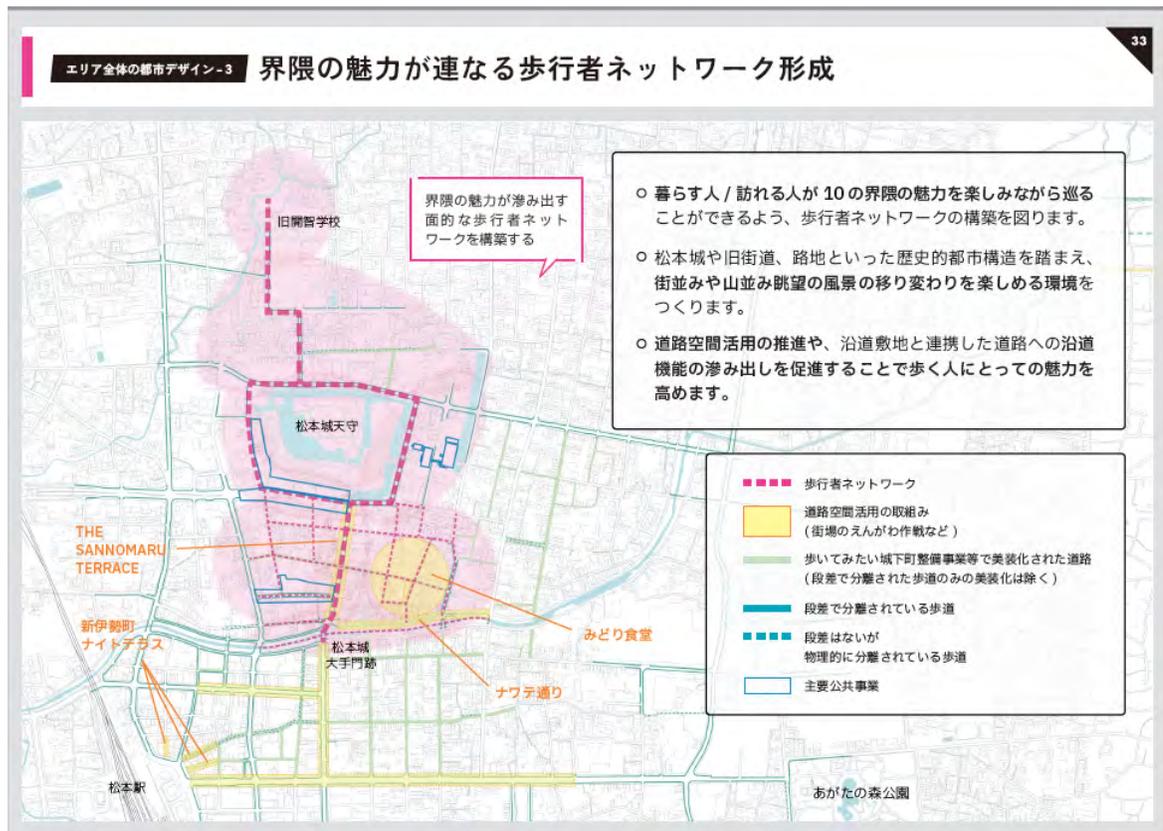
第60図 松本城堀における再循環

オ 回遊性を向上する歩行者動線の確保

(ア) 松本城三の丸エリアが目指す姿

令和4年（2022年）3月に策定した松本城三の丸エリアビジョンでは、かつて総堀で囲まれた松本城三の丸と、昭和39年（1964年）に移築された旧開智学校校舎周辺で、公民が連携して実現するエリアの目指す姿を描いています。

南・西外堀の復元は単なる堀の復元整備にとどまるものではなく、史跡松本城全体の回遊性を向上し、将来に引き継ぐ新たな空間として整備します。



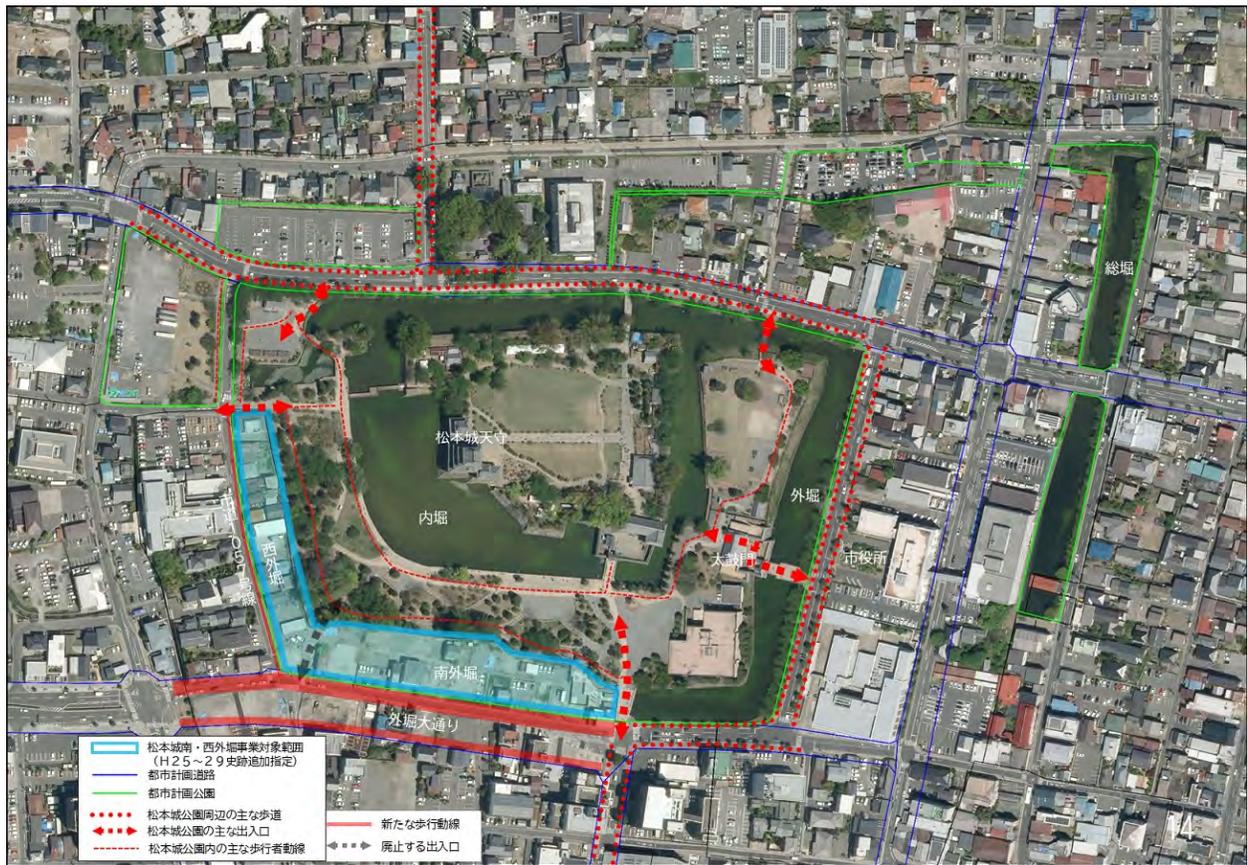
『松本城三の丸エリアビジョン』（2022年）より抜粋
第61図 松本城三の丸エリアビジョンの目指す歩行者ネットワーク

(イ) 歩行者動線

史跡松本城内及び周辺の回遊性の向上と、都市公園や指定緊急避難場所としての機能の確保を前提とし、既存の歩行者動線（南側出入口、西側出入口）を活用して、史跡松本城全体を回遊できる新たな歩行者動線を確保します。

南外堀南側に面する外堀大通りについては、松本市景観審議会で協議が行われていることから、その結果を踏まえつつ、松本城三の丸エリアビジョンに掲げる将来像実現に資する空間の確保を検討し、将来的な外堀大通りの北側歩道本整備を行います。

また、西外堀西側は、市道1057号線と西外堀との間に歩行者動線を確保することを検討します。



第62図 歩行者動線検討図



カ 復元整備に合わせた遺構表示やサイン、安全施設、植栽等の検討

(ア) 遺構表示・サイン計画

南側出入口や西側出入口は、当面の復元整備では残存を基本としますが、幕末期の外堀の形状と相違が生じる箇所については、往時には外堀であったことを明示する遺構表示(平面表示)等の方法を検討します。

遺構を良好に保全する観点から、石垣や木杭列、土坡等を保護して復元整備する場合は、往時の堀形状や構造等を明示するための検討を行います。



事例：遺構の平面表示



事例：置き式サイン



事例：堀整備の解説サイン



事例：石垣の解説サイン

(イ) 安全施設計画

多くの市民や来場者が訪れ、憩う都市公園として、安全の確保、景観への配慮、周辺環境との調和に配慮して、転落防止柵等の設置や意匠等を検討します。



(ウ) 植栽の計画

復元整備の手法や形状によっては、二の丸側の植栽に影響が及ぶことから、その一部を伐採等する必要があります。

植栽の伐採等の検討に当たっては、往時には存在しなかった外来のメタセコイヤや樹勢の衰えている樹木等、景観・環境形成等や維持管理の観点から支障となる樹木等の伐採等を検討します。

また、外堀大通りの植栽については、松本市景観審議会で歩道部の植栽や景観対策等について協議されていることから、その方針を踏まえた検討を行うとともに、松本城三の丸エリアビジョンに掲げた取組方針に沿った滞在空間の創出に資する検討を行います。

植栽の検討に当たっては、遺構を良好に保全することを前提とし、特に二の丸側は必要最小限とし、将来的な二の丸の再整備において取扱いなどを検討します。

盛土の目的と考え方 盛土の造成は、遺構の露出を避け、被覆すること自体を目的として行うもののほか、導排水管の設置、園路の路面の舗装、緑化植物の植栽などの整備工事に際して、それらが地下遺構に与える悪影響を回避するために行うものがある。いずれの場合にも、適切な厚さの盛土を造成する必要がある。

樹木の根茎と盛土厚 遺構の表現又は緑化のために樹木の植栽を行う場合には、根茎が地下遺構に悪影響を与えることのないよう、適切な厚さの盛土を造成する必要がある。盛土の厚さは、根茎が地下深くまで及ぶ性質を持ついわゆる「深根性」の樹木の場合には約80cm、根茎が比較的浅い「浅根性」の場合には約60cmを目安とするが、気候・土質・地下水等により根茎の状況は異なるので個別の事例に応じた判断が必要である。

『史跡等整備のてびき』（2005年）より抜粋

第63図 盛土の目的と考え方及び樹木の根茎と盛土厚

キ 二の丸整備に関わる長期的な課題の明確化

南・西外堀の復元整備は、二の丸側の植栽や便益施設等にも影響が及ぶことから、史跡松本城の価値を高めるとともに、都市公園としての機能を維持・向上するため、将来的に二の丸を再整備することが求められます。

(ア) 南側出入口、西側出入口

南側出入口と西側出入口は、当面の南・西外堀復元整備においては残存することを基本としますが、幕末期の松本城に存在しないものであることから、将来的にその取扱いを検討します。

(イ) 隅櫓跡

南隅櫓跡は、将来の整備を見据えて、調査・研究を進めます。

北西隅櫓跡、南西隅櫓跡は、今後調査・研究を進めます。

(ウ) 埋設管類の取扱い

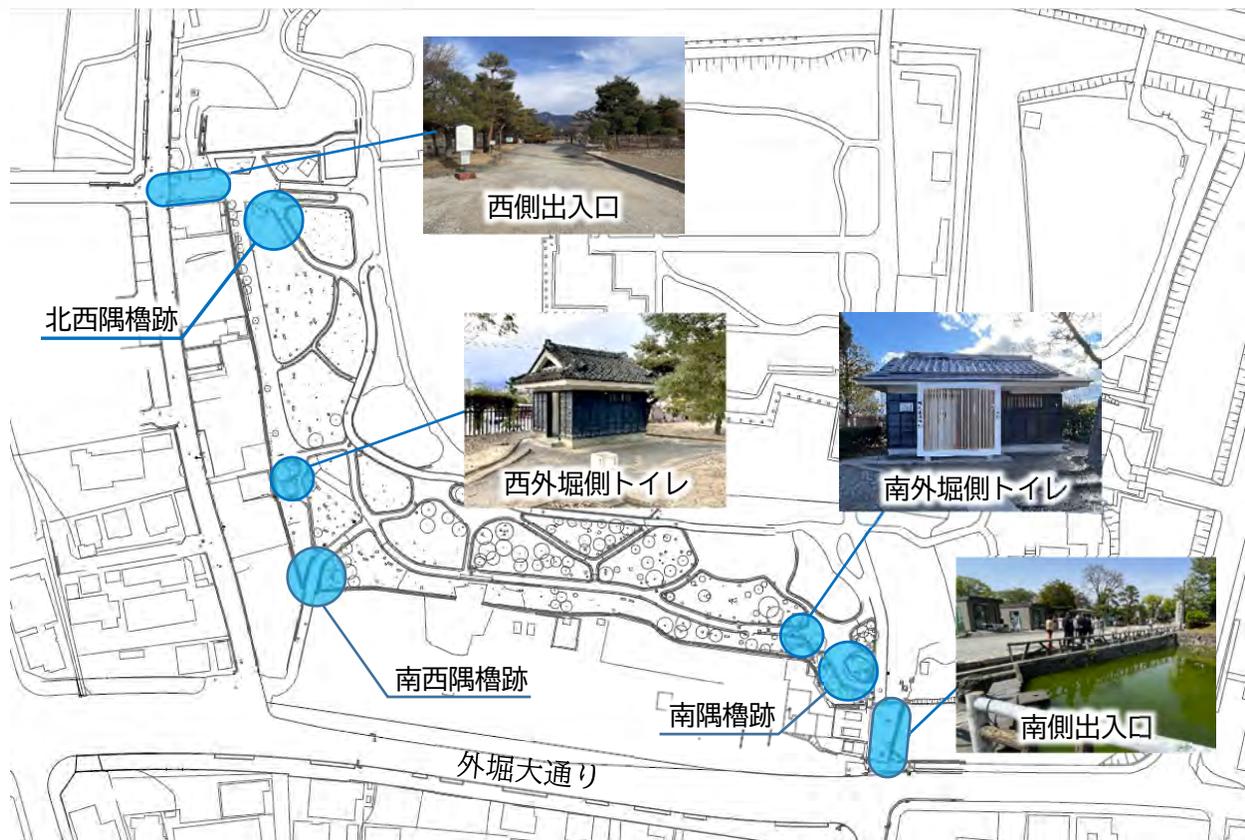
二の丸整備に当たっては、便益施設や照明施設等に関わる埋設管類の再整備が必要となることから、その埋設位置等の検討が必要となります。

(エ) 便益施設

西外堀側のトイレは老朽化が顕著であり、南・西外堀復元整備によって埋設されている下水道管が取り除かれるため撤去します。

南側出入口付近のトイレは公園利用者、観光客等のニーズが高いため、令和5年度(2023年度)に改修しましたが、南・西外堀復元整備にあわせて、史跡指定範囲外への移転を前提とした撤去を検討します。

なお、遺構を良好に保全するために、撤去を伴う場合は、取壊し影響範囲や供給処理設備配管類の影響範囲等の想定を行います。



第64図 二の丸整備に関わる長期的な課題



地下埋設物重ね図

凡例	
—	上水道
—	下水道
—	NTT
—	中部電力埋設ケーブル
—	松本ガス (本管)
—	CTC埋設ケーブル
—	給水 (園内)
—	埋設管 (園内)
—	暗渠排水管 (園内)
—	水銀灯地下埋設線 (園内)

第65図 地下埋設物平面図 (絵図重ね図)

2 堀浚渫計画

(1)堀の現況

現在、水堀は内堀、外堀の一部、総堀の一部で、現況は次のとおりです。

ア 内堀

本丸の南側をU字形に取り囲み、堀の両側は石垣となっています。内堀の幅は天守の周囲では60メートルに及び、堀底の深さは現状の水位から3メートル以上あり、断面については二の丸側が深い片薬研となっています。

イ 外堀

本丸と二の丸を囲む堀で、平面形は北西部を欠く不整長方形を呈し、外周は約1.2キロメートルありました。外堀の両側は基本的には土坡ですが、太鼓門周辺、東外堀三の丸側の北半、南外堀三の丸側の一部等は石垣が築かれていました。これまでの発掘調査から、西外堀の二の丸側土坡の法尻には、後述の総堀と同様、土留めと防御を兼ねたものと考えられる先端を尖らせた木杭列が確認されています。

現在、外堀の約半分が埋め立てられているため、南・西外堀の水堀としての復元事業に取り組んでいます。

ウ 総堀

松本城の最も外側を取り囲むのが総堀です。総堀は、一般的には城下町を取り囲む総構えの堀の呼称として用いられていますが、松本城にはこうした堀はなく、三の丸を取り囲む堀を総堀と呼んでいます。絵図によれば、南側の大手門東側で最大幅約50メートルを測り、総延長は約2キロメートルに達しました。堀の両側は土坡で、基部には先端を尖らせた木杭列が総堀各所の発掘調査で確認されており、防御用の装置と土留めを兼ねていたものと考えられます。全国的にも類例が少なく、注目すべき構造です。

松本城周辺は南西に緩く傾斜した地形にあり、堀の水位調整が必要となりますが、馬出しに付属する土橋と東総堀ほぼ中央にある水切り土手（水持ち土手）がその役割を果たしていました。

現在、東総堀の一部が水堀として現存しています。

エ 課題

降水量が少ない季節や地下水からの流入量が少なくなった際に、堀底の堆積物が水面上に露出し、悪臭を発生することがあり、堆積物の除去が大きな課題となっています。水質の悪化が懸念される季節には、薬剤散布を実施し、悪臭を抑えるなどの対応を行っていますが、根本的な解決には至っていません。

(2)これまでの浄化対策の経過

堀浄化対策としては、堀底の浚渫（堆積物除去）と堀水の水質浄化の2つの手法が挙げられます。江戸時代以降、堆積物除去として浚渫が実施された記録が古文書に記載されていること

から、松本城では往時から堆積物除去を中心に堀浄化対策を実施してきたことが分かります。

ア 浚渫（堆積物除去）の経過

【江戸時代の浚渫】

文化2年 東・南外堀

弘化2年 北西外堀、総堀

2月上旬から4月12日までの約2か月間、周辺の農村から1日300人を動員して実施され、この年は、新潟まで泥水が届いたと記録があります。

慶応元年 南総堀他、全部で9か所

【近年実施された浚渫】

昭和43・46年 3,940立方メートル

東外堀（本丸と二の丸御殿の間）

昭和44年 230立方メートル 北外堀（松本神社の前）

昭和45年 150立方メートル 北総堀（片端総堀の北部）

平成14年～平成19年 堆積物が表出する限られた部分に対し、点的にバキュームによる吸出し

平成25年 613立方メートル 内堀

（1,226平方メートル 浚渫深：0.5メートル）

令和2年 900立方メートル 内堀

（900平方メートル 浚渫深：1.0メートル）

※3工法による浚渫工法実証実験として実施

イ 堀水の水質浄化の経過

昭和52年 地下水の導入による浄化を検討したが、計画水量に達せず断念

昭和53年 堀北側の下水道工事に着手

堀の試掘を実施。水深2～3メートル、堆積物は0.5～1メートル

堀底に漏水防止の粘土が敷いてあることが判明

昭和61年 堀浄化対策研究会が発足

平成19年 EM菌散布を実施（平成28年（2016年）まで継続して実施）

平成29年～令和4年 外堀南東部、黒門付近で酸化マグネシウム剤散布を開始

平成30年～令和4年 堀総合調査（水質調査、堆積土調査、将来予測）を実施

(3)堀総合調査の実施（H30～R2、R4）

堀の浚渫に先立ち、堀に関する基礎データの取得、浚渫方法の検討、浚渫後の堀水の維持管理方法等を検討するため、堀の総合調査を実施しました。

ア 水源と水質

堀の水は、5か所の井戸（史跡内1か所、史跡外4か所）から湧き出る地下水を投入しています。内堀・外堀の水は、両堀を循環し、外堀北西部から河川に通じる水路によって放流しています。水門を6か所（排水箇所含む。）設け、流量調整や水位調整といった管理を行っています。東総堀は、堀の埋立て地にある北門大井戸から湧き出る地下水を投入し、最終的に女鳥羽川に放流しています。

水質については、令和2年度（2020年度）の夏季（水質悪化が懸念される季節）に調査を行いました。試料採取時の観測結果は、表20のとおりです。外観、臭気はH2地点（総堀南部）で無色透明、無臭でしたが、その他の地点（内堀、外堀）は淡黄緑色、藻臭でした。透視度はH2（総堀南部）で100センチメートル以上ありましたが、他は60～70センチメートル、透明度は7～52センチメートルでした。

表20 試料採取時の観測結果（堀）

調査地点 項目	単位	L4	L10	L15	H2
採取日	—	R2.8.18	R2.8.18	R2.8.19	R2.8.19
採取時間	—	08:40～08:50	10:50～10:58	09:03～09:08	14:00～14:03
天候	—	晴れ	晴れ	快晴	快晴
気温	℃	28.3	28.0	26.0	32.0
水温	℃	22.5	30.0	23.2	25.1
外観	—	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄緑色	無色透明
臭気	—	藻臭	藻臭	藻臭	無臭
透視度	cm	70	60	63	100以上
透明度	cm	52	7	15	—

堀の水及び排水箇所の水質分析結果は、表21のとおりです。地下水調査結果と同様、環境省が定めた湖沼の環境基準を超える窒素及びリンが検出され、植物プランクトンが発生し易い水質でした。アオコ等が発生し易い環境と言えます。

外堀（L10及びL15）の水質はSS、強熱減量及びCODが高く、クロロフィルaも内堀、総堀（L4及びH2）に比べて高いことから、植物プランクトン量が多いことが示唆されました。

表21 水質分析結果（堀）

項目	調査地点	単位	L4	L10	L15	H2
採水日	—		R2. 8. 18	R2. 8. 18	R2. 8. 19	R2. 8. 19
水温	℃		22. 5	30. 0	23. 2	25. 1
pH(水素イオン濃度)	—		7. 9	9. 9	8. 4	7. 9
SS(浮遊物質)	mg/L		5	11	9	4
強熱減量	mg/L		1	5	5	1
COD(化学的酸素要求量)	mg/L		2. 9	5. 4	4. 1	1. 6
溶存酸素量	mg/L		10	41	14	10
酸素飽和度	%		115	542	164	121
全窒素	mg/L		1. 00	0. 98	1. 01	1. 17
アンモニア態窒素	mg/L		0. 04	0. 03	0. 05	0. 04
亜硝酸態窒素	mg/L		0. 009	0. 025	0. 011	0. 015
硝酸態窒素	mg/L		0. 230	0. 484	0. 429	0. 952
全リン	mg/L		0. 760	0. 176	0. 073	0. 025
無機態リン(リン酸態リン)	mg/L		0. 754	0. 142	0. 017	0. 020
珪酸態珪素	mg/L		13. 4	8. 78	10. 8	8. 09
クロロフィルa	μ g/L		23	46	52	16

凡例						
類型	AA、I	A、II	B、III	C、IV	D、V	適合なし

イ 堆積要因

堀の水源は井戸水であり、河川の流入は無いことから、水源等からの堆積の流入は無いと考えられていました。そこで堀の堆積状況及び堆積物の性状から、令和4年度（2022年度）の堀総合調査において堆積要因の検討を行いました。

調査の結果は表22に示すとおりで、松本城堀における堆積要因は、多くは藻類に起因することが示唆されました。内堀南西部等の一部では降雨時の濁水流入による影響も考えられました。一方で、落ち葉等の影響は非常に軽微であることが推定されました。

堆積を抑制する対策としては、藻類は水質の管理、濁水流入への対策として舗装が考えられます。

表22 堆積要因と考えられる対応策

堆積の要因	想定される堆積状況	評価	対応策
藻類(植物プランクトン)	発生した藻類が沈下して堆積	○	堀水の水質管理
降雨時の濁水流入	降雨時に周辺から流入して堆積	△	舗装等
落ち葉等	周辺街路樹等から流入して堆積	×	定期的な除去

評価 ○：堆積要因であると考えられる。

△：一部では堆積に影響していると考えられる。

×：堆積への影響は少ないと考えられる。

(ア) 藻類（植物プランクトン）

松本城の堀では、夏季等気温や水温が高く日射の強い時期を中心に、藻類（植物プランクトン）が発生して水面が緑色になる場合があります。また、堆積土表面に藻類が発生して緑色になることから、堆積物中に堆積した藻類が含まれていることが推定されます。

藻類は、局所的に発生することは無く、広く発生することから堆積する場合は一様に堆積しています。また、藻類には有機物量も多く含まれることから、堀の堆積状況を踏まえるとこの藻類が堆積の主要な要因である可能性が高いと推察されました。

したがって、堆積を低減させる手法としては、堀水の水質を維持管理することが考えられます。



藻類の発生状況

(イ) 降雨時の濁水流入

松本城の堀には水源からの土砂流入は無いものの、降雨時における濁水流入は考えられました。そこで降雨時に調査を行ったところ、公園や法面からわずかに濁水が流入していることは確認されたものの、例えば雨水渠等からの大規模な濁水流入は確認されませんでした。

したがって、降雨時の濁水流入が堆積に大きく影響しているとは考えにくいことが示唆されました。なお、対策としては外縁部や法面の舗装が考えられます。

	
<p>降雨時の濁水流入(内堀南西部)</p>	<p>流入した土砂(内堀南西部)</p>
	
<p>濁水の流入は確認されない(外堀北東部)</p>	<p>法面に形成された水みち(外堀北東部)</p>
<p>堀への濁水流入状況等</p>	

(ウ) 落ち葉や枯草

堀の周辺には街路樹等が植樹されている他、法面を中心に下草が繁茂しています。これらの落ち葉等が堆積要因となっていることが想定されたため、調査を行いました。

総堀の排水箇所付近等の一部で落ち葉が堀底に沈んでいる状況が確認されたものの、その他の場所ではほとんど確認できませんでした。

したがって、これらが堀の堆積に大きく影響しているとは考えにくいことが分かりました。対策としては定期的な除去が考えられます。

	
<p>堀底に沈む落ち葉(総堀)</p>	<p>堀底に落ち葉は確認されない(内堀南西部)</p>
<p>落ち葉の沈殿状況等</p>	

(4)堀浚渫計画

令和2年度（2020年度）に実施した浚渫工法の実証実験結果に基づき、おおむね7年間を目途に内堀・外堀・総堀の全面的な浚渫を実施します。

ア 浚渫期間

令和5年度から令和7年度（2023年度から2025年度）	内堀
令和8年度から令和10年度（2026年度から2028年度）	外堀
令和11年度（2029年度）	総堀



R5	内堀東部
R6	内堀 南西部1
R7	内堀 南西部2
R8	外堀 北東部
R9	外堀 南東部
R10	外堀 北西部
R11	総堀

第66図 松本城堀浚渫箇所（予定）

イ 浚渫深度

堆積速度の調査結果及び堀底の遺構面の保護を考慮し、最深部で1.5メートルの浚渫深度を確保します。

ウ 浚渫工法

浚渫は、水底土砂ポンプ浚渫工法によって実施します。

(ア) 概要

水底土砂ポンプ浚渫工法は「湖沼」「お堀」等の閉鎖水域において、水底の表層部に堆積した細粒分を多く含む土砂を回収する工法です。底が開いた四角柱状の浚渫装置で水底の浮泥や堆積物を囲い、周辺に濁りが出ないように隔離した状態で、装置の中の堆積物をジェット水流により攪拌し、それをポンプにより吸引します。

史跡をき損するリスクが少なく、浚渫装置がコンパクトで、堀水の濁りがほとんど発生しません。



水底土砂ポンプ浚渫工法による浚渫の様子（令和2年度実証実験時）

(イ) 特徴

- ・ 小型車（2～4トン）で機材の運搬が可能
- ・ 閉鎖された浚渫装置内で浚渫するので、周辺への濁り、汚濁の発生がない。
- ・ 浚渫装置の昇降は、油圧リフターを、台船の移動は電動ウインチを使用するので、振動・騒音の抑制が可能
- ・ 水底の土砂を振動ふるいにより原位置分級し、有害物質等を含む細粒分のみをポンプで陸上に送り、粗粒分は水底に残置
- ・ ICTを活用した施工管理システムを採用し、施工時に出来形管理、品質管理が可能

(ウ) 施工管理

施工位置は、船位誘導システムを用いて位置決めを行います。施工対象の水域を浚渫装置の2メートル×2メートルメッシュで区切られた画面上で、設計位置と現在位置が重なるよう操船します。各メッシュには、施工前後の水底地形が標高で表示され、計画浚渫深をクリアしたことを確認できます。浚渫装置を搭載する台船は四隅に設置したウインチと陸上部（又は堀底）に固定された支点により浚渫施工水域範囲内を四方に移動することができます。

(I) 浚渫の流れ

①浚渫装置（水中ロッド）を水底土砂に差し込み

油圧フィルターにて底面のみ解放された四角柱状の浚渫装置を水底土砂に貫入し、閉鎖空間を確保する。

②水底土砂をジェット水で切削・解泥しミキサーで攪拌

水中ロッド下端部に水平方向に装着したウォータージェットで、水底土砂の表層を切削し、その閉鎖空間内の水とともに水中ミキサーで攪拌・懸濁^{けんたく}する。

③サンドポンプで吸引・送泥

攪拌・懸濁された泥水をサンドポンプで、サクションホースを介し陸上に送泥し、濁水処理・脱水処理を経て処理土として場外に搬出する。

④浚渫装置（水中ロッド）を引き抜き

浚渫装置内の懸濁水の吸引・送泥が終わったら油圧リフターにて装置を引き抜き、次の場所に移動する。

⑤濁水処理・脱水処理

浚渫装置により浚渫された泥水は処理施設へ送泥され、濁水処理施設において無機系凝集剤を投入し、凝集沈降を早めた上で、沈殿槽で上澄水と濃縮泥水に分離を行う。その後、濁水処理に送泥し凝集沈殿を行う。澄水は清水槽に貯水され、水質確認を実施し、排水基準のモニタリングを行い、基準内であることを確認した後、放流する。濃縮泥水は脱水処理設備に送泥され、脱水処理を行う。

II 脱水処理（フィルタープレス）

(ア) 概要

フィルタープレスは、浚渫工事から発生する濃縮泥水を固液分離するための脱水装置です。このフィルタープレスを使用したシステムは、大容量処理の可能な自動フィルタープレスにより、濃縮泥水を脱水し、脱水ケーキとして取り出す一次処理及び脱水で出た排水の濁水処理を行う二次処理で構成されています。脱水処理された脱水ケーキの含水比は、40%～50%程度となるまで脱水し、フレコンバックの自立、多段積みが可能となります。

(イ) 特徴

構造がシンプルで比較的処理量を簡単に増やせることが特徴です。処理工程内に簡単に組み込むことができ、ろ過脱水装置として最も多く使用されている加圧ろ過装置です。得られる脱水物（ケーキ）の含水率は非常に低いものとなっており、固液分離特性は非常に高い装置です。ポンプの打込み圧力を利用してろ過する方式で、剛性の高い鋼板をろ過板に採用する事で、大容量処理に威力を発揮し、スラリー打込みからケーキ剥離まで自動運転により、効率の良い排水処理が可能です。加圧には油圧装置を使用するため、振動・騒音が少ない装置です。

(ウ) 脱水の流れ

- ①ろ過板とろ過板を締め付け、ろ室を形成します。
- ②ろ室に泥水を圧送すると固形分はろ布で捕集され、液体はろ室外に排出されます。固形分がろ室全体に充填されるとろ過が終了します。
- ③ろ過が終了したらろ室を開き脱水ケーキを排出します。



浚渫前の内堀



浚渫中（浚渫の様子）



浚渫後の内堀

浚渫工法の実証実験の様子

オ 残土処分

脱水した堆積土は、産業廃棄物（汚泥）としての処分を原則とします。

3 事業後の水質維持・管理

(1)水質悪化の要因と水質維持の考え方

ア 水質悪化の要因

堀水の水質悪化による環境影響としては、アオコの発生による景観の悪化や悪臭の発生及び堀底の貧酸素化に伴う水生生物の斃死等が挙げられます。

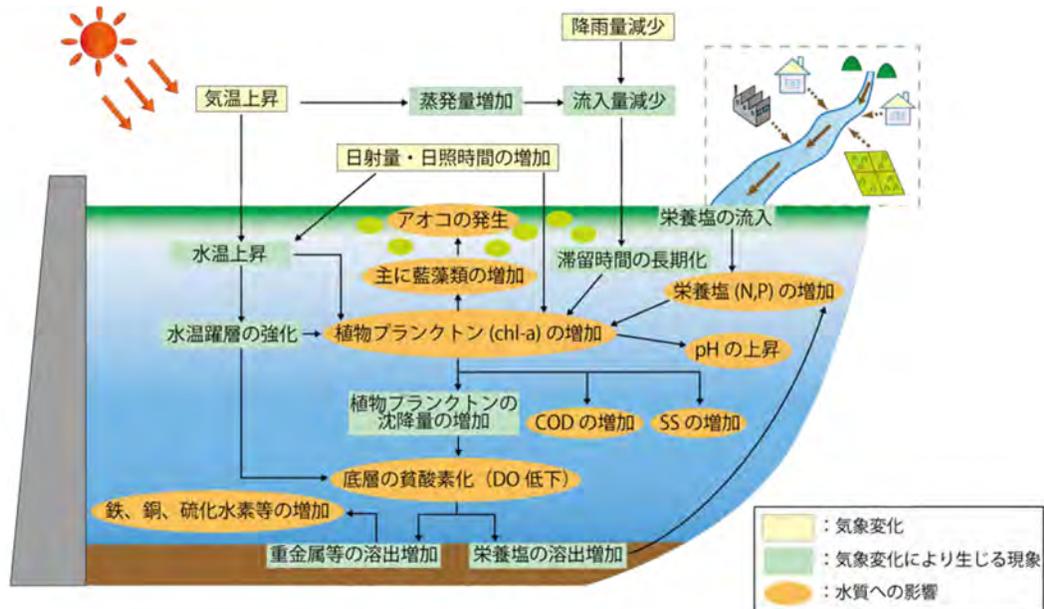
アオコ等植物プランクトン（以下「アオコ類」という。）の発生メカニズムを第67図に示しました。

アオコ類が増殖する要因としては、①窒素やリンといった栄養塩類の供給、②滞留日数の長期化、③日照の増加が挙げられます。

アオコ類が増殖すると景観悪化や悪臭発生等の直接的な環境影響をもたらします。また、日光が堀底まで届かなくなるため堀底付近では光合成が行われなくなります。更に、堀の表面では水温が上昇する反面、堀底付近では水温が上がらないため鉛直混合が起きにくくなります。そのため、酸素を多く含んだ表面の水が堀底に移動せず、堀底付近には酸素が供給されにくくなります。

アオコ類は堀底に沈むと分解されて堀底では酸素が不足するため、魚類やエビ類といった水生生物の斃死が懸念されます。また、これらの分解時には酸素が消費されるほか栄養塩類が溶出するため、更にアオコ類が増殖しやすい環境となり、悪循環をもたらすこととなります。

したがって、堀の水質維持のためには、①栄養塩の供給を少なくする、②滞留日数の長期化を防ぐ、という方策が有効であることが示されました。



『農業用貯水施設におけるアオコ対応参考図書』（2012年）より抜粋

第67図 アオコ類の発生メカニズム

イ 水質維持の考え方

(ア) 栄養塩類負荷の低減

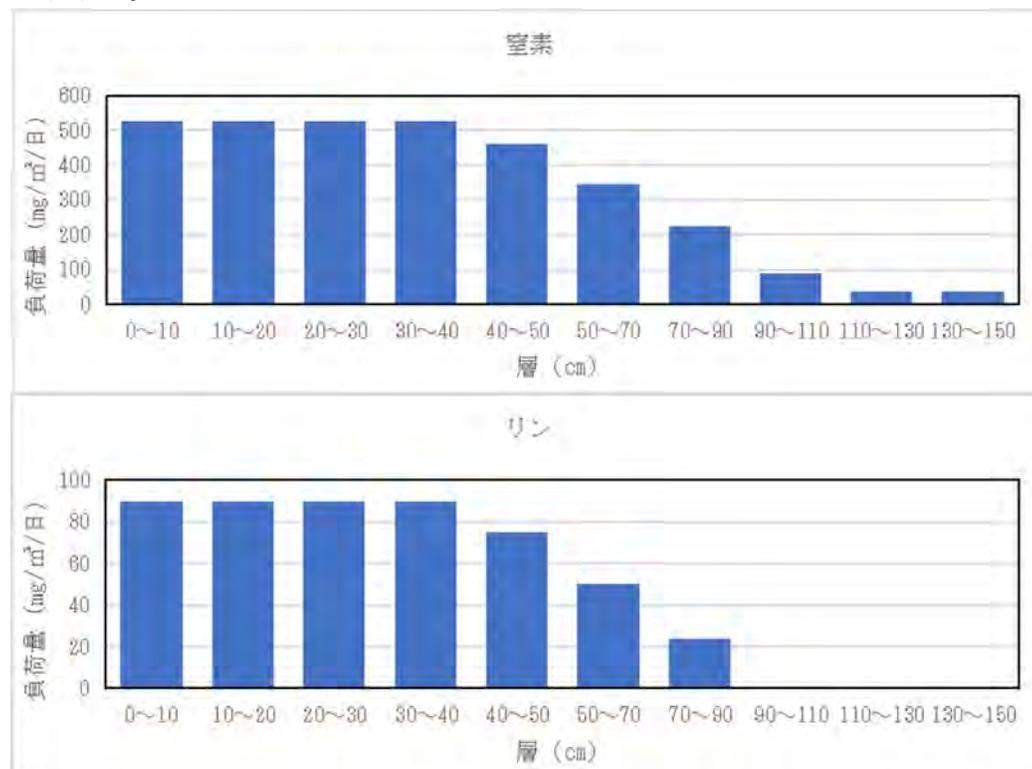
栄養塩類の供給源としては生活排水や下水の流入や堆積土からの供給（溶出）が挙げられます。松本城堀においては水源を栄養塩類が比較的少ない井戸水としており、流入水による影響はそれほど大きくないと推察されます。

松本城堀堆積土の栄養塩類負荷量の鉛直分布を第68図に、浚渫前後の堀全体における堆積土からの栄養塩類負荷量を表23に示しました。負荷量が大きいほど堆積土から堀水に栄養塩類が供給されます。

栄養塩類負荷量の鉛直分布より、負荷量は堆積土表面から40センチメートル程度から徐々に下がり始め、110センチメートルを超えると窒素は表面の約10%程度まで低下し、リンの負荷量は0になると算定されました。

また、浚渫前後の堀全体の栄養塩類の負荷量を見ると、浚渫後には窒素が現状の3%程度、リンは0.3%程度まで低下するとされています。

以上より、堀水への栄養塩類負荷の低減のためには堆積土表面の除去、すなわち浚渫が最も効果的であることが分かりました。更に、鉛直分布より堆積土表面からの負荷が大きいことから、浚渫後に堆積する新たな堆積物を定期的に取り除くことが望ましいことが示されました。



『令和2年度松本城堀総合調査業務委託報告書』（2021年）より作成

第68図 堆積土からの栄養塩類負荷量の鉛直分布

表 2.3 浚渫前後の堆積土からの栄養塩類負荷量

条 件	堆積土からの負荷(溶出)量 (kg/日)	
	窒 素	リ ン
現 状	7.6	0.98
浚渫後	0.2	0.003

『令和2年度松本城堀総合調査業務委託 報告書』(2021年)より抜粋

(イ) 滞留日数の低下

アオコ等の増殖を防ぐためには、滞留日数を3～5日以内とすることが望ましいとされており、その方策としては、①流入水の水量を増やす、②水位を下げるという手法が用いられます。

松本城堀においては特に内堀の南西部(天守前)は遊歩道に面しており、公園利用者の目線に近いことから大幅な水位低下は利用面や景観面から望ましくありません。

したがって、滞留日数が3～5日以内となるように流入水量を増やすことが望ましいと考えられます。

ウ 水質改善

(ア) 水量確保

堀水のほとんどは松本城周辺に掘削された5か所から湧き出る井戸水によって賄われています。堀総合調査で計測された流入量と排出量の比較から、堀底からも地下水の流入がある可能性が認められます。堀底からの流入量は、総排出量のうち、内・外堀では、約10%、総堀では約60%の水量に該当します。

現状での内・外堀の推定容量は約30,000立方メートルです。1.5メートルの浚渫により、堆積土約3,970立方メートルが場外搬出され、場外搬出された堆積土分の容積が増加します。また、南・西外堀の復元により、約14,000立方メートルの容積が追加される見込みです。

水量確保のためには、次の手法が考えられます。

- ①井戸からの流入量を増やす(既存井戸の能力アップ、井戸の追加設置)
- ②下水道処理水の利用や流域河川水の活用
- ③総堀の排水を外堀へ引き込む

いずれの手法も、地下水の取水に関する条件整備や手法の実現に向けた事業費の確保等、解決すべき課題が多くあります。下水道処理水の利用は、処理施設が下流域流にあること、河川水の活用は、堀から河川までの距離を考えると効果的な対策とは言えません。

水量確保ができない場合、堀水の滞留時間が増加することによる水質の悪化が懸念されることから、水質改善策を取り入れることにより、水質悪化を防ぐことが必要です。

(イ) 水質改善

水質改善策には、水量確保のほか、堀水を浄化しての再投入、堀水の攪拌、生物による

水質浄化、薬剤散布、堆積除去等が挙げられます。いずれの方法も課題があることから、適用に際しては事前に検証をおこなう必要がありますが、水源確保ができない場合（水質悪化する場合）、水質維持の対策を図ることとします。

(ウ) 事業後の水質改善策

事業後は、堀水の滞留時間増加による水質悪化が懸念されるため、井戸からの流入量を可能な限り確保しながら、水質改善策を併用し、水量確保、水質維持を図る方針とします。なお、浚渫後は、モニタリングのための水質調査を実施し、水質状況を確認しながら、水質維持の対策を実施します。

表24 水質改善策

分類	方法	課題等
投入水量の増加	・地下水の投入量を増やす。 ・下水処理水や河川水を引き込む。	・地下水を増やすことができるか。 ・引き込む水源及び送水方法 ・水質によっては水質浄化が必要
堀水の再投入	・堀水をポンプアップし、浄化して再投入する。	・送水方法や水処理方法の検討
堀水の攪拌	・堀水を循環させて底層の貧酸素化による環境悪化を防ぐ。	・機器や設置場所の検討
生物による水質浄化	・イケチョウガイ等の二枚貝により、水質改善する。	・用いる生物種、設置場所の検討 ・生物の飼育管理が必要
薬剤散布	・薬剤を散布して水質改善する。	・薬剤の検討 ・効果が一時的であることや堆積促進に繋がるため、散布頻度を検討
堆積除去	・表層の堆積物を定期的に取り除くことで水質悪化を防ぐとともに、堆積除去を行う。	・採用方法の検討 ・工法によっては工事が必要

(2) 事業後の水質維持・管理について

ア 取水可能な水量と水量確保手法の検討

内・外堀浚渫及び南・西外堀復元後において、堀の水質維持のために確保すべき水の水源である井戸水について、取水可能な水量及び水量確保の手法を検討しました。

堀の水質を維持するためには、堀水の滞留日数を低下させる必要があります。滞留日数を低下させるためには、(ア)既設井の改修（リプレース）により取水量を増加させる方法、(イ)堀の水を循環させて滞留日数を低下させる方法（再循環）、(ウ)新設井を設置して流入水量を増やす方法が挙げられます。

(ア) 既設井の改修

既設井の改修による推定取水量の検討結果を表25に、既設井の位置図を第69図に示しました。改修方法としては、揚水ポンプの更新、ポンプや管のメンテナンス等が挙げられます。数値は各井戸設置時の揚水試験結果や設置後の水位等のモニタリング調査結果、地下水水位の結果から推定しました。

現状より取水量の増加が見込める既設井は、北馬場柳の井戸、地蔵清水の井戸及び北門大井戸の3か所であると推定されました。

この他に市役所前庭の井戸が挙げられます。この井戸は現在市役所前庭のせせらぎにのみ使用されているため非常に取水量は少ないですが、井戸口径や深度、位置的に地蔵清水の井戸に近いことから、同等レベルの揚水は可能であると考えました。

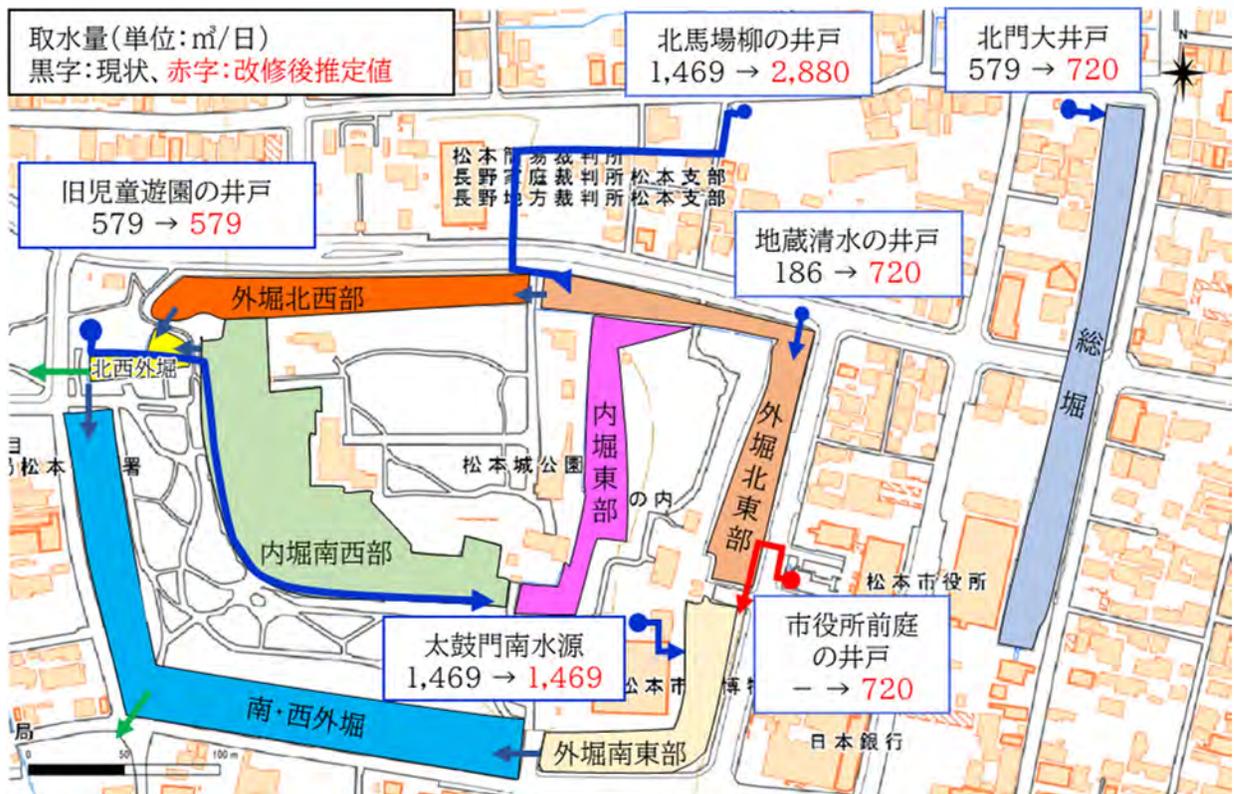
旧児童遊園の井戸及び太鼓門南水源については、既に改修済みであることから、これ以上の揚水は難しいと推定されました。

表25 既設井の改修による推定取水量の検討結果

井戸名称	取水量 (m ³ /日)	改修等による 推定取水量 (m ³ /日)	備考
旧児童遊園の井戸	579 (402)	579 (402)	改修済みのため取水量の増加は難しい。
北馬場柳の井戸	1,469 (1,020)	2,880 (2,000)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される。
地蔵清水の井戸	186 (129)	720 (500)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される。
太鼓門南水源	1,469 (1,020)	1,469 (1,020)	令和5年度(2023年度)改修後の推定揚水量
北門大井戸	579 (402)	720 (500)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される。
市役所前庭の井戸	— (—)	720 (500)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される。
合計	4,282	7,088	増加量:2,806 m ³ /日(1,949L/分)

※ 取水量は『令和2年度松本城堀総合調査業務委託報告書』(2021年)より引用(令和2年8月調査結果)

※ 取水量中の()内の数値はL/分である。



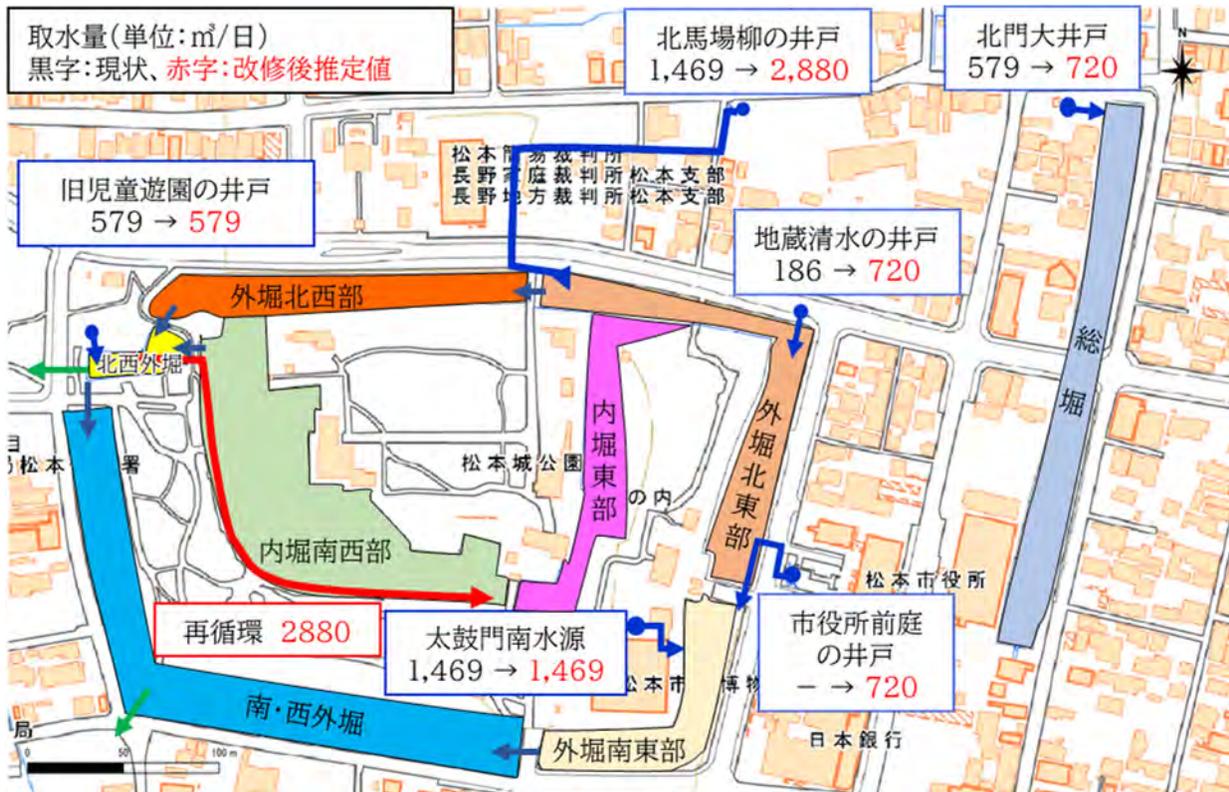
取水量は『令和2年度松本城堀総合調査業務委託報告書』(2021年)より引用(令和2年8月調査結果)

第69図 既設井の位置図

(イ) 再循環

再循環とは、堀の水の一部を送水管等で上流側に送水し、滞留日数を低下させる方法のことです。必要に応じて再循環させる水を浄化させることも可能です。

松本城の堀においては、最も水量が多い内堀南西部の滞留日数を低下させるため、北西外堀（現・蓮池）で堀水を取水して黒門脇に送水して放流することが効果的であると考えられます（第70図）。この場合、旧児童遊園の井戸の配管を流用することができれば、施工費を低減することができる可能性が考えられます。なお、当配管径は150ミリメートルであることから、2,880立方メートル/日（2,000リットル/分）程度の送水は可能であると推察されます。



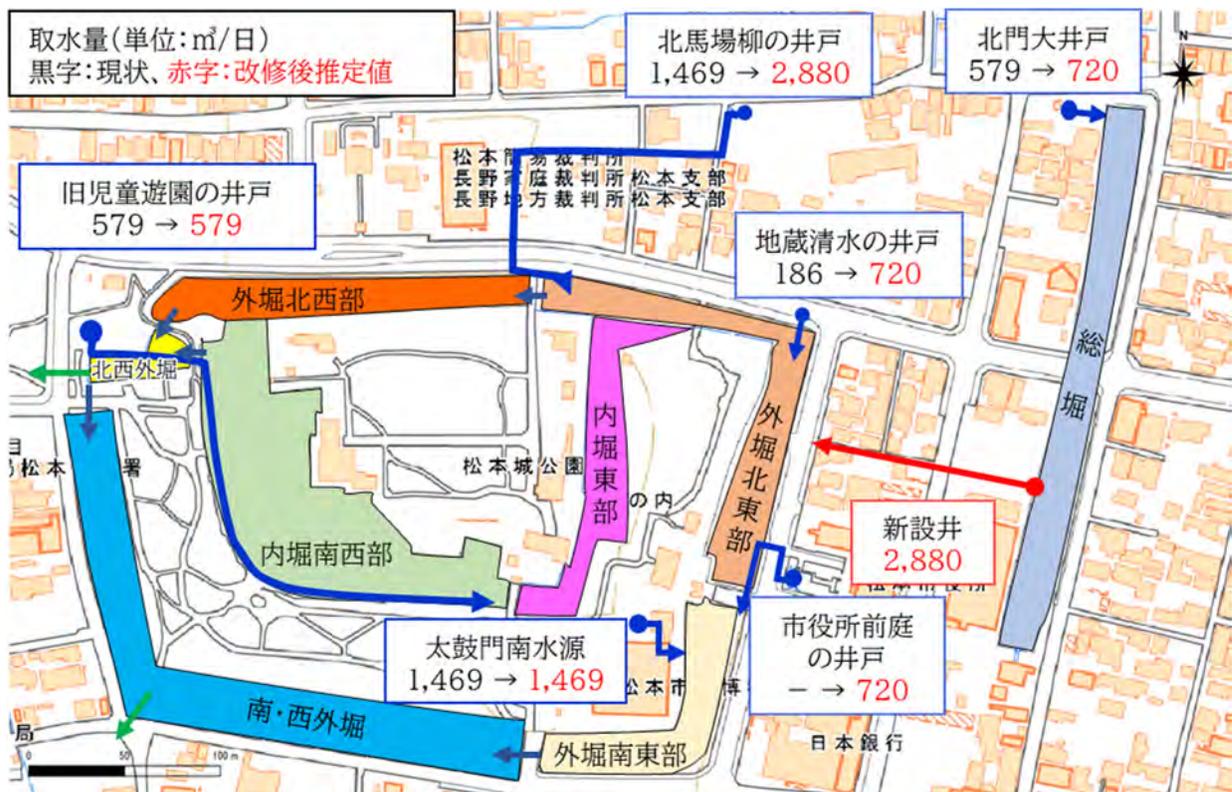
第70図 松本城堀における再循環

(ウ) 新設井の設置

松本城堀周辺においてさく井可能な市有地としては、松本市役所東庁舎北側駐車場が想定されました（第71図）。

松本市役所東庁舎の北東地下には現在使用されていない深井戸が設置されていました。この深井戸から自噴した井戸水が内堀に流下する様子も確認されていることから、この深井戸と同等の2,880立方メートル/日（2,000リットル/分）程度の取水量が期待されます。

なお、新設井からは外堀北東部への投入が想定されますが、埋設管は道路を渡るため、工事には地下配管等の支障物が懸念されます。



第71図 新設井の設置位置

イ 事業後の滞留日数の検討

堀浚渫及び南・西外堀復元後において、既設井の改修のみ、既設井の改修+再循環、既設井の改修+再循環+新設井の設置の3つのケースについて、それぞれ滞留日数の検討を行いました。

(ア) 既設井の改修のみ

既設井の改修のみの場合の堀水の滞留日数を表26に示しました。参考として内・外堀の浚渫後において、井戸水の投入量を現状とした場合の滞留日数も示しました。

水の流れと分配は、南・西外堀の水深を0.5メートル、1.0メートル及び1.5メートルとした場合について検討を行いました。

内・外堀浚渫及び南・西外堀復元後において、既設井の改修を実施した場合の堀水の滞留時間は、内堀南西部、内堀東部、外堀北西部及び外堀北東部（以下「内堀及び外堀北部」という。）で4.5日、総堀で2.3日と算出されました。

外堀南東部及び南・西外堀（以下「外堀南部」という。）では、南・西外堀の水深が0.5メートルの場合で2.4日、1.0メートルで2.6日、1.5メートルで2.8日と算定されました。

表26 堀水の滞留日数（既設井改修のみ）

場 所	水 深 m	貯水量 m ³	投入量 m ³	滞留日数 日	内・外堀浚渫のみ 既設井現状(未改修)		
					貯水量 m ³	投入量 m ³	滞留日数 日
内堀及び外堀北部		26,271	5,851	4.5	30,389 (含外堀 南東部)	5,374	5.7
外堀南部	0.5	8,760	3,629	2.4	—	—	—
	1.0	13,401	5,069	2.6	—	—	—
	1.5	18,043	6,509	2.8	—	—	—
総堀		3,867	1,696	2.3	3,867	1,555	2.5

(イ) 既設井の改修+再循環

既設井の改修に加えて再循環をおこなった場合の滞留日数を表27に示しました。

既設井の改修のみの場合、内堀及び外堀北部の滞留時間が長く、特に夏季等に藻類が増殖する可能性が示唆されたため、旧児童遊園の井戸の送水管を活用し、北西外堀から最も貯水量の多い内堀南西部(黒門脇)に堀水を再循環させた場合の滞留日数を算定しました。その結果、内堀及び外堀北部の滞留日数は3.0日となりました。

表27 堀水の滞留日数(既設井改修+再循環)

場 所	水 深 m	貯水量 m ³	投入量 m ³	滞留日数 日	内・外堀浚渫のみ 既設井現状(未改修)		
					貯水量 m ³	投入量 m ³	滞留日数 日
内堀及び外堀北部		26,271	8,731	3.0	30,389	5,374	5.7
外堀南部	0.5	8,760	3,629	2.4	—	—	—
	1.0	13,401	5,069	2.6	—	—	—
	1.5	18,043	6,509	2.8	—	—	—
総堀		3,867	1,696	2.3	3,867	1,555	2.5

※外堀南部及び総堀は既設井改修のみの場合と同一である。

(ウ) 既設井の改修+再循環+新設井の設置

既設井の改修及び堀水の再循環に加えて新設井を設置した場合の滞留日数を表28に示しました。

新設井の設置場所は、松本市役所東庁舎北側駐車場とし、外堀北東部に投入させた場合の滞留日数を算定しました。その結果、内堀及び外堀北部の滞留日数は2.3日となりました。

表28 堀水の滞留日数(既設井改修+再循環+新設井設置)

場 所	水深 m	貯水量 m ³	投入量 m ³	滞留日数 日	内・外堀浚渫のみ 既設井現状(未改修)		
					貯水量 m ³	投入量 m ³	滞留日数 日
内堀及び外堀北部		26,271	11,611	2.3	30,389	5,374	5.7
外堀南部	0.5	8,760	3,629	2.4	—	—	—
	1.0	13,401	5,069	2.6	—	—	—
	1.5	18,043	6,509	2.8	—	—	—
総堀		3,867	1,696	2.3	3,867	1,555	2.5

※外堀南部及び総堀は既設井改修のみの場合と同一である。

(I) 事業後の堀水の滞留日数を低下させる方策

これらの結果から、事業後における堀水の水質維持を目的とし、堀への流入量を増やすなど滞留日数を低下させる方策を表29にまとめました。費用対効果の面からは、①既設井の改修、②堀水の再循環、③新設井の設置の順であると推察されます。

既設井の改修による取水の増加量は2,806立方メートル/日で、施工も揚水ポンプの更新や配管のリプレース等で行うため、費用面でも有利と想定され、最も有望な方策であると考えられます。

北西外堀から黒門脇への再循環による増加量は、既設配管の制約から2,000立方メートル/日程度とれます。既設配管を流用することで費用は抑えられるものの、水質浄化が必要な場合はその費用が上乘せされます。また、新設井の設置による増加量は1,440立方メートル/日程度で、他の方法に比べて掘削工事や堀への配管工事が必要となるため、費用面ではやや高額となります。

表29 堀水の滞留日数を低下させるための方策まとめ

項目	既設井の改修	再循環	新設井の設置
推定増加量	◎ 2,806 m ³ /日	○ 2,000 m ³ /日	△ 1,440 m ³ /日
施工費用	◎ 設備更新主体	○ 既設設備を流用可能	△ 要掘削・埋設工事
堀水の水質	△ 内堀南西部の水質が懸念	○ おおむね問題なし 循環水を浄化することで 更なる効果が期待	◎ 問題なし
評価	◎ 費用対効果が最も見込まれる。	○ 既設井改修で水質維持ができない場合に実施	△ 既設井改修+再循環で水質維持ができない場合に実施

(3)事業に伴う水質維持の措置

上記の検討結果から、事業に伴う水質維持の措置として、段階的に既設井の改修を実施します。具体的な順序としては、内堀の浚渫が完了する令和7年度（2025年度）に最も揚水量の増加が見込まれる北馬場柳の井戸を、南外堀が復元される令和9年度（2027年度）に地蔵清水の井戸を、浚渫の最終年度である令和11年度（2029年度）に市役所前庭の井戸を改修することを予定しています。北門大井戸については、状況に応じて設置を検討します。

万が一、既設井の改修で水質維持ができない場合は、堀水の再循環を実施します。既設井の改修に加えて堀水の再循環を行っても、水質維持ができなかった場合には新設井の設置を実施します。

4 その他の計画

(1)黒門・太鼓門の耐震対策

ア 目的

史跡松本城の入口である太鼓門は平成30年度（2018年度）に実施した松本城黒門・太鼓門耐震診断の結果、大地震動時に、倒壊の可能性があることが判明しました。地震時の来場者の安全確保を図るとともに、地震による建物の破壊を防ぐ必要があるため、適切な耐震対策を実施します。

イ 耐震診断の結果

大規模な補強が必要となっています。なお、大地震動時の被害が大きいことが判明した太鼓門から優先して工事に着手しました。太鼓門（一の門）は大地震動時に倒壊の危険が指摘され、屋根裏のほぼ全面と、室内に耐震壁の設置が必要となりました。

ウ 経過

平成30年度 松本城黒門・太鼓門耐震診断
 令和 2年度 松本城黒門・太鼓門耐震対策基本計画及び基本設計策定
 令和 3年度 太鼓門実施設計
 令和 4年度 太鼓門耐震工事の実施（一の門、二の門）

エ 今後の予定

令和 5年度から7年度 太鼓門耐震対策工事（袖塀）
 令和 8年度 黒門耐震対策実施設計
 令和 9年度から12年度 黒門耐震対策工事

(2)旧松本市立博物館の解体

ア 概要

松本市立博物館が史跡指定地外へ移転し、新しい博物館が令和5年（2023年）10月から開館となったため、二の丸内にある旧松本市立博物館の解体を行います。解体に当たっては、事前に発掘調査を行い、地下遺構に影響がないよう検討を行います。

イ 今後の予定

令和 5年度 旧松本市立博物館解体実施設計
 令和 6年度 旧松本市立博物館解体工事（地上部）
 令和 7年度 旧松本市立博物館解体工事（地下部）

(3)石垣カルテの作成

城郭を構成する主要な顕在遺構であることから、現存する石垣の現状把握を行うために石垣カルテ等の作成を行います。石垣カルテの作成により、万が一災害等で石垣が崩落した場合の復旧工事の重要な記録となるため、早急な着手が必要です。

令和8年度から令和10年度（2026年度から2028年度）までの事業実施を目標としています。

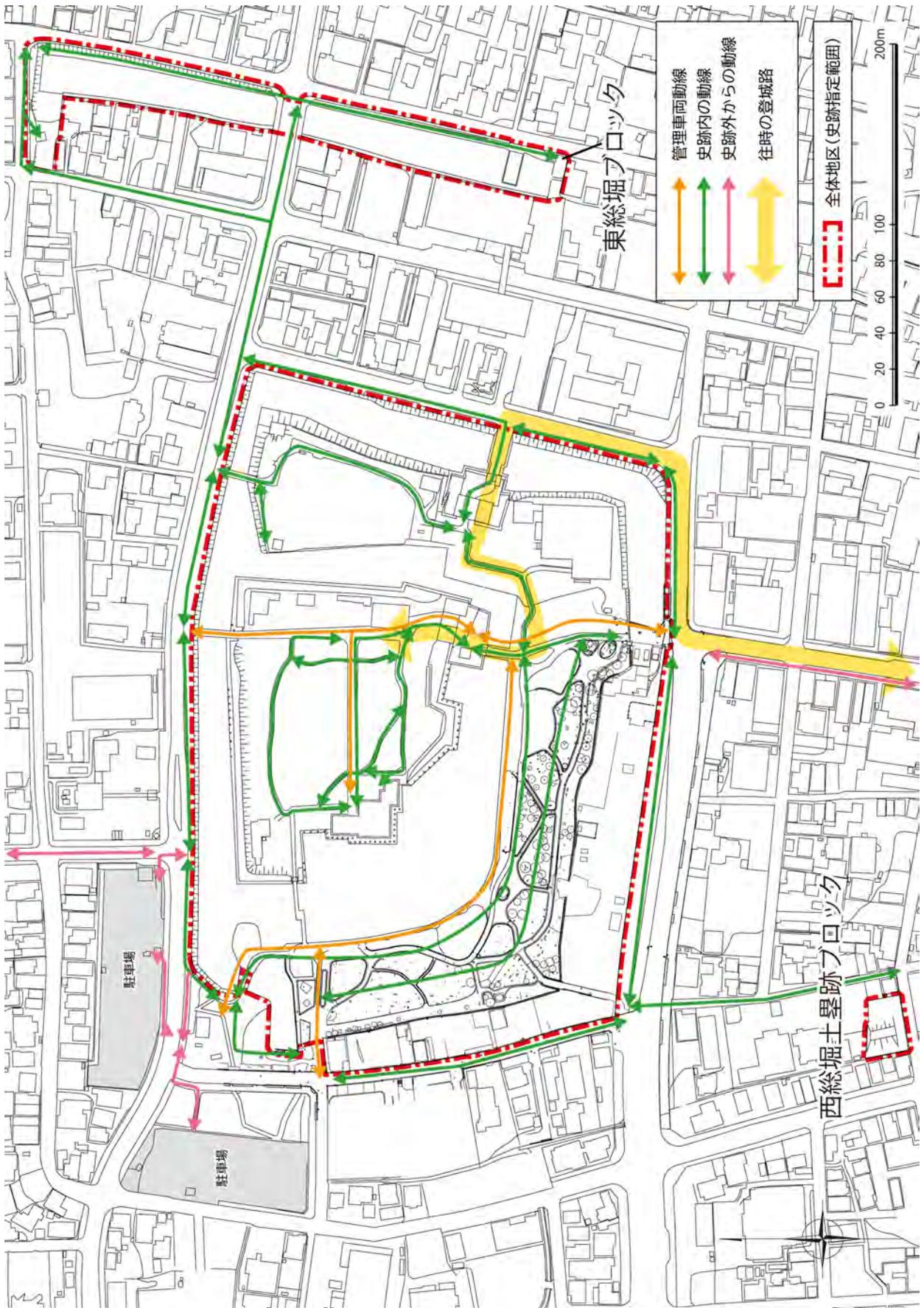
(4)サイン計画の作成

現在、史跡内に設置しているサインには、統一のデザインがありません。南・西外堀の復元整備に当たって、複数箇所におけるサイン設置が想定されるため、将来的な史跡内の形状・デザインの統一を図るためのサイン計画を作成します。配置に際しては、既存サインの調査を行い、城内の回遊性や史跡松本城について理解を得られるようなサインの設置を行います。整備に当たり、AR（拡張現実）や、デジタルサイネージ等の最先端技術を取り入れた整備も検討します。

(5)動線計画の作成

史跡松本城の来場者の多くは、車で駐車場まで来た後、松本城天守を目指して本丸へと向かうため、松本城の本質的価値の多くを体感することなく、見学を終えてしまいます。特に、飛び地になっている東総堀や西総堀土塁跡は、案内（サイン表示）がないため、来場者の流れがありません。また、駅側からの二の丸内への主要な動線は、堀を埋め立てて作られた南側出入口となっているため、本来の登城路である太鼓門を通らないという問題が生じています。

南・西外堀復元に当たって、既存の動線が変更になる箇所があるため、整備が完了した時点での来場者動線及び管理者動線の案（第73図）を提示します。ただし、詳細についてはサイン計画や事業進捗にあわせて、見直しをすることとします。



第73図 動線計画図(案)

5 事業スケジュール

第1期及び全体の事業スケジュールを下表に示します。

表30 事業スケジュール（第1期）

地区区分	整備項目	前期					後期					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
全体地区	2 石垣カルテの作成											
	3 堀の浚渫	内堀浚渫										
		ポンプ改修										
		水質モニタリング										
	4 事業後の水質の維持・管理	外堀浚渫										
		ポンプ改修										
	5 サイン計画の作成											
7 動線計画の作成												
第2期計画の策定												
史跡整備 本丸地区	18 黒門の耐震対策	実施設計										
		耐震工事										
二の丸地区	21 太鼓門の耐震対策	耐震工事										
		実施設計										
	22 旧松本市立博物館の解体	解体工事										
		事業用地取得・代替地整備										
	26 南・西外堀の復元	設計方針検討										
南外堀基本設計												
南外堀実施設計												
南外堀復元工事												
建造物整備	16 天守の耐震対策	西外堀基本設計(段階的に着手)										
		西外堀実施設計										
		西外堀復元工事										
		発掘調査										
17 天守の防災対策	基本計画											
	基本設計											
	実施設計											
16 天守の耐震対策	耐震工事											
	発掘調査											
17 天守の防災対策	防災工事											
	耐震工事										~R18	

表3-1 事業スケジュール(全体)

		第1期										第2期		第3期
地区区分	整備項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~R24		R25~
		全体地区	1 石垣の修理											
2 石垣カルテの作成														
3 堀の浚渫														
4 水質の維持・管理														
5 サイン計画の作成														
6 サイン整備														
7 動線計画の作成														
8 園路の整備														
9 トイレの再配置														
10 植栽の整備														
11 往時の登城路周知														
本丸地区	12 管理事務所の移転													
	13 本丸御殿跡及び園路の整備													
	14 足駄塀の周知													
	15 多間櫓跡及び折廻し櫓跡の整備													
	16 天守の耐震対策													
	17 天守の防災対策													
	18 黒門の耐震対策													
二の丸地区	19 二の丸御殿跡の再整備													
	20 東北隅櫓跡の再整備													
	21 太鼓門の耐震対策													
	22 旧松本市立博物館の解体													
	23 古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備													
	24 八千俵蔵跡と周辺の整備													
	25 内堀の整備													
	26 南・西外堀の復元													
南・西外堀エリア	27 南隅櫓跡の整備													
	28 北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備													
三の丸地区	29 東総堀の周知													
	30 西総堀土塁跡の再整備													
三の丸地区(指定範囲外)	31 三の丸地区(指定範囲外)の周知													
	32 ガイダンス施設の整備													
城下町地区	33 城下町の特徴と歴史的価値の周知													

第8章 完成予想図（第1期）



第74図 パース図



第75図 平面図

※この図はイメージです

写真図版



本丸（北東から）



本丸（東から）



天守台石垣（天守東面）



天守と天守台石垣（南西から）



本丸御殿跡平面表示と園路（天守内から）



黒門一の門と石垣（南西から）



黒門二の門と黒門土橋（南から）



北裏門土橋、管理用門（北から）

写真図版1（本丸①）



本丸西側内周土塁、石垣（東から）



本丸南側内周土塁、石垣



水門跡（月見櫓脇 西から）



本丸西面石垣、埋橋、管理用門



本丸北面石垣と北外堀



本丸北側内周土塁（東から）



折廻し^{やぐら} 檣 台石垣
写真図版2（本丸②）



本丸東側内周土塁、石垣（南から）



売店と管理事務所



黒門券売場(黒門枡形内)



埋門券売場
(門の向こう側:現在閉鎖)



本丸東トイレ



本丸北西トイレ



倉庫と作業員詰所



本丸北四阿



写真掲示場(南側土塁際)



本丸東側藤棚・休憩所(売店横)



笹垣と門扉(黒門北側)



駒つなぎの桜



小笠原牡丹



天守説明板(売店前)



案内板(トイレ)



石灯笼(水野氏)



石灯笼(戸田氏)



石灯笼(戸田氏)



雪見灯笼(戸田氏)



手水鉢(戸田氏)



松本藩戊辰戦争
出兵記念碑



市川量造・小林有也レリーフ



飛騨雪見灯笼

写真図版3 (本丸③)



内堀(南側)と本丸



内堀(東側)と本丸東面石垣、二の丸御殿跡西側石垣



内堀南面石垣(埋め立てにより付加された石垣)と給水口



内堀南面石垣(昭和31年に積み直し)



内堀西面石垣、二の丸藤棚、園路(内堀西側)



二の丸(東から)



太鼓門土橋・枡形(二の門・袖塀)



太鼓門一の門・枡形石垣(南東から)

写真図版4 (内堀、二の丸)



二の丸御殿跡(平面表示 北東から)



御金蔵(土蔵 東から)



北東隅櫓跡(西から)



二の丸御殿跡裏御門橋(復元 北東から)



二の丸(南東から)



わかみややちまんしゃ
若宮八幡社跡・埋橋



ててまがりの井戸(旧松本市立博物館内)

写真図版5 (二の丸)



二の丸南側土橋と南外堀、旧松本市立博物館 (閉館)



二の丸太鼓門南西側(北から)



二の丸南側(西から)



二の丸南側(西から)



二の丸南側(西から)



二の丸西側(南から)



二の丸南西隅(北から)



二の丸遠景(南東建物上から)



二の丸外周からの二の丸(南から)



北西外堀(東から)



北外堀(東から)



東外堀北半部(北から)



南外堀東半部(西から)

写真図版6 (二の丸、外堀)



旧松本市立博物館(閉館)



トイレ(二の丸南側)



トイレ(二の丸西側)



トイレ(二の丸御殿跡東)



史跡標柱(二の丸北西)



史跡標柱(太鼓門前)



国宝松本城天守説明板(高札場)



松本城案内板(二の丸南側)



史跡説明板(二の丸御殿跡)



NTT公衆電話(二の丸南側)



埋橋



藤棚(二の丸御殿跡東側)



地下水投入口(北外堀)



水門(北裏門土橋)



水門(内堀北西)



堀水排水口(北西外堀西端)



水飲み場(二の丸南側)



国宝松本城天守名称標識



明治天皇駐蹕遺址碑



松本中学校跡石碑

写真図版7 (二の丸・内堀・外堀 管理施設等)

東総堀



東総堀北側(南から)



東総堀北半部南側(北東から)



東総堀北西埋立部



東総堀史跡標柱(木製)



深志橋

西総堀土塁跡



西総堀土塁跡(北東から)



西総堀土塁跡(発掘調査時)

南・西外堀

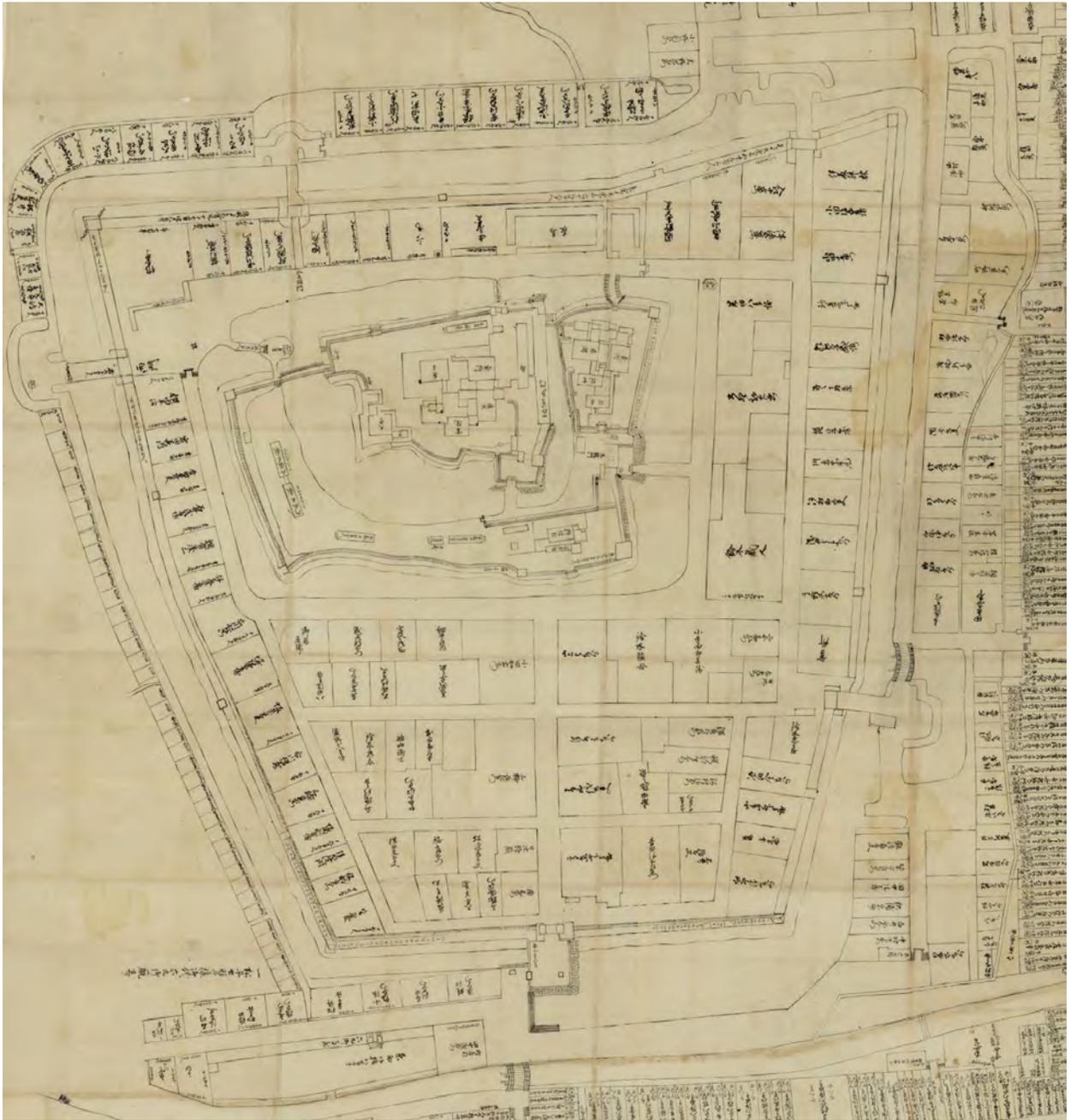


南外堀三の丸側の石垣(試掘調査時)



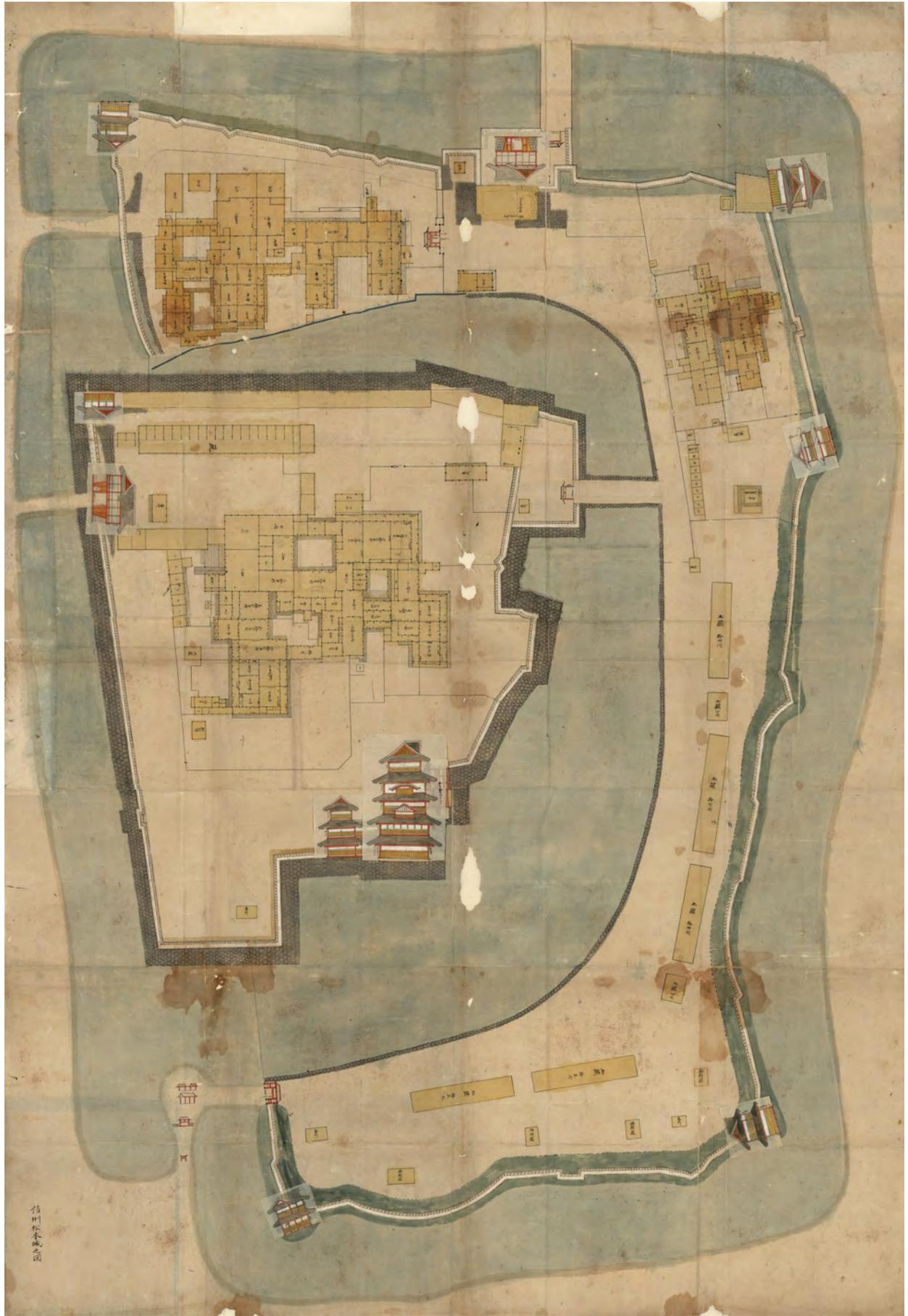
西外堀(三の丸側土坡法尻の杭列)

写真図版 8 (東総堀、西総堀土塁跡、南・西外堀)



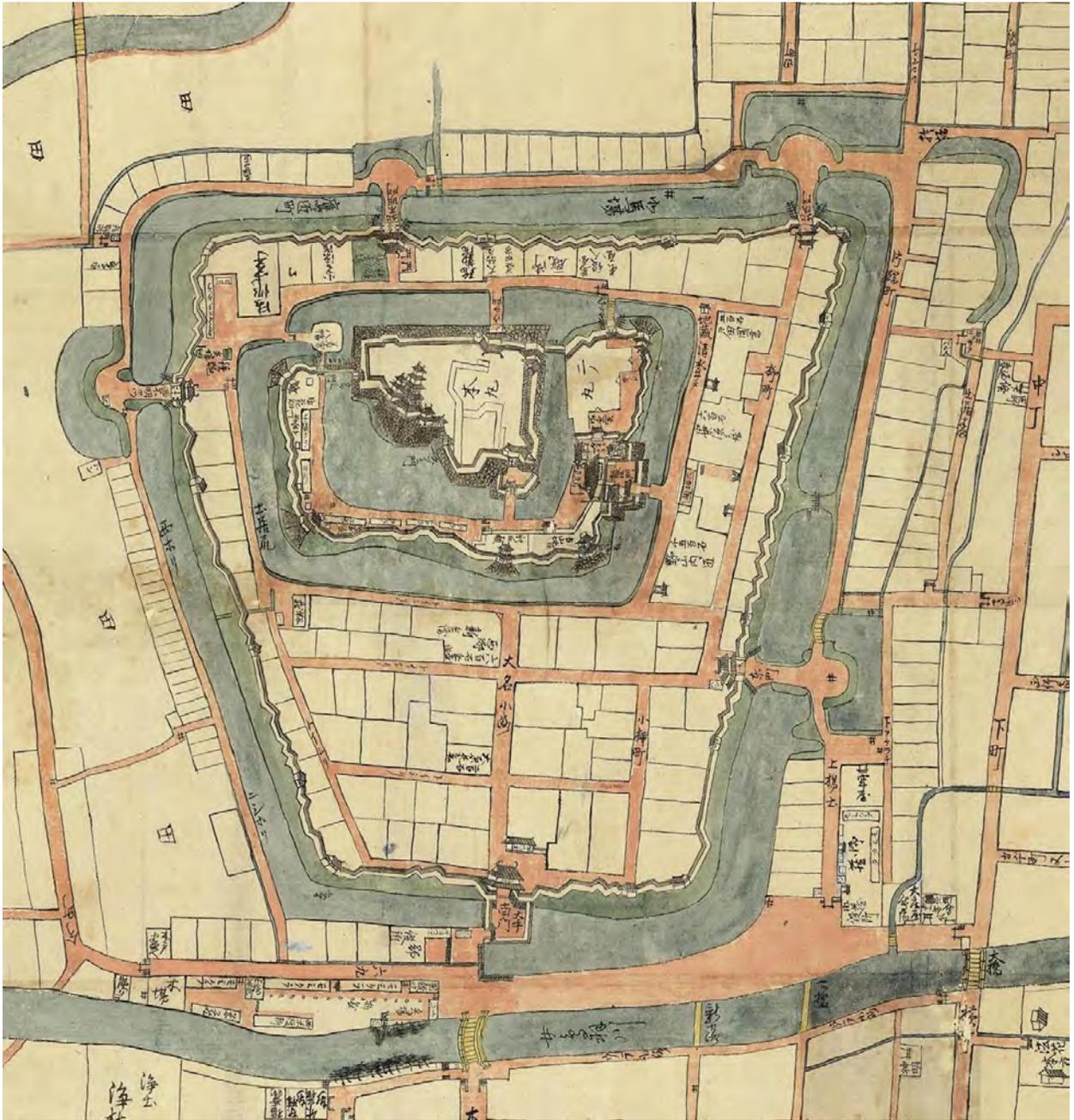
図版9 元禄期松本城下絵図（部分）

元禄10年（1697年）から水野氏時代



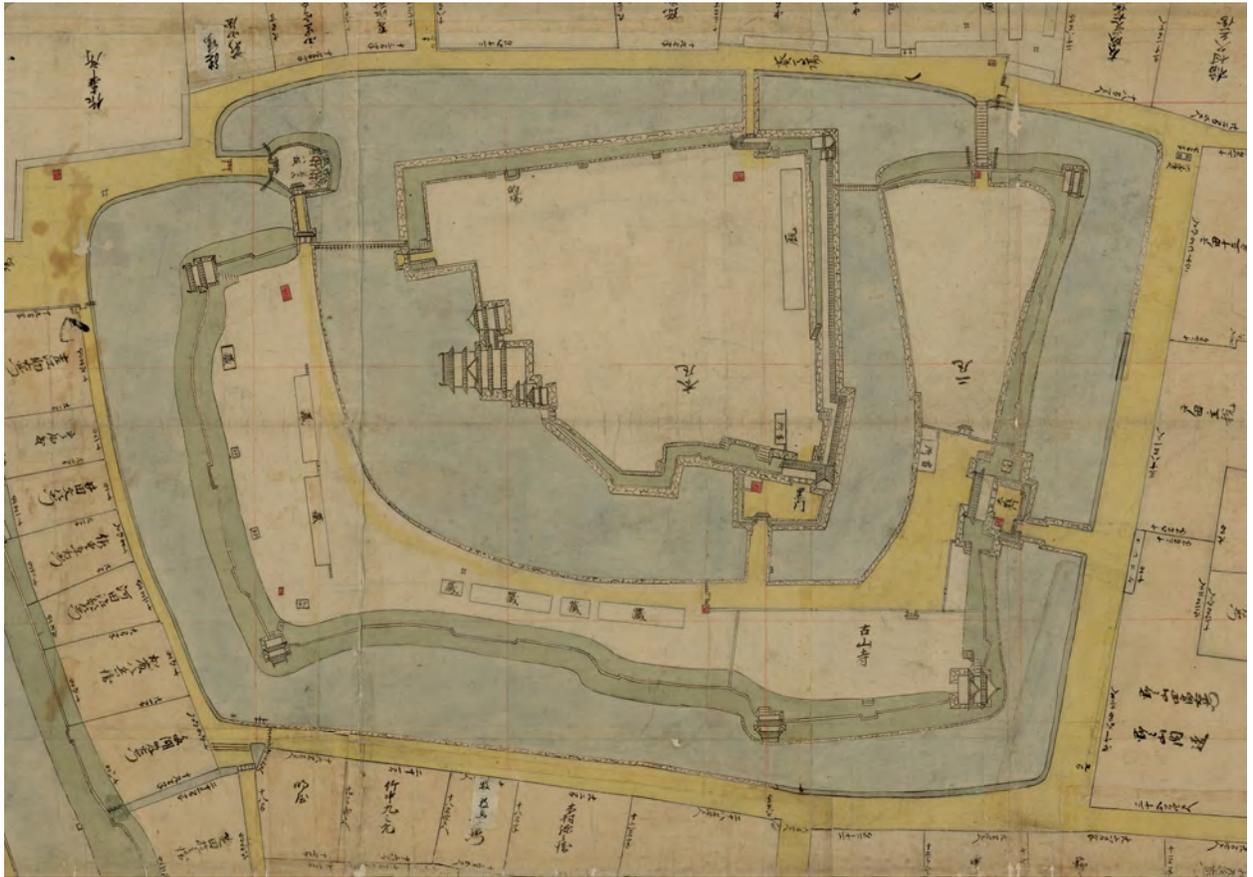
図版10 信州松本城之図

水野氏時代



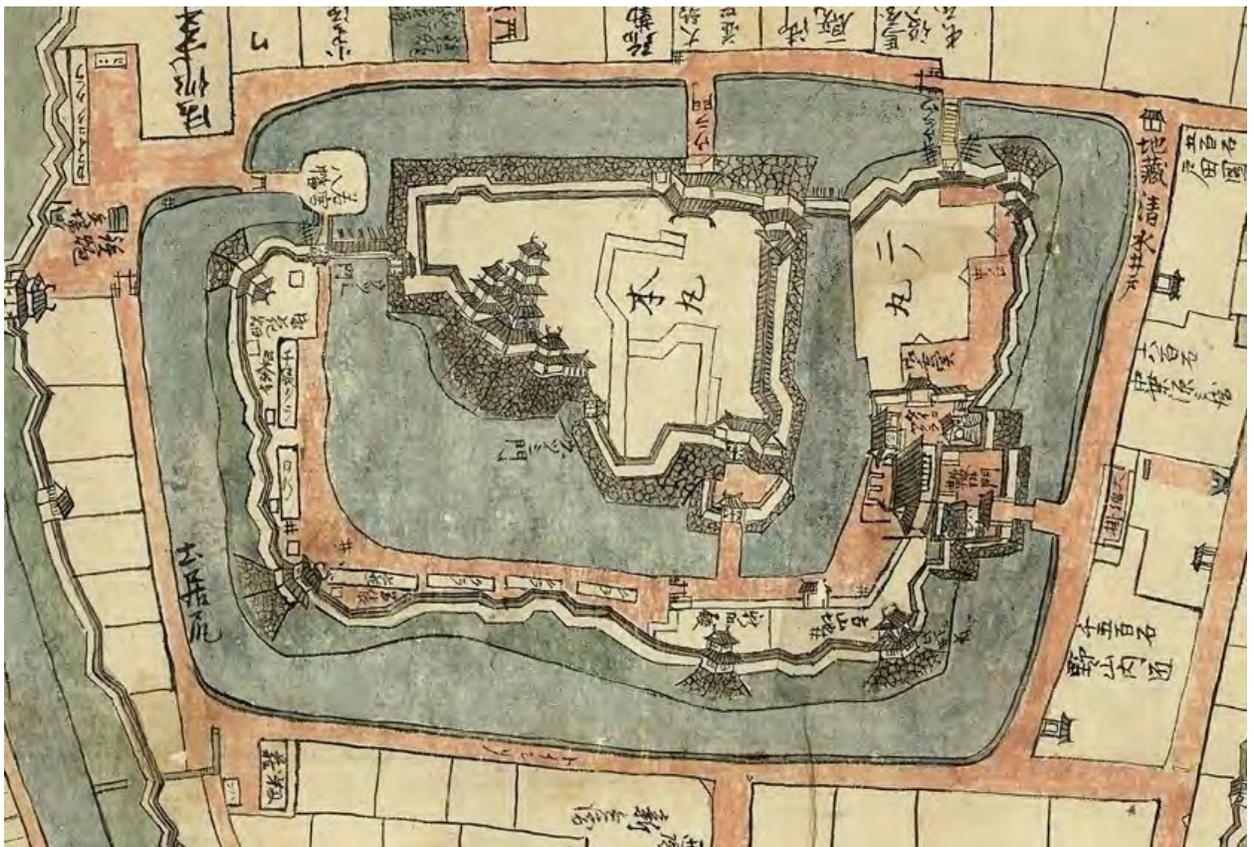
図版 1 1 文化五年から天保六年頃松本城下絵図（部分）

文化五年から天保六年（1808年から1835年）



図版12 享保十三年秋改 松本城下絵図（部分）

享保13年（1728年）



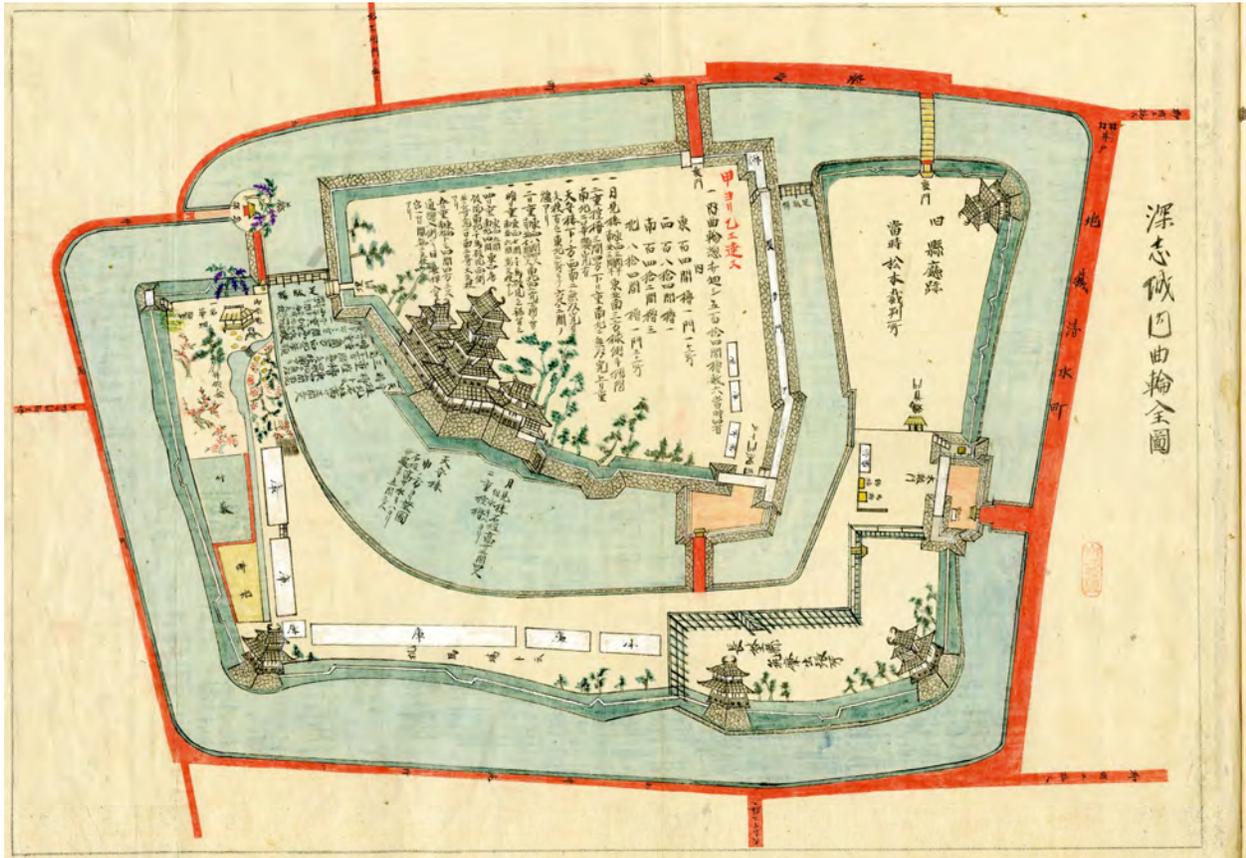
図版13 文化五年から天保六年頃松本城下絵図（部分）

文化5年から天保6年（1808年から1835年）



図版14 後藤新門面 紙本墨画 松本城旧景図

明治30年(1897年)頃



図版 1 5 深志城内曲輪全圖 (明治 9 年付信濃国筑摩郡北深志町地誌付図)

明治 9 年 (1876 年) 松本市立図書館所蔵



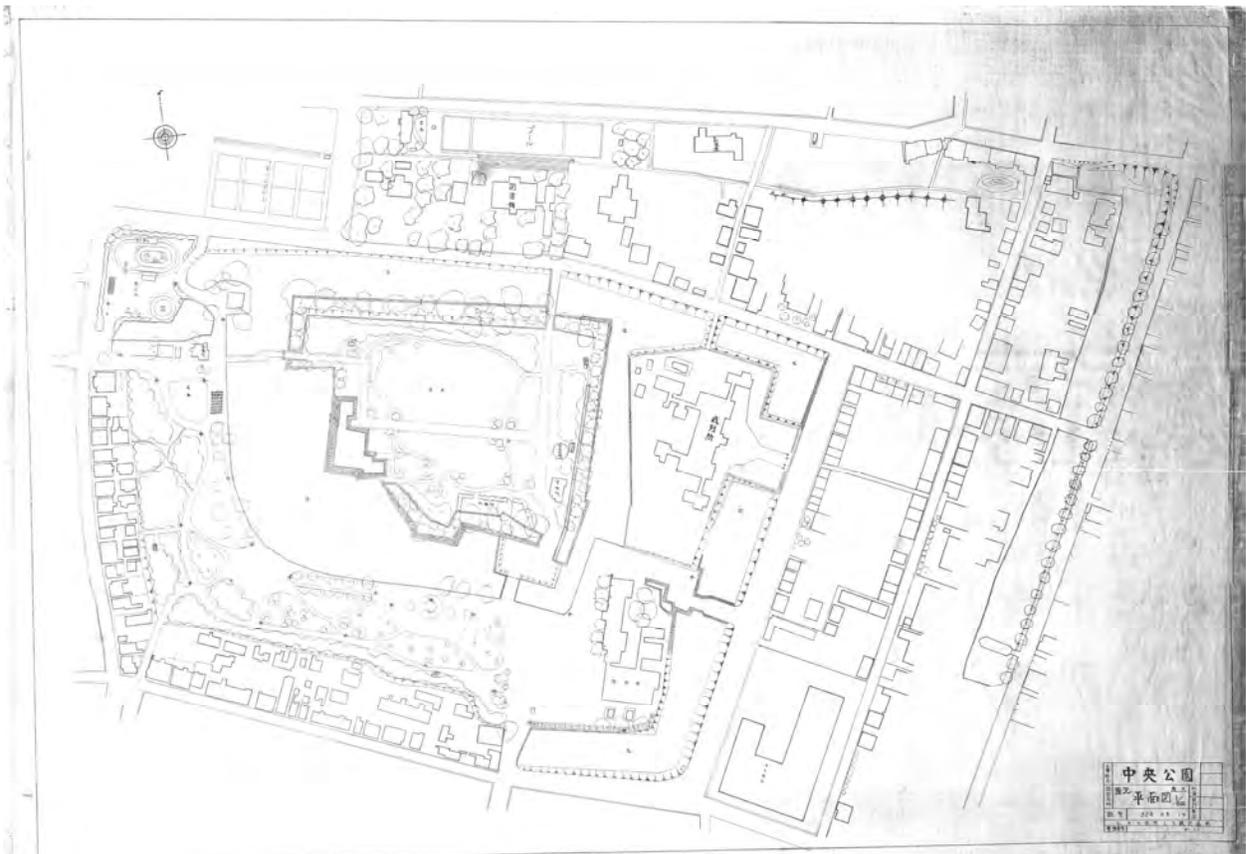
図版 1 6 松本城趾實測平面圖

昭和 3 年 (1928 年)



図版17 加藤誠平氏による中央公園設計

昭和28年(1953年)3月



図版18 中央公園現況平面図

昭和32年(1957年)



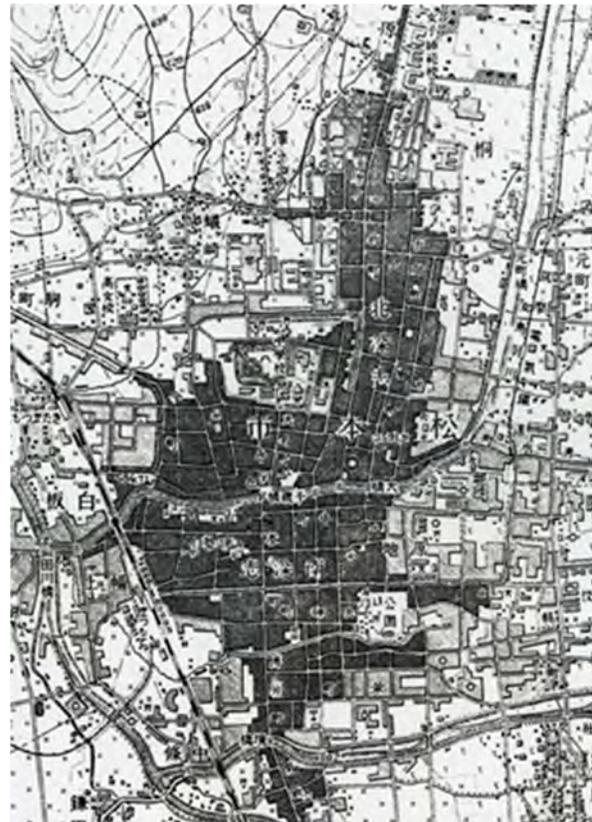
文化五年から天保六年頃松本城下絵図
(1808年から1835年)



松本町全圖 明治31年(1898年)



大正2年(1913年) 2万5000分の1地形図



昭和14年(1939年) 2万5000分の1地形図

図版19 松本城下町と近代松本の中心市街地(縮尺不同)



図版20 農事試験場となっていた本丸
明治30年(1897年)頃



図版21 明治の大修理中の天守
明治36年から大正2年
(1903年から1913年)



図版22 グラウンドとなっていた本丸
明治40年(1907年)



図版23 埋門北側石垣の崩落
昭和5年(1930年)



図版24 本丸東側の足駄塀あしだべい(時期不詳)



図版25 二の丸御殿跡の裁判所
明治20年代から明治30年代
(1887年代から1897年代)



図版26 旧制松本中学校深瀬橋と南隅櫓
明治18年(1885年)



図版27 旧制松本中学校深瀬橋
明治22年(1889年)頃



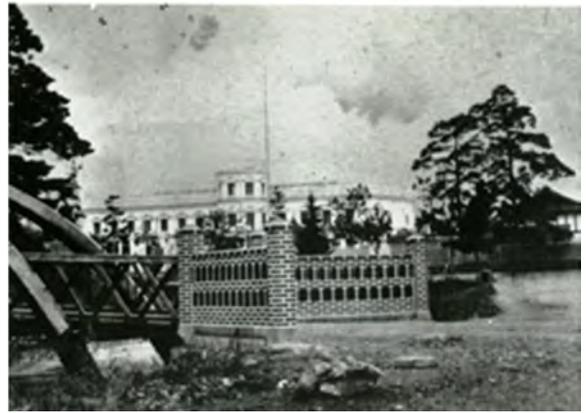
図版28 太鼓門枳形石垣
明治30年(1897年)頃



図版29 太鼓門枳形石垣
明治30年(1897年)以降



図版30 南外堀東側の石垣と博物館
昭和10年(1935年)以前



図版31 南外堀南面土坡
明治21年(1888年)以前



図版32 二の丸御殿跡裏御門橋(時期不詳絵葉書)



図版33 北西外堀・若宮八幡社周辺(時期不詳)



図版34 御幸橋と総堀の一部(時期不詳)



図版35 大手門石垣の石を転用した千歳橋
(時期不詳)



図版36 天守昭和修理時の黒門付近
昭和25年から30年(1950年から1955年)



図版37 整備中の本丸
昭和31年(1956年)



図版38 整備された本丸・二の丸
昭和31年(1956年)



図版39 改修中の内堀南・西面石垣
昭和31年(1956年)



図版40 植樹前の二の丸、内堀沿いは矢板
昭和31年(1956年)



図版41 改修中の内堀南面石垣と植樹
昭和31年(1956年)



図版42 改修中の北外堀北面土坡
昭和31年(1956年)



図版43 北外堀北面土坡の裾石垣
昭和31年(1956年)



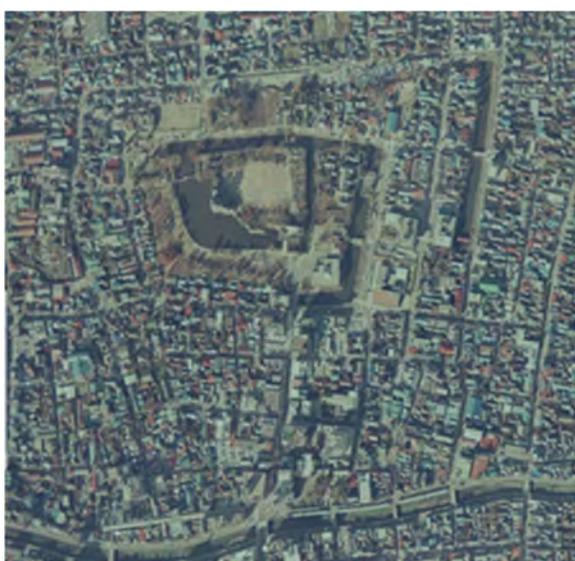
昭和初年（1926年）



昭和23年（1948年）



昭和33年（1958年）



昭和50年（1975年）



平成22年（2010年）

図版44 松本城航空写真



令和4年（2022年）

図版45 松本城航空写真

史跡松本城整備基本計画
第1期（2023～2032）

令和6年3月

発行：松本市教育委員会
〒390-0873
長野県松本市丸の内4番1号



議案第 9 号

松本市立博物館及び分館の臨時開館について

1 趣旨

大型連休期間中の観覧者の利便性向上を図るため、松本市立博物館及び分館の臨時開館を実施することについて協議するものです。なお、市制施行記念日（5月1日）は無料開館を実施します。

2 臨時開館施設

- (1) 松本市立博物館、松本民芸館、旧山辺学校校舎、松本市立考古博物館、松本市はかり資料館、旧制高等学校記念館、窪田空穂記念館、重要文化財馬場家住宅、松本市歴史の里、松本市時計博物館、松本市山と自然博物館、松本市四賀化石館

令和6年4月30日（火）

- (2) 松本市高橋家住宅

令和6年4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）

- (3) 松本市安曇資料館

令和6年4月27日（土）、4月28日（日）、4月29日（祝）、4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）

3 周知方法

- (1) 広報まつもと4月号へ掲載します。
(2) 松本市ホームページ・松本まるごと博物館ホームページへ掲載します。

担当 博物館

館長 加藤 孝

電話 32-0133

報告第 1 号

図書館利用者登録等の電子申請の受付開始について

1 趣旨

松本市図書館未来プランに定める施策の具体的な取組みのひとつとして、非来館型サービスの充実を図るため、来館が必須となっている図書館の利用者登録等の手続きを見直し、電子申請による受付を開始することについて報告するものです。

2 電子申請で行える申請の種類

- (1) 松本市図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）の新規登録
- (2) 利用者カードの更新（有効期間の更新、登録内容の変更）
- (3) デジとしょ信州（市町村と県による協働電子図書館）の利用登録

※利用者カードを有効期間内に亡失・汚損した場合の再発行は、カード代金が発生するため窓口のみで受け付けます。

3 申請方法

(1) 利用者カードの申請

ア 図書館ホームページ内電子申請ページから本人確認書類の画像を添付の上申請します。

イ 原則として申請から3営業日以内に登録完了メールが届きます。

ウ 登録完了メールが届いたら、メールを窓口で提示し、カードを受け取ります。

※利用者カードの更新をされた場合、来館時の手続きは不要です。

(2) デジとしょ信州の申請

ア 利用者カード登録後に申請できます。

イ 図書館ホームページ内電子申請ページから本人確認書類の画像を添付の上申請します。

ウ 原則として申請から3営業日以内に登録完了メールが届きます。

エ 登録完了メールが届いたら、メールに記載の利用者IDで即時利用可能です。

※有効期限は利用者カードと同じです。

4 申請対象者

(1) 利用者カードの新規登録・更新

- ・松本市内にお住まいの方
- ・松本市内に通勤、通学している方
- ・松本広域連合構成市村（塩尻市・安曇野市・山形村・朝日村・筑北村・麻績村・生坂村）にお住まいの方
- ・木曾郡内で図書館のない町村（上松町・南木曾町・木祖村・王滝村）にお住まいの方

※短期滞在、定期訪問、松本市以外の松本広域連合構成市村に通勤・通学の方はシステム管理上電子申請の対象外となりますので、図書館窓口のみで受け付けます。

(2) デジとしょ信州の利用登録

- ・松本市内にお住まいの方
- ・長野県外在住で、松本市に通勤・通学している方

※松本市外の県内在住の方は、居住地の自治体での登録となります。

5 開始時期
令和6年3月開始予定

6 周知方法

- (1) 図書館の館内掲示により周知します。
- (2) 松本市ホームページ、図書館ホームページ、図書館 Facebook、図書館 X（旧 Twitter）に掲載します。

担当	中央図書館
館長	藤森 千穂
電話	32-0099

